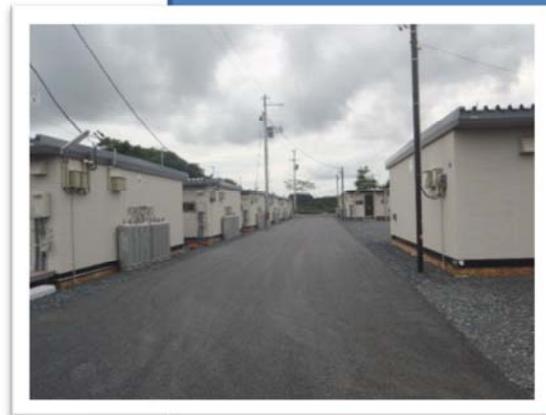
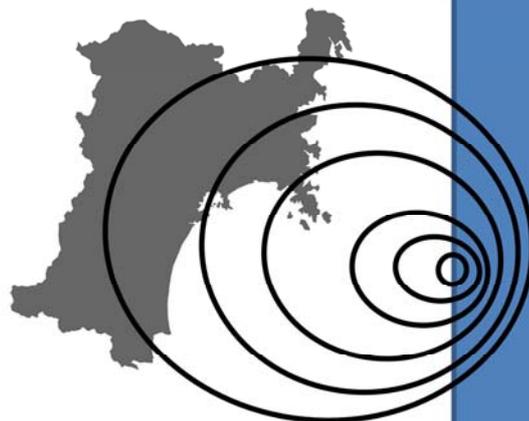
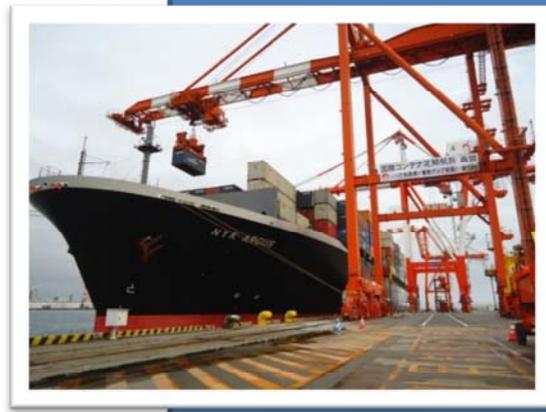


東日本大震災 1年の記録

～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～



平成24年3月
宮城県土木部

— 表 紙 写 真 —

| | |
|--|--|
| <p>(写真1)</p> <p>東松島市の大曲海岸災害復旧着工式を平成 24 年 3 月 3 日に開催しました。</p> <p>大曲海岸（復旧延長 L=1,062m）は既存堤防高 T.P+6.2m であるが、津波で甚大な被害を受け地震で約 0.9m 地盤沈下したので、この地盤沈下量 0.9m を含めて約 1.9m 嵩上げし、T.P+7.2m の新堤防として、平成 26 年 3 月完成を目標に災害復旧を進める予定です。</p> <p>また、被災を受けた県内の他の海岸についても、順次、災害復旧工事を進めております。</p> | <p>(写真2)</p> <p>東日本大震災後、特定重要港湾である仙台塩釜港への寄港が休止されていた北米西岸／東南アジア航路が、平成 24 年 1 月 22 日に再開されました。</p> <p>今回、再開された航路は仙台塩釜港からロサンゼルス港まで国内最速の 10 日、東北地方唯一の北米ダイレクト・ウィークリーサービスとなっており、航路再開によって、東北の北米輸出企業の物流コスト削減につながることを期待されています。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>(写真3)</p> <p>気仙沼湾に位置する大島は、本土との交通機関が船舶のみであり、平成 23 年 3 月 11 日に本県を襲った「東北地方太平洋沖地震」では、長期間の孤立を余儀なくされるなど甚大な被害を受けました。</p> <p>そのため、大島架橋の必要性が再認識されたことから、災害時の緊急輸送路として機能を向上させ、1 日も早い架橋実現に向け「復興のシンボル」として、平成 24 年 1 月 27 日に大島小学校で開催された大島架橋着手式の様子です。</p> | <p>(写真4)</p> <p>平成 23 年 3 月 28 日に着工した応急仮設住宅は、平成 23 年 12 月 26 日に県内 15 市町に 406 団地 22,095 戸が全戸完成しました。また、平成 23 年 10 月 24 日に着工した寒さ対策等の追加工事については、平成 24 年 1 月 15 日に全て完成しました。</p> <p>この写真は、山元町町民グラウンドに建設された応急仮設住宅の様子です</p> |
|--|--|

「東日本大震災 1年の記録」発刊に寄せて

平成23年（2011年）3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生しました。モーメントマグニチュード9.0の国内観測史上最大の地震でした。

4月1日に「東日本大震災」と命名されたこの災害は、巨大地震と巨大津波による被害にとどまらず、東京電力福島第一原子力発電所の事故と風評被害が加わった未曾有の複合災害でした。宮城県においては、死者・行方不明者が1万1千人を超え、住家等の全壊・半壊も23万棟に及び、被害総額は9兆円余に達する甚大な被害を受けました。あらためて、震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、東日本大震災から1年余りが過ぎました。土木部においては、震災直後からこれまで、土木部業務継続計画（BCP）に基づく情報収集や復旧活動に始まり、道路や港湾等の啓開や救援ルートの確保、災害廃棄物（がれき）の一時処理などへの対応、被災した公共土木施設の緊急復旧や、千年に1度と言われる大津波による災害から県土を再構築するため、今次津波の工学的な検証を踏まえた公共土木施設の構造検討と膨大な数の災害査定の実施、高台移転と多重防御を基本とした被災市町の復興まちづくりの支援、膨大な数の応急仮設住宅と復興住宅の建設などに、同時並行的に総力を挙げて取り組み、県土の復旧・復興に向けて前へ前へと進むことができました。これもひとえに、昼夜を分かたず献身的に取り組んでいただいた職員の皆様のご努力と、国や都道府県などの自治体、関係機関・団体など、国内外からいただいた多くの温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

今般、こうした土木部の活動をまとめた「東日本大震災 1年の記録」ができあがりました。この記録は、昨年9月に「東日本大震災の記録（暫定版）」を発刊しましたが、それを加筆修正したもので、「みやぎの住宅・社会資本再生・復興」に向けた1年の歩みを綴ったものです。「記録しなければ記憶として残らない」わけであります。私たちは決して「あの日を忘れない」取り組みを引き続き行っていくためにも、今後の復旧・復興の歩みを記録し、国内外に発信していきたいと考えております。

この資料が宮城県のみならず、他の自治体等、関係機関・団体における今後の防災対策に少しでも役立てていただければこの上なく幸いです。

平成24年 3月

宮城県土木部長 橋本 潔

<空白>

目 次

第1章 地震の概要……………P 1

- (1) 地震の概要 …………… 3
- (2) 余震の概要 …………… 4
- (3) 津波の概要 …………… 5
- (4) 地殻変動の概要 …………… 8

第2章 被害の概要……………P 9

- (1) 人的被害 …………… 11
- (2) 住家・非住家被害 …………… 11
- (3) 避難所・避難者数 …………… 11
- (4) ライフライン被害 …………… 11
- (5) 各施設の被害額 …………… 11
- (6) 公共土木施設等の被害額 …………… 11

第3章 津波による沿岸部被災前後写真……………P 17

- (1) 気仙沼市の被災前後写真 …………… 19
- (2) 南三陸町志津川地区の被災前後写真 …………… 20
- (3) 石巻市北上川河口の被災前後写真 …………… 21
- (4) 女川町の被災前後写真 …………… 22
- (5) 石巻市旧北上川河口の被災前後写真 …………… 23
- (6) 東松島市鳴瀬川河口の被災前後写真 …………… 24
- (7) 仙台港の被災前後写真 …………… 25
- (8) 仙台市宮城野区蒲生地区の被災前後写真 …………… 26
- (9) 仙台市若林区荒浜地区の被災前後写真 …………… 27
- (10) 名取市閑上地区の被災前後写真 …………… 28
- (11) 仙台空港の被災前後写真 …………… 29
- (12) 亘理町鳥の海地区の被災前後写真 …………… 30

第4章 公共土木施設の被災状況……………P31

| | |
|------------------------------|----|
| (1) 道路施設の被災写真…………… | 34 |
| (2) 河川・海岸保全施設の被災写真…………… | 38 |
| (3) 砂防・地すべり・急傾斜地施設の被災写真…………… | 40 |
| (4) 港湾施設の被災写真…………… | 41 |
| (5) 下水道施設の被災写真…………… | 42 |
| (6) 仙台空港関連施設の被災写真…………… | 43 |
| (7) 都市公園の被災写真…………… | 43 |
| (8) 仙台港背後地の被災写真…………… | 43 |
| (9) 県庁及び地方公所の被災写真…………… | 44 |

第5章 みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み……………P49

| | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 宮城県土木部の歩み（震災から1年間の記録）…………… | 51 |
| (2) 宮城県土木部各地方公所の歩み（震災から1年間の記録）…………… | 72 |

第6章 地震発生後の対応……………P109

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 土木部災害対策本部の設置…………… | 111 |
| (2) 土木部職員の安否確認…………… | 112 |
| (3) 初動時における災害復旧体制…………… | 112 |
| (4) 他県職員の応援派遣…………… | 112 |
| (5) 公共土木施設の被災状況とこれまでの対応状況…………… | 114 |
| (6) 各地方公所の初動時における対応状況…………… | 118 |
| (7) 公共土木施設における災害廃棄物…………… | 124 |
| (8) 公共土木施設における放射能及び空間線量率…………… | 125 |

第7章 B C P（土木部業務継続計画）……………P129

| | |
|------------------------------|-----|
| (1) B C P（土木部業務継続計画）の目的…………… | 131 |
| (2) 東日本大震災を受けての検証結果及び課題…………… | 131 |
| (3) B C P（土木部業務継続計画）の改定…………… | 132 |

第8章 津波の痕跡調査結果……………P135

- (1) 調査概要…………… 137
- (2) 調査地点数…………… 137
- (3) 調査結果…………… 137

第9章 被災した海岸の新たな津波対策……………P157

- (1) 国等における津波対策に関する基本的な考え方…………… 159
- (2) 本県における津波対策の考え方…………… 159
- (3) 堤防高の検討について…………… 159
- (4) 海岸堤防の整備高について…………… 173

第10章 被災市町のまちづくり支援……………P193

- (1) 支援の目的…………… 195
- (2) 支援の対象市町…………… 195
- (3) これまでの取組み…………… 195
- (4) これからの取組み…………… 197
- (5) まちづくり計画の策定支援の経緯…………… 200

第11章 住宅関係……………P203

- (1) 市町村別住家被害状況…………… 205
- (2) 県営住宅の被害状況…………… 205
- (3) 被災建築物応急危険度判定…………… 206
- (4) 被災宅地危険度判定…………… 208
- (5) 住宅相談…………… 209
- (6) 被災地の建築制限…………… 210
- (7) 応急仮設住宅の概要…………… 211
- (8) 住宅再建支援事業（二重ローン対策）…………… 215
- (9) 宮城県住宅復興計画…………… 215

第12章 災害査定・・・・・・・・・・・・・・・・P219

- (1) 公共土木施設等災害査定決定概要（全体） 221
- (2) 水管理・国土保全局の災害査定..... 224
- (3) 都市局の災害査定..... 230
- (4) 港湾局の災害査定..... 231
- (5) 住宅局の災害査定..... 234
- (6) 減失住宅の災害査定 234

第13章 公共土木施設の復旧状況・・・・・・・・P235

- (1) 道路施設の復旧写真 238
- (2) 河川施設の復旧写真 244
- (3) 海岸保全施設の復旧写真 248
- (4) 港湾施設の復旧写真 249
- (5) 下水道施設の復旧写真..... 252
- (6) 仙台空港関連施設の復旧写真 254
- (7) 仙台港背後地の復旧写真 254

天皇陛下のおことば・・・・・・・・P255

- (1) 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことば..... 257
- (2) 東日本大震災1周年での天皇陛下のおことば 258

宮城県知事からのメッセージ・・・・・・・・P259

- (1) 東日本大震災の発生直後 261
- (2) 東日本大震災の発生から一週間後 261
- (3) 東日本大震災の発生から新年度を迎えて..... 261
- (4) 東日本大震災の発生から1ヶ月を経過して..... 263
- (5) 東日本大震災の発生から半年を迎えて 263
- (6) 平成23年度仕事納めあいさつ..... 264
- (7) 平成23年度仕事始めあいさつ..... 265

| | |
|-------------------------|-----|
| (8) 東日本大震災から1年を迎えて..... | 266 |
| (9) 感謝と復興へのメッセージ..... | 267 |

宮城県土木部長からのメッセージ.....P269

| | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 温故創新 No1 (平成23年4月1日) | 271 |
| (2) 温故創新 No2 (平成23年4月14日) | 273 |
| (3) 温故創新 No3 (平成23年5月20日) | 274 |
| (4) 温故創新 No4 (平成23年6月15日) | 275 |
| (5) 温故創新 No5 (平成23年7月1日) | 277 |
| (6) 温故創新 No6 (平成23年8月1日) | 279 |
| (7) 温故創新 No7 (平成23年9月6日) | 280 |
| (8) 温故創新 No8 (平成23年10月19日) | 281 |
| (9) 温故創新 No9 (平成23年11月11日) | 283 |
| (10) 温故創新 No10 (平成23年12月28日) | 284 |
| (11) 温故創新 No11 (平成24年1月4日) | 286 |
| (12) 温故創新 No12 (平成24年2月17日) | 287 |
| (13) 温故創新 No13 (平成24年3月14日) | 289 |
| (14) 東日本大震災を踏まえた宮城の防災対策 | 291 |

<空白>

第1章



地震の概要

<空白>

(1)地震の概要

発生時刻：平成23年3月11日（金）

14時46分

震源：三陸沖
 牡鹿半島の東南東約130km付近
 深さ約24km

規模：Mw9.0

断層の大きさ：長さ450km，幅200km

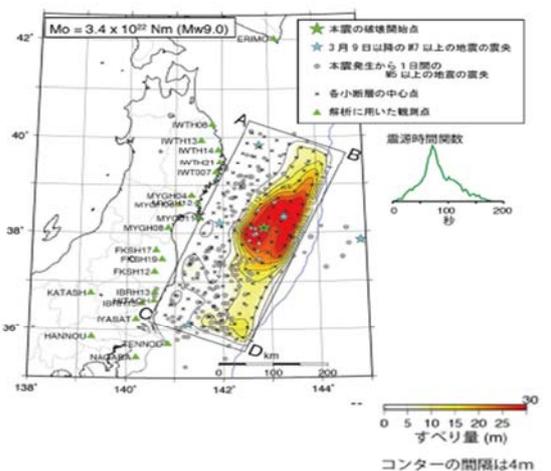
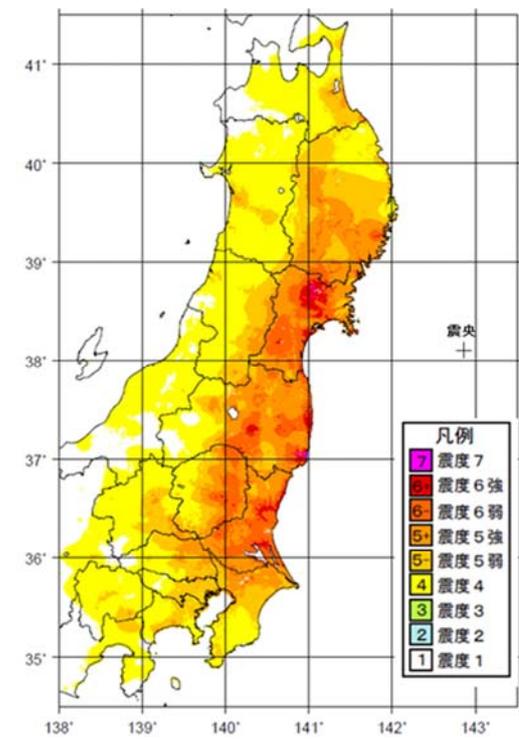
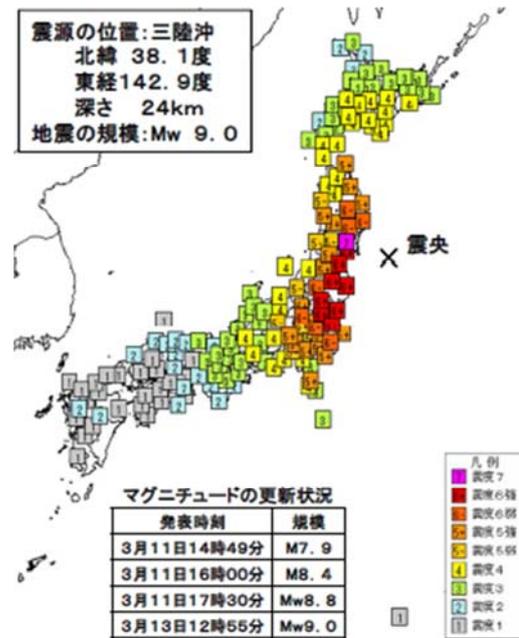
地震の種類：海溝型地震，逆断層型

平成23年3月11日（金）14時46分頃に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は，三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大規模の地震であった。

この地震により最大震度7（栗原市），東北から北関東にまたがる広い範囲で震度6強の強い揺れを観測し，三陸沿岸では30m，仙台湾岸の砂浜海岸でも10mを超える大津波が発生し，沿岸地域に壊滅的な被害をもたらした。近年の実観測値（チリ地震津波など）を大きく超える巨大な津波は，広範囲に及ぶ浸水（327km²）と強い流体力により沿岸の構造物や家屋の破壊と流出，海岸の浸食や堆積などによる地形変化，漂流物による二次的な被害，養殖施設や船舶の漂流，可燃物の流出と火災，道路や鉄道など交通網の分断，農業・漁業，製造業などの産業基盤の喪失等，想像を絶する甚大な被害をもたらした。漁船，水産加工設備，沿岸養殖場などの水産関連施設をはじめ，農地を含む農業関連施設や沿岸部に立地する様々な企業の関連施設など，沿岸部で行われてきた産業活動の全てが甚大な被害を受け，多くの人々が就労の場を失った。人的被害の少なかった内陸部でも，住宅被害や宅地の崩壊，学校や商業施設等の建物被害，道路や公共交通機関網の分断，電力などのエネルギーの供給停止などにより，日常生活に大きな支障が生じたことをはじめ，東北地方を出入りする原材料，部品及び製品等の供給網が分断し，その影響が海外まで波及するなど，被害は多岐に及んだ。

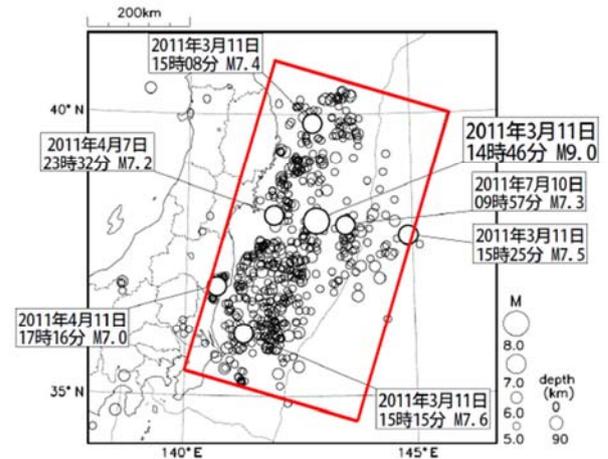
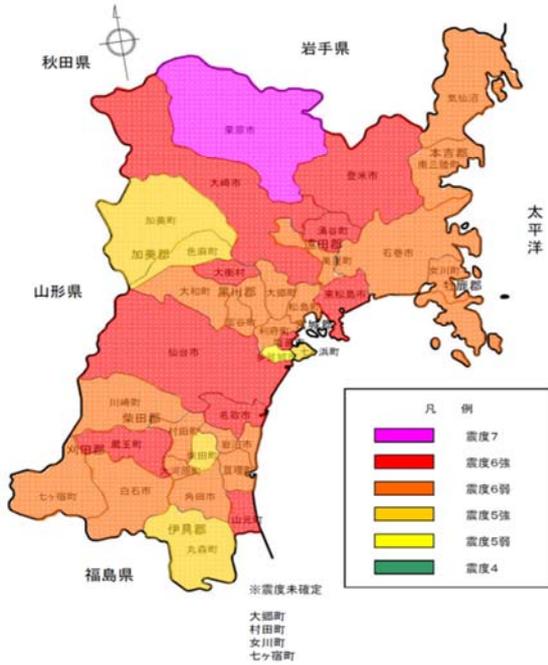
また，住家被害では，全壊・半壊家屋が23万棟を超え，地域によってはライフラインの復旧の目処が立たず，ピーク時には県内1,183箇所の避難所に32万人の被災者が避難を余儀なくされた。

そして，東京電力福島第一原子力発電所の施設被害は，被害の規模をさらに深刻なものとし，大地震，大津波，原発事故，風評被害などの複合被害に直面することになった。



本県では、平成23年4月7日23時32分に発生した最大震度6強の余震によって、本震で損傷していた道路などの公共土木施設被害が拡大し、一部で運行再開していた東北本線が再度運休するなど、県民生活に甚大な被害を与えた。また、福島県いわき市などでは陸域で余震が発生し、地表面に地震断層が確認されたほか、この陸域では非常に活発な余震が見られたことが特徴であった。

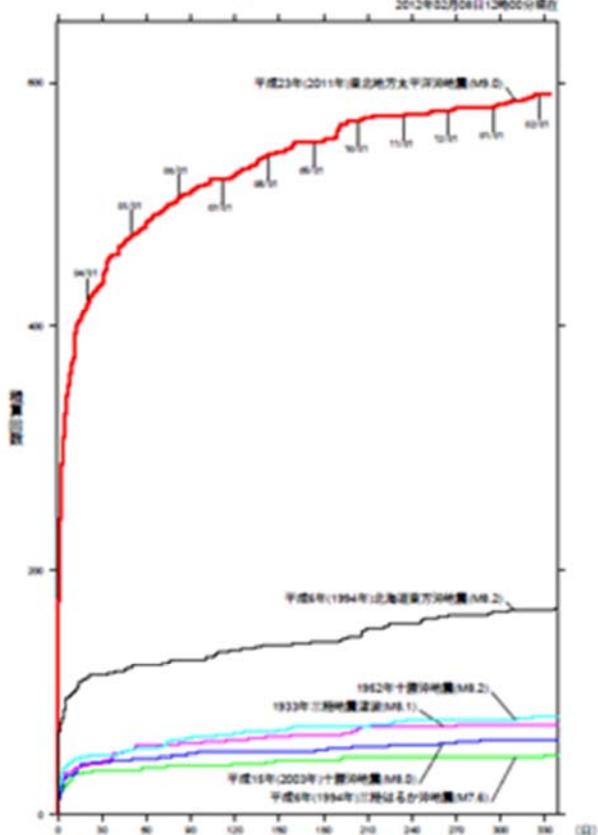
現在は、余震活動は少なくなってきたが、今後とも注意が必要である。



| | | | | | |
|------|----|------|----|------|----|
| 仙台市 | 6強 | 蔵王町 | 6強 | 大郷町 | 不明 |
| 石巻市 | 6弱 | 七ヶ宿町 | 不明 | 富谷町 | 6弱 |
| 塩竈市 | 6強 | 大河原町 | 6弱 | 大衡村 | 6強 |
| 気仙沼市 | 6弱 | 村田町 | 不明 | 色麻町 | 5強 |
| 白石市 | 6弱 | 柴田町 | 5強 | 加美町 | 5強 |
| 名取市 | 6強 | 川崎町 | 6強 | 涌谷町 | 6強 |
| 角田市 | 6弱 | 丸森町 | 5強 | 美里町 | 6弱 |
| 多賀城市 | 5弱 | 巨理町 | 6弱 | 女川町 | 不明 |
| 岩沼市 | 6弱 | 山元町 | 6強 | 南三陸町 | 6弱 |
| 登米市 | 6強 | 松島町 | 6弱 | | |
| 栗原市 | 7 | 七ヶ浜町 | 5強 | | |
| 東松島市 | 6強 | 利府町 | 6弱 | | |
| 大崎市 | 6強 | 大和町 | 6弱 | | |

気象庁発表資料に基づき作成

海域で発生した主な地震の余震回数比較 (◎本震を含む)
(マグニチュード5.0以上)



(2) 余震の概要

東北地方太平洋沖地震は、余震が非常に多いのが特徴であり、余震はM7.0以上が6回発生 (M7.6, M7.5, M7.4, M7.3, M7.2, M7.0) し、最大余震は平成23年3月11日 (金) 15時15分に茨城県沖を震源とするM7.6の余震で最大震度6強を記録した。平成24年2月29日末現在で震度5以上の余震は本震を含めて46回、震度4以上の余震は226回を記録している。

| 震度5弱以上を観測した地震(余震活動の領域内:本震以降) | | | | | | |
|------------------------------|------------|-------|--------|----|---------|------|
| No. | 地震発生日 | 発震時刻 | 震央地名 | 深さ | マグニチュード | 最大震度 |
| 1 | 2011/3/11 | 14:46 | 三陸沖 | 24 | 9.0 | 7 |
| 2 | 2011/3/11 | 14:51 | 福島県沖 | 11 | 6.8 | 5弱 |
| 3 | 2011/3/11 | 14:54 | 福島県沖 | 36 | 5.8 | 5弱 |
| 4 | 2011/3/11 | 14:58 | 福島県沖 | 23 | 6.4 | 5弱 |
| 5 | 2011/3/11 | 15:06 | 千葉県沖 | 27 | 6.4 | 5弱 |
| 6 | 2011/3/11 | 15:08 | 千葉県沖 | 32 | 7.4 | 5弱 |
| 7 | 2011/3/11 | 15:12 | 福島県沖 | 27 | 6.1 | 5弱 |
| 8 | 2011/3/11 | 15:15 | 茨城県沖 | 43 | 7.6 | 6強 |
| 9 | 2011/3/11 | 16:29 | 千葉県沖 | 36 | 6.5 | 5強 |
| 10 | 2011/3/11 | 17:40 | 福島県沖 | 27 | 6.1 | 5強 |
| 11 | 2011/3/11 | 20:36 | 千葉県沖 | 24 | 6.7 | 5弱 |
| 12 | 2011/3/12 | 22:15 | 福島県沖 | 40 | 6.2 | 5弱 |
| 13 | 2011/3/13 | 08:24 | 茨城県沖 | 15 | 6.2 | 5弱 |
| 14 | 2011/3/14 | 10:02 | 茨城県沖 | 32 | 6.2 | 5弱 |
| 15 | 2011/3/16 | 12:52 | 千葉県東方沖 | 10 | 6.1 | 5弱 |
| 16 | 2011/3/19 | 18:56 | 茨城県北部 | 5 | 6.1 | 5強 |
| 17 | 2011/3/23 | 07:12 | 福島県浜通り | 8 | 6.0 | 5強 |
| 18 | 2011/3/23 | 07:34 | 福島県浜通り | 7 | 5.5 | 5強 |
| 19 | 2011/3/23 | 07:36 | 福島県浜通り | 7 | 5.8 | 5弱 |
| 20 | 2011/3/23 | 18:55 | 福島県浜通り | 9 | 4.7 | 5強 |
| 21 | 2011/3/24 | 17:20 | 千葉県沖 | 34 | 6.2 | 5弱 |
| 22 | 2011/3/28 | 07:23 | 茨城県沖 | 32 | 6.5 | 5弱 |
| 23 | 2011/3/31 | 16:15 | 茨城県沖 | 47 | 6.1 | 5弱 |
| 24 | 2011/4/7 | 23:32 | 茨城県沖 | 66 | 7.2 | 6強 |
| 25 | 2011/4/9 | 18:42 | 茨城県沖 | 58 | 5.4 | 5弱 |
| 26 | 2011/4/11 | 17:16 | 福島県浜通り | 6 | 7.0 | 6強 |
| 27 | 2011/4/11 | 17:26 | 福島県中通り | 5 | 5.4 | 5弱 |
| 28 | 2011/4/11 | 20:42 | 福島県浜通り | 11 | 5.9 | 5弱 |
| 29 | 2011/4/12 | 08:08 | 千葉県東方沖 | 26 | 6.4 | 5弱 |
| 30 | 2011/4/12 | 14:07 | 福島県中通り | 15 | 6.4 | 6強 |
| 31 | 2011/4/13 | 10:07 | 福島県浜通り | 5 | 5.7 | 5弱 |
| 32 | 2011/4/21 | 22:37 | 千葉県東方沖 | 46 | 6.0 | 5弱 |
| 33 | 2011/4/23 | 00:25 | 福島県沖 | 21 | 5.4 | 5弱 |
| 34 | 2011/5/6 | 02:04 | 福島県浜通り | 6 | 5.2 | 5弱 |
| 35 | 2011/5/25 | 05:36 | 福島県浜通り | 7 | 5.0 | 5弱 |
| 36 | 2011/6/4 | 01:00 | 福島県沖 | 30 | 5.5 | 5弱 |
| 37 | 2011/6/23 | 06:50 | 千葉県沖 | 36 | 6.9 | 5弱 |
| 38 | 2011/7/23 | 13:34 | 茨城県沖 | 47 | 6.4 | 5強 |
| 39 | 2011/7/25 | 03:51 | 福島県沖 | 46 | 6.3 | 5弱 |
| 40 | 2011/7/31 | 03:53 | 福島県沖 | 57 | 6.5 | 5強 |
| 41 | 2011/8/12 | 03:22 | 福島県沖 | 52 | 6.1 | 5弱 |
| 42 | 2011/8/19 | 14:36 | 福島県沖 | 51 | 6.5 | 5弱 |
| 43 | 2011/9/21 | 22:30 | 茨城県北部 | 9 | 5.2 | 5弱 |
| 44 | 2011/9/29 | 19:05 | 福島県浜通り | 9 | 5.4 | 5強 |
| 45 | 2011/11/20 | 10:23 | 茨城県北部 | 9 | 5.3 | 5強 |
| 46 | 2012/1/23 | 20:45 | 福島県沖 | 52 | 5.1 | 5弱 |

| 月別回数 | 期間 | 最大震度別回数 | | | | | | 震度4以上を観測した回数 |
|-------|--------------------------|---------|----|----|----|----|---|--------------|
| | | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | |
| 2011年 | 3/11 14:00 - 3/31 24:00 | 86 | 15 | 6 | 0 | 1 | 1 | 109 |
| | 4/1 00:00 - 4/30 24:00 | 40 | 7 | 0 | 2 | 1 | 0 | 50 |
| | 5/1 00:00 - 5/31 24:00 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| | 6/1 00:00 - 6/30 24:00 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 7/1 00:00 - 7/31 24:00 | 7 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 8/1 00:00 - 8/31 24:00 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 9/1 00:00 - 9/30 24:00 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 10/1 00:00 - 10/31 24:00 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 11/1 00:00 - 11/30 24:00 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 12/1 00:00 - 12/31 24:00 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 2012年 | 1/1 00:00 - 1/31 24:00 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 2/1 00:00 - 2/8 12:00 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | | 180 | 31 | 10 | 2 | 2 | 1 | 226 |

(震度7は本震)

壊し、壊滅的な被害を与えた。河川を遡上した津波は、地震動に耐えた河口付近の橋梁を波圧と揚圧力により落橋させた。また、リアス式海岸での大津波は、すさまじい破壊力で海岸沿いに密集した家屋はもとより、RC構造の業務ビルを基礎杭諸共に倒壊させ、防潮堤、水門、港湾及び漁港などの沿岸部の施設を壊滅的に破壊した。大型の船舶やバスなどの車両は、内陸へ奥深く漂流し、建物を破壊した後、無残にも内陸部に取り残された。また、海岸線から内陸1kmに位置する仙台空港は、流れ込んだがれきや車両が滑走路を塞ぎ、使用不能となった。

大津波の発生に伴い、流出した燃料に起因する火災は、被害を拡大させ、避難や救助を妨げた。道路は、がれきや大規模な浸水により通行が遮断され、電力の不通のため通信手段を失い、多くの避難所は、道路が啓開されるまでの数日間孤立し、避難者の安否さえ不明だった。地域医療を担う多くの病院が被災し、かろうじて津波を逃れて救護されたにもかかわらず、十分な手当を受けられずに落命する被災者も見られた。救援物資は届かず、必要な物資が不足し、運搬するための車両や燃料すら手配が困難であった。被災状況の把握は困難を極め、事態が明らかになったのは、発災後数日を経過し、自衛隊等による救護・救援活動が本格化してからのことだった。



津波で打ち上げられた大型漁船(気仙沼市)

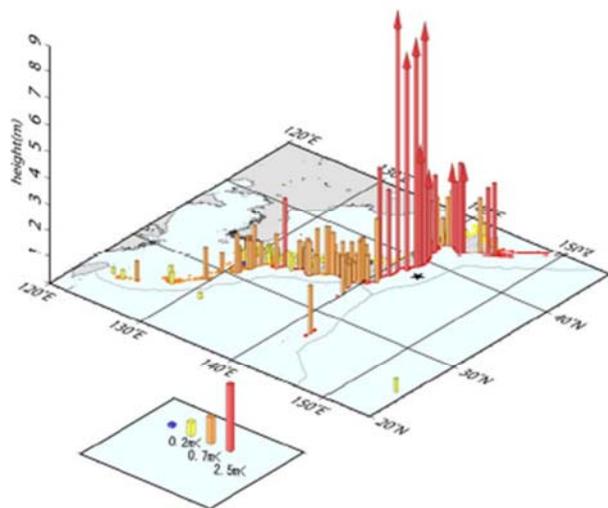
(3) 津波の概要

気象庁は、地震の揺れが継続していた14時49分に北海道から関東地方の太平洋沿岸に大津波警報、北海道の日本海側、関東地方から沖縄地方に津波警報、北海道のオホーツク海、瀬戸内海、九州地方の東シナ海側などに津波注意報を発令した。本県では、15時14分に津波予想高6mから10mに拡大された。

この大津波は、高潮や波浪を対象に計画高を決定した第一線の海岸堤防をはるかに超えて、内陸へ深く浸入した。海岸線を越えて遡上した大津波は、地盤高の低い海岸線の松林を根こそぎ倒伏させ、構造物をことごとく破壊し、その先端部で発生した射流は、恐るべき破壊力で構造物、家屋、自動車などを破壊し、あたり一面をがれきの海にした。

さらに、陸上に上った津波は、戻り流れとなり、破壊した家屋や港湾貨物などを次々に海へ流出させ、第1波の越流で破壊した海岸堤防をさらに陸側から破

津波の観測状況

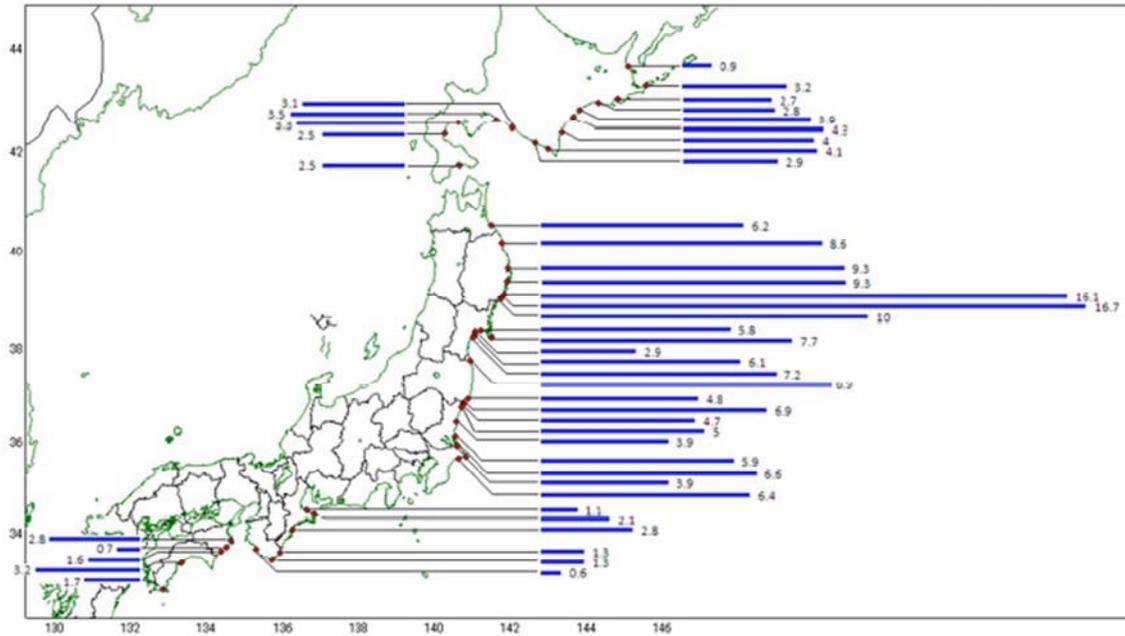


○津波警報の発表状況

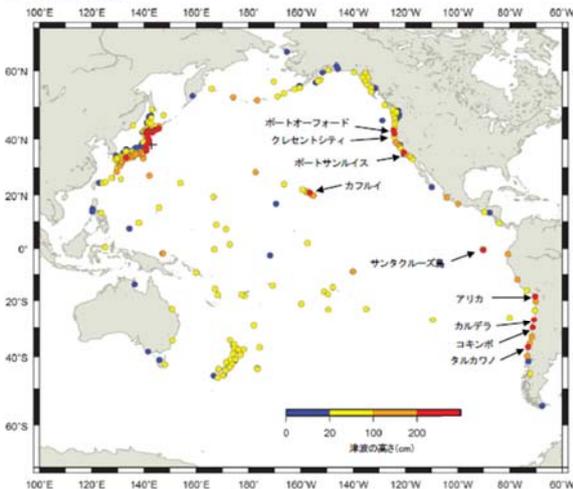
| 津波警報発表日時 | 津波予報区 | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 11日 14:49 | 11日 15:14 | 11日 15:30 | 11日 16:08 | 11日 16:47 | 11日 21:35 | 11日 22:53 | 12日 03:20 | 12日 13:50 | 12日 20:20 | 13日 07:30 | 13日 17:58 |
| 青森県太平洋沿岸 | 1m | 3m | 8m | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | | 切下げ | 切下げ | 解除 |
| 岩手県 | 3m | 8m | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | | 切下げ | 切下げ | 解除 |
| 宮城県 | 8m | 10m以上 | | 切下げ | 切下げ | 解除 |
| 福島県 | 3m | 8m | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | | 切下げ | 切下げ | 解除 |
| 茨城県 | 2m | 4m | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 切下げ | 切下げ | | 解除 |
| 千葉県九十九里・外房 | 2m | 3m | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 10m以上 | 切下げ | | | 解除 |
| 北海道太平洋沿岸中部 | 1m | 2m | 8m | 8m | 8m | 8m | 8m | 8m | 切下げ | 切下げ | | 解除 |
| 北海道太平洋沿岸東部 | 0.5m | 1m | 3m | 8m | 8m | 8m | 8m | 8m | 切下げ | 切下げ | | 解除 |
| 北海道太平洋沿岸西部 | 0.5m | 1m | 4m | 8m | 8m | 8m | 8m | 8m | 切下げ | 切下げ | | 解除 |
| 伊豆諸島 | 1m | 2m | 4m | 8m | 8m | 8m | 8m | 8m | 切下げ | | | 解除 |
| 千葉県内房 | 0.5m | 1m | 2m | 4m | 4m | 4m | 4m | 4m | 切下げ | | 解除 | |
| 小笠原諸島 | 0.5m | 1m | 2m | 4m | 4m | 4m | 4m | 4m | 切下げ | | | 解除 |
| 青森県日本海沿岸 | 0.5m | 1m | 2m | 3m | 3m | 3m | 3m | 3m | 切下げ | 解除 | | |
| 相模湾・三浦半島 | 0.5m | 0.5m | 2m | 3m | 3m | 3m | 3m | 3m | 切下げ | 解除 | | |
| 静岡県 | 0.5m | 0.5m | 2m | 3m | 3m | 3m | 3m | 3m | 切下げ | | 解除 | |
| 和歌山県 | 0.5m | 0.5m | 2m | 3m | 3m | 3m | 3m | 3m | 切下げ | 切下げ | | 解除 |
| 徳島県 | 0.5m | 0.5m | 2m | 3m | 3m | 3m | 3m | 3m | 切下げ | | 解除 | |
| 高知県 | 0.5m | 0.5m | 2m | 2m | 2m | 2m | 3m | 3m | 切下げ | 切下げ | | 解除 |

気象庁機動調査班による現地調査の結果(速報値)

平成23年4月15日時点



海外での津波の観測

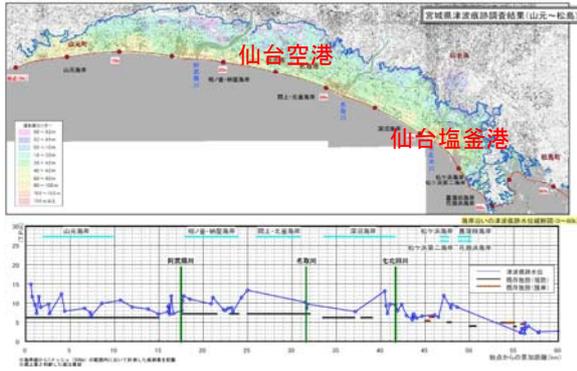


主な観測点の観測値(100cm以上)

6月11日現在

| 観測点名 | 国名 | 津波の高さ (cm) | 観測点名 | 国名 | 津波の高さ (cm) |
|------------|-------|------------|---------|------------|------------|
| クレセントシティ | アメリカ | 247 | アリーナ島 | アメリカ | 155 |
| アリカ | チリ | 245 | バルパライソ | チリ | 154 |
| コキンボ | チリ | 242 | スク・イヴァ | フランス領ポリネシア | 151 |
| サンタクルーズ島 | エクアドル | 226 | ラ・フンタ | ペルー | 144 |
| カルデラ | チリ | 214 | ポイントレイズ | アメリカ | 135 |
| タルカワノ | チリ | 209 | ヒロ | アメリカ | 133 |
| ポートオーフォード | アメリカ | 202 | スクアロファ | トンガ | 124 |
| ポートサンルイス | アメリカ | 200 | アダック | アメリカ | 110 |
| カフルイ | アメリカ | 200 | ロンブラム | バブアニューギニア | 108 |
| コンスタイトゥシオン | チリ | 193 | アカブルコ | メキシコ | 105 |
| ポイントアリーナ | アメリカ | 174 | イキケ | チリ | 104 |
| マンサニヨ | メキシコ | 170 | カワイハエ | アメリカ | 104 |
| ラ・リベルター | エクアドル | 161 | マス島 | バブアニューギニア | 103 |
| コラル | チリ | 159 | サンタバーバ | アメリカ | 102 |
| シェミア島 | アメリカ | 157 | | | |
| ミッドウェイ諸島 | アメリカ | 157 | | | |

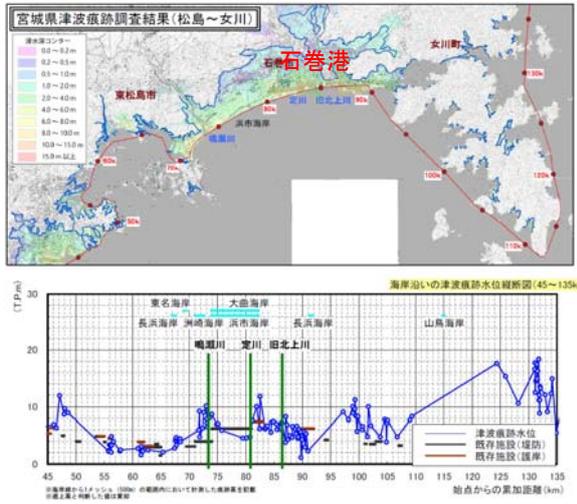
○山元町～松島町の津波痕跡図



○津波の浸水範囲



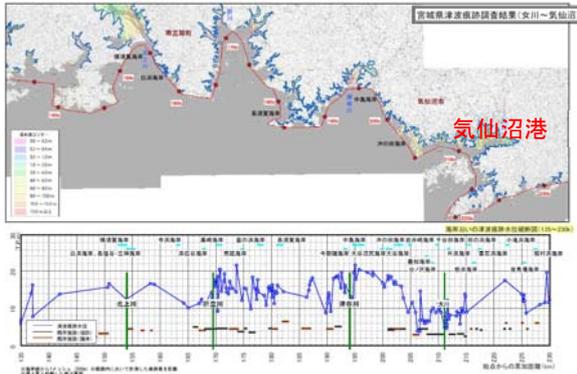
○松島町～女川町の津波痕跡図



○推定浸水域にかかる人口及び世帯数

| 市区町村 | 推定浸水域にかかる人口及び世帯数(a) | | 当該市区町村の人口及び世帯数(b) | | 推定浸水域の割合(%) (a)÷(b)×100 | |
|------|---------------------|--------|-------------------|---------|----------------------------|-------|
| | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 |
| 宮城野区 | 11,858 | 4,192 | 190,485 | 85,790 | 6.2 | 4.9 |
| 若林区 | 8,700 | 2,470 | 132,191 | 58,891 | 6.6 | 4.2 |
| 太白区 | 2,519 | 818 | 220,715 | 91,585 | 1.1 | 0.9 |
| 石巻市 | 102,670 | 39,091 | 160,704 | 57,812 | 63.9 | 67.6 |
| 塩竈市 | 173 | 80 | 56,490 | 20,314 | 0.3 | 0.4 |
| 気仙沼市 | 29,648 | 10,456 | 73,494 | 25,464 | 40.3 | 41.1 |
| 名取市 | 12,132 | 3,956 | 73,140 | 25,150 | 16.6 | 15.7 |
| 多賀城市 | 13,681 | 5,421 | 62,979 | 24,047 | 21.7 | 22.5 |
| 岩沼市 | 7,310 | 2,082 | 44,198 | 15,530 | 16.5 | 13.4 |
| 東松島市 | 32,993 | 10,917 | 42,908 | 13,995 | 76.9 | 78 |
| 亶理町 | 13,186 | 3,938 | 34,846 | 10,899 | 37.8 | 36.1 |
| 山元町 | 9,341 | 3,021 | 16,711 | 5,233 | 55.9 | 57.7 |
| 松島町 | 1,944 | 738 | 15,089 | 5,149 | 12.9 | 14.3 |
| 七ヶ浜町 | 9,433 | 2,850 | 20,419 | 6,415 | 46.2 | 44.4 |
| 利府町 | 242 | 96 | 34,000 | 10,819 | 0.7 | 0.9 |
| 女川町 | 8,816 | 3,470 | 10,051 | 3,968 | 87.7 | 87.4 |
| 南三陸町 | 13,306 | 4,109 | 17,431 | 5,295 | 76.3 | 77.6 |
| 合計 | 277,952 | 97,705 | 1,205,851 | 466,356 | 23.1% | 21.0% |

○女川町～気仙沼市の津波痕跡図



本県の沿岸 15 市町（仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町）の全市町において，津波による浸水被害を受けており，推定浸水域にかかる 8 市 7 町で人口 1,205,851 人のうち 277,952 人で 23.1%，世帯数は 466,356 世帯のうち 97,705 世帯で 21.0%の方々が甚大な浸水被害を受けた。



(4) 地殻変動の概要

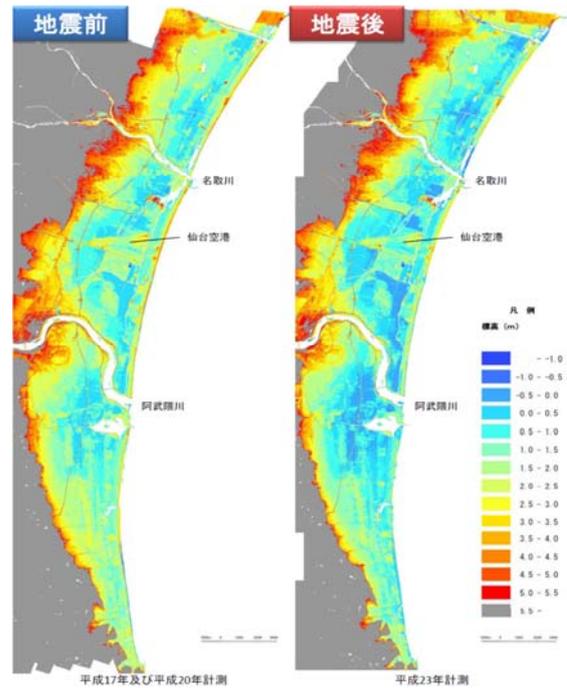
東北地方太平洋沖地震による直接的な被害に加え、石巻市牡鹿では上下方向で約1.2mの地盤沈下、東南東方向に5.3m移動したことが確認されており、石巻市や気仙沼市などの沿岸市町村では、住宅街が満潮時に浸水する被害が深刻化した。

また、地震によって海抜0m以下の面積は56km²で地震前の3.4倍に増加し、大潮の満潮位（T.P.+0.7m）以下の面積は129km²で地震前の1.9倍に増加したことが確認されており、県内の沿岸部を中心に大規模な地盤沈下が発生した。



地盤沈下した県道（石巻市渡波地区）

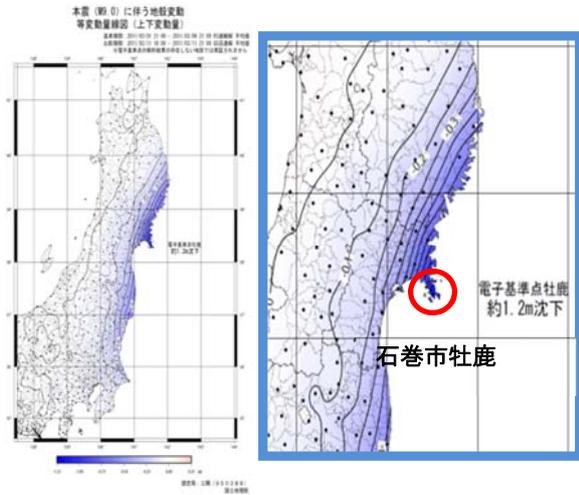
○海面以下となった土地



平成17年及び平成20年計測

平成23年計測

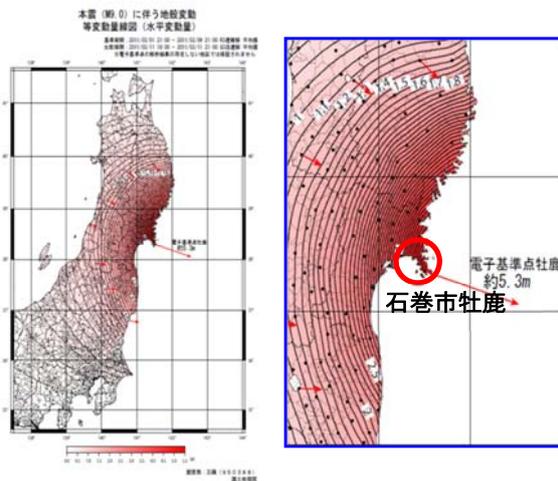
○上下変動



石巻市牡鹿

電子基準点牡鹿
約1.2m沈下

○水平変動



石巻市牡鹿

電子基準点牡鹿
約5.3m

| | 地震後 | 地震後の増加割合 |
|----------------------------|--------------------|----------|
| 海抜0m以下の面積 (T.P.±0.0m) | 56km ² | 3.4倍 |
| 大潮の満潮位以下の面積 (T.P.+0.7m) | 129km ² | 1.9倍 |
| 過去最高潮位以下の面積 (T.P.+1.6m) | 216km ² | 1.4倍 |

第2章



被害の概要

<空白>

(1) 人的被害

(平成24年3月28日現在)

| | |
|-------|------------|
| 死者 | 10,149人 |
| 内訳 | 直接死 9,530人 |
| | 関連死 619人 |
| 行方不明者 | 1,634人 |
| 重傷 | 499人 |
| 軽傷 | 3,562人 |

(2) 住家被害

(平成24年3月28日現在)

| | |
|-------|----------|
| 全壊 | 84,749棟 |
| 半壊 | 147,169棟 |
| 一部損壊 | 221,902棟 |
| 床上浸水 | 15,403棟 |
| 床下浸水 | 12,842棟 |
| 非住家被害 | 34,191棟 |

(3) 避難所・避難者数

(平成24年3月28日現在)

県内の避難所は、平成23年12月30日に全て閉鎖されたが、ピーク時（平成23年3月14日）における避難所と避難者数は下記のとおりである。

ピーク時：平成23年3月14日

| | |
|------|----------|
| 避難所 | 1,183施設 |
| 避難者数 | 320,885人 |

(4) ライフライン被害

(平成24年3月28日現在)

県内における電気、停電戸数はピーク時において1,545,494戸で発生し、水道給水は県内の35全市町村で発生した。また、ガスの供給支障は都市ガスを含めて、主に沿岸市町を中心に13市町で発生した

| | |
|---------|------------------------------------|
| 電気、停電戸数 | 1,545,494戸（ピーク時） （平成23年6月18日復旧） |
| 水道 給水支障 | ピーク時：35市町村 |
| ガス 供給支障 | ピーク時：13市町 |

(5) 各施設の被害額

(平成24年3月22日現在)

| | |
|---------------|----------|
| 交通関係 | 103億円 |
| ライフライン施設 | 1,668億円 |
| 保健医療・福祉施設 | 510億円 |
| 建築物（住宅関係） | 50,323億円 |
| 民間施設等 | 9,912億円 |
| 農林水産関係 | 12,946億円 |
| 公共土木施設・交通基盤施設 | 12,624億円 |
| 文教施設 | 1,984億円 |
| 廃棄物処理・し尿処理施設 | 69億円 |
| その他の公共施設等 | 734億円 |

合計 90,873億円

(6) 公共土木施設等の被害額

(平成24年3月21日現在)

| | |
|---------|---------|
| 道路 | 1,860億円 |
| 橋梁 | 597億円 |
| 河川 | 2,520億円 |
| 海岸 | 821億円 |
| 砂防 | 8億円 |
| 公園 | 217億円 |
| 都市災 | 51億円 |
| 港湾 | 1,088億円 |
| 下水道 | 3,717億円 |
| 公営住宅 | 63億円 |
| 空港関連施設 | 96億円 |
| 土木部所管施設 | 5億円 |

小計 11,043億円

| | |
|----------|---------|
| 国直轄分 | 1,457億円 |
| NEXCO東日本 | 120億円 |
| 宮城県道路公社分 | 4億円 |

| | |
|---------------|----------|
| 公共土木施設・交通基盤施設 | 12,624億円 |
| 住宅関係 | 50,323億円 |

合計 62,947億円

○人的被害の状況（平成24年3月28日現在）

| 市町村 | 人口 [国勢調査] (H22.10) | 人的被害 | | | | | | |
|------|--------------------------|-------|-----|--------|-------|-----|-------|-----|
| | | 死者 | | | 行方不明者 | 重傷 | 軽傷 | その他 |
| | | 直接死 | 関連死 | 合計 | | | | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 仙台市 | 1,045,986 | 654 | 143 | 797 | 32 | 275 | 1,994 | 0 |
| 石巻市 | 160,826 | 3,238 | 179 | 3,417 | 541 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 塩竈市 | 56,490 | 31 | 14 | 45 | 1 | 2 | 8 | 0 |
| 気仙沼市 | 73,489 | 1,063 | 79 | 1,142 | 308 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 白石市 | 37,422 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| 名取市 | 73,134 | 911 | 28 | 939 | 55 | 14 | 191 | 0 |
| 角田市 | 31,336 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 多賀城市 | 63,060 | 188 | 22 | 210 | 1 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 岩沼市 | 44,187 | 181 | 4 | 185 | 1 | 7 | 286 | 0 |
| 登米市 | 83,969 | 0 | 8 | 8 | 2 | 11 | 40 | 0 |
| 栗原市 | 74,932 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 544 | 0 |
| 東松島市 | 42,903 | 1,056 | 54 | 1,110 | 51 | 62 | 59 | 0 |
| 大崎市 | 135,147 | 2 | 3 | 5 | 0 | 76 | 147 | 0 |
| 蔵王町 | 12,882 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 七ヶ宿町 | 1,694 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大河原町 | 23,530 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 村田町 | 11,995 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 柴田町 | 39,341 | 2 | 3 | 5 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 川崎町 | 9,978 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 丸森町 | 15,501 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 亘理町 | 34,845 | 258 | 17 | 275 | 11 | 2 | 0 | 43 |
| 山元町 | 16,704 | 681 | 14 | 695 | 18 | 9 | 81 | 調査中 |
| 松島町 | 15,085 | 2 | 5 | 7 | 0 | 3 | 34 | 0 |
| 七ヶ浜町 | 20,416 | 72 | 2 | 74 | 4 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 利府町 | 33,994 | 23 | 0 | 23 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 大和町 | 24,894 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 | 0 |
| 大郷町 | 8,927 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 |
| 富谷町 | 47,042 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 29 | 0 |
| 大衡村 | 5,334 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 色麻町 | 7,431 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 |
| 加美町 | 25,527 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 涌谷町 | 17,494 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 20 | 24 |
| 美里町 | 25,190 | 0 | 1 | 1 | 0 | 19 | 48 | 0 |
| 女川町 | 10,051 | 577 | 18 | 595 | 332 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 南三陸町 | 17,429 | 589 | 20 | 609 | 275 | 調査中 | 調査中 | 調査中 |
| 計 | 2,348,165 | 9,530 | 619 | 10,149 | 1,634 | 499 | 3,562 | 72 |

※1 上記には、4月7日・7月25日・7月31日・8月19日・10月10日の余震の被害を含んでいます。

※2 ライフラインは、平成23年12月11日をもちましてすべて復旧いたしました。（津波で流出した地域を除く）

※3 避難所は、平成23年12月30日をもちまして県内避難所はすべて閉鎖されました。

※4 死者について

・直接死とは：津波や家屋倒壊などが原因で死亡したと被災市町村で確認された方の合計となっています。

・関連死とは：直接死以外で、この震災が原因で死亡したと災害弔慰金支給審査会等で認定された方の合計となっています。

○住家被害の状況（平成24年3月28日現在）

| 市町村 | 人口 [国勢調査] (H22.10) | 住家被害 | | | | | | 火災状況 |
|------|--------------------------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|------------|
| | | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 非住家被害 | 火災発生 件数 |
| | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | |
| 仙台市 | 1,045,986 | 29,469 | 104,150 | 115,949 | 調査中 | 調査中 | 調査中 | 39 |
| 石巻市 | 160,826 | 22,357 | 11,021 | 20,364 | 6,821 | 10,908 | 7,301 | 23 |
| 塩竈市 | 56,490 | 757 | 3,713 | 6,082 | 2,606 | 256 | 1,115 | 7 |
| 気仙沼市 | 73,489 | 8,483 | 2,552 | 4,555 | 調査中 | 調査中 | 10,225 | 8 |
| 白石市 | 37,422 | 39 | 555 | 2,139 | 0 | 0 | 調査中 | 1 |
| 名取市 | 73,134 | 2,801 | 1,129 | 10,061 | 3,403 | 1,179 | 2,805 | 12 |
| 角田市 | 31,336 | 13 | 158 | 996 | 0 | 0 | 15 | 0 |
| 多賀城市 | 63,060 | 1,730 | 3,605 | 5,804 | 調査中 | 調査中 | 調査中 | 15 |
| 岩沼市 | 44,187 | 688 | 1,477 | 2,734 | 1,540 | 114 | 3,126 | 1 |
| 登米市 | 83,969 | 198 | 1,612 | 3,292 | 0 | 3 | 761 | 5 |
| 栗原市 | 74,932 | 57 | 370 | 4,553 | 0 | 3 | 48 | 0 |
| 東松島市 | 42,903 | 5,491 | 5,551 | 3,514 | 調査中 | 調査中 | 990 | 1 |
| 大崎市 | 135,147 | 584 | 2,376 | 8,937 | 0 | 0 | 328 | 3 |
| 蔵王町 | 12,882 | 16 | 142 | 1,095 | 0 | 0 | 681 | 0 |
| 七ヶ宿町 | 1,694 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大河原町 | 23,530 | 10 | 142 | 1,298 | 0 | 0 | 111 | 0 |
| 村田町 | 11,995 | 9 | 115 | 640 | 0 | 0 | 259 | 1 |
| 柴田町 | 39,341 | 13 | 188 | 1,623 | 0 | 0 | 調査中 | 0 |
| 川崎町 | 9,978 | 0 | 14 | 443 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 丸森町 | 15,501 | 1 | 36 | 512 | 0 | 0 | 22 | 1 |
| 亘理町 | 34,845 | 2,298 | 1,055 | 2,251 | 797 | 275 | 468 | 3 |
| 山元町 | 16,704 | 2,333 | 1,095 | 1,142 | 調査中 | 調査中 | 339 | 0 |
| 松島町 | 15,085 | 220 | 1,580 | 1,526 | 191 | 90 | 97 | 2 |
| 七ヶ浜町 | 20,416 | 673 | 635 | 2,537 | 調査中 | 調査中 | 824 | 0 |
| 利府町 | 33,994 | 57 | 906 | 3,501 | 45 | 14 | 調査中 | 0 |
| 大和町 | 24,894 | 41 | 262 | 2,709 | 0 | 0 | 調査中 | 0 |
| 大郷町 | 8,927 | 50 | 274 | 749 | 0 | 0 | 203 | 0 |
| 富谷町 | 47,042 | 16 | 523 | 5,185 | 0 | 0 | 調査中 | 1 |
| 大衡村 | 5,334 | 0 | 17 | 764 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 色麻町 | 7,431 | 0 | 15 | 214 | 0 | 0 | 17 | 0 |
| 加美町 | 25,527 | 8 | 35 | 749 | 0 | 0 | 109 | 0 |
| 涌谷町 | 17,494 | 143 | 727 | 967 | 0 | 0 | 783 | 0 |
| 美里町 | 25,190 | 129 | 623 | 3,132 | 0 | 0 | 1,703 | 2 |
| 女川町 | 10,051 | 2,923 | 347 | 662 | 調査中 | 調査中 | 1,624 | 5 |
| 南三陸町 | 17,429 | 3,142 | 169 | 1,214 | 調査中 | 調査中 | 234 | 5 |
| 計 | 2,348,165 | 84,749 | 147,169 | 221,902 | 15,403 | 12,842 | 34,191 | 135 |

※1 上記には、4月7日・7月25日・7月31日・8月19日・10月10日の余震の被害を含んでいます。

※2 ライフラインは、平成23年12月11日をもちましてすべて復旧いたしました。（津波で流出した地域を除く）

※3 避難所は、平成23年12月30日をもちまして県内避難所はすべて閉鎖されました。

※4 死者について

・直接死とは：津波や家屋倒壊などが原因で死亡したと被災市町村で確認された方の合計となっています。

・関連死とは：直接死以外で、この震災が原因で死亡したと災害弔慰金支給審査会等で認定された方の合計となっています。

○各施設の被害額（平成24年3月22日現在）

| | | 項目 | | 金額 | 概要 |
|---|------------------------|------------------------------------|-------------|-------------------------|-----------------------------|
| 交通関係 10,336,446 (東日本旅客鉄道の被害額は含まれていない) | 鉄道 | 8,595,000 (東日本旅客鉄道の被害額は含まれていない) | 阿武隈急行 | 386,000 | |
| | | | 仙台臨海鉄道 | 1,745,000 | |
| | | | 仙台市営地下鉄 | 1,250,000 | |
| | | | 東日本旅客鉄道 | (調査中) | 全体で678億円(県別の金額は公表していない) |
| | | | 日本貨物鉄道 | 5,214,000 | |
| | | バス | | 1,318,000 | 仙台市営バス、宮城交通等 |
| | 423,446 | 離島航路 | 塩竈市営汽船 | 25,746 | |
| | | | 大島汽船 | 327,700 | |
| | | | 網地島ライン | 40,000 | |
| | | | シーパル女川汽船 | 30,000 | |
| ライフライン施設 166,780,019 | 水道 | 31,052,619 | 上水道 | 30,702,210 | 水道、水道用水供給事業施設 |
| | | | 工業用水道 | 350,409 | |
| | | 電気 | | 51,000,000 | |
| | | 都市ガス | | 27,550,000 | |
| 保健医療・福祉関係施設 51,024,488 | | | 通信・放送 | 57,177,400 | 電気通信施設、放送施設等 |
| | | | 医療機関等 | 33,414,266 | |
| | | | 民間等社会福祉施設 | 16,791,221 | |
| | | その他県有施設等 | 819,001 | 県立社会福祉施設、宮城県立病院機構等 | |
| 建築物(住宅関係) | | | | 5,032,300,000 | |
| 民間施設等 991,190,000 | 工業関係 | | 590,000,000 | 建物・機械・設備備品等 | |
| | 商業関係 | | 145,000,000 | 建物・商品等 | |
| | 自動車・船舶(漁船を除く) | | 256,190,000 | | |
| 農林水産関係 1,294,648,652 | 農業関係 | | 549,451,115 | 農地、農業施設、農作物等 | |
| | 畜産関係 | | 5,009,460 | 畜舎、家畜、畜産品等 | |
| | 林業関係 | | 55,117,016 | 林道、林地、治山施設、林産物等 | |
| | 水産業関係 | | 675,751,447 | 水産施設、漁港、漁船、水産物等 | |
| | その他(県所管施設) | | 9,319,614 | 船舶、水産技術総合センター等 | |
| 公共土木施設(仙台市含む)・ 交通基盤施設 1,262,369,000 | 高速道路 | 12,420,000 | NEXCO東日本所管分 | 12,000,000 | 東北自動車道、仙台東部道路、仙台北部道路、常磐自動車道 |
| | | | 宮城県道路公社所管分 | 420,000 | 仙台南部道路、仙台松島道路 |
| | 国直轄分 | | 145,696,000 | | |
| | 道路(橋梁を含む) | | 245,793,000 | | |
| | 河川(ダムを含む) | | 251,967,000 | | |
| | 海岸 | | 82,088,000 | | |
| | 港湾 | | 108,797,000 | | |
| | 下水道 | | 371,690,000 | | |
| | その他公共土木施設等(空港、所管施設を含む) | | 43,918,000 | 砂防、公園等 | |
| 文教施設 198,403,860 | 県立学校 | | 27,939,766 | | |
| | 市町村立学校 | | 51,052,817 | | |
| | 私立学校 | | 11,409,888 | | |
| | 国立学校施設 | | 69,000,000 | | |
| | 私立大学 | | 3,755,830 | | |
| | その他文教施設 | | 35,245,559 | 社会教育施設、文化財施設、研究施設、宮城大学等 | |
| 廃棄物処理・し尿処理施設 | | | | 6,917,259 | |
| その他の公共施設等 73,362,217 | 観光施設 | | 21,600,000 | | |
| | 消防関係施設等 | | 16,428,000 | | |
| | 警察関係施設等 | | 10,724,672 | | |
| | その他 | | 24,609,545 | 庁舎、県施設等 | |
| 合 計 | | | | 9,087,331,941 | (東日本旅客鉄道の被害額は含まれていない) |

○公共土木施設等の被害額（平成24年3月21日現在）

単位：百万円

| 種別 | 工種 | 県所管分 (調査率98%) | | 市町村所管分 (仙台市除く) (調査率94%) | | 合計 | | 仙台市 所管分 | 合計 |
|-----------------|--------------------|------------------|---------|-------------------------------|---------|------------|---------|------------|-----------|
| | | 件数 (箇所) | 概算被害額 | 件数 (箇所) | 概算被害額 | 件数 (箇所) | 概算被害額 | 概算被害額 | |
| 公共土木施設 | 道路 | 1,437 | 52,481 | 3,856 | 60,412 | 5,293 | 112,893 | 73,147 | 186,040 |
| | 橋梁 | 128 | 33,730 | 103 | 17,258 | 231 | 50,988 | 8,765 | 59,753 |
| | 河川 | 278 | 245,882 | 56 | 5,196 | 334 | 251,078 | 889 | 251,967 |
| | 海岸 | 74 | 82,088 | | | 74 | 82,088 | | |
| | 砂防 | 9 | 781 | | | 9 | 781 | | |
| | 公園 | 6 | 3,265 | 135 | 10,231 | 141 | 13,496 | 8,189 | 21,685 |
| | 都市災 | 10 | 3,100 | 88 | 2,000 | 98 | 5,100 | | |
| | 港湾 | 691 | 108,797 | | | 691 | 108,797 | | |
| | 下水道 | 121 | 40,206 | 491 | 181,404 | 612 | 221,610 | 150,080 | 371,690 |
| | 公営住宅 | 102 | 5,867 | 32 | 390 | 134 | 6,257 | | |
| 小計 | 2,856 | 576,197 | 4,761 | 276,891 | 7,617 | 853,088 | | | |
| 空港関連施設 | - | - | - | - | 3 | 9,600 | | | |
| 土木部所管施設 | 19 | 495 | | | 19 | 495 | | | |
| 合計 | 2,875 | 576,692 | 4,761 | 276,891 | 7,639 | 863,183 | 241,070 | 1,104,253 | |
| 国直轄分 | (河川, 海岸, 道路, 港湾など) | | | | | | | | 145,696 |
| NEXCO東日本 | | | | | | | | | 12,000 |
| 宮城県道路公社分 | | | | | | | | | 420 |
| 公共土木施設・交通基盤施設 計 | | | | | | | | | 1,262,369 |
| 住宅関係 | | | | | | | | | 5,032,300 |
| 総計 | | | | | | | | | 6,294,669 |

<空白>

第3章



津波による沿岸部被災前後写真

<空白>

(1) 気仙沼市の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(2) 南三陸町志津川地区の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(3) 石巻市北上川河口の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(4) 女川町の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(5) 石巻市旧北上川河口の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(6) 東松島市鳴瀬川河口の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(7) 仙台港の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(8) 仙台市宮城野区蒲生地区の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(9) 仙台市若林区荒浜地区の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(10) 名取市閑上地区の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(11) 仙台空港の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

(12) 巨理町鳥の海地区の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

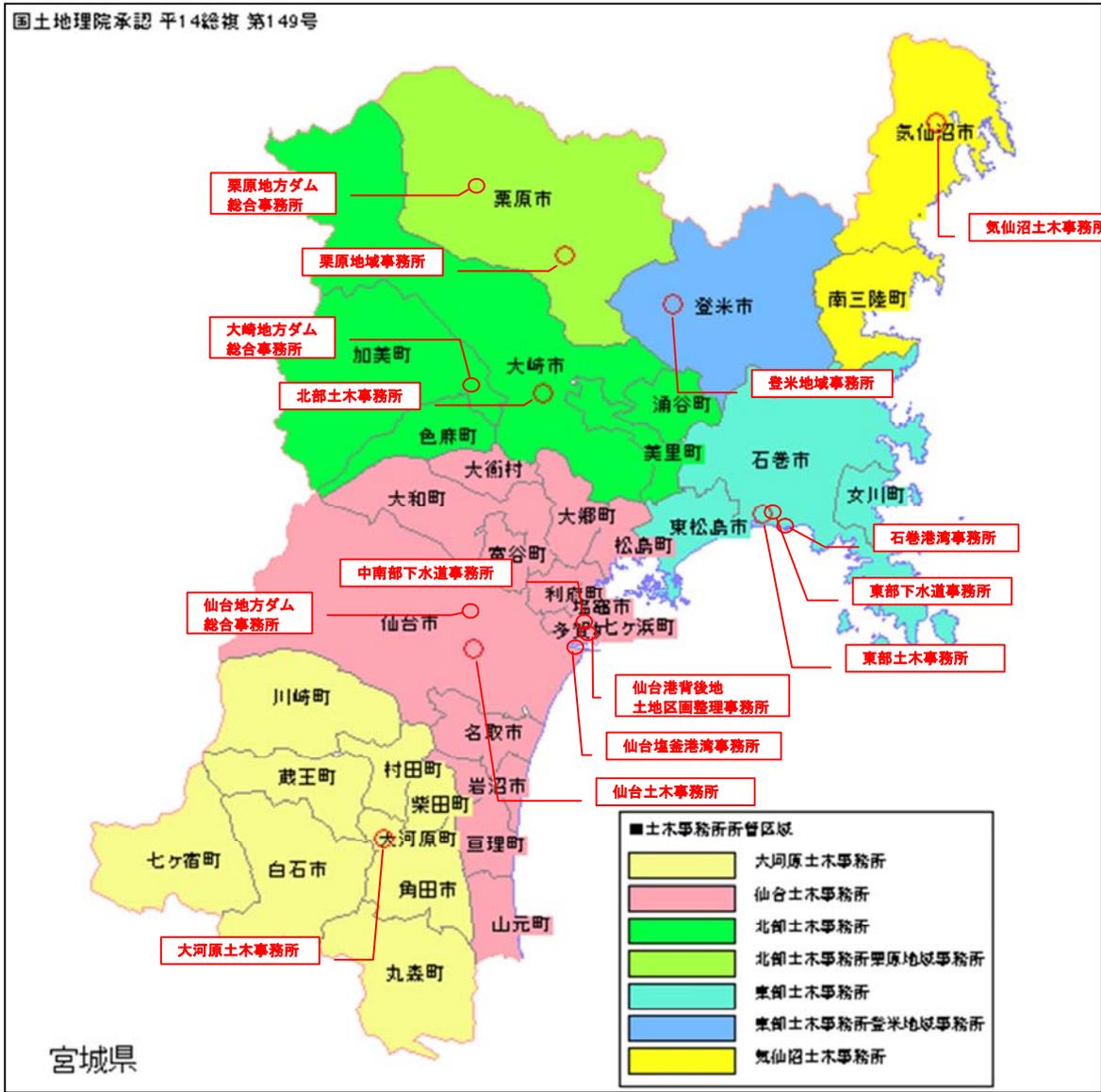
第4章



公共土木施設の被災状況

<空白>

宮城県土木部各地方公所の案内図



(1) 道路施設の被災写真

大河原土木事務所管内



丸森柴田線（角田市坂津田地内）平成23年3月13日撮影



亘理大河原川崎線（川崎町支倉地内）平成23年3月14日撮影

仙台土木事務所管内

津波で流失した菰森橋



(主)塩釜七ヶ浜多賀城線（七ヶ浜町菰蒲田浜地内）

津波で流失し橋本橋



(主)相馬亘理線（山元町中浜地内）



地盤沈下の影響で冠水する(主)塩釜港線

津波で水没した仙台空港トンネル



(主)塩釜亘理線（岩沼市下野郷地内）

北部土木事務所管内



栗駒岩出山線（大崎市岩出山堂の沢）



利府松山線（大崎市松山下伊場野地内）

栗原地域事務所管内



（主）古川一迫線（栗原市高清水手取地内）
平成23年3月14日撮影



（一）若柳築館線（栗原市若柳上畑岡地内）
平成23年3月12日撮影

登米地域事務所管内



橋台背面が沈下した米谷大橋

国道398号（登米市東和町米谷字元町地内）

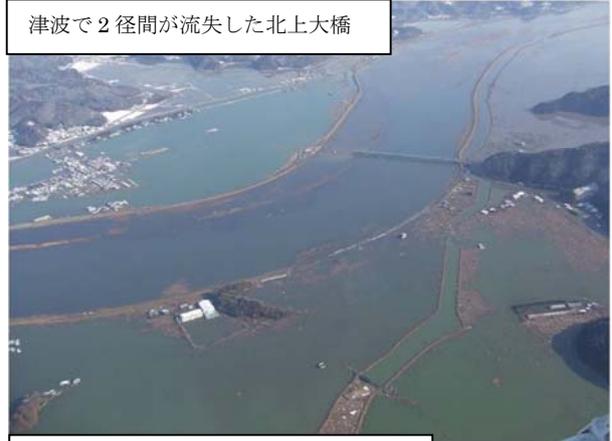


（主）古川一迫線（栗原市高清水手取地内）

東部土木事務所管内



(一) 石巻女川線 (石巻市魚町地内)



津波で2径間が流失した北上大橋

国道398号 (石巻市北上町橋浦地内)



国道398号 (石巻市鹿妻地内)



国道398号 (石巻市中瀬地内)



津波で橋台の背面が流失した松ヶ島橋

(主) 奥松島松島公園線 (東松島市野蒜地内)



地盤沈下の影響で冠水する国道398号

国道398号 (石巻市渡波地内)

気仙沼土木事務所管内



(一)大島波板線 (気仙沼市字波板地内)



(一)清水浜清水港線 (南三陸町字本浜地内)
平成23年3月16日撮影



(一)泊崎半島線 (南三陸町歌津字名足地内)
平成23年4月5日撮影



国道398号 (南三陸町志津川字小森地内)
平成23年3月13日撮影



(主)気仙沼唐桑線 (気仙沼市字松崎尾崎地内)
平成23年3月13日撮影



津波で流失した横津橋

国道398号 (南三陸町戸倉字中芝地内)
平成23年3月16日撮影

(2) 河川・海岸保全施設の被災写真

仙台土木事務所管内



砂押貞山運河（中南部下水道事務所付近）
平成23年3月14日撮影



野々島海岸（塩釜市野々島地内）
平成23年4月15日撮影

北部土木事務所管内



多田川（加美町下狼塚地内）平成23年3月13日撮影



鳴瀬川（色麻町四竈地内）平成23年3月15日撮影

栗原・登米地域事務所管内



迫川（栗原市若柳字大林境前地内）
平成23年3月12日撮影



迫川（登米市迫町森地内）平成23年3月14日撮影

東部土木事務所管内



長浜海岸（石巻市渡波長浜地内）



大沢川分派水門（石巻市北上町橋浦地内）

気仙沼土木事務所管内



鹿折川（気仙沼市浜町地内）平成23年3月21日撮影



水戸辺川（南三陸町戸倉水戸辺地内）平成23年3月22日撮影



大島高井浜・大向地区（気仙沼市高井地内）平成23年3月23日撮影



長須賀海岸（南三陸町歌津字長柴地内）平成23年3月29日撮影

(3) 砂防・地すべり・急傾斜地施設の被災写真

仙台土木事務所管内



地すべり (仙台市太白区緑ヶ丘地内)



地すべり (仙台市太白区緑ヶ丘地内)

北部土木事務所管内



黒崎沢2緊急砂防 (大崎市鳴子温泉地内)
平成23年4月8日撮影



氷室急傾斜地 (大崎市松山字氷室地内)
平成23年4月8日撮影

気仙沼土木事務所管内



山根白場急傾斜地 (南三陸町山根城場地内)
平成23年3月31日撮影



唯越急傾斜地 (気仙沼市唐桑唯越地内)
23年3月20日撮影

(4) 港湾施設の被災写真



仙台港中野埠頭（仙台市宮城野区）
平成23年3月13日撮影



仙台港高砂コンテナヤード（仙台市宮城野区）
平成23年3月13日撮影



臨港道路蒲生幹線（仙台市宮城野区）
平成23年3月13日撮影



石巻港大手埠頭（石巻市中島町地内）
平成23年3月14日撮影



臨港道路釜北線（石巻市重吉町地内）
平成23年3月14日撮影



東浜防潮堤（石巻市雲雀野町地内）
平成23年3月16日撮影

(5) 下水道施設の被災写真



県南浄化センター脱水機棟（岩沼市下野郷地内）



県南浄化センター管理棟（岩沼市下野郷地内）



仙塩浄化センター下水処理施設（多賀城市大代地内）



東部浄化センター下水処理施設（石巻市魚町地内）



東部浄化センター下水処理施設（石巻市魚町地内）



東部浄化センター沈砂池施設（石巻市魚町地内）

(6) 仙台空港関連施設の被災写真



仙台空港ロータリー (名取市北釜地内)



仙台空港ターミナルビル (名取市北釜地内)

(7) 都市公園の被災写真



岩沼海浜緑地 (岩沼市下野郷地内)



矢本海浜緑地 (東松島市大曲地内)

(8) 仙台港背後地の被災写真



工業地区 (仙台市宮城野区中野地内)
平成23年3月13日撮影



流通業務地区 (仙台市宮城野区中野地内)
平成23年3月13日撮影

(9) 県庁及び各地方公所の被災写真

県庁被災状況

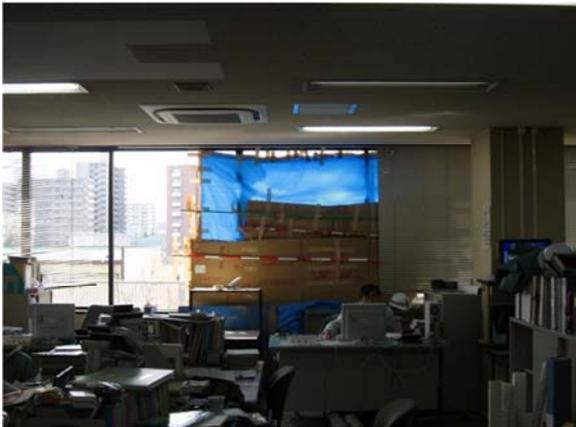


地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

仙台土木事務所被災状況

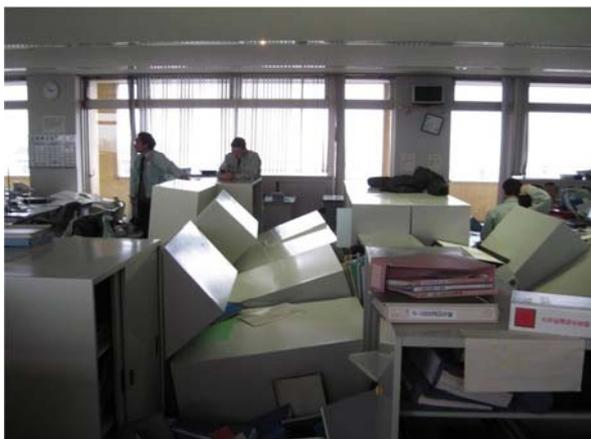


地震により庁舎のガラスが破損



地震により書類等が散乱した執務室

北部土木事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

東部土木事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室



津波により浸水した事務所



津波により浸水した事務所



浸水した事務所からの脱出

栗原地域事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室

大崎地方ダム総合事務所被災状況



地震により書類が散乱した書庫

登米地域事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

気仙沼土木事務所被災状況



津波襲来時の状況 その1



津波襲来時の状況 その2



津波襲来時の状況 その3



津波襲来時の状況 その4



津波による火災の発生状況



合庁執務室より火災を見守る職員



合庁より避難する職員



津波により被災した合同庁舎



津波により被災した合同庁舎



津波により被災した合同庁舎

仙台塩釜港湾事務所被災状況



地震により損壊した執務室



津波襲来時の状況

石巻港湾事務所被災状況



津波襲来時の庁舎



津波により被災した庁舎



津波により被災した庁舎



津波により被災した庁舎

第5章



みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み

<空 白>

(1)宮城県土木部の歩み(震災から1年間の記録)

| 日 時 | 国・宮城県全体の歩み | 宮城県土木部の歩み |
|-----------------|---|--|
| 3月11日 14時46分 | 東北地方太平洋沖地震発生(マグニチュード9.0, 震源地: 牡鹿半島の東南東 130km 付近, 深さ 24km, 最大震度 7) | |
| | 地震発生と同時に県庁 5F に知事を本部長とする非常災害対策本部を設置(非常配備 3号) | 左記の部局別構成機関として, 土木部長を本部長とする土木部災害対策本部を県庁 8F 土木部会議室に設置し, 情報収集を直ちに開始 |
| | 県内の全市町村に災害救助法を適用 | |
| | | 建設会社との道路管理業務及び災害時応援協定に基づく道路パトロール等を自動的に開始 |
| 14時49分 | 大津波警報発令, 宮城県沿岸に津波最大 6m と予想(気象庁) | |
| 14時50分 | 県危機対策専門監から陸上自衛隊第 22 普通科連隊(多賀城駐屯地)に対し, 電話で災害派遣準備を連絡 | |
| | 政府で官邸対策室を設置し, 緊急参集チームを参集 | |
| 14時52分 | 東北方面総監部防衛部防衛課から県庁に連絡員を派遣 | |
| 14時58分 | 県内全市町村に対し, 衛星無線 FAX にて手書きによる避難指示を一斉送信 | |
| 15時00分 | | 仙台土木事務所, 気仙沼土木事務所において, 大津波警報による道路通行規制を開始, 東部土木は連絡不通 |
| 15時01分 | 知事が 5F 事務局にて, 自衛隊へ災害派遣要請を指示 | |
| 15時02分 | 東北方面総監部防衛部防衛課へ電話で災害派遣要請 | |
| 15時10分 | 危機管理センターで災害対策本部連絡員会議を開催し, 15時30分に災害対策本部会議を開催することを伝達 | |
| 15時14分 | 宮城県沿岸に津波最大 6m から 10m と修正(気象庁) | |
| | 県内全市町村に対し, 衛星無線 FAX にて手書きによる避難指示を再度一斉送信 | |
| 15時15分 | 東北地方太平洋沖地震の最大余震発生(マグニチュード 7.6, 震源地: 茨城県沖, 深さ 43km, 最大震度 6 強) | |
| 15時17分 | 東北方面総監部防衛部防衛課から県庁に連絡員到着 | |
| 15時30分 | 第 1 回災害対策本部会議 知事より, 津波で甚大な被害が出ているので, 人命救助, 情報収集に全力を挙げると指示 | |

| | | |
|---------------|---|--|
| |  <p>第1回災害対策本部会議の様子</p> | |
| <p>15時36分</p> | <p>国に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請</p> <p>非常災害対策本部を危機管理センターから県庁で一番広い2F講堂へ移動</p>  <p>県庁講堂の非常災害対策本部の様子</p> | |
| <p>15時40分</p> | | <p>東部土木事務所において、大津波警報による道路通行規制</p> |
| <p>16時00分</p> | <p>知事が臨時記者会見し、救助、避難活動への御協力や、落ち着いて行動するよう呼びかけを実施</p>  <p>知事臨時記者会見の様子</p> | |
| <p>16時20分</p> | <p>東北方面総監部防衛部防衛課から県庁に連絡員40人が追加で到着し、第2入札室に自衛隊県庁調整所を開設</p> | <p>第1回土木部災害対策本部会議</p> <p>仙台港国際ビジネスサポートセンター（通称：アクセル）に入居している仙台塩釜港湾事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所が半壊状態</p> <p>県、市町を併せて陸こう水門 852 基の閉扉を確認中</p> <p>土木部職員の安否 976 人中 726 人確認したが、気仙沼土木事務所、中南部下水道事務所、仙台背後地土地区画整理事務所の3事務所と連絡不通</p> |
| <p>17時00分</p> | <p>第2回災害対策本部会議</p> <p>この時間を過ぎた頃から、一般、市町村、地方機関から被害報告や避難情報の電話が多数入る</p> | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 18時30分 | 仙台空港ターミナルビルが津波で被災し、千人近く閉じ込められている模様 | 第2回土木部災害対策本部会議 国交省から R47,48,113,286 号を緊急輸送路とするため一般車通行止めとする旨の連絡あり |
| 18時42分 | 国で政府調査団を宮城県に派遣 | |
| 19時30分 | 第3回災害対策本部会議 | |
| 20時50分 | 東京電力福島第一原子力発電所半径 2km 以内の避難指示 政府調査団に対し、被災状況や今後の対応を報告 緊急要望「平成 23 年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書」を政府調査団団長東内閣府副大臣（当時）あて提出 | |
| 21時23分 | 東京電力福島第一原子力発電所半径 3km 以内の避難指示 | |
| 21時30分 | | 第3回土木部災害対策本部会議 県管理道路で全面通行止め 30 箇所、片側交互通行 12 箇所、国交省から山形道を緊急輸送路とするため一般車通行止めとする旨の連絡あり  土木部災害対策本部会議の様子 |
| 22時30分 | 第4回災害対策本部会議 政府調査団の東副大臣（当時）より、適切な情報を官邸に報告する、被災地以外の自衛隊、消防、警察をどう対応させるかを政府に伝達、毛布、水、食料の要請済、明朝にヘリで沿岸部の視察を行うとの発言あり 自衛隊、海保、長野県、札幌市等のヘリコプター 30 機で救助を明朝から実施 県内の各医療機関で A 重油不足が深刻化 | |
| 22時50分 | | 宮城県建設業協会に各避難所へ発電機、燃料の搬送を要請 |
| | 国土交通省東北地方整備局で内陸部にある東北道・国道4号から東西方向の救命、救援ルートを確保する「くしの歯作戦」を被災直後から開始 | |
| 3月12日 0時30分 | | 日本土木工業協会東北支部へ緊急物資受け入れのため、津波浮遊コンテナ、ガレキ撤去を要請 内陸部にある仙南、大崎、栗原、登米の宮城県建設業協会の各支部に対し、沿岸部への応援を要請 |
| 3時59分 | 東北地方太平洋沖地震の誘発地震と見られる長野県北部地震が発生（マグニチュード 6.7、長野県栄村で最大震度 6 強） | |
| 4時30分 | | 第4回土木部災害対策本部会議 県管理道路で全面通行止め 36 箇所、片側交互通行 21 箇所 |

| | | |
|--------|---|--|
| 5時00分 | 第5回災害対策本部会議 知事より、人命救助最優先、医師の派遣、遺体の安置対策の指示あり 政府調査団より、本日6時に緊急災害現地対策本部を設置、緊急消防援助隊として東京都等から911人、消防車219台が気仙沼市、石巻市、名取市等の沿岸部に入る、菅総理大臣（当時）が本日、宮城県及び福島県を視察する、A重油確保の体制を整えているとの発言あり | |
| 5時44分 | 東京電力福島第一原子力発電所半径10km以内の避難指示 | |
| 6時00分 | 国で宮城県に緊急災害現地対策本部を設置 知事、緊急災害現地対策本部の東副大臣（当時）と市村国土交通大臣政務官（当時）、関係者がへりで現地調査を行うため霞目駐屯地に出発 | |
| 6時30分 | | 東北地方整備局のへりに土木部職員2名が同乗し、沿岸部と最大震度7を記録した栗原市を調査 |
| 6時55分 | 知事、緊急災害現地対策本部の東副大臣（当時）と市村国土交通大臣政務官（当時）、関係者が現地調査を行うため、霞目駐屯地から自衛隊へりで沿岸部に出発 | |
| 7時25分 | | 宮城県測量設計業協会に連絡体制の構築を依頼し、協会側の体制が整い次第に依頼する予定 |
| 7時25分 | | 仙台塩釜港への緊急物資受け入れのため作業船を確保したが、警報解除待ちで待機 |
| 8時02分 | | 宮城県宅地建物取引業協会に民間賃貸住宅の空室情報提供を依頼 |
| 8時55分 | 沿岸部の石巻市、気仙沼市、岩手県等を視察した知事、緊急災害現地対策本部、関係者が霞目駐屯地へ帰着 | |
| 10時00分 | | 第5回土木部災害対策本部会議 県管理道路で全面通行止め39箇所、44路線62箇所交通規制 仙台空港ビル1,400人避難しているが、食料、水の支援要請 気仙沼合庁で職員70人、一般200人が避難しているが、津波が引かないので合庁内で待機 |
| 10時30分 | 第6回災害対策本部会議 知事より、沿岸市町は被害が甚大なので、県から職員を派遣することについて検討指示 塩竈市の被害が他の地域より幾分低いので、緊急消防援助隊の応援調整を指示 東松島市、気仙沼市の学校関係の情報が入っていないので、対応を考えることの指示あり 緊急災害現地対策本部より、緊急消防援助隊が富山県、長野県等から387隊1,341人が応援との発言あり 「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書」を菅内閣総理大臣（当時）あて提出 | |
| 11時20分 | | 宮城県造園建設業協会へ公園等の被災状況を依頼 |

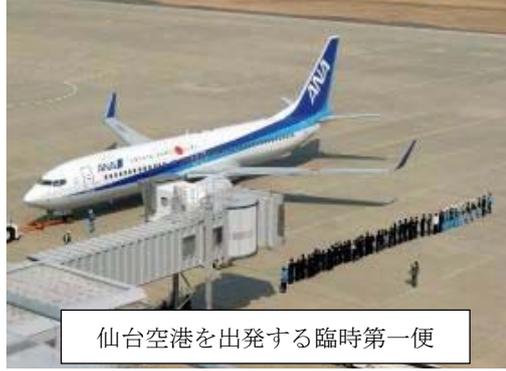
第5章 みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み

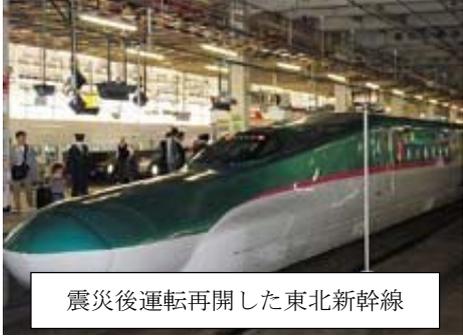
| | | |
|--------|--|--|
| 14時30分 | | 第6回土木部災害対策本部会議 県管理道路で全面通行止め 35箇所, 60路線 86箇所 交通規制 土砂災害警戒情報発表基準の暫定運用を開始 仙台塩釜港湾事務所, 仙台港背後地土地区画整理事務所は津波被害のため, 仙台土木事務所に異動し業務継続する準備中 |
| 15時00分 | 第7回災害対策本部会議(本会議は平成24年3月26日に開催した第95回まで継続するので記載を以下省略) 知事より, 大津波警報が解除されていないが, 二次災害に注意しながら人命救助優先, A重油の確保, 必要な予算は予備費, 補正予算で対応するので, 全機関に周知徹底について指示あり 緊急災害現地対策本部より, 菅総理(当時)が現地視察, 自衛隊派遣を2万人から5万人に増員するとの発言あり | |
| 15時36分 | 東京電力福島第一原子力発電所1号機水素爆発 | |
| 17時34分 | 全国知事会へ支援を要請 | |
| 18時05分 | 県内の死者100人を超える | |
| 18時25分 | 東京電力福島第一原子力発電所半径20km以内の避難指示 | |
| 18時30分 | | 第7回土木部災害対策本部会議 建築物危険度判定調査を栗原市及び宮城野区の一部で実施 |
| 20時20分 | 宮城県沿岸の大津波警報から津波警報に切下げ(気象庁) | |
| | 国土交通省の「くしの歯作戦」によって, 沿岸部へ通じる11ルートを確認(発災後1日) 東北自動車道の浦和IC～碓ヶ関ICで緊急通行車両の通行を開始(発災後1日) | |
| 3月13日 | | 被災宅地危険度判定を開始 建築基準法第85条第1項の規定に基づく区域指定(仙台市, 石巻市, 大崎市除く) |
| 4時00分 | | 第8回土木部災害対策本部会議(本会議は平成24年3月21日に開催した第98回まで継続するので記載を以下省略) 県管理道路で全面通行止め 45箇所, 69路線 90箇所 交通規制 |
| 7時30分 | 宮城県沿岸の津波警報から津波注意報に切下げ(気象庁) | 仙台空港ビルから1,400人が避難開始 |
| 11時00分 | 「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書」を片山総務大臣(当時)あて提出 | 女川原子力発電所へのアクセス道確保作業を開始 |
| 17時58分 | 宮城県沿岸の津波注意報解除(気象庁) | |
| | 国土交通省東北地方整備局の「くしの歯作戦」によって, 沿岸部へ通じる14ルートを確認(発災後2日) | |

| | | |
|--------------|---|---|
| | <p>国土交通省東北地方整備局で、TEC—FORCEとして約200名の東北地整以外の職員が被災状況の調査を開始</p>  <p>国土交通省東北地方整備局資料</p> | |
| <p>3月14日</p> | <p>東京電力福島第一原子力発電所3号機水素爆発(11時01分)</p> <p>県内避難者数が最大で約32万人となる</p> | <p>(社)プレハブ建築協会へ仮設住宅10,000戸の建設を要請</p> <p>災害時の応援協定を締結していた11団体に文書で応援要請</p> <p>公営住宅の空室状況を把握し、賃貸住宅、旅館、ホテル等の確保を要請</p> <p>女川原子力発電所へのアクセス道を確保</p> |
| <p>3月15日</p> | <p>東京電力福島第一原子力発電所2号機の圧力制御室付近で水素爆発(6時20分頃)</p> <p>東北地方太平洋沖地震の誘発地震と見られる静岡県東部地震が発生(マグニチュード6.4、静岡県富士宮市で最大震度6強)(22時31分)</p> | <p>仙台空港に救援復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保</p> |
| | <p>国土交通省の「くしの歯作戦」によって、沿岸部へ通じる15ルートを確認(発生後4日)</p>  <p>国土交通省東北地方整備局資料</p> | |

| | | |
|-------|--|---|
| | 国土交通省が津波で被害を受けた仙台空港にヘリポート4機の駐機スペース、滑走路1,500mを確保 | |
| 3月16日 | <p>県内の死者1,000人を超える</p> <p>「東北地方太平洋沖地震における対応について」を阿久津内閣府大臣政務官(当時)、市村国土交通大臣政務官(当時)あて提出</p> <p>ガレキ撤去が一部終了した仙台空港に米軍機1号機が着陸</p> | 被災地における災害応急対策を優先するため、工事の一時中止について周知 |
| 3月17日 | <p>「東北地方太平洋沖地震災害廃棄物処理に関する要望書」を菅直人内閣総理大臣(当時)、松本環境大臣・内閣府特命大臣(当時)あて提出</p> <p>国土交通省が仙台空港北側で排水作業を開始</p> | |
| |  <p>国土交通省による排水作業の様子</p> | |
| | | 下水道復旧に関する県民への協力呼びかけラジオ等の放送開始し、全戸にチラシ配布 |
| | | ガレキ撤去が応急完了した仙台港高松埠頭に緊急物資輸送船が震災後初入港 |
| 3月18日 | | <p>JX 日鉱日石エネルギー仙台精油所への燃料輸送ルート確保</p> <p>塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルート確保</p> |
| 3月19日 | 「トモダチ作戦」として、仙台空港において米軍、国土交通省、自衛隊、県、空港による共同運用調整所を管理事務室に発足し、日米合同救援活動を開始 | 県管理道路の通行規制がピーク全166箇所(全面通行止め92箇所、片側交互通行74箇所) |
| 3月20日 | <p>石巻市の倒壊家屋から80歳女性と16歳男性を救助</p> <p>国土交通省が仙台市若林区荒浜で排水作業を開始</p> | 津波で甚大な被害を受けた県南浄化センターをマスクミ初公開 |
| 3月21日 | <p>「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を菅内閣総理大臣(当時)あて提出</p> <p>被災者向け公営住宅等情報センターを設置(国土交通省)</p> | 塩釜港石油専用棧橋に2000kl積み石油輸送船が初入港 |
| 3月22日 | 東北自動車道の宇都宮IC～一関ICで大型車両の通行を開始(発災後11日) | <p>知事が仙台港中野2号ふ頭と仙塩浄化センターを現地視察</p> <p>被災者に対する住宅相談窓口を設置</p> |
| 3月24日 | <p>東北自動車道の交通規制を全面解除</p> <p>国土交通省及び関係者による仙台空港ターミナルビルの早期再開に向けたキックオフ・ミーティングを開始</p> | |
| 3月25日 | | 仙台港フェリー埠頭1号岸壁にフェリーが苫小牧港から震災後初入港(仙台～苫小牧間) |

| | | |
|-------|---|---|
| 3月26日 | | 津波で甚大な被害を受けた気仙沼港を一部供用開始 |
| 3月27日 | | 塩釜港石油専用栈橋に5000kl積み石油輸送船が入港(この入港を契機にガソリンなど油燃料の需給環境が次第に改善) |
| 3月28日 | 県内の死者が6,455人となり、阪神大震災の死者6434人を超える | 応急仮設住宅の建設に着手(第1次着工分13市町1,110戸) 津波で甚大な被害を受けた女川港を一部供用開始 |
| 3月29日 | | 建設業の関係各団体に復旧工事における被災者雇用の促進及び暴力団排除について依頼 |
| 3月30日 | 「仙台湾海岸仙台南部海岸の復旧について」を阿久津内閣府大臣政務官(当時)、市村国土交通大臣政務官(当時)あて提出 | 津波で甚大な被害を受けた石巻港を一部供用開始 |
| 4月1日 | 「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を久保消防庁長官(当時)あて提出 | 仙台塩釜港及び石巻港における一般船舶の利用を再開 早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向け第1回石巻港復興会議を開催 津波で甚大な被害を受けた仙塩浄化センターをマスコミ初公開 |
| 4月2日 | 「東北地方太平洋沖地震災害に関する要望書」を鹿野農林水産大臣(当時)あて提出 | 早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向け第1回仙台塩釜港復興会議を開催 |
| 4月3日 | 「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を鈴木総務副大臣(当時)あて提出 「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を安住民主党国会対策委員長(当時)、山井衆議院議員あて提出 | |
| 4月4日 | 「東日本大震災対策に関する緊急要望書」を松本環境大臣・内閣府特命大臣(当時)あて提出 国土交通省東北地方整備局で国道45号の二十一浜橋(気仙沼市)を応急組立橋による応急復旧完了 | |
| |  | |
| | 国土交通省東北地方整備局資料 | |
| 4月7日 | 宮城県沖を震源とする余震が発生(マグニチュード7.1、県内では最大余震となる最大震度6強) | 仙台港における自動車運搬船の定期航路を再開 |
| 4月8日 | 「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を菅内閣総理大臣(当時)あて提出 | |
| 4月11日 | 「宮城県震災復興基本方針(素案)」を公表 | 仙台港にフェリーが名古屋港から震災後初入港(仙台～名古屋間) |

| | | |
|-------|---|---|
| 4月13日 | | 仙台空港で国内臨時便が震災後初就航  <p>仙台空港を出発する臨時第一便</p> |
| 4月14日 | 政府主催「第1回東日本大震災復興構想会議（全13回）」に村井知事が委員として提言 塩釜市魚市場で震災後初の水揚げ | |
| 4月15日 | | 輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅供給事業者の提案に係る事前整理の受付を開始（～25日） |
| 4月16日 | 「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を大畠国土交通大臣（当時）あて提出 | 仙台港から完成自動車の積み出しを震災後初出港  <p>震災後始めて完成車積み出しを行う様子</p> |
| | 仙台市ガス局の都市ガス復旧工事終了（仙台市の津波被災地域除く） | |
| 4月19日 | | 応急仮設住宅の供給事業者の提案に係る事前整理の受付を開始（～28日） |
| 4月20日 | | 東北地方太平洋沖地震における県管理道路の通行規制箇所の解除見通しを公表 |
| 4月21日 | 東北本線の仙台～一関間で運転再開し、全線復旧 | 東日本大震災により被災した公共土木施設等の復旧・復興工程を公表 東北地方太平洋沖地震に伴う河川等の暫定的な水位基準の運用を公表 |
| 4月22日 | 宮城県震災復興本部を設置し、第1回宮城県震災復興本部会議を開催  <p>第1回宮城県震災復興本部会議の様子</p> | |
| 4月23日 | 東北新幹線の盛岡～一関間で運転再開 マリンピア松島水族館が営業再開 サッカーJ1が再開し、ベガルタ仙台が川崎フロンターレに2対1で勝利 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 4月25日 | 東北新幹線の仙台～福島間で運転再開し、仙台～東京間が直通運転となる | |
| 4月27日 | <p>天皇皇后両陛下が南三陸町・仙台市をご訪問</p>  <p>被災地に黙礼される両陛下</p> <p>「東日本大震災対策に関する緊急要望書」を松本内閣府特命担当大臣（当時）あて提出</p> | 石巻港の中島2号岸壁に一般貨物船が震災後初入港 |
| 4月28日 | 「東日本大震災に対処する災害復旧及び復興に係る緊急要望」を大畠国土交通大臣（当時）あて提出 | <p>塩竈市で県内初となる仮設住宅へ入居を開始</p>  <p>塩竈市伊保石地内に完成した仮設住宅</p> |
| 4月29日 | <p>東北新幹線が仙台～一関で運転再開し全線復旧</p>  <p>震災後運転再開した東北新幹線</p> <p>仙台市営地下鉄が台原～泉中央で運転再開し、全線復旧</p> <p>震災復興キックオフデー（関連イベントとしてプロ野球の楽天イーグルス、Jリーグのベガルタ仙台の試合などを開催</p> <p>第1回南三陸復興市を開催</p> | |
| 5月2日 | <p>第1回宮城県震災復興会議（県庁）</p>  <p>第1回震災復興会議の様子</p> | |
| 5月4日 | 皇太子同妃が岩沼市、山元町をご訪問 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 5月10日 | | 公共土木施設第1次災害査定(～12日,6班体制,全110件) 被災建築物応急危険度判定を完了(12市18町,危険5,200件,要注意7,553件,調査済37,968件,合計50,721件) |
| 5月13日 | | 県発注工事における前金払の特例措置を実施(4割→5割) 第1回公共土木施設構造検討会を開催 |
| 5月16日 | | 公共土木施設第2次災害査定(～20日,5班体制,全155件) |
| 5月18日 | | 仙台塩釜港における大気・海水の放射能等を測定し公表(～19日) |
| 5月19日 | | 被災宅地危険度判定を完了(～3/13,3市7町,危険886件,要注意1,470件,調査済1,640件,合計3,996件) |
| 5月20日 | 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」を菅内閣総理大臣(当時)あて提出 | |
| 5月21日 | 中国の温家宝首相,韓国の李明博大統領が来県 | |
| 5月23日 | | 公共土木施設第3次災害査定(～27日,6班体制,全238件) |
| 5月27日 | | 仙台港向洋ふ頭に外航船が震災後初入港 |
| 5月30日 | | 公共土木施設第4次災害査定(～3日,6班体制,全234件) 仙台塩釜港湾事務所が仙台港国際ビジネスサポートセンターで業務を再開 |
| 6月1日 | 地方自治法に係る派遣職員辞令交付  地方自治法派遣職員辞令交付式の様子 | 県発注工事等の特例措置を実施(特別簡易型の導入,入札保証金の緩和,現場代理人の常駐緩和,数値的判断基準の見直し) |
| 6月3日 | 第2回宮城県震災復興会議(東京) | |
| 6月4日 | 皇太子同妃両殿下が岩沼市・山元町をご訪問  避難している方々に言葉をかけられる皇太子同妃両殿下 | |
| 6月6日 | | 公共土木施設第5次災害査定(～10日,6班体制,全210件) |

| | | |
|-------|---|---|
| 6月8日 | | <p>仙台港における内航フィーダーコンテナ航路を再開</p> <p>東部土木事務所向陽町分庁舎を開設</p> |
| 6月13日 | | 公共土木施設第6次災害査定(～17日, 6班体制, 全194件) |
| 6月15日 | | アメリカ土木学会が被災地を現地調査 |
| 6月20日 | 政府で「東日本大震災復興基本法」成立 | 公共土木施設第7次災害査定(～24日, 6班体制, 全212件) |
| 6月21日 | | 第1回被災3県土木部長会議を宮城県で開催 |
| 6月22日 | | 第2回公共土木施設構造検討会を開催 |
| 6月24日 | <p>政府が「東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部」を設置</p> <p>「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」を菅内閣総理大臣(当時)あて提出</p> | |
| 6月25日 | 政府の東日本大震災復興構想会議が「復興への提言」を決定 | <p>仙台港エリア復興記念イベント「マルシェ・ジャポン in 仙台港」を開催(～26日)</p>  <p>復興記念イベントの様子</p> |
| 6月27日 | <p>秋篠宮同妃両殿下が気仙沼市をご訪問</p>  <p>気仙沼市長から被害状況の説明を受けられる秋篠宮同妃殿下</p> | 公共土木施設第8次災害査定(～30日, 6班体制, 全157件) |
| 7月1日 | 「仙台・宮城伊達な旅復興キャンペーン」スタート | 津波で被災した東部土木事務所の修理が完了し, 東部土木事務所で業務を再開 |
| 7月4日 | | 公共土木施設第9次災害査定(～8日, 6班体制, 全228件) |
| 7月6日 | | 石巻港の岸壁, 荷さばき地の応急復旧が完了 |
| 7月8日 | | 秋篠宮同妃両殿下 石巻市などをご訪問 |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>7月11日</p> | | <p>公共土木施設第10次災害査定（～15日，6班体制，全198件）</p> <p>石巻港の日和7号岸壁に大型貨物船が震災後初入港</p>  <p>石巻港に震災後初入港した様子</p> |
| <p>7月13日</p> | <p>第3回宮城県震災復興会議（東京）</p> <p>「宮城県震災復興計画（案）」のパブリックコメントを開始（～2日）</p> | |
| <p>7月16日</p> | <p>「宮城県震災復興計画（案）」の県民説明会を開催（仙台・大河原地区）</p> <p>東北六魂祭が開催される（～17日）</p>  <p>六魂祭のイベントの様子</p> | |
| <p>7月18日</p> | <p>「宮城県震災復興計画（案）」の県民説明会を開催（北部・東部地区）</p> | |
| <p>7月19日</p> | <p>トヨタ自動車が県内へのエンジン工場新設など「東北の復興支援策」を発表</p> | |
| <p>7月25日</p> | <p>「宮城県内における，東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応を求める要望書」を細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣（当時）あて提出</p> | <p>公共土木施設第11次災害査定（～29日，6班体制，全210件）</p> <p>仙台空港の国内定期便・国際臨時便が運行再開</p>  <p>国内定期便再開の式典の様子</p> |
| <p>7月29日</p> | <p>政府で「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定</p> | |

| | | |
|-------|---|--|
| 8月1日 | 自衛隊の県内での支援活動が終了  自衛隊撤収式の様子 | 公共土木施設第12次災害査定(～5日, 5班体制, 全172件) |
| 8月2日 | | 第2回宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会を開催 |
| 8月4日 | 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」を菅内閣総理大臣(当時)あて提出 | |
| 8月6日 | 仙台七夕まつりが開催される(～8日) | |
| 8月8日 | | 公共土木施設第13次災害査定(～12日, 5班体制, 全185件) |
| 8月10日 | 県内初の事業用仮設施設(しおがま・みなと復興市場)が完成 | |
| 8月11日 | | 仙台港エリア復興イベント「with LIGHT UP NIPPON」「マルシェ・ジャポン in 仙台港」を開催(～14日) |
| 8月17日 | 「宮城県震災復興計画(最終案)」を公表 | |
| 8月22日 | 第4回宮城県震災復興会議(県庁) | 公共土木施設第14次災害査定(～26日, 5班体制, 全174件) |
| 8月23日 | ジョセフ・バイデン米国副大統領が来県 | |
| 8月26日 | 宮城県震災復興計画(案)を公表 | |
| 8月29日 | | 公共土木施設第15次災害査定(～2日, 5班体制, 全143件) |
| 8月30日 | 復興道路となる三陸沿岸道路(県内では三陸縦貫自動車働道)の全ルートが決定 | |
| 9月1日 | | 第2回被災3県土木部長会議を岩手県で開催 |
| 9月5日 | 「宮城県サポート支援センター支援事務所」開設 | 公共土木施設第16次災害査定(～9日, 5班体制, 全149件) ○仙台港高砂コンテナターミナルのガントリークレーン1/4基目の供用を再開 |
| 9月7日 | 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」を野田内閣総理大臣あて提出 | |
| 9月9日 | | 宮城県沿岸における海岸堤防高さの設定について公表 |
| 9月11日 | | 「東日本大震災の記録(暫定版)」を発刊 |
| 9月12日 | 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」設立 | 公共土木施設第17次災害査定(～16日, 5班体制, 全214件) 「宮城県社会資本再生・復興計画」のパブリックコメントを開始(～30日) |

| | | |
|-------|--|---|
| 9月15日 | | <p>仙台港で日本初となる45フィートコンテナの第一船出航</p>  <p>ガントリークレーンで荷役される45フィートコンテナ</p> |
| 9月15日 | | 第3回公共土木施設構造検討会を開催 |
| 9月16日 | 日本製紙石巻工場が生産を再開 | |
| 9月17日 | 野田首相が気仙沼市を視察 | |
| 9月20日 | <p>台風15号で記録的豪雨（総雨量：石巻市雄勝532.5mm・女川452.5mm・名取332.0mm）</p>  <p>品井沼遊水地越流状況 (大崎市鹿島台字下志田地内)</p> | 「3.11 東日本大震災復興・復興パネル展」を開催（30日まで） |
| 9月25日 | | <p>仙台空港ターミナルビルが完全復旧し、国際定期便（仙台～ソウル便）再開</p>  <p>仙台空港ビル完全復旧・国際定期便就航記念式典の様子</p> |
| 9月26日 | 石巻合同庁舎，気仙沼合同庁舎が移転 | 公共土木施設第18次災害査定（～30日，5班体制，全283件） |
| | | みやぎ45フィートコンテナ物流特区の総合特区を国に指定申請 |
| 9月29日 | 知事が宮城県産の新米の安全宣言を発表 | |
| 9月30日 | | 仙台港における国際定期コンテナ航路（中国／韓国）を再開 |

| | | |
|--------|--|---|
| 10月1日 | | <p>仙台空港アクセス鉄道の全線運行再開</p>  <p>仙台空港アクセス鉄道再開の様子</p> |
| 10月2日 | | 仙台空港で国際定期便（仙台～グアム便）再開 |
| 10月3日 | | 公共土木施設第19次災害査定（～7日，5班体制，全253件） |
| 10月5日 | 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」野田内閣総理大臣あて提出 | |
| 10月11日 | | 公共土木施設第20次災害査定（～14日，5班体制，全178件） |
| 10月15日 | 「復興へ頑張ろう！みやぎまるごとフェスティバル2011」開催（～16日） | |
| 10月18日 | 県議会で「宮城県震災復興計画」を承認 | 公共土木施設第21次災害査定（～21日，5班体制，全196件） |
| | | <p>津波で落橋した新北上大橋及び定川大橋の仮橋を供用開始</p>  <p>新北上大橋仮橋の様子</p> |
| 10月24日 | | 「宮城県社会資本再生・復興計画」を策定し公表 |
| | | <p>公共土木施設第22次災害査定（～28日，5班体制，全183件）</p> <p>応急仮設住宅の寒さ対策追加工事に着手</p> |
| 10月28日 | 東日本大震災復興特別区域法を閣議決定 | |
| 11月2日 | キリンビール仙台工場が震災後初出荷 | |
| 11月4日 | | 応急仮設住宅が全戸分完成（15市町22,042戸） |
| | |  <p>応急仮設住宅の全景</p> |
| 11月7日 | 震災の影響で4月から延期されていた宮城県議会議員選挙を告示 | 公共土木施設第23次災害査定（～11日，8班体制，全275件） |

| | | |
|--------|--|---|
| 11月11日 | | 被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を都市計画決定（気仙沼市，名取市，女川町，南三陸町） |
| 11月12日 | 復興屋台村気仙沼横丁がオープン | |
| 11月13日 | 宮城県議会議員選挙の投票日 | |
| 11月14日 | 「宮城県産業復興相談センター」開設 | 公共土木施設第24次災害査定（～18日，8班体制，全205件） 第3回被災3県土木部長会議を福島県で開催 地震で被災した志田橋の通行止め解除 |
| | |  通行止め解除直後の志田橋 |
| 11月19日 | 三陸道登米志津川道路の志津川トンネルで「復興道路着工式」を開催 | |
| |  復興道路着工式の様子 | |
| | 震災後初の県産イチゴの出荷開始 | |
| 11月23日 | | 気仙沼市の要請で応急仮設住宅の建設を追加着手（6団地53戸） |
| 11月24日 | | 「みやぎ県北高速幹線道路」第I期区間を全線供用開始 |
| | |  みやぎ県北高速幹線道路開通式の様子 |
| | | 第3回宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会を開催 |
| 11月28日 | | 公共土木施設第25次災害査定（～2日，8班体制，全228件） |
| 12月1日 | 「みやぎの心のケアセンター」開設 | |
| 12月2日 | 「2011 SENDAI 光のページェント」開催（～31日） | |

| | | |
|--------|---|-------------------------------------|
| 12月5日 | | 公共土木施設第26次災害査定(～9日, 8班体制, 全210件) |
| 12月6日 | | 仙台港高砂コンテナターミナルのガントリークレーン2/4基目の供用を再開 |
| 12月7日 | 東日本大震災復興特別区域法が成立 | |
| 12月12日 | 「東日本大震災により被災したJR各線の復旧に当たり財政支援を求める要望書【岩手県・福島県との共同要望】」を野田内閣総理大臣あて提出 「東日本大震災に対処するための継続的な予算措置等を求める要望書」を野田内閣総理大臣あて提出 | 公共土木施設第27次災害査定(～16日, 10班体制, 全295件) |
| 12月19日 | | 公共土木施設第28次災害査定(～23日, 12班体制, 全410件) |
| 12月20日 | | 知事が仮設住宅における寒さ対策を現地確認(石巻市万石浦仮設住宅) |
| 12月21日 | | 「宮城県復興住宅計画」を策定し公表 |
| 12月26日 | 東日本大震災復興特別区域法を施行 | 気仙沼市の要請で建設した応急仮設住宅が全戸完成(6団地53戸) |
| 12月27日 | 宮城産業復興機構が発足 | |
| 12月30日 | 県内の全避難所が閉鎖 | |
| 1月4日 | みやぎ被災者聴覚障害者情報支援センター開設 | |
| 1月10日 | 野田首相が来県し、石巻市の水産加工会社や仮設住宅を視察  水産加工会社視察の様子 「東日本大震災に対処するための要望書」を野田内閣総理大臣あて提出 | |
| 1月11日 | | 国内初となる45フィートコンテナ輸入を仙台港において開始 |
| 1月13日 | | 仙台港高砂コンテナターミナルのガントリークレーン3/4基目の供用を再開 |
| 1月15日 | | 応急仮設住宅の寒さ対策追加工事が完成(401団地, 21,572戸) |
| 1月20日 | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への早期対応を求める要望書」を野田内閣総理大臣あて提出 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>1月22日</p> | | <p>仙台港における北米西岸／東南アジアコンテナ航路を再開</p>  <p>コンテナ積み卸しの様子</p> |
| <p>1月23日</p> | | <p>公共土木施設第29次災害査定（～27日、1班体制、全9件）</p> |
| <p>1月27日</p> | <p>宮城県民間投資促進特区を県内34市町村と共同申請</p> | <p>気仙沼地区の復興のシンボルとなる大島架橋事業に着手</p>  <p>大島架橋事業着手式の様子</p> |
| <p>1月29日</p> | <p>直轄代行となる仙台湾南部海岸堤防復旧に着手</p>  <p>仙台湾南部海岸堤防着工式の様子</p> | |
| <p>1月30日</p> | | <p>第1回宮城県統合港湾長期構想委員会を開催を開催し、仙台塩釜港、石巻港、松島港が一体となった港湾としての長期構想及び港湾計画素案について検討</p> |
| <p>1月31日</p> | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針を策定</p> | |
| <p>2月6日</p> | <p>国に復興交付金事業計画（第1回）を提出</p> | <p>第4回被災3県土木部長会議を宮城県で開催</p> |
| <p>2月9日</p> | | <p>「3.11 東日本大震災復旧・復興パネル展」を開催（17日まで）</p> <p>「東日本大震災社会資本再生・復興シンポジウム」を開催し、土木部の取り組みを一般聴講者に報告</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| 2月10日 | 復興庁が発足（仙台市に宮城復興局、気仙沼市・石巻市に2支所を設置） | 仙台国際貿易港首都圏セミナーを東京で開催 |
| 2月15日 | | 「公共土木施設等復旧方針」を策定し公表 |
| 2月17日 | 石巻市、女川町、名取市、岩沼市、山元町で復興整備協議会を設置し開催 | |
| 2月21日 | | 災害公営住宅の整備について被災市町と協定締結（東松島市、亶理町） |
| 3月2日 | 国から復興交付金可能額通知（第1回）が発表 | |
| 3月3日 | | 津波で甚大な被害を受けた大曲海岸の堤防復旧に着手  大曲海岸災害復旧着工式の様子 |
| 3月6日 | 「東日本大震災復興交付金に関する緊急要望書」を平野復興大臣あて提出 | |
| 3月9日 | | 「3.11 伝承・減災プロジェクト」に着手し、津波浸水標示板を県内の公共施設に設置を開始  津波浸水標示板を設置している様子  |
| 3月11日 | 東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼式等が日本各地で開催され、県内で被害最も大きかった石巻市の追悼式に知事が出席 県では県内3か所（県庁・大河原合庁・大崎合庁）に献花台と記帳所を設置し、発生時刻の午後2時46分に黙とうを捧げました  | 南三陸町の追悼式に知事代理として土木部長が出席  |
| 3月12日 | | 「東北地方太平洋沖地震による建築被害報告会パネル展」を開催（22日まで） |

| | | |
|-------|--|--|
| 3月13日 | 「被災者に対する新たな法的支援を実施するための特別立法を求める要望書」を野田内閣総理大臣あて提出 | |
| 3月21日 | | 「宮城県社会資本・再生復興計画緊急アクションプラン」を策定し公表 |
| 3月22日 | | 「東北地方太平洋沖地震による建築被害報告会」を開催し、一般聴講者に県内の建築被害を報告 |
| 3月23日 | 集団移転促進事業が全国初で決定し、石巻市、岩沼市で復興整備協議会を開催 | |
| 3月24日 | 災害廃棄物処理（亘理処理区）の焼却炉で県内初の火入れ  亘理処理区の焼却炉全景 | |
| 3月25日 | | 国際定期便（仙台－上海經由北京線）再開  運行再開の記念式典の様子 |
| 3月26日 | 津波避難のための施設整備指針を津波対策連絡協議会で承認 | |
| 3月27日 | | 国際定期便（仙台－大連經由北京線）再開 第2回宮城県統合港湾長期構想委員会を開催し、仙台塩釜港、石巻港、松島港が一体となった港湾としての長期構想及び港湾計画素案について検討 |
| 3月28日 | 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を策定し公表 | |
| 3月29日 | | 宮城県地方港湾審議会を開催し、仙台塩釜港、石巻港、松島港の港湾区域統合について審議 |
| 3月30日 | 災害廃棄物処理（名取処理区）の焼却炉で県内2番目の火入れ 復興整備計画の公表（石巻市、女川町、名取市、岩沼市、山元町） | 「東日本大震災職員の証言（想い）」を発刊 「東日本大震災1年の記録（宮城県土木部版）」を発刊 |

(2)宮城県土木部地方公所の歩み（震災から1年間の記録）

1) 大河原土木事務所の対応状況

Table with 4 columns: 月日 (Date), 項目 (Item), 内容 (Content), and 対応状況 (Response Status). It details the timeline of emergency response and reconstruction activities for the Taihara Civil Engineering Office from March 2011 to April 2012.

Table with 4 columns: 月日 (Date), 項目 (Item), 内容 (Content), and 対応状況 (Response Status). It details the timeline of emergency response and reconstruction activities for the Taihara Civil Engineering Office from March 2011 to April 2012.

1) 大河原土木事務所の対応状況（写真）



写真-1 被災状況、交通規制状況のとりまとめ
確認状況（夜間）3月11日



写真-2 被災状況、交通規制状況のとりまとめ
確認状況（夜間）3月11日



写真-3 早朝全体会議状況 3月12日



写真-4 夕方全体会議状況 3月12日



写真-5 他県応援職員の執務状況（兵庫県4名
岐阜県2名）



写真-6 他県応援職員の執務状況（兵庫県4名
岐阜県2名）

2) 仙台土木事務所の対応状況(1/3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-----------|--|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | 最大震度7(栗原市)、震度6強(仙台市、塩釜市、名取市等)、震源:三陸沖、深さ:約24km、マグニチュード:9.0 |
| 14:50 | 異常気象情報 | 大津波警報発令 |
| 15:00 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認、庁舎点検確認を実施 |
| | 庁舎被害等 | 管内建築物の被害について情報収集(～4月末) |
| | 建築業務(支援) | 被災住宅相談業務開始(TEL、応対) |
| | 道路パトロール | 委託業者による管内パトロール(8班)の指示 |
| | 河川パトロール | 委託業者による管内パトロール(10班)の指示 |
| 15:34 | 道路パトロール | (主)岩沼蔵王線通行止め確認、エアブリッジ段差合材で応急対応(道路管理業者対応) |
| 15:40 | 道路パトロール | (一)半田山下線通行止め確認、及びパトロール指示(道路管理業者対応) |
| 15:46 | 道路パトロール | (一)名取村田線・村田町で土砂崩れを確認、全面通行止め(道路管理業者対応) |
| 16:09 | 道路パトロール | (主)塩釜互埋線・仙台空港トンネル 大津波警報後基礎等施設確認を指示(道路管理業者対応) |
| 17:00 | 道路被災 | (主)仙台塩釜線(多賀城市～塩釜市)・瓦礫堆積等で、全面通行止め |
| | 道路被災 | (主)塩釜谷線・冠水、瓦礫堆積等により、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)岩沼海岸線(二の倉)・瓦礫堆積等で、全面通行止め |
| | 道路被災 | (主)塩釜互埋線(関上大橋～仙台空港トンネル)・瓦礫堆積等で、全面通行止め |
| | 道路被災 | (主)相馬互埋線(亶理町～県境)・瓦礫堆積等で、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)吉田浜山元線・瓦礫堆積等により、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)坂元停車場線・瓦礫堆積等により、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)荒浜港今泉線・瓦礫堆積等により、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)山下停車場線(山下駅～駅前橋)・瓦礫堆積等により、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)山下停車場線(駅前橋～国道6号)・家屋倒壊等により、片側交互通行 |
| 17:15 | 道路パトロール | (主)塩釜互埋線・仙台空港トンネル 冠水により全面通行止め。避難者有り、自衛隊到着。全面通行止め。(道路管理業者対応) |
| 17:45 | 道路被災 | (国)346号・品井沼大橋、幅谷大橋の段差確認、片側交互通行。 |
| 17:35 | 道路パトロール | 互埋線R6号から側面異常なし。互埋線IC異常なし。津波警報解除後塩釜互埋線、相馬互埋線漂着物撤去指示。事務所持機(道路管理業者対応) |
| | 道路被災 | (一)大和幡谷線・関場橋に段差確認、片側交互通行 |
| | 道路被災 | (一)大和幡谷線・不來内地区に路面亀裂を差確認、片側交互通行 |
| 18:20 | 安否確認(第1) | 安否確認、登庁可能確認終了(登庁済み:101人、登庁不可能等:21人) |
| 19:00 | 道路被災 | (主)大和島線・山崎橋に段差確認、全面通行止め |
| 19:10 | 道路被災 | (主)仙台岩沼線・南長谷横断ボックス 5cm段差(規制解除) |
| | 道路被災 | (主)塩釜互埋線・空港トンネル内排水のため、明日水中ポンプ手配予定 |
| 19:30 | 道路被災 | (一)大衡駒橋線・水道管破裂による路面陥没を確認、片側交互通行。 |
| 21:00 | 道路被災 | (主)仙台空港線、(主)塩釜互埋線・空港トンネル交差点から空港方向は瓦礫堆積で全面通行止め。 |
| | 道路被災 | (主)塩釜互埋線、木引掘橋付近セサノ機2台漂着 |
| | 道路被災 | (一)竹谷幡谷線・蝦穴橋橋台背面に陥没確認、片側交互通行。 |
| | 道路応急完了 | (国)346号・品井沼大橋、幅谷大橋について碎石により応急復旧完了、規制解除。 |
| | 道路応急完了 | (主)大和島線・西川橋段差擦りつけた完了、規制解除。 |
| | 道路応急完了 | (国)346号・品井沼大橋、幅谷大橋の段差解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (主)利府松山線・新堀橋に段差解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (主)利府松山線・粕川大橋、橋梁段差解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (一)大和幡谷線・関場橋に段差解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (国)457号・大衡(歩道)路面陥没解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (主)鹿島台鳴瀬線・二子屋橋段差確認、碎石で復旧済み。 |
| | 道路応急完了 | (主)鹿島台鳴瀬線・吉田川堤防上亀裂確認、クラック充填済み。 |
| 21:45 | 道路被災 | (一)利府停車場運動公園線・八幡崎橋に段差確認、片側交互通行。 |
| | 道路被災 | (一)利府停車場運動公園線・北部道路直下でマンホールの浮き上がりを確認、片側交互通行。 |
| | 道路被災 | (主)泉塩釜線・南宮集会所前でマンホール浮き上がりを確認、片側交互通行。 |
| 23:50 | 道路被災 | (一)大和幡谷線・身洗橋に段差確認、全面通行止め。 |
| 3月12日 | | |
| | 配備体制 | 夜間及び休日:2班体制(技術各班1～2人含む)+責任者(技術の総括次長以上1人):(3月12日～3月18日) |
| | 応援要請 | 宮城県測量設計業協会に調査・点検等の応援準備要請 |
| | 応援要請 | 宮城県建設業協会各支部へ応援準備要請 |
| 1:30 | 道路パトロール | (主)塩釜互埋線・関上大橋ジョイント部横方向に10cmのずれ、取付部10cm傾いている状況(業者委託報告) |
| | 道路パトロール | (一)名取村田線、市境より村田側土砂崩れにより通行止め(業者委託報告) |
| | 道路パトロール | (一)仙台館線、歩道部マンホール突出あり(業者委託報告) |
| 6:00 | 職員パト開始 | 津波警報継続中であるため、とりえず沿道以外から被災状況調査開始。 |
| | 道路パトロール | 管内7班集体で直営パトロール開始 |
| | 河川パトロール | 管内4班集体で直営パトロール(高城川水系、砂押川水系、七北田川水系、鳴瀬川水系)で直営パトロール実施 |
| | 砂防パトロール | 管内3班集体で直営パトロールを実施 |
| | 職員パトロール | 管内急傾斜崩壊危険区域のパトロール実施 |
| | 河川被災 | 七北田川河口部堤防破壊を確認 |
| 6:45 | 交通規制 | (主)仙台松島線・タンクローリーの脱輪を確認、片側交互通行。 |
| 7:20 | 道路被災 | (主)仙台岩沼線・JA前で路面亀裂確認、全面通行止め |
| 8:00 | 道路応急完了 | (一)大和幡谷線・身洗橋に段差、碎石で復旧済み |
| 8:00 | 道路被災 | (一)大和幡谷線・段差、液状化状況を確認、全面通行止め。 |
| 8:40 | 道路応急完了 | (主)岩沼蔵王線・事前規制、規制解除 |
| 9:00 | 安否確認(第2報) | 安否確認、登庁可能確認終了(登庁済み:102人、登庁不可能等:20人) |
| 9:45 | 道路被災 | (主)角田山元線(坂元川～国道6号)・瓦礫堆積を確認、全面通行止め。 |
| 10:00 | 道路応急完了 | (主)仙台松島線・タンクローリーの撤去完了。 |
| 11:00 | 道路被災 | (主)石巻鹿島台大衡線・陥没を確認、片側交互通行。 |
| | 道路被災 | (一)赤沼松島線(国道45号側)冠水により全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)大和幡谷線・不來内に陥没を確認、全面通行止め。 |
| 11:30 | 道路被災 | (一)関上港線・宮下橋橋樑を確認、全面通行止め(市道迂回路) |
| 12:00 | 道路被災 | (一)弁沢吉岡線・事前規制、全面通行止め。 |
| 12:00 | 道路応急完了 | (一)弁沢吉岡線・志田野川橋の安全確認、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (一)大和幡谷線・段差、解消、規制解除 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|----------|---|
| 15:45 | 道路被災 | (一)杉ヶ袋増田線(塩釜互埋線～東部道路)・瓦礫堆積を確認、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)関上港線(名取IC～関上)・瓦礫堆積を確認、全面通行止め |
| 16:00 | 道路応急完了 | (一)大和幡谷線・不來内地区の路面亀裂補修、規制解除 |
| 3月12日 | | |
| | 庁舎被害等 | 仙台塩釜港事務所、中南部下水道事務所、仙台背後地土地区画整理事務所が、事務所会議室へ移動 |
| 16:20 | 道路被災 | (主)奥松島松島公園線・手樽地区亀裂多数を確認、全面通行止め |
| 16:30 | 道路被災 | (主)塩釜七ヶ浜多賀城線・念仏橋～笠神神橋一車線流出確認、全面通行止め |
| 16:30 | 河川被災 | 砂押川(笠神新橋下流の左右岸)の堤防決壊、沈下等を確認 |
| 17:30 | 要請 | 名取市新町の内水排除のためポンプ排水を貞山運河したいが、堤防に決壊箇所があるため、大型土のうの投入を要請 |
| 20:20 | 異常気象情報 | 津波警報に切り換え |
| 3月13日 | | |
| | 協力要請 | (主)塩釜互埋線・空港トンネル排水のため大型排水ポンプの貸与要請 |
| | 市町村調整 | 沿岸市町に対する状況等の情報交換(被災状況、通行不能区間、連絡窓口等) |
| | 河川被災 | 北貞山運河の堤防破壊箇所を確認 |
| 6:00 | 道路パトロール | 管内7班集体で直営パトロールを実施 |
| | 河川パトロール | 管内4班集体で直営パトロール(高城川水系、砂押川水系、七北田川水系、鳴瀬川水系)を実施 |
| | 砂防パトロール | 管内3班集体で直営パトロールを実施 |
| 7:30 | 異常気象情報 | 津波注意報に切り換え |
| 9:40 | 道路被災 | (一)加瀬沼公園線(加瀬アンダーボックス)・冠水により、全面通行止め |
| 9:50 | 名取市から要請 | 内水排除ではなく、行方不明者捜索のための土のうを投入を要請 |
| 16:00 | 道路応急完了 | (主)利府松山線・粕川2号橋、路面陥没解消、規制解除 |
| 17:10 | 応急工事指示 | 川内沢川(岩沼市矢野目地区)で橋梁敷力所に流水等により河道閉塞しているため、撤去を要請 |
| 17:40 | 応急工事指示 | 中貞山運河の破壊箇所の応急復旧を要請 |
| 18:00 | 庁舎等被害報告 | 庁舎での業務可能、ライフラインの使用可否等を土木総務課にFAX報告 |
| 22:45 | 応急工事指示 | 砂押貞山運河被災(堤防欠壊)箇所の応急工事の要請 |
| 3月14日 | | |
| | 庁舎被害等 | 庁舎電気復旧 |
| | 支援体制(通知) | 災害調査・復興体制及び市町村支援体制に関する通知 |
| | 応援要請 | 宮城県測量設計業協会に調査・点検等の協力要請 |
| | 応援要請 | 仙台建設業協会へ応援協定に基づき、メールにより応援要請依頼 |
| | 応援要請 | 宮城県建設業協会塩釜支部へ応援協定に基づき、メールにより応援要請依頼 |
| | 応援要請 | 宮城県建設業協会名亶支部へ応援協定に基づき、メールにより応援要請依頼 |
| | 応援要請 | 宮城県測量設計業協会仙台支部へ応援協定に基づき、メールにより応援要請依頼 |
| | 被災者支援 | 仮設住宅の要望について、管内市町村へヒアリング行う |
| | 応援職員 | 仙台地方法務局総合事務所から2名応援(～22日) |
| | 現地調査 | 職員及びコンサルによる地すべり変状確認(仙台市太白区緑ヶ丘地内) |
| | 現地調査 | 職員及びコンサルによる流動崩落変状確認(仙台市青葉区折立地内) |
| | 河川応急 | 中貞山運河(破壊箇所)の応急工事の要請 |
| | 河川応急 | 砂押川(笠神新橋下流の左右岸)の堤防決壊、沈下等の仮応急着手 |
| | 河川応急 | 七北田川河口部堤防破壊部の大型土のうによる仮応急着手 |
| 18:00 | 応急業者から報告 | 川内沢川閉塞箇所撤去、トレーラーがあるため、行政班でナンバー照会して持主に解体承諾を試みる。 |
| 3月15日 | | |
| | 現地調査 | 住民通知による職員による宅地崩壊箇所の現地調査(仙台市泉区南光台他3箇所) |
| | 住民通報 | 広瀬川の花壇地区左岸・追道地区の右岸石垣・天守台の下が崩れている |
| | 応援職員 | 宮城県建設センターから4名職員応援。 |
| 8:00 | 道路被災 | (主)塩釜互埋線・関上小学校前歩道橋橋脚損傷を確認、歩道通行止め |
| 11:00 | 道路被災 | (一)大和幡谷線・路肩崩壊を確認、片側交互通行。 |
| 11:30 | 道路被災 | (主)利府松山線・惣の関大付付近で路面崩壊を確認、片側交互通行。 |
| 13:00 | 道路被災 | (主)利府松山線・大郷町東成田で路面崩壊を確認、片側交互通行 |
| | 道路被災 | (主)利府松山線・粕川2号橋、路面陥没確認、片側交互通行 |
| | 道路応急完了 | (主)利府松山線・惣の関大付付近で路面崩壊補修完了、規制解除 |
| 3月16日 | | |
| | 庁舎被害等 | 水道給水開始 |
| | 市町村支援 | 災害復旧事業に掛かる業務支援の事前協議書等の締結(亶理町・山元) |
| | 砂防パトロール | 砂防管理施設のパトロール実施 |
| 13:45 | 応急業者から報告 | 川内沢川内に近接運送業者の大型トラック1台・4トラック1台があり、河槽閉塞を起こしている |
| 17:00 | 道路被災 | (主)岩沼蔵王線・郡界で土砂崩れの恐れがあり、全面通行止め |
| | 道路被災 | (一)加瀬沼公園線(加瀬アンダーボックス)・冠水解消、規制解除 |
| 3月17日 | | |
| | 応援職員 | (社)宮城県建設センター職員の応援(2名～31日) |
| | 災害調査実施 | 災害調査(宮城県測量設計業協会への現地指示(7班)) |
| | 砂防パトロール | 砂防管理施設のパトロール実施 |
| | 現地調査 | 職員及びコンサルによる流動崩落変状確認(仙台市青葉区西花園地内) |
| | 調査実施 | 仙台市青葉区緑ヶ丘地内の地すべり観測開始～現在継続中 |
| 8:50 | 応急工事指示 | 堤防亀裂箇所には石灰を入れて、亀裂深さを確認してシート養生の応急対応を依頼したい。石灰・シートの手配も併せて要請 |
| 9:14 | 応急工事指示 | 南貞山運河で破壊箇所があるらしいので確認してほしい。北釜大橋の北側、満潮時に堤内に逆流する可能性があるかどうか確認の上、緊急工事の対応を要請 |
| 10:30 | 職員パトから通報 | 小塚原水門を操作したが、空回りして聞かない。寺野橋管内水排除のため名取市で昨日けたようだが、整備用のポンプ排水が戻り、逆流しているのを開いた。 |
| 13:55 | 住民通報 | 広瀬川(折立二丁目)沿いの宅内に亀裂が広がりに川側に沈下していることから確認の要請 |
| 14:00 | 応急業者へ指示 | 五間堀川の藤倉根大師橋上流右岸300mが航空写真を見ると破壊てようであり、現地を確認の上、大型土のう設置の対応を要請 |
| 3月18日 | | |
| | 応援協力要請 | 災害調査(宮城県測量設計業協会への現地指示(8班)) |
| | 河川応急 | 管内河川の災害廃棄物(瓦礫)撤去着手 |
| | 河川応急 | 砂押貞山運河被災(堤防欠壊)箇所の大型土のうによる仮応急工事着手 |
| | 河川応急 | 北貞山運河の破壊箇所の大型土のうでの仮応急工事着手 |
| 16:00 | 道路被災 | (主)仙台岩沼線・JA前で路面亀裂確認、片側交互通行 |
| 3月19日 | | |
| | 配備体制 | 3月19日～5月6日 休日(昼間) 2班+技術各班1名+責任者(技術の総括次長以上1人) |
| | 土砂災害調査 | 仙台市太白区緑ヶ丘地内の地すべりに関するボーリング調査に着手(～4月9日) |

2) 仙台土木事務所の対応状況(2/3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|----------|--|
| | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の職員による現地調査(仙台市青葉区片平町地内) |
| 3月19日 | 9:30 | 住民通報 |
| 10:00 | 通報 | 広瀬川左岸米ヶ袋の住民より自宅川側の崖が崩れた旨、通報 五間堀二の倉橋北側堤防天端道路に亀裂が入っていると自衛隊から連絡 |
| 3月20日 | | 建築業務(支援) 県庁内執務室にて仮設住宅建設業務を実施(～H24/3月末) (主)塩釜互理線・空港トンネル排水作業開始 |
| | 道路被災 | 中貞山運河・破堤箇所補修完了。瓦礫撤去継続中 |
| | 河川応急 | 広瀬川(八幡7丁目)三井電気(株)対岸から巨石が落ちており、今後の余震で更に崩落して、川を堰き止めないか確認して欲しい旨通報 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(菖蒲田地区)葦森橋、橋本橋の流出、損傷に伴う通行止め |
| 9:30 | 住民通報 | |
| 13:00 | 道路被害 | |
| 14:00 | 応急業者から報告 | 中貞山の応急復旧完了 |
| 3月21日 | | 河川応急完了 |
| | 河川応急完了 | 砂押川(笠神新橋下流の左右岸)の堤防決壊、沈下等に対して大型土のうでの応急完了 |
| 9:30 | 資材搬入 | 明日、土のう(耐水性)2000袋を配達手配し、あさで仙台土木に到着予定の連絡 |
| 9:30 | 被災調査 | 測量業者による測量箇所として岩沼・名取の河川の現地案内(～17:00) |
| 12:00 | 道路被災 | (主)相馬互理線・高浦橋の落橋の恐れ、全面通行止め(町道を迂回) |
| 16:00 | 道路応急完了 | (一)利府停車場運動公園線・八幡崎橋に段差解消、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (一)利府停車場運動公園線・北部道路直下でマンホールすずり付け等完了、規制解除 |
| | 道路応急完了 | (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(念仏橋～笠神橋)・砂利道で応急完了、一般車両規制解除 |
| 3月22日 | | 災害調査実施 災害調査(宮城県測量設計業協会)への現地指示(4班) 道路応急完了 (主)塩釜互理線・仙台空港トンネル排水完了 道路応急完了 (主)相馬互理線・瓦礫啓開作業完了 河川施設点検 (主)塩釜互理線・仙台空港トンネル機械設備点検着手 河川応急 北貞山運河工事用道路に着手 緊急点検 業務委託による土砂流入危険箇所における緊急点検着手。(防災砂防課契約) 緊急点検 業務委託による地すべり危険箇所における緊急点検着手。(防災砂防課) |
| 3月23日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(大和町馬場地内他7箇所) 土砂災害応急 仙台市太白区緑ヶ丘地すべり応急工事(雨水浸入防止工、表面水処理工)に着手 道路応急 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(菖蒲田地区)葦森橋、橋本橋の流出、損傷の応急着手 橋梁点検 被災橋梁を含め管内橋梁の点検開始(コンサル実施) |
| 3月24日 | | 緊急点検 広瀬川自然河岸の緊急調査をコンサルに指示。 緊急点検 業務委託による急傾斜地崩壊危険箇所における緊急点検着手。(防災砂防課契約) |
| 9:20 | 防災砂防課へ報告 | 浸水箇所は瓦礫の山となっており、被災箇所の調査が出来ない状況を報告 |
| 9:50 | 要請 | 農政局で五間堀への排水機(藤管根)のゴミ撤去のため、五間堀川の破堤した箇所に土のうを積み、作業したい |
| 3月25日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(富谷町東向陽台地内他1箇所) 道路応急 (主)塩釜互理線・関大橋支承損傷のため通行止め(応急工事:3月29日～5月20日) 13:00 道路応急完了 (一)赤沼松島線(国道45号)冠水解消、規制解除 15:00 道路応急完了 (主)石巻鹿島台大衝線・陥没の解消、規制解除 |
| 3月26日 | | 河川応急完了 北貞山運河・破堤箇所補修完了 河川応急完了 七北田川河口部堤防破堤部の大型土のうによる仮応急完了 橋梁点検 被災橋梁を含め管内橋梁の点検完了(コンサル実施) |
| 3月27日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区水の森地内他1箇所) 要請 長谷釜橋の上流の瓦礫による閉塞箇所において、自衛隊で捜索活動を行い、瓦礫の早期撤去を要請 |
| 3月29日 | | 現地調査 職員及びコンサルによる地すべり変状確認(仙台市青葉区新川字佐手山山内) 現地調査 職員及びコンサルによる滑動崩落変状確認(仙台市青葉区高野原地内) 災害査定説明会 市町村及び各班担当に対し、県庁防災砂防課から査定方針の説明 道路応急 (主)塩釜互理線(関大橋)橋梁支承の仮応急着手 12:00 道路応急完了 (一)竹谷谷線・蝦穴橋橋台背面に陥没解消、規制解除 |
| 3月30日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市太白区門前町地) 道路応急 管内沿岸道路の災害廃棄物処理に着手 河川応急 七北田川河口部破堤部大型土のう等で仮応急完了 河川応急 砂押川山運河・破堤部2箇所応急完了 河川応急 五間堀川・左右岩応急完了、瓦礫処理中 河川応急 川内沢川・瓦礫撤去完了 |
| 3月31日 | | 16:00 道路応急 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線・橋本橋仮橋設置完了 道路応急 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線・葦森橋仮設盛土完了、緊急車両のみ通行可 |
| 4月1日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区八幡地内他1箇所) |
| 4月2日 | | 道路応急 (主)塩釜互理線・仙台空港トンネルがれきり撤去完了 道路応急 (主)仙台空港線・トンネル内の汚泥撤去完了 |
| 4月4日 | | 現地調査 職員及びコンサルによる地すべり変状確認(仙台市青葉区八幡地内他2箇所) 道路応急完了 (主)奥松島松島公園線・手樽地区亀裂補修、規制解除 |
| 4月5日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区国見地内他2箇所) 建築調査 管内ブロック塀被災調査を実施(～8月末) 道路応急 (主)利府松山線・粕川大橋盛土復旧着手 道路応急 (主)仙台岩沼線(玉崎踏線橋)・損傷した橋脚等の応急工事着手 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|--------|--|
| | 河川応急 | 砂押川山運河被災(堤防欠壊)箇所的大型土のうによる仮応急工事完了 |
| | 海岸応急 | 菖蒲田海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事着手 |
| 4月6日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市太白区人來田西地内他2箇所) |
| 4月7日 | | 道路応急 塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町の県道がれきり撤去・被災車両移動、作業開始。 河川応急 砂押川山運河・破堤3箇所応急完了。 河川応急 七北田川、砂押川・瓦礫撤去着手 |
| 13:00 | 道路応急完了 | (主)仙台岩沼線・JA前で路面亀裂補修、規制解除 |
| 23:32 | 地震発生 | 最大震度6強(仙台市、栗原市等)、震源：三陸沖、深さ：約40km、マグニチュード 7.4 |
| 23:34 | 異常気象等 | 津波警報発令 |
| 4月8日 | | 0:55 異常気象等(解除) 津波警報・注意報解除 道路/ハトロール 委託業者による管内/ハトロール(8班)の指示 河川/ハトロール 委託業者による管内/ハトロール(10班)の指示 6:00 道路/ハトロール 管内4班体制で直営/ハトロールを開始 河川/ハトロール 管内8班体制で直営/ハトロールを実施 砂防/ハトロール 管内4班体制で直営/ハトロールを実施 |
| 14:00 | 道路被災 | 管内都市公園(多賀城緑線、岩沼浜緑線)の災害廃棄物撤去に着手 |
| 4月9日 | | 土砂流調査 仙台市青葉区新川字佐手山山内土砂崩壊変状観測開始 |
| 4月11日 | | 10:00 応援職員 災害復旧の短期派遣(山形県3名、～28日のべ9名) 道路応急完了 (主)岩沼蔵王線・郡界で土砂崩れ応急、調査完了、規制解除 |
| 4月12日 | | 事務所施設確認 巨理水防倉庫の被災確認 河川応急 七北田川・河口左岸破堤箇所確認 緊急点検 業務委託による地すべり危険箇所における緊急点検完了 5:00 道路応急完了 (主)仙台空港線・瓦礫撤去完了(4月13日仙台空港運行開始) |
| 4月13日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市泉区南光台地内他2箇所) |
| 4月14日 | | 土砂災害調査 仙台市青葉区新川字佐手山山内土砂災害における地質調査着手(～5月13日) 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(大和町根柄地内他1箇所) 河川応急 七北田川・河口左岸破堤箇所確認 |
| 4月15日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市太白区岩の川地内) |
| 4月17日 | | 災害支援 山元町の被災建築物応急危険度判定業務の支川要請を受け、3名の応急危険度判定士を派遣(～19日) |
| 4月18日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(七ヶ浜町要害地内) 建築業務(支援) 山元町役場庁舎の応急危険度判定業務を実施(～4/19) 道路応急完了 (主)東塩釜線・南宮集会所前でマンホール浮き上がり解消、規制解除 |
| 4月19日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(塩釜市藤倉地内他1箇所) 道路応急完了 (主)塩釜港線・冠水対策(土のう設置)完了 14:00 応急完了 (主)大和松島線(落合松和)・応急工事完了、規制解除 15:00 道路応急完了 (一)升沢吉岡線・事前規制解除 15:00 道路応急完了 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(菖蒲田浜・吉田浜)・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 15:00 道路応急完了 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(菖蒲田地区)橋本橋応急工事完了、規制解除。 15:00 道路被災 (主)塩釜七ヶ浜多賀城線(松ヶ浜地区)石蔵倒壊の危険性から、片側交互通行 |
| 4月20日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市太白区ニツ沢地内) |
| 4月21日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市太白区松波町地内他1箇所) 災害調査 離島海岸の現地調査実施 |
| 4月22日 | | 緊急点検 業務委託による急傾斜地崩壊危険箇所における緊急点検完了 |
| 4月23日 | | 海岸応急 松ヶ浜海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事着手 |
| 4月24日 | | 道路被災 (主)奥松島松島公園線・段差確認、片側交互通行 |
| 4月25日 | | 現地調査 国土交通省河川局の現地調査(緑ヶ丘地すべり及び佐手川砂防等) 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区八幡地内他3箇所) 海岸応急 直轄による海岸堤防の緊急復旧工事着手(山元町、岩沼市) |
| 4月27日 | | 16:00 道路応急完了 (主)利府松山線・大郷町東成田の路肩崩壊補修完了、規制解除 |
| 4月28日 | | 現地調査 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(大郷町字谷地原山内他6箇所) 道路応急完了 (主)利府松山線・粕川大橋盛土応急工事完了、規制解除 道路応急完了 山下停車場線、坂元停車場線の瓦礫撤去完了、規制解除 道路応急完了 (主)角田山元線(坂元川～国道6号)：瓦礫堆積撤去完了、規制解除 道路応急完了 (主)塩釜港線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 道路応急完了 (一)吉田浜山元線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 道路応急完了 (一)坂元停車場線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 道路応急完了 (一)荒浜港今泉線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 道路応急完了 (一)山下停車場線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 |
| 18:00 | 道路応急完了 | (一)杉ヶ袋増田線(塩釜互理線～東部道路)・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 |
| 4月30日 | | 道路応急完了 (主)利府松山線・粕川2号橋、ベント設置 道路応急完了 (主)奥松島松島公園線・応急完了、規制解除 13:00 道路応急完了 (主)仙台塩釜線・瓦礫堆積撤去完了、規制解除 |
| 5月2日 | | |

2) 仙台土木事務所の対応状況 (3/3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-----------------|---|
| | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市宮城野区台屋敷地内) |
| | 海岸応急完了 | 松ヶ浜海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事完了 |
| 5月6日 | 現地調査 | (独)土木研究所つば中央研究所土砂管理研究グループの現地調査(緑ヶ丘地すべり、佐手川砂防) |
| 5月8日 | 配備体制 | 夜間配備解除。休日の昼間は1班(6名)体制。(5月8日～) |
| 5月9日 | 応援職員 | 災害復旧の短期派遣(山形県3名、愛媛県3名、～31日) |
| 5月9日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(塩竈市小松崎地内他2箇所) |
| 5月10日 | 災害査定開始 | 東日本大震災に関する公共土木施設災害復旧事業査定開始(～12月22日) |
| 5月13日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(山元町宇戸花山内) |
| | 道路応急完了 | (主)仙台岩沼線(玉崎踏線橋)・損傷した橋脚等の応急工事完了 |
| 5月16日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(塩竈市向が丘地内) |
| 5月18日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区北根地内他1箇所) |
| 5月20日 | 道路応急復旧 | (主)塩釜港線の地盤沈下による冠水対策。大型土のうによる応急工事完了 |
| | 道路応急復旧 | (主)塩釜互理線・仙台空港トンネル設備等復旧。規制解除 |
| 15:00 | 道路応急完了 | (主)塩釜互理線(関上大橋～仙台空港トンネル)・瓦礫堆積等撤去完了。規制解除 |
| | 道路応急完了 | (主)塩釜互理線(関上大橋)橋梁支承の仮応急完了。規制解除 |
| 5月22日 | 住民説明会 | 佐手川災害関連緊急砂防事業に関する住民説明会の開催 |
| 5月26日 | 緊急点検 | 業務委託による土石流危険箇所における緊急点検完了 |
| | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(仙台市青葉区馬乙地内) |
| 5月30日 | 5:20 異常気象等 | 大雨洪水警報発令(停滞前線と台風から変わった低気圧による大雨) |
| | 23:40 異常気象等(解除) | 大雨洪水警報解除(停滞前線と台風から変わった低気圧による大雨) |
| 5月31日 | 海岸応急完了 | 葛田海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事完了 |
| 6月1日 | 応援職員 | 自治法派遣:9名(山形県4名、～3月31日、愛知県2名、～9月30日、愛媛県3名、～10月31日) |
| 6月3日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(富谷町成田地内他1箇所) |
| 6月8日 | 事業採択 | 土砂流出のあった佐手川(仙台市青葉区新川字佐手山内)において、災害関連緊急砂防事業の事業採択決定 |
| | 海岸応急 | 管内海岸(塩釜海岸等)の災害廃棄物(瓦礫)撤去に着手 |
| 6月9日 | 住民説明会 | 仙台市青葉区緑ヶ丘地内で発生した地すべり対策工事に関する住民説明会の開催 |
| 6月10日 | 現地調査 | 住民連絡による宅地崩壊箇所等の現地調査(多賀城市台山地内他2箇所) |
| 5:00 | 道路応急完了 | (主)仙台空港線の瓦礫撤去完了。道路応急完了 |
| 6月13日 | 道路応急完了 | 管内沿岸道路の災害廃棄物処理完了 |
| 6月20日 | 海岸応急復旧(直轄) | 直轄による仙台湾南部海岸(仙台、名取、岩沼)における仮堤防等の緊急復旧工事に着手 |
| 6月27日 | 海岸応急 | 花瀨浜海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事着手 |
| 6月29日 | 道路応急 | (主)大和松島線・西川橋基礎杭座屈に伴う応急工事着手 |
| 6月30日 | 災害業務支援 | 宮城県教育庁からの業務委託要請(仙台三桜高校災害復旧調査設計委託業務の受託) |
| | 海岸応急完了 | 花瀨浜海岸(七ヶ浜町)の破堤箇所について応急工事完了 |
| 7月1日 | 応援職員 | 自治法派遣:15名(岐阜県2名、～9月30日、兵庫県4名、～10月31日) |
| | 応援職員 | (社)宮城県建設センター職員の応援(5名、～9月1日) |
| | 配備体制 | 休日配備解除(7月1日～) |
| 7月4日 | 道路応急 | (主)大和松島線・西川橋基礎杭座屈に伴う応急工事(ベント設置完了) |
| 7月11日 | 災害査定 | 東日本大震災に関する都市公園施設災害復旧事業査定開始(～12月16日) |
| | 道路応急完了 | (主)大和松島線・西川橋基礎杭座屈に伴う応急工事完了 |
| 7月13日 | 公園応急完了 | 管内都市公園(多賀城緩衝緑地、岩沼浜緑地)の災害廃棄物撤去完了 |
| 7月19日 | 建築業務(支援) | 災害復興住宅現場申請物件受付(現在も継続中) |
| 8月10日 | 10:00 通常事業 | (一)小牛田松島線・初原トンネル・貫通式開催 |
| | 10:00 調整会議 | 第8回広瀬川自然河岸に関する連絡調整会議開催 |
| 8月12日 | 河川応急 | 砂押川(笠神新橋下流の右岸)の堤防決壊箇所にて矢板打ち込みによる仮応急着手 |
| 9月5日 | 応援職員 | (社)宮城県建設センター職員の応援(3名、～3月31日) |
| 9月20日 | 17:46 異常気象等 | 大雨警報発令(台風15号による大雨、～22日) |
| 9月21日 | 6:40 道路被災 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)、(一)升沢吉岡線の雨量規制基準による全面通行止め |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|-------------|---|
| 午前 | 河川被災 | 七北田川右岸・仮応急堤防の欠壊 |
| 9月22日 | 道路被災 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)・規制基準による全面通行止め |
| | 河川応急復旧 | 七北田川右岸・堤防欠壊箇所の応急工事着手 |
| 22:56 | 異常気象等(解除) | 大雨・洪水警報解除(台風15号による大雨、～22日) |
| 9月27日 | 災害業務支援 | 仙台三桜高校災害復旧調査設計委託業務の現地調査着手(～平成24年2月24日) |
| | 河川応急完了 | 七北田川右岸・堤防欠壊箇所の応急工事完了 |
| 9月29日 | 8:00 道路応急復旧 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)・法面崩壊箇所の応急工事着手 |
| 9月30日 | 河川応急完了 | 管内河川の災害廃棄物(瓦礫)撤去完了 |
| 10:48 | 異常気象 | 高潮警報発令 |
| 13:00 | 道路応急完了 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)・応急工事完了を確認。全面通行止め解除(普通車のみ可)及び一部片側交互通行に変更 |
| 15:30 | 交通規制 | (主)仙台塩釜線(塩釜市舟入)・冠水のため。片側交互通行 |
| 17:30 | 交通規制 | (主)塩釜港線・冠水のため。片側交互通行 |
| 17:50 | 交通規制解除 | (主)仙台塩釜線(塩釜市舟入)・現地確認。規制解除 |
| 17:56 | 異常気象(解除) | 高潮警報解除 |
| 18:45 | 交通規制解除 | (主)塩釜港線・現地確認。規制解除 |
| 10月1日 | 応援職員 | 自治法派遣:15名(岐阜県2名、～3月31日、愛知県2名、～3月31日) |
| | 応援職員 | 災害査定応援:仙台地方ダム総合事務(1名、のべ4名、～12月28日) |
| 10月3日 | 業務支援 | 宮城県教育庁からの業務委託要請(多賀城高校災害復旧調査設計業務) |
| 10月4日 | 業務支援 | 多賀城高校災害復旧調査設計委託業務の現地調査着手(～平成24年2月29日) |
| 10月7日 | 道路応急復旧 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)・法面崩壊箇所の災害本復旧工事着手 |
| 10月12日 | 道路応急完了 | (主)仙台塩釜線、塩釜市芦畔地区の地盤沈下による冠水対策。舗装嵩上げ工事完了 |
| 10月17日 | 河川応急完了 | 砂押川(笠神新橋下流の右岸)の堤防決壊箇所にて矢板打ち込みによる応急工事完了 |
| 10月18日 | 海岸応急完了 | 管内海岸(塩釜海岸等)の災害廃棄物(瓦礫)撤去完了 |
| 11月1日 | 応援職員 | 自治法派遣:15名(兵庫県4名、～3月31日、愛媛県3名、3月31日) |
| 11月10日 | 住民説明 | 広瀬川自然河岸の震災に伴う崖崩れの住民説明実施(～16日) |
| 11月22日 | 道路応急完了 | (主)岩沼蔵王線(岩沼市)・災害本復旧工事による時間帯通行止め(～2月29日まで予定) |
| 12月7日 | 職場訪問対応 | 「東日本大震災からの復興を考える」をテーマとした中学生の職場訪問への対応 |
| 12月13日 | 文教施設災害査定 | 文教施設災害査定の実施(多賀城高校災害復旧) |
| 12月16日 | 災害査定 | 東日本大震災に関する都市公園施設災害復旧事業査定完了 |
| 12月22日 | 災害査定 | 東日本大震災に関する公共土木施設災害復旧事業査定完了 |
| 12月26日 | 災害復旧 | 緑ヶ丘地すべり(仙台市青葉区緑ヶ丘地内)の災害復旧工事着手 |
| 平成24年 | 1月6日 | 査定 |
| | 1月23日 | 災害廃棄物処理事業等事業の環境省(仙台土木事務所管内)査定開始(～2月2日) |
| | 1月29日 | 建築業務(支援) 二重ローン対策補助申請受付開始(現在も継続中) |
| | 2月2日 | 海岸応急復旧(直轄) 仙台湾南部海岸堤防復旧着工式の開催(直轄代行区間L=約31.7km) |
| | 2月6日 | 査定 |
| | 2月6日 | 災害廃棄物処理事業等事業の環境省(仙台土木事務所管内)査定完了 |
| | 2月13日 | 河川応急 |
| | 2月13日 | 砂防復旧 |
| | | 災害関連緊急砂防事業(佐手山)の工事着手。 |

2) 仙台土木事務所の対応状況 (写真)



写真-1 他県応援職員の執務状況



写真-2 他県応援職員 (平成 23 年 7 月)



写真-3 道路部・他県応援職員 (平成 24 年 2 月)



写真-4 河川部・他県応援職員 (平成 24 年 2 月)



写真-5 災害査定 (実地査定) 状況



写真-6 災害査定 (実地査定) 状況



写真-7 災害査定 (実地査定) 状況



写真-8 中学生の職場訪問 (12 月)
(他県応援職員との交流状況)

3) 北部土木事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|----------------|---|
| 平成23年 | 地震発生 | 三陸沖(牡鹿半島の東南東、約130km付近)、深さ約10km(速報値) |
| 3月11日 | | 三陸沿岸に大津波警報発令 |
| 14:46 | 配備体制 | 非常配備(所員全員) |
| | ライフライン | 管内全域で大規模な停電。大崎合同庁舎内は自家発電に移行、非常電源によりパソコン数台と事務所共有HDDの使用が可能となる。 |
| | | 電話回線についても非常につながり難い状態となる。防災無線で県庁及び他の合同庁舎との通話可能。 |
| 15:00 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認、庁舎確認を実施 |
| | 安否確認 | 安否の確認ができない職員数:6人(職員2人、非常勤3人、臨時職員1人) ※確認方法:安否確認システム・防災携帯等 |
| | 庁舎被害等 | 事務所内の状況。鬼首・鳴子・小野田の除雪基地の状況確認→倒壊など深刻な損傷はなし。 |
| 15:10 | 事務所片付 | 作業スペースの確保。ガラス等の危険物の処理。 |
| 17:00 | 交通規制 | 古川松山線【志田橋】前後道路陥没により全面通行止。 鳴子池月線【岩出山沢目木付近】土砂崩壊により片側交互通行。 |
| | 北部地方支部連絡員会議 | 当所→地方支部(管内の被害状況の報告) |
| | | 地方支部→当所(危機対策課等本庁各課からの情報・沿岸部への人的支援の要請) |
| 3月12日 | | |
| 6:00 | 道路パトロール | 夜明けとともに土木事務所直営のパトロールを実施。 (鳴子・岩出山・加美・旧古川・三本木鹿島台・涌谷美里田尻方面) |
| | 河川パトロール | (江合川・鳴瀬川・出来川・旧追川方面) |
| | 崖地滑り調査 | |
| 10:05 | 安否確認 | 職員全員分の安否を確認。 |
| 12:00 | 交通規制 | 栗駒岩出山線【堂の沢橋】路面陥没により全面通行止。 |
| 3月13日 | | |
| 17:00 | 交通規制 | 涌谷三本木線【化粧坂(跨線橋)】橋梁段差により片側交互通行及び大型規制。 |
| 3月14日 | | |
| 13:00 | 北部地方支部連絡員会議 | 庁舎非常電源の状況説明・公用車燃料の確保状況説明。 |
| 3月14日 | 災害調査要請 | 建設コンサルタント協会が災害調査依頼に応じて管内重要構造物の調査を開始。 |
| 3月15日 | 災害調査要請 | 測量設計協会が災害調査依頼に応じて管内道路及び河川の調査を開始。 |
| 3月15日 | 気仙沼土木管内に係る災害支援 | 旧本吉町方面の被害状況概略把握を実施。(応援職員2名) 県管理国県道及び気仙沼市道に係る現地調査を実施。(応援職員3名) |
| 3月23日 | | 県管理河川、砂防施設及び普通河川に係る河川現況調査を実施。(応援職員3名) |
| 3月23日 | 配備体制 | 夜間の配備を2班(10人)へ縮小。 |
| 4月1日 | 配備体制 | 夜間の配備を3人へ縮小。 |
| 4月7日 | | |
| 23:32 | 大規模余震 | 宮城県沖、深さ約65km、マグニチュード7.1、最大震度6強 |
| | 配備体制 | 非常配備(所員全員) |
| 23:40 | 安否確認 | 安否の確認ができない職員数:5人 |
| 4月8日 | 安否確認 | 職員全員分の安否を確認。 |
| | 交通規制 | 岩出山上郷沢線【古川清水沢付近】家屋倒壊の恐れにより片側交互通行。 |
| | 配備体制 | 夜間の配備を3人へ縮小。 |
| 4月22日 | 気仙沼土木管内に係る災害支援 | がれき処理、浸水区域内被災状況調査を実施(応援職員6名) |
| 5月1日 | 配備体制 | 夜間の配備なしへ。 |
| 6月9日 | 道路応急復旧 | (主)古川松山線&(主)利府松山線志田橋付近の復旧完了、三本木と松山間の通行が可能となる。 |
| 6月17日 | 道路応急復旧 | 余震で全面通行止めとなっていた(主)栗駒岩出山線葛岡工区の復旧完了、交通開放となった。 |
| 8月19日 | 河川応急復旧 | 堤防中央部に巨大な亀裂が入っていた鳴瀬川四蔵地区の築堤が復旧した。 堤防法面部が崩壊していた多田川下狼塚地区の築堤が復旧し、堤頂部の道路も交通開放した。 |
| 9月1日 | 東松島市に係る災害支援 | 災害査定業務の支援開始(224件) |
| 9月30日 | 道路応急復旧 | 法面崩壊により全面通行止めとなっていた(一)鳴子池月線沢目木工区が昼間片側交互通行まで回復 |
| 11月14日 | 道路本復旧 | (主)古川松山線志田橋が全面交通開放 |

対応状況(写真)



写真-1 (一) 涌谷三本木線化粧坂橋 応急対応の状況



写真-2 (主) 鹿島台高清水線 応急対応の状況



写真-4 黒崎沢の2斜面崩壊箇所の本復旧工事完了状況



写真-5 9/30 (一) 鳴子池月線沢目木地区 応急工事により片側交互通行まで回復

4) 北部土木事務所栗原地域事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|---------------|--|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | 東北地方太平洋沖地震発生 栗原市 震度7(最大震度) 【震度7】築館 【震度6強】若柳、高清水、一泊 【震度6弱】栗駒、瀬峰、金成 【震度5強】鷲沢、花山 |
| 14:50 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認、庁舎確認を実施 |
| | 安否確認(第1報) | 53人中、安否の確認ができない職員数:9人(出張:5人、休暇:4人) |
| | 庁舎被害等 | 庁舎内外壁面剥離や設備関係に亀裂等が発生したが、庁舎内での業務継続は可能 |
| | | 【電気】発災後約5日間停電のため、非常用発電機で対応(使用機器を限定) |
| | | 【水道】断水に対し、飲み水は給水車で、下水は地下湧水をポンプで汲み上げバケツで1~2階のトイレに補給 |
| | | 【電話】発災から3月15日までNTT回線が不通(防災無線、災害時優先電話のみ使用可) |
| 15:00 | 道路パトロール | 緊急輸送道路を直営(4班編成)でパトロール実施(～18:30) |
| | | 管理委託業者(2業者)によるパトロール実施(～22:00) |
| 15:00 | 河川パトロール | 直営(2班編成)でパトロールを実施 |
| | 河川被災 | 迫川(若柳字大林地内左岸外)の堤防6箇所で陥没・沈下を確認 |
| 15:30 | 応援要請 | 宮城県建設業協会栗原支部へ緊急パトロール(通行規制措置及び段差解消等の作業を含む)の応援要請 |
| | | 一即刻、応援可能との報告を受け、管内17業者による緊急パトロールの実施(3/11・12・14日) |
| | 応援要請 | 宮城県測量設計業協会栗原支部へ被害状況調査の応援要請一同日、支部より被害の概況報告あり |
| 18:00 | 安否確認(第2報) | 安否の確認ができない職員数:2人(出張:2人) |
| 19:30 | 通行規制 | 全面通行止:3件(3路線)、片側交互通行:4件(4路線) 写真-1 |
| 22:30 | 安否確認(最終) | 全職員53名の安否を確認 |
| 3月12日 | | |
| | 道路パトロール | 直営(4班編成)でパトロールを実施(7:00~14:00) |
| | | 管理委託業者(2業者)によるパトロール実施(7:00~16:00) |
| | 通行規制 | 全面通行止:2件(2路線)、片側交互通行:9件(9路線) |
| | 河川パトロール | 直営(3班編成)で直営パトロールを実施(7:00~17:00) 写真-2 |
| | 河川被災 | 二迫川(島巡橋下流左岸)で堤防沈下、亀裂(L=74m)を確認 小山田川外4河川の堤防沈下、亀裂(L=309m)を確認 |
| | 災害調査概算契約 | 宮測協栗原支部の応援を受け、道路・河川の災害調査業務を概算契約 |
| | 通行規制(19:30現在) | 全面通行止:2件(2路線)、片側交互通行:8件(8路線) |
| 3月13日 | | |
| | 道路パトロール | 管理委託業者(2業者)によるパトロール実施 |
| | 河川パトロール | 直営(2班編成)で狭窄部の直営パトロールを実施 |
| | 通行規制(13:30現在) | 全面通行止:2件(2路線)、片側交互通行:9件(9路線) |
| 3月14日 | | |
| | 応援要請 | 宮建協栗原支部へ応急対策業務(県道の段差解消)の応援要請一同日、応急対策を実施(全止め一箇所) |
| | 応援要請 | 宮建協栗原支部へ応急工事(迫川堤防5箇所)の応急対策の応援要請 |
| | 河川応急復旧 | 二迫川(島巡橋下流左岸)堤防のシート被覆による応急工事を実施 |
| 3月15日 | | |
| | 応援要請(回答) | 宮建協栗原支部より応援要請の回答あり |
| | 通行規制 | 全面通行止:1件(1路線)、片側交互通行:10件(9路線) |
| 3月16日 | | |
| | 砂防パトロール | 直営(1班)で砂防・急傾斜地保全施設等の直営パトロールを実施 |
| | 応急工事概算契約 | 迫川応急本工事(5箇所)を概算契約 |
| 3月17日 | | |
| | 東北高速供用延期 | 震災により、みやぎ東北高速幹線道路の若柳南ICからR398号間(L=1.9km)の供用開始を延期 |
| | 融雪剤の搬送 | 東部土木事務所へ融雪剤を搬送(支援)※被災状況調査用 |
| 3月20日 | 職員派遣 | 日本吉町南へ職員2名(技術)を派遣(道路災害調査)(～3月21日) |
| 3月21日 | 職員派遣 | 南三陸町へ職員延べ9名(事務)を派遣(救護物資の仕分け)(～3月29日) |
| 3月22日 | 職員派遣 | 日本吉町南へ職員3名(技術)を派遣(河川砂防災害調査)(～3月24日) |
| | 通行規制 | 全面通行止:1件(1路線)、片側交互通行:12件(9路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 3月24日 | 河川応急本工事 | 迫川の若柳上流部で被害の大きい箇所(5箇所)の応急本工事に着手(洪水期前までに本堤復旧を目標) |
| | 河川応急復旧 | 小山田川外4河川の堤防亀裂への土砂充填及びシート被覆による応急工事に着手(～4月1日) 写真-3 |
| 3月31日 | 通行規制 | 片側交互通行:11件(9路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 4月1日 | 職員派遣 | 防災砂防課へ職員2名(技術)を派遣(～5月31日/～7月1日) |
| 4月2日 | 職員派遣 | 南三陸町へ職員延べ8名(事務)を派遣(救護物資の仕分け)(～4月9日) |
| 4月5日 | 通行規制 | 片側交互通行:11件(8路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 4月7日 | | |
| | 建築パトロール | 直営(1班)によりスクールゾーン内のコンクリートブロック塀等のパトロールを実施(～4月13日) |
| 23:32 | 地震(余震)発生 | 震源地 宮城県沖 マグニチュード7.2 【震度6強】築館、若柳 【震度6弱】栗駒 ※この他の地区は観測不能か? |
| 4月8日 | | |
| | 登庁人数等(累計) | 0号配備中:4人 発災後0.5h:9人 1.0h:15人 1.5h:22人 2.0h:25人 2.5h:29人 3.0h:30人 |
| 0:50 | 道路パトロール | 緊急輸送道路を直営(4班編成)でパトロール実施(～7:30) |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|----------------|---|
| | | 3・11被災箇所の増破、落石、路面クラック、歩道陥没、電線垂れ下がり、若柳大橋(橋脚破損) 写真-4 |
| | 道路・河川パトロール | 早朝より、道路(2業者)河川(1業者)管理委託業者によるパトロール実施 |
| 5:00 | 安否確認(第1報) | 51人中、登庁可能:41人、安否の確認ができない職員数:10人 |
| 6:00 | 道路応急復旧 | (主)古川佐沼線(高清水下町)で新たに全面通行止め:1件(1路線)→応急対策により、17:00に片側交互通行 |
| 8:00 | 道路・河川パトロール | 道路(4班編成)、河川(2班編成)で直営パトロールを実施(8:00~17:00) |
| 13:00 | 安否確認(最終) | 全職員51名の安否を確認 |
| 4月9日 | 通行規制状況 | 片側交互通行:12件(9路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 4月15日 | 通行規制状況 | 片側交互通行:14件(9路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 4月19日 | 建築物被災調査 | 直営(北部土木合同)により、県教育庁から依頼のあった管内県教育施設の応急危険度判定を実施。(～4月20日) |
| 4月21日 | 職員派遣 | 亙理町へ職員1名(事務)を派遣(避難所の運営)(～4月24日) |
| | 職員派遣 | 登米地域事務所へ職員4名(技術)を派遣(日本吉町の被災箇所調査等)(～6月30日) |
| 4月24日 | 職員派遣 | 亙理町へ職員1名(事務)を派遣(避難所の運営)(～4月27日) |
| 5月11日 | 災害査定 | 公共土木施設第1次査定開始(以後、第2～7次、12次、27次) |
| 5月20日 | 通行規制状況 | 片側交互通行:8件(6路線)、大型通行止:1件(1路線) |
| 5月24日 | 職員派遣 | 亙理町へ職員1名(事務)を派遣(避難所の運営)(～5月27日) |
| 6月1日 | 道路応急復旧 | 若柳大橋の応急復旧工完了により、大型車両通行止を解除 |
| | 通行規制状況 | 片側交互通行:7件(6路線) |
| 6月13日 | 職員派遣 | 山元町へ職員1名(事務)を派遣(各種申請受付・案内等)(～6月20日) |
| 6月21日 | 河川本復旧(完了) | 迫川(志波姫城域内北地内)の応急本工事完了 |
| 6月24日 | 河川本復旧(完了) | 迫川(志波姫城域敷設場内)の応急本工事完了 |
| | 河川本復旧(完了) | 迫川(志波姫城域敷設3丁目地内)の応急本工事完了 |
| 6月28日 | 東北高速一部供用 | みやぎ東北高速幹線道路の若柳南ICからR398号間(L=1.9km)の供用を開始 |
| 7月11日 | 職員派遣 | 山元町へ職員1名(事務)を派遣(各種申請受付・案内等)(～7月18日) |
| 7月20日 | 道路本復旧(着手) | 災害査定後、(主)築館栗駒公園線(築館字下宮野八幡下)外2工区の本復旧着手(以後、他工区も順次着手) |
| 7月21日 | 河川本復旧(着手) | 災害査定後、二迫川(鷲沢袋島巡川原地内)の本復旧着手(以後、他工区も順次着手) |
| 8月12日 | 河川本復旧(完了) | 迫川(金成姉崎菅田地内)の応急本工事完了 |
| 8月15日 | 職員派遣 | 山元町へ職員1名(事務)を派遣(各種申請受付・案内等)(～8月19日) |
| 8月23日 | 河川本復旧(完了) | 迫川(若柳大林地前地内)の応急本工事完了(兼用する栗原市道は8月12日に交通解放) |
| 9月30日 | 道路本復旧(完了) | (主)栗駒岩出山線(一迫持ちくれ沢)の本復旧完了により片側交互通行規制を解除 |
| | 通行規制状況 | 片側交互通行:6件(5路線) |
| 10月18日 | 災害査定(支援) | 石巻市(楢生・河南・北上)支援 公共土木施設第21次査定(以後、第23次、26～29次) 写真-5 |
| 10月29日 | 災害復旧状況PR | 「栗原市産業まつり」で、岩手・宮城内陸地震と東日本大震災で被災した施設の復旧状況をパネル展示(～30日) 写真-6 |
| 10月31日 | 河川本復旧(完了) | 二迫川(鷲沢袋島巡川原地内)の本復旧完了 |
| 11月4日 | 道路本復旧(完了) | (主)457号(栗駒沼倉上永洞)、(主)古川一迫線(高清水小山田)の本復旧完了により片側交互通行規制を解除 |
| | 通行規制状況 | 片側交互通行:4件(3路線) |
| 11月10日 | 道路本復旧(完了) | (主)古川佐沼線(高清水下町)の本復旧完了により片側交互通行規制を解除 |
| | 通行規制状況 | 片側交互通行:3件(2路線) |
| 11月24日 | 東北高速1期供用 | みやぎ東北高速幹線道路の築館加倉～若柳南ICまでの7.0kmを供用開始(第1期区間(8.9km)全線供用) |
| 11月28日 | 道路本復旧(完了) | (国)457号(栗駒沼倉上永洞地内)の本復旧完了 |
| | 道路本復旧(完了) | (国)457号(一迫字西沢地内)の本復旧完了 |
| 12月1日 | 道路本復旧(完了) | (主)河南築館線(築館字太田熊野)外1工区の本復旧完了 |
| 12月9日 | 災害査定(支援)完了 | 石巻市(楢生地区)支援 災害査定完了(道路災38件、橋梁災1件) |
| 12月16日 | 道路本復旧(完了) | (主)栗駒岩出山線(一迫柳目字持ちくれ沢)外4工区の本復旧完了 |
| 12月17日 | 道路本復旧(完了) | (一)大鳥沢辺線(栗駒栗原)、(主)古川一迫線(一迫持ちくれ沢)の本復旧完了により片側交互通行規制を解除 |
| | 通行規制状況 | 片側交互通行:1件(1路線) |
| 12月21日 | 岩手宮城内陸地震災害復旧完了 | 裏沢砂防えん堤本復旧工事が完了し、平成20年岩手・宮城内陸地震の災害復旧事業が全て完了(砂防激特事業は継続) |
| 12月22日 | 河川本復旧(完了) | 迫川(志波姫城域内北地内)外3箇所の本復旧完了 |
| 12月23日 | 災害査定(支援)完了 | 石巻市(河南地区)支援 災害査定完了(道路災20件、橋梁災2件) |
| 平成24年 | | |
| 1月13日 | 災害査定(支援)完了 | (主)弥栄金成線(金成大平)外2工区の本復旧完了 |
| 1月26日 | 河川本復旧(完了) | 夏川(金成大林寺沢地内)、三迫川(金成辺町地内)の本復旧完了 |
| | 道路本復旧(完了) | (主)築館栗駒公園線(築館字下宮野八幡下)外2工区の本復旧完了 |
| 1月27日 | 災害査定(支援)完了 | 石巻市(北上地区)支援 災害査定完了(道路災31件(1)、橋梁災11(9)件、河川災4件)カック書き:協議設計 |
| 1月30日 | 職員派遣 | 東部土木事務所へ職員1名(事務)を派遣(経理業務)(～2月3日) |
| 1月31日 | 災害復旧進捗状況 | 栗原地域事務所所管の被災箇所79箇所のうち、未着手11箇所、工事中25箇所、復旧完了43箇所 |

4) 北部土木事務所栗原地域事務所の対応状況 (写真)



写真-1 (一) 若柳築館線の落石による通行規制



写真-2 迫川(若柳字大林)の被害状況調査



写真-3 小山田川の応急復旧状況



写真-4 川南高架橋の応急復旧状況



写真-5 災害査定状況



写真-6 復旧状況パネル

5) 東部土木事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 | 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|-------------|--|--------|---|---|
| 平成23年 | | | 5月9日 | 他県支援 | 被災地派遣職員赴任(秋田県5名、5/9~31) |
| 3月11日 | | | 5月10日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | | 10:00 | | 定川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会設置 |
| 14:49 | 大津波警報発令 | | 5月13日 | | |
| | 安否確認・庁舎点検 | 土木部BCP計画に基づき安否確認、庁舎点検等を実施 | 13:30 | 市町村支援 | 第1回石巻市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議 |
| | | 道路管理者7社中5社と連絡が取れ、パトロール開始。河川管理者は連絡不能 | 5月16日 | 現地調査 | 真野川水系被災調査 |
| 16:00頃 | 津波襲来 | 事務所が津波により浸水し、以後孤立状態(写真1-2、3) | 5月21日 | | |
| | | 大型土嚢の確保を事業管理課に依頼 | 18:00 | 応急復旧 | 南北上運河排水ポンプ設置・排水開始 |
| 18:00頃 | | 携帯電話が通信不能。その後管理者と不通 | 5月23日 | 災害査定 | 第3次災害査定(以後12/23の第28次査定まで継続) |
| 20:00頃 | 電源喪失 | 浸水により自家発電機が停止 | 6月1日 | 他県支援 | 被災地派遣職員赴任(秋田県5名、北海道3名、三重県3名、佐賀県4名、熊本県5名、合計20名) |
| | | ラジオで新北上大橋落橋等の情報有り | | 業務体制 | 向陽町庁舎設置(主に県及び2市1町の道路災害業務支援を担当)(写真7-8、9) |
| 3月12日 | 避難住民の受け入れ | 近隣住民5名が事務所に避難 | 6月8日 | 応急復旧 | 南北上運河排水ポンプ撤去 |
| | 応援要請 | 浸水により自家発電機が使用不能のため、電源及び食糧の確保を県庁に依頼 | 6月9日 | | 南北上運河捜索完了 |
| | | 県庁より女川町壊滅状態、定川橋落橋、日和大橋及び開北橋残存、内海橋は船舶・漂流物等堆積、東松島市大曲浜地区の大部分の家屋流出、国道45号北上大堰上流の法面崩壊の情報確認 | 6月15日 | 応急復旧 | 長浜海岸(石巻)破壊部の仮締め切り完了 |
| 18:00頃 | 通信手段喪失 | 衛星携帯の電池切れにより外部との通信手段を失う | 6月23日 | 業務体制 | 仙台土木からエリア支援(東松島市鳴瀬川右岸地区)の引き継ぎ |
| 20:20 | 津波警報発令 | | 6月24日 | 業務体制 | 登米地域事務所からエリア支援(石巻市北上川左岸地区)の引き継ぎ |
| 3月13日 | | | 6月28日 | 現場見学 | 土木学会取材 |
| 7:30 | 津波注意報発令 | | 6月30日 | 業務体制 | 仙台土木事務所及び登米地域事務所のエリア支援終了 |
| 8:00 | 脱出 | ボートで事務所から数名ずつ脱出し、東部下水道事務所に移動 | 7月1日 | 業務体制 | 東部土木事務所(中里)での業務再開 |
| | 仮事務所設置・活動開始 | 県庁から調達した公用車5台・衛星携帯電話5台及び事務所から持ち出した管内図等の備品のみで復旧活動を開始 | 7月2日 | 設備体制の変更 | 休日は3名に縮小 |
| 11:00 | 直営パトロール開始 | | 7月17日 | 復興計画 | 宮城県震災復興計画(案)県民説明会(石巻専修大学) |
| | | 国道398号追波前~浜月間の仮設道路完成。新北上大橋及び定川橋の落橋確認。松ヶ島大橋の橋台背後流出を確認 | 7月21日 | 他県支援 | 徳島県土木整備部次長管内視察 |
| 17:58 | 津波注意報解除 | | 7月22日 | 他県支援 | 災害派遣職員懇談会(5道県職員及び事務所幹部) |
| 3月14日 | 設備体制 | 県庁への第1報を直接赴き報告(写真4) | 7月25日 | | |
| | 現地調査 | 朝晩の全体ミーティングの開催(写真5) | 13:30 | 市町村支援 | 第2回石巻市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議 |
| | 応急復旧 | 車両通行不能箇所を徒歩により現地踏査開始(写真6) | 7月28日 | 他県支援 | 佐賀県井本部長訪問 |
| | | 真野川及び皿貝川の応急工事完了 | 8月1日 | 他県支援 | 秋田県堀井副知事訪問 |
| 3月15日 | 応援要請 | 仙台地方ダムより2名、建設センターより3名の応援到着 | 8月8日 | 他県支援 | 北海道武田建設部長訪問 |
| | 交通規制 | 3日勤務1日休み、夜間3名体制の開始(4月15日まで継続) | 8月10日 | 応急復旧 | 大谷地海岸破壊部の仮締め切り完了 |
| | 応急復旧 | 仙台地方ダムより2名、建設センターより3名の応援到着 | 8月29日 | 他県支援 | 秋田県訪問 |
| | | 宮城県建設業協会石巻支部、宮城県測量設計業協会石巻支部、建設コンサルタント協会及び特定法面保護協会に応援要請 | 10:00 | 市町村支援 | 第1回東松島市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議 |
| | | 牡鹿半島公園線(女川~小積)応急処理完了。石巻港インター線瓦礫撤去完了 | 9月26日 | 他県支援 | 秋田県訪問 |
| | 応急復旧 | 北上川下流河川事務所で皿貝川内水排除開始 | 10月13日 | 市町村支援 | 第1回女川町及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議 |
| 3月16日 | 交通規制 | 石巻鮎川線瓦礫撤去開始。石巻鹿島台大堰線赤井地区及び国道398号釜谷地区通行止め解除 | 10月14日 | 復興計画 | (仮称)石巻北インター線事業説明会(JA石巻:東部土木、石巻市) |
| | 応急復旧 | 南北上運河堤防決壊箇所の作業開始 | 10月17日 | | |
| 3月17日 | 設備体制の構築 | 3日勤務1日休み、夜間3名体制の開始(4月15日まで継続) | 11:00 | 交通規制 | 国道398号 新北上大橋仮橋開通(写真10) |
| | 応急復旧 | 定川破壊部への進入路工事開始 | 15:00 | 交通規制 | 石巻工業港欠本橋 定川橋仮橋開通(写真11) |
| 3月20日 | 現地調査 | 砂防・急傾斜施設点検開始(維持管理者) | 10月20日 | 他県支援 | 高知県訪問 |
| 3月24日 | | | 10月25日 | 他県支援 | 熊本県土木部長訪問 |
| | 交通規制 | 国道398号(折立、相川、崎山)及び石巻女川線(日和大橋)通行止め解除 | 10月26日 | 復興計画 | 国道398号石巻バイパス(大工区)用地説明会(10/26稲井地区、10/27亀山八津地区、10/28棚橋地区) |
| 3月25日 | 交通規制 | 奥松島公園線(松ヶ島橋)日中のみ緊急車両通行可能。国道398号(内海橋)通行止め解除。石巻鮎川線(待浜)地溝りのため通行止め | 11月1日 | 現場見学 | 古川工業高等高校現場視察(新北上大橋外) |
| 3月26日 | 応急復旧 | 定川破壊部の仮締め切り工事開始 | 他県支援 | 被災地派遣体制の変更(秋田県5名、北海道3名、佐賀県4名、熊本県5名、合計17名) | |
| 3月27日 | 応急復旧 | 富士川仮締め切り堤設置 | | 業務体制の強化 | 発注者支援業務開始(民間コンサルタントから10名派遣)、土木部内職員派遣(7名) |
| 3月28日 | 交通規制 | 女川社鹿線(野々浜橋)迂回路片側開放 | 11月8日 | 他県支援 | 北海道名取技監訪問 |
| | 応急復旧 | 長浜海岸(石巻)捨石投入天端高まで完了 | 復興計画 | 第1回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議(国交省、県、石巻市、東松島市) | |
| 3月29日 | 応急復旧 | 定川(赤井地区)排水開始。富士川左岸針岡地区を北上川に排水開始。富士川(右岸)排水開始 | 12月1日 | | |
| | 現地調査 | 防災協定に基づき全国特定法面協会による土砂災害危険箇所点検開始 | 11:00 | 交通規制 | 石巻雄勝線通行止め解除 |
| 3月30日 | 市町村支援 | 女川町より災害復旧事業に係る支援のための事前協議を受理 | 12月2日 | 復興計画 | 第2回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議(国交省、県、石巻市、東松島市) |
| | 市町村支援 | 石巻市より災害復旧事業に係る支援のための事前協議を受理 | 12月8日 | 復興計画 | 国道398号石巻バイパス(大工区)用地説明会(12/8亀山八津地区、12/9稲井地区) |
| 3月31日 | 応急復旧 | 国道398号(石巻駅~内海橋)の二次瓦礫処理着手 | 12月15日 | 復興計画 | (仮称)石巻北インター線設計説明会(石巻市蛇田公民館:国土交通省、東部土木、石巻市) |
| 4月1日 | 交通規制 | 牡鹿半島公園線(女川~小積)緊急車両のみ通行可能 | 12月20日 | 交通規制 | 釜谷大須雄勝線(名振~船越)通行止め解除 |
| 4月2日 | 交通規制 | 石巻鮎川線(待浜)通行止め解除、片側開放 | 12月23日 | 災害査定 | 第28次災害査定完了(県地震完了) |
| 4月4日 | 市町村支援 | 東松島市より災害復旧に係る支援のための事前協議を受理 | | 業務体制 | 発注者支援業務終了 |
| 4月5日 | | | | | |
| | 交通規制 | 女川社鹿線(塚浜~奇磯)全面通行止めから片側交互通行 | 平成24年 | | |
| | 応急復旧 | 定川大規模破壊部の仮締め切り(盛土)完了 | 1月6日 | 復興計画 | 第3回石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議(国交省、県、石巻市、東松島市) |
| 4月6日 | 応急復旧 | 定川破壊部(大曲地区)排水開始 | 1月10日 | 復興計画 | 東松島市集団移転復興まちづくり計画説明会(東松島市主催 東部土木参加、1/10~20) |
| 4月7日 | | | 1月17日 | 復興計画 | 国道398号大街道新橋工事着工 |
| 23:32 | 地震発生 | 最大余震、最大震度6強(仙台市宮城野区、栗原市)、震度6弱(石巻市、東松島市、女川町) | 他県支援 | 秋田県雄勝地域振興局長訪問 | |
| 4月8日 | 交通規制 | 国道398号(内海橋)、北上河北線(中野牧野山)、釜谷大須雄勝線(荒峠)通行止め | 1月24日 | 他県支援 | 佐賀県県土づくり本部副島副部長訪問 |
| | | 皿貝川及び真野川堤防クラック発生。定川仮締め切り堤3箇所決壊(4/7の余震被害) | 復興計画 | 石巻雄勝線(旧雄勝町原地区)道路計画説明会 | |
| | 市町村支援 | 石巻市より災害復旧事業に係る測量設計委託の発注業務を要望 | 1月26日 | 現場見学 | 建設企業委員会管内調査(東松島市~石巻市北上) |
| 午後 | 交通規制 | 国道398号(内海橋)通行止め解除 | 1月29日 | 災害査定 | 第29次災害査定完了(台風災害も含めて完了) |
| 4月10日 | 交通規制 | 国道398号(石巻駅~内海橋)の二次瓦礫処理完了 | 1月31日 | 市町村支援 | 第2回東松島市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議(災害査定完了報告及び引き渡し) |
| | 他県支援 | 被災地派遣職員赴任(秋田県各クール6名延べ18名、第1班4/10~16、第2班4/16~22、第3班4/22~28) | 2月1日 | 市町村支援 | 第3回石巻市及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議(災害査定完了報告及び引き渡し)(写真12) |
| 4月11日 | 応急復旧 | 石巻鮎川線(待浜)応急復旧工事着手。 | 2月2日 | 市町村支援 | 第2回女川町及び宮城県東部土木事務所災害復旧・復興連絡調整会議(災害査定完了報告) |
| | 交通規制 | 女川社鹿線(小乗浜)の法面崩壊により片側交互通行 | 2月3日 | 他県支援 | 北海道まちづくり局長訪問 |
| 4月15日 | 応急復旧 | 仮締め切り大型土嚢の制作開始 | 2月8日 | 復興計画 | 東部土木事務所管内事業連絡調整会議(東部地振、石巻港湾、東部下水道、廃棄物対策課) |
| | 応急復旧 | 白浜海岸、長塩谷海岸破壊部の仮締め切り完了 | 3月3日 | 復旧 | 大曲海岸着工式 |
| 4月16日 | 設備体制の変更 | 平日通常勤務に体制を変更(休日は5名、夜間は2名体制、6月26日まで継続) | | | |

5) 東部土木事務所の対応状況 (写真)



写真-1 地震後の事務所内の状況



写真-2 事務所前の津波到達状況



写真-3 事務所浸水状況



写真-4 県庁会議室で被災状況報告



写真-6 車両通行不能区間の現地確認状況



写真-5 朝晩の全体ミーティング



写真-7 向陽町分庁舎

5) 東部土木事務所の対応状況 (写真)



写真-8 向陽町分庁舎執務状況



写真-9 他県応援職員



写真-9 他県応援職員



写真-10 新北上大橋仮橋開通



写真-11 定川大橋仮橋開通



写真-12 市町との連絡調整会議

6) 東部土木事務所登米地域事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|------------|--|
| 平成23年 | 地震発生 | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | | 平日の勤務時間帯であり、職員57名中46名は勤務中 |
| 15:00 | 道路ハトロール | 道路ハトロール中の班から米谷大橋 左岸20段差あり通行不可との連絡がある。 |
| 15:10 | 安否確認 | 庁舎内は、書類等の散乱で危険であるため、いったん合同庁舎の駐車場に集まり安否確認を行った。 |
| | 庁舎被害等 | 停電:自家発電始動 電話:OK |
| 15:30 | 緊急ハトロール | 大規模災害マニュアルに従い、道路及び河川管理委託業者に連絡すると共に職員による緊急ハトロールを実施した。 |
| 15:56 | | 緊急ハトロール班から、国道398号錦橋の1径間ずれがあり、通行止めしていると連絡がある。 |
| 16:03 | | 国道346号山吉田橋 右岸30cmの段差と左岸100m陥没し、通行できないとの連絡がある。 |
| 16:13 | | 登米大橋 車道は通行可、歩道に段差10cmあり通行不可との連絡がある。 |
| 16:17 | 支援要請 | 山吉田橋付近の通行止め措置を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 17:03 | 緊急ハトロール | 国道346号錦橋が路面段差により通行できないとの連絡がある。 |
| 17:56 | | 登米市東和町錦橋のセブンイレブンから100m地点に路面陥没があり、片側通行とする。 |
| 18:46 | 米谷大橋応急工事 | 米谷大橋の段差のすりつけ作業に着手する。 |
| 3月12日 | | |
| 6:00 | 道路ハトロール | 道路ハトロール 3班体制で出発する。 |
| 6:30 | 河川ハトロール | 河川ハトロール 2班体制で出発する。 |
| 8:10 | 山吉田橋応急工事 | 応急班 山吉田橋付近の応急工事の監督に発出する。 |
| 9:15 | 錦橋応急工事 | 国道346号 錦橋地内の路面補修工事を管理業者に指示する。 |
| 10:30 | 支援要請 | 国道346号 山吉田橋の路面陥没と亀裂復旧の応急工事を宮城県建設業協会登米支部へ依頼する。 |
| | | 古川登米線 旧善能寺小学校付近で水道管漏水により、通行止めの措置を行う。 |
| 12:50 | 砂防ハトロール | 管理業による急傾斜地のハトロール完了 |
| 13:15 | 米谷大橋応急工事 | 段差すりつけ工事完了 |
| 21:45 | 山吉田橋応急工事 | 山吉田橋付近の応急工事作業終了 |
| | 調査要請 | 国道398号錦橋の被害調査を(株)長大に要請する。 |
| 3月13日 | | |
| 13:30 | 国道398号緊急工事 | 国道398号及び志津川登米線 南三陸町への緊急輸送路の調査に発出する。 |
| 15:00 | 山吉田橋応急工事 | 山吉田橋付近の通行止めを解除する。 |
| | 調査要請 | 登米地域事務所管内の被災調査を(社)宮城県測量設計業協会登米支部に要請する。 |
| | 支援要請 | 志津川登米線南三陸町志津川地内の緊急輸送路の確保を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 3月14日 | | |
| 8:30 | | 気仙沼土木に衛星電話を届ける。11:55から通信可能となる。 |
| | 支援要請 | 国道398号南三陸町志津川地内の緊急輸送路の確保を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 11:00 | 国道398号緊急工事 | 国道398号 桜沢～45号までの調査に発出する。 |
| 11:55 | 国道398号緊急工事 | 国道398号 緊急輸送路を確保する作業に着手する。 |
| 13:30 | 志津川登米緊急工事 | 志津川登米線 緊急輸送路を確保する作業に着手する。 |
| 16:30 | 支援要請 | 保健福祉部から国道398号(国道45号から志津川中学校)の2車線確保の要請があった。 |
| | 道路ハトロール | 道路管理委託業者による夜間ハトロールを実施する。 |
| 3月15日 | | |
| 8:00 | 緊急工事 | 国道398号、志津川登米線の緊急工事の監督に発出する。 |
| | 支援要請 | 迫川堤防応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 3月16日 | 道路被災 | 国道346号道路災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 迫川河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| 17:30 | 国道398号緊急工事 | 国道398号(国道45号から志津川中学校)の2車線確保する工事が完了 |
| 3月17日 | | |
| 10:00 | 古川佐津線応急工事 | 登米市北方地内の組み立て歩道の撤去を指示する。 |
| 3月18日 | | |
| 9:00 | 緊急工事 | 気仙沼土木及び東部土木の被災状況調査に発出する。 |
| | 支援要請 | 東部土木事務所管内のがれき及び土砂撤去を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | 調査要請 | 長沼ガムの被害調査を(株)パシオン、迫川災害調査設計を(株)復建技術に要請する。 |
| | 河川被災 | 迫川(山吉田可動堰)河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 小山田川(蕪栗沼遊水地第一排水機場)河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 迫川外河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 荒川外河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| 3月21日 | | |
| 8:30 | | 南三陸町の孤立集落調査に発出する。 |
| 9:15 | 泊崎半島緊急工事 | 泊崎半島の被害調査に発出する。 |
| | 支援要請 | 泊崎半島線の応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 3月22日 | | |
| 9:00 | 緊急工事 | 国道398号石巻市北上町及び南三陸町の被害調査に発出する。 |
| | 支援要請 | 国道398号石巻市北上町の応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | 支援要請 | 国道398号南三陸町波谷地区の応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 3月23日 | | |
| | 支援要請 | 北上河北線石巻市北上町飯ノ川の応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 9:00 | 緊急工事 | 南三陸町・石巻市北上町の緊急工事監督に発出する。 |
| 13:10 | | 泊崎半島の緊急工事監督に発出する。 |
| 19:00 | | 河南山線 豊里大橋の橋脚が破損し、通行止めとする。 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|---|
| | 調査要請 | 登米大橋・錦桜橋・豊里大橋の災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 3月24日 | 支援要請 | 豊里大橋の応急工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | 橋梁被災 | (主)河南山線(豊里大橋)橋梁災害応急復旧工事に着手する。 |
| 3月25日 | 支援要請 | 石巻港線外のがれき除去を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 3月27日 | | 国道346号山吉田橋の応急対策を管理業者に指示する。 |
| | 調査要請 | 山吉田橋の災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 3月28日 | 支援要請 | 荒川・萱刈川の河川災害復旧工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | 調査要請 | 国道398号相川橋・横津橋・折立橋の災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| | 調査要請 | 伊里前川・水尻川・港川・折立川の災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 3月29日 | 河川被災 | 荒川河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 萱刈川河川災害応急復旧工事に着手する。 |
| | 河川被災 | 長沼ダム災害応急復旧工事に着手する。 |
| 3月30日 | 支援要請 | 迫川右岸河川災害復旧工事を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | 河川被災 | 迫川河川災害応急復旧工事(その2)に着手する。 |
| 3月31日 | 調査要請 | 皿貝川・白浜海岸外の災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 4月7日 | 支援要請 | 南三陸町八幡川のがれき除去を建設業協会登米支部に要請する。 |
| | | 余震発生 登米市震度6弱 |
| 4月8日 | 支援要請 | 国道398号南三陸町戸倉海岸の路面補修を建設業協会登米支部に要請する。 |
| 0:10 | 道路ハトロール | 大規模災害マニュアルに従い、緊急ハトロールを実施した。 |
| 0:12 | 河川ハトロール | 大規模災害マニュアルに従い、緊急ハトロールを実施した。 |
| 0:50 | 応急工事 | 山吉田橋・米谷大橋の段差すりつけを管理業者に指示する。 |
| 1:00 | | 東和薄衣線 落石あり、管理業者に撤去を指示する。 |
| 1:05 | | 河南登米線 落石あり、管理業者に撤去を指示する。 |
| 1:20 | | 河南登米線 落石撤去が完了した。 |
| 2:15 | 応急工事 | 米谷大橋の応急工事が完了した。 |
| 2:45 | | 東和薄衣線 落石撤去が完了した。 |
| 2:50 | | 山吉田橋の応急工事が完了した。 |
| 5:05 | | 国道398号 石巻市北上町吉浜 落石あり、管理業者に撤去を指示する。 |
| 7:20 | | 東和登米線 国土交通省管理鬼橋橋脚被災のため、全面通行止めとする。 |
| 16:00 | | 志津川登米線 気仙沼土木で路肩欠損のため、通行止めとする。 |
| 4月10日 | | |
| 9:00 | | 豊里大橋を大型車を除き通行止めを解除する。 |
| 4月13日 | 調査要請 | 登米地域事務所管内の橋梁(要請済の橋梁を除く)災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 4月18日 | 橋梁応急復旧 | 国道398号錦橋橋梁災害応急復旧工事に着手する。 |
| 4月22日 | 調査要請 | 国道398号石巻市北上町・清水浜志津川線道路災害調査設計を建設コンサルタント協会に要請する。 |
| 4月25日 | 河川被災 | 小山田川(蕪栗沼遊水地第一排水機場)河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| | 河川被災 | 迫川外河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| 5月10日 | 災害査定 | 公共土木施設第1次査定開始 |
| 5月30日 | 橋梁応急復旧 | 国道346号錦橋橋梁災害応急復旧工事に着手する。 |
| 5月31日 | 道路被災 | 国道346号道路災害応急復旧工事が完成する。 |
| | 河川被災 | 迫川(山吉田可動堰)河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| 5月31日 | 河川被災 | 荒川外河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| 6月10日 | 河川被災 | 迫川外河川災害応急復旧工事(その2)が完成する。 |
| 6月23日 | 河川被災 | 萱刈川河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| 6月30日 | 河川被災 | 長沼ダム災害応急復旧工事が完成する。 |
| 7月4日 | 道路被災 | 国道398号外道路災害応急復旧工事(登米市一円地内)に着手する。 |
| 8月1日 | 道路復旧 | 後高石道路災害復旧工事に着手する。 |
| 9月5日 | 河川復旧 | 長沼川・旧迫川河川災害復旧工事(迫川北方・米山町中津山内)に着手する。 |
| 9月12日 | 河川復旧 | 荒川・迫川・旧迫川・古川河川災害復旧工事(栗原市薬師宮横須賀・米山町西野・米山町中津山内)に着手する。 |
| 9月15日 | 河川復旧 | 小山田外河川災害復旧工事(栗原市瀬峰地内)に着手する。 |
| 9月20日 | 河川被災 | 荒川河川災害応急復旧工事が完成する。 |
| | 河川復旧 | 旧迫川河川災害復旧工事(米山町中津山内)に着手する。 |
| | 道路復旧 | 国道346号橋場外道路災害復旧工事(米山町橋場地内)に着手する。 |
| 10月3日 | 道路復旧 | 下古屋外・境沢外・上羽沢道路復旧工事(登米町下古屋・登米町日根牛地内)に着手する。 |
| | 道路復旧 | 新田外・南深沢外・狼掛外道路復旧工事(迫町新田・迫町南方狼掛地内)に着手する。 |
| 10月17日 | 河川復旧 | 羽河・天形河川災害復旧工事(迫町北方地内)に着手する。 |
| | 道路復旧 | 茨沢外道路災害復旧工事(南方茨沢地内)に着手する。 |
| 10月24日 | 河川復旧 | 北深沢河川災害復旧工事(迫町新田北深沢地内)に着手する。 |
| | 道路復旧 | 錦桜外道路災害復旧工事(東和町錦橋地内)に着手する。 |
| 10月31日 | 河川復旧 | 大形河川災害復旧工事(迫町新田大形地内)に着手する。 |
| | 道路復旧 | 西佐沼外・畑岡下外道路災害復旧工事(迫町佐沼・南方畑岡下地内)に着手する。 |
| 12月5日 | 道路復旧 | 石森外道路災害復旧工事(中田町石森地内)に着手する。 |
| 12月13日 | 河川復旧 | 古川河川災害復旧工事(南方町新一曲地内)に着手する。 |
| 12月21日 | 道路復旧 | 上沼外道路災害復旧工事(中田町上沼地内)に着手する。 |
| 12月26日 | 河川復旧 | 鱒淵河川災害復旧工事(東和町米川地内)に着手する。 |
| 平成24年 | | |
| 1月10日 | 道路復旧 | 浅水外・狼ノ谷外道路災害復旧工事(中田町浅水・迫町新田地内)に着手する。 |
| 1月11日 | 道路復旧 | 青山外道路災害復旧工事(迫町北方青山地内)に着手する。 |
| 1月16日 | 道路復旧 | 長谷山外道路災害復旧工事(中田町長谷山内)に着手する。 |
| 1月18日 | 河川復旧 | 旧迫川河川災害復旧工事(米山町中津山内)が完成する。 |
| 1月27日 | 河川復旧 | 小山田外河川災害復旧工事(栗原市瀬峰地内)が完成する。 |
| 1月30日 | 道路復旧 | 長沼下外道路災害復旧工事(迫町北方長沼下地内)に着手する。 |

6) 東部土木事務所登米地域事務所の対応状況 (写真)



写真-1 迫川堤防応急対応の状況



写真-2 豊里大橋応急対応の状況



写真-3 迫川堤防本復旧工事の完了状況



写真-4 豊里大橋本復旧工事の状況



写真-6 錦桜橋の災害査定状況

7) 気仙沼土木事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|---------------------|---|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | |
| 地震発生直後 | 防潮水門閉扉確認 | 管内防潮水門(全14水門)の閉扉状況をライブカメラで確認。 |
| | | 気仙沼合同庁舎が緊急避難ビルとなっていることから、住民約200名が庁舎に避難。 |
| | 大津波発生・襲来 | 気仙沼土木事務所がある気仙沼合同庁舎、津波により建物二階と三階のほぼ中間まで浸水。 |
| | | 気仙沼合同庁舎の非常用発電機が一階にNTT電話等の通信設備交換機が二階にあり、津波浸水によりすべてがダウン。 |
| | | 繰り返す津波襲来により合同庁舎が完全孤立状態。 |
| | | 気仙沼土木事務所職員の本来業務一切できず。 |
| | | 気仙沼地方振興事務所と共に避難者約200名へのケアへ対応。 |
| 19:00頃 | 気仙沼保健福祉事務所 | 出張等により合同庁舎を留守にしていた職員5名(所長、次長等)が会議室の一室で設備を開始。 |
| | 事務所(代替事務所) | 気仙沼保健福祉事務所には、非常発電機、防災電話、防災FAX等の設備一切なし。 |
| | | このためNTT等の通信不通と合わせ、情報収集・提供等の業務一切できず。 |
| 3月12日 | | |
| 8:00頃 | | 土木事務所職員が寝泊まり用ふとん・毛布等を付近の水産加工会社から合同庁舎に搬入。 |
| | | (水産加工会社から提供の申し出あり) |
| | | 津波警報が解除され一段落すると、避難住民がいつまで、このように避難していなければならないのか等、ザワメキし、一部には独自に脱出・避難すると申し出する者が出た。 |
| 10:00頃 | 脱出ルートの確認 | 合同庁舎から市内避難所等、高台への脱出・避難ルートを探るため、水の引いた現地を土木事務所職員(5名)が徒歩により確認。 |
| 15:00頃 | 一部避難者の脱出 | 確認した脱出・避難ルートにより、一般避難者約100名(健康者等)が土木事務所職員10名の先導・案内で合同庁舎から脱出・避難。 |
| 3月13日 | | |
| 8:00頃 | 避難者の脱出・避難 | 前日に続き、残る一般避難者の徒歩による脱出・避難を土木事務所職員の先導・案内で開始。 |
| | | (足の不自由な方は、救出ヘリでの避難を予定) |
| | | 脱出・避難を開始後、自衛隊ヘリの指示により、徒歩による脱出・避難者全員が途中から自衛隊・東京消防庁ヘリにより救出された。 |
| 10:30頃 | 県職員の脱出・避難 | 一般避難者の脱出・避難を確認した後、残る県職員全員が、東京消防庁ヘリで救出される。 |
| 10:40頃 | | ヘリの救出により、土木事務所職員全員が市営球場に脱出・避難。 |
| | | 市営球場から、徒歩により気仙沼保健福祉事務所(代替事務所)を目指す。 |
| 12:00頃 | 気仙沼保健福祉事務所(代替事務所)到着 | 全員が気仙沼保健福祉事務所に着。 (写真-1) |
| | | 事務所職員がほぼそろう保健福祉事務所二階の会議室の一室を執務室として業務を開始。(写真-2) |
| | | 会議室は、職員全員入りきれず、またパソコン、電話一切なし。 |
| 午後 | 安否確認(当初) | 安否確認できなかった職員のうち2名(当日公用車で出張)が発行・安否確認。 |
| | | 残る1名確認できず。 |
| 16:00頃 | 衛星携帯配備 | 防災砂防課から衛星携帯2台が配備される。 |
| 夕方 | 建設業協会気仙沼支部 | 連絡手段が一切不通のため、保健福祉事務所近隣の所在する協会業者1社と保健福祉事務所において連絡、 |
| | | 対応指示し、他の協会業者への周知連絡(情報の共有) |
| 3月14日 | 管内パトロール本格化 | |
| | 道路パトロール | 直営パト:土木事務所の公用車のほとんどが流出(2台生き残り)したため、徒歩によるパトロールを中心に開始。 |
| | | 委託パト:連絡手段がないため、気仙沼市内の管理業者数社が直接保健福祉事務所に来所、連絡指示によるパト開始。 |
| | | (委託管理業者の3社が津波により社屋流出被害、また人員が確保できず思うようなパトできず。) |
| 3月17日頃 | | |
| | 応援要請・依頼 | 建設業協会気仙沼支部に対し、協定に基づく応急工事施工業者の推薦を本格的に要請開始。 |
| 3月18日 | | |
| | 仮橋設置工事契約 | 国道398号の落橋した、折立橋、横津橋の仮橋設置工事の契約。 |
| | 道路応急工事契約 | 国道398号、泊崎半島線、大島浪板線の道路流出管の道路築造工事の契約。 |
| | 河川応急工事の契約 | 大川、鹿折川の堤防決壊箇所の応急工事の契約。 |
| 3月20日 | | |
| | 仮橋設置工事の着手 | 国道398号、折立橋、横津橋の仮橋設置工事の着手 |
| | 道路応急工事の着手 | 国道398号仮設道路工事の着手。 |
| 3月20日 | | |
| 夕方 | 安否確認(最終) | 確認できなかった1名が発行し、職員全員の安否を確認する。 |
| 3月23日頃 | | |
| | 応援要請・依頼 | 宮城県建設コンサルタント協会に対し緊急の災害調査業務実施業者の推薦を要請開始。 |
| 3月23日 | | |
| | 道路応急工事の完成 | 国道398号仮設道路工事の完成、供用開始。 |
| 3月28日 | | |
| | 緊急災害調査業務の契約 | 道路・河川・海岸における災害緊急調査業務を契約。 |
| 4月1日 | 引越 | 一時土木事務所仮庁舎(マルタクビル)に場所を移しての業務。(写真-3,4,5) |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|--------------------|--|
| 4月20日頃 | | マルタクビル、パソコンインターネット接続使用開始。 |
| 4月6日 | | |
| | 瓦礫撤去業務 | 道路瓦礫撤去(啓開)業務の契約。 |
| | 河川・海岸応急工事 | 河川・海岸の応急工事の契約。 |
| 5月 | | |
| | 道路測量設計 | 道路の測量設計業務の契約・実施。 |
| 5月16日 | | |
| | 応援職員 | 三重県より3名の応援職員(5月31日まで) |
| 6月1日 | | |
| | 仮橋設置工事の完成 | 国道398号、折立橋、横津橋の仮橋完成。供用開始。(写真-6,7) |
| | 応援職員 | 気仙沼土木に東京都から5名の応援職員(8月31日まで) |
| | 応援職員 | 登米地域事務所会議室に気仙沼土木の応援職員として徳島県から4名。 |
| 7月1日 | | |
| | 業務体制構築 | 気仙沼土木登米チームを登米地域事務所組織・配置。(写真-8) |
| | 応援職員 | 気仙沼土木登米チームに北海道から5名応援職員。 |
| 8月 | | |
| | 河川海岸測量設計 | 河川、海岸の測量設計業務の契約・実施。 |
| 9月1日 | | |
| | 応援職員 | 気仙沼土木に東京都から10名の応援職員 |
| 9月12日 | | |
| | 野田首相視察 | 野田首相、気仙沼に被災地を視察。(写真-9,10) |
| 9月15日 | | |
| | 災害調査設計に関する打合せ | 津波浸水区域内で測量・設計を実施している建設コンサルタントと土木技術職員が一同に会した打合せ・説明会の開催。 |
| | | 年内の災害査定申請の実施、宮城県沿岸における海岸堤防高の設定、地盤沈下に伴う災害復旧事業の取り扱い、 |
| | | 災害復旧方針(案)等について。 |
| 9月26日 | 引越 | 気仙沼合同庁舎に場所を移しての業務開始。(写真-11,12) |
| 10月20日 | | |
| | 連絡会議 | 気仙沼地域震災復興整備連絡会議(第一回)開催 |
| 10月26日 | | |
| | 冠水監視体制強化 | 気仙沼市内の地盤沈下箇所浸水計を設置し、冠水被害の監視を開始。 |
| 11月15日 | | |
| | 復興道路着工式 | 三陸登米志津川道路「志津川トンネル」の着工式が開催。 |
| 12月8日 | | |
| | 連絡会議 | 気仙沼地域震災復興整備連絡会議(第二回)開催 |
| 12月20日 | | |
| | 業務施行に関する協定締結(気仙沼市) | 東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業に係る業務施行に関する協定締結(気仙沼市) |
| | 協定締結 | 東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業に係る業務施行に関する協定締結(南三陸町) |
| 12月23日 | | |
| | 災害査定完了 | 第28次災害査定で全災害査定が完了。 |
| 平成24年 | | |
| 1月27日 | 大島架橋事業着工式 | 震災復興のシンボル事業である大島架橋事業の着工式を開催・実施。(写真-13) |
| 1月19日 | | |
| | 災害査定 | 南三陸町・災害等廃棄物処理(瓦礫撤去)について災害査定(環境省) |
| | 災害査定 | 気仙沼市・災害等廃棄物処理(瓦礫撤去)について災害査定(環境省) |
| 2月10日 | | |
| | 連絡会議 | 気仙沼地域震災復興整備連絡会議(第三回)開催 |

7) 気仙沼土木事務所の対応状況 (写真 1 / 3)



写真-1 気仙沼保健福祉事務所会議室



写真-2 気仙沼保健福祉事務所会議室



写真-3 仮庁舎 (マルタクビル) 外観



写真-4 仮庁舎 (マルタクビル) での執務状況



写真-5 仮庁舎 (マルタクビル) での執務状況



写真-6 折立橋仮橋完成

7) 気仙沼土木事務所の対応状況 (写真 2 / 3)

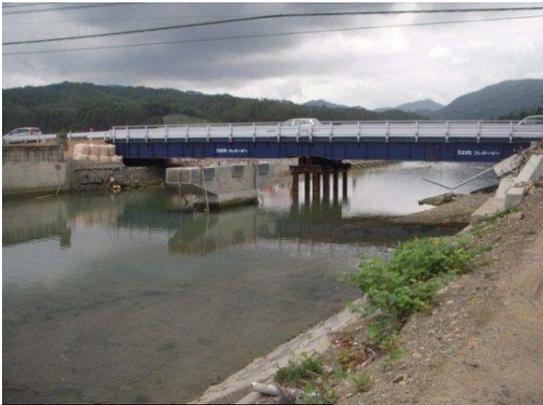


写真-7 横津橋仮橋完成



写真-8 気仙沼土木事務所登米チーム
(登米地域事務所会議室)



写真-9 野田首相 気仙沼の被災地視察



写真-10 野田首相 気仙沼の被災地視



写真-11 気仙沼仮合同庁舎外観



写真-12 気仙沼仮合同庁舎での執務状況

7) 気仙沼土木事務所の対応状況 (写真 3 / 3)



写真-13 大島架橋事業着手式



写真-14 二級河川大川 応急工事



写真-15 二級河川 鹿折川 応急工事



写真-16 中島地区海岸 応急工事



写真-17 長須賀地区海岸 応急工事

8) 仙台塩釜港湾事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-----------|--|
| 平成23年 | 地震発生 | |
| 3月11日 | | 三陸沿岸に大津波警報発令 |
| 14:50 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認、庁舎確認を実施 |
| 14:50 | 安否確認 | 安否確認ができない職員数：9人(全職員26人の内) |
| | 庁舎被害等 | 仙台塩釜港湾事務所：天井崩落、室内破壊状態、防災無線、NTT、ネットワークシステム、電気、水道使用不可 塩釜支所：建物被害少、停電 |
| 15:00 | 避難 | 屋外駐車場へ避難 |
| 15:15 | 避難 | 夢メッセ来客者約700名と共にアクセルホール側屋上へ避難(ラジオ情報：津波高6m) |
| 15:30 | 避難 | アクセル業務棟4、5階へ避難(ラジオ情報：津波高10m)、5階港湾事務所も一般県民に開放 |
| 16:00 | 津波来襲 | 津波により公用車、通勤自動車全て流出(アクセル建物近辺で津波高約2m) アクセル1階に車両、がれきが大量に流入、西側緩衝緑地で被災車両から数箇所火災発生 港湾事務所で一般県民に雨具・防寒具等を提供したが数量が不足、事務所内や廊下は足の踏み場もないほど混乱 センターと夢メッセのイベント主催者でイベント用の食料や飲料水等を避難者へ配給 アクセルは津波発生時の指定避難所ではないため災害対応物資の準備なし |
| 3月12日 | | |
| 午前 | バトロール | 職員3名でアクセル周辺のみ港内バトロール実施 * 貨物船1隻が企業岸壁に乗り上げているのを確認、その他港内には貨物船の停泊なし * 道路上は電柱や照明灯の倒壊、被災車両、荷役機械、倉庫からの流出物資等の散乱により車両通行不可 夢メッセのイベント主催者が避難していた一般県民をマイクロバスで高砂駅までピストン輸送 塩釜支所は水産漁港部職員とともに3班程度のシフトを組み、一部職員帰宅 |
| 13:00 | 待避 | 一般県民が待避した後、職員も高砂駅まで徒歩でマイクロバスで退避 塩釜支所：随時事務所周辺を巡回、監督船「はじま」の無事を確認したがマリンゲート前まではがれきで通行不可 |
| 15:00 | 移動 | 高砂駅から港湾課の公用車で業務代替え機関である仙台北土木事務所へ移動 * 5月29日まで仙台北土木事務所内で港湾業務継続 |
| 15:30 | 帰宅 | 仙台北土木事務所3名、塩釜支所2名を配置しその他の職員帰宅 |
| 3月13日 | | |
| | 仙台北港バトロール | 使用可能岸壁：雷神1号、中野5・6号(高松は岸壁の状態は良いもののアクセス道路なし) 高砂コンテナターミナル：1号バース被災なし(被災コンテナのため利用不可)、2号バース護岸はらみだし ガントリークレーン使用不可 |
| 3月14日 | | |
| | 松島港バトロール | 浪打浜：国道45号まで津波痕跡あり 松島公園管理事務所前：浮き桟橋(-2.0m)がチェーン切断、転覆 松島水族館前：浮き桟橋(-1.5m)4基が津波により流出 松島中央桟橋付近：浮き桟橋の移動により渡橋が破損 |
| 15:00 | 調整会議 | 直轄事務所と調整会議開催、緊急物資の輸送方針 |
| 16:30 | 輸送路確保 | 三陸運輸へ緊急輸送路及び被災状況マップ(直轄作成)説明 |
| 17:50 | 輸送路確保調整 | 五洋建設に輸送ルート説明、輸送路の確保を依頼 |
| 18:00 | 依頼分交付要請 | 五洋建設の燃料確保のため、災害復旧作業の依頼文発行を港湾課に要請 港湾課から五洋建設へ海上航路確保及び陸域の輸送路確保を依頼 |
| 3月15日 | | |
| | 塩釜港区バトロール | 貞山橋～笠神PBS、要害、東宮、代ヶ崎、吉田・花沢地区のバトロール実施 |
| | 道路啓開 | 臨港道路の支障物撤去開始 |
| 10:10 | 緊急物資輸送 | 三陸運輸へ3月16日に輸送船着岸予定を説明(雷神ふ頭着岸予定) 五洋建設と航路・泊地の音探結果確認 塩釜港船舶給水(株)に細取り業務依頼 塩釜港運送に輸送船着岸予定を説明 |
| 23:20 | 緊急物資輸送 | 海上保安部が測量不十分との見解のため明朝再測量を決定 |
| 3月16日 | | |
| 2:00 | 緊急物資輸送 | 着岸場所を雷神ふ頭から高松ふ頭へ変更、入港は15:00予定(雷神は浅い場所があるため) |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|----------|--|
| 13:00 | 緊急物資輸送 | 入港は17日に変更 |
| 3月17日 | | |
| | 航路啓開 | 塩釜港区の海上漂流物調査開始 がれき撤去 夢メッセ、アクセルのがれき撤去着手(3月24日終了) |
| 16:05 | 緊急物資輸送 | 緊急救援物資を積んだ「海翔丸」が着岸 |
| 3月18日 | 航路啓開 | 塩釜港区の航路啓開作業開始 |
| 3月21日 | 緊急物資輸送 | 塩釜港区に燃油を積んだタンカー入港 |
| 3月25日 | 緊急物資輸送 | 太平洋フェリー入港 |
| 3月27日 | 緊急物資輸送 | 塩釜港区に5,000k級大型タンカー入港 |
| 4月1日 | 岸壁利用再開 | 一般船舶の利用再開 |
| 4月6日 | 航路啓開 | 松島港航路啓開作業開始 |
| 4月7日 | 定期航路再開 | 自動車運搬船の定期航路再開 |
| 4月11日 | 定期航路再開 | 太平洋フェリーの定期航路再開 |
| 4月16日 | 自動車積出し再開 | 完成自動車の積出し再開(関東自動車の海上物流再開) |
| 4月21日 | 自動車積出し再開 | 県内生産の完成自動車の積出し再開(4/18に生産が開始されたセントラル自動車の海上物流再開) |
| 4月29日 | 観光船運航再開 | 松島観光船が運航再開 |
| 5月18日 | 放射線等測定 | 大気・海中の放射線量等の測定開始 |
| 5月27日 | 外国船入港 | 震災後初の外国船入港(石炭) |
| 6月8日 | コンテナ船出港 | 震災後初のコンテナ船の出港(内航フィーダ：代替クレーンにより高砂1号バースの運営再開) |
| 7月26日 | 荷役機械の提供 | 港運協会から港運企業ヘストラドルキャリア2機無償提供 |
| 7月27日 | 災害査定 | 公共土木施設災害査定開始 |
| 8月17日 | 荷役機械の提供 | 博多港から宮城県ヘストラドルキャリア1機無償提供 |
| 8月18日 | 復旧工事 | 高砂2号バース本格復旧工事着手 |
| 8月23日 | 漂着コンテナ撤去 | 仙台北港から流出した海岸漂着コンテナの撤去開始(市町村からの受託) |
| 9月5日 | 復旧工事 | ガントリークレーン2号機稼働(ガントリークレーン使用開始) |
| 9月15日 | 45コンテナ | みやぎ45フィートコンテナ物流特区による日本初の45コンテナによる輸出開始 |
| 9月30日 | コンテナ定期航路 | 震災後初の外航コンテナ船の出港(中国/韓国コンテナ定期航路が週1便再開) |
| 12月9日 | 災害査定 | 公共土木施設災害査定終了(第12次) |
| 12月15日 | 復旧工事 | 塩釜港区臨港道路嵩上げ説明会開催(災害査定後、復旧内容について地元説明開始) |
| 12月22日 | 復旧工事 | 高砂2号バースコンテナヤード一部舗装復旧(L=270m×W=60m) |
| 1月11日 | 45コンテナ | 国内初の45コンテナによる輸入開始 |
| 1月13日 | 復旧工事 | 高砂2号バース供用再開(270m)、ガントリークレーン4号機稼働(1号機は12月6日に稼働済み) |
| 1月17日 | 復旧工事 | 七ヶ浜町との災害復旧工事調整会議(以後、各市町と災害復旧工事に関する調整会議を随時開催) |
| 1月22日 | コンテナ定期航路 | 北米西岸/東南アジア航路再開 |
| 2月6日 | 復興計画 | 仙台北港防波堤計画説明会開催 |

8) 仙台塩釜港湾事務所の対応状況(写真)



写真-1 H23.6.8 コンテナターミナル再開



写真-2 H23.7.28 災害査定(2次)



写真-3 H23.9.30 外航再開



写真-4 H23.10.27 災害査定(8次)



写真-5 H23.12.15
塩釜工区臨港道路嵩上説明会



写真-6 H24.1.22 国際定期航路再開

9) 石巻港湾事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|---------|---|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | マグニチュード9.0 震度6強(東松島市)6弱(石巻市) 大津波警報発令 停電・断水・電話不通 |
| | | 事務所に居た職員10名は日和山への避難を開始したが、交通事情により7名が日和山へ、3名は内陸方面へ避難 |
| | | 津波により、事務所1階は梁を残し全て流出。2階は30cm程度浸水。別棟、車庫、倉庫等は全て流失 【写-1】 |
| 3月12日 | | |
| | 仮事務所設置 | 東部土木事務所も被災したため、次の代替機関としていた東部下水道事務所に仮事務所を設置 県庁より公用車と衛星携帯が届く |
| 3月13日 | | |
| 12:00 | 被害状況調査 | 港湾課職員と合流し石巻港へ出発。事務所へ車で行けるルートはなく、45号からインター線を徒歩で |
| 3月14日 | | |
| 8:00 | 職員合流 | 日和山へ避難していた職員が東部下水に徒歩で到着 |
| 13:10 | 被害状況調査 | 石巻港へ、インター線から事務所へ向かう。明神橋以降はヘドロ・がれきの中徒歩で |
| | 仮事務所の状況 | 水・電気・ガス・電話・トイレなし。食糧も不足 |
| 3月15日 | | |
| 10:30 | 被害状況調査 | 石巻港内の臨港道路・岸壁の状況調査。中島埠頭は使えそう。臨港道路は啓開すればOK。西海岸線は決壊。 |
| 12:00 | 陸上啓開開始 | 釜北線から啓開作業開始(焼フジタが被災した港湾事務所を基地として、食料・軽油を持ち込み作業開始) |
| 3月16日 | | |
| | 海上啓開開始 | 釜地区の啓開のための調査開始(東洋建設(株)) |
| 3月17日 | | |
| 13:50 | 応急復旧 | 西海岸線の決壊箇所の復旧に着手 |
| | 応急復旧 | 幹線臨港道路の1次啓開完了(暫定2車線確保) |
| 16:30 | 油ない | 市内大手E興業来所。(重機用軽油が明日までしかない。調達出来ないか?) |
| 3月23日 | | |
| 11:00 | 災害調査 | 災害1次調査(コンサル委託)始まる |
| 11:20 | 救援物資 | 救援物資を積んだ第112福一丸が中島埠頭に接岸 |
| 3月24日 | 応急復旧 | 臨港道路(枝線含む)の1次啓開完了 |
| 3月25日 | がれき | 雲雀野G区(石巻市へ貸地)へのがれき搬入開始 |
| | 応急復旧 | 西海岸線の応急復旧完了(迂回路2箇所) |
| 3月27日 | 被災報告 | 災害報告(第1報)を県庁に |
| 3月28日 | がれき | 南浜埠頭に被災自動車の搬入開始(石巻市へ貸地) 【写-2】 |
| | がれき | 西浜果有地(東松島市へ貸地)へのがれき搬入開始 |
| 3月29日 | | |
| | 応急復旧 | 防潮堤決壊箇所(東浜・西浜)の応急工事着手 |
| 3月30日 | 応急復旧 | 雲雀野中央埠頭への仮設道路完成 |
| | 応急復旧 | 臨港道路2次啓開開始(4車線化。被災車両を搬出しながら) |
| 4月1日 | 復興会議 | 石巻港の早期復興に向け結団式を行う(県、石巻市、企業等) |
| | 応急復旧 | 石巻港の啓開作業が完了し、主要13バースで一般船舶の利用が可能となる(喫水制限付き) |
| 4月4日 | 事務所移動 | 下水道事務所の大会議室(土木事務所と相部屋)から小会議室(個室)へ移動 |
| 4月21日 | がれき | 石巻市から受託した港内企業の被災飼料の運搬処理始まる |
| | がれき | 雲雀野C区D区(石巻市へ貸地)へのがれき搬入開始 |
| | 臨時出張所設置 | 被災した庁舎西側の大手野積場にプレハブの臨時出張所開設。港湾利用者の利便性を確保 |
| 4月27日 | 震災後初入港 | 石巻港に震災後初の貨物船(パナマ船籍、3661t)が入港。合板1800tを積んで中島埠頭に接岸した【写-3】 |
| 5月9日 | 貨物船救助 | 津波で中島埠頭に打ち上げられた貨物船(950t)が国内最大級のサルベージ(4000t吊り)船で救出される【写-4】 |
| | 応急復旧 | 主要荷捌き地(日和・大手・雲雀野中央)の仮舗装工事着手 |
| 5月16日 | 被災者支援 | 超高速大型貨客船「テクノスーパーライナー」が日和埠頭に接岸し、1泊2日の宿泊、入浴、食事支援を行う(～31日) |
| 5月20日 | 応急復旧 | 東浜・西浜防潮堤応急復旧完了 【写-5】 |
| 5月24日 | 港の安全 | 石巻港の放射線量測定開始 |
| 6月1日 | 応援職員着任 | 秋田県5名、富山県2名の計7名の応援技術職員着任(登米市登米町に仮宿舎) |
| 6月2日 | 応急復旧 | 女川港石浜地区の啓開作業が完了し一部供用開始 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|-----------|---|
| 6月7日 | 航行禁止解除 | 石巻港長公示により航行の禁止は解除となった |
| 6月13日 | 応急復旧 | 主要荷捌き地(日和・大手・雲雀野中央)の仮舗装工事了 |
| 6月21日 | 応急復旧 | 表浜港の海上啓開作業終了 |
| 6月23日 | 復興会議 | 第2回復興会議(国、県、市、商工会議所、企業等) |
| 6月28日 | 港の安全 | 石巻港の海水中の放射性物質(ヨウ素、セシウム)は不検出 |
| 7月1日 | 事務所移動 | 東部土木が元の事務所に戻り、東部下水道事務所小会議室から大会議室へ移動 |
| 7月4日 | 応急復旧 | 表浜港の海上啓開作業終了 |
| 7月7日 | 1次査定 | ～8日(県内浸水区域初、石巻港幹線臨港道路) |
| 7月11日 | 震災後初飼料船 | 震災後初の飼料船(パナマ船籍、3万トン級)が日和埠頭に入港 |
| 7月25日 | 2次査定 | ～29日(石巻港主要岸壁、離岸堤) |
| 8月1日 | 3次査定 | ～3日(石巻港+女川港石浜(-7.5m)) 【写-6】 |
| 8月4日 | 応急復旧 | 雄勝港(水浜地区)の物揚場嵩上げ完了(満潮時でも使用可となる) |
| 8月5日 | 復興会議 | 第3回復興会議を開催(国、県、石巻市、東松島市、企業等) |
| 8月19日 | 応急復旧 | 雄勝港(大浜地区)の物揚場嵩上げ完了(満潮時でも使用可となる) |
| 8月29日 | 4次査定 | ～2日(石巻港) |
| 9月1日 | 応援職員交代 | 富山県1名交代 |
| 9月5日 | 5次査定 | ～7日(石巻港) |
| 9月8日 | 被災減免 | 被災した港湾施設の使用料を50%減免 |
| 9月12日 | 6次査定 | ～14日(石巻港、表浜港、海上啓開) |
| 9月19日 | 通行止め | ～21日台風15号・16号による波浪により東海岸線が通行止めとなる(地震で防潮堤、離岸堤とも沈下した影響を受ける) |
| 9月27日 | 本格復旧 | 災害本復旧工事の第1弾として、緊急輸送道路(釜中線、東1号線等)をがれき洪滞を避け夜間工事で発注 |
| 9月28日 | 事務所移転 | 被災した事務所の復旧が完了し、元の場所で業務を開始 |
| | 応急復旧 | 雄勝港の海上啓開作業完了 |
| 10月1日 | 応急復旧 | 南浜大型棧橋の防舷材交換と仮橋設置が完了し利用が可能となる |
| 10月3日 | 応援職員交代 | 富山県1名交代 |
| 10月7日 | がれき | がれきの2次処理(鹿島JV)始まる |
| 10月17日 | 7次査定 | ～21日(地方港物揚場等) |
| 10月24日 | 応急復旧 | 金華山港の仮橋設置完了(満潮時でも乗降可能に) |
| 10月24日 | 8次査定 | ～28日(地方港物揚場等) |
| 11月1日 | 応援職員交代 | 秋田県5名交代 |
| | 本格復旧 | 中島上屋の復旧工事了。供用開始 |
| 11月7日 | 9次査定 | ～11日(地方港物揚場等) |
| 11月14日 | 10次査定 | ～18日(防潮堤等) |
| 11月21日 | 米軍艦船 | 女川港に米軍艦船が来航。親善友好をはかる |
| 11月27日 | 震災後初の石炭船 | 航路の最深が完了し、震災後初の石炭船(パナマ船籍、5万トン級)が雲雀野中央埠頭に入港 |
| 11月28日 | 11次査定 | ～1日(防潮堤等) 査定終了(全97件、397億円) |
| 11月30日 | 震災後初のチップ船 | 震災後初のチップ船(パナマ船籍、5万トン級)が南浜大型棧橋に入港 |
| 12月1日 | 応援職員交代 | 富山県1名交代 |
| 1月4日 | 応援職員交代 | 富山県1名交代 |
| 1月16日 | 本格復旧 | 岸壁等(中島、大手、南浜、大曲、表浜、表浜、金華山、石浜、立浜)の災害本復旧工事を発注 |
| 1月17日 | 発注者支援 | 災害復旧等補助業務員としてSCOPE((財)港湾空港建設技術サービスセンター)5名の業務開始 |

9) 石巻港湾事務所の対応状況 (写真)



写真-1 事務所の被災状況



写真-2 南浜埠頭被災自動車置場



写真-3 震災後初入港した貨物船



写真-4 サルベージ作業の状況



写真-5 東浜防潮堤応急対応の状況



写真-6 災害査定の状況
(がれき付近につき全員マスク、ゴーグル着用)

10) 中南部下水道事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|--------------|--|
| 平成23年 | | |
| | <初動体制> | |
| 3月11日 | | 三陸沿岸に大津波警報発令 |
| 14:46 | | 地震発生 |
| 14:49 | | 大津波警報発令 |
| 15:00 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認(事務所職員総数24名、内訳:事務所内に在籍職員16名事務所外の職員8名) 管理事務所の状況:机等の事務機器の一部が倒壊、書類落下 事務所公用車4台移動、下水道公社車両1台移動 事務所職員16名の無事を確認 |
| 15:10 | | 出張で県庁に向かっていた職員1名が、地震発生時最寄りの公署であった仙台土木事務所において、事務所と防災無線等で連絡をとるなどの情報収集を行った。 |
| 15:55 | | 津波襲来(3Fへ避難) |
| 17:30 | 安否確認(第1報) | 以下の内容を、仙台土木事務所に配備した事務所職員がFAXで水道課に報告した。 |
| | 庁舎被害等 | ・事務所1階が浸水(約1.5m)、机等が水没 ・事務所内の職員16名は無事、事務所外職員4名無事、所在確認できな職員4名 ・管理設備状況:異常なし 停電:発動発電機始動 電話、FAX受信:OK |
| 20:25 | 安否確認(第2報) | 以下の内容を、仙台土木事務所に配備した事務所職員がFAXで水道課に報告した。 事務所内に避難している人数総数73名 上記内訳:事務所職員16名、公社職員12名、公社委託業者28名、一般業者6名、周辺住民11名 |
| 21:50 | 事務所状況 | 事務所職員から仙台土木の事務所職員へ電話連絡 ・事務所隣接の製油タンク方向で火災、爆発音 |
| 22:30 | 事務所状況 | 事務所における避難職員他(62名)が七ヶ浜町向洋中学校へ避難 |
| 3月12日 | | |
| 8:00 | 被害調査 | 避難所から仙塩浄化センター向かい被害調査を実施 |
| 10:00 | 避難指示 | 隣接の製油所爆発による避難指示により避難所に避難 |
| 13:00 | 避難所 | 避難指示を受けて、七ヶ浜中央公民館に避難移動。 |
| | 避難(県南浄化センター) | 県南浄化センターの指定管理者、燃料化施設委託業者の49名の安全を |
| 3月13日 | 事務所 | 仙塩浄化センター管理棟が甚大な被害を受けたため、仙台土木事務所を仮事務所を設置した。(4月24日まで) |
| 3月14日 | 安否確認(第最終報) | 事務所職員全員の安否が確認され、下水道課に報告した。 |
| 3月14日 | 管路パトロール | 職員と指定管理者協力して管内管路パトロールを実施(3月18日まで) |
| 3月15日 | 事務所 | 仙塩浄化センターの避難指示解除 |
| 4月25日 | 事務所 | 仙台土木事務所から仙塩浄化センターへ事務所移転 |
| | | |
| | <全流域> | |
| 3月22日 | 全流域 | 各流域ごとに災害復旧調査業務委託をコンサルタントに発注 |
| 3月31日 | 全流域 | 他県からの応援による管路の1次調査を実施した。(4月10日まで) |
| 4月16日 | 全流域 | 委託業者(日本下水道管路管理業協会)によるテレビカメラを利用した管路の2次調査を実施(12月まで) |
| 9月20日 | 仙塩、県南浄化センター | 台風15号による仙塩浄化センター、阿武隈川浄化センターが浸水し機器の一部が再度被災した。 |



写真-1 監廊堆積土砂撤去



写真-2 水処理施設堆積汚泥撤去

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|--------------|--------------------------------------|
| | <災害査定> | |
| 6月13日 | 吉田川流域 | 第2次災害査定 |
| 7月4日 | 鳴瀬川流域 | 第3次査定 |
| 8月1日 | 仙塩流域 | 第5次査定 |
| 8月22日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第6次査定 |
| 9月5日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第7次査定 |
| 9月26日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第8次査定 |
| 10月11日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第9次査定 |
| 10月24日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第10次査定 |
| 11月9日 | 仙塩、阿武隈下流流域 | 第11次査定 |
| 12月5日 | 阿武隈下流流域 | 第12次査定 |
| | <鳴瀬、吉田> | |
| 3月11日 | 大和、鹿島台浄化センター | 大和浄化センター、鹿島台浄化センターは自家発電で運転 |
| 3月14日 | 大和浄化センター | 商用電力が復電し、通常運転開始 |
| 4月9日 | 鹿島台浄化センター | 商用電力が復電し、通常運転開始 |
| | <仙塩流域> | |
| 3月17日 | 仙塩浄化センター | 塩釜ポンプ場受電開始 |
| 3月18日 | 仙塩浄化センター | 多賀城緩衝緑地内に下水緊急排水用の仮設沈殿地設置工事開始 |
| 3月19日 | 仙塩浄化センター | 多賀城市内の公共マンホールからの溢水情報 |
| 3月19日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センター場内浸入道路を確保 |
| 3月20日 | 仙塩浄化センター | 七北田N02マンホールから仮設水中ポンプによる貞山運河へ消毒し緊急 |
| 3月21日 | 仙塩浄化センター | 多賀城緩衝緑地内の仮設沈殿池からの緊急排水 |
| 3月22日 | 仙塩浄化センター | 七北田N01マンホールから緊急排水 |
| 3月23日 | 仙塩浄化センター | 塩釜ポンプ場1号ポンプ稼働 |
| 3月23日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターで特別高圧受電開始 |
| 3月25日 | 仙塩浄化センター | 七北田N03マンホールから緊急排水 |
| 3月26日 | 仙塩浄化センター | 七北田N05、6マンホールから緊急排水 |
| 3月28日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターの流入ゲート前に設置した仮設ポンプを稼働開始し、順次増設 |
| 3月28日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターの反応タンクの2系列を活用して沈殿後、消毒放流を開始 |
| 3月30日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターの流入ゲート前に国交省排水ポンプポンプ車配置稼働 |
| 4月1日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターをマスコミに公開 |
| 4月14日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センター内のペドロ、汚泥等を汚泥仮置場に移動開始 |
| 4月19日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センター内の5号汚水ポンプを復旧 |
| 4月19日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターの管理棟上水道復旧 |
| 4月26日 | 仙塩浄化センター | 国交省排水ポンプ車撤退 |
| 4月28日 | 仙塩浄化センター | 七ヶ浜町住民より臭気の苦情あり |
| 5月11日 | 仙塩浄化センター | 仙塩浄化センターの4系列初沈に仮設脱水車を配置し汚泥脱水を開始 |
| 5月12日 | 仙塩浄化センター | 多賀城市大代地区住民に仙塩浄化センター被災の説明資料を全戸配付 |
| 5月16日 | 仙塩浄化センター | 1、2号汚水ポンプを復旧 |
| 5月30日 | 仙塩浄化センター | 6号汚水ポンプを復旧 |
| 6月10日 | 仙塩浄化センター | 汚泥脱水機(ベルトプレス)1台を運転、汚泥処理開始 |
| 6月20日 | 仙塩浄化センター | 汚泥脱水機(遠心脱水機)1台を運転開始 |
| 6月28日 | 仙塩浄化センター | 第2、第3系列において仮設送風機による簡易曝気を開始 |
| 7月5日 | 仙塩浄化センター | 多賀城緩衝緑地内の仮設沈殿地撤去 |
| 7月31日 | 仙塩浄化センター | 多賀城市大代地区町内会住民説明会を開催 |
| 8月18日 | 仙塩浄化センター | 臭気対策で、中之島汚泥仮置池を覆土完了 |
| 8月27日 | 仙塩浄化センター | 水処理施設1、4系の被災汚泥を仮設脱水機により脱水開始 |
| 11月7日 | 仙塩浄化センター | 中の島汚泥仮置池の被災汚泥を固化処理開始 |
| 12月30日 | 仙塩浄化センター | 水処理施設1、4系の被災汚泥を場外搬出完了 |
| 12月30日 | 仙塩浄化センター | 中の島汚泥仮置池の被災汚泥を場外搬出完了 |
| | <阿武隈川下流> | |
| 3月16日 | 県南浄化センター | 県南浄化センター内流入ゲート仮設ポンプによる赤井江への緊急放流開始 |
| 3月20日 | 阿武隈川下流流域 | 増田川仮設沈殿地から緊急放流 |
| 3月21日 | 阿武隈川下流流域 | 丸森、亘理、角田、大河原各ポンプ場運転開始 |
| 3月23日 | 県南浄化センター | 返流管マンホールから赤井江へ緊急放流開始 |
| 3月24日 | 阿武隈川下流流域 | 名取ポンプ場調圧水槽から仮設排水開始 |
| 3月26日 | 県南浄化センター | 県南浄化センターの仮設沈殿池で沈殿後、消毒放流を開始 |
| 4月1日 | 県南浄化センター | 県南浄化センターで高圧受電開始 |
| 6月7日 | 県南浄化センター | 主ポンプ復帰、第5系列2/2で沈殿後、消毒放流開始 |
| 6月10日 | 阿武隈川下流流域 | 増田川仮設沈殿地を撤去 |
| 7月15日 | 県南浄化センター | 第5系列1/2において仮設送風機による生物処理を開始 |
| 8月3日 | 阿武隈川下流流域 | 仙台ポンプ場運転開始 |
| 11月7日 | 県南浄化センター | 第1系列1/2において仮設送風機による生物処理を開始 |
| 11月28日 | 県南浄化センター | 汚泥脱水機(ベルトプレス)運転開始 |

10) 中南部下水道事務所の対応状況 (写真)



写真-3 簡易曝気設備設置状況



写真-4 仮設汚泥処理施設設置



写真-5 被災施設撤去状況 (ガスホルダー)



写真-6 仮設汚泥処理テント設置 (堆積汚泥処理)



災害査定状況



都道府県職員の応援状況

1 1) 東部下水道事務所の対応状況 (1 / 3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-----------|-------------|---|
| 平成23年 | 地震発生 | 石巻市・東松島市 震度6強(石巻下流域、下流、石巻下流東部流域下水道・東部) |
| 3月11日 | 大津波警報 | 栗原市 震度7、登米市 震度6強(迫川下流域下水道・迫) |
| 14:46 | | |
| 14:50 | BCP | 土木部のBCPに基づき、安否確認、庁舎確認を実施 |
| 安否確認(第1報) | | 安否の確認が出来ない職員数12名(全職員20名) 事務所待機8名 |
| 庁舎確認 | | 事務所建物の壁・床に一部クラック、屋根瓦の落下を確認 |
| | | 庁舎への進入路:異常なし 停電の為、電話・FAX使用不可、防災無線使用可 |
| | | |
| 14:58 | 発電(下流) | 石巻浄化センター(事務所) 停電のため自家発電稼働 |
| | | 処理場の処理機能停止 |
| 15:00 | 支援要請(下水道課へ) | 自家発電用の燃料の在庫が石巻浄化センターで32時間、石巻浄化センターで30時間しか無いことから、 |
| | | 下水道課を通じて災害対策本部に燃料の手配を依頼 |
| 15:20 | 被害確認(下流) | 石巻浄化センター 最初沈澱池・最終沈澱池・放流ポンプ 異常なし |
| 15:59 | 発電(迫) | 石巻浄化センター 停電の為、自家発電稼働 |
| 16:04 | 報告(東部) | 石巻東部浄化センターにいる石巻環境サービス(指定管理者)職員が管理棟3階に避難 |
| 16:30 | 避難(下流) | 石巻浄化センター放流口の河川(旧北上川)水位が急上昇し、測定範囲(+2.9m)を超えた為、事務所への津波到来の危険があると判断し、 |
| | | 石巻浄化センターにいる職員、石巻環境サービス(指定管理者)職員が沈砂池ポンプ棟2階に一時避難 |
| 16:50 | 報告(下水道課へ) | 下水道課へ事務所等の状況を報告(避難中) |
| 17:30 | 避難解除(下流) | 石巻浄化センター 自主避難解除(事務所に戻る) |
| 17:37 | 機器故障(下流) | 石巻浄化センター 運転前機器確認 最終沈澱池(機械設備)故障確認 |
| 17:40 | 津波状況報告(東部) | 石巻東部浄化センター 2階フロアまで水没、テレメーターによる各ポンプ場の監視不可 |
| | 報告(迫) | 石巻浄化センター 自家発電で揚水再開 |
| 18:30 | 一次放流(下流) | 石巻浄化センター 一次処理放流開始 |
| 18:56 | 報告(下流) | 下流域の3ポンプ場、1ポンプ棟 無停電設備ダウンにより水位等の監視不能 |
| 19:00 | 報告(迫) | 自家発電運転可能時間 残り22時間 |
| 20:00 | 報告(下流) | 石巻浄化センター放流口の河川(旧北上川)水位監視不可 |
| | 報告(迫) | 迫川流域 6ポンプ場で水位等の監視不可 |
| | 報告(東部) | 石巻東部浄化センター 1階フロア 護の高さ程度まで水位低下(津波高さは約6m)(携帯電話で連絡) |
| 22:00 | 報告(下流) | 石巻浄化センター流入渠水位 15m以上の為、計測不可 自家発電運転可能時間 残り25時間 |
| | 報告(迫) | 自家発電運転可能時間 残り24時間(修正) |
| | 報告(東部) | 石巻東部浄化センターと連絡とれず |
| 23:46 | 報告(迫) | 迫川流域の若柳第1ポンプ場でテレメータ故障発生、現地に自家発電・ポンプ運転確認 |
| | | 迫川流域 7ポンプ場で水位等の監視不可 |
| 3月12日 | | 停電(自家発電可)、電話・FAX使用 不可 食料:なし、水:タンクにある分、ペットボトル60L程度 |
| 0:00 | 安否確認(第2報) | 安否の確認が出来ない職員数4名(全職員20名)、事務所待機:14名 |
| | 報告(下流) | 自家発電運転可能時間 残り25時間 |
| | 報告(迫) | 自家発電運転可能時間 残り22時間 |
| | 連絡(登米) | 通行止め等の道路状況聞き取り |
| | 連絡(栗原) | 通行止め等の道路状況聞き取り |
| 4:07 | 連絡(東部土木) | 東部土木事務所と連絡が取れ、津波で被災している事を知る。 |
| 5:50 | パトロール(下流・出) | 下流域幹線 パトロール開始 事務所職員(3名)、石巻環境サービス(3名) |
| | パトロール(迫・出) | 迫川流域幹線 パトロール開始 事務所職員(3名)、石巻環境サービス(2名) |
| | パトロール(東部・出) | 東部流域 パトロール開始(行ける範囲で) 石巻環境サービス(2名) |
| 6:00 | 報告(迫) | 迫川流域 12ポンプ場で水位等の監視不可(前回報告では6ポンプ場) |
| 6:30 | 物資依頼(下水道課へ) | 下水道課に重油・ポンプ・発電機等物資調達依頼 |
| 7:30 | 物資依頼(回答) | 下水道課 災害対策本部より「必ず届けられるものではない」と回答 |
| 8:30 | パトロール(下流・帰) | 途中冠水のため、管路パトロール終了・報告 |
| 8:40 | 物資調達(下流) | 重油300Lをタンクへ補充(下水道課に補充の連絡) |
| 9:40 | 物資依頼(回答) | 下水道課 災害対策本部より「ポンプと自家発電機の調達出来るかはわからない」と回答 |
| 9:54 | 物資調達(下流) | 重油4,500Lをタンクへ補充(下水道課に補充の連絡) |
| 10:00 | | 東部地方振興事務所より避難者到着(地震時は事務所の外にいた職員) |
| 14:10 | 物資依頼(下水道課へ) | 下水道課から危機対策課に重油手配の連絡 |
| 14:20 | 救出依頼(石巻市へ) | 石巻市危機対策課に石巻東部浄化センターに避難している人員救出又は物資供給依頼 |
| 17:05 | パトロール(迫・帰) | 下水道の流下機能に支障のある破損等はなし |
| 18:00 | 物資到着 | 衛星携帯到着(防災砂防課より) |
| 20:30 | パトロール(東部・帰) | 東部浄化センターより石巻環境サービス職員戻る 被災状況(津波及びがれき)・避難者(石巻環境サービス14名、避難者6名)等説明 |
| 3月13日 | | 停電(自家発電可)、電話・FAX使用 不可 食料:米など少々、水:タンク少ない、ペットボトル40L程度 |
| 0:00 | 安否確認(第3報) | 安否の確認が出来ない職員数1名(育休中で気仙沼在住)(全職員20名)、夜間事務所待機:7名 |
| 9:00 | 職員打合せ | 昨日の状況確認・報告、出勤職員8名(夜間待機者の8名は帰宅) |
| 9:40 | 食料調達 | 食料調達、水調達 |
| 9:50 | 確認(下水道から) | 公用車の台数確認(5台中 3台使用可、2台貸出) |
| 12:00 | 報告(下流) | 自家発電運転可能時間 残り6.5時間 |
| | 報告(迫) | 自家発電運転可能時間 残り3時間 |
| | | 東部浄化センターより石巻浄化センターに避難(石巻環境サービス職員5名) |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|------------|--|
| 12:18 | 連絡(下水道課へ) | 下水道課に自家発電燃料セーブ運転を連絡(東部土木の対策本部となるので電力確保に努める) |
| 14:15 | 報告(下流) | 石巻環境サービスより 石巻浄化センター流入ゲートを全閉したが、隙間から汚水の流入 |
| 15:15 | 物資調達(下流) | 重油2,000Lをタンクへ補充(石巻環境サービス調達) 残3,450L |
| 15:30 | 連絡(下水道課へ) | 下水道課に石巻浄化センター・石巻浄化センターの状況を報告 |
| | 連絡(迫) | 石巻環境サービスより 石巻浄化センター 自家発電燃料 残200L |
| | 指示(迫) | 中央システム 立ち下げ・自家発電停止指示 |
| 16:00 | 連絡(下流) | 自家発電燃料 残3,450L |
| 20:30 | 報告(東部) | 石巻東部浄化センターの石巻環境サービス職員2名、避難市民6名、処理場に残留 その他職員18人は帰宅 |
| 22:00 | | 石巻浄化センターの自家発電停止(燃料残1,000L) |
| 0:00 | | 夜間事務所待機7名 |
| 3月14日 | | |
| 8:20 | | 津波の影響で東部地方振興事務所に閉じ込められた職員(200~300人程)、石巻浄化センターに避難予定 |
| 10:30 | 職員会議 | 昨日の事の情報の共有など |
| 12:35 | 連絡(下水道課へ) | 下水道課に栗原市から申し入れ(復旧等)を伝える |
| 13:35 | 連絡(栗原市へ) | 栗原市上下水道部に迫川流域の処理場・ポンプ場の発電機・自家発電燃料の補充可一部長に確認し、返事をもらうこととする。 |
| 14:32 | 打合せ(栗原市と) | 栗原市上下水道部へ打合せに向かう |
| 14:50 | | 登米市に自家発電燃料の確認に行く |
| 15:00 | | 石巻浄化センターに避難している各公所に対策会議を開催する事を伝える |
| 16:48 | 連絡(下水道課から) | 石巻東部浄化センターの被災状況写真が届いたと連絡がある |
| 16:50 | | 東部土木事務所手配の業者が自家発電の燃料投入口を確認してくる |
| 17:15 | 物資到着(土曜から) | 土木総務課から食料物資が到着(土木・港湾、下水道事務所分)(ご飯30食、レトルトカレー130食) |
| 17:45 | 連絡(迫) | 栗原市に打合せに向かった職員より打合せ内容の連絡 ・自家発電と燃料が必要な2ポンプ場に栗原市が配置する ・1追ポンプ場付近の公共マンホールより汚水が溢れているので、花山浄化センター等に運搬する(栗原市で手配) |
| 18:40 | | 石巻浄化センター自家発電運転(~20:00まで) |
| 19:00 | | 登米市に自家発電燃料の確認から戻り、6,300Lの重油を確認(自家発電に使える種類) |
| 20:15 | 連絡 | 16:50に東部土木手配の重油の件で、12,000L確保出来ないとの連絡→再度、手配をお願いした |
| 20:40 | | 栗原市上下水道部との打合せより事務所に戻る |
| 3月15日 | | |
| 7:35 | 連絡 | ・燃料補給について、事務所までの運ぶ車の燃料が無いので運べない(軽産省の紹介で業者が来所) ・東部土木事務所手配の燃料も手配できない(3月14日16:50、20:15) |
| 7:50 | 連絡(栗原市から) | 栗原市より栗駒第3ポンプ場で溢れているので対応をしてくれ、対応不可と断る。 |
| 8:00 | 連絡(大崎広水へ) | 自家発電の燃料について、3日分の重油(35,000L程度)がある |
| 8:10 | | ・大崎広水へ入れる予定の燃料を8,000Lを石巻浄化センターに補給する事にした。大崎広水へ重油を補給する事を軽産省へ依頼。 |
| 8:35 | 報告(下水道課へ) | 下水道課に自家発電燃料8,000L補充と連絡。大崎広水へ補給を災害対策本部へ依頼。企業局にも連絡。 |
| 8:45 | 全体会議(公所) | 自家発電は18:30~19:30に運転予定(携帯電話等の充電のため)。全体会議は朝と夕方、1日2回行う。 |
| 9:25 | 連絡(栗原市から) | 栗原市より栗駒のポンプ場の燃料を確保した。 |
| 9:40 | 報告(下水道課へ) | 栗駒第1ポンプ場運転予定(11:30~)と伝える。自家発電・燃料は栗原市で用意する旨も伝える。 |
| 12:50 | 報告(迫) | 志波姫ポンプ場の圧送管より漏水している模様。ラインの切替確認を指定管理者に指示。 |
| 14:15 | | 緊急指定業者に連絡するが、燃料が無いため対応出来ない |
| 16:00 | 全体会議(公所) | 石巻浄化センターの商用電力が復電する。下水道課へ連絡 |
| 16:30 | 要望(石巻市より) | 事務所使用のルールについて。大会議室は土木部、小会議室・フロアは地方振興事務所。 |
| | | 石巻市生活環境部長来所。要望:34,000人分の尿尿を受け入れて欲しい。 |
| | | 回答:当所では受け入れ出来ないとの回答。県下水道課長にも報告。 |
| 18:10 | 報告(下水道課へ) | 3流域の現在の状況を説明。 |
| 18:25 | 連絡(下水道課から) | 所長より依頼のあった汚泥処分先について |
| | | 三菱マテリアル(停電の為、操業不可)、ジャパンサイクル(連絡とれず) |
| 18:50 | 報告(迫) | 志波姫ポンプ場のバルブを1箇所見つけ、全閉としたが、漏水量変化無し(2ライン切替手前で漏水の模様) |
| 19:30 | | 志波姫ポンプ場の復旧工事を上田建設に依頼(明日の朝に回答をもらう) |
| 20:00 | 報告(下水道課へ) | 下水道課に明日、志波姫ポンプ場復旧工事予定であると伝える |
| 3月16日 | | |
| 7:40 | 工事(迫) | 志波姫ポンプ場に工事の立会いに出発(~9:30着) |
| 8:40 | 職員会議 | |
| 9:40 | 報告(下水道課から) | 燃料は手配したが、入荷は未定 |
| 10:12 | | 石巻浄化センターの自家発電燃料を入荷し、自家発電用として1,900L追加 |
| 11:12 | | パキュム手配の連絡(4t×2台) |
| 12:00 | | パキュム手配の連絡つかず、下水道課へ手配を依頼 志波姫ポンプ場の復旧等を含めた対応は栗原市で対応してもらえとのこと。 |
| 14:00 | 報告(迫) | 栗原市危機管理監督原氏より県下水道課に工事の手配について連絡があった。 |
| 10:10 | | 志波姫ポンプ場の対応について報告 |
| 10:50 | | 志波姫ポンプ場を稼働し、地上部での漏水箇所を確認 |
| 11:20 | | 栗原市の手配した業者到着 漏水位置付近を掘削 |
| 13:05 | | 栗原市と確認し、志波姫ポンプ場上流のマンホールを破壊し、マンホールわきの排水路に汚水の放流を開始 |

1) 東部下水道事務所の対応状況(2/3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-------------|---|
| | 13:40 | 放流路へ流した汚水の流下状況を追川に流れることを確認し、支障なし。 |
| | | 漏水箇所確認の為、掘削範囲を拡大する。原因が判明でき次第、必要な作業・資材を栗原市に伝える事を本日の目標。 |
| | 16:00 | 志波姫ポンプ場の漏水箇所の特定出来る。明日も9時から作業を行う。 |
| 19:55 | 報告(下水道課へ) | 下水道から石越浄化センター・志波姫ポンプ場の状況確認の問い合わせがあり、状況を報告。 |
| 20:00 | 報告(泊) | 指定管理者より石越浄化センター電源復帰し、水処理(生物処理)立ち上げ(19:40)、連絡下水道課に復電を連絡 |
| 21:30 | 報告(下水道課へ) | 被害状況の問い合わせがあり報告。石巻東部浄化センターは津波の恐れがあるので未確認。 |
| 23:40 | 報告(泊) | 指定管理者より石越浄化センターの中央監視システムが立ち上がらない旨の報告。メーカーより復旧依頼済み。 |
| 3月17日 | | |
| 6:45 | 打合せ(下水道課と) | 下水道課にて打合せ(加藤様)。被害額と自家発電等の必要な物の要望伝えるように |
| 7:00 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場に向かう |
| 9:00 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場復旧の工事は栗原市が手配した業者(サンライズ)で実施する。 |
| 10:15 | パトロール(東部) | 石巻東部浄化センターに現地調査に向かう(職員2名、石環1名) ~13:10 |
| 10:50 | パトロール(下流) | 矢本ポンプ場に現地調査に向かう(職員1名、石環1名) |
| 11:12 | 報告(泊) | 志波姫ポンプ場から状況が報告栗原市の手配した業者では管の切断は出来ない。カバージョイント(仙台に在庫有り、手配)で復旧する。 |
| 11:15 | 報告(下水道課へ) | 下水道課に下流流域・追川流域の状況を報告 |
| 12:20 | 要望(東松島市) | 東松島市下水道課菅原技術副参事、要望のため来所 流域幹線に東松島市内の簡易トイレの物を流せないか(市内にパキュム車10台ある)? |
| 12:37 | パトロール(下流) | 矢本ポンプ場 被害なし(停電) |
| 12:50 | 来所(女川町) | 女川町建設課高橋課長来所。女川町の被害報告。 |
| 12:37 | パトロール(下流) | 鳴瀬ポンプ場被害有り。水管管が土砂と車で確認出来ない |
| 13:45 | 職員会議 | 被害額を算出(16:00まで) |
| 16:05 | 報告(下水道課へ) | 被害額を報告 4,843百万円 |
| 16:45 | 要望(下水道課へ) | 下流流域分の自家発電3台の手配を依頼 被害額を修正 4,967百万円 |
| 17:05 | 報告(栗原市へ) | 志波姫ポンプ場の復旧方法について栗原市現地担当者へ伝える。その後、栗原市上下水道部へ説明に向かう。 |
| 17:35 | 説明(栗原市へ) | 栗原市金成庁舎に到着し、上下水道部次長に復旧方法や今後の対応等を説明するが、理解されず。 栗原市の提案する復旧方法を提案され、事務所に連絡。明日は栗原市提案の方法で復旧する旨を伝える(~19:20)。 |
| 19:15 | 班長会議 | ・明日、石巻浄化センターの機器故障の確認にメーカーがくる。津波被害のない幹線のパトロール。 |
| 20:00 | 報告(下水道課へ) | 志波姫ポンプ場等、本日の状況を報告。 |
| 20:35 | 報告(下水道課から) | 石巻東部浄化センターの処理方法等で明日新聞に掲載される旨の報告 |
| 22:00 | 工事(泊) | 事務所に戻る |
| 3月18日 | | |
| 7:55 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場に出発 |
| 8:20 | 報告(泊) | 石越浄化センター中央監視システム(2:20)復旧し、通常運転へ |
| 8:54 | 物資 | 土木総務課より軽油ドラム缶10缶分を自衛隊が搬入。土木部内で必要に応じ使用可 |
| 9:10 | 物資 | 軽油は下水のみで使用 |
| 9:20 | パトロール(3流域) | 3班でパトロール開始(河南幹線、河北桃生幹線、女川管線) |
| 9:20 | 打合せ(コンサル) | コンサル(日水コン)と打合せ。その後、石巻東部浄化センターの被災状況を確認に向かう。 |
| 9:35 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場から報告。管のズレから漏れ出す勢いは昨日と変わらず。 栗原市提案の復旧せずに埋戻してポンプを動かす方針をとる(下水道課にも報告) |
| 11:13 | 報告(下水道課へ) | 石巻東部浄化センターの被災状況写真を下水道課に届ける事を地方振興事務所へ依頼 |
| 13:40 | | 軽油10缶を搬入 |
| 14:05 | | 石巻東部浄化センターの被災状況確認より戻る。 |
| 14:22 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場より埋戻しが完了したと報告、ポンプ運転試行 |
| 14:50 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場を運転したが、溢れ出る。 |
| 15:00 | パトロール | 3班がパトロールより戻る。 |
| 15:30 | 職員会議 | パトロール状況等の報告 |
| 16:15 | 説明(栗原市から) | 栗原市より志波姫ポンプ場の復旧方法について説明を求められる。 |
| 16:22 | 確認(泊) | 志波姫ポンプ場の確認に土井班長が向かう |
| 17:06 | 漏水(東部) | 石巻市桃生総合支所より桃生第2ポンプ場マンホールから漏水していると通報がある |
| 17:10 | 確認(東部) | 桃生第2ポンプ場の漏水確認に向かう |
| 18:00 | 打合せ | 津波で被災した石巻東部浄化センターのがれき等の撤去について業者と打合せ(フジタ) |
| | 報告(東部) | 桃生第2ポンプ場より溢れている事を確認。周辺状況を確認したが、原因の特定には至らず。 |
| 18:06 | 報告(東部) | 水道が復旧したか確認。 |
| 18:53 | 報告(泊) | 志波姫ポンプ場を運転すると、漏水で埋めた砂が無くなる。道路陥没の恐れ |
| 19:45 | 要望(栗原市) | 志波姫ポンプ場の復旧方法を検討し、明日の朝に対応策を示して欲しい。 |
| 20:20 | | 東部土木に軽油ドラム缶3本600L貸与 |
| 20:35 | 要望(下水道課から) | 志波姫ポンプ場を何とかして欲しいと栗原市から下水道課に要望があった |
| 21:20 | | 志波姫ポンプ場より事務所に戻る |
| 22:35 | 報告(下水道課へ) | 志波姫ポンプ場の復旧方法を当初の事務所の復旧方法(カバージョイントで塞ぐ)で行うと報告し、了解を得る。 |
| 22:45 | 報告(栗原市へ) | 栗原市に志波姫ポンプ場の復旧方法を伝え、了解を得る。加えて発電機とポンプの相談をする。 |
| 3月19日 | | |
| 7:30 | 問合せ(東松島市より) | 北上川下流流域の被災状況等の問合せ。 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|------------|--|
| 7:35 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場に向かう |
| 8:30 | | 発電機2台を調達 |
| 9:00 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場に到着し、業者と打合せ。発電機はあるが、軽油がない。軽油は当所で準備 |
| 9:20 | パトロール(3班) | 3班でパトロールを実施(石巻幹線、追川右岸幹線、追川左岸幹線) |
| 10:20 | 報告(泊) | 志波姫ポンプ場で水位が低下していると報告 |
| 11:45 | | 志波姫ポンプ場に軽油ドラム缶1本運搬を依頼・運搬開始(丸本組) |
| 12:00 | パトロール(報告) | 河北桃生幹線で管路上の道路陥没で損傷が大きいと思われると報告 |
| 12:25 | | 北上川下流流域東部流域の石巻第5ポンプ場のポンプの自動運転停止操作の為、事務所を出発 |
| 13:20 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場近くで破壊したマンホール(3/16 13:05)に排水ポンプを入れ、排水路に排出し、ポンプ場の水位を下げる |
| 13:33 | 連絡(栗原市から) | 栗原市下水道課佐々木課長より、志波姫ポンプ場の管工種業者として業者(サンライズ)を手配し、現地に向かうよう指示した |
| 14:25 | 連絡(栗原市から) | 掘削は県(上田建設)で行って下さい。掘削業者の手配が出来ない。カバージョイントの業者の手配は佐々木課長が責任をもつ。 |
| 14:40 | 工事(上田建設より) | 工事するバックホウが無いので、今現場にあるバックホウ(サンライズ)の物を使用して良いか?了解を得た。 |
| 15:00 | 打合せ(ガレキ) | 石巻東部浄化センターのガレキ等撤去について |
| 15:45 | 連絡(中南部) | 中南部下水道事務所と下水道公社は仙台土木に避難していると連絡 |
| 3月20日 | | |
| 9:20 | 報告(下水道課へ) | ポンプ場の被災・稼働状況等を報告 |
| 10:30 | 要請(東松島市) | 矢本ポンプ場の稼働時間延長の要請 |
| 16:30 | 工事(泊) | 志波姫ポンプ場圧送管漏水復旧工事完了 |
| 3月21日 | | |
| 9:00 | | 石巻広域水道企業団に河北・桃生エリアの水道復旧状況について聞き取り |
| 11:00 | 協議(石巻市と) | 河北桃生幹線の石巻第2ポンプ場場内に仮沈澱池を作成し、真野川に放流を協議・了承を得る |
| 13:00 | 協議(保健事務所と) | 真野川放流について東部保健事務所長と協議し、了承を得る |
| 14:20 | 協議(土地改良区と) | 土地改良区理事長・事務局長 真野川に未処理の汚水の放流は認められない(4/20へ) |
| 15:30 | 協議(東部土木と) | 真野川放流について東部土木事務所長と協議し、了承を得る |
| 16:00 | 報告(下水道課へ) | 河北桃生幹線の石巻第2ポンプ場場内に仮沈澱池を作成し、真野川放流について報告 |
| 3月22日 | | |
| 9:00 | 協議(土地改良区と) | 所長が土地改良区総会に出席し、真野川放流については認められない |
| 17:30 | 報告(下水道課へ) | 下水道課に災害調査費・復旧費について報告 |
| 3月23日 | | |
| 9:00 | 工事 | 石巻第2ポンプ場場内敷地内に一次放流用の仮沈澱池作成工事着手(3月26日まで) |
| 12:05 | 報告(東部) | 石巻市福井地区の公共マンホールから汚水が溢れていると報告。パキュムで対応 |
| 13:30 | 来所 | 橋本部長が来所。東部浄化センターの被災状況視察 |
| 15:00 | 復電 | 女川第1ポンプ場・女川第2ポンプ場・女川第4ポンプ場 |
| 16:00 | | 石巻浄化センター 最終沈澱池(機械設備)故障復旧工事完了 |
| | | 石巻浄化センター 水処理 一部運転再開 |
| 3月24日 | | |
| 8:00 | | 発電機 5台届く |
| 8:55 | 依頼(下水道課に) | 石巻第2ポンプ場から旧北上川に汚水放流について 北上川下流河川事務所と放流の協議実施を下水道課に依頼 |
| 9:00 | ガレキ撤去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場ガレキ撤去開始(石巻東部:8月末、石巻第6ポンプ場:6月末ガレキ撤去等完了) |
| 9:13 | 依頼(下水道課に) | 県河川課長から東北地方整備局河川環境課長に旧北上川の汚水の放流について協議実施の依頼 |
| 9:57 | 報告(下水道課から) | 県と整備局で協議してもらうこととした。 |
| 10:15 | | 桃生第1ポンプ場で溢れている。パキュム対応 |
| 10:25 | 協議(河川事務所と) | 当事務所と北上川下流河川事務所と協議し、旧北上川への汚水放流について了承を得る |
| 11:05 | 連絡(下水道課から) | 現在工事中の工事中止命令は下水道課で手続きを行う |
| 11:10 | 連絡(下水道課から) | 武井下水道課課長から 石巻東部浄化センターの電力について 東北電力より当事務所に連絡する予定 |
| 13:40 | 報告(下水道課から) | 整備局との協議について 旧北上川への汚水放流について了承を得る |
| 14:00 | 打合せ(女川町) | 女川町阿部係長来所し、被災状況など報告 |
| 15:15 | 打合せ(石巻市) | 石巻市下水道課来所し、被災状況等について打合せ |
| 16:50 | 苦情(下流) | 石巻浄化センター周辺住民より悪臭がする苦情 |
| 16:50 | 報告(環境サービス) | 桃生第1ポンプ場～石巻第2ポンプ場間はポンプ運転の結果異常はなし |
| 17:40 | 報告(下水道課から) | 石巻東部浄化センターの復電は時間がかかる。電源車要請 |
| 4月1日 | | |
| | パトロール | 女川管線・河北桃生幹線・矢本鳴瀬幹線でパトロールを実施 |
| | 災害査定準備 | |
| | ガレキ除去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 東部浄化センターから放流中 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 4月2日 | | |
| | ガレキ除去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 東部浄化センターから放流中 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 4月2日 | | |
| | | 東部浄化センターから放流中 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 4月4日 | パトロール | 女川管線・河北桃生幹線・矢本鳴瀬幹線でパトロールを実施 |
| | ガレキ除去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 東部浄化センターから放流中 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 鳴瀬ポンプ場ガレキ撤去完了 |
| 4月5日 | 調査 | 石巻市内新築地区 不明水調査 |

11) 東部下水道事務所の対応状況(3/3)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|--------|--|
| | ガレキ除去 | 鳴瀬ポンプ場 ガレキ除去進捗状況確認 |
| | | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 |
| | | 東部浄化センターから放流中 |
| | | 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 4月6日 | ハトロール | 鳴瀬ポンプ場・石巻浄化センター及び中継ポンプ場の被災確認 |
| | ガレキ除去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 |
| | | 東部浄化センターから放流中 |
| | | 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 4月7日 | ハトロール | 矢本鳴瀬幹線・女川管線及び女川ポンプ場の被災確認 |
| | ガレキ除去 | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 |
| | | 東部浄化センターから放流中 |
| | | 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| 23:32 | 地震発生 | 石巻・石巻浄化センター 停電により水処理停止。ポンプ場も停電。 |
| 4月8日 | ハトロール | 女川ポンプ場の被災確認 |
| | ガレキ除去 | 矢本鳴瀬幹線及び女川管線の地震被害の調査 |
| | | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 |
| | | 東部浄化センターから放流中 |
| | | 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| | | 石巻第2ポンプ場仮沈澱池より旧北上川へ放流継続中 |
| | | 国交省下水道事業管理課 新宮課長補佐ら来所し、石巻東部浄化センター被災状況視察 |
| 9:00 | 下流 | 石巻浄化センター 復電し、水処理開始 |
| 20:00 | 追 | 石巻浄化センター 復電し、水処理開始 |
| 4月9日 | | 石巻東部浄化センター・石巻第6ポンプ場でガレキ除去作業 |
| | | 東部浄化センターから放流中 |
| | | 石巻第6ポンプ場 仮設ポンプ稼働中 |
| | | 石巻第2ポンプ場仮沈澱池より旧北上川へ放流継続中 |
| 4月13日 | | 県下水道課主催の下水道施設災害査定説明会開催 |
| 4月28日 | | 石巻東部浄化センター復旧方針発表 |
| 6月13日 | 災害査定 | 災害査定2次査定 |
| 6月17日 | | 追川流域 3件 申請額 107,040千円 決定額 83,671千円 決定率 78.17% |
| | | 2次査定 3件 申請額 107,040千円 決定額 83,671千円 決定率 78.17% |
| 6月24日 | ガレキ撤去 | 石巻第6ポンプ場 ガレキ撤去等完了 |
| 7月11日 | 復旧(東部) | 石巻東部浄化センター 主ポンプ復旧完了 |
| 7月11日 | 災害査定 | 災害査定4次査定 |
| 7月15日 | | 北上川下流流域 1件 申請額 1,566千円 決定額 1,566千円 |
| | | 北上川下流東部流域 1件 申請額 14,166千円 決定額 14,166千円 |
| | | 4次査定 2件 申請額 15,732千円 決定額 15,732千円 決定額 100% |
| 7月13日 | | 仮沈澱池(石巻第2ポンプ場)から旧北上川への一次処理放流終了(3月26日放流開始) |
| 7月28日 | 東部 | 石巻第6ポンプ場 本設ポンプ稼働(北上川下流東部流域は石巻東部浄化センターへ全量送水となる) |
| 8月7日 | 現場見学 | 東京大学 社会基盤学科 石巻東部浄化センター 38名 |
| 8月22日 | 災害査定 | 災害査定6次査定 |
| 8月26日 | | 北上川下流流域 1件 申請額 50,874千円 決定額 50,874千円 |
| | | 北上川下流東部流域 4件 申請額 602,692千円 決定額 652,160千円 |
| | | 6次査定 5件 申請額 653,539千円 決定額 652,160千円 決定額 99.79% |
| 8月30日 | ガレキ撤去 | 石巻東部浄化センター ガレキ撤去等完了 |
| 9月5日 | 災害査定 | 災害査定7次査定 |
| 9月9日 | | 北上川下流流域 3件 申請額 85,623千円 決定額 84,802千円 |
| | | 北上川下流東部流域 5件 申請額 535,503千円 決定額 535,503千円 |
| | | 7次査定 8件 申請額 621,126千円 決定額 620,305千円 決定額 99.87% |
| 9月5日 | 災害査定 | 災害査定7次査定 |
| 9月9日 | | 北上川下流流域 3件 申請額 85,623千円 決定額 84,802千円 |
| | | 北上川下流東部流域 5件 申請額 535,503千円 決定額 535,503千円 |
| | | 7次査定 8件 申請額 621,126千円 決定額 620,305千円 決定額 99.87% |
| 9月20日 | | 台風15号 |
| 11:35 | 大雨警報 | 西部栗原 登米・東部栗原 大雨警報 配備 |
| 17:35 | 大雨警報 | 石巻地区 大雨警報 配備 |
| 9月21日 | | |
| 4:16 | 停電(追) | 石巻浄化センター 停電発生・自家発電作動(4:27復電) |
| 4:35 | 停電(追) | 石巻浄化センター 停電発生・自家発電作動(4:47復電) |
| 5:10 | 東部 | 石巻東部浄化センター流入渠水位5m(異常高水位警報HH=6m)。 |
| 6:20 | | 石巻第2ポンプ停止。石巻第2ポンプ場内仮沈澱池より旧北上川に一次処理放流開始。 |
| 6:40 | 東部 | 石巻東部浄化センター流入渠水位6.78m(異常高水位警報HH=6m)を超える。 |
| 8:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位3.94m(高水位警報H=12m) |
| 9:20 | 下流 | 石巻浄化センター 反応タンク3・4槽に高分子凝集剤を投入 |
| 15:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位4.5m(高水位警報H=12m) |
| 15:40 | 下流 | 石巻浄化センター放流先の旧北上川河川水位が1.7mを超えた為、放流ポンプ運転開始 |
| 18:05 | 下流 | 矢本ポンプ場 流入渠水位2.46m(異常高水位警報HH=2.05m) |
| | 東部 | 石巻第1ポンプ場 流入渠水位3.6m(HH=2.7m) |
| 18:45 | 避難勧告 | 石巻市より旧北上川下流・稲井地区 2,373世帯に避難勧告発令 |
| 19:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位6.3m(高水位警報HH=12m) |
| 20:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位8.1m(高水位警報HH=12m) |
| | | 石巻第1ポンプ場・石巻第2ポンプ場のポンプ2台同時運転を開始(発電機使用) |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|---------|--|
| 21:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位14m(異常高水位警報HH=13.8m) |
| 9月22日 | | |
| 0:15 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位14.5m(異常高水位警報HH=13.8m) |
| 8:30 | 下流 | 石巻幹線のマンホール鍵穴より漏水を確認 |
| | 東部 | 石巻東部浄化センター 地下管廊で5cm程度の浸水確認。ポンプで排水。 |
| 9:00 | 下流 | 旧北上川河川水位2.07m(2.5m) |
| | 東部 | 桃生第1ポンプ場 ポンプ場水位9.28m(異常高水位警報HH=4.25m) |
| 9:40 | 東松島市 | 東松島市より矢本ポンプ場より定川に排水を依頼される。 |
| 9:53 | 石巻市 | 石巻市より汚水の受け入れの依頼をされる。 |
| 10:04 | 下流 | 矢本ポンプ場より仮設ポンプを設置し、マンホールより定川に排水を始める。 |
| 9月23日 | | |
| 6:30 | 追 | 追川流域 警報配備解除 |
| 12:15 | 下流・東部 | 石巻地域 警報配備解除 |
| 16:00 | 東部 | 石巻東部浄化センター 流入渠水位5.01m |
| 16:30 | 東部 | 石巻第2ポンプ場 一次処理放流終了 |
| 19:00 | 東部 | 石巻東部浄化センター 流入渠水位4.51m(HH=6m) |
| | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位13.26m(HH=13.8m) |
| 21:30 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位13.20m(HH=13.8m) |
| 9月24日 | | |
| 0:00 | 下流 | 石巻浄化センター流入渠水位13.00m(HH=13.8m) |
| | 東部 | 石巻東部浄化センター 流入渠水位2.95m(HH=6m) |
| 3:10 | 下流 | 石巻浄化センター 旧北上川河川水位1.5mに低下 放流ポンプ停止 |
| 9月27日 | 不具合(東部) | 女川第1ポンプ場 ポンプ揚水の不具合が確認される(11月14日復旧) |
| | | 女川管線管渠が海水等により満水状態を確認作業が困難 |
| 9月26日 | 災害査定 | 災害査定9次査定 |
| 9月30日 | | 北上川下流東部流域 7件 申請額 2,598,999千円 決定額 2,598,999千円 |
| | | 8次査定 7件 申請額 2,598,999千円 決定額 2,598,999千円 決定額 100% |
| 10月11日 | 災害査定 | 災害査定9次査定 |
| 10月14日 | | 北上川下流東部流域 1件 申請額256,413千円 決定額 256,413千円 |
| | | 9次査定 1件 申請額 256,413千円 決定額 256,413千円 決定額 100% |
| 10月11日 | 災害査定 | 災害査定9次査定 |
| 10月14日 | | 北上川下流東部流域 1件 申請額256,413千円 決定額 256,413千円 |
| | | 9次査定 1件 申請額 256,413千円 決定額 256,413千円 決定額 100% |
| 10月24日 | 災害査定 | 災害査定10次査定 |
| 10月28日 | | 北上川下流東部流域 4件 申請額 889,842千円 決定額 889,842千円 |
| | | 10次査定 4件 申請額 889,842千円 決定額 889,842千円 決定額 100% |
| 11月1日 | 現場見学会 | 古川工業高校 土木情報科 1~3学年 118名 |
| | | 石巻東部浄化センター |
| 11月17日 | 現場見学会 | 黒川高校 環境技術科・土木課 1~3学年 111名 |
| | | 石巻東部浄化センター |
| 12月5日 | 災害査定 | 災害査定12次査定 |
| 12月9日 | | 追川流域 1件 申請額 194,442千円 決定額 194,442千円 |
| | | 北上川下流東部流域 1件 申請額 411,505千円 決定額 410,981千円 |
| | | 12次査定 2件 申請額 605,947千円 決定額 605,423千円 決定額 99.91% |
| 12月5日 | 災害査定 | 災害査定12次査定 |
| 12月9日 | | 追川流域 1件 申請額 194,442千円 決定額 194,442千円 |
| | | 北上川下流東部流域 1件 申請額 411,505千円 決定額 410,981千円 |
| | | 12次査定 2件 申請額 605,947千円 決定額 605,423千円 決定額 99.91% |
| 12月19日 | 災害査定 | 災害査定13次査定 |
| 12月22日 | | 追川流域 1件 申請額 275,498千円 決定額 275,498千円 |
| | | 北上川下流東部流域 1件 申請額 56,175千円 決定額 56,175千円 |
| | | 13次査定 2件 申請額 331,673千円 決定額 331,673千円 決定額 100% |
| 平成24年 | | |
| 1月10日 | 東部 | 石巻東部浄化センター 1系列最初沈澱池 復旧 使用開始 |

1 1) 東部下水道事務所の対応状況 (写真)

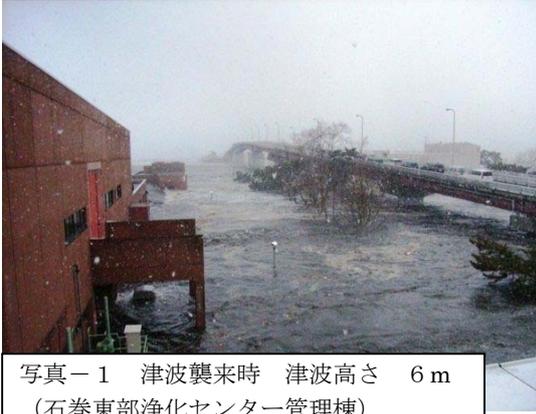


写真-1 津波襲来時 津波高さ 6m
(石巻東部浄化センター管理棟)



写真-2 石巻東部浄化センター汚泥濃縮槽 津波襲来中



写真-3 石巻東部浄化センター
最終沈澱池 ガレキ等除去



写真-4 東部浄化センター
放流管 被災状況

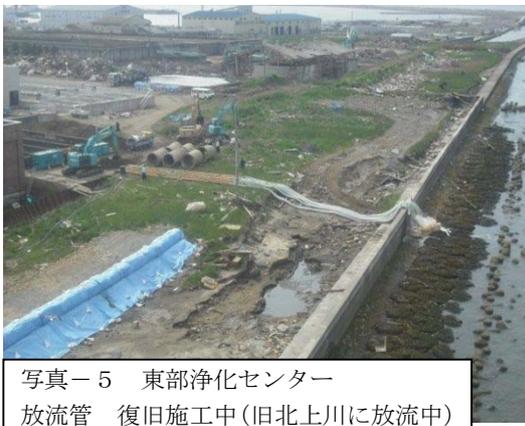


写真-5 東部浄化センター
放流管 復旧施工中(旧北上川に放流中)



写真-6 鳴瀬ポンプ場(鳴瀬川右岸側)
浸水状況



写真-7 石巻第2ポンプ場仮沈澱池作成
旧北上川へ放流



写真-8 古川工業高校
石巻東部浄化センター見学会様子

1 2) 仙台地方ダム総合事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 | 月日 | 項目 | 内容 |
|---------------------|--------------|---|--------|------------|--|
| 平成23年 | | | 3月15日～ | ダム再点検 | 各ダムの施設点検及びデータ保存作業、自家発電機の燃料状況確認 |
| 3月11日 | | | 3月16日 | 商用電源復電 | ダム総合事務所及び各ダム管理事務所が随時復旧 |
| 14:46 | 地震発生 | 三陸沖(牡鹿半島の東南東 約130km付近)深さ10km(速報値) | 3月22日～ | 警報局等点検 | 白沢水位観測所上部の河岸崩落と施設の被災を確認 |
| 14:50 | BCP | 土木部BCPIに基づき安否確認、庁舎確認を実施 出張中の1名(15:20帰庁)を除き無事を確認 | 3月22日 | 櫛水ダム水位低下 | 櫛水ダムの堤体変位のため2mの水位低下を4日間で実施 |
| 15:00 | 庁舎被害等 | 総合事務所の状況:2階会議室及び更衣室の天井の破損や一部落下と執務室の一部の窓、壁の破損を確認 庁舎への進入路等:駐車場の一部に沈下、亀裂が見られたが、使用可能 管理設備の状況:異常なし 停電:自家発電稼働中 防災無線:使用可 電話、FAX:不可 | 3月31日 | 警報所点検 | 櫛水ダム寺野警報局被災状況確認 |
| 15:10 | 各ダムに職員出発 | 大倉ダム1名、櫛水ダム3名、南川ダム3名、七北田ダム2名、惣の関ダムに3名が出発 | 4月7日 | | |
| 16:00 | | 宮床ダムに2名が出発 | 23:32 | 地震発生 | 宮城県沖地震(対象観測所の最大震度6弱)各ダム一次・二次地震点検を実施し異常なしを確認・報告 |
| 16:00～ | 各ダムの情報収集 | 各ダムから点検報告を受信し、必要な調査・対応を指示(継続して自家発電機等の燃油の確保にあたる) | 4月13日 | 警報局仮復旧 | 櫛水ダム寺野警報局仮復旧着工 |
| 3月11日～12日における各ダムの状況 | | | 4月26日 | 鞍部ダム堤体観測 | 堤体観測終了 |
| 櫛水ダム | (名取市増田 震度6強) | | 5月24日 | 災害査定 | 国土交通省災害査定 |
| 18:05 | 管理事務所に着 | | 5月31日 | | 櫛水ダム寺野警報局仮復旧完了 |
| 18:05 | 事務所の被害等 | 管理事務所の状況:異常なし 停電:自家発電稼働中 | 8月22日 | 災害査定 | 厚生労働省災害査定 |
| 18:05 | ダムの点検・報告 | 一次点検開始 | 8月30日 | 視察 | 宮崎県河川課災害現場等視察(各ダム) |
| 18:20 | | 一次点検報告:異常なし | 8月31日 | 視察 | 独立行政法人土木研究所災害現場等視察(南川鞍部ダム、櫛水ダム) |
| 20:25 | | 一次点検報告:漏水量の増加を報告 | 9月14日 | 南川ダム災害復旧準備 | かんがい期終了に伴い、南川災害復旧工事のための水位低下を開始 |
| 23:20 | | 一次点検報告:漏水量が横ばいに推移したことを報告 | 9月29日 | 視察 | 財団法人ダム協会災害現場視察(南川鞍部ダム) |
| 3月12日 | | | 11月10日 | ダム災害本復旧 | 七北田ダム災害本復旧着手 |
| 6:30 | ダムの点検・報告 | 二次点検を開始 | 11月16日 | ダム災害本復旧 | 南川鞍部ダム災害本復旧着手 |
| 7:30 | | 二次点検報告:漏水量の毎時測定した結果報告 | 平成24年 | | |
| 13:50 | | ダム本体の沈下量、変位量の委託業者による測定完了 | 1月26日 | ダム災害本復旧 | 白沢水位観測所及び寺野警報局災害本復旧着手 |
| 14:00 | | 二次点検報告:沈下量、変位量、ダム機能は異常なし及び寺野警報所が津波による浸水を報告 | 1月31日 | ダム災害本復旧 | 七北田ダム災害本復旧完了 |
| 大倉ダム | (青葉区大倉 震度6弱) | | | | |
| 14:50 | BCP | 土木部BCPIに基づき安否確認、庁舎確認を実施 | | | |
| 15:00 | 庁舎被害等 | 管理事務所の状況:異常なし 停電:自家発電稼働中 上水及びガスは使用可能 | | | |
| 15:00 | ダムの点検・報告 | 一次点検を開始 | | | |
| 16:10 | | 一次点検報告:漏水の停止を報告 | | | |
| 17:05 | 管理事務所に着 | ダム総合事務所から職員が到着し4名体制となる | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 7:30 | ダムの点検・報告 | 二次点検開始 | | | |
| 14:38 | | 二次点検報告:白沢水位観測所法面崩落により使用不能 漏水量が過去最大となり経過観察する旨を報告 | | | |
| 七北田ダム | (大衡村 震度6強) | | | | |
| 16:30 | 管理事務所に着 | | | | |
| | 事務所の被害等 | 管理事務所の状況の確認開始 停電:自家発電稼働中 | | | |
| 17:05 | ダムの点検・報告 | 一次点検開始 | | | |
| 18:19 | | 一次点検報告:ダム天端舗装のクラック 漏水量が地震後増加、その後減少したことを報告 | | | |
| 18:28 | 事務所の被害等 | 管理事務所の被害報告:外壁のひび割れ 周辺道路に崩壊ありを報告 | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 7:00 | ダムの点検・報告 | 二次点検開始 | | | |
| 14:22 | | 二次点検報告:漏水量の経過観察 天端クラックの状況及びダム変位量測定結果を報告 | | | |
| 南川ダム | (大衡村 震度6強) | | | | |
| 15:50 | 管理事務所に着 | | | | |
| 15:50 | 事務所の被害等 | 管理事務所の状況:異常なし 停電:自家発電稼働中 防災無線:使用可 上水:使用可 | | | |
| 16:00 | ダムの点検・報告 | 一次点検開始 | | | |
| 17:53 | | 一次点検報告:鞍部ダム取水ゲート異常 鞍部ダム舗装のクラック 南川ダムの警報装置等の異常を報告 | | | |
| | | 二次点検開始 委託業者が堤体観測を開始 | | | |
| 22:50 | | 漏水量、にこりの状況を報告 以後正時計測し翌日6:30まで定時報告 | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 9:12 | ダムの点検・報告 | 二次点検報告:鞍部ダム漏水量増加要監視 ダム周辺道路状況を報告 | | | |
| 13:10 | ダムの点検・報告 | 二次点検報告:鞍部ダム変位量及びクラック状況を報告 | | | |
| 宮床ダム | (大衡村 震度6強) | | | | |
| 15:58 | 管理事務所に着 | | | | |
| 16:00 | 事務所の被害等 | 管理事務所の状況:異常なし 停電:自家発電稼働中 防災無線:使用可 上水:使用可 | | | |
| 16:00 | ダムの点検・報告 | 一次点検開始 | | | |
| 18:58 | | 一次点検報告:ダム湖法面の小規模崩落を報告 | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 7:00 | ダムの点検・報告 | 二次点検開始 | | | |
| 12:55 | " | 二次点検報告:漏水量が増加・安定し継続観測 下流公園道路のクラック及びダム機能に異常ない旨を報告 | | | |
| 惣の関ダム | (利府町 震度6弱) | | | | |
| 16:45 | 管理事務所に着 | | | | |
| 16:45 | ダムの点検・報告 | 一次点検開始 | | | |
| 17:28 | 事務所の被害等 | 管理事務所の状況報告:異常なし 停電:自家発電稼働中 防災無線:使用可 上水:使用可 | | | |
| 18:02 | ダムの点検・報告 | 一次点検報告:ITVの異常を報告 | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 6:00 | 燃料の確保 | 自家発電用の軽油が搬送される | | | |
| 7:00 | ダムの点検・報告 | 二次点検開始 | | | |
| 13:51 | | 二次点検報告:堤体パラベットの目地の亀裂 遠路及び周辺道路の亀裂 ダム機能に異常ない旨を報告 | | | |

1 2) 仙台地方ダム総合事務所の対応状況(写真)



写真-1 寺野警報局応急対応状況



写真-2 寺野警報局応急対応完了



写真-3 七北田ダム被災状況



写真-4 七北田ダム本復旧工事完了の状況



写真-5 白沢水位観測所被災状況



写真-6 南川鞍部ダム被災状況

13) 大崎地方ダム総合事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|---------|---|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | 宮城県中部、宮城県北部等に緊急地震速報を発表 |
| 14:48 | | 震度速報発表(最大震度7)、岩手県、宮城県、福島県に津波警報(大津波)を発表 |
| 15:00 | BCP | 土木部業務継続計画(BCP)に基づき安否確認、庁舎確認を実施 |
| | 非常配備 | 総合事務所在勤職員8名、各担当ダムへ出動 |
| 15:05 | 臨時点検第1報 | 漆沢ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度62gal |
| | BCP | 漆沢ダム管理事務所BCP:庁舎使用可、停電(発電機対応)、上水道使用可、NTT回線輻輳、防災無線使用可 |
| 15:47 | 臨時点検第1報 | ニツ石ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度76gal |
| | BCP | ニツ石ダム管理事務所BCP:庁舎使用可、停電(発電機対応)、上水道使用可、NTT回線輻輳、防災無線無し |
| 15:50 | 臨時点検第1報 | 化女沼ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度269gal |
| | BCP | 化女沼ダム管理事務所BCP:庁舎使用可、停電(発電機対応)、上水道使用可、NTT回線輻輳、防災無線使用可 |
| 16:00 | 臨時点検第1報 | 上大沢ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度133gal |
| | BCP | 上大沢ダム管理事務所BCP:庁舎使用可、停電(発電機対応)、上水道使用可、NTT回線輻輳、防災無線使用可 |
| 16:40 | 臨時点検第1報 | 岩堂沢ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度63gal |
| | BCP | 岩堂沢ダム管理事務所BCP:庁舎使用可、停電(発電機対応)、上水道使用可、NTT回線輻輳、防災無線無し |
| 16:51 | BCP第1報 | 安否の確認ができない職員数:1名 総合事務所:庁舎使用可(一部書棚転倒、発電気室内吸音材落下)、停電(発電機対応)、上水道使用不可、 NTT回線輻輳、防災無線使用可 |
| 16:10 | 1次点検 | 漆沢ダム地震時臨時点検1次点検報告:異常なし |
| 16:58 | 1次点検 | 岩堂沢ダム地震時臨時点検1次点検報告:異常なし |
| 17:30 | 1次点検 | 化女沼ダム地震時臨時点検1次点検報告:ダム天端舗装クラック有り、漏水量増(継続監視)、管理事務所冷暖房設備故障 |
| 17:43 | 1次点検 | 上大沢ダム地震時臨時点検1次点検報告:管理用トンネル及びバルブ室浸水を確認 |
| 17:46 | 1次点検 | ニツ石ダム地震時臨時点検1次点検報告:異常なし |
| 17:50 | BCP第2報 | 安否の確認ができない職員数:1名 |
| 18:40 | 応急対応 | 上大沢ダム、仮設ポンプにてバルブ室排水開始 |
| 18:57 | BCP第3報 | 全職員19名の安否を確認(18:54 職員1名帰所) |
| 20:10 | BCP第4報 | 職員全員で配備継続(19:40 総合事務所上水道復旧) (当所職員:総合事務所7名、漆沢ダム6名、化女沼ダム2名、上大沢ダム2名、岩堂沢ダム1名、ニツ石ダム1名) (北部地振職員:岩堂沢ダム1名、ニツ石ダム1名、管理補助業者:上大沢ダム2名、岩堂沢ダム2名、ニツ石ダム2名) |
| 3月12日 | | |
| 0:10 | 応急対応 | 上大沢ダム、仮設ポンプ追加一写真 |
| 8:45 | 応急対応 | 上大沢ダム、利水放流主バルブ全開操作 |
| 10:00 | 支援協議 | (社)宮城県建設業協会大崎支部と支援体制について協議 |
| 11:00 | 2次点検 | 岩堂沢ダム地震時臨時点検2次点検報告:異常なし |
| 12:43 | 2次点検 | 上大沢ダム地震時臨時点検2次点検報告(堤体観測除く):バルブ室排水中 |
| 14:15 | 2次点検 | ニツ石ダム地震時臨時点検2次点検報告:異常なし |
| 15:10 | 2次点検 | 化女沼ダム地震時臨時点検2次点検報告:漏水量減少(継続観測) |
| 16:39 | 2次点検 | 漆沢ダム地震時臨時点検2次点検報告:異常なし |
| 3月13日 | | |
| 7:50 | 応急対応 | 上大沢ダム、取水塔制水ゲート閉鎖作業開始 |
| 8:17 | 応急対応 | 上大沢ダム、取水塔制水ゲート閉鎖作業終了 |
| 8:24 | 余震 | 宮城県沖・マグニチュード6.2 登米市迫町 震度5弱、大崎市古川 震度4、色麻町 震度3 |
| 8:59 | 臨時点検第1報 | 化女沼ダム地震時臨時点検第1報:基礎最大加速度22gal |
| 11:08 | 1次点検 | 化女沼ダム地震時臨時点検1次点検報告:異常なし |
| 12:43 | 2次点検 | 上大沢ダム地震時臨時点検2次点検報告(堤体観測):バルブ室排水中 |
| 20:00 | 応急対応 | 上大沢ダム、バルブ室内排水完了確認、ポンプ運転終了 |
| 3月14日 | | |
| 9:00 | 資材調達 | 総合事務所、自家発電機軽油250リットル給油 |
| 10:00 | 資材調達 | 化女沼ダム、自家発電機軽油220リットル給油 |
| 14:30 | 電力 | 岩堂沢ダム、商用電力復電 |
| 16:00 | 電力 | 上大沢ダム、商用電力復電 |
| 16:00 | 河川被災 | 長者川護岸クラック及び法崩を確認 |
| 3月15日 | | |
| 9:00 | 資材調達 | 化女沼ダム、自家発電機軽油170リットル上大沢ダムから補給 |
| 18:00 | 電力 | 漆沢ダム、ニツ石ダム、商用電力復電 |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|--------|-----------|---|
| 3月16日 | | |
| 1:00 | 電力 | 総合事務所、商用電力復電 |
| 13:00 | 資材調達 | 化女沼ダム、自家発電機軽油100リットル給油 |
| 14:00 | 資材調達 | ニツ石ダム、自家発電機軽油100リットル給油 |
| 17:15 | 警戒配備 | 総合事務所・各ダム管理事務所配備から総合事務所配備に移行(休日・夜間職員2名総合事務所配備) |
| 21:00 | 電力 | 化女沼ダム、商用電力復電 |
| | ダム施設被災 | 化女沼ダム管理設備(データ表示装置、地震計)故障を確認 |
| 3月17日 | | |
| 0:40 | 資材調達 | 総合事務所、自家発電機軽油300リットル給油 |
| | 他事務所支援 | 災害調査支援:東部土木事務所登米地域事務所へ2名派遣(〜3/18) |
| 3月22日 | 他事務所支援 | 北部土木事務所災害現場調査(水門関係)に2名同行一写真 |
| 3月24日 | ダム施設応急復旧 | 化女沼ダムデータ表示装置災害復旧工事着手、化女沼ダム地震計災害復旧工事着手 |
| 3月29日 | 災害調査 | 長者川災害測量調査業務着手 |
| 3月31日 | 災害調査 | 上大沢ダム管理用トンネル災害調査業務着手 |
| 4月1日 | 警戒配備解除 | 休日・夜間出勤解除 |
| 4月5日 | 災害調査 | 営繕課・設備室による建築物等被害状況現地調査(総合事務所発電機室、化女沼ダム管理事務所) |
| 4月7日 | 余震(23:32) | 宮城県沖・マグニチュード7.2 栗原市築館 震度6強、大崎市古川 震度6弱、色麻町 震度5強、大崎市鳴子 震度5弱 |
| 4月8日 | 臨時点検第1報 | 漆沢ダム:基礎最大57gal、化女沼ダム:197gal、上大沢ダム:82gal、岩堂沢ダム:48gal、ニツ石ダム:70gal |
| | 1次点検 | 漆沢ダム、化女沼ダム、上大沢ダム、岩堂沢ダム、ニツ石ダム |
| | 2次点検 | 漆沢ダム、化女沼ダム:天馬舗装クラック増大、上大沢ダム、岩堂沢ダム、ニツ石ダム |
| 4月10日 | 現地調査 | 独立行政法人土木研究所による化女沼ダム現地調査 |
| 4月11日 | 他事務所支援 | 土木部災害対策支援:東部土木事務所登米地域事務所へ2名業務(〜6/30) |
| 4月11日 | 余震(17:16) | 福島県浜通り・マグニチュード7.0 岩沼市 震度6強、大崎市古川・大崎市鳴子・加美町小野田・色麻町 震度4 |
| | 臨時点検第1報 | 漆沢ダム:基礎最大11gal、化女沼ダム:-16gal、上大沢ダム:18gal、岩堂沢ダム:7gal、ニツ石ダム:10gal |
| | 1次点検 | 漆沢ダム、化女沼ダム、上大沢ダム、岩堂沢ダム、ニツ石ダム |
| 4月12日 | 2次点検 | 上大沢ダム |
| 4月12日 | 他事務所支援 | 土木部災害対策支援:中南部下水道事務所へ2名業務(〜6/30) |
| 4月25日 | 現地調査 | 一般社団法人ダム工学会による化女沼ダム現地調査 |
| 5月3日 | 被災市町支援 | 被災市町人的支援1名派遣(亶理町避難所:〜5/6) |
| 5月11日 | 費用負担協議 | 上大沢ダム災害復旧について大崎市水道部と協議 |
| 5月17日 | 災害査定 | 公共土木施設第二次査定(長者川3件) |
| 6月7日 | ダム施設応急復旧 | 化女沼ダムデータ表示装置災害復旧工事完成、化女沼ダム地震計災害復旧工事完成一写真 |
| 6月10日 | 施設復旧 | 化女沼ダム管理事務所冷暖房設備改修工事着手(設備課) |
| 6月13日 | 災害査定 | 公共土木施設第六次査定(上大沢ダム1件) |
| 8月15日 | 被災市町支援 | 被災市町人的支援1名派遣(山元町:〜8/17) |
| 8月18日 | 被災市町支援 | 被災市町人的支援1名派遣(山元町:〜8/19) |
| 9月1日 | 災害復旧 | 長者川河川災害復旧工事着手 |
| 9月20日 | 施設復旧 | 化女沼ダム管理事務所冷暖房設備改修工事完成(設備課)一写真 |
| 9月27日 | 災害復旧 | 上大沢ダム災害復旧工事着手 |
| 12月20日 | 災害復旧 | 上大沢ダム試験通水実施、利水放流再開一写真 |
| 平成24年 | | |
| 1月10日 | 災害復旧 | 上大沢ダム災害復旧工事完成 |
| 1月31日 | 施設復旧 | 大崎地方ダム総合事務所修繕工事着手 |
| 2月2日 | 災害復旧 | 長者川災害復旧工事完成(化女沼ダム導水路部) |

1 3) 大崎地方ダム総合事務所の対応状況



写真-1 上大沢ダム応急対応の状況
バルブ室浸水、仮設ポンプ投入・



写真-2 北部土木事務所支援
災害現場調査（水門）の状況



写真-3 化女沼ダムデータ表示装置
の復旧状況



写真-4 化女沼ダム管理事務所
冷暖房設備の復旧状況



写真-5 上大沢ダム試験通水
取水塔制水ゲート全開操作

14) 栗原地方ダム総合事務所の対応状況(1/2)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-------------|---|
| 平成23年 | | |
| 3月11日 | | |
| 14:46 | 地震発生 | 三陸沖(北緯38度06分、東経142度51分)、深さ24km、マグニチュード9.0 震度:栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県28市町村で震度6強を観測したほか、北海道から九州にかけて震度6弱~1を観測した 三陸沿岸に津波警報(大津波)が発令 |
| 14:48 | 自家発電機稼働 | 停電により花山、荒砥、小田ダムの自家発電機が稼働した 花山ダムの燃料(軽油):13日夕方まで 小田ダムの燃料(軽油):13日夕方まで 荒砥沢ダムの燃料(軽油):12日夕方まで |
| 15:30 | 安否確認(第1報) | 安否の確認できない職員2名 |
| 15:35 | 小田ダム(第1報) | 震度発表対象地点:大崎市鳴子 震度5強、栗原市花山 震度5強、栗原市一迫 震度6強 (最大加速度) 基礎:ダム軸(X)-84、上下流(Y)-105、鉛直(Z)+97 天端:ダム軸(X)-144、上下流(Y)+170、鉛直(Z)+157 (目視による状況) ダム進入路:異常なし、ダム周辺状況:異常なし ダムまでの市道:法面より一部落石あり |
| 16:05 | 花山ダム(第1報) | 震度発表対象地点:栗原市花山 震度5強、栗原市鶯沢 震度5強、栗原市一迫 震度6強 (最大加速度) 基礎:上下流(X)110、ダム軸(Y)102、鉛直(Z)80 天端:上下流(X)535、ダム軸(Y)270、鉛直(Z)142 (目視による状況) 堤体:異常なし、取水設備:異常なし 放流設備:分岐放流バルブ異常(利水放流量ゼロ) |
| 16:19 | 荒砥沢ダム(第1報) | 震度発表対象地点:栗原市栗駒 震度6弱、栗原市鶯沢 震度5強、栗原市花山 震度5強 (最大加速度) 基礎:ダム軸(X)84、上下流(Y)102、鉛直(Z)65 天端:ダム軸(X)332、上下流(Y)290、鉛直(Z)219 (目視による状況)ダム施設等に異常なし |
| 16:40 | 安否確認(第2報) | 登庁不可人数 3名、安否の確認できない人数 1名 |
| 17:42 | 地震時臨時点検報告 | (記事) (一次)花山ダム ダム、周辺地山取付部、放流設備異常なし 漏水量地震後変化なし、自家発電により電源供給 分岐放流バルブ手動により開ける(60%、3.7m ³ /s) 堤体点検結果異常なし |
| 18:16 | 地震時臨時点検報告 | (記事) (一次)小田ダム ダム、周辺地山取付部、放流設備、通信設備異常なし 漏水量は地震発生前より約30L/m増加している 漏水量、濁度については監視を継続する 堤体変位測量作業中、取水塔管理橋照明ランプ破損 周辺道路(市道)小田大橋ジョイント部段差 |
| 18:40 | 地震時臨時点検報告 | (記事) (一次)荒砥沢ダム ダム、周辺地山取付部異常なし ダムコン故障、監査廊照明故障、ITVカメラモニタ故障、濁度計故障 左岸地すべり、貯水池内、取水塔、堤体は目視による点検結果異常なし 漏水量上昇中、濁りあり 右岸林道落雪により通行止め(約50m) |
| 23:50 | 安否確認 | 職員全員の安否を確認 |
| 3月12日 | 土砂災害警戒情報基準 | 土砂災害発生危険基準雨量を通常基準の6割で運用(栗原市他) |
| 7:25 | 荒砥沢ダム一次点検 | 下流パトロール終了 |
| 8:10 | 庁舎被害報告(花山) | 庁舎外観一部破損(クラック)、発電機対応中(約70時間対応可能)、NTT回線使用不能、職員ポータル使用不能 |
| 8:43 | 庁舎被害報告(小田) | 発電機対応中(約24時間対応可能)、NTT回線使用不能、職員ポータル使用不能、MIRAI使用不能 |
| 9:50 | 庁舎被害報告(荒砥沢) | 発電機対応中(約9時間対応可能)、NTT回線使用不能、職員ポータル使用不能、MIRAI使用不能、上水道使用不能 |
| 10:05 | 地震時臨時点検報告 | (記事) (二次)荒砥沢ダム ダム、周辺地山取付部、放流設備異常なし 漏水量漏水濁度データ、堤体変位データ別添、右岸林道落雪により通行止め 左岸地すべり、貯水池内、取水塔、監査廊、流調室、堤体は目視による点検結果異常なし 下流警報局点検結果異常なし(停電のためバッテリーで運用) 機器(ダムコン、監査廊照明、ITVカメラモニタ、濁度計)故障復旧 漏水量の合計は280~290L/minで横ばい状態である 漏水濁度は減少傾向にある(無色透明) 堤体変位は前回よりFD-4は-9mm、FD-5は-12mm、FD-6は-9mm変化した。 (記事) (二次)花山ダム ダム、周辺地山取付部、放流設備異常なし |

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|-----------|---|
| | | 漏水量は一次点検後変化なし、自家発電による電源供給継続中、分岐放流バルブ(60%、3.7m ³ /s)で継続放流中 |
| | | 下流警報所停電以外異常なし、上流水位観測所は停電のためバッテリーで観測中 |
| | | 漏水量の変化なし(濁りなし)、ダム上流の山地の崩壊等なし、堤体変位は前回(3/8)と比べ上流川へ1mm移動 |
| 13:10 | 細倉金属工業(株) | 川口第一、第二発電所が運転停止状態。第二発電所を復帰するため制水ゲートを全開しようとしたが (花山ダム) 10cm程度閉まらないため、分水管からの放流量を3.5m ³ /sを絞り水位を低下させ状況を確認することとした |
| 22:25 | 応援可能要員 | 河川課から応援可能要員の確認の連絡(土木部長命) |
| 22:48 | 応援可能要員 | 土木総務課へ2名可と回答 |
| 3月13日 | | |
| 9:20 | 地震時臨時点検報告 | (記事) (二次)小田ダム ダム、周辺地山取付部、放流設備異常なし NTT電話、FAX不通 |
| | | 漏水量は地震発生前より約31L/min増加したが3/12 17:00現在84.7L/min(合計量)であり地震前の値に戻っている |
| | | 漏水濁度についても地震前の値に戻っている。堤体変位は別添のとおり。 |
| | | 取水塔管理橋照明ランプ破損、周辺道路(市道)の小田大橋ジョイント部段差あり |
| 9:30 | 分岐バルブ操作 | 花山ダム川口第2発電所復旧作業のため、分岐バルブの開作業を開始 |
| 10:00 | 発電所復旧作業 | 川口第2発電所復旧作業を細倉金属工業が開始した |
| 11:25 | 自家発電 | 川口第2発電所復旧 7m ³ /s |
| 17:15 | 配備体制 | 非常態勢から夜間5名体制に移行 |
| 17:30 | 自家発電 | 花山ダム自家発電燃料残:760L |
| 20:45 | 災害調査応援要請 | 北部土木事務所に派遣要員の報告。15日から1名を派遣 調査箇所:気仙沼市南部と日本吉町のうち国道45号小泉大橋北側 |
| 3月14日 | | |
| 8:30 | 自家発電 | 花山ダム自家発電燃料残:640L |
| 10:00 | 必要給油量調査 | 河川課から必要給油量について調査依頼あり |
| 10:05 | 自家発電 | 小田ダム燃料不足のため計画停電、予備バッテリーによりダムコン、地震計、貯水計、堤体観測を動作 |
| | | 電力消費量2.0KWから0.6KWに減少。 |
| 10:42 | 自家発電 | 小田ダムの現状を報告 |
| 13:18 | 自家発電 | 荒砥沢ダム燃料不足のため計画停電、予備バッテリーによりダムコン、地震計、貯水計、堤体観測を動作 電力消費量1.2KWから0.4KWに減少。 |
| 3月15日 | | |
| 7:30 | 災害調査支援 | 職員1名が災害調査支援に出発(気仙沼土木管内)17日まで |
| 8:30 | 自家発電 | 花山ダム燃料残:440L |
| 12:10 | 職員ポータル復旧 | 職員ポータル復旧によりポータル使用可能となる |
| 15:45 | 細倉金属工業(株) | 川口第一発電所復旧、取水量を8.9m ³ /sに増量(300戸分の電氣量を) (花山ダム) |
| 16:00 | 自家発電 | 荒砥沢ダム自家発電燃料残:220L |
| 17:00 | 自家発電 | 小田ダム自家発電燃料残:370L |
| 3月16日 | | |
| 8:20 | 応援職員 | 企業局水道経営管理室長から大崎広域水道事務所の充水作業への職員派遣の依頼があり、当所から2名可と回答 |
| 8:35 | 応援職員 | 大崎広域水道事務所長へ大崎広水経験者2名派遣可能なため土木総務課管理班と調整するよう連絡 |
| 11:00 | 自家発電燃料 | 西松建設(株)から軽油の提供(400L) 小田ダム自家発電燃料残:350L |
| 11:50 | 自家発電燃料 | 花山ダム自家発電燃料残:250L |
| 12:30 | 自家発電燃料 | 荒砥沢ダム自家発電燃料残:250L |
| 13:40 | 応援職員 | 大崎広域水道事務所への応援職員2名について企業局公営事業課総務班から併任についてFAXを受信 併任発令期間:3月17日~3月23日、3月28日~3月31日 |
| 3月17日 | | |
| 9:00 | 自家発電燃料 | 西松建設(株)から軽油の提供(1000L)の追加があると河川課から連絡あり、18日の予定 |
| 10:00 | 自家発電燃料 | 花山ダム自家発電燃料残:80L(18時まで発電可能)、荒砥沢ダム自家発電燃料120L補充 |
| 14:47 | 自家発電 | 花山ダム自家発電自動停止(残量50Lで自動停止する) |
| 15:30 | 自家発電 | 花山ダム自家発電復旧、(小田ダムより160L補充、エア一抜き後再稼働させる) |
| 17:38 | 商用電源復旧 | 荒砥沢ダム商用電源復旧により切り替え作業を実施 |
| 18:35 | 商用電源復旧 | 花山ダム商用電源復旧により切り替え作業を実施 |
| 19:32 | 商用電源復旧 | 小田ダム商用電源復旧により切り替え作業を実施 |
| 3月18日 | | |
| 9:00 | 自家発電燃料 | 西松建設(株)からの追加提供分は下水処理場へ回すと河川課から連絡あり 災害再調査 花山ダム、荒砥沢ダム、小田ダムの施設全般にわたり詳細調査を実施 |
| 16:00 | 電気設備臨時点検 | 電気保安協会による花山ダム臨時点検を実施 |
| 3月19日 | | |

1 4) 栗原地方ダム総合事務所の対応状況 (2/2)

| 月日 | 項目 | 内容 |
|-------|----------|--|
| 7:40 | 発電取水調整 | 花山ダムの貯水位が114mを下回ったので取水量8.9m ³ /sから5.4m ³ /sに減量 |
| 10:00 | 電気設備臨時点検 | 電気保安協会による小田ダム臨時点検を実施 |
| 13:00 | 電気設備臨時点検 | 電気保安協会による荒砥沢ダム臨時点検を実施 |
| 17:15 | 配備要員 | 5人体制から3人体制に移行 |
| 3月24日 | | |
| 17:24 | 地震発生 | 岩手県沖、深さ34km、マグニチュード6.2 花山震度3、一迫震度4、鶯沢震度4 |
| 3月25日 | | |
| | 業務依頼 | 荒砥沢ダム天端防護柵の復旧を宮城県建設業協会栗原支部へ依頼 |
| 3月26日 | 配備体制 | 3人体制から2人体制に移行 |
| 3月28日 | | |
| 7:23 | 地震発生 | 宮城県沖、深さ32km、マグニチュード6.5、津波注意報発令、花山震度3、一迫震度4、鶯沢震度3 |
| 3月29日 | 応急工事起工 | 花山ダム管理設備外応急修繕工事(若柳・留場水位観測所、小田ダム照明設備) 荒砥沢ダム堤体天端防護柵外災害復旧工事(荒砥沢防護柵、小田沓座補修) |
| | 応急調査起工 | 荒砥沢ダム貯水池変状調査業務委託(右岸林道クラック) |
| 3月30日 | | |
| 10:15 | 応援要請 | 北部土木事務所より気仙沼土木管内の災害査定要員として1名の応援要請あり |
| 3月31日 | | |
| 16:19 | 地震発生 | 宮城県沖、深さ32km、マグニチュード6.1、栗駒震度4、鶯沢震度3、花山震度3 |
| 4月6日 | 市町支援 | 石巻市、七ヶ浜町へ業務支援のため各1名職員を派遣(9日まで) |
| 4月7日 | 地震発生 | 宮城県沖、深さ66km、マグニチュード7.1、栗駒震度6弱、津波警報発 |
| 23:46 | 地震発生 | 地震直後に停電となり花山・荒砥沢・小田ダム自家発電電気稼 |
| 4月8日 | 非常配備 | |
| 0:33 | 花山分岐バルブ | 川口第一、第二発電所が停止したため分岐バルブを操作(開度67% 3.96m ³ /sに調整) |
| 0:59 | 第1報報告 | 荒砥沢ダム計測震度5弱 |
| 15:15 | 臨時点検 | 花山、荒砥沢、小田ダムの二次点検まで終了。異常なし |
| 17:30 | 発電所 | 川口第2発電所発電開始。花山ダム放流量6m ³ /sに調整 |
| 4月9日 | 商用電源 | 4月8日夜半に3ダムとも商用電源が復帰した。 |
| 4月11日 | 非常配備 | |
| 17:16 | 地震発生 | 福島県浜通、震度約6km、マグニチュード7、鳴子震度3 |
| | 臨時点検(一次) | 各ダム異常なし |
| 4月12日 | | |
| 13:55 | 臨時点検(二次) | 小田ダム異常なし |
| 17:15 | 配備体制 | 夜間配備体制解除 |
| 4月20日 | 河川の暫定運用 | 洪水予報等の暫定運用について(通知)21日から運用。通常の6割で運用 |
| 4月22日 | 災害支援 | 気仙沼土木事務所の災害支援のため、登米合同庁舎へ職員を派遣(6月30日まで) |
| 6月1日 | ダムの運用 | 東北地方太平洋沖地震に伴う花山ダム・荒砥沢ダムの出水期間中の運用について実施 |
| 6月10日 | 応急復旧 | 荒砥沢ダム堤体天端防護柵外復旧工事完成 |
| 7月4日 | 市町支援 | 山元町へ業務支援のため職員1名を派遣(11日まで) |
| 9月15日 | 応急復旧 | 花山ダム管理設備外応急修繕工事完了(若柳水位計、小田ダム照明灯) |

対応状況 (写真)



写真-1 荒砥沢ダム防護柵被災状況



写真-2 荒砥沢ダム防護柵復旧状況



写真-3 小田ダム取水塔管理橋被災状況



写真-4 小田ダム取水塔管理橋復旧状況

15) 仙台港背後地土地区画整理事務所の対応状況

| 月日 | 項目 | 内容 | 月日 | 項目 | 内容 |
|----------|---------|---|-----------|------|--|
| 平成23年 | 地震発生 | | | | |
| 3月11日 | | | | | |
| 14:46 | 地震発生 | 東北地方太平洋沖地震(震源:三陸沖、規模:Mw9.0、震度:6強) | 9月26~30日 | 災害査定 | 下水道災害第8次査定(下水道3件) |
| 14:49 | 大津波警報 | 太平洋沿岸に大津波警報発令 | 10月3~7日 | 災害査定 | 都市災害第4次査定(街路2件) |
| 14:50 | BCP | 土木部BCPに基づき安否確認、庁舎確認を実施 | 10月11~14日 | 災害査定 | 下水道災害第9次査定(下水道4件) |
| 14:50 | 安否確認 | 全職員19名のうち、当初2名の職員の安否確認ができなかったが、夜10時に全員の無事を確認 | 11月7~11日 | 災害査定 | 下水道災害第11次査定(下水道3件) |
| | 庁舎被害等 | 執務室(アクセル3階):壁に亀裂、事務機器・書類などが脱落散乱、停電、断水 | 12月5~9日 | 災害査定 | 下水道災害第12次査定(下水道2件) |
| 15:00 | 避難 | 事務所建物(アクセル)の安全性に疑いがあったため、屋外駐車場へ一時避難 | 12月9日 | 情報発信 | 「背後地ニュース(第46号)」を発行 |
| 15:15 | 避難 | 津波の危険があったため、アクセルホール側屋上へ一時避難 | 1月20日 | 復旧工事 | 海の見える大通り線等の照明施設の工事完了 |
| 15:30 | 避難 | 津波からの危険回避と事務所建物の安全確認により、アクセル3階の執務室に戻って非常配備 | 1月 | 情報発信 | パンフレット「仙台港背後地地区における津波対策(暫定版)」を作成し、安全宣言 |
| 16:00 | 津波襲来 | 津波により公用車、自家用車(通動用)が全て流失(アクセル付近の津波高:約2m) アクセル1階に被災車両やがれき等が大量に流入 執務室も開放し、「夢メッセ」イベント主催者等と協力して一般避難者へ対応(防寒、飲料水等) | | | |
| 3月12日 | | | | | |
| 午前 | 被災調査 | 職員による地区内の被災状況調査(徒歩) ※地震により、車道・歩道の亀裂・段差・陥没、マンホールの隆起等が多数発生 ※津波により、建物・道路構造物等の倒壊・破損、被災車両・がれき・土砂等が多数散乱・堆積 | | | |
| 午後 | 退避・移動 | 職員全員が、アクセルからJR陸前高砂駅へ徒歩で移動 JR陸前高砂駅から仙台土木事務所へ、公用車を借用して移動 仙台土木事務所の会議室を借りて、そのまま非常配備を継続 ※仙台土木事務所会議室での仮事務所は5月11日まで | | | |
| 3月13日~ | 被災調査 | 職員及び地区内管理委託業者による被災状況調査 | | | |
| 3月14日 | 応急復旧 | 緊急物資輸送路を確保するため、幹線道路(センター地区)の被災車両・がれき等を撤去 | | | |
| 3月16日 | 情報発信 | ホームページに「仮事務所の連絡先」と「東日本大震災への対応」を掲載 | | | |
| 3月17日 | 応急復旧 | 地区内の道路等応急復旧工事に着手 | | | |
| 3月23日 | 事務所窓口業務 | 仮換地証明等の各種証明・申請業務を再開 | | | |
| 3月24日 | 情報発信 | 道路等に放置された被災車両の移動について周知開始 ※ホームページへの掲載は3月25日 | | | |
| 3月28日 | 応急復旧 | 道路等に放置された被災車両の仮置き場への移動を開始 | | | |
| 3月31日 | 情報発信 | ホームページに「被災直後の状況(写真等)」を掲載 | | | |
| 4月5日 | 情報発信 | ホームページに「被災箇所の応急復旧の状況(写真等)」を掲載 | | | |
| 4月5日 | 災害調査・測量 | 道路及び下水道の災害調査・測量を開始 | | | |
| 4月13日 | 応急復旧 | 道路等に放置された被災車両の仮置き場への移動を概ね完了 | | | |
| 4月23日 | 応急復旧 | 公共用地内のがれき・土砂等の撤去を概ね完了、地区内道路が全面通行可 | | | |
| 5月12日 | 事務所移転 | 仙台土木事務所から宮城県多賀城分行舎3階へ事務所を移転 | | | |
| 5月13日 | 情報発信 | ホームページに「仮置きした被災車両(ナンバー等)」を掲載 | | | |
| 6月6~10日 | 災害査定 | 都市災害第1次査定(街路2件) | | | |
| 6月20日 | 保留地分譲 | 震災で中止されていた保留地分譲(新規8区画)を再開(※再公募の受付期間:6月20日~7月1日) | | | |
| 6月25~26日 | 復興イベント | 仙台港エリア復興記念イベント「マルシェ・ジャポンin仙台港」を開催 | | | |
| 7月11~15日 | 災害査定 | 都市災害第3次査定(街路5件) | | | |
| 7月25日 | 応急復旧 | 都市計画道路「海の見える大通り線」の応急本工事了 | | | |
| 8月11~14日 | 復興イベント | 仙台港エリア復興イベント“with LIGHT UP NIPPON”を開催 | | | |

1 5) 仙台港背後地土地区画整理事務所の対応状況 (写真)



写真-1 工業地区の被災状況 H23.3.13



写真-2 被災車両仮置状況 H23.3.28



写真-3 センター地区の復興 H23.6.25



写真-4 復興イベント H23.6.25～26



写真-5 災害査定状況 H23.10.3



写真-6 復旧した都市計画道路 H24.1

<空 白>

第6章



地震発生後の対応

<空白>

(1) 土木部災害対策本部の設置

平成23年3月11日14時46分の地震発生後、県は直ちに災害対策法に基づき知事を本部長とする宮城県災害対策本部を設置した。

土木部では、宮城県災害対策本部が設置されたことから、「宮城県土木部災害対策本部及び事務局の組織並びに運営に関する要領」第2に基づき、県庁8階土木部会議室に宮城県土木部災害対策本部を設置し、土木部としての対応方針の決定、被害状況の把握、その後の公共土木施設等の復旧に全力を挙げて取り組んできた。

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 3月11日 | 16:20 | 第1回土木部災害対策本部会議 |
| | 18:30 | 第2回土木部災害対策本部会議 |
| | 21:30 | 第3回土木部災害対策本部会議 |
| 3月12日 | 4:30 | 第4回土木部災害対策本部会議 |
| | 10:00 | 第5回土木部災害対策本部会議 |
| | 14:30 | 第6回土木部災害対策本部会議 |
| 3月13日 | 4:00 | 第8回土木部災害対策本部会議 |
| | 11:00 | 第9回土木部災害対策本部会議 |
| | 18:00 | 第10回土木部災害対策本部会議 |
| 3月14日 | 7:00 | 第11回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第12回土木部災害対策本部会議 |
| 3月15日 | 8:30 | 第13回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第14回土木部災害対策本部会議 |
| 3月16日 | 9:30 | 第15回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第16回土木部災害対策本部会議 |
| 3月17日 | 9:30 | 第17回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第18回土木部災害対策本部会議 |
| 3月18日 | 9:30 | 第19回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第20回土木部災害対策本部会議 |
| 3月19日 | 9:30 | 第21回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第22回土木部災害対策本部会議 |
| 3月20日 | 9:30 | 第23回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第24回土木部災害対策本部会議 |
| 3月21日 | 9:30 | 第25回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第26回土木部災害対策本部会議 |
| 3月22日 | 9:30 | 第27回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第28回土木部災害対策本部会議 |
| 3月23日 | 9:30 | 第29回土木部災害対策本部会議 |
| 3月24日 | 9:30 | 第30回土木部災害対策本部会議 |
| 3月25日 | 9:30 | 第31回土木部災害対策本部会議 |
| 3月26日 | 9:30 | 第32回土木部災害対策本部会議 |
| 3月27日 | 9:30 | 第33回土木部災害対策本部会議 |
| 3月28日 | 9:30 | 第34回土木部災害対策本部会議 |
| 3月29日 | 9:30 | 第35回土木部災害対策本部会議 |
| 3月30日 | 9:30 | 第36回土木部災害対策本部会議 |
| 3月31日 | 9:30 | 第37回土木部災害対策本部会議 |
| 4月1日 | 9:30 | 第38回土木部災害対策本部会議 |

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 4月2日 | 9:30 | 第39回土木部災害対策本部会議 |
| 4月3日 | 9:30 | 第40回土木部災害対策本部会議 |
| 4月4日 | 9:30 | 第41回土木部災害対策本部会議 |
| 4月5日 | 9:30 | 第42回土木部災害対策本部会議 |
| 4月6日 | 9:30 | 第43回土木部災害対策本部会議 |
| 4月7日 | 9:30 | 第44回土木部災害対策本部会議 |
| 4月8日 | 9:30 | 第45回土木部災害対策本部会議 |
| | 17:30 | 第46回土木部災害対策本部会議 |
| 4月9日 | 9:30 | 第47回土木部災害対策本部会議 |
| 4月10日 | 9:30 | 第48回土木部災害対策本部会議 |
| 4月11日 | 9:30 | 第49回土木部災害対策本部会議 |
| 4月12日 | 9:30 | 第50回土木部災害対策本部会議 |
| 4月13日 | 9:30 | 第51回土木部災害対策本部会議 |
| 4月14日 | 9:30 | 第52回土木部災害対策本部会議 |
| 4月15日 | 9:30 | 第53回土木部災害対策本部会議 |
| 4月16日 | 9:30 | 第54回土木部災害対策本部会議 |
| 4月17日 | 9:30 | 第55回土木部災害対策本部会議 |
| 4月18日 | 9:30 | 第56回土木部災害対策本部会議 |
| 4月19日 | 9:30 | 第57回土木部災害対策本部会議 |
| 4月20日 | 9:30 | 第58回土木部災害対策本部会議 |
| 4月21日 | 9:30 | 第59回土木部災害対策本部会議 |
| 4月22日 | 9:30 | 第60回土木部災害対策本部会議 |
| 4月23日 | 9:30 | 第61回土木部災害対策本部会議 |
| 4月24日 | 9:30 | 第62回土木部災害対策本部会議 |
| 4月26日 | 9:30 | 第63回土木部災害対策本部会議 |
| 4月27日 | 9:30 | 第64回土木部災害対策本部会議 |
| 4月28日 | 9:30 | 第65回土木部災害対策本部会議 |
| 5月2日 | 9:30 | 第66回土木部災害対策本部会議 |
| 5月6日 | 9:30 | 第67回土木部災害対策本部会議 |
| 5月9日 | 9:30 | 第68回土木部災害対策本部会議 |
| 5月10日 | 9:30 | 第69回土木部災害対策本部会議 |
| 5月11日 | 9:30 | 第70回土木部災害対策本部会議 |
| 5月12日 | 9:30 | 第71回土木部災害対策本部会議 |
| 5月13日 | 9:30 | 第72回土木部災害対策本部会議 |
| 5月16日 | 9:30 | 第73回土木部災害対策本部会議 |
| 5月19日 | 9:30 | 第74回土木部災害対策本部会議 |
| 5月23日 | 9:30 | 第75回土木部災害対策本部会議 |
| 5月26日 | 9:30 | 第76回土木部災害対策本部会議 |
| 5月30日 | 9:30 | 第77回土木部災害対策本部会議 |
| 6月2日 | 9:30 | 第78回土木部災害対策本部会議 |
| 6月6日 | 9:30 | 第79回土木部災害対策本部会議 |
| 6月15日 | 9:00 | 第80回土木部災害対策本部会議 |
| 6月22日 | 9:30 | 第81回土木部災害対策本部会議 |
| 6月29日 | 9:30 | 第82回土木部災害対策本部会議 |
| 7月6日 | 9:30 | 第83回土木部災害対策本部会議 |
| 7月15日 | 16:00 | 第84回土木部災害対策本部会議 |
| 7月20日 | 10:00 | 第85回土木部災害対策本部会議 |
| 7月27日 | 10:00 | 第86回土木部災害対策本部会議 |
| 8月3日 | 10:00 | 第87回土木部災害対策本部会議 |
| 8月10日 | 10:00 | 第88回土木部災害対策本部会議 |
| 8月24日 | 10:00 | 第89回土木部災害対策本部会議 |
| 9月7日 | 10:00 | 第90回土木部災害対策本部会議 |

| | | |
|--------|-------|-----------------|
| 9月21日 | 10:00 | 第91回土木部災害対策本部会議 |
| 10月20日 | 10:00 | 第92回土木部災害対策本部会議 |
| 11月11日 | 10:00 | 第93回土木部災害対策本部会議 |
| 11月21日 | 10:00 | 第94回土木部災害対策本部会議 |
| 12月12日 | 10:00 | 第95回土木部災害対策本部会議 |
| 1月20日 | 10:00 | 第96回土木部災害対策本部会議 |
| 3月2日 | 10:00 | 第97回土木部災害対策本部会議 |
| 3月21日 | 10:00 | 第98回土木部災害対策本部会議 |

(2) 土木部職員の安否確認

東北地方太平洋沖地は最大震度7を記録し、大津波による人的被害が甚大なことが予想されたことから、土木部職員（臨時職員含む）976名の安否確認を直ちに行ったが、沿岸部の事務所は大津波で事務所そのものが被災し、NTT回線、携帯電話が使用出来ない状況となり、個人の固定電話や携帯電話も通話不能となった。そのため、安否確認は非常に困難を極めたが、土木部職員が全員無事と確認出来たのが地震発生後6日目となる平成23年3月17日に土木部全職員の安否確認を終了した。

(3) 初動時における災害復旧体制

沿岸部にある東部土木事務所、気仙沼土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、石巻港湾事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所は、大津波で事務所そのものが被災したので、災害調査や応急復旧は、内陸部にある事務所で支援することにより、初動体制を確保した。

また、津波で甚大な被害を受けた沿岸市町については、避難所運営などにより人的不足が顕著であったことから、県において災害査定等を支援した。

(4) 他県職員の応援派遣

土木部では発災当初から国、各都道府県及び関連機関から応援派遣（仮設住宅支援、下水道災害調査、災害復旧・復興先遣調査、下水道災害調査）を受けて復旧に取り組んでいるところであるが、平成23年4月からの4道県からの短期派遣に続き、同年6月からは17都道県から83名、同年9月及び10月にはピークとなる100名、そして、同年11月から18都道県から98名の地方自治法第252条の17の規定に基づく長期派遣（自治法派遣）の人的支援を頂いている。

○初動時における災害復旧体制（平成23年3月13日通知）

| 対応区間 | 担当・支援担当事務所 | 現地駐在箇所（案） | 当面のルートの確認・被災調査等 |
|--|--|--------------------------|---|
| 気仙沼市 ・旧唐桑町 ・気仙沼市の中心部 | 気仙沼土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | （仮）気仙沼土木 （気仙沼保健福祉事務所） | ・国道284号からの進入ルート確認（国道45号の確認） ※国道284号一閉IC～気仙沼は県警が緊急交通指定路線 ・馬場只越・気仙沼唐桑、気仙沼本古線の確認 |
| 気仙沼市 ・気仙沼市の南部 ・旧本吉町のうち国道45号 小泉大橋の北側 | 北部土木事務所 └ 栗原地域事務所 └ 栗原地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | 気仙沼市本吉支所 | ・国道346号からの進入ルート確認 ・気仙沼本古線の確認・馬籠志津川線の確認 ・本吉へ入る代替林道等の確認 |
| 気仙沼市 ・旧本吉町の小泉大橋の南側 南三陸町 石巻市 ・旧北上町 ・旧河北町の北上川左岸側 | 東部土木登米地域事務所 └ 大崎地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | ペイサイドアリーナ | ・国道398号から志津川侵入ルート確認（代替農道） ・馬籠志津川線～弘川町向線の確認 ・柳津大橋から国道45号經由国道398号に入るルートの確認（戸倉） ・北上津山線から国道398号に入るルートの確認（旧北上町） |
| 石巻市 ・石巻市の北上川右岸分 東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川左岸 | 東部土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | 東部下水道事務所 | ・国道45号～河北桃生～国道398号（旧雄勝） ・東松島市から石巻市街地 |
| 東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川右岸 仙台土木管内市町村 ・大河原土木対応区間を除く ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当 | 仙台土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | 仙台土木事務所 | ・松島町～仙台港、仙台空港から阿武隈川までのエリア |
| 亶理町、山元町 ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当 | 大河原土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援） | 亶理町町役場 | ・阿武隈川以南のエリア |

○他県職員の応援派遣

災害復旧応援態勢 スケジュール

青文字は短期派遣

| 所属 (勤務所属) | 工種 | 他県応援職種 (最大必要人数) | 人数 | 支援自治体 | 平成23年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|--------------------|----|-------|--------|---|---|----|----|----|----|-----|-----|-----|---------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| 防災砂防課 | 災害査定・設計審査 | 土木 | 1 | 石川県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 防災砂防課 | 災害査定・設計審査 | 土木 | 1 | 兵庫県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 防災砂防課 | 災害査定・設計審査 | 土木 | 2 | 福岡県 | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 仙台土木(大河原土木) | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 4 | 兵庫県 | | 3 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 仙台土木(大河原土木) | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 2 | 岐阜県 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 仙台土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 4 | 山形県 | | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 仙台土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 3 | 愛媛県 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 仙台土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 2 | 愛知県 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 登米地域(気仙沼土木) | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 2 | 徳島県 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 登米地域(気仙沼土木) | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 2 | 徳島県 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 東部土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 5 | 秋田県 | | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 東部土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 3 | 北海道 | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 東部土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 3 | 三重県 | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 東部土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 4 | 佐賀県 | | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 東部土木 | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 5 | 熊本県 | | | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 登米地域(気仙沼土木) | 道路・橋梁・河川・海岸 | 土木 | 5 | 北海道 | | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 気仙沼土木 | 道路・橋梁・河川・海岸・港湾 | 土木 | 5 | 東京都 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 気仙沼土木 | 道路・橋梁・河川・海岸・港湾 | 土木 | 5 | 東京都 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | 5 | | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 仙台塩釜港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 1 | 東京都 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 仙台塩釜港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 1 | 石川県 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 仙台塩釜港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 1 | 鳥取県 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 仙台塩釜港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 1 | 徳島県 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 仙台塩釜港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 1 | 大分県 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 石巻港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 5 | 秋田県 | | | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 石巻港湾 | 港湾 | 土木(港湾) | 2 | 富山県 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 下水道課 | 下水道 | 土木(下水) | 2 | 東京都 | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 中南部下水 | 下水道 | 土木(下水) | 1 | 富山県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 中南部下水 | 下水道 | 土木(下水) | 1 | 石川県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 土木職員 | | | | 74 | | | | 17 | 31 | 63 | 65 | 69 | 74 | 74 | 71 | 71 | 69 | 69 | 69 |
| 住宅課 | 災害公営住宅 | 建築 | 1 | 東京都 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 住宅課 | 災害公営住宅 | 建築 | 1 | 愛知県 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 1 | 北海道 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 2 | 秋田県 | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 2 | 山形県 | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 3 | 東京都 | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 1 | 富山県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 2 | 岐阜県 | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 1 | 愛知県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 1 | 福岡県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 営繕課 | 県有施設(県立学校含む) | 建築 | 1 | 熊本県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 東京都 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 三重県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 宮崎県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 鳥取県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 愛媛県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 建築 | 1 | 大分県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 建築職員 | | | | 22 | | | | 0 | 2 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 中南部 | 下水道災害復旧 | 電気 | 1 | 東京都 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中南部 | 下水道災害復旧 | 電気 | 1 | 新潟県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 北海道 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 秋田県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 山形県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 岐阜県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 徳島県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 電気 | 1 | 熊本県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育庁 | 教育関係施設 | 電気 | 1 | 鳥取県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 電気職員 | | | | 9 | | | | 0 | 1 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 中南部 | 下水道災害復旧 | 機械 | 1 | 東京都 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 機械 | 1 | 秋田県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 機械 | 1 | 東京都 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 機械 | 1 | 兵庫県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 設備課 | 県有施設(県立学校含む) | 機械 | 1 | 福岡県 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 電気へ振替(機械職として業務に従事できる電気職へ) | | | | |
| 機械職員 | | | | 5 | | | | 0 | 1 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 合計 | | | | 110 | | | | 17 | 35 | 93 | 97 | 101 | 106 | 106 | 104 | 105 | 103 | 103 | 103 |
| 合計(教育庁除く) | | | | 104 | | | | 17 | 35 | 87 | 91 | 95 | 100 | 100 | 98 | 99 | 97 | 97 | 97 |
| 短期派遣 | | | | | | | | 17 | 35 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 公共土木施設の被災状況と これまでの対応状況

● 道路・橋梁

○被災状況

- ・県全域の道路において路面亀裂や段差陥没が発生、橋梁も橋台背面での段差や落橋防止装置等で被害があったが、地震力を要因とした落橋はなかった。
- ・地震後に発生した1000年に1度といわれる大津波により、沿岸地域は壊滅的な被害を受け、津波で流失したがれき等で多くの道路が閉塞し通行不能となった。橋梁についても、津波外力や橋桁への船舶等の衝突により、8橋が落橋するなど重大な被害があった。
- ・道路災害復旧費は、平成23年末集計で、県管理道路1,437カ所、約515億円となっている。
- ・橋梁災害復旧費は、県管理の橋梁で128カ所、約327億円となっており、道路・橋梁を併せた災害復旧費は、県管理道路で842億円に達している。
- ・今回の災害による県管理道路の通行規制箇所は110路線、274カ所に達しており、特に、沿岸部では津波による道路や橋梁の流失やがれき堆積物による道路閉塞により、広い範囲で交通網が遮断された。その結果、陸路からの人命救助や支援活動ができない状況になった。

○これまでの対応状況

通行規制の早期解除を目指して、路線の重要度を見極めながら目標を立てて段階的に対応してきた。

(震災直後)

目標：被災地域への救援道路の確保、半島部等の孤立集落の解消と幹線道路の緊急車両の通行確保

- ・沿岸部被災地域への救援ルート確保が最大の課題となり、国や自衛隊と連携を図りながら、被災地に向かう道路について優先的に啓開作業や仮設道の設置等応急工事を実施し、数日間で救援ルートを確認。
- ・半島部等の孤立箇所の解消に向けた緊急工事を実施するとともに、緊急輸送道路等の幹線道路を中心に啓開作業や応急工事を行い、発災10日後には孤立集落の解消を図った。
- ・深刻化したガソリン等の燃料不足の解消に向けて、自衛隊等と協力して、仙台塩釜港のエネルギー基地へ向かう燃料輸送ルートを確認し、県民生活の安定に全力を挙げた。
- ・通行可能なルートについて、関係機関での情報共有を図るとともに、積極的な情報発信を行った。

(震災後3ヶ月)

目標：大規模な被災箇所を除き、緊急輸送道路は規制解除、その他道路も片側交互通行を確保

- ・通行の確保に向けて、積極的に応急工事を実施し、6月末までに交通規制箇所の6割で規制解除。

- ・高潮満潮時の浸水で通行に支障をきたす箇所は、可能な範囲で舗装嵩上を実施して通行を確保。
- ・内陸部は災害査定に着手、沿岸部もまちづくり計画等に関する箇所を除き、災害査定準備。

(震災後6ヶ月)

目標：交通規制の早期解除、災害査定推進及び本復旧工事に着手

- ・道路の流失や落橋など大規模な被害があった箇所は、仮設道路や仮橋を設置して通行を確保。(仮橋による通行確保：新北上大橋、定川大橋等)
- ・路面陥没等、損傷が大きい路線については、道路パトロールを強化(週2回から3回)。
- ・内陸部の災害査定は概ね終了、準備ができたところから工事発注、沿岸部でも災害査定に着手。

(震災12ヶ月)

目標：災害復旧工事への早期着手

- ・応急工事や災害復旧工事の着手により、平成23年度末現在の交通規制箇所は、全面通行規制で6カ所、片側通行規制26カ所まで減少(ピーク時は全面通行規制92カ所を含む166カ所で交通規制)。
- ・内陸部では、事業調整が必要な箇所を除き、ほとんどの箇所で工事の発注手続きを行った。また、甚大な被害を受けた沿岸部では、調査・設計に着手した。
- ・通常査定箇所は平成24年度まで、協議設計箇所は平成25年度までの復旧を目指す。また、まちづくり計画等と事業調整を必要とする箇所については、平成27年度までの復旧を目指している。

● 河川

○被災状況

- ・宮城県管理河川324河川のうち、107河川278箇所地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂や瓦礫による河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じ、河川災害復旧費は2,420億円となっている。
- ・特に、三陸沿岸では34m、仙台湾岸の砂浜海岸でも14mを超える大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらした。
- ・今次津波により、県内の17水門のうち16水門で閉扉後に甚大な被害を受け、操作不能となった。
- ・地震に伴う広域的な地盤沈下により、海拔0m以下の土地の面積は56km²で地震前に比べて3.4倍となり、河口域では洪水や高潮に対する安全度が著しく低下した。

○これまでの対応状況

- ・津波浸水区域外の堤防決壊箇所については、平成23年5月末までに応急復旧を完了し、迫川の大林地区では平成23年8月中旬に本復旧を完了、透川において

は平成24年2月中旬に本復旧を完了している。

- ・浸水区域内の七北田川・定川・大川等を含む70箇所では、緊急工事を実施し、台風期前の平成23年8月末までに全て完了した。

- ・津波による破堤のあった砂押川や七北田川では、矢板による仮締め切りを施工し、安全度の確保を図っている。

- ・津波による河口の洗掘が確認された七北田川では、平成23年8月中旬に河口閉塞状態となったが、学識経験者を交えた検討会の意見を踏まえ、平成24年1月末から開始した河床掘削により平成24年2月末までに河口閉塞が解消されている。

○被災状況

- ・宮城県沿岸の建設海岸76海岸のうち海岸保全施設のある63海岸、地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の欠壊等の被害が生じた。

- ・仙台湾南部の4海岸、29.4kmについては、国による災害復旧が行われる（うち宮城県管理の17.7kmは直轄代行）。

- ・県が復旧を行う62海岸（施設有59+無3）での海岸災害復旧費は、約797億円となっている。

- ・海岸堤防のすべての施設が被災したことにより、波浪や高潮による浸水リスクが高くなった。

- ・また、津波に耐え残った施設においても地震による広域地盤沈下で堤防の高さが不足したため安全度が低下している。

○これまでの対応状況

（応急復旧）

- ・津波により海岸線が変化している箇所や堤防が被災した箇所については本復旧に先立ち応急対策を26箇所で行い平成23年8月に完了している。

第1段階 - H23年6月までに完了

- ・海岸堤防をTP2.0mまでの高さまで仮復旧を実施。

第2段階 - H23年8月まで完了

- ・既存の海岸堤防の高さまでの仮復旧を実施。

（本復旧）

- ・津波による地形変化とその後の高潮による海岸浸食が確認された長渡海岸では、平成23年11月より応急本工事に着手している。

- ・仙台湾南部の北釜・二の倉海岸の直轄代行区間では、平成24年1月29日に堤防復旧着工式が開催され、本格的な復旧に着手した。

- ・県管理の大曲海岸においては、平成24年3月3日に工事着工式を開催しており、今後各地で本格的な復旧に着手することとしている。

● 砂 防

○被災状況

- ・東日本太平洋沖地震による、類を見ない強い地震動で、県内各所において山腹やがけ地の崩落等が発生した。

- ・仙台市太白区緑ヶ丘地内の地すべり防止区域では、長時間の振動により地すべりブロックが再滑動し、地すべり抑止杭により大規模滑動は免れたものの、団地内に開口亀裂や段差が発生するなど被害が発生した外、調査の結果地すべり抑止杭が大きく変形していた。

- ・仙台市青葉区佐手山では、山腹斜面に地すべり性の崩壊が発生し、佐手川に流出して土砂ダムを形成した。

- ・石巻市鹿妻では、振動により斜面上の岩塊が落下して、がけ下のアパートが損壊し隣接する市道が通行止めとなった。この外にも県内各地で小規模ながけ崩れが多数発生した。

- ・仙台市太白区緑ヶ丘では、震災の影響により数戸が自主避難、仙台市青葉区佐手山で4戸が自主避難、石巻市鹿妻ではアパートの9戸が自主避難した。

○これまでの対応状況

- ・平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災した箇所については、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防いだほか伸縮計などの計測機器を設置し、避難勧告警戒体制を構築した。

- ・また、東北地方太平洋沖地震及び4月7日の余震により宮城県内では最大震度7（栗原市）をはじめ県内全域において震度5強以上が観測されたことから、二次災害発生のおそれがある箇所を把握し応急対策・避難勧告発令等の対応をいち早く行うため、土砂災害危険箇所7,629箇所に対して緊急調査を平成23年3月から5月にかけて実施した。

- ・その結果、危険度判定A（工事等対応箇所）13箇所、危険度判定B（要経過観察箇所）408箇所を確認し、A判定箇所については災害関連事業等の対策工事を実施し、B判定箇所については基礎調査を実施するなど継続的な観察を行っている。

- ・県が管理する9施設で砂防災害復旧費は、約8億円となっており、大規模な地すべり被害が発生した仙台市太白区緑ヶ丘地内などでは災害復旧工事に着手した。

● 下 水 道

○被災状況

（被災事象）

- ・県が管理する沿岸部の流域下水道3処理場（仙塩・県南・石巻東部の各浄化センター）は、津波（仙塩2.7m・県南5m・石巻東部6.1m）により、甚大な被災を受けた。

- ・内陸部にある流域下水道の4処理場（鹿島台・大和・

石越・石巻の各浄化センター)は、震度6強の地震により地盤の液状化等による被災を受けた。

・市町村が管理する下水道施設についても、県内全域において処理場・ポンプ場・管渠施設が地震及び津波により広範囲で甚大な被害を受けた。中でも、仙台市南蒲生浄化センター・気仙沼市終末処理場の被災が甚大であった。

・東京電力福島第一原子力発電所事故により大気中に拡散され土壌に蓄積された放射能が雨水と共に下水道に流入した。

(被災状況)

・津波被害を受けた処理場・ポンプ場においては、機械電気設備が損壊すると共に、活性汚泥が流失し、水質浄化機能・汚泥処理機能・排水機能を喪失した。

・内陸部の処理場・ポンプ場・管渠は従来から耐震化が進められていたことから、施設機能は確保でき、被災は軽微であった。

・放射能が流入下水に濃縮されることとなり、一部の汚泥で放射能が検出されている。

(影響)

・処理場での揚水機能、中継ポンプ場での送水機能が失われた状態で下水管渠内に汚水が流入し続けたため、市街地において未処理下水の溢水が発生した。また、生物処理による水質浄化機能が失われたため、沈殿消毒の簡易処理をせざるを得なかったことから、下水放流先の水域における水質汚濁が避けられない事態となった。

・放射能の影響により、汚泥処分先であるセメント工場や肥料化工場への搬入を停止するなど、下水汚泥処分に大きな影響が発生した。

○これまでの対応状況

・従来の水処理機能を喪失した流域下水道の3処理場(仙塩・県南・石巻東部の各浄化センター)は、仮設ポンプ等により排水機能を確保するとともに、仮設沈殿池や既存のコンクリート水槽を利用した沈殿・消毒放流を行い、仮設送風機による簡易曝気を行って水質改善に取り組むなど、段階的な復旧工事を進めている。

その結果、仙塩浄化センターと県南浄化センターは平成24年4月、石巻東部浄化センターでは9月に、一部の系列において通常の生物処理を再開する予定としている。

今後も復旧工事を進め、平成24年度内には3処理場の下水処理機能を従来の状態まで回復させる予定としている。

・下水汚泥は、流域の汚泥焼却炉・燃料化施設・消化施設等の汚泥減量化施設が被災したことにより外部搬出量が増加したことから、放射能の影響を確認しながらセメント工場や肥料化工場のほか、最終処分場等の新たな受け入れ先を確保して処理している。

● 港湾

○被災状況

(概要)

・東日本大震災により仙台塩釜港、石巻港では、防波堤、航路、岸壁、臨港道路等の主要な港湾施設が被災し、港湾背後に立地する臨海部産業にも甚大な被害が発生した。

・これにより、東北や宮城のエネルギー供給や自動車、コンテナ、紙パルプ、飼料等の物流機能が停滞し、仙台塩釜港や石巻港を利用していた産業・物流活動が大きな影響を受けた。

・今回の地震における沿岸部の被害の特徴として、津波による被害は基より、地震に伴う地殻変動があり、石巻市牡鹿にて約1.2mの沈下が観測されており、沿岸部においては大潮や高潮による冠水が発生している。

(仙台塩釜港)

・仙台塩釜港では、全施設にわたり約50～100cm沈下した。中野埠頭においてはエプロン直下には5～80cmの空洞箇所が発生した他、舗装版の損傷、ふ頭用地との段差、上部コンクリートや車止めの損傷、ソーラスフェンス、照明灯の損傷が見られた。

・北米向け国際コンテナを取り扱う高砂2号岸壁(水深14m)は約60cm程度沈下し、岸壁が海側に最大70cm程度孕(はら)みだし、背後のふ頭用地も不等沈下した。これに加え、コンテナを積み卸しする荷役機械(ガントリークレーン)4基全てが受電設備、脚部に被害が出た。

・臨港道路は津波漂流物が堆積し車両の通行が出来なくなるほか、照明灯が倒壊するなどした。

・岸壁の前面や航路・泊地には、津波により流出したコンテナや完成自動車が沈没し、計画の水深より浅い箇所が発生した。

・塩釜港区においては、全施設とも40～90cm程度沈下し、岸壁背後のエプロンが陥没するほか、舗装版の損傷、ふ頭用地との段差、陸間の倒壊などの被害が発生している。

(石巻港)

・石巻港では、石炭や原木を取り扱う雲雀野中央ふ頭(13m)が約90～160cm沈下し、岸壁が海側に最大60cm程度孕(はら)みだしている。

・釜地区においては、岸壁が1m程度沈下し、岸壁とその背後の荷捌き地で1～1.5m程度の段差が生じた。

・家畜飼料の原材料となる穀物を荷揚げする荷役施設(ニューマチックアンローダー)は全3基のうち、2基が津波により海中へ流出し、残る1基についても損壊した。

・釜地区の民間企業が保有する専用岸壁や護岸、荷役施設についても、沈下や倒壊するなどの被害が発生した。

・飼肥料などを保管する上屋についても、壁やシャツ

ターが破損するなど上屋の機能が失われた。

〈地方港湾〉

- ・地方港湾においても防波堤や物揚場が大きく被災、沈下により、地域の主産業である水産業に対し大きな影響を与えた。
- ・女川港ではチリ地震津波対策として整備した湾口防波堤が津波により流出した。

○これまでの対応状況

- ・平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により港湾機能が停止したため、緊急支援物資の受け入れや東北地方の産業の生産活動の再開に向けて、航路や臨港道路内の支障物の撤去や埠頭用地内の応急工事などを実施し、6日後の17日には耐震強化岸壁の高松埠頭で緊急支援物資の受け入れを可能とした。
- ・また、仙台港区の石油関連施設が被災したことから、東北地方ではガソリン等燃料不足が深刻となったが、塩釜港区の航路や岸壁の応急復旧工事を行い、一本松地区の石油配分基地から東北各地への早期供給再開を可能とした。
- ・その後、3月25日にはフェリーの運行を再開し、4月7日から自動車運搬船の定期航路が再開した。
- ・6月1日にはコンテナ貨物の取り扱いを開始し、9月30日には震災後初の外貿定期コンテナ航路が再開、平成24年1月22日には北米西岸外貿ダイレクト航路が再開し、全ての岸壁が供用を開始した。
- ・重要港湾である石巻港及び地方港湾である気仙沼港や女川港についても、応急工事を行い工船用船舶等の着岸も可能とし、現在は本復旧工事を行っている状況である。

● 公園

○被災状況

（被災事象）

- ・内陸部2公園（県総合運動公園、加瀬沼公園）は、地震振動により園路・駐車場等に亀裂や段差が生じたほか、液状化によるトイレ浄化槽の浮上などの被害が生じた。
- ・沿岸部3公園（岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地、仙台港多賀城地区緩衝緑地）は、地震振動により園路や駐車場、テニスコートに亀裂や段差が生じたほか、津波により遊具施設等が流出倒壊したほか管理棟などの建屋内部が損壊するなどの被害が生じた。

（被災後の措置）

- ・県総合運動公園については、被災園路を通行止めとし、その他区域は一般利用を継続。
- ・加瀬沼公園については、園路や駐車場の路面に亀裂や段差が生じ、また、トイレ浄化槽が破損し使用不能となったため、閉園し公園利用を禁止した。
- ・沿岸部3公園については、地震津波による被災が甚大であったため、閉園し公園利用を禁止した。

○これまでの対応状況

- ・県総合運動場の一部（臨時駐車場敷地）については、七ヶ浜町内、塩釜市内及び多賀城市内から発生した船舶及び木クズの二次仮置場として、平成25年12月末まで使用される見込みである。
- ・加瀬沼公園については、自衛隊の支援活動拠点として5月下旬まで自衛隊員の宿営地として利用された。
- ・岩沼海浜緑地については、行方不明者の捜索及び車両通行等の障害となっている岩沼市内の県道・市道・河川・海岸・農地から撤去した瓦礫及び被災車両等の一次仮置場として、平成24年12月末まで使用される見込みである。
- ・仙台港多賀城地区緩衝緑地については、4月上旬より車両通行や河川流下の障害となっている多賀城市内の県道・河川から撤去した船舶・瓦礫等や多賀城市内における被災自道車の一次仮置場として、平成24年10月末まで使用される見込みである。
- ・矢本海浜緑地については、東松島市内及び石巻市内から発生した瓦礫等の一次仮置場として、平成25年3月末まで使用される見込みである。

● 都市施設（仙台港背後地地区）

○被災状況

（被災事象）

- ・東北地方太平洋沖地震による強い揺れの後、津波が押し寄せ、住宅地区を除く仙台港背後地内のほぼ全域が浸水した。
- ・津波とともに押し寄せた大量のがれきや被災車両が地区内に広く散乱するとともに、流出土砂が地区内に広く堆積し、特に被害が大きい工業地区においては、構造物の倒壊、車両や土砂の流出等が顕著であった。
- ・地区内全域において、車道及び歩道への亀裂や陥没、段差が生じるとともにマンホールの隆起など下水道施設への被害が生じた。

○これまでの対応状況

- ・緊急物資輸送経路確保のため、「海の見える大通り線」と「ポートセンター中央線」の交差点付近において、がれき撤去や舗装補修等の応急復旧工事を最優先に実施した。
- ・また、地区内の道路は地域住民の生活手段として重要な役割を果たしているほか、さまざまな物流ルートとして地域経済にも大きな影響を及ぼしていることから、道路上の津波によるがれきの撤去、応急復旧工事を早急に実施した。
- ・なお、地区内の保留地や公園は、がれき等の一次仮置き場として活用し、災害廃棄物処理を進めた。
- ・街路及び下水道施設の災害復旧事業については、平成23年度末まで全工区着手し、平成24年12月までの完成に向け取り組んでいる。その後は換地処分に向

けた換地計画策定や出来形測量等の作業を進める予定。

● 公営住宅

○被災状況

- ・県営住宅は、管理する102団地すべてが被災し、概算被害額は5,867百万円。
- ・このうち、南三陸町の志津川廻館前住宅が津波により、名取手倉田第二住宅1号棟は地震により全壊。黒松第一住宅は不同沈下により建物に傾斜が発生した。
- ・沿岸部では多くの住戸が床上浸水被害を受けた。
- ・この他の団地でも、ライフライン、外壁、地盤及び擁壁などに多くの被害を受けた。

○これまでの対応状況

- ・床上浸水となった住戸は、一部を除いて住民が一旦避難の上復旧工事を実施し、工事はすべて完了し住民は帰宅している。
- ・ライフライン(電気、ガス、上下水等)にかかる応急復旧工事は、全団地において完了している。本復旧工事も23年度に完了した
- ・床下浸水、壁等破損、擁壁破損となった団地は、平成23年度に本復旧工事を実施し完了。
- ・その他被災の団地については、適宜入居者に確認の上、復旧、補修工事を実施している。

(6) 各地方公所の初動時における対応状況

1) 大河原土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

- ・職員配備体制 夜間、休日は5～10人/班体制で配備
- ・相談窓口 「被災住宅相談窓口」を設置(相談件数25件)
- ・被害状況確認 3月11日～3月23日までは毎日調査
- ・応急復旧対応 18件の応急工事と13件の災害調査委託を契約 国道349号江尻、白石上山線滝見台、白石川等の応急工事を実施
- ・砂防施設等管理施設の点検
- ・被災建築物・宅地の危険度判定
- ・通学路の安全点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行規制箇所の早期解除
全面通行規制箇所19箇所→10箇所(3月末)

- ・被災箇所の早期把握
災害査定に向けた資料(設計書)作成
- ・道路の段差、陥没等通行危険箇所の補修
小規模な補修は概ね半月(15日)程度で一段落

2) 仙台土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

- ①職員配備体制
 - ・3月12日に職員の安否確認及び登庁確認を終了
 - ・6月末日まで土曜、日曜及び祝・祭日を含めて、24時間体制で配備
 - ※ 夜間及び休日の配備(2班～1班:1班6人体制)
- ②相談窓口の設置
 - ・3月11日から通常の許・認可業務について対応(総務及び経理業務についても3月14日から通常業務対応を実施)
- ③被災状況確認
 - ・3月11日道路・河川管理業務委託業者にパトロール実施を指示(津波浸水区域については、現状の安全性を確認の上、実施)
 - ・3月12日から職員によるパトロールの実施。併せて道路規制及び被災箇所の確認を随時実施
- ④復旧対応について
 - ・「大規模災害時の応急対策業務に関する協定」等に基づき、3月14日付けで宮城県建設業協会等へ正式に応援協力を依頼。
 - ・緊急輸送路の確保及び河川の破堤箇所の応急対策を随時実施

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急輸送路等の通行確保及び通行不能区間の解除
- ・復旧に向けた幹線道路等の災害廃棄物撤去
- ・河川堤防の破堤箇所等の仮応急工事の実施
- ・行方不明者の捜索及び降雨等の二次災害防止に向けた河川等の災害廃棄物撤去

3) 北部土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

- 事務所全体
 - 24時間配備(平日夜間及び休日)により、情報の伝達・収集、苦情・要望の聴き取り、主管課への定時報告(被災状況、通行規制状況等)を行う。
 - また、栗原市災害対策本部会議で、県管理道路の規制状況と橋梁の緊急点検及び土砂災害危険箇所緊急点検結果について報告を行った。
 - また、津波による被害が甚大な沿岸地域の支援

として、南三陸町へ応援職員を派遣したほか、旧本吉町の南側の災害調査（県管理道路及び市管理道路）と河川・砂防関係調査を実施した。

□道路・河川等

道路関係は、直営及び管理業務委託業者のパトロールにより被害状況の確認を行い、道路の全面通行止め箇所について早急に応急工事を実施する事により、管内全ての国県道において片側交互通行により交通ルートを確保した。

河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発注により、被災箇所の応急復旧に努めた。

同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。

□建築

建築職員については、北部土木事務所と一体となった震災対応を基本とし、被災建築物の窓相談対応、被災住宅の応急修理制度の説明会への協力、応急仮設住宅建設のための市町村間、スクールゾーン内危険ブロック塀等の状況確認。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

上記内容を基本に、道路は緊急輸送道路を主体に安全安心な交通確保、河川では余震により被害が増加したため被害箇所の確定、建築は被災建築物の窓口相談対応に努めた。

4) 北部土木事務所 栗原地域事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□事務所全体

24時間配備（平日夜間及び休日）により、情報の伝達・収集、苦情・要望の聴き取り、主管課への定時報告（被災状況、通行規制状況等）を行う。また、栗原市災害対策本部会議で、県管理道路の規制状況と橋梁の緊急点検及び土砂災害危険箇所緊急点検結果について報告を行った。

また、津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、南三陸町へ応援職員を派遣したほか、旧本吉町の南側の災害調査（県管理道路及び市管理道路）と河川・砂防関係調査を実施した。

□道路・河川等

道路関係は、直営及び管理業務委託業者のパトロールにより被害状況の確認を行い、道路の全面通行止め箇所について早急に応急工事を実施する事により、管内全ての国県道において片側交互通行により交通ルートを確保した。

河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発

注により、被災箇所の応急復旧に努めた。

同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。

□建築

建築職員については、北部土木事務所と一体となった震災対応を基本とし、被災建築物の窓相談対応、被災住宅の応急修理制度の説明会への協力、応急仮設住宅建設のための市町村間、スクールゾーン内危険ブロック塀等の状況確認。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

上記内容を基本に、道路は緊急輸送道路を主体に安全安心な交通確保、河川では余震により被害が増加したため被害箇所の確定、建築は被災建築物の窓口相談対応に努めた。

5) 東部土木事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

①職員配備体制

- ・津波浸水により事務所機能を喪失したため、発災2日後の3月13日に東部下水道事務所に仮事務所を設置し、業務を継続した。
- ・所長を含め職員65名（技術職39名、事務職20名、嘱託6名）で、4月15日までの約1ヶ月間を3日勤務1日休み、夜間は3名宿直の24時間配備体制とした。

②被害状況確認

- ・道路管理業務委託業者は、「震度4以上」で、自動的にパトロールを実施することとしており、発災後、パトロールを開始したが、津波により沿岸部は中断した。
- ・現地調査により、当所管理の道路および河川海岸に打ち上がった被災船舶や車輛、流出家屋の調査を実施した。

③応急・復旧対応等

- ・順次、活動可能な業者を確保し、国道及び県道の崩土除去、盛土、瓦礫撤去作業を開始した。
- ・河川及び海岸の破堤箇所は、地盤沈下による潮汐と戦いながら仮締め切り作業を行った。
- ・応急工事が本格化すると、ガソリン及び軽油などの燃料不足が深刻化した。
- ・自衛隊など土地勘のない支援者等が迷わず被災地まで到着できるよう、案内標識を設置した。
- ・現地調査した内容（船舶番号及び車体番号など）から、所有者を特定し、ガレキとして撤去してよいかの承諾の取付けを行った。
- ・被災した事務所建物内の備品、保存書類の整理保

管業務を行った。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

①緊急車両等の輸送路確保及び孤立地区の解消

- ・今回の震災は津波による家屋の損壊が甚大で、災害廃棄物が道路を塞ぎ人命救助及び救援物資の輸送の妨げとなった。
- ・行方不明者の捜索車両や救援物資車両の輸送路確保、孤立地区の解消を重点的に実施するとともに、同様な活動を展開していた自衛隊からの要望（特殊車両の輸送路確保等）に対応した。
- ・震災直後は災害廃棄物を道路脇に寄せ通行を確保し、次の段階で2車線確保のため、災害廃棄物を緊急保管場所に運搬し、最終的に歩道を含む道路敷全ての災害廃棄物を撤去した。
- ・主な路線の状況は以下のとおり

【(主) 河北桃生線】

・石巻市北上町針岡地区や大川地区では、津波による堤防決壊と同時に道路も流出したことから、河川管理者（国）と調整を行い、北上川右岸の高水敷に仮設の道路（ズリ石投入、敷鉄板設置）を設置し、輸送路を確保した。

【(主) 石巻鮎川線及び(一) 牡鹿半島公園線】

- ・石巻市牡鹿町鮎川地区に通じる本線では、道路陥没、法面崩壊及びガレキ堆積などが発生し、沿線集落が孤立したことから、輸送路確保のため、ガレキ撤去などの応急工事を実施した。特に(一) 牡鹿半島公園線は、頻発する余震により路面クラック発生等の被害が進行したことから、一般車両の通行止めを行うとともに、迂回路を確保した。

【(主) 奥松島松島公園線】

・東松島市宮戸地区に通じる本線は、津波により同地区へ通じる唯一の橋である「松ヶ島橋」の橋台背後が流出し、さらに、宮戸地区内ではガレキ堆積等により通行不可となったことから、橋台背後の盛土工事を行うこと共に、自衛隊と共同でガレキ等の撤去工事を実施した。

【(一) 石巻雄勝線】

・石巻市雄勝地区を孤立させないため、冬季閉鎖中であった一般県道の崩土除去及び除雪を行い、通行を確保した。

②破堤した海岸堤防及び河川堤防の応急工事の実施

- ・東松島市大曲地区の定川右岸堤及び野蒜地区の洲崎海岸等の堤防が津波により破堤したことから、仮締め切り工事を実施すると共に、国土交通省と連携し排水ポンプ車による内水排除を実施した。
- ・沿岸部での行方不明者の捜索等で同様な活動を展開していた自衛隊からの要望（特殊車両の輸送路確保等）に対応した。

③災害復旧調査の着手、市町支援体制の構築

- ・早期の災害復旧事業に着手するために被害状況の

把握を目的とする被害状況調査を開始した。

- ・当初は、県職員は瓦礫処理や応急復旧工事に専念していたため、調査を測量会社等に依頼した。
- ・石巻市、東松島市及び女川町から県に対し市町管理公共土木施設の災害査定に係る調査・設計に関する支援要請があったことから、(社)宮城県建設センター及び秋田県の応援を受け、被害状況調査を実施した。
- ・調査の結果、県及び市町管理の公共土木施設の被害状況が甚大であり、現有職員の体制では対応が不可能であることが判明したため、他県に対し災害査定等の復旧事業に従事する応援職員の派遣要請を行うと共に、受け入れ体制等の調整及び準備を行った。

6) 東部土木事務所 登米地域事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・道路に段差や大きな亀裂があり通行に支障となっている箇所については、道路管理者の協力で当日中に通行できる最低限の措置を講じた。
- ・通行に大きな障害である路面陥没や堤防の崩壊した箇所は、「災害時応援対策の協力に関する協定書」に基づき宮城県建設業協会登米支部に応急工事を依頼した。
- ・被災した橋梁の調査・設計を「災害時応援協定」に基づき(社)宮城県測量協会と(社)建設コンサルタント協会に依頼した。特に緊急輸送路に指定されている「錦橋」「豊里大橋」「錦桜橋」については、応急工事を実施した。
- ・沿岸部の土木事務所に代わり、津波により大きな被害があった南三陸町と石巻市北上町の県管理国道・県道及び河川の応急工事を支援した。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行止めとなっている「錦橋」外2橋の早期の解放を目指し、河川管理者と協議するとともに設計を進めた。
- ・沿岸部の被災者救助するために、重要な路線である国道398号の応急工事を気仙沼土木に代わり実施した。

7) 気仙沼土木事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・気仙沼市災害対策本部へ道路に関する情報（通行止、通行可能）提供

- ・また、気仙沼市及び南三陸町災害対策本部からの情報収集
- ・被害状況調査、応急対策を実施
- ・建築関係の相談対応、被害状況の確認

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・道路、河川、港湾等被災調査の実施
- ・道路の通行確保等応急工事を実施

8) 仙台塩釜港湾事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制について

- ・3月13日から代替事務所を仙台土木事務所3階会議室に設置し、災害対応業務を開始
- ・塩釜支所には日中1名配置し、その他は全員仙台土木事務所勤務
- ・夜間は、3月12日5名、13日10名（2班）、14日から17日まで4名（1班）、3月18日から4月11日まで2名で配備し、翌12日から夜間配備解除
- ・休日の日中は、5月15日まで2名で配備し、5月21日から休日配備解除
- ・塩釜支所職員は仙石線の部分開通後（4月中旬）に通常勤務
- ・多くの職員は自家用車が津波で被災したため、公共交通が回復するまで徒歩自転車バイク等で通勤

□通信手段の確保について

- ・震災翌日から港湾事務所の携帯5台（基地用1台現場用4台）、14日からは衛星携帯電話1台、仙台土木事務所の固定電話2台、内線1台を設置
- ・港湾関連企業との情報連絡として、事務所携帯1台を基地局として設置して連絡体制を整備

□県庁との情報ネットワークの確保について

- ・被災した事務所から使用可能なパソコンを仙台土木事務所に持込み、16日から仙台土木事務所のみやぎハイパーウェブに繋いで、県庁とのネットワークを再開（当初はパソコン5台）

□公用車の確保について

- ・事務所の公用車8台の内、トラック1台、塩釜支所の3台（内軽トラ1台）を残して4台が津波により流出・県庁から2台緊急配車されたが実質4台で災害対応

□被害状況確認について（仙台港区・塩釜港区）

- ・3月13日から1班2、3名体制、毎日1、2班で立入可能な地区からパトロールを開始
- ・緊急物資輸送のため、港内の緊急輸送道路と航路や泊地の被害状況把握を最優先
- ・数日間は、多くの港湾道路が車両通行不能であり、現地では徒歩による確認が主であったため時間を要し、また、情報も錯綜して、被害状況の把握に混乱

を来す

- ・沿岸地域全体が地震で沈下したが、接岸不可能な岸壁は数カ所のみ
- ・背後ヤードは沈下や段差、亀裂が見られるものの、機能的には早期再開が可能な状況
- ・上屋（倉庫）もほとんど被災し、保管物資も流出
- ・その他、仙台港内は照明灯や給水設備等も全て被災

・仙台港区の高砂コンテナターミナルでは、津波によりコンテナが約2000個流出し、残る約2400個もヤード内に転倒や破損しながら散乱し、管理棟、受変電設備、クレーン等、施設や設備の全てが被災

□応急・復旧対応について（仙台港区・塩釜港区）

- ・国土交通省や県の建設業団体との災害協定に基づき、14日から緊急災害工事に着手するとともに、自衛隊や海上保安庁等の支援を受けながら、緊急物資輸送の早期確保のため、港内の緊急輸送道路、航路及び泊地の啓開作業から開始
- ・特に油供給不足の早期回復のため、塩釜港区の航路と泊地の浮遊物や転落物の除去作業を最優先に実施
- ・また、被災したふ頭においては、港湾利用の早期回復のため、岸壁との段差に擦り付け舗装や野積場に仮設フェンスを設置し、背後の浸食や浸水の恐れのある被災護岸には、大型土のう積工などの応急工事を実施
- ・震災後1か月で、水深や背後ヤードの亀裂等で多少制限があるものの、使用可能な岸壁数は、仙台12/14（フェリー含む）、塩釜14/20にまで回復

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

□港内の幹線道路の啓開作業による緊急物資輸送路の早期確保

- ・震災廃棄物（ガレキ）処理、特に被災車両の撤去作業を優先的に実施

□港内の航路と泊地の啓開作業による緊急物資の海上輸送の早期確保

- ・船舶の安全な航行と接岸を確保するための転落物や浮遊物等の撤去処理
- ・特に塩釜港区の石油占用栈橋がある貞山堀航路と、コンテナが多く沈んでいる仙台港区の中央航路を優先的に実施

□ふ頭内の応急工事による港湾利用の早期再開

- ・被災しているものの使用可能な岸壁を最大限活用するため、利用再開状況に応じて仮舗装や仮設フェンスの設置等を実施

9) 石巻港湾事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、

被害状況確認、応急・復旧対応等について

□職員への配備について

- ・事務所機能が失われたことから職員（港湾課からの派遣職員2名を含む）は東部下水道事務所を仮事務所として被災調査業務を行った。
- ・一部の職員は港湾課勤務とし事務所との連絡調整やバース調整を行った。勤務については土日祝交代勤務。
- ・公用車については6台中5台が流失したため県庁より2台を借り受けた。

□被災状況確認について

- ・災害調査、測量、設計を早期に実施できるように発災後1週目までに職員による被災状況の確認（石巻港のみ）車両通行が不能なことから徒歩にて被災調査を行った。

□港内全区域における応急・復旧作業について

- ・業者による道路の啓開、早期緊急物資輸送に対応した航路等の掃海作業、道路の損壊部、防潮堤の破堤部の復旧に向けた応急工事。
- ・臨港道路のがれき撤去及び震災ゴミ置き場対策
- ・船による緊急物資輸送の緊急物資受け入れに係る調整及び岸壁の応急対策
- ・港内企業及び行政機関がすべて被災したことにより連絡体制の確立

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急支援助物資船の受け入れに係る復旧及びその対応（3月23日初入港）
 - ・臨港道路の機能回復（幹線暫定復旧3月20日完了）
 - ・道路、航路の確保
 - ・震災ゴミ対策

10) 中南部下水道事務所○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・仙塩浄化センターの中南部下水道事務所が甚大な被災を受けており、避難勧告も継続中のため、管理棟での継続的業務が不可能と判断し、仙台土木事務所に移動した。
- ・3月13日8:45 仙台土木事務所3F大会議室に仮事務所を開設。以後、4月24日まで仙台土木事務所を起点として復旧作業等に取り組んだ。
- ・県庁下水道課と情報連絡するため、調整連絡員を指名し、毎朝県庁で打合せを実施
- ・3月13日 流域管渠の被災現地調査の手順を提示された。
- ・3月14日 4流域下水道の被害調査を開始、ポンプ場、管渠の調査を開始
- ・3月14日 事務所職員全員の安否が確認され、全員無事であった。
- ・3月18日 事務所に対するコンサルタント協会による災害支援が開始された。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・管轄の流域下水道に内、処理場（浄化センター）

が壊滅的な被害を受けた「仙塩流域下水道（仙塩浄化センター）」及び「阿武隈川下流域下水道（県南浄化センター）」について、下水道管渠からの溢水対策と処理場の仮復旧に重点的に取り組んだ。

- ・溢水対策とし、仮設ポンプによる汚水排除を重点的に取組、ポンプ、発動発電機、燃料等の確保が必須であった。
- ・比較的被害が軽度であった「吉田川流域下水道（大和浄化センター）」及び「鳴瀬川流域下水道（鹿島台浄化センター）」については、ポンプ場、処理場の運転するため電源の確保が必要であり、商用電源が復帰するまでの仮設電源を動かすための燃料確保が必須となった。

11) 東部下水道事務所○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・職員の配備体制は、被災当日は出張や自宅が被災した等で出勤できない職員以外は全員出勤で夜間もその体制を継続した。夜間の体制は3月12～13日は2班体制（8人）、3月14～21日は1班体制（4人）、3月22日～4月11日は半個班体制（2人）とした。休日の体制は、3月12、13日は全員体制を継続し、3月19、20、21、26、27日は3班体制（12人）、4月2、3、9、10、16、17は半個班体制（2人）とした。
- ・停電と水処理設備が被災した石巻浄化センターは、復電と機器復旧により3月26日から高級処理を開始した。
- ・停電と中央監視装置が被災した石越浄化センターは、復電により3月16日から高級処理を開始した。
- ・処理機能停止により異臭が発生したことから、石巻浄化センター周辺住民に対し、浄化センターの状況を、ちらしの配布・説明を戸別訪問で行った。
- ・応急工事に必要な燃料の入手が、請負業者では困難であったことから、事務所でも燃料確保を行った。
- ・石巻市が実施している公共下水道の浸入水調査及び止水作業を支援した。
- ・北上川下流東部流域の市町の沿岸部が壊滅的な被災を受けたことから、東部浄化センターへ流入する汚水量を推定し、段階的な災害復旧工事のスケジュールを作成した。
- ・汚泥処分先が被災したことから、受け入れ先を調査・検討した。
- ・汚泥運搬車両に、災害派遣等従事車両証明書を発行した。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・指定管理者、設備業者及び設計コンサルタント等に協力を依頼して、管路、浄化センター及びポンプ

場の被災調査を行った。

- ・マンホールからの溢水を防止するため、流域市町と協力してマンホールへの仮設水中ポンプの設置及び部分的に汚水量が少ない場所についてはバキューム車により汚水を汲み上げ処理場に運搬した。
- ・応急仮工事及び応急本工事の設計・積算・緊急随意契約を行って、復旧工事を推進した。
- ・津波で1階から地下まで水没し、処理施設が壊滅的な被災を受けた東部浄化センターで、3月25日から0次放流を開始した。
- ・震災発生後2ヶ月以内に一次放流を開始するために、応急復旧工事を行った。
- ・処理機能を停止した東部浄化センターに汚水を極力流入させないために、関係機関と協議し、河北・桃生幹線の石巻第2ポンプ場（真野地区大原地内）の隣接地に仮設沈殿池を設置して、3月26日から旧北上川に一次放流を開始した。
- ・周辺住宅地への異臭発生と放流水による環境への負荷を軽減するために、仮設沈殿池の定期的（20日毎）に污泥引き抜きと放流水と旧北上川の水質調査を実施し、河川管理者及び利水権者（広域水道企業団）に情報提供した。

1 2) 仙台地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・仙台及び東部土木事務所への支援（職員派遣及び車両の貸出）
- ・被災の大きい仙台及び東部土木事務所へ各2名の職員を3月15日から派遣した。
- ・仙台は3月22日まで。東部は4月26日まで
- ・夜間・週休日の勤務態勢（連絡員2人）・・・①派遣職員を除き3月31日まで配備
- ・大倉ダム白沢水位観測所の法面崩壊による一部埋没・・・復旧工事の検討
- ・樽水ダム寺野警報所の津波による施設の傾き・撤去作業の検討
- ・南川ダム：鞍部ダムのアスファルトフェイシングの亀裂発生・・・復旧工事の検討
- ・七北田ダム天端のクラック発生・・・亀裂部をシートで覆った。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- 非常用自家発電機の燃料確保・商用電源復旧までの非常用自家発電機の稼働に当たり、軽油タンク容量が小さく補充燃料の確保に奔走した。（仙台地方ダム、樽水ダム、惣の関ダム及び笹倉山無線中継所）

1 3) 大崎地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・地震発生から復電（3/16）までは全職員による配備とし、各ダム管理事務所にも常駐した。
- ・復電後（3/17～）は2人体制による3交替制の配備体制とした。
- ・災害調査の支援で2名を登米地域事務所に派遣した。（3/17～3/18）

□被害状況確認

- ・地震発生後、即時に各ダムの緊急点検を行い、ダム堤体等の安全を確認した。
- ・庁舎やダム施設の被災状況の確認を行い、被災報告を行った。

□応急・復旧対応

- ・上大沢ダムの放流管の漏水に対して取水塔を閉塞、ポンプによる排水等の応急対応を行った。
- ・ダム施設の小規模な被災は応急復旧工事として対応した。（2件）
- ・災害復旧を申請するため、災害調査設計業務を発注した。（2件）

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ダム施設の安全確保、機能維持のために、余震発生の度に緊急点検（5ダム合計20回）を行い、安全を確認した。

1 4) 栗原地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□配備体制

- ・3月11日～3月14日 非常配備体制
- ・3月15日～3月18日（夜間休日）5名体制
- ・3月19日～3月25日（夜間休日）3名体制
- ・3月26日～（夜間休日）2名体制

□3月18日 被災状況調査

□被災箇所応急復旧工事の発注

- ・若柳水位計、留場水位計、荒砥沢ダムモニター、小田ダム照明灯、小田ダム舗装（取水塔）

□3月25日、4月8日 花山、荒砥沢、小田ダム二次点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・震災により減少した東北電力の電力供給量を少しでも補うため、花山ダム直下にある細倉金属（株）発電所の発電量が多くなるようにダムからの放流量

を可能な限り増加させ電力量の確保に努めた。
 ・荒砥沢ダム湖右岸上流部斜面に発生したクラックを職員による追跡調査を行った。

概ね完了
 H23.4.27 仙台市にて1号公園から被災車両を移動

15) 仙台港土地区画整理事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- 3/11（金）
- ・東日本大震災の地震・津波により事務所（アクセラ）にて配備（事務所に配備した職員数：16名）（2名は他事務所、自宅待機1名は産休中）
 - ・事務所（3階）内は、天井の剥離脱落、壁の亀裂、事務機器・書類など脱落散乱など業務続行は不可能さらに停電、断水
- 3/12（土）
- ・被災状況調査
 - ・昼頃までアクセラに滞在
 - ・午後 職員は徒歩で中野栄駅まで移動
 - ・仙台土木の公用車を借用し、ピストン輸送して、仙台土木に移動
 - ・仙台土木の会議室を間借りして、そのまま配備継続

- 3/13（日）
- ・地区内道路被災調査（～3/16） 3/14（月）
 - ・緊急物資輸送路確保のため応急復旧工事を実施
 作業時間：16:30～18:30 施工業者：奥田建設、スバル興業
 場所：海の見える大通り線×ポートセンター中央線交差点周辺
 内容：支障車両移動及び覆土撤去（車道関連）

- 3/17～
- ・区画整理区域内応急復旧工事着手（道路・公園等の車両の移動、がれき、土砂の撤去）

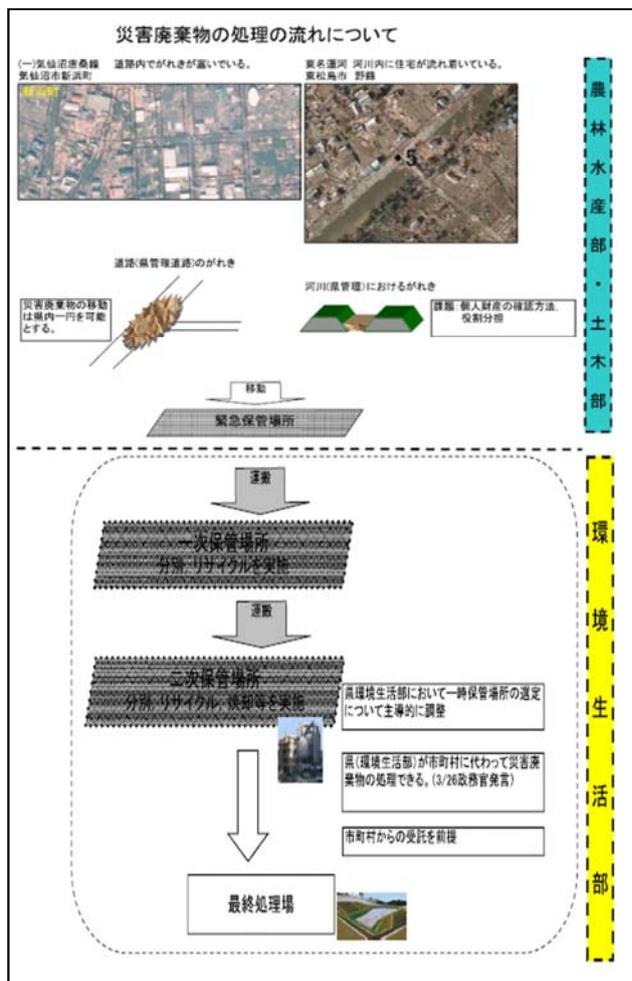
○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- H23.3.13～16 職員による地区内道路被災調査
 H23.3.17 応急復旧工事着手
 H23.3.23 仮換地・保留地証明、法76条申請の受付再開 対応にはお時間をいただく場合があります
 H23.3.24 公共用地内にある自動車等の移動についての周知開始
 H23.3.28 公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動を開始
 H23.4.5 道路及び下水道の災害調査・測量を開始、道路の段差解消等の応急工事实施
 H23.4.13 公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動 概ね完了
 H23.4.23 公共用地内のがれき・土砂撤去

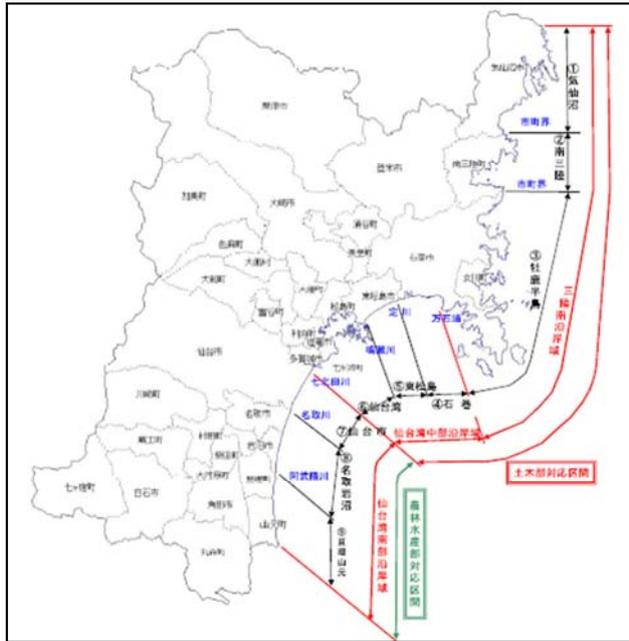
(7) 公共土木施設における災害廃棄物

公共土木施設の災害復旧・復興を早期に行うため、平成23年3月中旬から災害廃棄物の撤去を進める一方で、「津波被害沿岸部市町における災害廃棄物処理の基本方針について」を4月1日に策定し、県内の津波沿岸部市町の災害廃棄物処理を統一した方針で行い、平成23年12月中旬に完了した。

○災害廃棄物処理の流れ



○災害廃棄物処理区域図

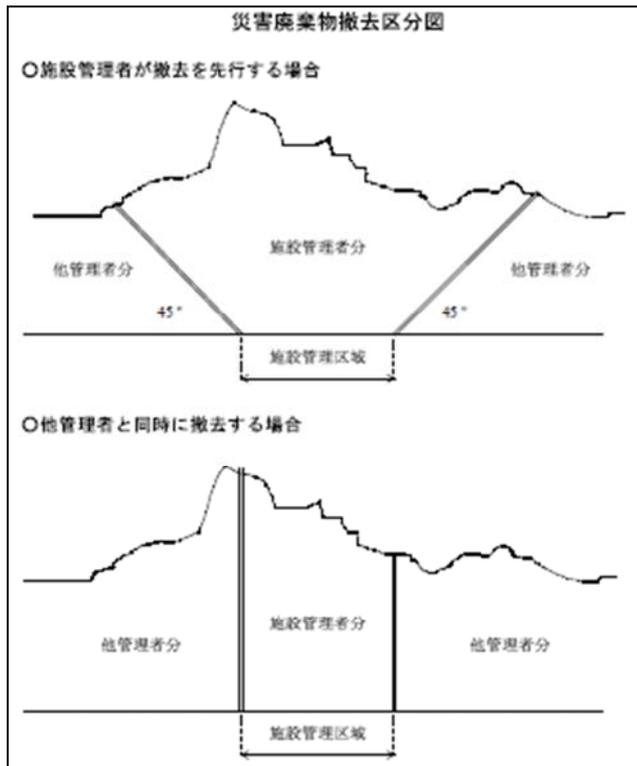


○災害廃棄物処理結果

| 施設名 | 対象路線・河川数及び | 撤去量 (千m ³) |
|-------------|------------|------------------------|
| 道路 | 45 路線 | 215 |
| | 165.4 km | |
| 河川 | 61 河川 | 225 |
| | 154.4 km | |
| 海岸 | 29 海岸 | 50 |
| | 35.5 km | |
| 公園 | 3 公園 | 6 |
| | 71.1 ha | |
| 港湾 | 110 路線 | 160 |
| | 59.6 km | |
| 下水道 | 6 施設 | 35 |
| | 43.8 ha | |
| 仙台港背後地 (道路) | 1 地区 | 7 |
| | 9.9 km | |
| 合計 | | 698 |

※港湾については主要港湾（仙台塩釜港・石巻港・気仙沼港）を対象とする

○災害廃棄物処理区分図



(8) 公共土木施設における放射線量及び

1) 県内各港湾における

放射線量

福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害対策として、仙台港区高砂コンテナターミナルでは平成23年5月18日から、塩釜港区貞山1号ふ頭では平成23年6月14日から、石巻港中島埠頭では平成23年5月24日から当分の間の大気中の放射線量、海水中の放射能を測定している。

この大気中の放射線量、海水中の放射能を測定することにより、県内の各港湾で放射能に異常がないことを確認している。

○県内の各港湾における大気中の放射線量

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

| 年月日 | ①仙台港区 | ②塩釜港区 | ③石巻港 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 平成23年5月18日 | 0.065 | — | — |
| 平成23年5月24日 | — | — | 0.080 |
| 平成23年6月14日 | 0.030 | 0.044 | 0.070 |
| 平成23年6月17日 | 0.028 | 0.057 | 0.060 |
| 平成23年6月21日 | 0.033 | 0.044 | 0.076 |
| 平成23年6月24日 | 0.029 | 0.039 | 0.058 |
| 平成23年6月28日 | 0.031 | 0.043 | 0.065 |
| 平成23年7月1日 | 0.029 | 0.039 | 0.055 |
| 平成23年7月5日 | 0.044 | 0.038 | 0.058 |
| 平成23年7月8日 | 0.030 | 0.043 | 0.076 |
| 平成23年7月12日 | 0.036 | 0.049 | — |
| 平成23年7月13日 | — | — | 0.052 |
| 平成23年7月15日 | 0.041 | 0.041 | 0.072 |
| 平成23年7月19日 | 0.041 | 0.042 | 0.064 |
| 平成23年7月22日 | 0.043 | 0.042 | 0.067 |
| 平成23年7月26日 | 0.038 | 0.051 | 0.065 |
| 平成23年7月29日 | 0.040 | 0.042 | 0.072 |
| 平成23年8月2日 | 0.039 | 0.048 | 0.073 |
| 平成23年8月5日 | 0.044 | 0.040 | 0.062 |
| 平成23年8月9日 | 0.042 | 0.049 | 0.061 |
| 平成23年8月12日 | 0.040 | 0.043 | 0.060 |
| 平成23年8月16日 | 0.044 | 0.045 | 0.064 |
| 平成23年8月19日 | 0.035 | 0.037 | 0.064 |
| 平成23年8月23日 | 0.047 | 0.037 | 0.051 |
| 平成23年8月26日 | 0.041 | 0.047 | 0.055 |
| 平成23年8月30日 | 0.041 | 0.036 | 0.049 |
| 平成23年9月2日 | 0.034 | 0.044 | 0.053 |
| 平成23年9月6日 | 0.048 | 0.038 | 0.055 |
| 平成23年9月9日 | 0.040 | 0.041 | 0.064 |
| 平成23年9月13日 | 0.038 | 0.037 | 0.056 |
| 平成23年9月16日 | 0.044 | 0.036 | 0.065 |
| 平成23年9月20日 | 0.043 | 0.037 | 0.073 |
| 平成23年9月22日 | 0.042 | 0.036 | 0.059 |
| 平成23年9月27日 | 0.036 | 0.039 | 0.068 |
| 平成23年9月30日 | 0.037 | 0.042 | 0.061 |
| 平成23年10月4日 | 0.038 | 0.037 | 0.066 |
| 平成23年10月7日 | 0.040 | 0.039 | 0.056 |
| 平成23年10月11日 | 0.035 | — | 0.069 |
| 平成23年10月12日 | — | 0.039 | — |
| 平成23年10月14日 | 0.032 | 0.043 | 0.053 |
| 平成23年10月18日 | 0.032 | 0.034 | 0.065 |
| 平成23年10月21日 | 0.032 | 0.033 | 0.065 |
| 平成23年10月25日 | 0.032 | 0.045 | 0.067 |
| 平成23年10月28日 | 0.034 | 0.037 | 0.063 |

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

| 年月日 | ①仙台港区 | ②塩釜港区 | ③石巻港 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 平成23年11月1日 | 0.029 | 0.035 | 0.065 |
| 平成23年11月4日 | 0.040 | 0.040 | 0.060 |
| 平成23年11月8日 | 0.042 | 0.033 | 0.067 |
| 平成23年11月11日 | 0.039 | 0.039 | 0.075 |
| 平成23年11月15日 | 0.041 | 0.034 | 0.082 |
| 平成23年11月18日 | 0.044 | 0.036 | 0.076 |
| 平成23年11月22日 | 0.039 | 0.033 | 0.069 |
| 平成23年11月25日 | 0.040 | 0.032 | 0.066 |
| 平成23年11月29日 | 0.038 | 0.045 | 0.068 |
| 平成23年12月2日 | 0.036 | 0.044 | 0.057 |
| 平成23年12月6日 | 0.033 | 0.033 | 0.064 |
| 平成23年12月9日 | 0.038 | 0.037 | 0.063 |
| 平成23年12月13日 | 0.032 | 0.037 | 0.072 |
| 平成23年12月16日 | 0.024 | 0.050 | 0.056 |
| 平成23年12月20日 | 0.023 | 0.039 | 0.061 |
| 平成23年12月22日 | 0.024 | 0.039 | 0.063 |
| 平成23年12月27日 | 0.022 | 0.046 | 0.080 |
| 平成24年1月6日 | 0.029 | 0.043 | 0.062 |
| 平成24年1月10日 | 0.022 | 0.039 | 0.056 |
| 平成24年1月13日 | 0.030 | 0.038 | 0.059 |
| 平成24年1月17日 | 0.029 | 0.037 | 0.067 |
| 平成24年1月20日 | 0.030 | 0.036 | 0.054 |
| 平成24年1月24日 | 0.027 | 0.038 | 0.055 |
| 平成24年1月27日 | 0.030 | 0.044 | 0.059 |
| 平成24年1月31日 | 0.031 | 0.042 | 0.064 |
| 平成24年2月3日 | 0.031 | 0.045 | 0.045 |
| 平成24年2月7日 | 0.038 | 0.055 | 0.062 |
| 平成24年2月10日 | 0.032 | 0.038 | 0.061 |
| 平成24年2月14日 | 0.025 | 0.036 | 0.061 |
| 平成24年2月17日 | 0.028 | 0.037 | 0.065 |
| 平成24年2月21日 | 0.028 | 0.043 | 0.060 |
| 平成24年2月24日 | 0.026 | 0.038 | 0.064 |
| 平成24年2月28日 | 0.029 | 0.036 | 0.048 |
| 平成24年3月2日 | 0.030 | 0.039 | 0.056 |
| 平成24年3月6日 | 0.041 | 0.047 | 0.067 |
| 平成24年3月9日 | 0.027 | 0.040 | 0.054 |
| 平成24年3月13日 | 0.031 | 0.039 | 0.065 |
| 平成24年3月16日 | 0.032 | 0.041 | 0.058 |
| 平成24年3月23日 | 0.032 | 0.040 | 0.062 |
| 平成24年3月27日 | 0.035 | 0.039 | 0.061 |
| 平成24年3月30日 | 0.034 | 0.036 | 0.054 |

○県内の各港湾における海水中の放射線量

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

| 月日 | ①仙台港区 | | ②塩釜港区 | | ③石巻港 | |
|-------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 平成23年5月18日 | 不検出 | 不検出 | — | — | — | — |
| 平成23年5月24日 | — | — | — | — | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年6月23日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年7月7日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年7月21日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年8月4日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年8月18日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年9月1日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年9月15日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年9月29日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年10月13日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年10月27日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年11月10日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年11月24日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年12月8日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成23年12月21日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年1月5日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年1月19日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年2月2日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年2月16日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年3月1日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年3月15日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 平成24年3月29日 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |

2) 県内各浄化センターにおける 放射能測定結果

福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の各浄化センターから発生する下水道汚泥の放射能を測定しており、その結果、各港湾と各浄化センターともに異常がないことを確認している。

(単位：Bq/kg)

| | h23.6 | h23.7 | h23.8 | h23.9 | h23.10 | h23.11 | h23.12 | h24.1 | h24.2 | h24.3 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 仙塩浄化センター | 108 | 86 | nd | 123 | nd | nd | nd | 52.9 | 36 | 40.6 |
| 県南浄化センター | | | | | 80 | nd | nd | 19.3 | 70.9 | 100.2 |
| 鹿島台浄化センター | 191 | 54 | nd | 126 | nd | nd | nd | 40.8 | 24.8 | 26.8 |
| 大和浄化センター | nd | nd | nd | nd | nd | nd | nd | nd | 57.5 | 29.1 |
| 石巻浄化センター | 86 | nd | nd | 84 | nd | nd | nd | nd | 11.3 | nd |
| 石越浄化センター | 88 | 102 | nd | 118 | 70 | nd | nd | nd | 36.7 | 48.6 |

<空白>

第7章



B C P (土木部業務継続計画)

<空白>

**(1) BCP
(土木部業務継続計画)の目的**

土木部では、この東日本大震災発生前から、宮城県沖地震をはじめ災害対策基本法で定義されている各種災害等に備え、土木部として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においてもできるだけ早急に開始するために必要な取り組みを「大規模地震発生時における土木部業務継続計画(BCP)」として定め、平成22年6月1日から運用していた。

これは、県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、人的・物的及びライフライン等の本来災害に対応すべき資源に制約が生じることが考えられ、そのような状況の中で、「宮城県地域防災計画」や「宮城県災害対策本部要綱」等の計画や、部で整備している各種要領やマニュアル等に基づき、速やかに「応急対応」を実施しなければならないと同時に、「継続の必要性の高い通常業務」についても、危機事象発生時においても実施することが求められているため、事前に資源(人、物、情報等)の準備を行うとともに、災害発生後、時間軸ごとの活動目標を設定し、対応方法や機動的な組織体制を定め、作成していたものである。また、県民生活に大きく関わる道路や橋梁などの土木施設の状況把握を、災害発生時の優先業務として捉え、情報提供の開始時間を定め、公表することを「県民の皆様へのお約束」として、宮城県の災害ホームページを通じて情報提供するとしていた。

【県民の皆様へのお約束】

宮城県土木部では、震度6弱以上の地震が県内で発生したとき、主に土木部で管理する以下の項目について情報提供を開始します。

- 道路 : 3時間以内に1・2次緊急輸送道路の規制状況について
- ダム : 3時間以内にダムの被災情報について
- 下水道 : 6時間以内に下水処理場の使用について
- 港湾 : 12時間以内に仙台塩釜港仙台港区の岸壁使用について

**(2) 東日本大震災を受けての
検証結果及び課題**

BCPでは、業務継続力の向上を図っていくため、訓練や計画の検証・実行等を通じてその問題点を洗い出し、課題の検討を行い、継続的にこの計画内容を改善・更新するとしている。

今回の震災対応では、県民の皆様へのお約束のうち、「道路」、「ダム」、「下水道」について、時間内に情報発信が可能であったが、「港湾」については津波警報発表中であったため状況の把握が困難であった等の課題が浮き彫りになった。

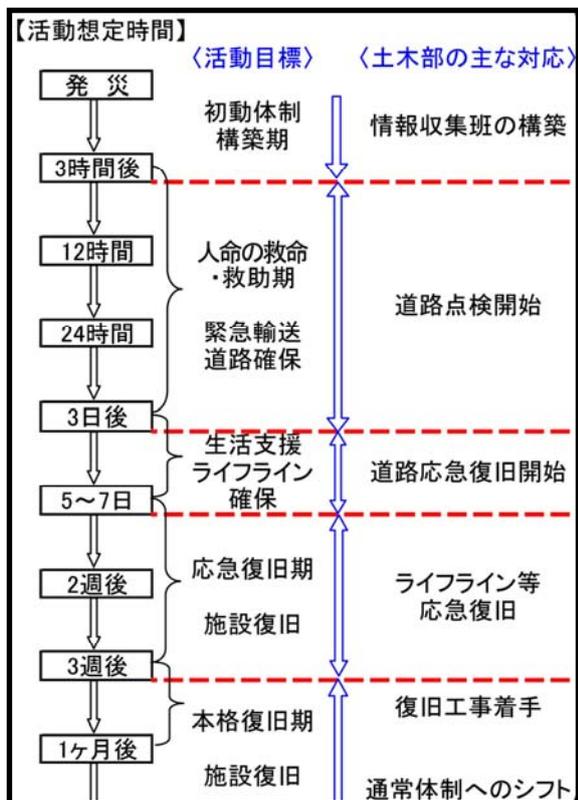
この結果とあわせて、東日本大震災の対応状況を調査し、またその経験を踏まえ、BCPの見直しについて検討を行うものである。

○今回と同レベルの災害が休日夜間に発生した場合の検討

今回の震災は平日の日中に起きた災害であり、初動体制確保は多くの事務所において可能であった。津波被災事務所においては避難の必要があり、体制確保に時間を要したが、同レベルの災害が休日夜間に起こった場合の初動対応について検討する必要がある。

休日深夜に発生と仮定した場合の情報連絡体制確保時間は、内陸事務所が、3時間以内に体制が確保されることに対し、沿岸事務所は、5時間程度かかる事務所もある。これは、津波警報発表時に事務所に登庁できないことが要因であることから、津波警報発表時の登庁箇所の基準を定めれば、内陸事務所と同等の時間で情報連絡体制が確保されると思われる。このとき、初動の人数確保とともに、連絡体制に必要な備品、資料を代替機関へ備えておく必要がある。

パトロール等体制確保時間は内陸及び沿岸事務所ともほとんどが2~6時間以内に体制が確保され、早朝からの出勤が可能となるが、8時間以上かかる事務所も見られる。これは連絡体制同様、津波警報発表時の登庁箇所の基準を定めれば、より早く体制が確保されると思われる。



○通信手段の確保

行政機関同士の通信手段については、防災訓練時においても通常の通信機器は災害時につながらないことを前提として、防災無線等の活用を計画・訓練していたが、沿岸の事務所についてはその防災無線施設が被災し、また携帯電話の中継局も被災した。

発災2日目にNTTdocomoから貸し出し用衛星携帯電話を10台借り受け、事前に配備していた衛星携帯電話と合わせ各事務所に配置し、しばらくはその衛星携帯電話のみでの連絡となり、大きな制約の中での対応となった。

今回の震災では、連絡手段として確実な機器は衛星携帯電話のみであったが、それは防災無線、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話と2重3重の手段を講じていた結果、回線数が少ないとはいえ通信手段の確保ができたと考えられることから、今後についても複数の連絡手段を確保しておく必要がある。

衛星携帯電話については、その有効性についてこの震災で証明されたが、維持費が高価であることから、現在の台数での効率的運用を計画する必要がある。

管理委託業者については、今回の震災においても津波被害があった箇所以外のパトロールは直後に自動で出勤し実施している。ただし通信手段の確保ができないため、状況を把握することができない状態が発生した。

災害時優先電話となっている電話の使用も可能だが、優先されるのは発信側だけであることから、相手は受信専用の電話を備えておくなどの工夫が必要である。

○防災協定協会等との連携について

防災協定協会等との連絡については、そのほとんどが3日以内に実施しているが、沿岸部については、津波の影響により1週間程度連絡が取れない場合も生じた。連絡体制がとれない状況においても、直接事務所に来てもらうなど、運用方法の改善を図る必要がある。なお、災害時に対応した通信機器の整備を検討している協会もあることから、連絡体制に取り入れていく必要がある。

○代替機関のあり方

BCPでは事務所が被災した場合には、代替機関への移動を設定しており、今回の震災でも津波被害があった事務所においては、その計画どおり対応した。仙台管内の仙台塩釜港湾事務所、中南部下水道事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所は仙台土木事務所に、東部管内の東部土木事務所、石巻港湾事務所は東部下水道事務所に移動した。この代替機関には自家発電設備があり、ある程度の電気が確保された。ただし、東部管内は土木部機関のみならず、他部局の機関も東部下水道事務所に移動してきたので、執務スペースにかなり問題あった。

気仙沼管内の気仙沼土木事務所については、合同庁舎が被災したため代替機関として保健福祉事務所で業務を行ったが、執務スペースの問題のほか発電設備が

なかったため、建設業協会等から借り受けして対応した。

代替機関には初動対応に必要な内容を記した書類及び管内図等のほか、事務機器を備えておく必要があり、うち事務機器は代替機関から借りることが可能と思われる。

電気の確保については、発動発電機の整備が現在困難であることから、防災協定締結者と発災時の確保について協議するなどの対応が必要である。

○沿岸地域への支援

BCPでは災害支援員として、個々の職員の派遣については計画されていたものの、チームでの派遣の仕組みについては検討段階であった。東日本大震災の対応として、沿岸部の被災が甚大であったことから、仙台地区、東部地区および気仙沼地区へ、チームでの支援を行った。

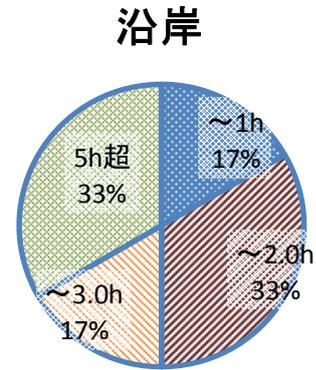
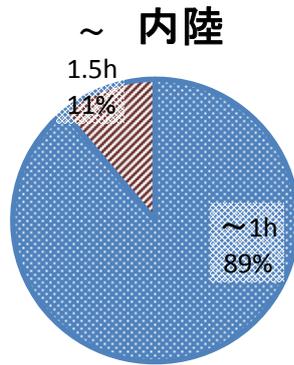
今後は、今回の対応における反省点を考慮し、支援を行う側のバックアップ体制、及び受援側の体制の検討を行い、チームでの派遣の仕組みを構築する。

(3) BCP (土木部業務継続計画) 改定

検証結果及び課題点について、部内各課、地方機関及び関係機関と調整を行い、改定に向けて検討を行う。検討にあたっては、BCPだけではなく、各要領及び協定等の改定についても視野に入れながら進めるものとする。

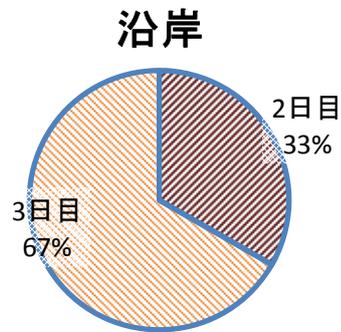
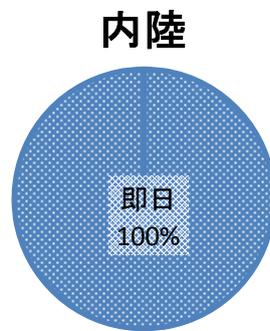
3.11地震発生時の事務所と県庁の連絡が取り次ぎができた時間(事務所数)

| | |
|-------|----|
| | 内陸 |
| ~1h | 8 |
| ~1.5h | 1 |
| | 沿岸 |
| ~1h | 1 |
| ~2.0h | 2 |
| ~3.0h | 1 |
| 5h超 | 2 |



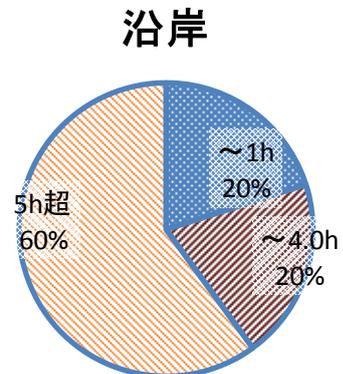
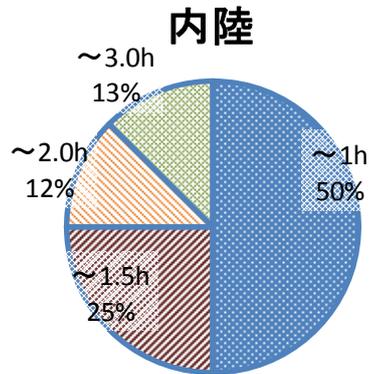
3.11地震発生時の事務所のパトロール等の体制がとれた時間(事務所数)

| | |
|-----|----|
| | 内陸 |
| 即日 | 9 |
| | 沿岸 |
| 即日 | 0 |
| 2日目 | 2 |
| 3日目 | 4 |



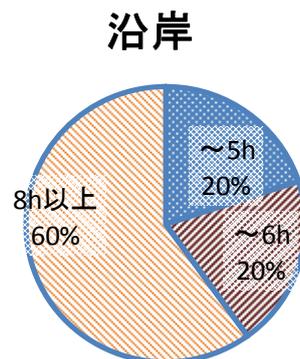
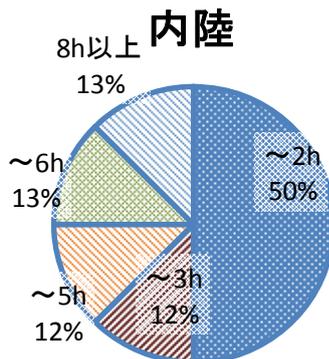
休日深夜に3.11地震相当の地震が発生したと仮定した場合の情報連絡体制がとれる時間

| | |
|-------|----|
| | 内陸 |
| ~1h | 4 |
| ~1.5h | 2 |
| ~2.0h | 1 |
| ~3.0h | 1 |
| | 沿岸 |
| ~1h | 1 |
| ~4.0h | 1 |
| 5h超 | 3 |



休日深夜に3.11地震相当の地震が発生したと仮定した場合のパトロール等の体制がとれる時間

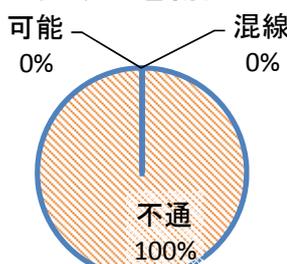
| | |
|------|----|
| | 内陸 |
| ~2h | 4 |
| ~3h | 1 |
| ~5h | 1 |
| ~6h | 1 |
| 8h以上 | 1 |
| | 沿岸 |
| ~5h | 1 |
| ~6h | 1 |
| 8h以上 | 3 |



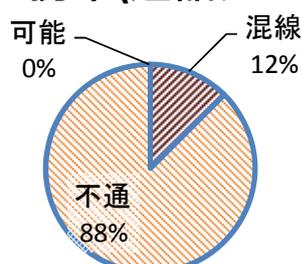
事務所の通信機器の通話状態(津波被災事務所除く)(事務所数)

| | 可能 | 混線 | 不通 |
|---------|----|----|----|
| 固定電話 | 0 | 0 | 8 |
| 携帯(通話) | 0 | 1 | 7 |
| 携帯(メール) | 0 | 1 | 7 |
| 防災無線 | 4 | 3 | 1 |
| 衛星 | 6 | 0 | 0 |

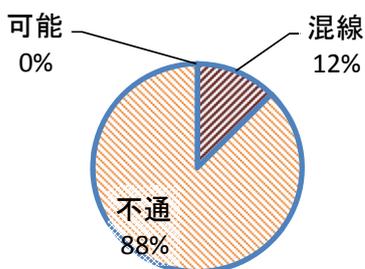
固定電話



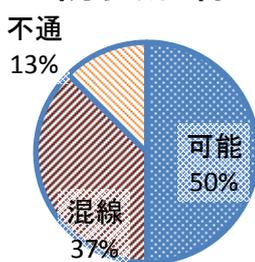
携帯(通話)



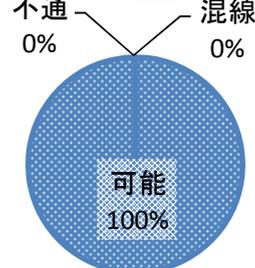
携帯(メール)



防災無線



衛星



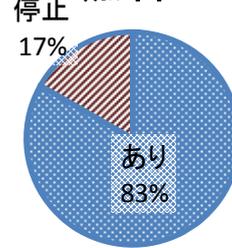
発電設備(津波被災事務所除く)(事務所数)

| | あり | 停止 | なし |
|-----|----|----|----|
| 自家発 | 6 | 0 | 0 |
| 燃料 | 5 | 1 | 0 |

自家発



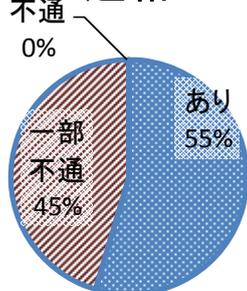
燃料



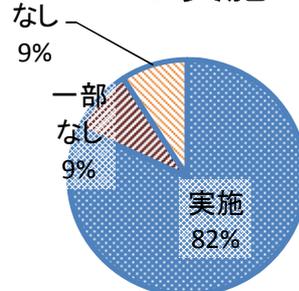
パトロール体制
管理委託業者(数)

| | あり | 一部不 | 不通 |
|------|----|-----|----|
| 連絡 | 6 | 5 | 0 |
| | 実施 | 一部な | なし |
| パト実施 | 9 | 1 | 1 |

連絡



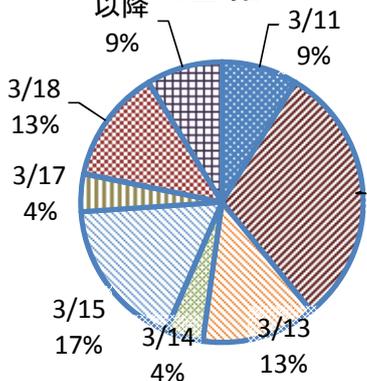
パト実施



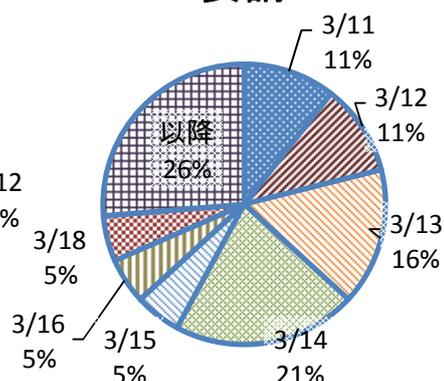
防災協定との連絡状況(協会数)

| | 連絡 |
|------|----|
| 3/11 | 2 |
| 3/12 | 7 |
| 3/13 | 3 |
| 3/14 | 1 |
| 3/15 | 4 |
| 3/17 | 1 |
| 3/18 | 3 |
| 以降 | 2 |
| | 要請 |
| 3/11 | 2 |
| 3/12 | 2 |
| 3/13 | 3 |
| 3/14 | 4 |
| 3/15 | 1 |
| 3/16 | 1 |
| 3/18 | 1 |
| 以降 | 5 |

連絡



要請



第8章



津波の痕跡調査結果

<空白>

(1) 調査概要

津波痕跡の現地調査については、以下の方法により実施した。

- 1) 痕跡付近のなるべく平坦な地面（道路等）に三脚+電子レーザー（計測機器）を設置して、測定地点に対する地盤からの痕跡地点の高さ（ h_1 ）を測定し、後日、震災後に取得したLP（レーザープロファイラ）データにより測定地点の地盤高（ h_0 ）を抽出し、痕跡高[T.P.m]（ $H=h_1+h_0$ ）を算出した。なお、平坦な土地で高さの低い痕跡についてはスタッフを用いた。
- 2) 海岸沿いの崖地のような箇所については、調査時の海面から痕跡地点までの高さを計測し、後日、潮位補正を行った。
- 3) 調査地点の緯度・経度については、LP（レーザープロファイラ）データにより判定した。

(2) 調査地点数

津波痕跡調査については、土木学会と宮城県の調査結果があるが、県で行ったものも全て土木学会に登録している。

宮城県内の総調査地点数は、1,679点であり、うち宮城県調査が949点、土木学会調査が730点となっている。

今回取りまとめた津波浸水区域図では、代表的な調査結果を抽出し、274点（うち宮城県調査150点、土木学会調査124点）のデータを基に図面を作成した。

データについては、誤差の大小で信頼度A～Dまで4つに区分されているが、取りまとめについては、信頼度A及びBのみ使用した。

(参考)

信頼度表

| 信頼度 | 判断基準 |
|-----|--|
| A | 信頼度大なるもの。痕跡明瞭にして、測量誤差最も小なるもの。 |
| B | 信頼度中なるもの。痕跡不明につき、聞き込みにより、周囲の状況から信頼ある水位を知るもの。測量誤差小。 |
| C | 信頼度小なるもの。その他砂浜などで異常に波がはい上がったと思われるもの、あるいは測点が海辺より離れ測量誤差が大なるもの。 |
| D | 信頼度極小なるもの。高潮、台風などの影響で痕跡が重複し、不明瞭なもの等。 |

(3) 調査結果について

今回の調査結果については、次頁以降に集計表と津波浸水区域図として整理した。

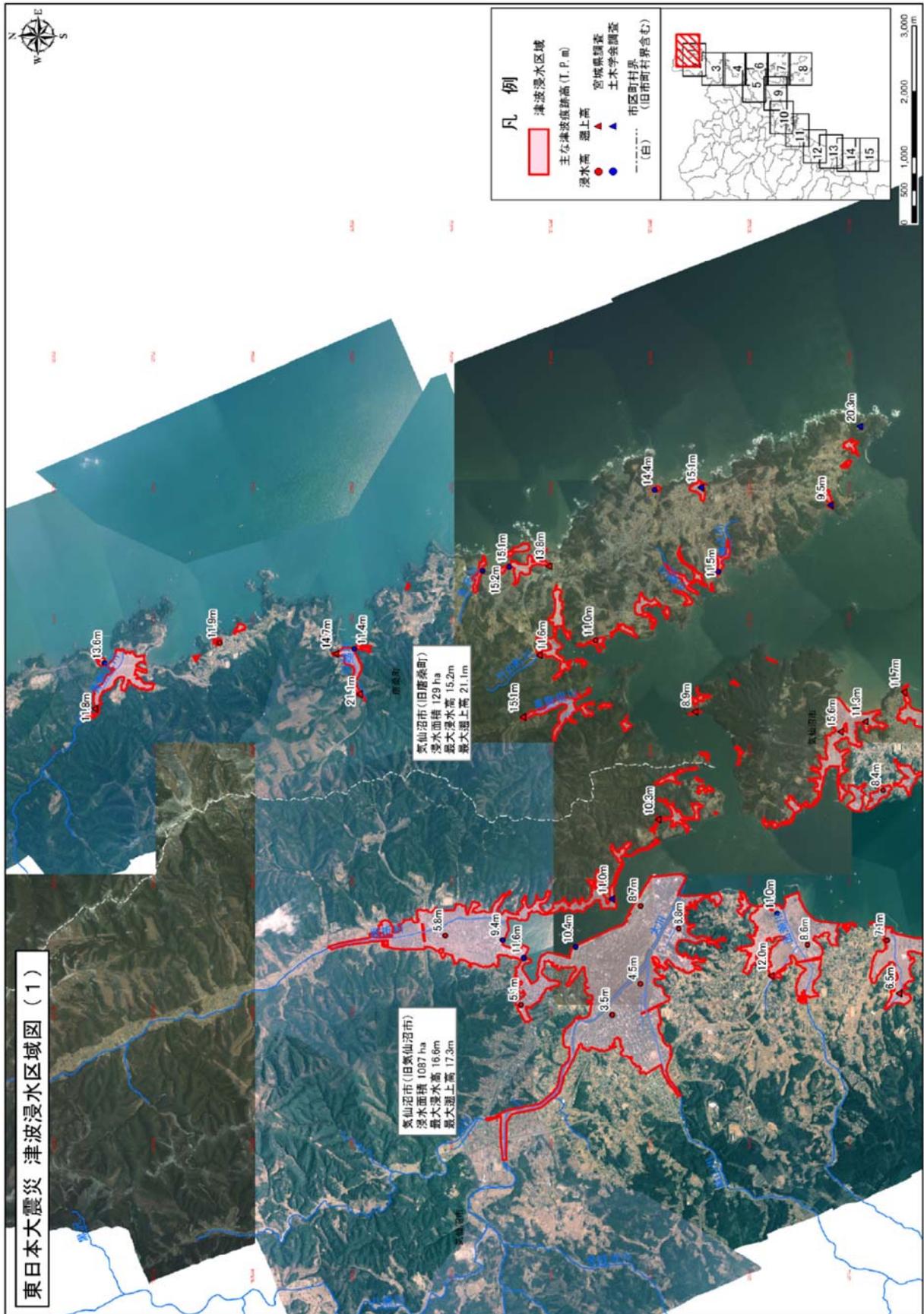
なお、今回の調査結果は全て個表（位置図、写真付き）として整理し、東京大学の佐藤慎司教授のもとでアーカイブされており、将来にわたって保存されるものである。

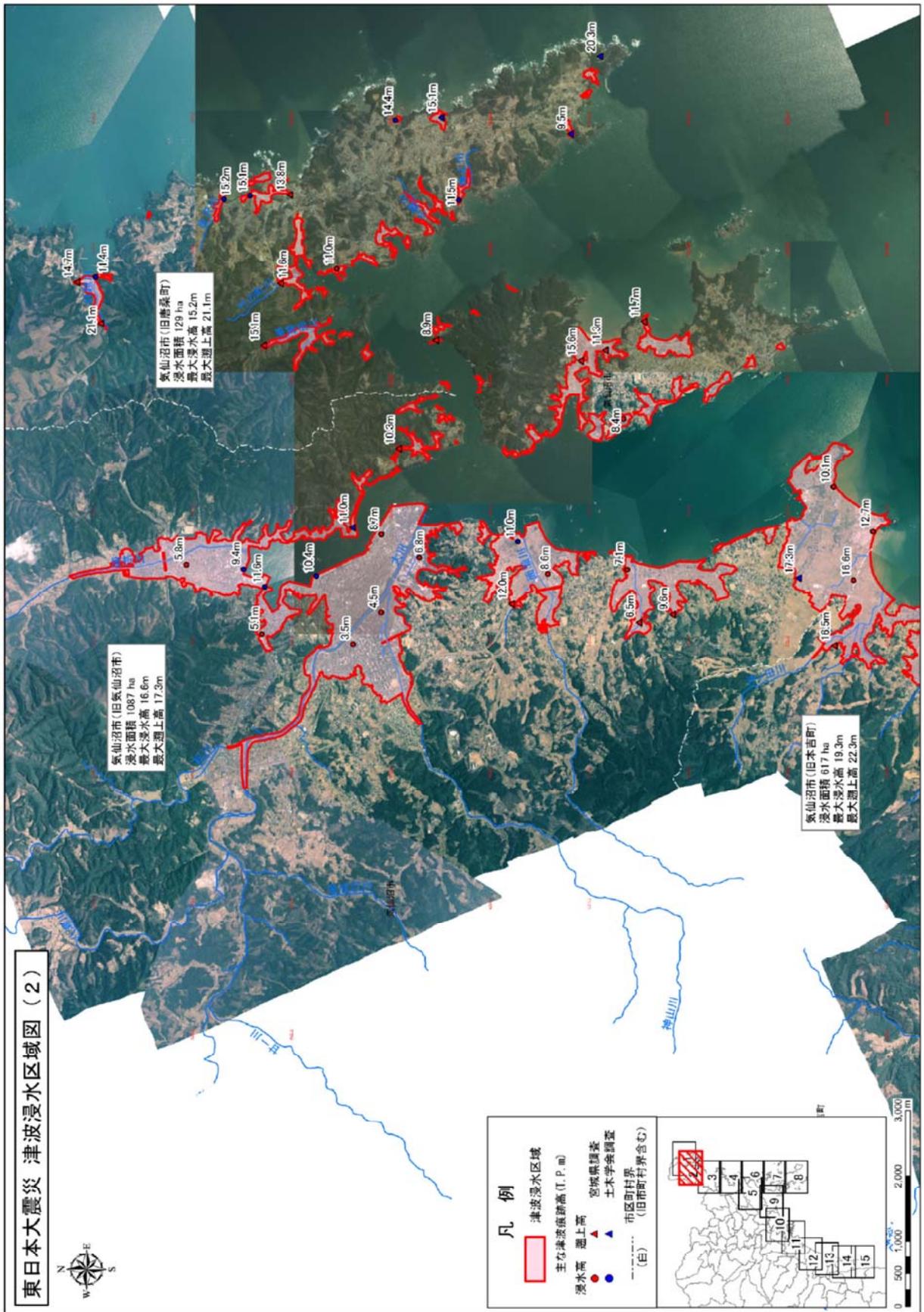
津波浸水面積及び痕跡高一覧表

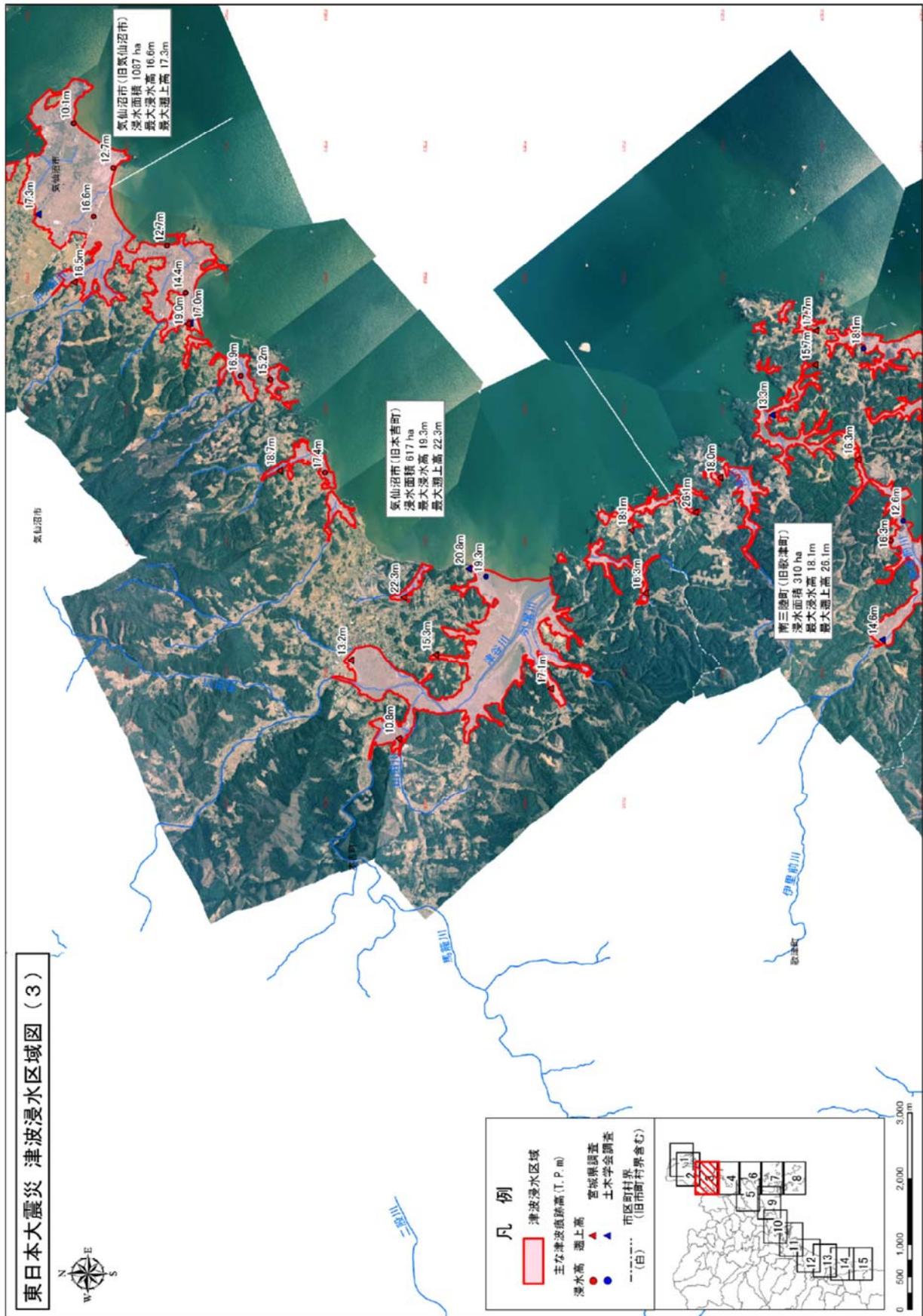
| No | 旧市町村 | 現市町村 | 面積 (ha) | 合併市町村面積 (ha) | 最大浸水高 (T. P. m) | 最大遡上高 (T. P. m) |
|----|---------|---------|-----------|--------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 唐桑町 | 気仙沼市 | 129 ha | 1833 ha | 15.2 m | 21.1 m |
| 2 | 気仙沼市 | | 1,087 ha | | 16.6 m | 17.3 m |
| 3 | 本吉町 | | 617 ha | | 19.3 m | 22.3 m |
| 4 | 歌津町 | 南三陸町 | 310 ha | 978 ha | 18.1 m | 26.1 m |
| 5 | 志津川町 | | 668 ha | | 19.6 m | 20.2 m |
| 6 | 北上町 | 石巻市 | 974 ha | 7700 ha | 14.4 m | 17.8 m |
| 7 | 雄勝町 | | 152 ha | | 16.2 m | 21.0 m |
| 8 | 河北町 | | 1,942 ha | | 5.0 m | 8.8 m |
| 9 | 河南町 | | 446 ha | | 2.6 m | - m |
| 10 | 石巻市 | | 3,960 ha | | 11.5 m | 12.0 m |
| 11 | 牡鹿町 | | 227 ha | | 17.5 m | 26.0 m |
| 12 | 女川町 | 女川町 | 293 ha | | 18.5 m | 34.7 m |
| 13 | 矢本町 | 東松島市 | 2,222 ha | 3771 ha | 7.6 m | - m |
| 14 | 鳴瀬町 | | 1,549 ha | | 10.1 m | - m |
| 15 | 松島町 | 松島町 | 157 ha | | 2.8 m | - m |
| 16 | 利府町 | 利府町 | 14 ha | | 6.3 m | - m |
| 17 | 塩竈市 | 塩竈市 | 433 ha | | 4.8 m | - m |
| 18 | 七ヶ浜町 | 七ヶ浜町 | 520 ha | | 11.6 m | - m |
| 19 | 多賀城市 | 多賀城市 | 623 ha | | 5.5 m | - m |
| 20 | 仙台市宮城野区 | 仙台市宮城野区 | 2,092 ha | | 13.9 m | - m |
| 21 | 仙台市若林区 | 仙台市若林区 | 2,775 ha | | 11.9 m | - m |
| 22 | 仙台市太白区 | 仙台市太白区 | 110 ha | | 2.1 m | - m |
| 23 | 名取市 | 名取市 | 2,740 ha | | 11.8 m | - m |
| 24 | 岩沼市 | 岩沼市 | 2,828 ha | | 10.5 m | - m |
| 25 | 亶理町 | 亶理町 | 3,493 ha | | 8.1 m | - m |
| 26 | 山元町 | 山元町 | 2,441 ha | | 14.6 m | 10.4 m |
| | 総計 | | 32,801 ha | | | |

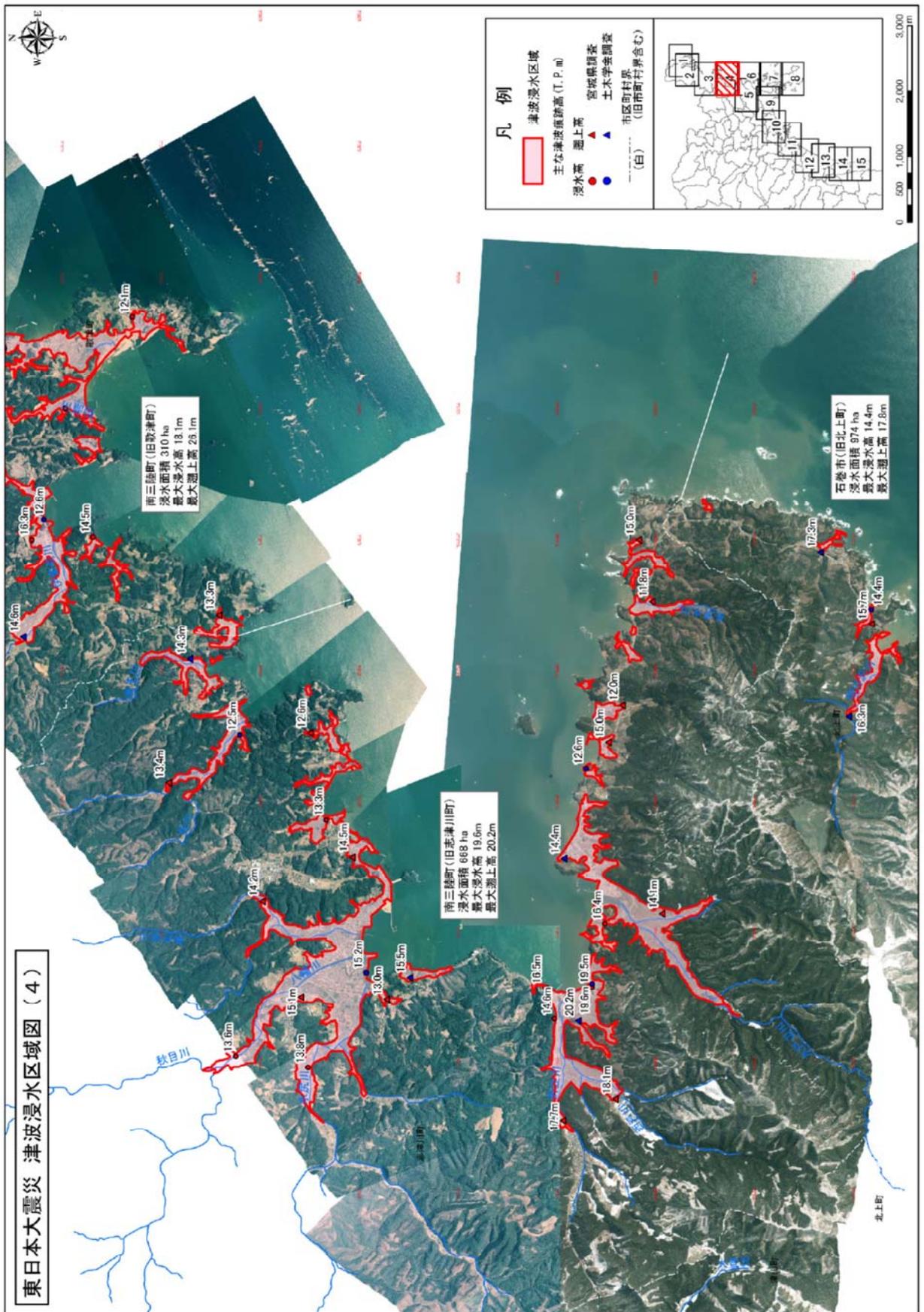
※ 面積は、合併前の旧市町と合併後に区分した。

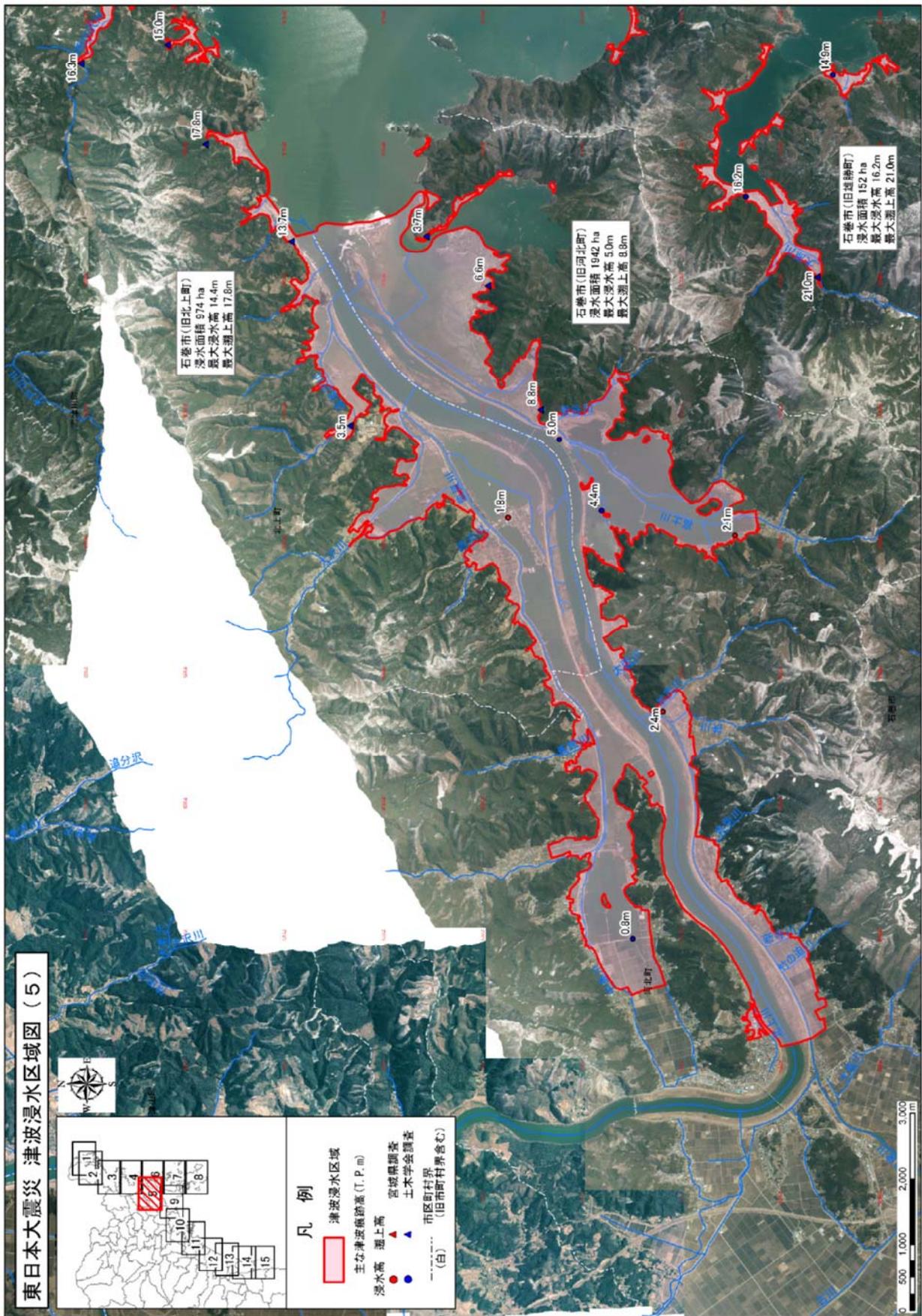
※ 痕跡高は、最大浸水高と最大遡上高に区分した。平野部については内陸部ほど津波高が低くなり浸水高が最も高くなることから、遡上高については記載していない。

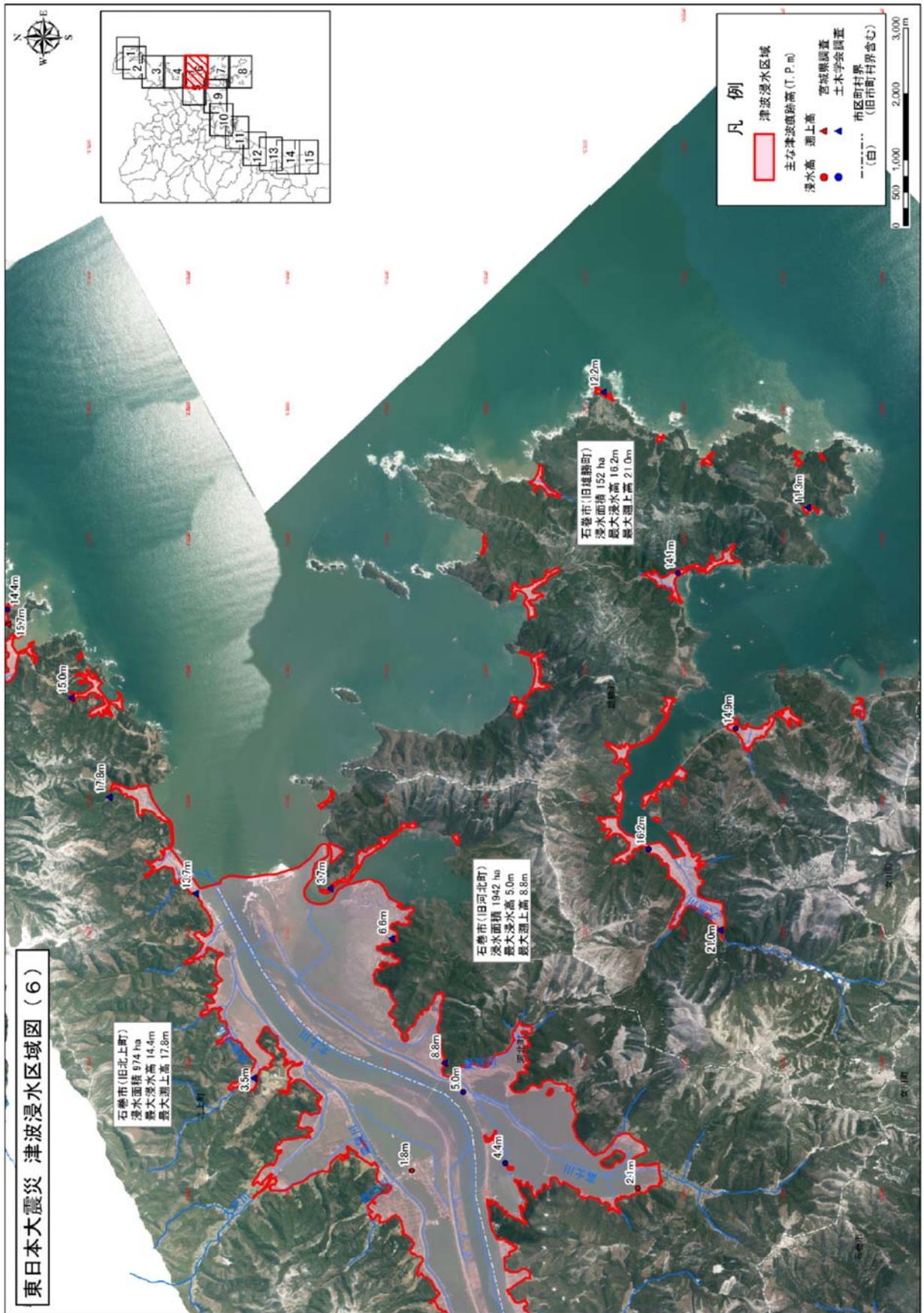




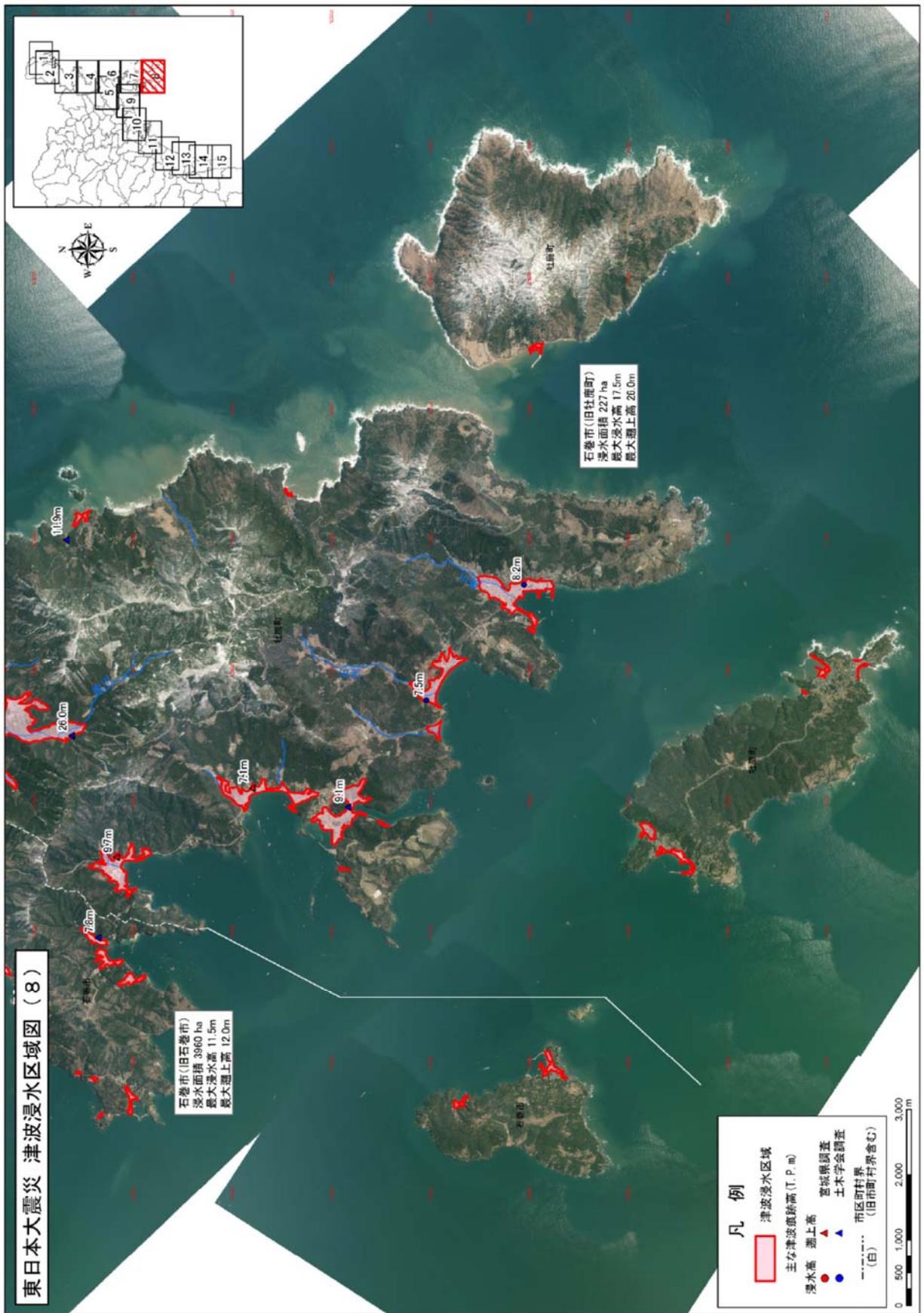


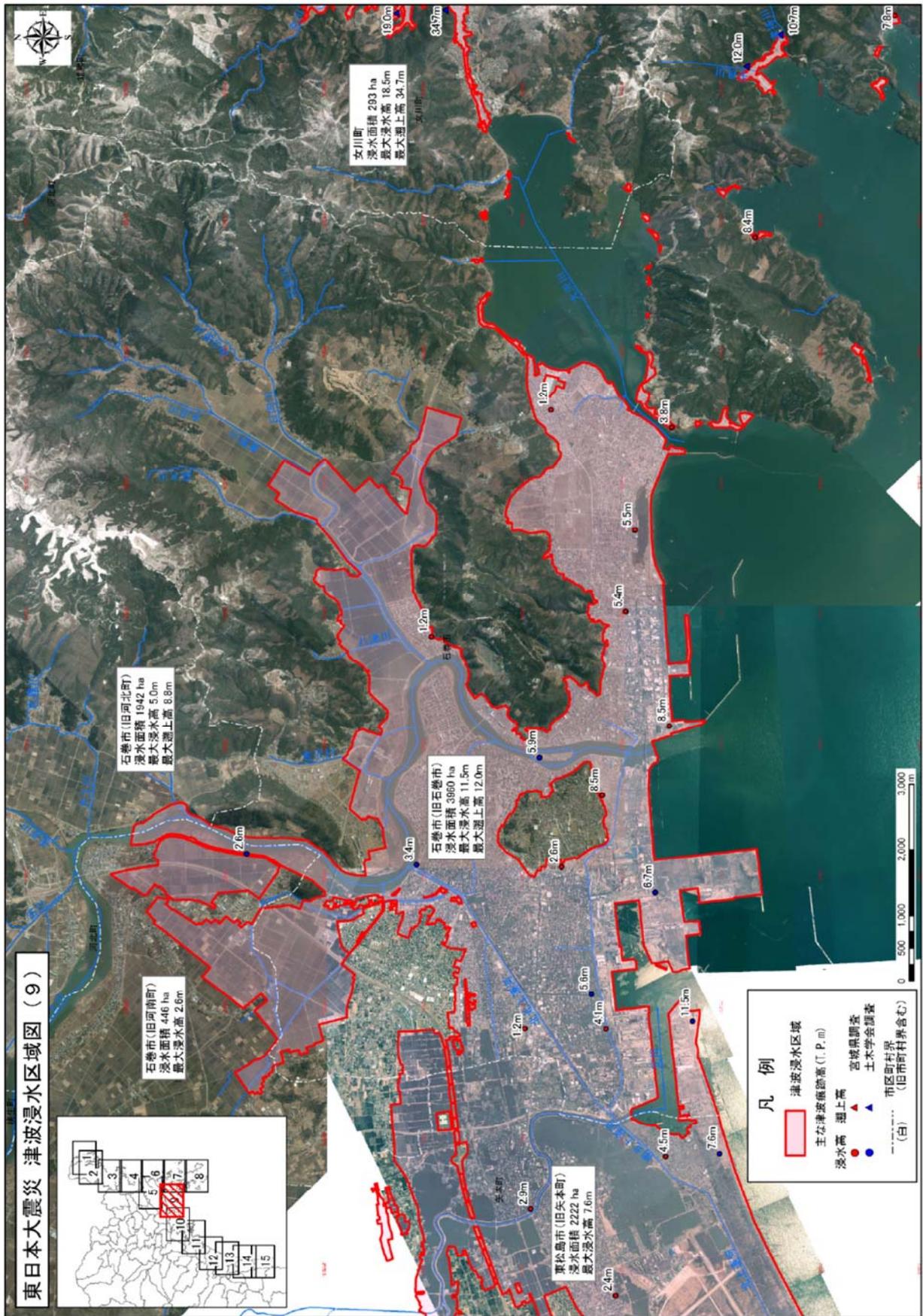


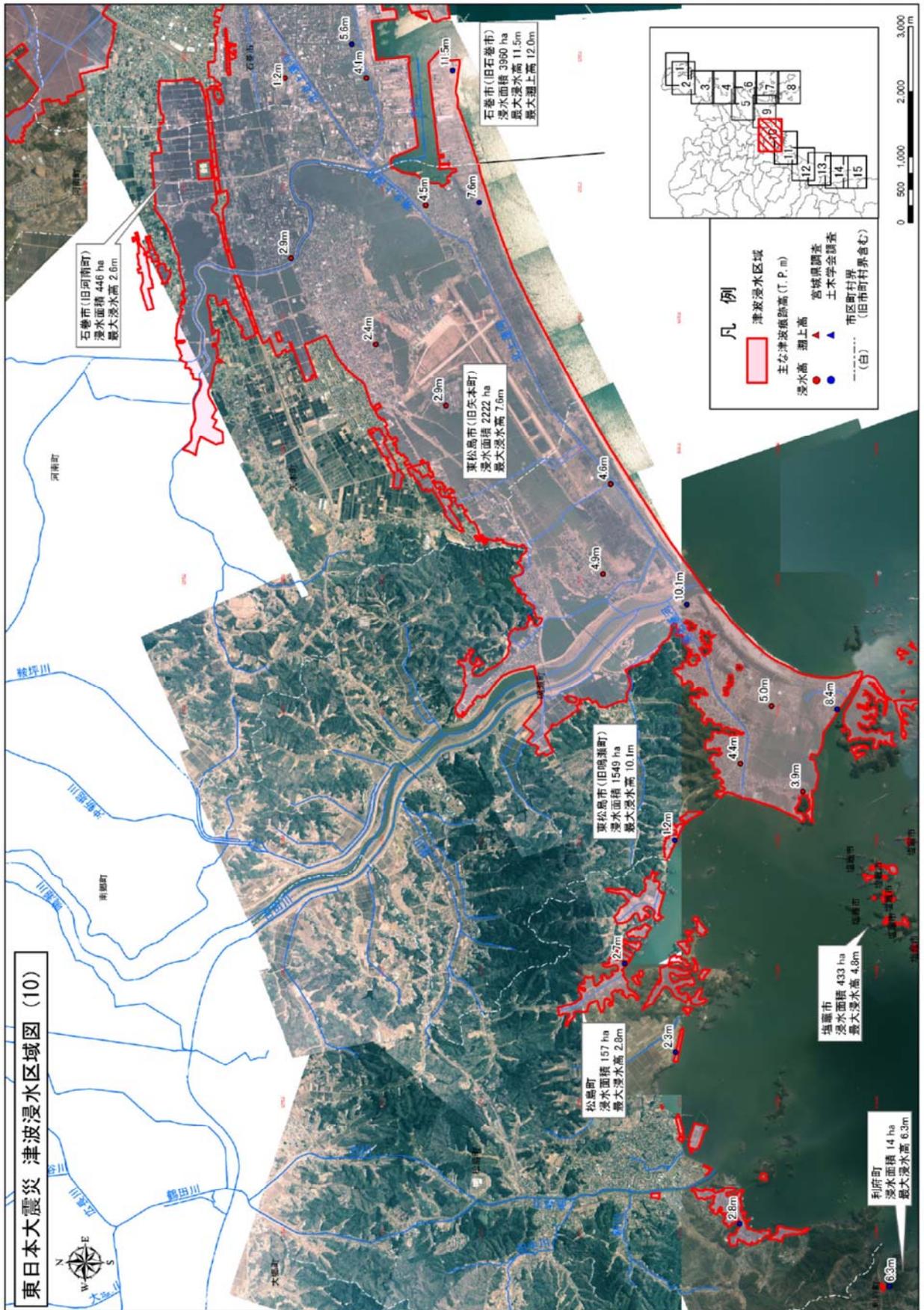


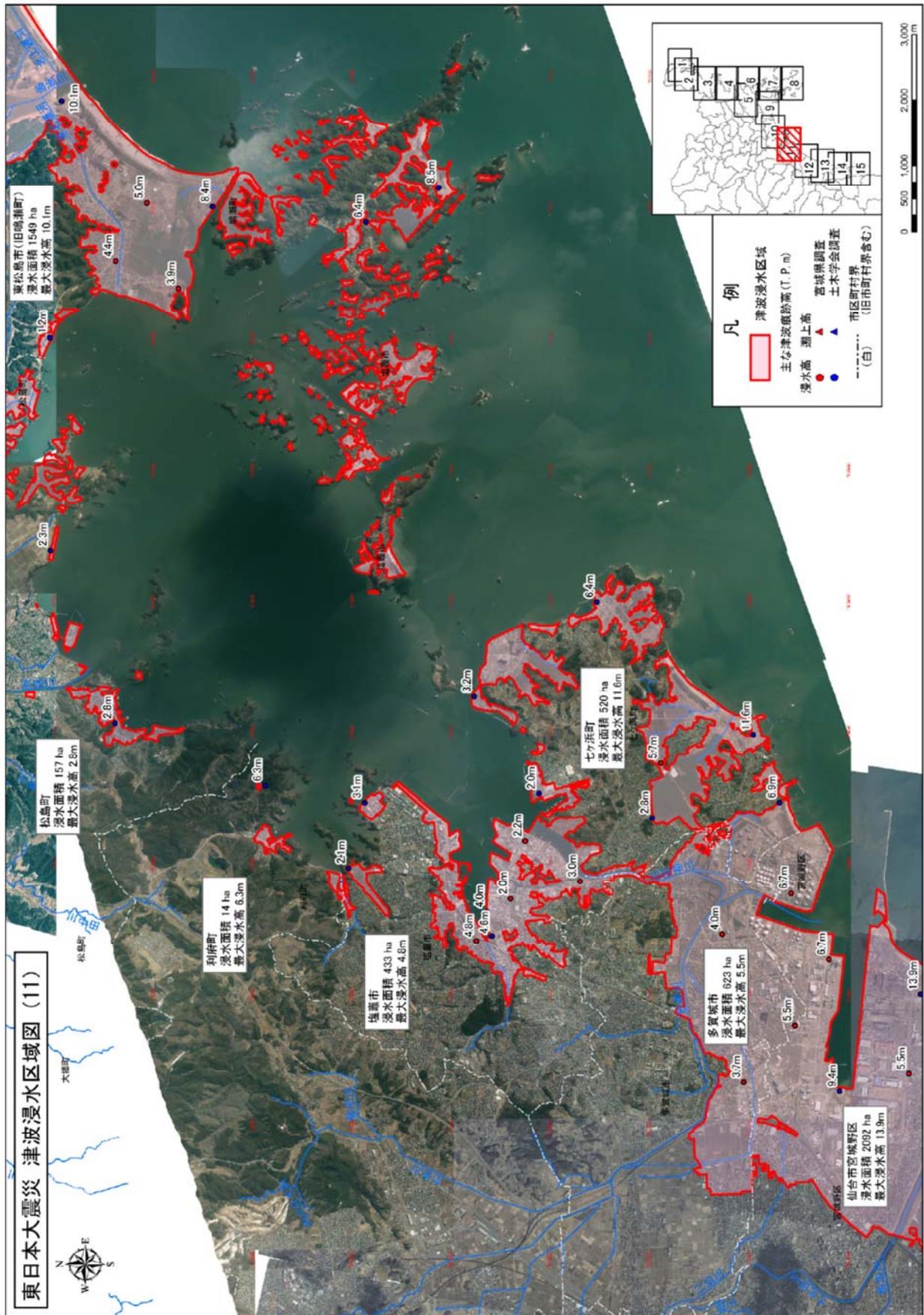


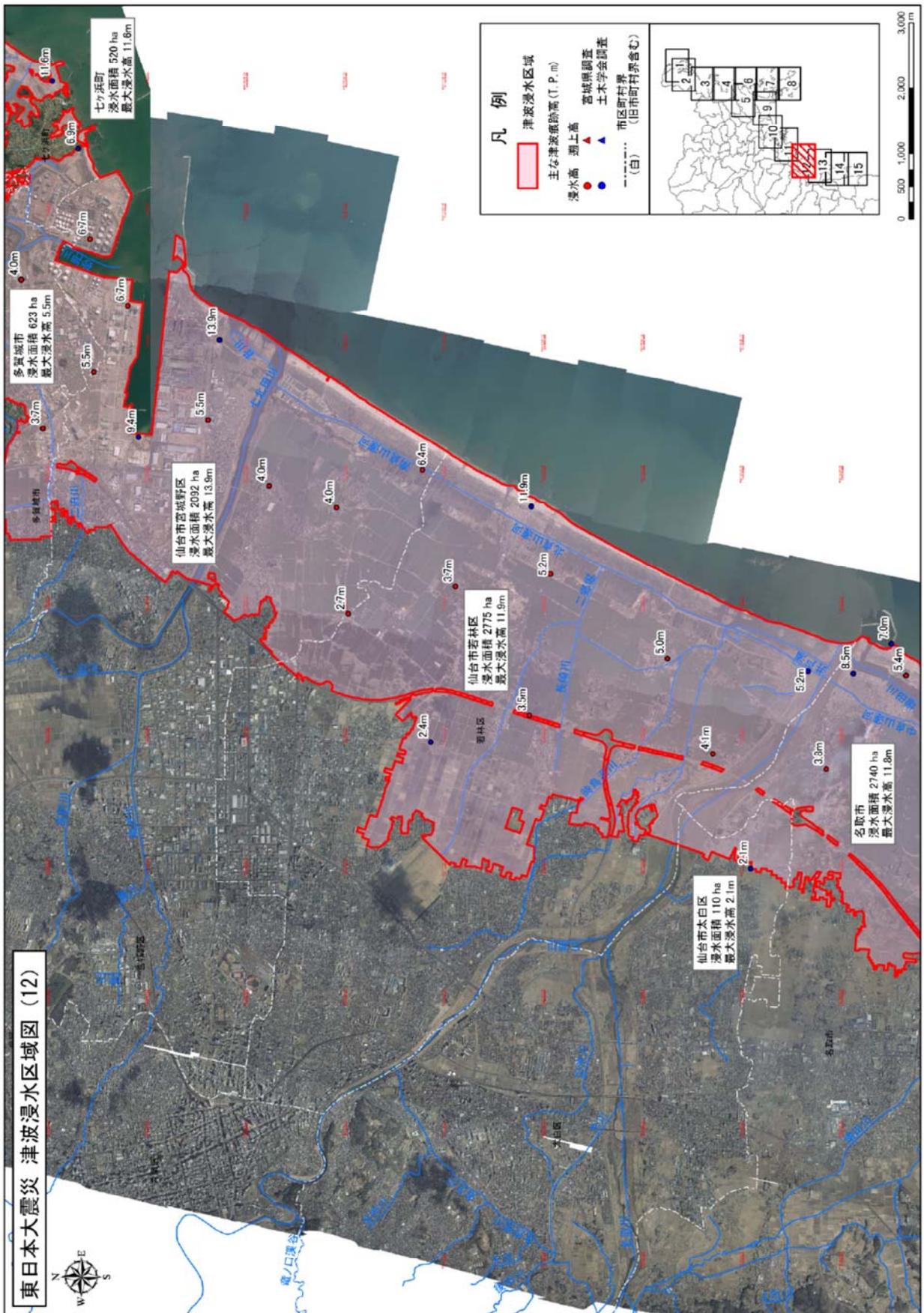


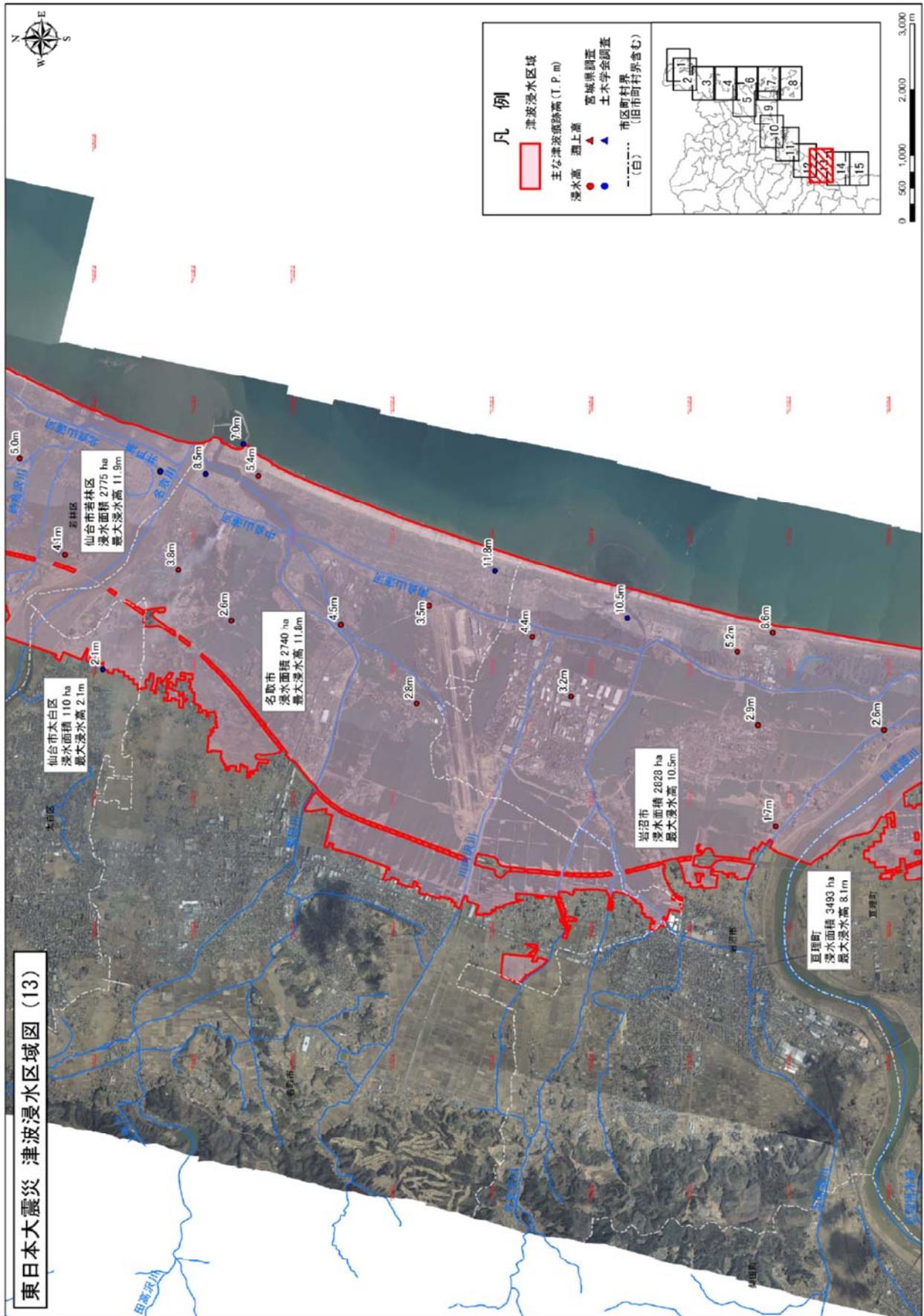


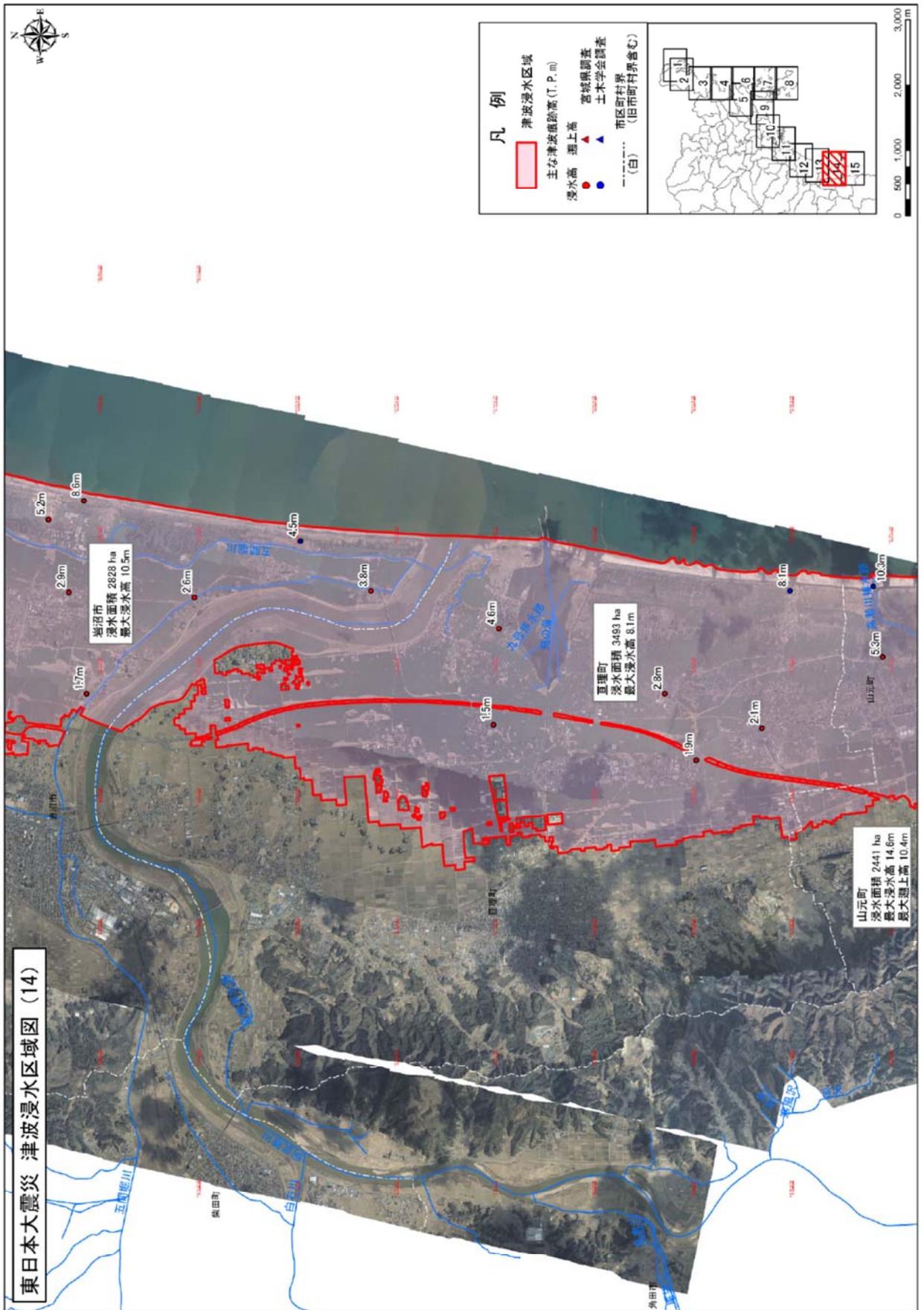


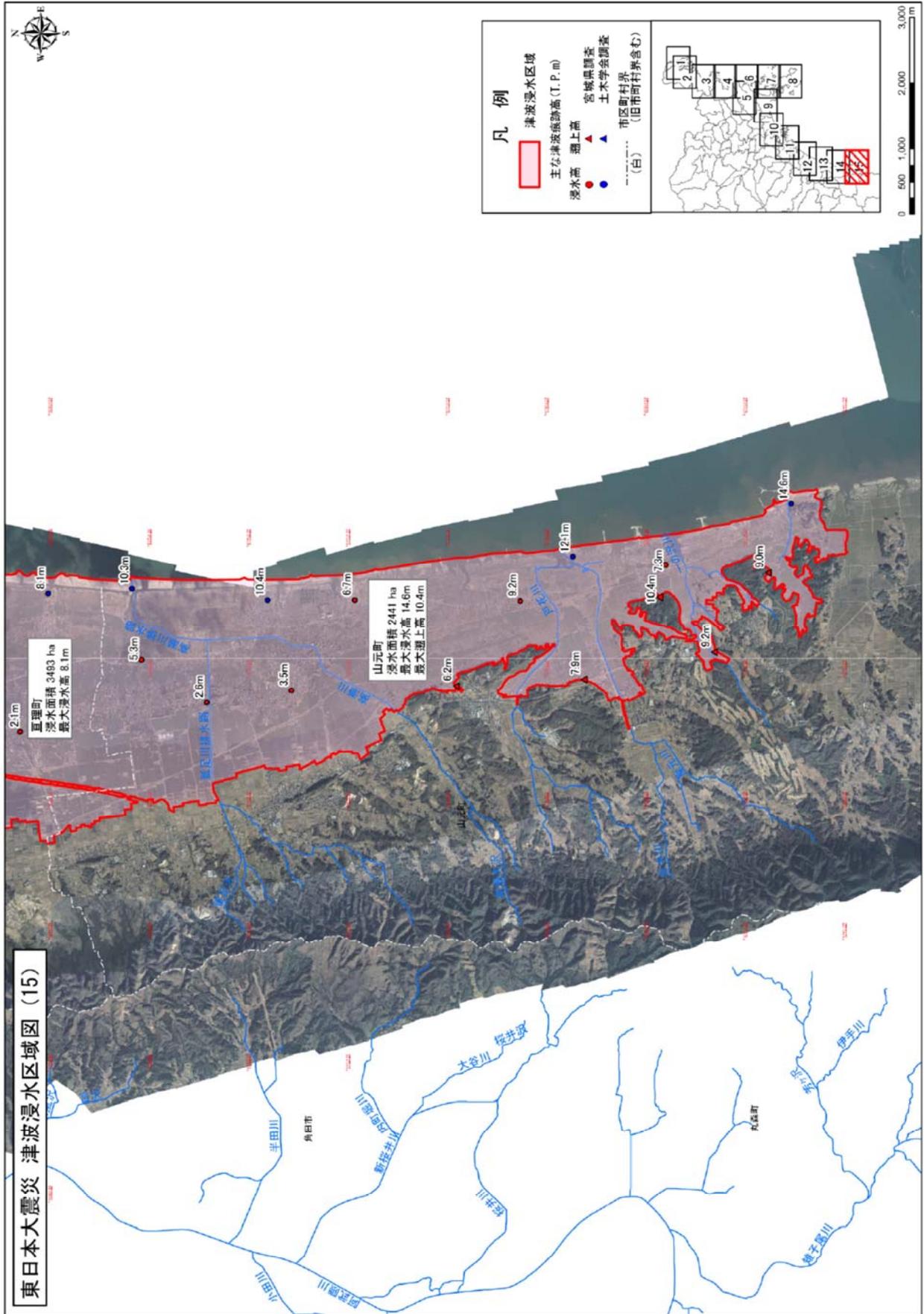


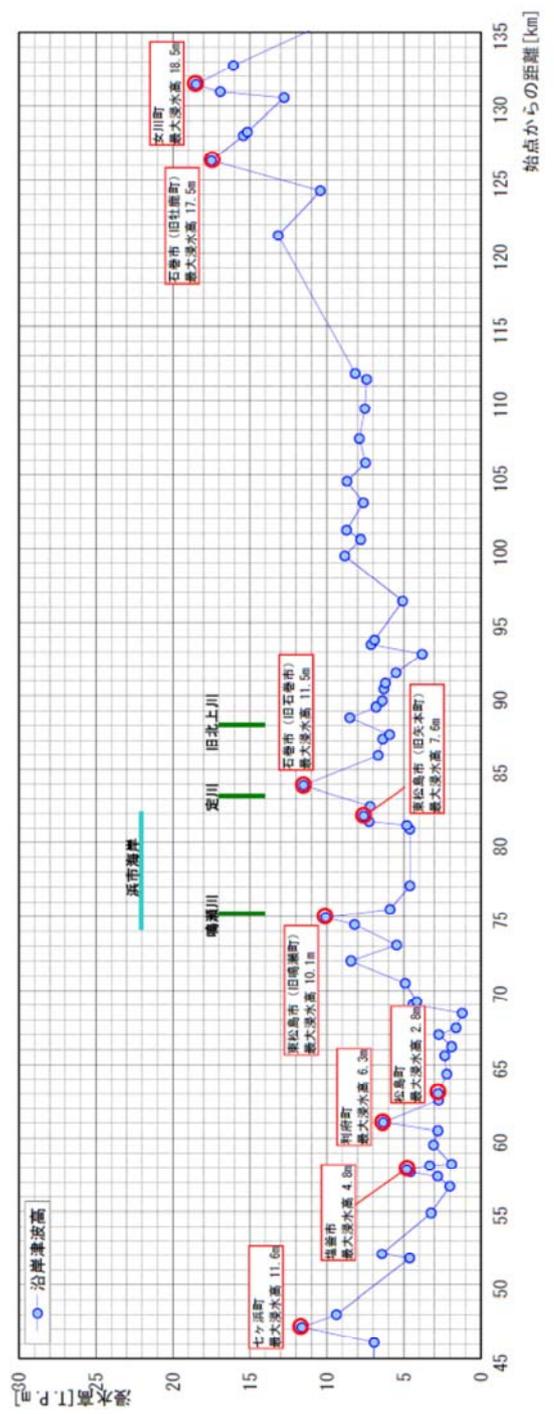


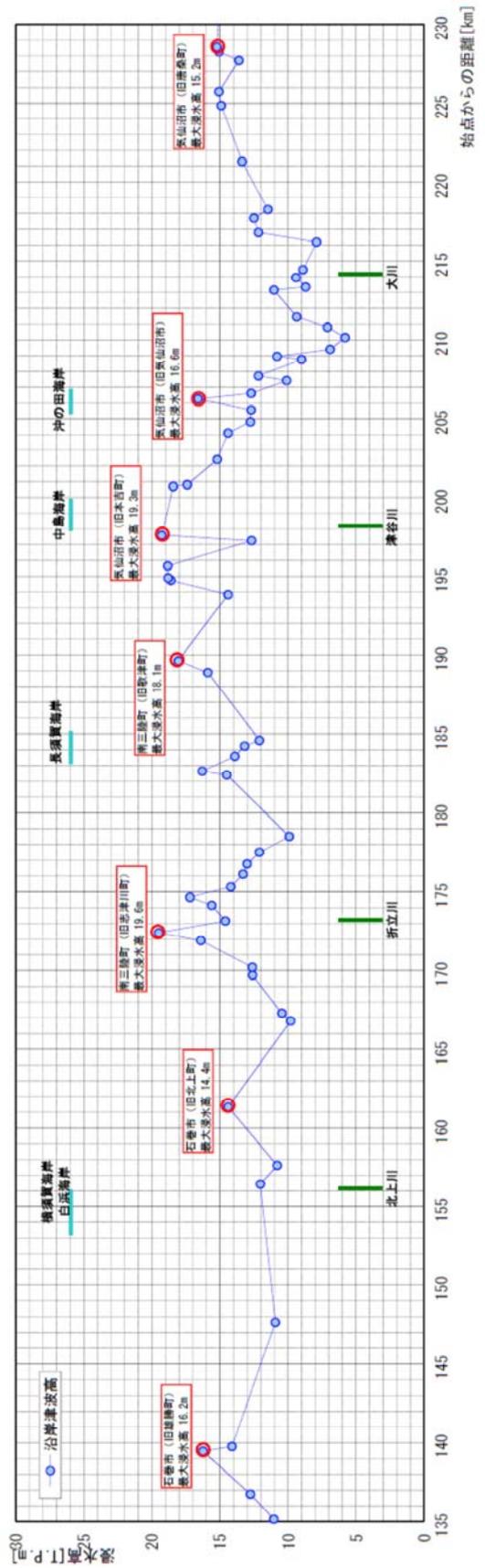
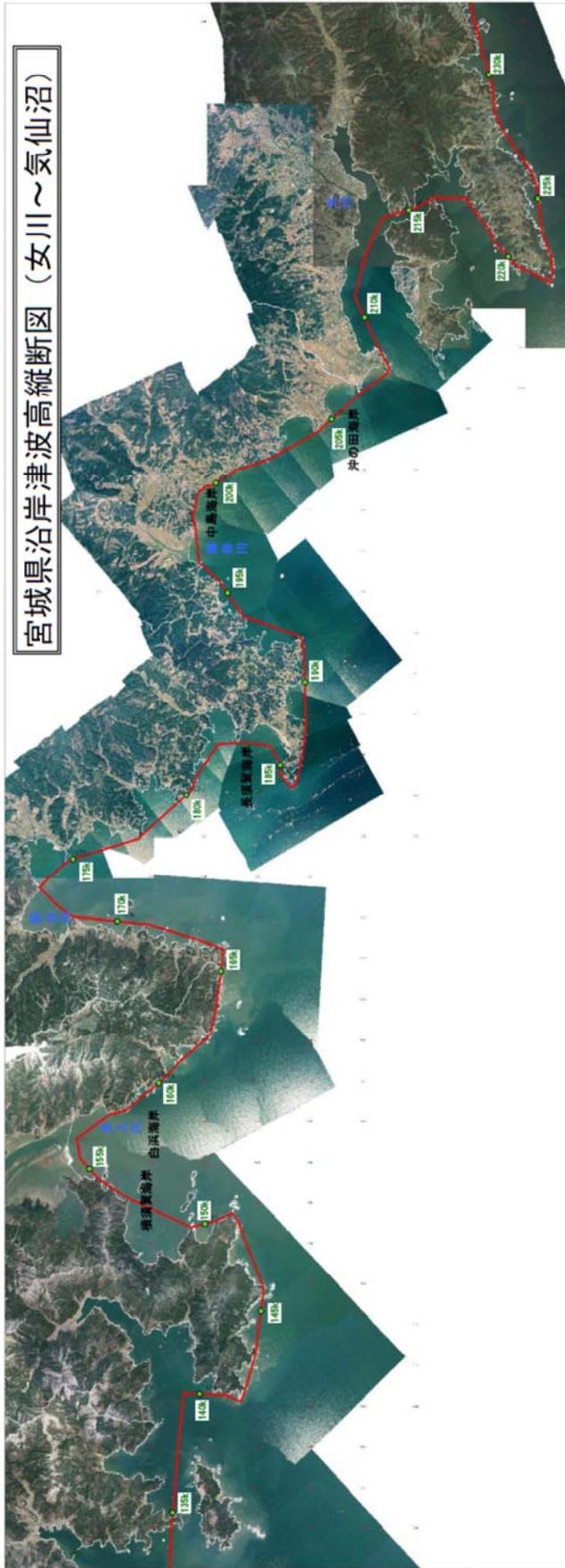












第9章



被災した海岸堤防の新たな津波対策

<空白>

(1) 国等における津波対策に関する基本的な考え方

①中央防災会議

今次の津波災害を受け、国の中央防災会議「東北地方太平洋地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、平成23年6月26日に今後の津波防災対策の基本的な考え方について中間とりまとめを公表した。

この中では、今後の津波防災対策を構築するに当たって、基本的に二つのレベルの津波を想定することとしている。一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波【最大クラスの津波】であり、もう一つは、構造物による津波対策を行う上で想定する津波【頻度の高い津波】である。

今後の対策については、頻度の高い津波に対応する高さの構造物とし、設計対象を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造を検討するべきとしている。

②海岸関係省庁

平成23年7月11日に農林水産省及び国土交通省により「設計津波の水位の設定方法等」が示され、今後の海岸保全施設の復旧計画については、海岸関係の4省庁で定めた基準により求めた設計津波の水位を踏まえ策定するものとしている。

この中では、津波に対する地域海岸の設定や設計津波の水位の設定方法、堤防等の天端高について設定方法等が示されており、海岸保全施設等の対象とする津波については、一定頻度【数十年から百数十年に一度程度】で発生する津波の高さにより堤防の設計を行うものとしている。

(2) 本県における津波対策の考え方

本県におけるこれまでの津波対策は、三陸高潮対策事業やチリ地震津波対策事業として昭和三陸津波やチリ地震津波を対象として整備を進めてきたが、今回の国等から出された新たな基準に基づいて根本的な見直しを行う必要がある。

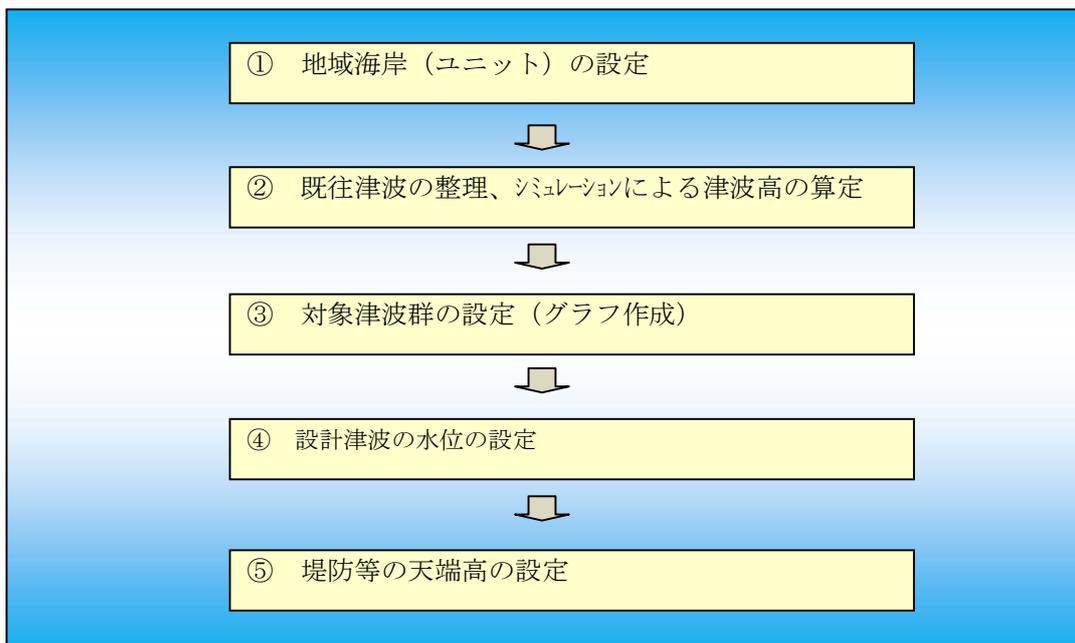
そこで、国等の検討結果に基づき本県では、今回検討する一定頻度の津波として既往文献によるものや津波痕跡が確認されている明治三陸津波以降の津波のほか、県の防災計画においても検討されている想定宮城県沖地震（連動型）についても、百数十年に一度程度の頻度で発生が懸念されるため検討の対象とすることとした。

なお、今回検討する津波高さに基づき海岸保全基本計画も全面的に見直し、一定頻度の津波を考慮した海岸保全施設の整備を計画に位置付けることとする。

(3) 堤防高の検討について

平成23年7月8日付けの海岸4省庁から通知「設計津波の水位の設定方法等について」に基づき津波高の検討を行う。この通知によれば、検討フローについては下図のとおりである。

堤防高の検討方法

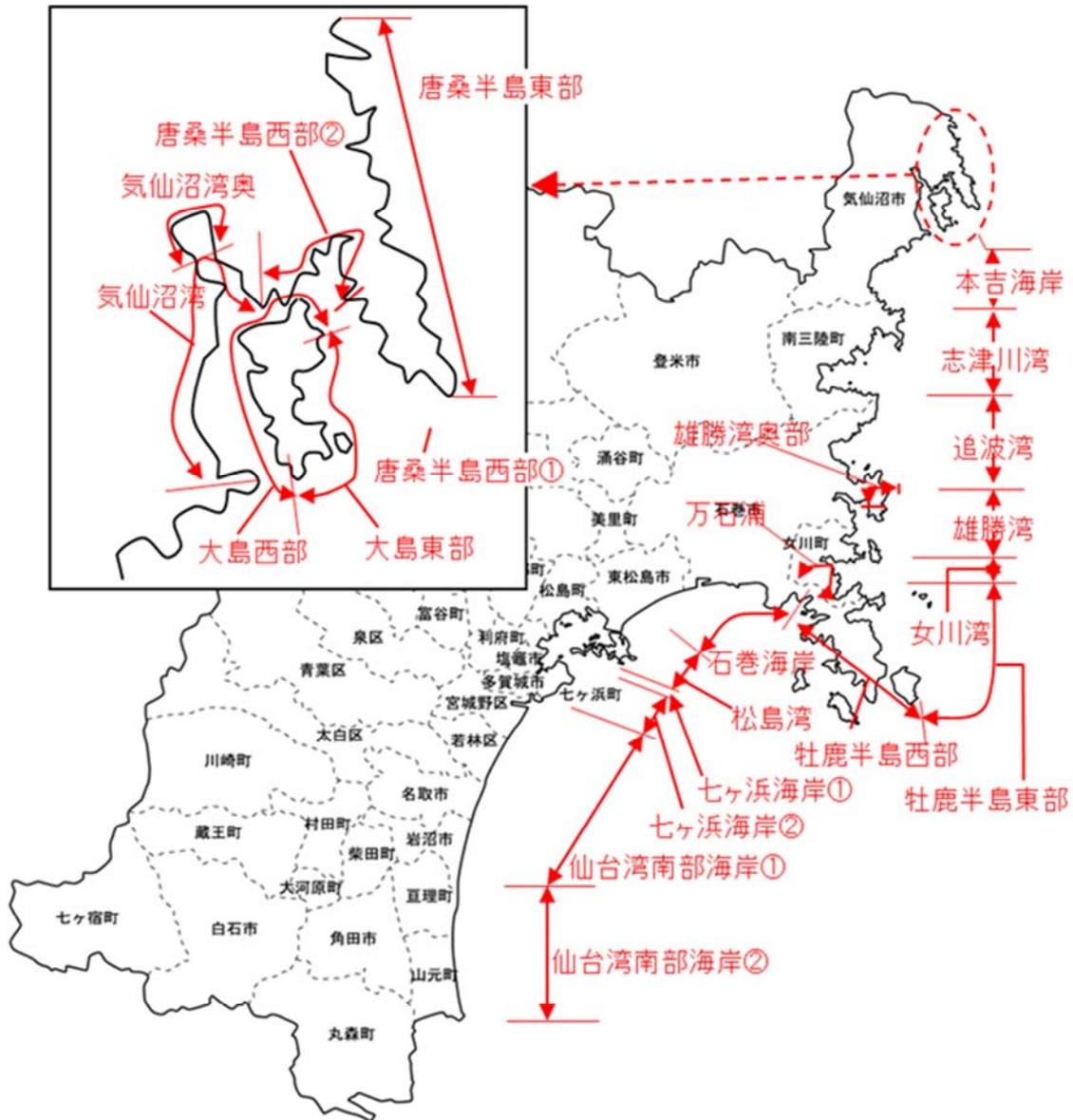


①地域海岸の設定

地域海岸の設定については、以下の観点により区分した。

- リアス地形の三陸南沿岸と砂浜海岸主体の仙台湾沿岸を大別
- 湾地形による区分を基本とし、半島や離島による遮蔽効果を考慮
- 湾奥部における増幅等が顕著な場合は適宜分割し区分
- 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分

これにより、宮城県沿岸では、三陸南沿岸で14の地域海岸、仙台湾沿岸で8の地域海岸とし、合計22の地域海岸を設定した。



| 宮城県の地域海岸分割 | | | | |
|------------|----------|-------|------|-------|
| ユニット番号 | 地域海岸名 | 海岸の範囲 | | 摘要 |
| | | 起点 | 終点 | |
| 27-1 | 唐桑半島東部 | 岩手県境 | 御崎 | |
| 27-2 | 唐桑半島西部① | 御崎 | 田の浜 | |
| 27-3 | 唐桑半島西部② | 田の浜 | 鶴ヶ浦 | |
| 28-1 | 気仙沼湾 | 鶴ヶ浦 | 岩井崎 | |
| 28-2 | 気仙沼湾奥部 | 潮見町 | 大浦 | |
| 28-3 | 大島東部 | 大初平 | 龍舞崎 | 田中浜方面 |
| 28-4 | 大島西部 | 龍舞崎 | 大初平 | 浦の浜方面 |
| 29 | 本吉海岸 | 岩井崎 | 石浜 | |
| 30 | 志津川湾 | 石浜 | 神割崎 | |
| 31 | 追波湾 | 神割崎 | 大須崎 | |
| 32-1 | 雄勝湾 | 大須崎 | 尾浦 | |
| 32-2 | 雄勝湾奥部 | 小島 | 雄勝 | |
| 33-1 | 女川湾 | 尾浦 | 寄磯崎 | |
| 33-2 | 牡鹿半島東部 | 寄磯崎 | 黒崎 | |
| 34 | 牡鹿半島西部 | 黒崎 | 渡波 | |
| 35 | 万石浦 | 祝田 | 長浜 | |
| 36 | 石巻海岸 | 長浜 | 州崎 | |
| 37 | 松島湾 | 州崎 | 代ヶ崎 | |
| 38-1 | 七ヶ浜海岸① | 代ヶ崎 | 花淵崎 | |
| 38-2 | 七ヶ浜海岸② | 花淵崎 | 蒲生 | |
| 39 | 仙台湾南部海岸① | 蒲生 | 阿武隈川 | |
| 40 | 仙台湾南部海岸② | 阿武隈川 | 福島県境 | |

②既往津波、シミュレーションによる津波高の算定

文献による既往津波については、国がとりまとめた資料により整理し、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、チリ地震津波については、本県で過去に調査した資料を参考とした。

津波シミュレーションについては、明治三陸地震津波【中防防災会議モデル】、想定宮城県沖地震（連動型）【県モデル（推本モデル）】の2つを解析の対象とし、昭和三陸地震津波については宮城県第3次地震被害想定調査で実施した結果を参考とした。

なお、チリ地震津波については、計算時間や費用の面で解析を行うことが適切ではないと判断し、痕跡値を採用した。

| 地震名 | M | 発生年 | 出典 | 備考 |
|--------------|-----|------|----------------------|---------|
| 貞観津波 | 8.3 | 869 | 国資料(日本被害津波総覧等) | 痕跡値 |
| 慶長三陸地震 | 8.1 | 1611 | 〃 | 〃 |
| 延宝三陸沖地震 | 7.3 | 1677 | 〃 | 〃 |
| 延宝房総沖地震 | 8.0 | 1677 | 〃 | 〃 |
| 青森県東方沖 | 7.5 | 1763 | 〃 | 〃 |
| 寛政宮城沖地震 | 8.2 | 1793 | 〃 | 〃 |
| 宮城県沖 | 7.5 | 1835 | 〃 | 〃 |
| 安政三陸沖地震 | 8.0 | 1856 | 〃 | 〃 |
| 宮城県沖 | 7.4 | 1861 | 〃 | 〃 |
| イキケ地震 | 8.2 | 1877 | 〃 | 〃 |
| 根室半島南東沖 | 7.9 | 1894 | 〃 | 〃 |
| 明治三陸地震 | 8.5 | 1896 | 〃 | 解析値 |
| 宮城県沖 | 7.4 | 1897 | 〃 | 痕跡値 |
| 三陸はるか沖 | 7.7 | 1897 | 〃 | 〃 |
| 昭和三陸地震 | 8.1 | 1933 | 宮城懸昭和震嘯誌 | 痕跡及び解析値 |
| 1952年十勝沖地震 | 8.2 | 1952 | 国資料(日本被害津波総覧等) | 痕跡値 |
| カムチャッカ津波 | 8.2 | 1952 | 〃 | 〃 |
| チリ地震 | 9.5 | 1960 | 宮城県チリ地震津波恒久対策に関する意見書 | 〃 |
| エトロフ島沖地震 | 8.1 | 1963 | 〃 | 〃 |
| 1968年十勝沖地震 | 7.9 | 1968 | 〃 | 〃 |
| 東北地方太平洋沖地震 | 9.0 | 2011 | 宮城県津波痕跡調査 | 〃 |
| 想定宮城県沖地震(連動) | 8.0 | | 宮城県第4次地震被害想定調査 | 解析値 |

③対象津波群の設定

地域海岸毎に②の既往文献による実績津波高と津波解析により求めた津波高を整理し、横軸に津波発生年、縦軸に津波高さを取り、グラフを作成した。

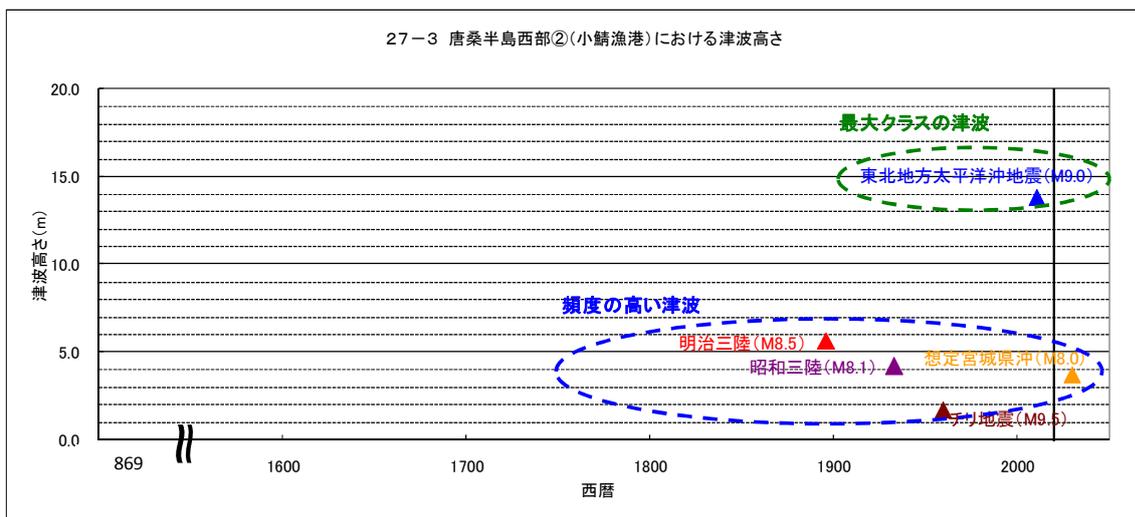
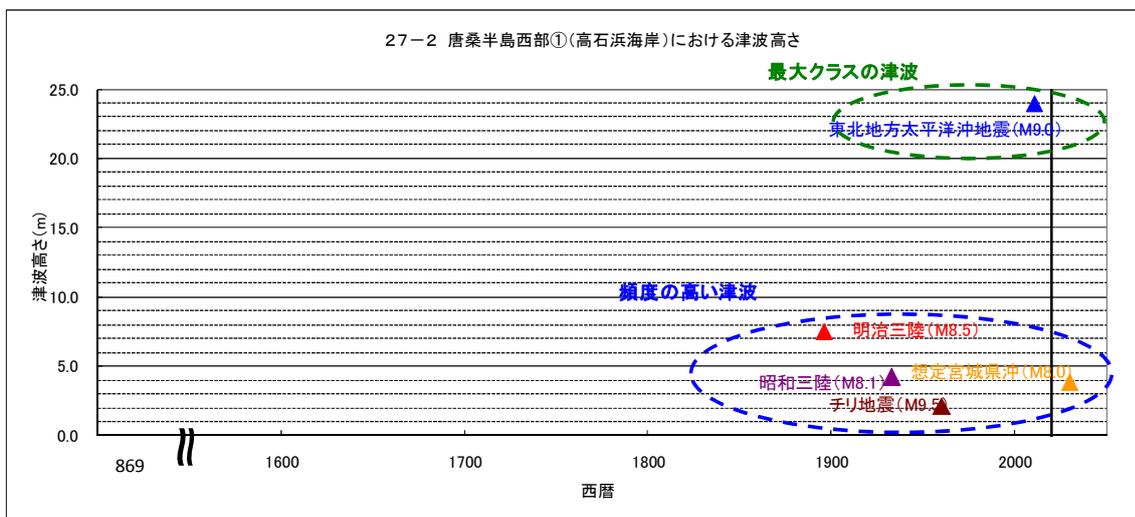
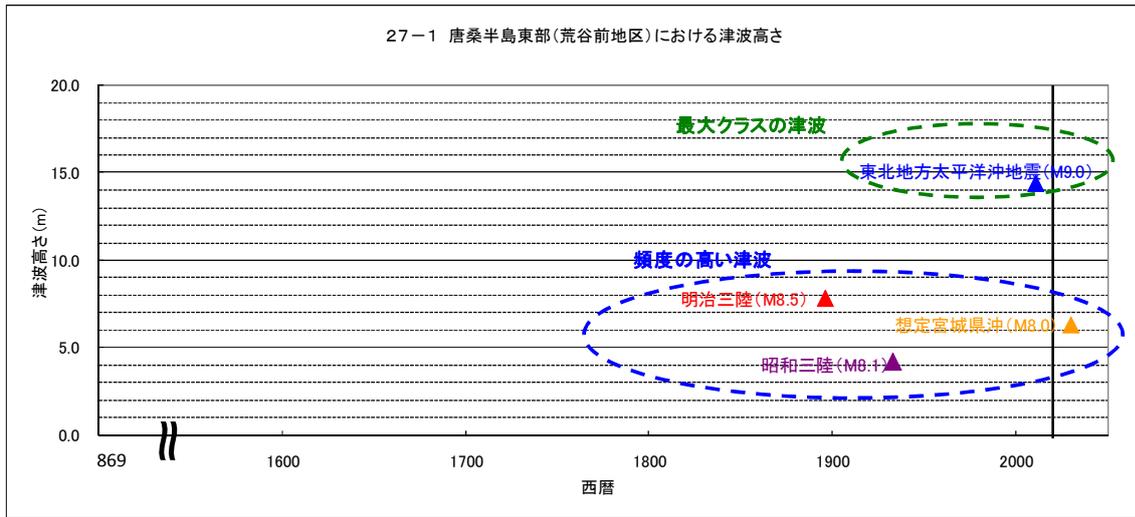
作成したグラフをもとに、一定の頻度【数十年から百数十年に一度程度】で到達すると想定される津波の集合を対象津波群と設定した。

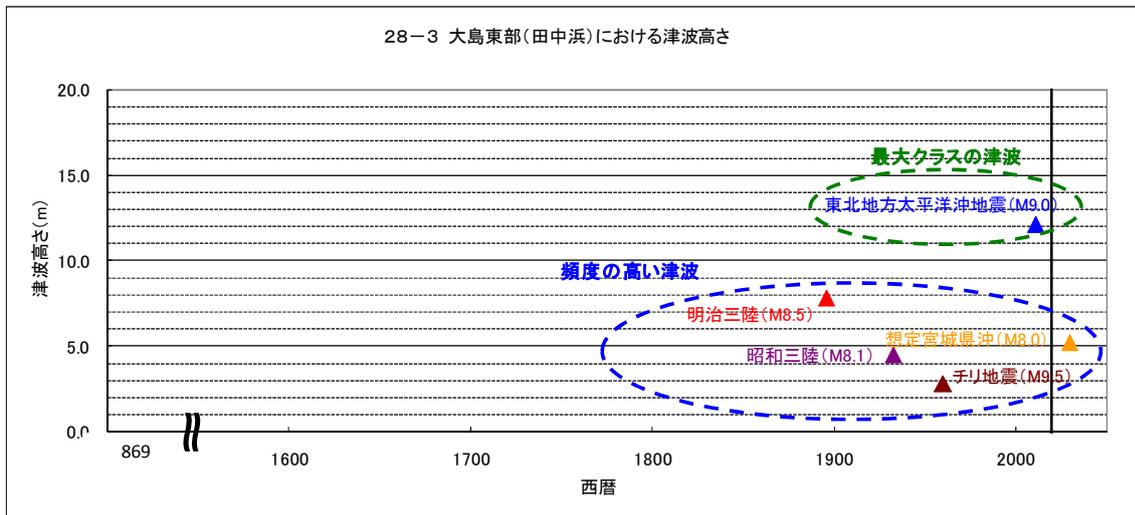
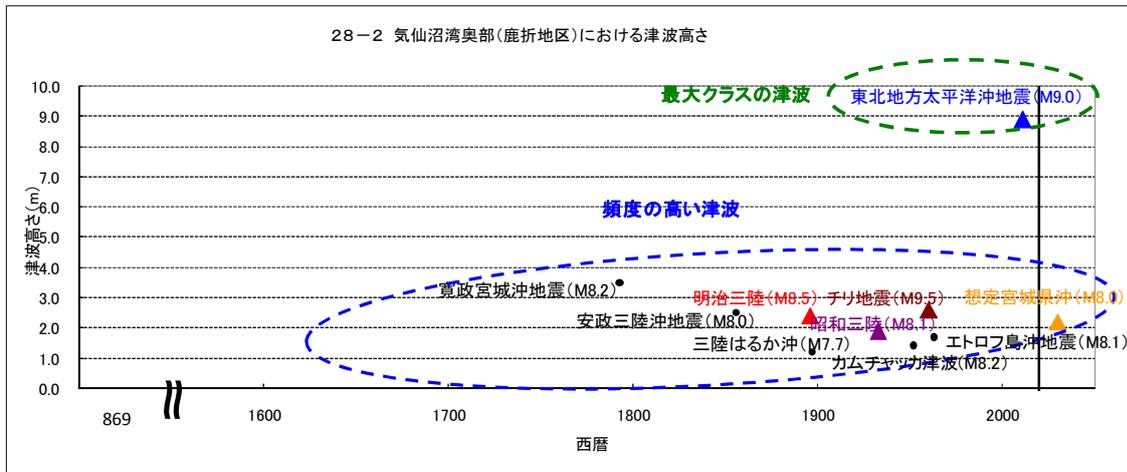
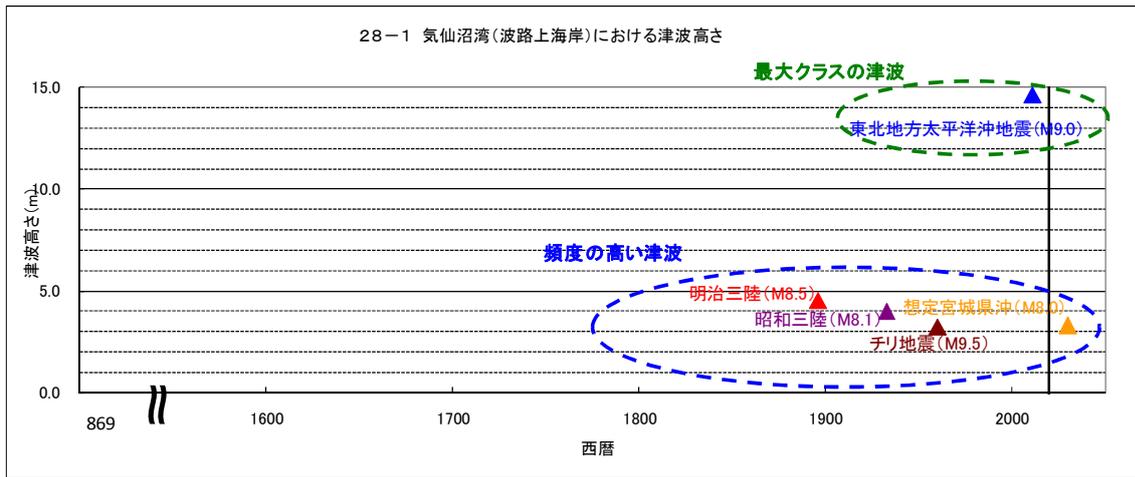
なお、作成時には、重複波、進行波、不明を記載することとなっているが、重複波や進行波の区分は解析結果だけでは区分できず、津波CG等により確認する必要があるため全て不明となり、グラフには記載しないこととした。

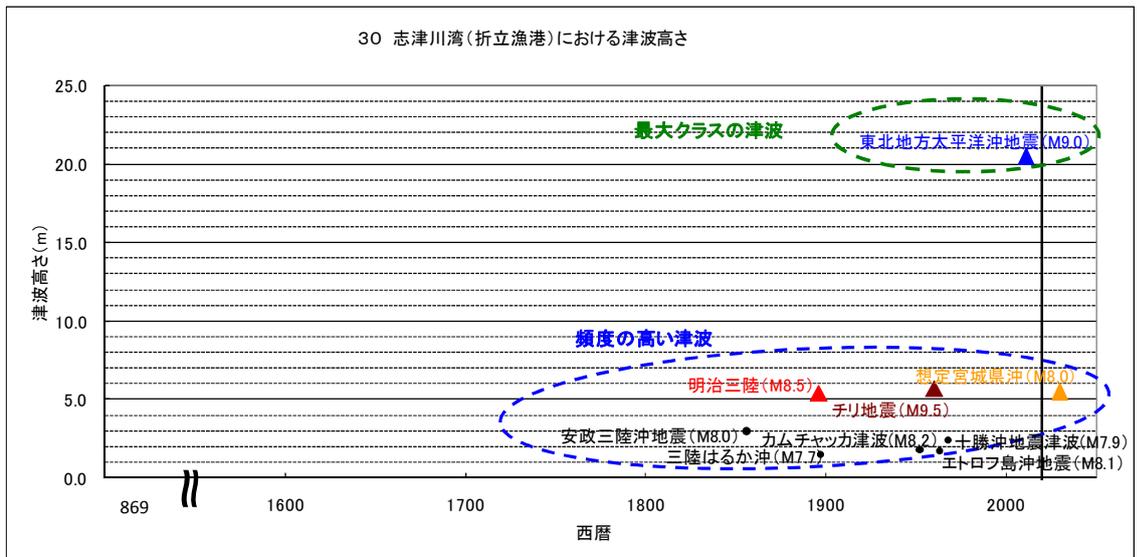
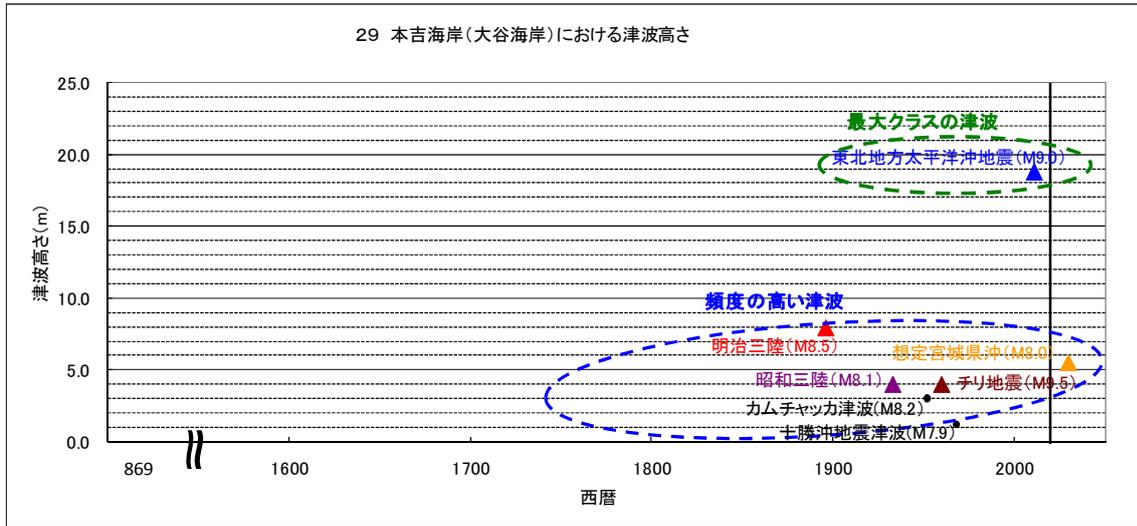
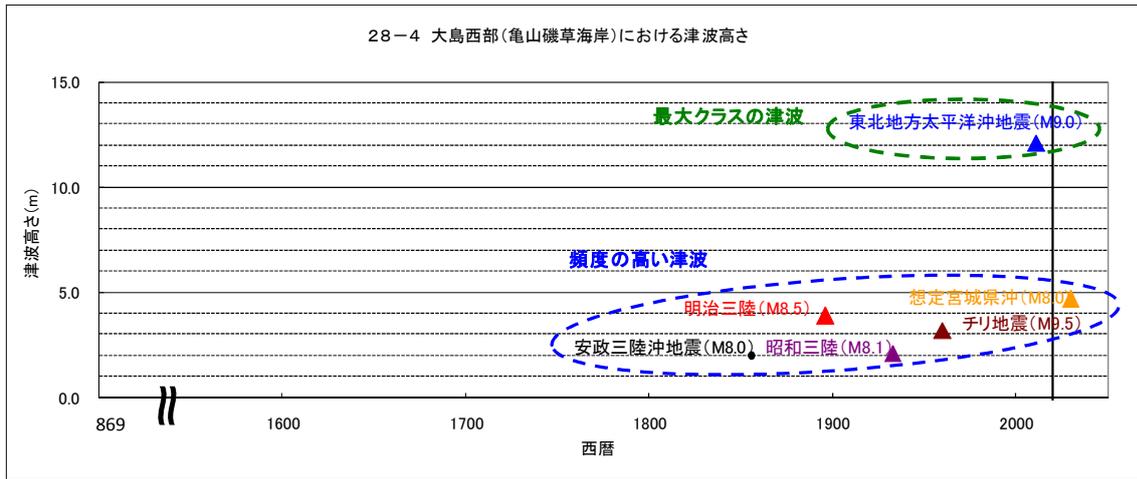
津波の解析条件については、下表のとおりである。

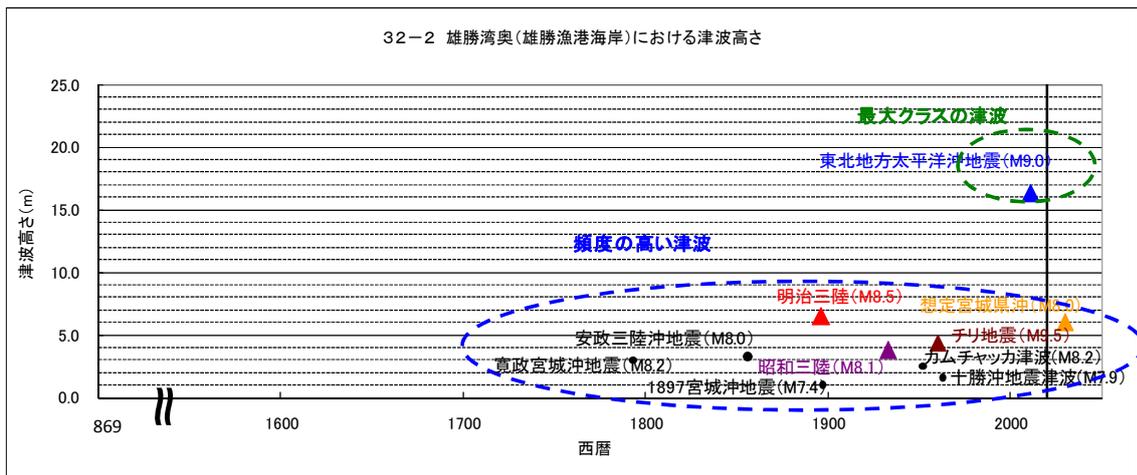
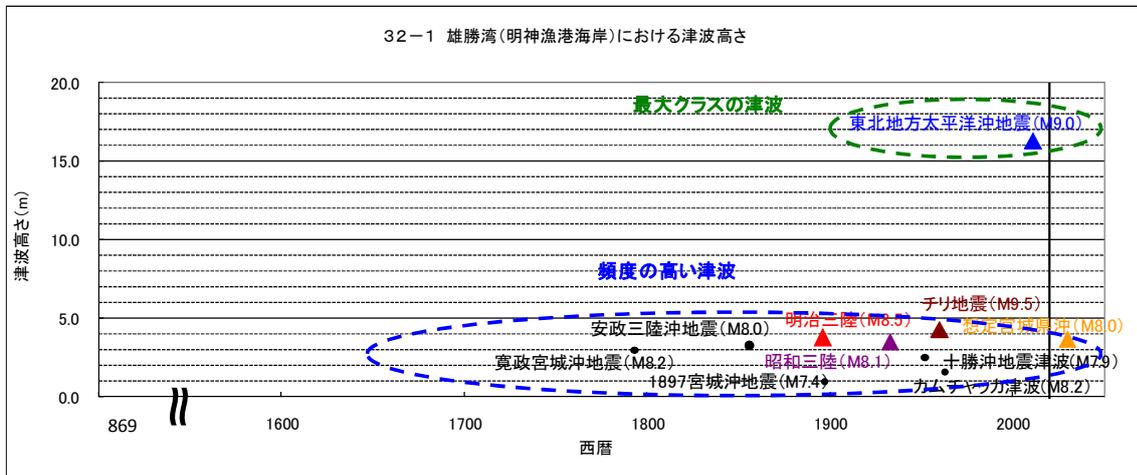
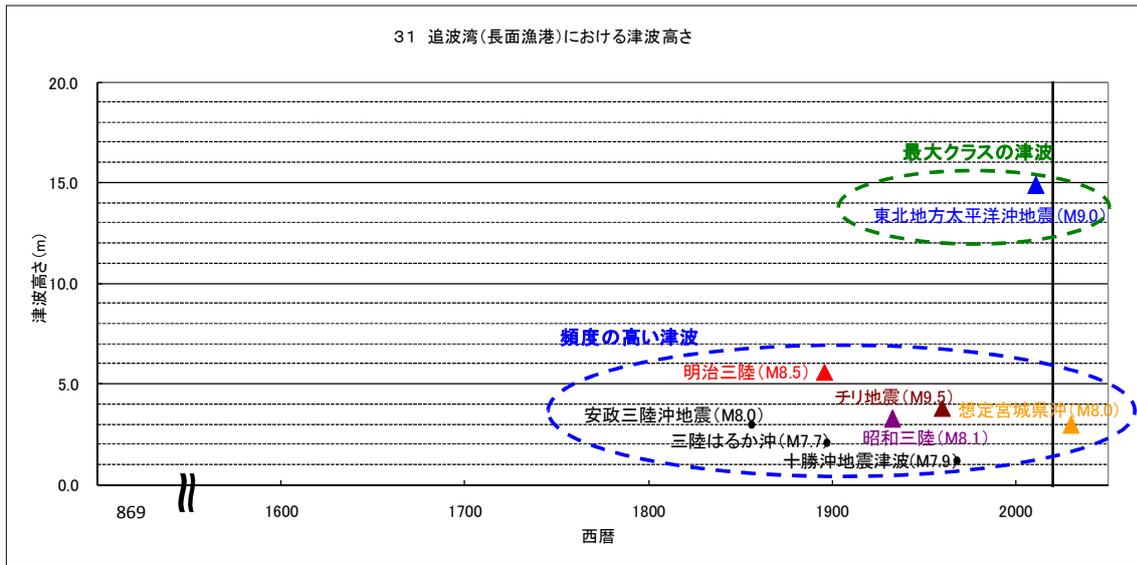
【頻度の高い津波の計算条件】

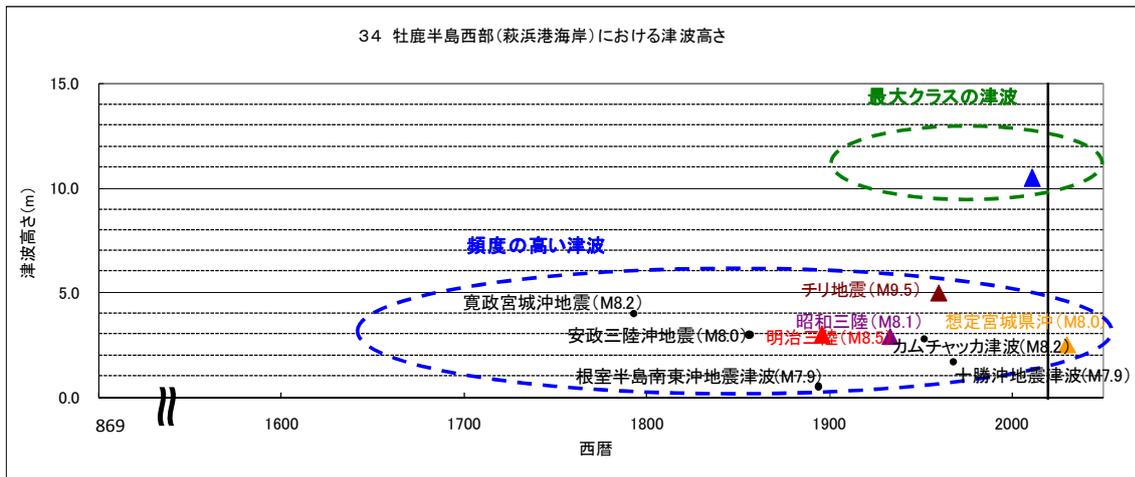
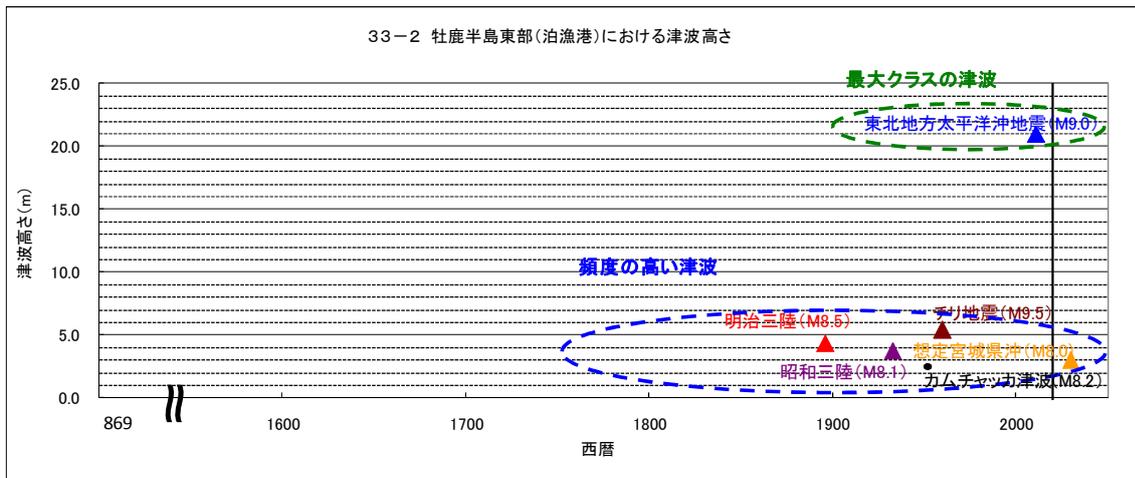
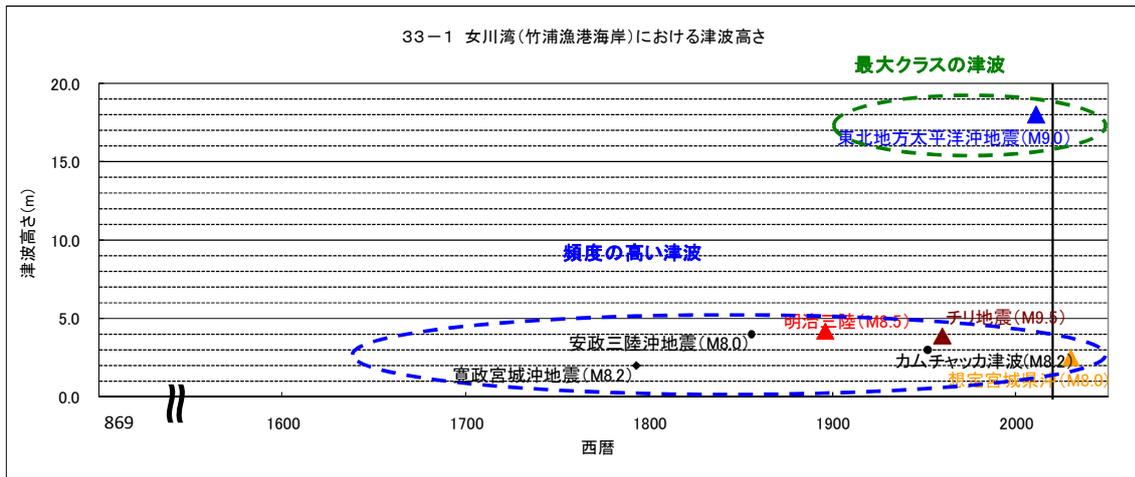
| 項目 | 計算条件 | |
|----------------------|--|---|
| 計算領域 | 地震発生源より評価対象海岸・陸域までを対象とする。 | |
| 計算時間 | 津波発生から3時間 | |
| 計算格子間隔 計算時間間隔 | 波源より氾濫流域に向けて格子サイズを縮小、氾濫域で10mメッシュに設定。 計算時間間隔は、計算安定性・格子サイズに応じて設定 【計算格子間隔】 【計算時間間隔】 領域1：dx1=450m dt1=0.90秒（波源付近） 領域2：dx2=150m dt2=0.30秒 領域3：dx3=50m dt3=0.10秒 領域4：dx4=10m dt4=0.02秒（氾濫対象区域周辺） | |
| 想定地震 | 明治三陸地震津波、想定宮城県沖（連動型）地震津波 | |
| 地盤変位量 | Mansinha&Smylie（1985）の手法により算出 | |
| 初期潮位条件 | 各検討対象領域における朔望平均満潮位（H.W.L） | |
| 流域地形条件 | ① 現況地形 （震災被災後航空測量データ：地震時沈下量考慮） | |
| 海域地形条件 | ① 現況地形 （海図より設定した地盤高（震災前）に、震災後実績変動量を低下させたもの） | |
| 地表面・海底面の抵抗 （粗度係数） | 「小谷ほか、1998」の方法に準じて設定 住宅地：n=0.040、工場地：n=0.040 農地：n=0.020、林地：n=0.030 水域（河川・海域）：n=0.025、その他（空地、緑地）：n=0.025 | |
| 施設条件 | ① 考慮施設 | ・ 海岸施設 ・ 沖合施設（防波堤、離岸堤等） ・ 河川（1級河川、2級河川） ・ 施設天端高：無限壁を仮定 |
| | ②復興パターンの反映 | なし |

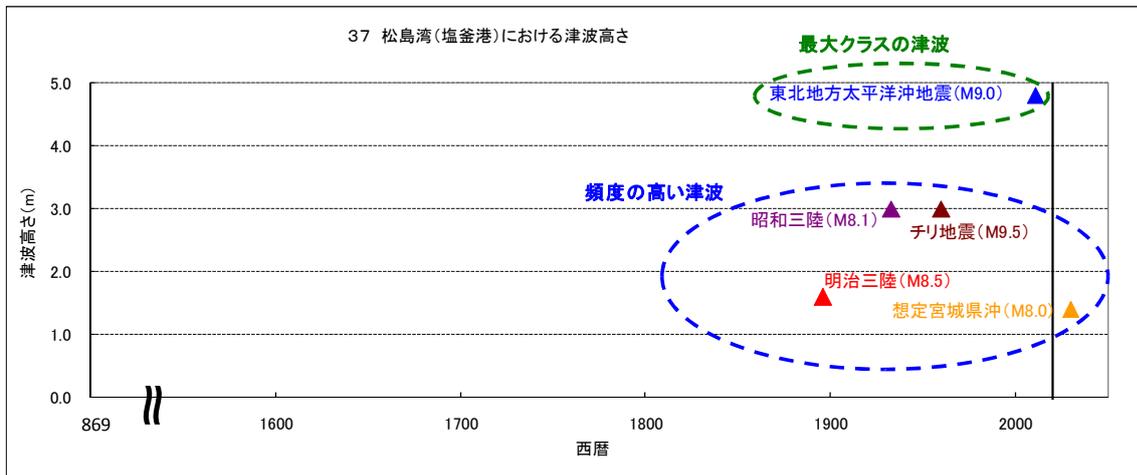
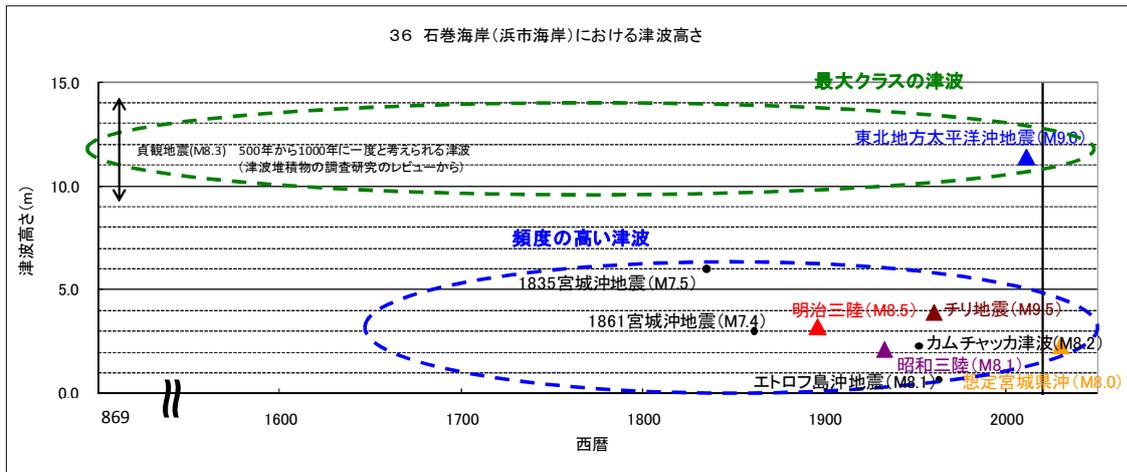
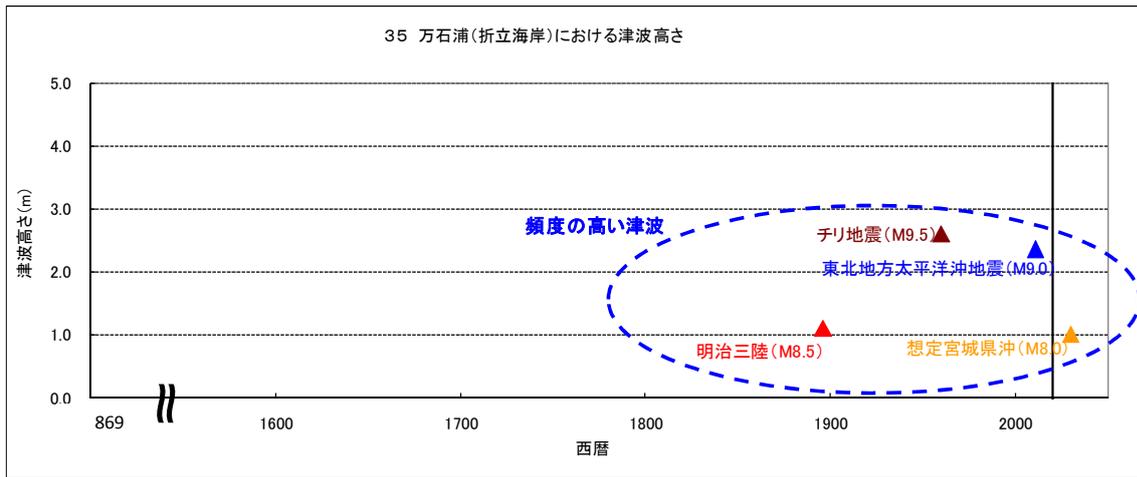


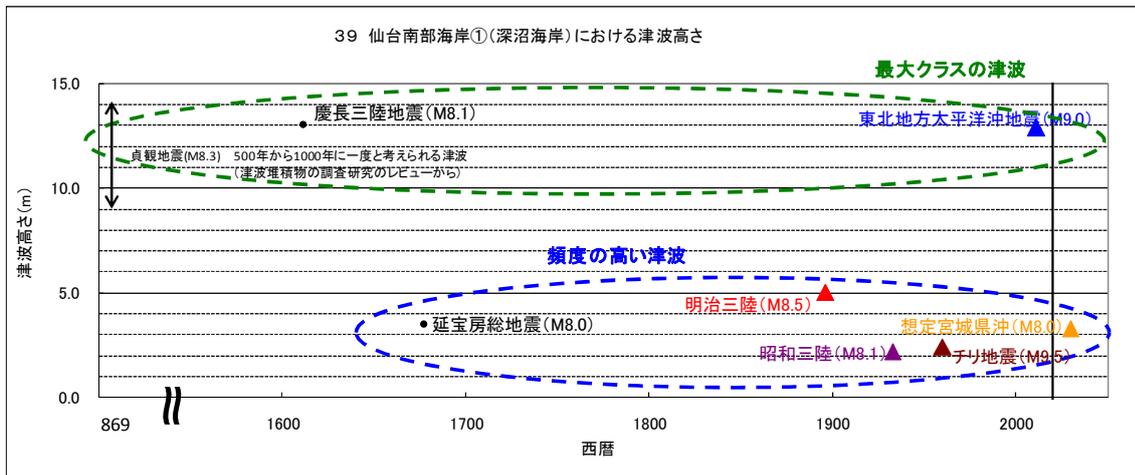
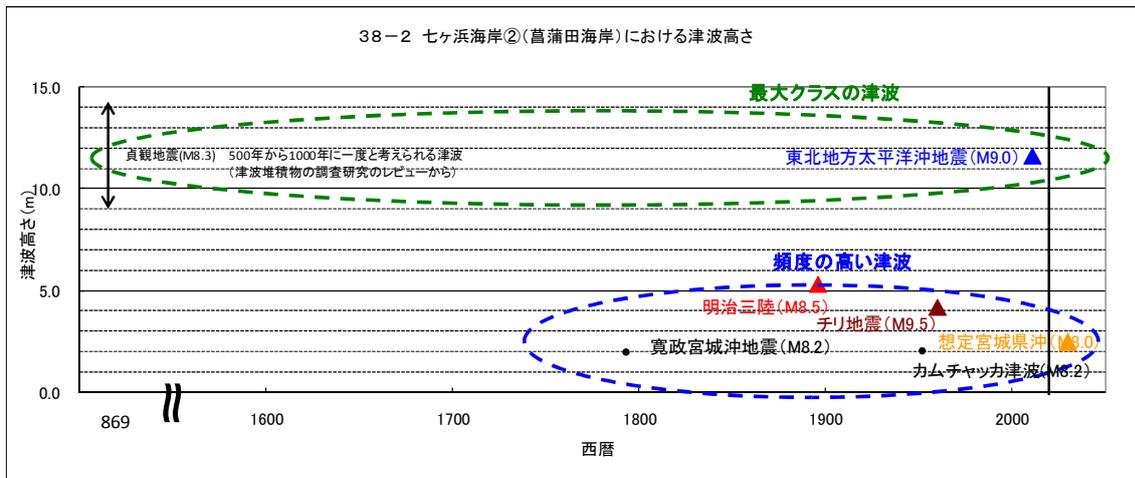
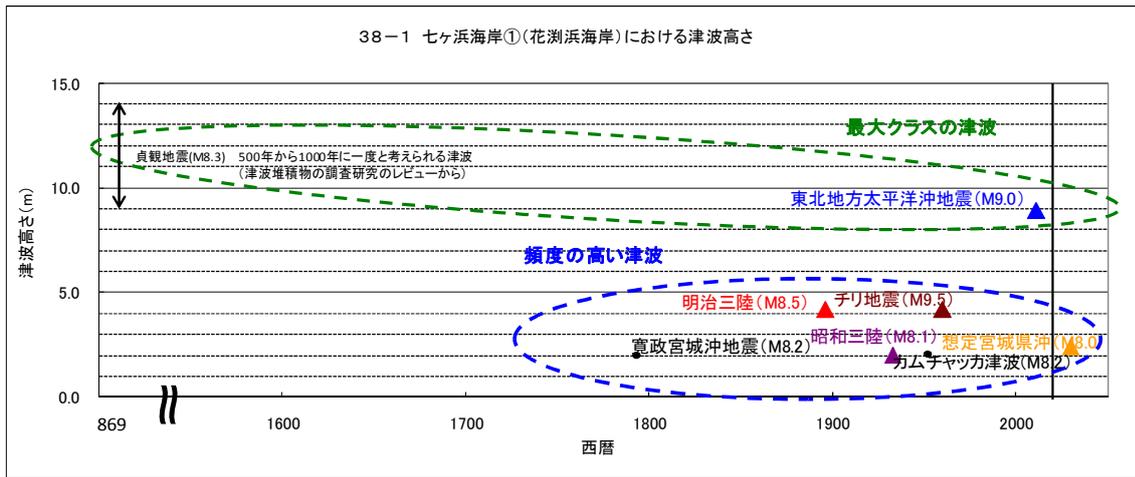


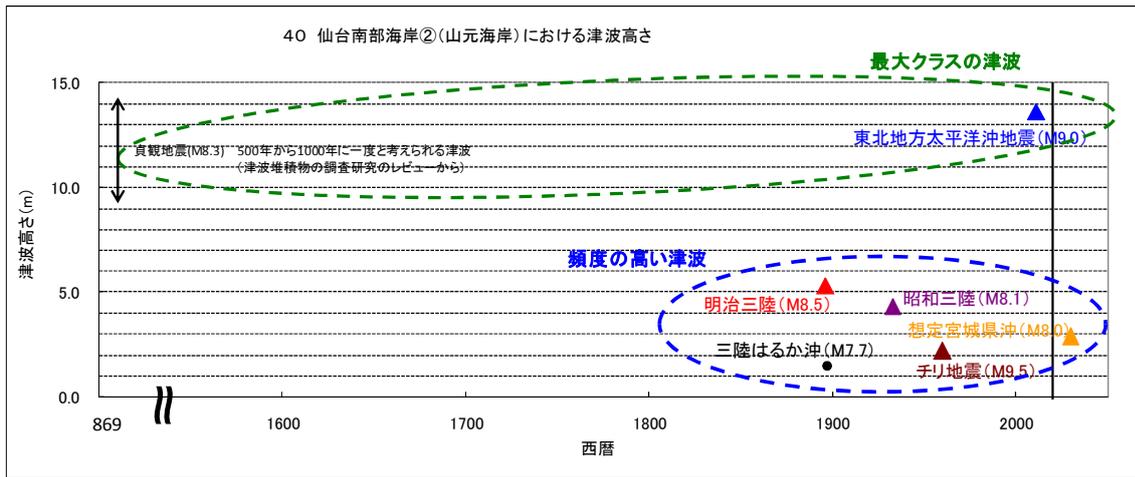












④設計津波の水位の設定

設計津波の水位については、対象津波群の津波水位分布を算出し、地域海岸の津波の水位を設定した。津波水位の算出については、施設前面における津波のせり上がりを考慮した。このため、グラフにプロットした津波高（せり上がりを考慮しない）と算出した津波水位の高さが異なるため、対象津波が逆転する場合がある。これは、地形特性や津波特性により増幅が異なるためである。

なお、入り江等の複雑な地形の影響により著しく津波水位が異なる場合は、津波の水位を複数に設定した。

⑤堤防等の天端高の設定

i. 堤防高の決定

堤防高については、環境保全や周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等総合的に考慮して定めることとされている。

今回決定した堤防高については、以下に示す津波堤防高と高潮堤防高のいずれか高い方を採用し、堤防高さを決定した。

ii. 津波堤防高

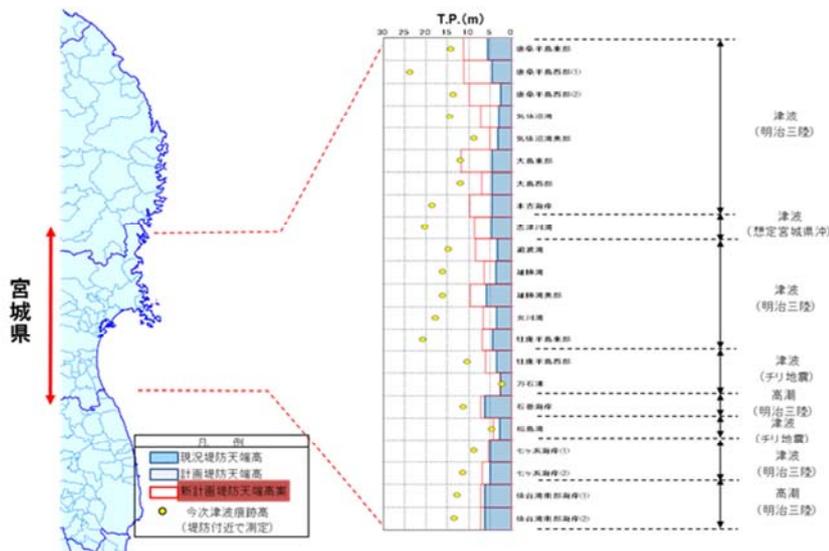
津波堤防高については、④で求めた設計津波の水位に海岸保全施設築造基準に記載されている必要な高さ（1 m）を加えて算出した。

必要な高さ（1 m）については、地震に伴う地殻変動の沈降量や計算誤差、計算に反映出来ない微地形による津波増幅等を考慮したものである。

iii. 高潮堤防高

高潮堤防高については、改良仮想勾配法による打ち上げ高や越波量計算により設計水位を求め、津波堤防高と同様に必要な高さ（1 m）を加えて算出した。

既往堤防と新計画堤防の比較図



平成23年9月9日に公表した代表堤防高の一覧

単位:m(T.P.)

| 地域海岸名 ※1 | 今次津波 痕跡高 | 設計津波 | | 津波による 堤防高設定 ※2 | 津波>高潮 のチェック ※3 | 堤防高設定値 ※4 | 被災前 現況堤防高 |
|-------------|-------------|--------------|-------------------|----------------------|----------------------|--------------|--------------|
| | | 対象地震 | 設計津波の 水位 ※2 | | | | |
| 唐桑半島東部 | 14.4 | 明治三陸地震 | 10.3 | 11.3 | ○ | 11.3 | 4.5~6.1 |
| 唐桑半島西部① | 24.0 | 明治三陸地震 | 10.2 | 11.2 | ○ | 11.2 | 4.0~4.5 |
| 唐桑半島西部② | 13.8 | 明治三陸地震 | 8.9 | 9.9 | ○ | 9.9 | 2.5~3.2 |
| 気仙沼湾 | 14.6 | 明治三陸地震 | 6.2 | 7.2 | ○ | 7.2 | 2.8~4.5 |
| 気仙沼湾奥部 | 8.9 | 明治三陸地震 | 4.0 | 5.0 | ○ | 5.0 | 2.8~4.5 |
| 大島東部 | 12.1 | 明治三陸地震 | 10.8 | 11.8 | ○ | 11.8 | 1.8~4.5 |
| 大島西部 | 12.1 | 明治三陸地震 | 6.0 | 7.0 | ○ | 7.0 | 2.5~5.1 |
| 本吉海岸 | 18.8 | 明治三陸地震 | 8.8 | 9.8 | ○ | 9.8 | 2.5~5.5 |
| 志津川湾 | 20.5 | 想定宮城県沖 地震 | 7.7 | 8.7 | ○ | 8.7 | 3.6~5.1 |
| 追波湾 | 14.9 | 明治三陸地震 | 7.4 | 8.4 | ○ | 8.4 | 2.6~4.5 |
| 雄勝湾 | 16.3 | 明治三陸地震 | 5.4 | 6.4 | ○ | 6.4 | 3.1~5.9 |
| 雄勝湾奥部 | 16.3 | 明治三陸地震 | 8.7 | 9.7 | ○ | 9.7 | 4.1~5.9 |
| 女川湾 | 18.0 | 明治三陸地震 | 5.6 | 6.6 | ○ | 6.6 | 3.2~5.8 |
| 牡鹿半島東部 | 20.9 | 明治三陸地震 | 5.9 | 6.9 | ○ | 6.9 | 4.4~5.1 |
| 牡鹿半島西部 | 10.5 | チリ地震 | 5.0 | 6.0 | ○ | 6.0 | 2.9~4.6 |
| 万石浦 | 2.4 | チリ地震 | 1.5 | 2.5 | ○ | 2.6 | 2.6 |
| 石巻海岸 | 11.4 | 明治三陸地震 | 3.4 | 4.4 | 高潮にて決定 | 7.2 | 4.5~6.2 |
| 松島湾 | 4.8 | チリ地震 | 3.3 | 4.3 | ○ | 4.3 | 2.1~3.1 |
| 七ヶ浜海岸① | 8.9 | 明治三陸地震 | 4.4 | 5.4 | ○ | 5.4 | 3.1~5.0 |
| 七ヶ浜海岸② | 11.6 | 明治三陸地震 | 5.8 | 6.8 | ○ | 6.8 | 5.0~6.2 |
| 仙台湾南部海岸① | 12.9 | 明治三陸地震 | 5.3 | 6.3 | 高潮にて決定 | 7.2 | 5.2~7.2 |
| 仙台湾南部海岸② | 13.6 | 明治三陸地震 | 5.2 | 6.2 | 高潮にて決定 | 7.2 | 6.2~7.2 |

※1 地域海岸とは「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したもの。

※2 一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なる場合、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めたため、必要堤防高の設定が異なる場合がある。

※3 津波による堤防高設定が高潮による設定よりも大きくなる場合は○、小さくなる場合は「高潮にて決定」。

※4 計画堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。整備段階における海岸堤防高さは、計画堤防高の範囲内で暫定的な高さとする場合がある。

公表した計画堤防高は代表高さであり、詳細な区分については以下のとおりである。

基本計画堤防高一覧

単位：m (T. P.)

| 地域海岸名 | 今次津波 痕跡高 | 対象地震 | 基本計画堤防高 | | | |
|----------|-------------|----------|---------|--------|------|------|
| | | | 代表高 | 起点 | 終点 | 高さ |
| 唐桑半島東部 | 14.4 | 明治三陸地震 | 11.3 | 岩手県境 | 真崎 | 8.0 |
| | | | | 真崎 | 御崎 | 11.3 |
| 唐桑半島西部① | 24.0 | 明治三陸地震 | 11.2 | 御崎 | 田の浜 | 11.2 |
| 唐桑半島西部② | 13.8 | 明治三陸地震 | 9.9 | 田の浜 | 鶴ヶ浦 | 9.9 |
| 気仙沼湾 | 14.6 | 明治三陸地震 | 7.2 | 鶴ヶ浦 | 岩井崎 | 7.2 |
| 気仙沼湾奥部 | 8.9 | 明治三陸地震 | 5.0 | 潮見町 | 港町 | 5.0 |
| | | | | 港町 | 魚町 | 6.2 |
| | | | | 魚町 | 大浦 | 5.0 |
| 大島東部 | 12.1 | 明治三陸地震 | 11.8 | 大初平 | 龍舞崎 | 11.8 |
| 大島西部 | 12.1 | 明治三陸地震 | 7.0 | 大初平 | 浦の浜 | 7.0 |
| | | | | 浦の浜 | 田尻 | 7.8 |
| | | | | 田尻 | 龍舞崎 | 7.0 |
| 本吉海岸 | 18.8 | 明治三陸地震 | 9.8 | 岩井崎 | 大沢 | 9.8 |
| | | | | 大沢 | 蔵内 | 14.7 |
| | | | | 蔵内 | 石浜 | 9.8 |
| 志津川湾 | 20.5 | 想定宮城県沖地震 | 8.7 | 石浜 | 松崎 | 8.7 |
| | | | | 松崎 | 神割崎 | 7.3 |
| 追波湾 | 14.9 | 明治三陸地震 | 8.4 | 神割崎 | 十三浜 | 6.5 |
| | | | | 十三浜 | 大須崎 | 8.4 |
| 雄勝湾 | 16.3 | 明治三陸地震 | 6.4 | 大須崎 | 尾浦 | 6.4 |
| 雄勝湾奥部 | 16.3 | 明治三陸地震 | 9.7 | 小島 | 雄勝 | 9.7 |
| 女川湾 | 18.0 | 明治三陸地震 | 6.6 | 尾浦 | 崎山 | 6.6 |
| | | | | 湾口防波堤内 | | 5.4 |
| | | | | 崎山 | 寄磯崎 | 6.6 |
| 牡鹿半島東部 | 20.9 | 明治三陸地震 | 6.9 | 寄磯崎 | 浜畑 | 6.9 |
| | | | | 浜畑 | 祝浜 | 9.1 |
| | | | | 祝浜 | 黒崎 | 6.9 |
| 牡鹿半島西部 | 10.5 | チリ地震 | 6.0 | 黒崎 | 渡波 | 6.0 |
| 万石浦 | 2.4 | チリ地震 | 2.6 | 祝田 | 長浜 | 2.6 |
| 石巻海岸 | 11.4 | 高潮にて決定 | 7.2 | 長浜 | 洲崎 | 7.2 |
| 松島湾 | 4.8 | チリ地震 | 4.3 | 洲崎 | 代ヶ崎 | 4.3 |
| 七ヶ浜海岸① | 8.9 | 明治三陸地震 | 5.4 | 代ヶ崎 | 花淵崎 | 5.4 |
| 七ヶ浜海岸② | 11.6 | 明治三陸地震 | 6.8 | 花淵崎 | 蒲生 | 6.8 |
| 仙台湾南部海岸① | 12.9 | 高潮にて決定 | 7.2 | 蒲生 | 阿武隈川 | 7.2 |
| 仙台湾南部海岸② | 13.6 | 高潮にて決定 | 7.2 | 阿武隈川 | 福島県境 | 7.2 |

(4) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、背後集落や主要幹線等の有無により整備高さを変えることを基本とし、背後集落や主要幹線等の重要施設が存在する場合は、頻度の高い津波【レベル1津波】に対応する高さとし、重要施設が存在しない場合については、原形復旧による被災前の高さで整備することとした。

堤防の配置については、既設延長では防護出来ない場合があるため、海岸堤防高と同等の高さが確保出来る山付け箇所まで取り付けることを基本とした。

なお、防波堤等を有する港湾や漁港、津波の遮蔽効果が期待できる島嶼群が存在する松島湾等においては、特殊計画堤防高を採用できることとした。

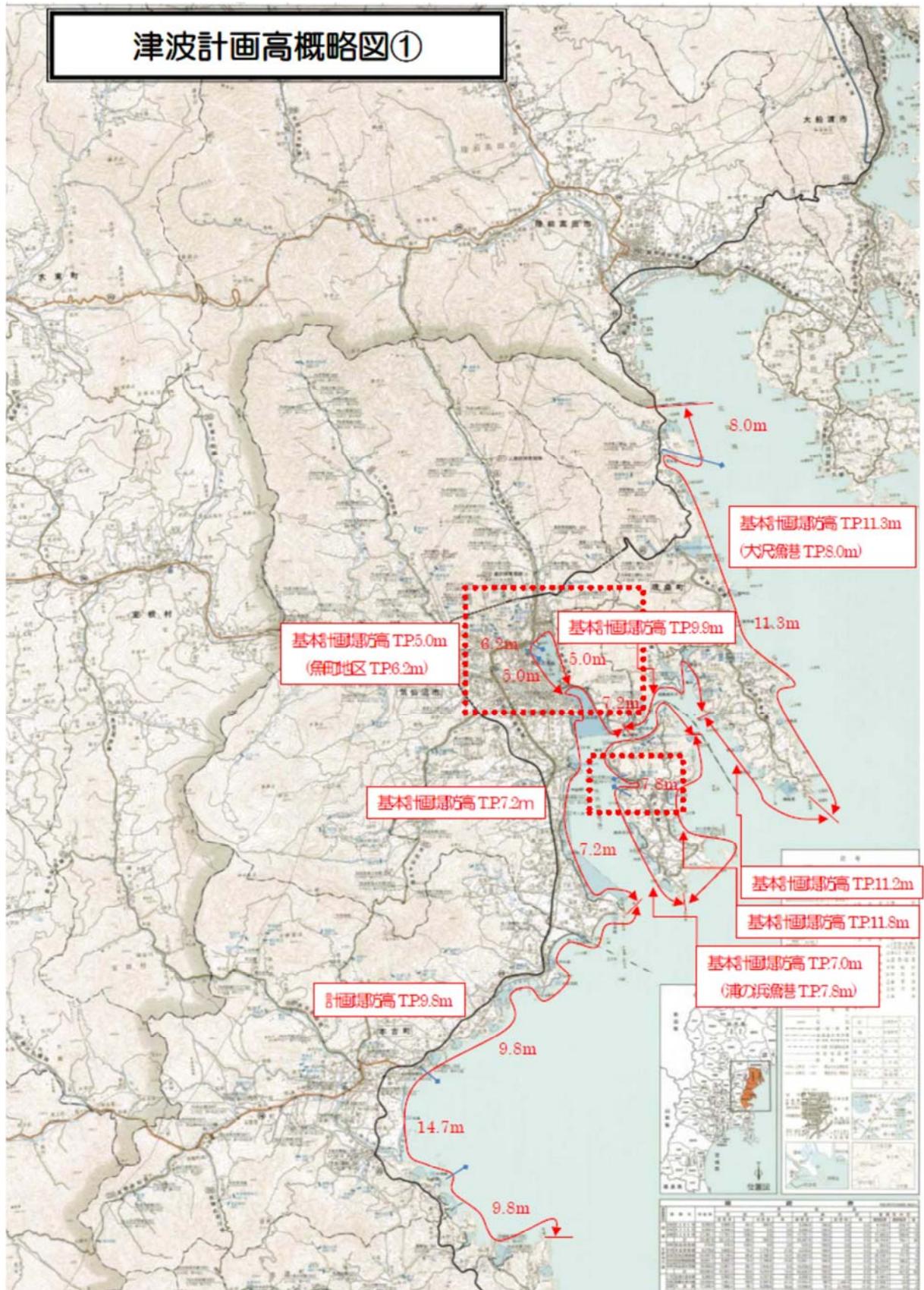
今回の堤防整備高については、平成16年に策定した海岸保全基本計画の見直しを行い、整備計画を位置付けることとなる。(特殊計画堤防高については、暫定施工高として位置付ける場合がある

【海岸堤防の高さを特殊計画堤防高とする箇所】

- 女川湾は、湾口防波堤の津波減衰効果を期待し、余裕高を設定しない堤防高さ T.P.+4.40m とする。
- 石巻漁港は、防波堤等の外郭施設により高潮の影響が無いことから、津波シミュレーションにより求まる堤防高とし、防波堤の効果を期待し、余裕高を設定しない堤防高さ T.P.+3.10m とする。
- 石巻港湾においても石巻漁港と同様の考えとし、T.P.+3.50m とする。
- 塩釜・松島湾内（松島町古浦地内～七ヶ浜代ヶ崎地内）については、島嶼群及び浅水深による津波減衰効果を期待し、余裕高を設定しない堤防高さ T.P.+3.30m とする。
- 松島港海岸については、津波シミュレーションにより求まる堤防高とし、島嶼群の効果を期待し、余裕高を設定しない堤防高さ T.P.+2.10m とする。
- 仙台塩釜港仙台港区は、防波堤等の外郭施設により高潮の影響が無いことから、津波シミュレーションにより求まる堤防高とし、防波堤の効果を期待し、余裕高を設定しない堤防高さ T.P.+4.00m とする。
- 閑上漁港は、防波堤等の外郭施設により高潮の影響が無いことから、津波シミュレーションにより求まる津波水位に余裕高を加えた堤防高さ T.P.+4.80m とする。広浦については、津波シミュレーションにより求まる津波水位に余裕高を加えた堤防高さ T.P.+3.70m とする。
- 烏の海については、津波シミュレーションにより求まる津波水位に余裕高を加えた堤防高さ T.P.+3.60m とする。

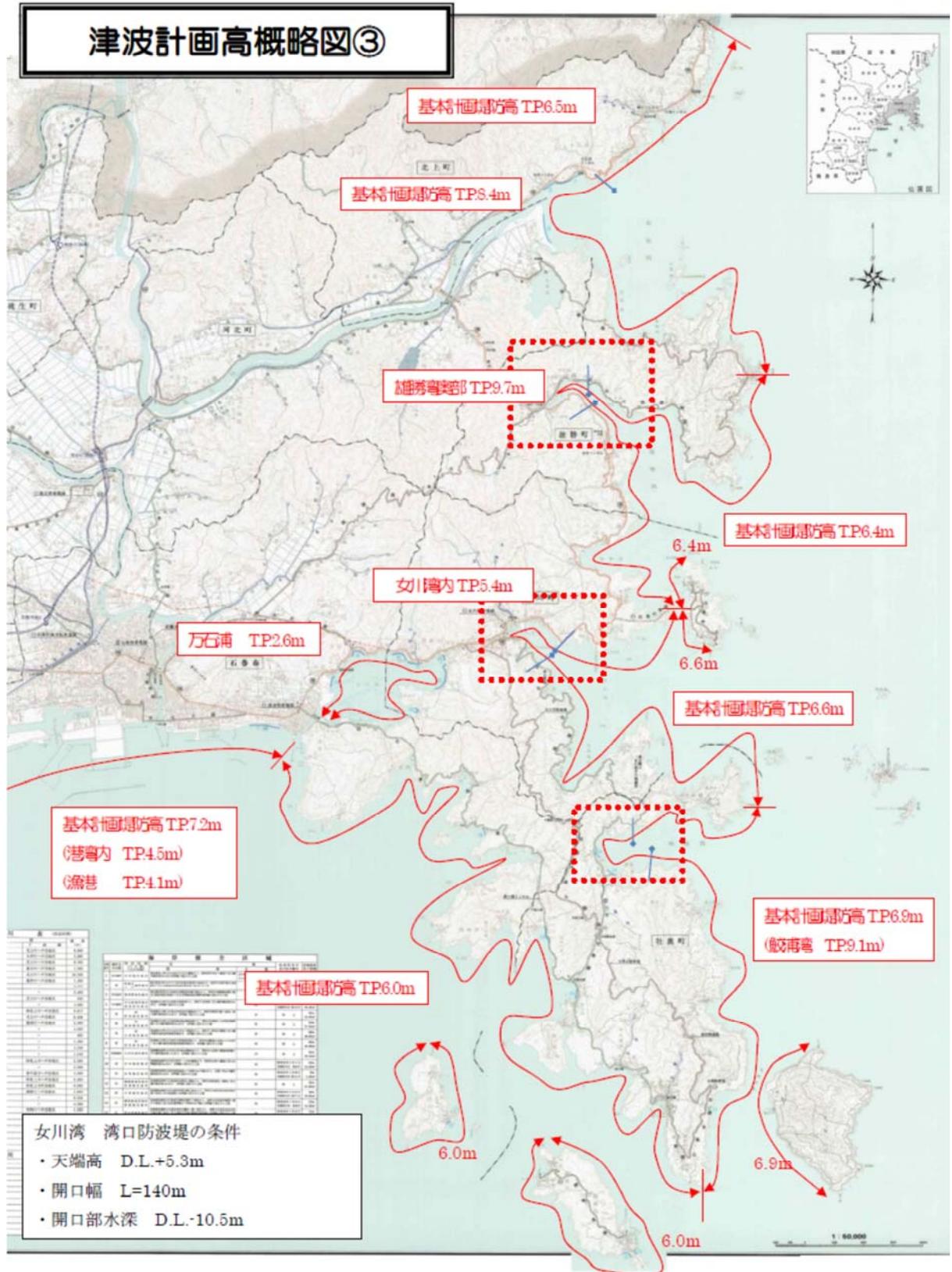
※1 海岸保全基本計画では、暫定施工高として取り扱う場合がある。

※2 特殊計画堤防高については、必要に応じて随時追加する場合がある。



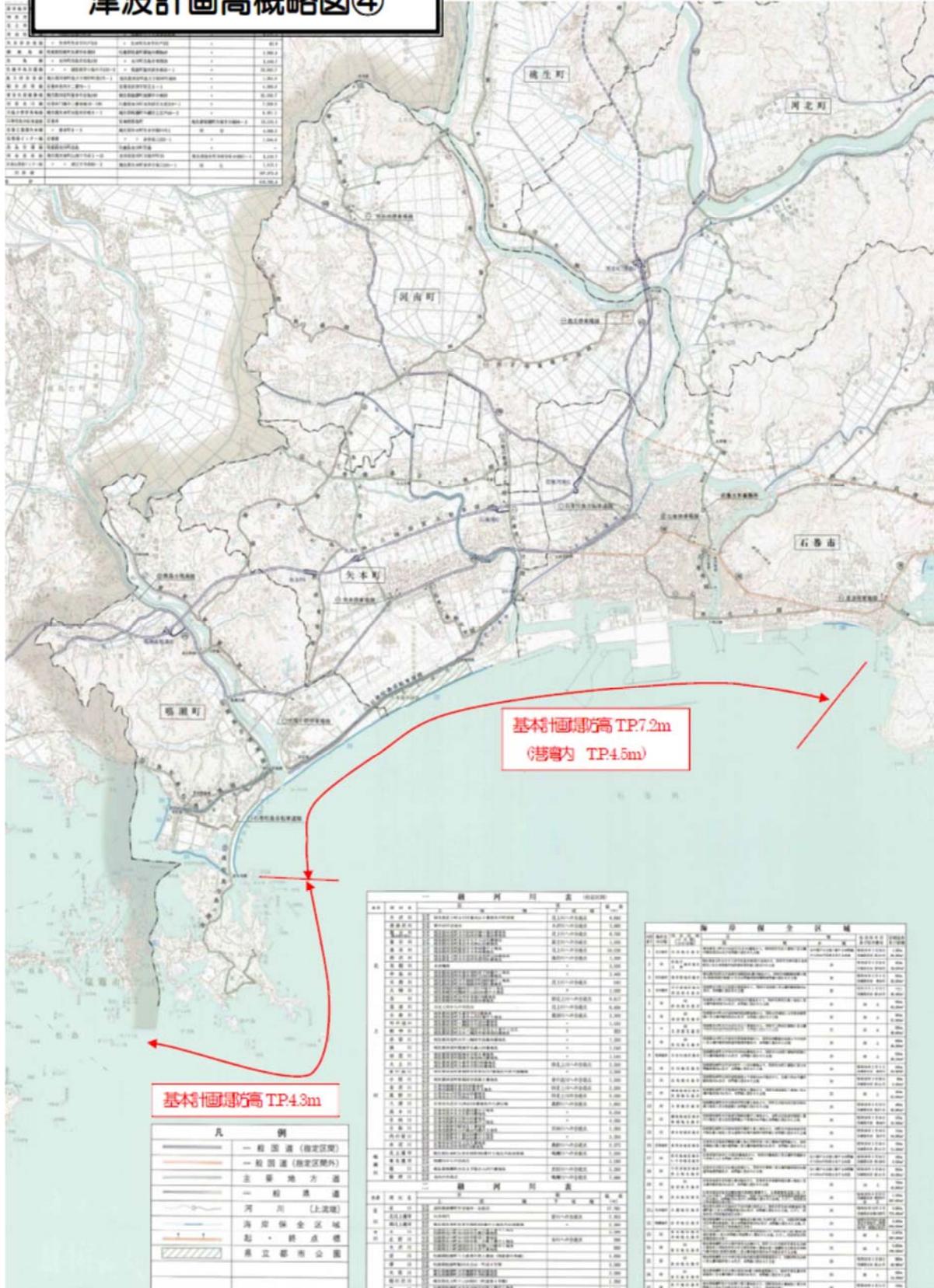
※ 口囲いについては、詳細図を参照

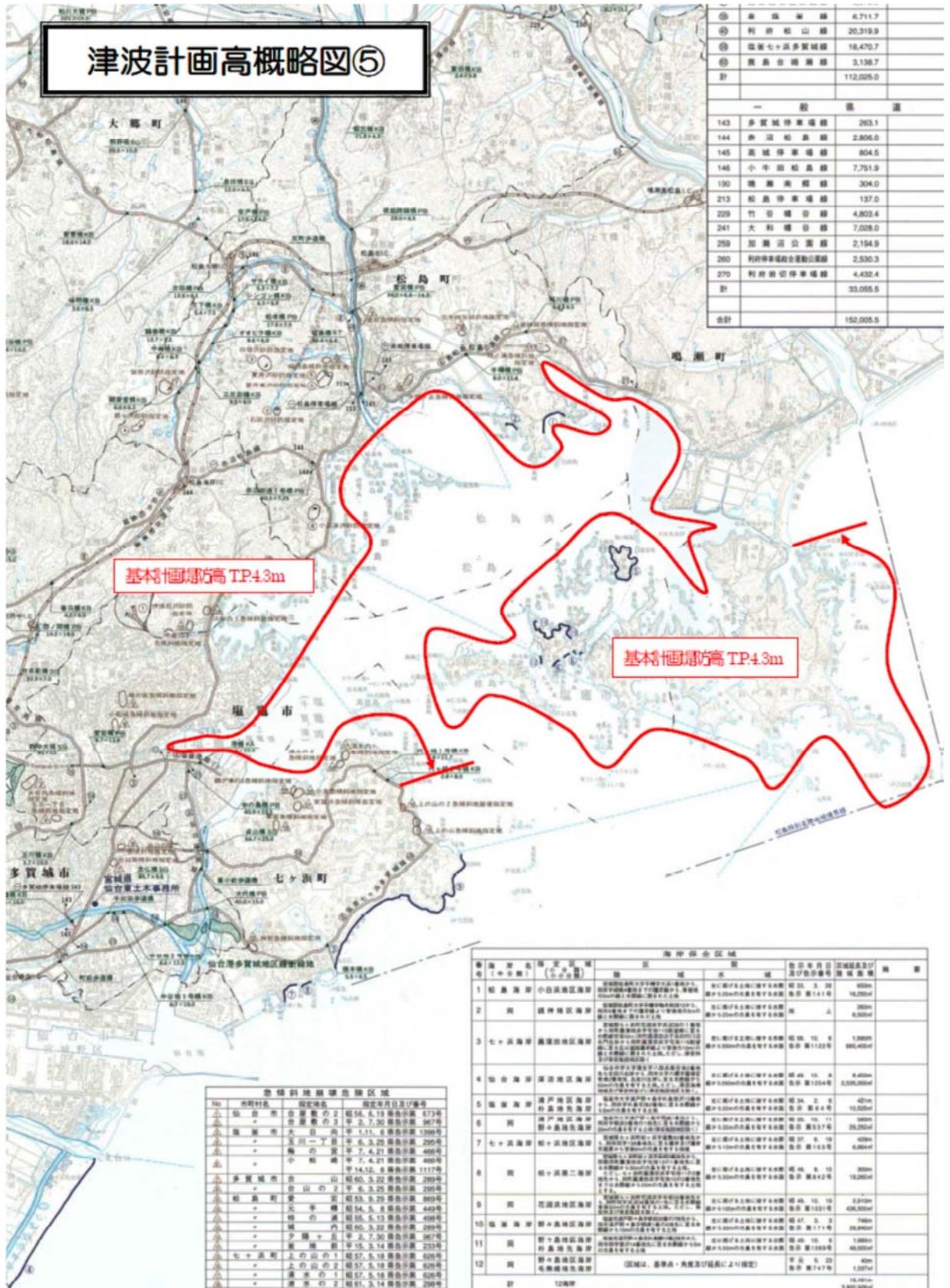




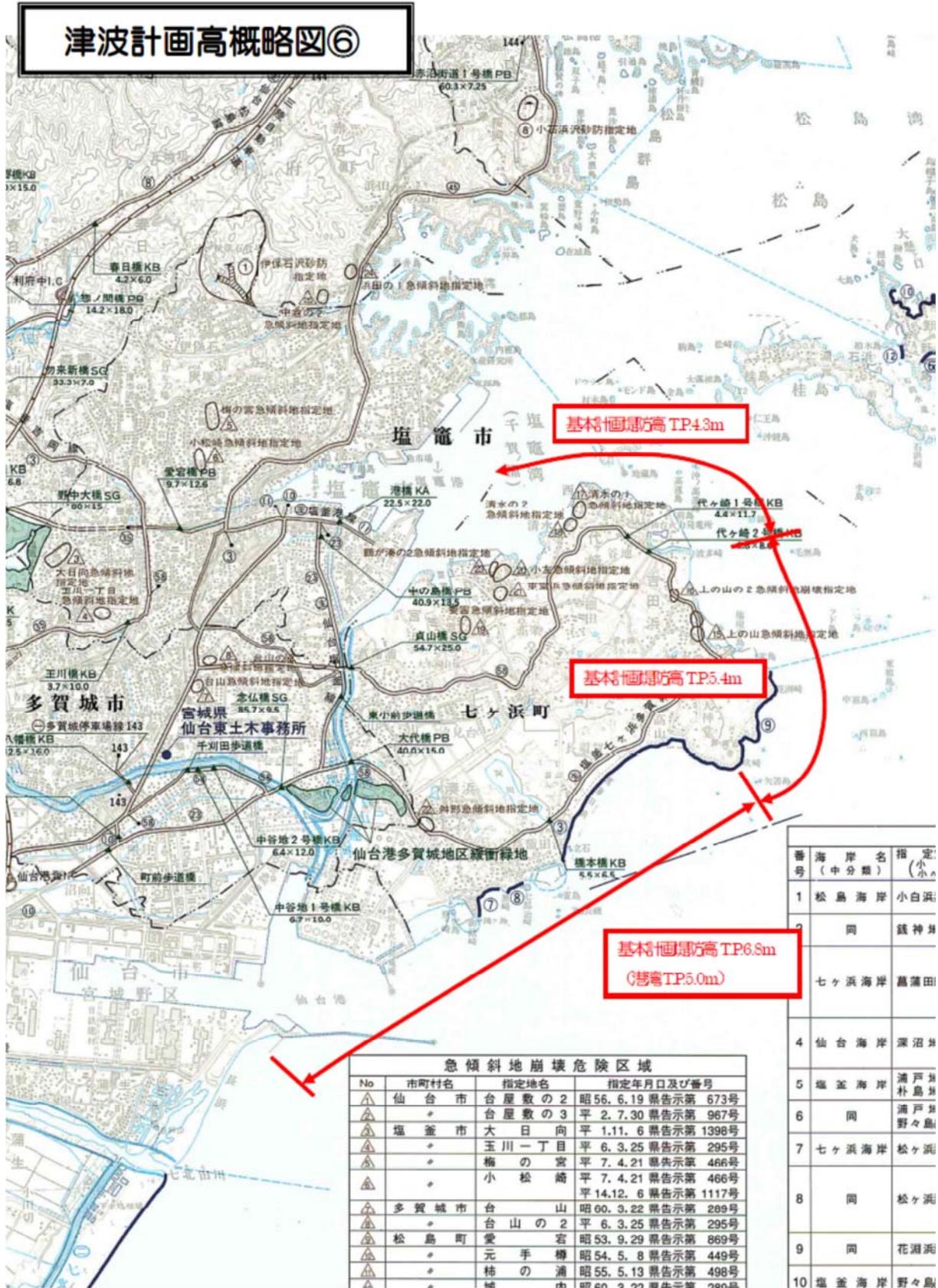
※ 口囲いについては、詳細図を参照

津波計画高概略図④



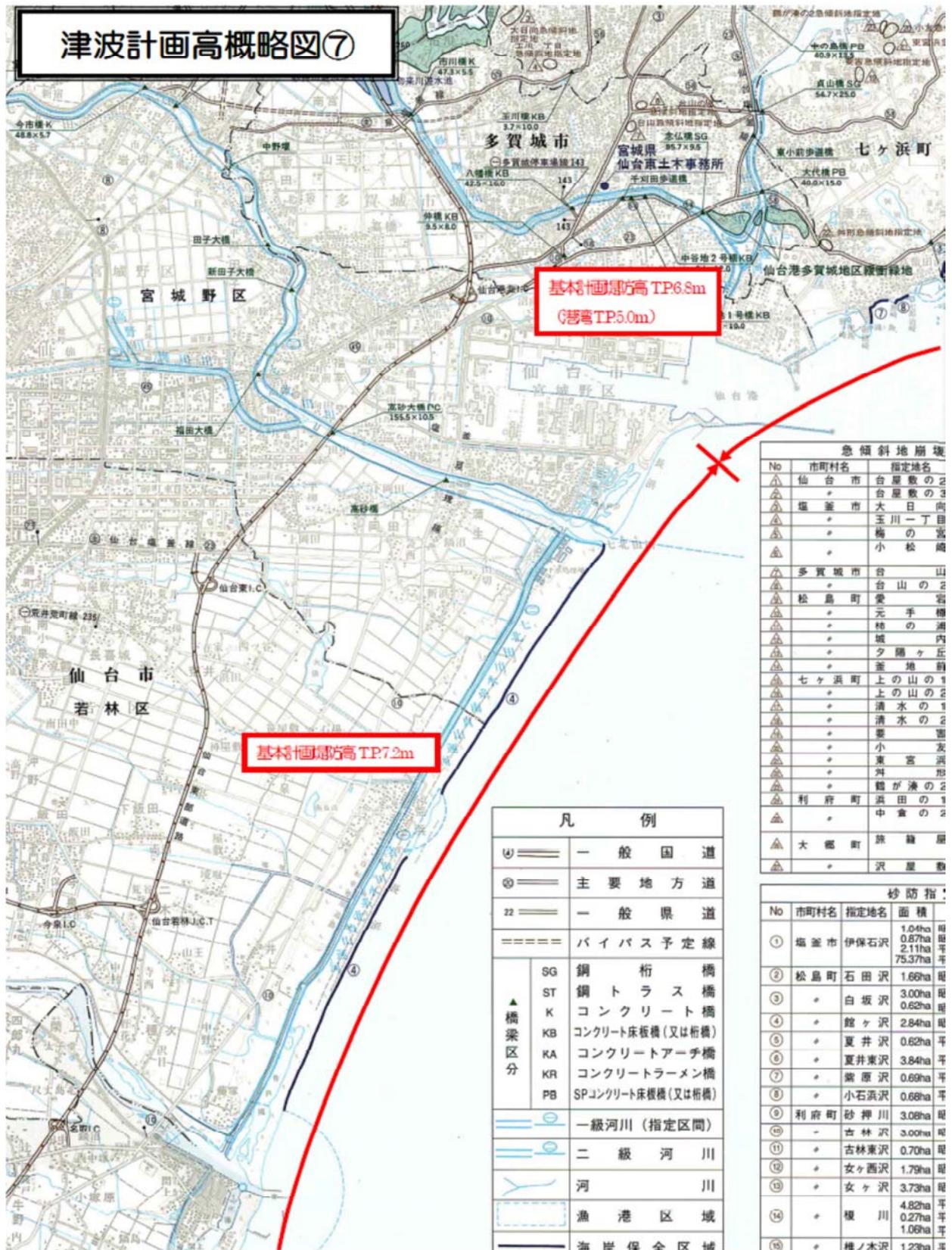


津波計画高概略図⑥

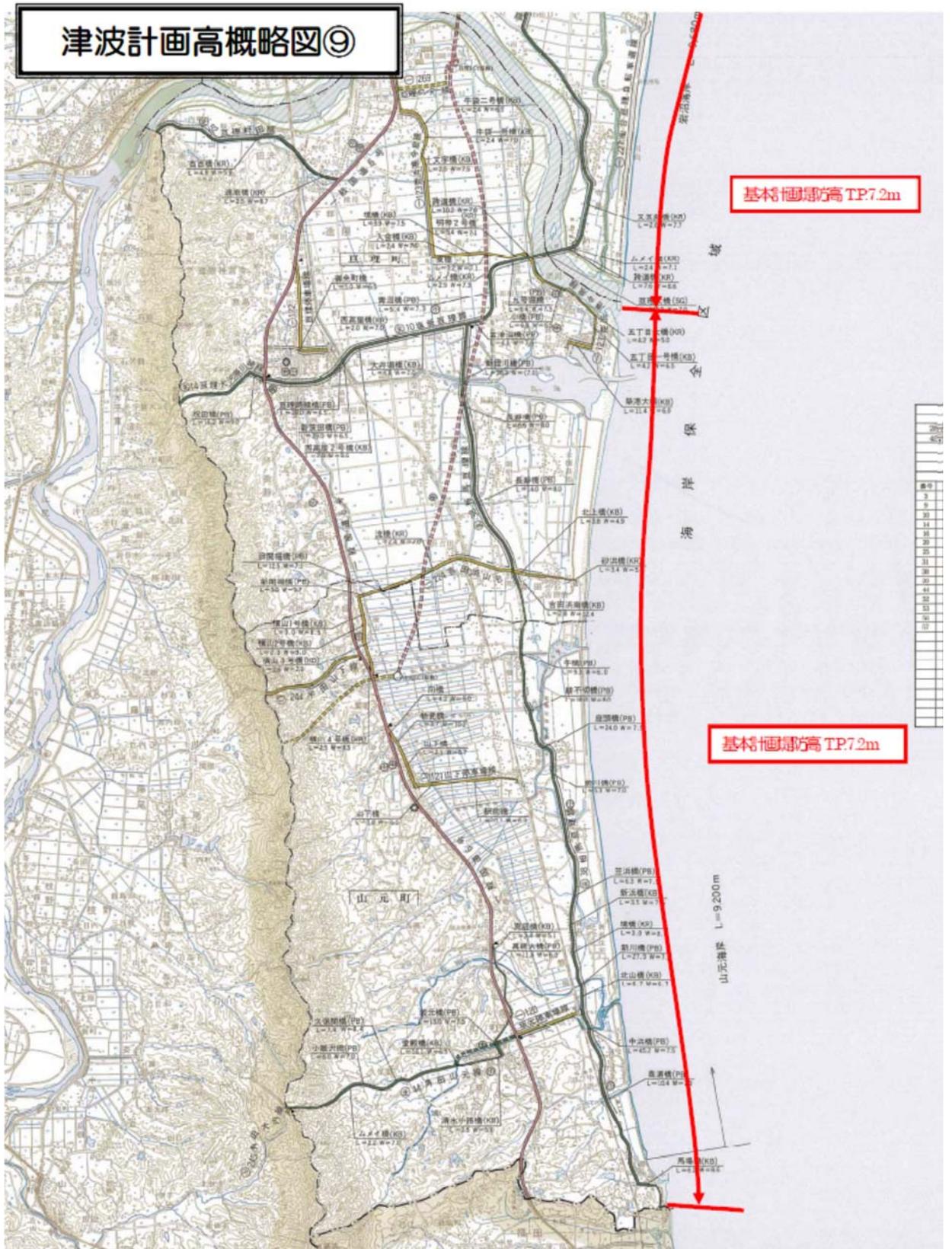


| No | 市町村名 | 指定地名 | 指定年月日及び番号 |
|----|------|-------|----------------------|
| △ | 仙台市 | 台屋敷の2 | 昭56.6.19 県告示第 673号 |
| △ | 〃 | 台屋敷の3 | 平 2.7.30 県告示第 967号 |
| △ | 塩釜市 | 大日向 | 平 1.11.6 県告示第 1398号 |
| △ | 〃 | 玉川一丁目 | 平 6.3.25 県告示第 295号 |
| △ | 〃 | 梅の宮 | 平 7.4.21 県告示第 466号 |
| △ | 〃 | 小松崎 | 平 7.4.21 県告示第 466号 |
| △ | 〃 | 〃 | 平 14.12.6 県告示第 1117号 |
| △ | 多賀城市 | 台山 | 昭60.3.22 県告示第 269号 |
| △ | 〃 | 台山の2 | 平 6.3.25 県告示第 295号 |
| △ | 松島町 | 愛宕 | 昭53.9.29 県告示第 869号 |
| △ | 〃 | 元手樽 | 昭54.5.8 県告示第 449号 |
| △ | 〃 | 桂の浦 | 昭55.5.13 県告示第 498号 |
| △ | 〃 | 地 | 昭60.2.22 県告示第 269号 |

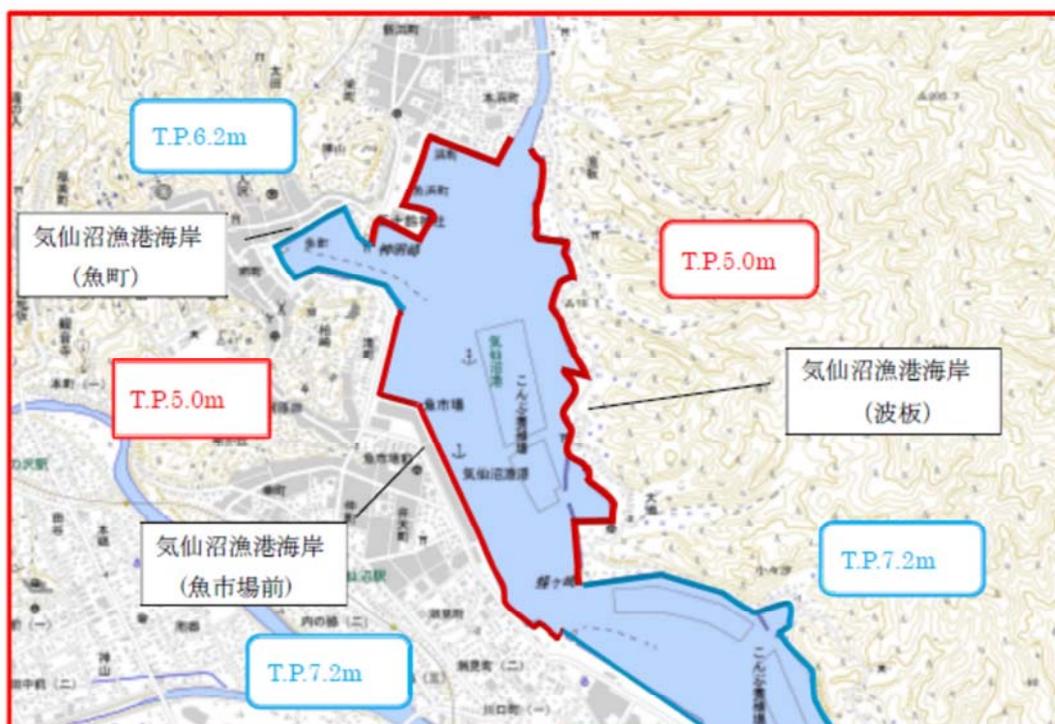
| 番号 (中分類) | 海岸名 | 指定 (小) |
|----------|-------|------------|
| 1 | 松島海岸 | 小白浜 |
| 2 | 同 | 鏡神井 |
| 3 | 七ヶ浜海岸 | 蘆蒲田 |
| 4 | 仙台海岸 | 深沼井 |
| 5 | 塩釜海岸 | 浦戸井 朴島井 |
| 6 | 同 | 浦戸井 野々島 |
| 7 | 七ヶ浜海岸 | 松ヶ浜 |
| 8 | 同 | 松ヶ浜 |
| 9 | 同 | 花瀬浜 |
| 10 | 塩釜海岸 | 野々島 |







気仙沼湾拡大図



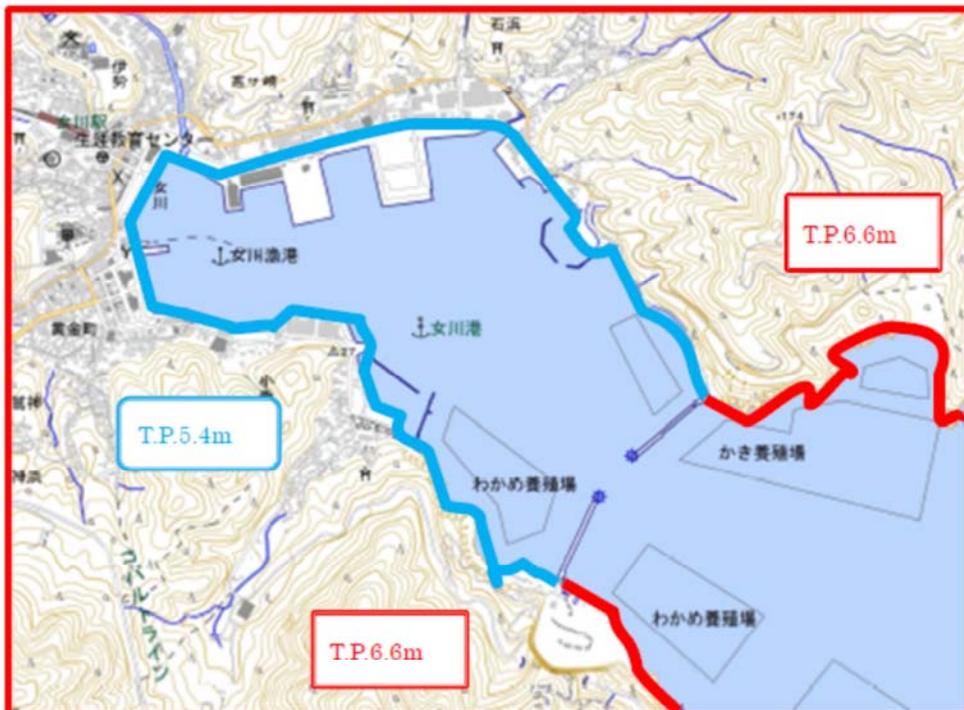
大島西部拡大図



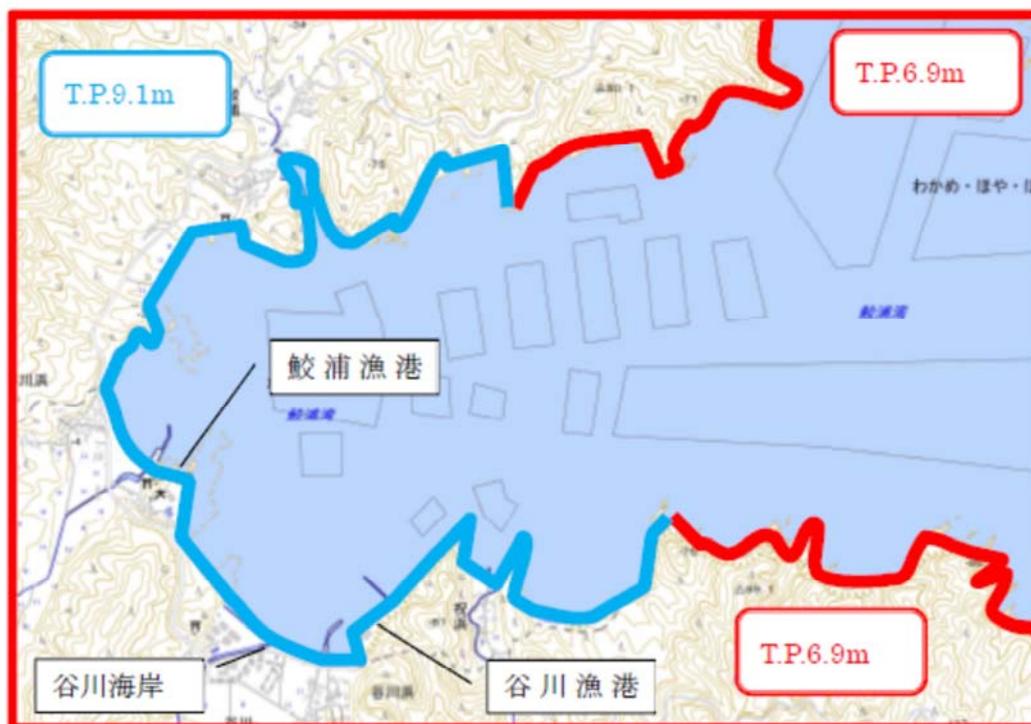
雄勝湾拡大図



女川湾拡大図



鮫浦湾拡大図



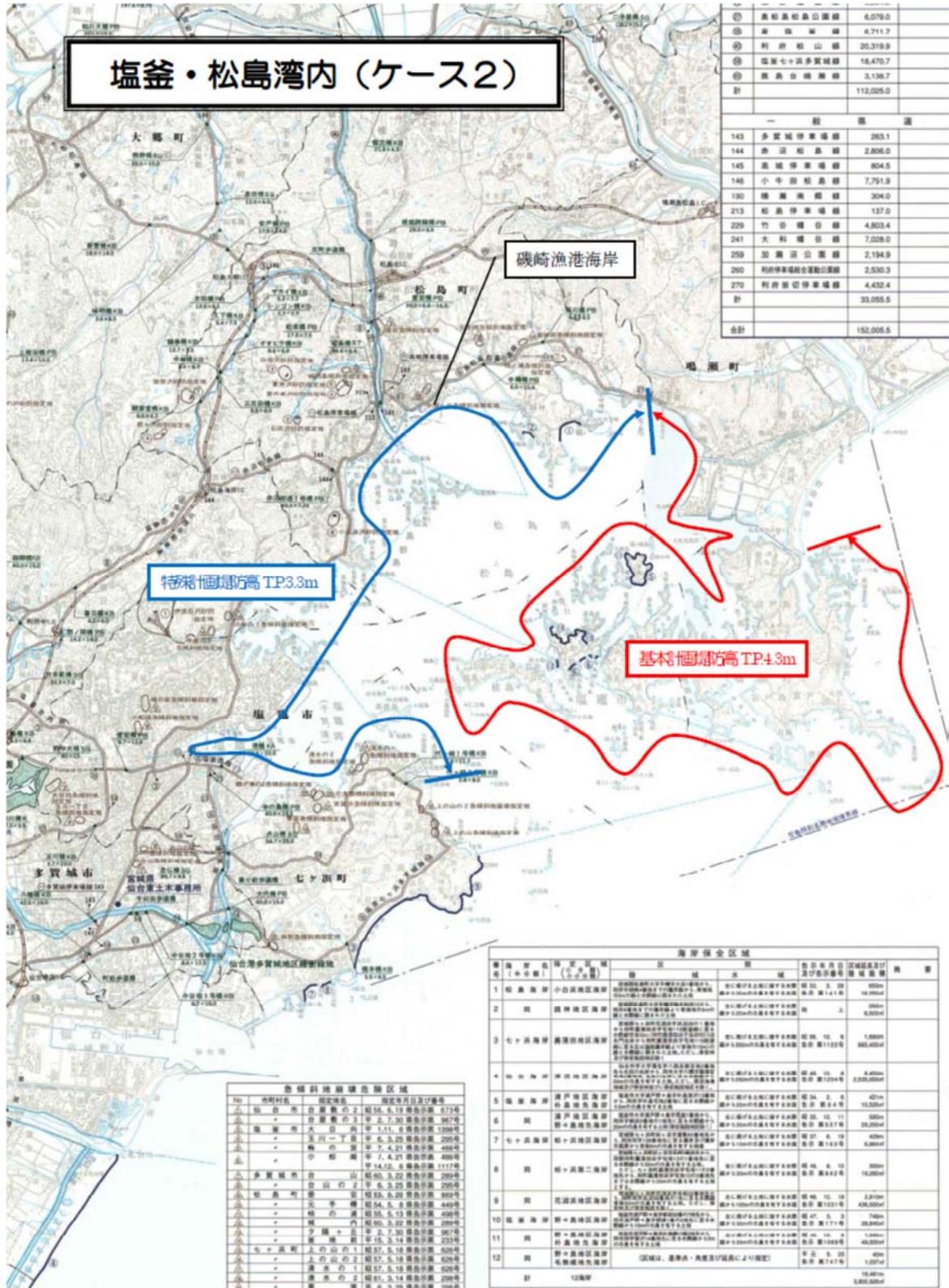
特殊計画堤防高一覧

単位：m (T. P.)

| 地域海岸名 | 今次津波 痕跡高 | 対象地震 | 基本高 | 特殊計画堤防高 | | | |
|----------|-------------|--------|-----|---------|----------|-----|-----|
| | | | | ケース | 起点 | 終点 | 特殊高 |
| 女川湾 | 18.0 | 明治三陸地震 | 5.4 | 2 | 湾口防波堤内 | | 4.4 |
| 石巻海岸 | 11.4 | 高潮にて決定 | 7.2 | 1, 2 | 石巻漁港 | | 3.1 |
| | | | | | 石巻港 | | 3.5 |
| 松島湾 | 4.8 | チリ地震 | 4.3 | 2 | 古浦 | 代ヶ崎 | 3.3 |
| | | | | 1, 2 | 松島港海岸 | | 2.1 |
| 七ヶ浜海岸② | 11.6 | 明治三陸地震 | 6.3 | 1, 2 | 仙台塩釜仙台港区 | | 4.0 |
| 仙台湾南部海岸① | 12.9 | 高潮にて決定 | 7.2 | 1 | 広浦入り口 | | 4.8 |
| | | | | | 広浦 | | 3.7 |
| 仙台湾南部海岸② | 13.6 | 高潮にて決定 | 7.2 | 1 | 鳥の海 | | 3.6 |

女川湾拡大図（ケース2）





松島港海岸拡大図 (ケース1, 2)



仙台塩釜港仙台港区拡大図（ケース1，2）



広浦拡大図（ケース1）



鳥の海拡大図（ケース1）



<空白>

第10章



被災市町の復興まちづくり支援

<空白>

(1) 支援の目的

東日本大震災で壊滅的な津波被害を受けた市町では、速やかな復興に向け復興計画の策定が進められたが、その根幹をなすまちづくり計画に基づき行われる具体的な復興事業の計画策定、事業実施等について支援を行うことにより、被災した市街地を活力に満ちた市街地として再生することを目的としている。

(2) 支援した対象市町

被災した沿岸部の7市7町

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町（仙台市を除く）

(3) これまでの取組み

①復興まちづくり計画策定に対する支援

被災市町では被災直後において、直面する震災

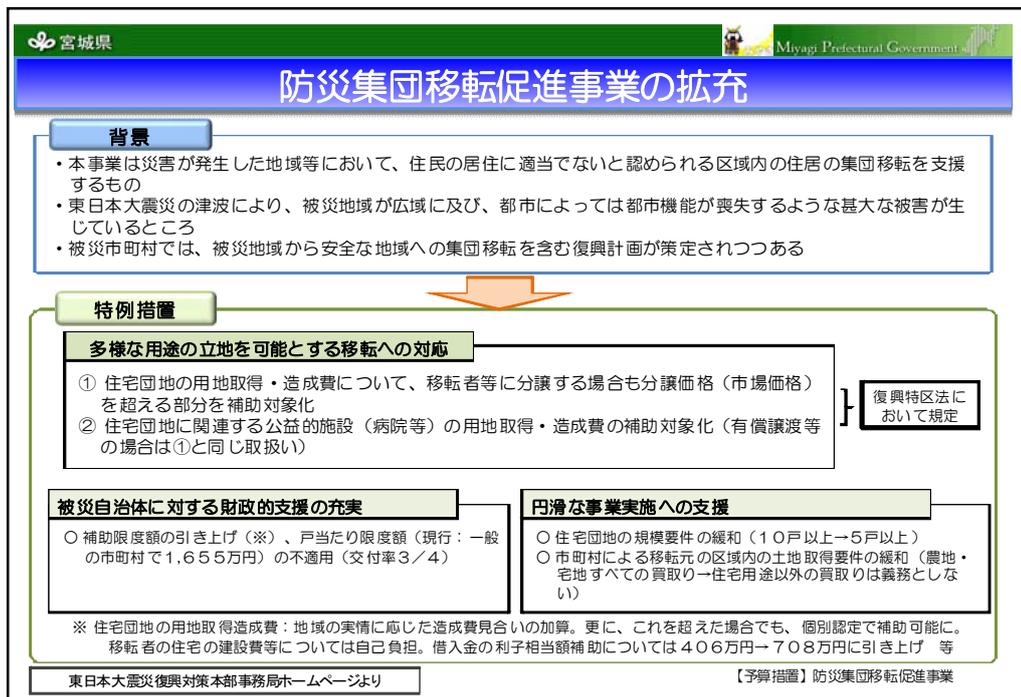
関連業務に忙殺され、復興まちづくり計画を検討するための余裕がなかったことから、被災市町が主体となって策定する復興まちづくり計画の検討が効率的に進められるように、県では、被災市町の立場に立ち、計画のたたき台を作成し、提示した。

②復興まちづくりのための財政措置等に関する国との調整

復興まちづくり計画のたたき台を基に、復興のために必要な事業費やその地元負担を算出して、復興まちづくりが「絵に描いた餅」にならないよう、地元負担を伴わない財政措置について国に要望を行ってきたところであり、第3次補正予算において以下のとおり防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業の制度拡充等が実現した。

・防災集団移転促進事業

戸当たり限度額の不適用、住宅団地の用地取得造成費の限度額引き上げ、住宅建設等助成費（利子補給）の増額等の制度拡充が行われた。これにより、造成単価が高額な三陸沿岸地域等における地元負担の軽減や、被災者の生活再建に向けた費用の軽減が図られ、集団移転が促進されることが期待される。



■ 国の第3次補正予算において措置された防災集団移転促進事業の制度拡充状況

・被災市街地復興土地区画整理事業

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画又は復興交付金事業計画に位置づけることにより、被災市街地復興推進地域の地域外でも、被災市街地復興土地区画整理事業の適用を受けるこ

とが可能となった。これにより、津波被害を受けた被災地から離れた安全な高台等に新たな市街地を開発する場合でも事業の対象となった。あわせて、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）が補助対象に追加された。

宮城県 Miyagi Prefectural Government

被災市街地復興土地区画整理事業の拡充

◆拡充内容

- 防災上必要な土地の高上げに対する補助の導入
 防災上の必要があり計画人口密度が一定以上などの要件を満たした土地の高上げ費用（津波防災整備費）を国費算定対象経費に追加
- 地区要件の拡充
 被災した地区以外であっても、復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域に存する事業を対象に追加

東日本大震災復興対策本部事務局ホームページより一部抜粋

■ 国の第3次補正予算において措置された被災市街地復興土地区画整理事業の制度拡充状況

・津波復興拠点整備事業の創設

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を緊急に整備できるような市町の用地買収方式による宅地造成ができる制度が創設され

た。これにより、商業者や事業主に宅地を提供し、早期の建設投資を呼び込むことにより、市町全体の復興のスピードアップが図られることとなる。

宮城県 Miyagi Prefectural Government

津波復興拠点整備事業の創設

現状と課題 → 特例措置

住宅、業務施設、公益的施設（学校・医療施設・官公庁施設等）等、都市機能全般に甚大な被害

※津波防災地づくり法で創設
 住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能に）

【予算措置】津波復興拠点整備事業（公共施設等整備、高上げ整地等）

<整備手法の例>

- 公共団体等 — 全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備
- 民間 — 公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施
 — 公共団体から借地して、上物の整備を実施

東日本大震災復興対策本部事務局ホームページより

■ 国の第3次補正予算において新たに創設された津波復興拠点整備事業の概要

③被災市町に対する人的支援

被災市町では、都市計画等に精通した職員が少ないことから、組織体制の充実のため県職員を4町に7名、UR都市機構職員を4市4町に15名を派遣している。

④市町の震災復興会議等への参画

被災市町においては、学識経験者や住民の代表者が参加した震災復興会議等を設置して震災復興計画の検討が進められ、平成23年12月まで全市町村で計画策定を終えている。県においては、部次長（技術担当）等が会議委員やアドバイザーとして参画するなどして技術的な助言を行ってきたところである。

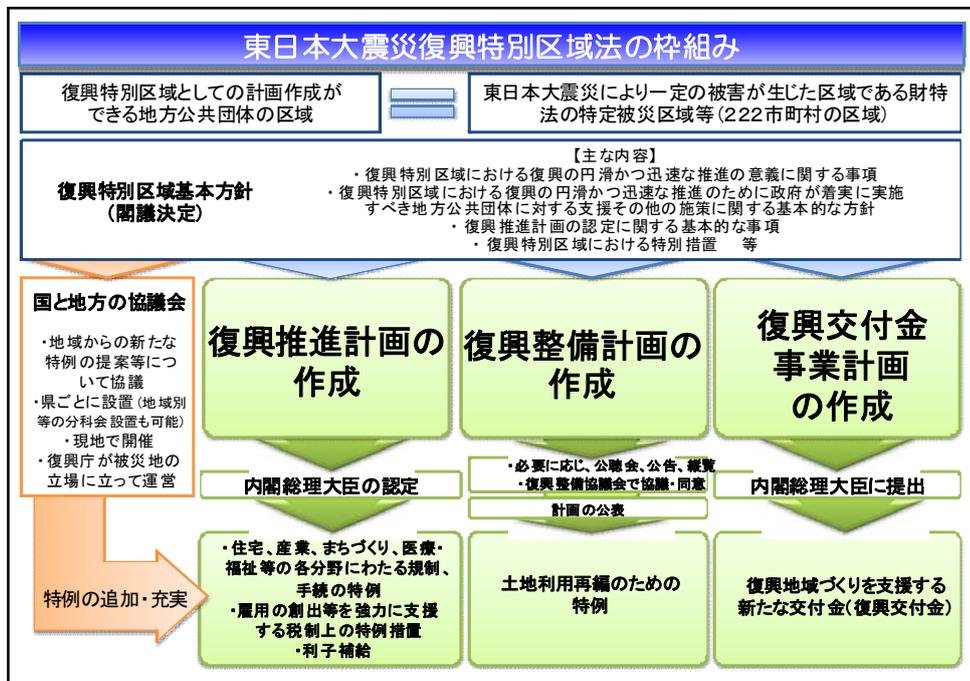
(4) これからの取組み

①復興交付金事業計画の作成等に係る支援

被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の実施に向けて、遅滞なく復興交付金の交付が受けられるよう、復興交付金事業計画の作成等についての支援を行っている。平成24年1月に第1回の計画提出を行ったところであり、現在は4月上旬に予定している第2回の提出に向けて取り組んでいる。

②復興整備計画の作成等に係る支援

事業の円滑な実施のため、東日本大震災復興特別区域に基づき許認可手続きや事業制度等の特例措置を受けるための復興整備計画の作成等についての支援を行っている。平成24年2月に14市町において復興整備協議会が設立され、5市町（石巻市、女川町、名取市、岩沼市、山元町）で復興整備計画が策定され、3月末に公表されたところである。



■ 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

③被災市町における事業執行体制の検討、国との協働

復興まちづくりに係る事業実施の本格化に伴い、被災市町においては事業規模、箇所数等から、相当数の人員派遣や体制の強化が求められる。

国からは、まちづくり事業支援として約68名の人員の派遣の確保が示されたが、まだ十分とはいえないため、県では、UR都市機構や建設コンサルタント等への業務委託を検討しているところであり、行政と住民の橋渡しができる専門家を含めた更なる人員派遣や、民間委託した場合の業務経費への復興交付金の活用について国と協議を行っている。

④津波避難計画の策定支援

宮城県震災復興計画では、大津波から人命を守るため、海岸保全施設や多重防御施設の整備などのハード整備と併せて、避難計画等の策定等ソフト対策にも取り組むこととしている。

県においては、新たに制定された津波防災地域づくり法の趣旨を踏まえながら、国が行った避難の実態調査結果等を活用するなど、国と連携を図りながら「津波避難のための施設整備指針」を作成したところであり、今後各市町が震災復興計画等の中で検討している避難計画の策定を支援していく。具体的には、避難場所や津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等について各市町におい

て統一した基準等に基づき津波避難計画を策定できるよう、また、都市防災総合推進事業の活用

より、計画に位置づけられた津波対策に係る施設整備を早期に推進できるよう指導、助言を行う。

津波避難のための施設整備指針

～避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインについて～

はじめに

(1) 目的

津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し、指針としてとりまとめたもの。

(2) 位置づけ

国の動きや、既存の宮城県津波対策ガイドライン等における津波避難計画の要素を取り入れながら、復興に向けたまちづくりにおける避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインの検討に用いることを想定。

(3) 基本的考え方

- 宮城県津波対策ガイドラインより必要な項目を引用し、内容を見直す形でとりまとめています。
- 「何としても人命を守る」考え方で、情報提供や啓発などを組み合わせることを前提としています。
- 再び最大クラスの津波が発生した際の確実な避難を長期に渡って持続できるような視点に立っています。
- 悪条件下で最大クラスの津波が発生することを想定します。
- 人工物や予測には限界があることを認識した上で、できる限り安全側となるような配慮を必要とします。
- それぞれに異なる地域の実状を踏まえ、本指針から適宜必要な項目を適用していくことを想定しています。
- 地震発生から津波終息までの間、津波から住民等の生命や身体の安全を確保するための避難を対象とします。

(4) 検討の流れ

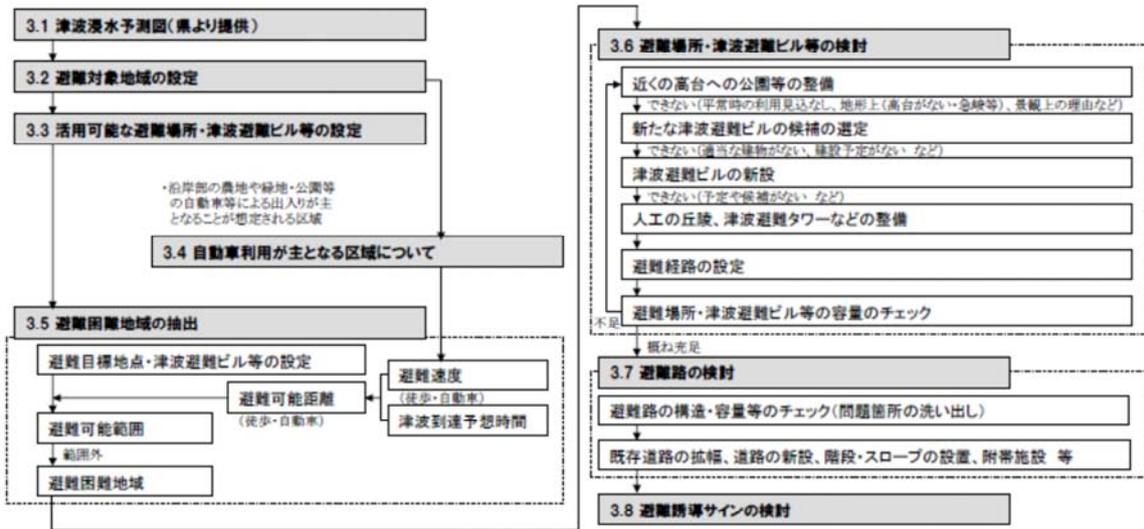


図 検討の流れ

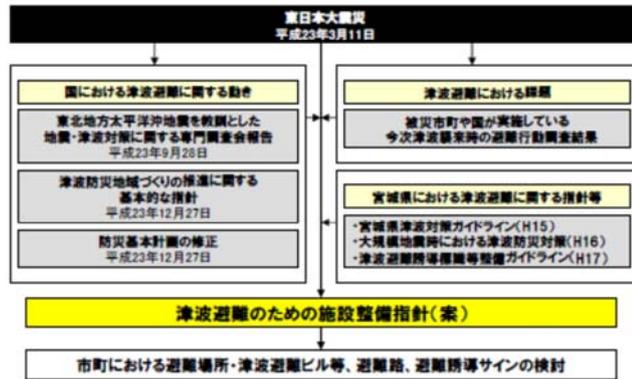
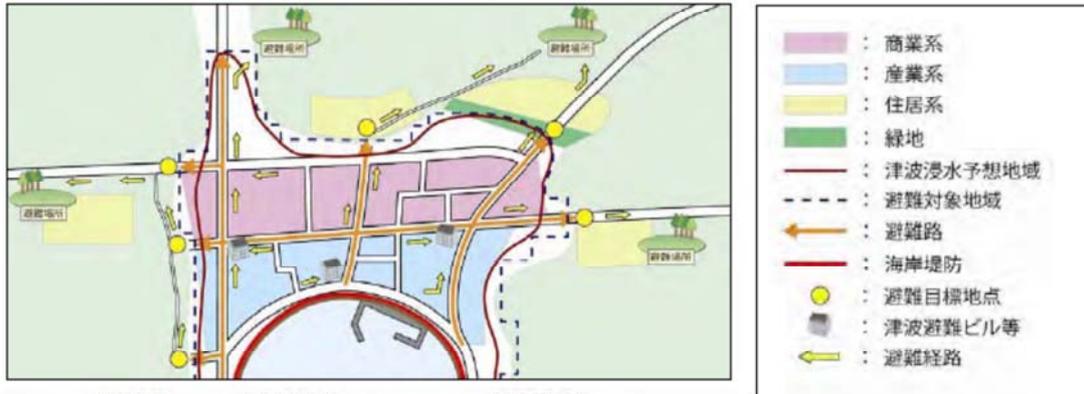


図 津波避難のための施設整備指針(案)の位置づけ

■検討結果のイメージ（リアス部／牡鹿半島以北）

■検討イメージ

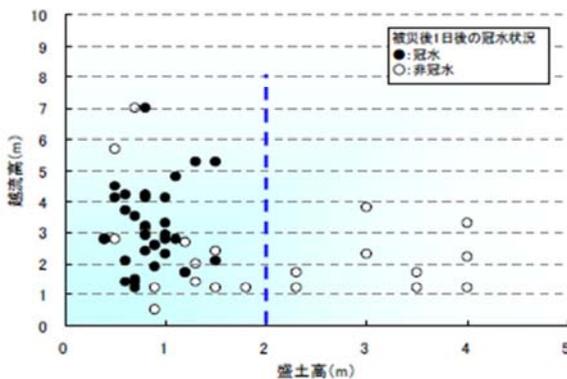
① 検討イメージ(リアス部／牡鹿半島以北)



■二次避難路・救出路の検討

◆ 盛土高について

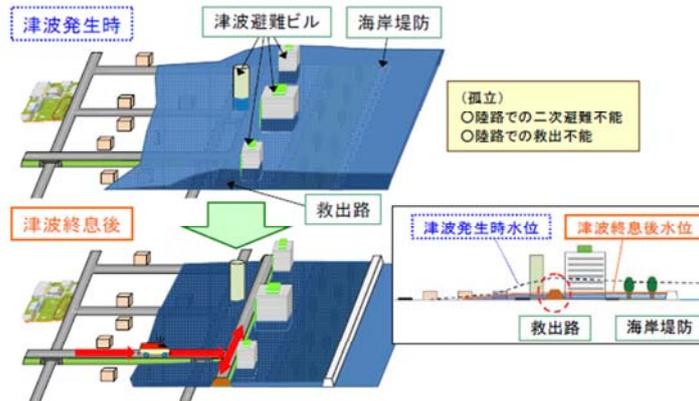
- ・ 今次津波の浸水区域内で海岸線を並行する主要道路において、災害時に緊急交通路の通行確保が必要とされる被災1日後の状態として、盛土高2m以上の区間においては、冠水が概ね解消される傾向が見られた。
- ・ このため、早期の通行確保が必要な避難路・救出路は、**2m以上の盛土構造とすることが望ましい**。(1日後に冠水解消した盛土高の下限値2mに地形条件や余裕高を考慮)



- 対象路線
 - ・塩釜互理線
 - ・市道空港三軒茶屋線
 - ・相馬互理線
 - ・石巻工業港矢本線
- 冠水状況確認方法
H23.3.12 14:00 前後の航空写真の目視による
- 盛土高確認方法
現地調査結果

◆道路ネットワークの確保について

- ・ 内閣府の調査によると、避難した地域や建物について、「その場所から移動できなかった(38%)」「救助がくるまでに時間がかかった(19%)」というような問題が指摘されている。
- ・ 人命救助及び津波避難ビル等の孤立回避のため、内陸部や浸水区域外の避難場所と浸水区域内の津波避難ビル等が、早期に通行可能なネットワークとして結ばれていることが望ましい。



▲二次避難・救出路に求められる道路ネットワークイメージ

■避難誘導サインの検討
■避難・誘導標識のシステム（必要アイテム）

事前教育（数十年）

学習系サイン1
「津波の危険性」の掲示

「津波の危険性やその地域の被害の歴史情報」の掲示

- 津波注意警告サイン
- 津波注意啓発サイン
- 避難場所案内サイン
- ハザードマップサイン
- 津波知能学習サイン
- 津波碑モニュメントサイン
- わすれないしくみ（過去の津波来襲波高）

学習系サイン2
「避難場所・避難方向」の掲示

「津波避難場所/津波避難ビル/安全な高さ/避難方向（経路）」の掲示

- 1.津波避難場所
- 2.津波避難ビル

- 避難場所の記号サイン
- 避難場の方向・誘導サイン
- わすれないしくみ（安全地域の確認サイン）

緊急情報系サイン
「津波発生」を知らせる

「津波の発生を知る」ための緊急情報を発信する

- ハンザマスト（非常用拡声器）
- 道路標識型 注意・警報サイン
- 感じる
- 情報受信・端末
- 防災無線
- テレビ
- ラジオ
- 放送
- 無線電話/ポケットベル
- ファックス

② 最小サイズ 縦型

(5)まちづくり計画の策定等支援の経緯

<平成23年>

- 4月 1日 都市計画課内に「復興まちづくり推進チーム」を設置
- 4月上・中旬 「復興まちづくり計画（原案）」作成
- 4月11日～21日 第1回各市町ヒアリング（素案提示）
- 4月28日 第1回復興まちづくり検討会*
- 5月16日～19日 第2回各市町ヒアリング，国土交通省直轄調査説明
- 7月 1日 復興まちづくり推進室を設置
- 7月13日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町村連絡会議）
- 7月20日 第2回復興まちづくり検討会*
- 8月23日～26日 復興まちづくり計画に係る各市町及び県関係課との打合せ会
- 10月13日，14日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町個別ヒアリング）
- 10月28日 東日本大震災復興特別措置法（案）の閣議決定
- 11月11日～16日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町個別ヒアリング）
- 12月 7日 東日本大震災復興特別措置法の成立
- 12月14日 復興まちづくり計画に関する調整会議（市町村連絡会議）
- 12月22日 第1回国土交通省都市局所管事業に係る勉強会

<平成24年>

- 1月23日 第2回国土交通省都市局所管事業に係る勉強会
- 1月31日 各市町第1回復興交付金事業計画の提出

- 2月 9日～15日 復興関連事業（区画整理事業・防災集団移転促進事業）に関する打合せ会
- 2月17日 宮城県復興整備協議会の設置
- 2月17日 復興整備協議会の開催（石巻市，女川町，名取市，岩沼市，山元町）
- 3月 2日 第1回復興交付金交付可能額通知
- 3月23日 復興整備協議会の開催（石巻市，岩沼市）＜集団移転促進事業の決定は全国初＞
- 3月26日 「津波避難のための施設整備指針」の策定（津波対策連絡協議会による承認）
- 3月30日 復興整備計画の公表（石巻市，女川町，名取市，岩沼市，山元町）

※「復興まちづくり検討会」の実施体制
部次長（技術担当）を筆頭に都市計画課，建築宅地課，空港臨空地域課，住宅課，道路課，下水道課，

港湾課及び復興まちづくり推進室で構成。アドバイザーとして7名の外部有識者を指名。



■ 復興まちづくり検討会における検討状況



■ 復興まちづくり計画に関する調整会議における検討状況



各市町の震災復興計画の概要

平成23年12月末日 現在

沿岸の15市町全てで策定を完了し、議会への報告又は議決済みである。内陸では白石市、角田市、登米市、大崎市の4市で策定を完了している。

| 市町名 | 検討組織 | 実施方針若しくは骨子 | 計画期間 | 策定予定時期 |
|------|---------------------|---|---|---|
| 気仙沼市 | 気仙沼市震災復興会議 | ◆復興の目標 ①津波死ゼロのまちづくり ②早期の産業復活と雇用の確保 ③職住復活と生活復興 ④持続発展可能な産業の再構築 ⑤スローでスマートなまちとくらし ⑥地域に笑顔溢れるまちづくり | H23～H32【10年間】 (H23～H27集中復興期間) | 9/30 復興計画(案)が最終答申 10/7 議会で議決し計画策定 |
| 南三陸町 | 南三陸町震災復興計画策定会議 | ◆復興の基本理念 「自然・ひと・なりわいの紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興 ◆復興目標 ①安心して暮らし続けられるまちづくり ②自然と共生するまちづくり ③なりわいと賑わいのまちづくり | H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 再生期 H24～H29(6年間) 発展期 H26～H32(7年間) | 9/18 復興計画(素案)が最終答申 12月26日策定 |
| 女川町 | 女川町復興計画策定委員会 | ◆基本目標 「とりもどそう 笑顔あふれる 女川町」 ◆復興方針 ①安心・安全なまちづくり<防災> ②港町産業の再生と発展<産業> ③住みよいまちづくり<住環境> ④心身ともに健康なまちづくり<保健・医療・福祉> ⑤心豊かなまちづくり<人材育成> | H23～H30【8年間】 復旧期 ～H24(2年間) 基盤整備期 ～H27(3年間) 本格復興期 ～H30(3年間) | 8/10 復興計画(案)が最終答申 9/15 議会で議決し計画策定 |
| 石巻市 | 石巻市震災復興ビジョン「有識者懇談会」 | ◆基本理念 ①災害に強いまちづくり ②産業・経済の再生 ③絆と協働による共鳴社会づくり | H23～H32【10年間】 復旧期 H23～H25(3年間) 再生期 H26～H29(4年間) 発展期 H30～H32(3年間) | 12/22 議会で議決し計画策定 |
| 東松島市 | 東松島市復興まちづくり計画有識者委員会 | ◆基本方針 ①防災・減災による災害に強いまちづくり ②支え合って安心して暮らせるまちづくり ③生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり ④持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり | H23～H32【10年間】 復旧・復興期 ～H27(5年間) 発展期 ～H32(5年間) | 9/16 骨子案を議員全員説明会で中間報告 12/26 議会で議決し計画策定 |
| 松島町 | 松島町震災復興会議 | ◆復興政策の目標 ①安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり(都市基盤の復興) ②町民の命と生活を守る防災まちづくり(生活の復興) ③東北・宮城を牽引する観光・産業のまちづくり(観光・産業の復興) | H23～H27【5年間】 | 12/28月計画策定 |
| 七ヶ浜町 | 震災復興アドバイザー委託 | ◆重点項目 ①自然と共存するなほり強いVサード ②町の文化を継承する美しい景観や街並み ③未来につながる子どもたちの豊かな環境 ④地域コミュニティの再生と展開 ⑤本町の特色を生かした産業の活性化 | H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 更正期 ～H27(5年間) 発展期 ～H32(10年間) | 11/8 前期(H23～27)計画策定 11/14 議会に報告 |
| 多賀城市 | 多賀城市復興検討委員会 | ◆復興構想イメージ ①安心して住み続けられる居住の確保 ②産業の再興と新たな雇用の創出 ③多重防衛による安全・安心の確保 ④震災経験の伝承と世界への発信 | H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 更正期 ～H29(4年間) 発展期 ～H32(3年間) | 10/26 第5回委員会を開催 議会特別委員会に報告し 12/21 計画策定 |
| 塩竈市 | 塩竈市復興計画検討委員会 | ◆基本的な方針 ①住まいと暮らしの再建 ②安全な地域づくり ③産業・経済の復興 ④浦戸地区の復興 | H23～H32【10年間】 早期復興 ～H27(5年間) 長期復興 ～H32(10年間) | 12/2 計画策定 |
| 利府町 | 利府町震災復興計画策定委員会 | ◆復旧・復興の方向性 ①生活基盤の再建と都市構造の再構築 ②産業・経済活動の再構築と発展 ③安全・安心なまちづくりの再構築 | H23～H28【6年間】 復旧・再生期～H25(3年間) 発展期～H28(3年間) | 12/26 計画策定 |
| 仙台市 | 仙台市震災復興検討会議 | ◆復興の方向性 ①減災を基本とする防災の再構築 ②エネルギー課題等への対応 ③自助・自立と協働・支え合いによる復興 ④東北復興の力となる経済・都市活力の創造 | H23～H27【5年間】 復旧・再生期～H25(約3年間) 発展・創出期 H25～H27 | 9/22 中間案を公表 11/14 第6回会議で最終案を審議 11/30 臨時議会で議決 |
| 名取市 | 名取市新たな未来会議 | ◆復興の目標 ①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし ②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業 ③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち | H23～H29【7年間】 再生期 展開期 発展期 | 8/23 提言書を市長報告 10/11 議会で議決し計画策定 |
| 岩沼市 | 岩沼市震災復興会議 | ◆基本理念 ①チーム岩沼 オール岩沼 オールジャパン ②歴史を大切に安全・安心なまちづくり ③岩沼の個性、特色を活かした産業の再構築 ④時代を先取りした先進的な復興モデル | H23～H29【7年間】 復旧期 H23～25 復興期 H24～27 発展期 H25～29 | 8/7 答申 (震災復興計画グランドデザインの提言) 8/7 計画策定 (議会報告済) |
| 亘理町 | 亘理町震災復興会議 | ◆基本理念 安全・安心・元気のあるまち 亘理 ～亘理らしさを守り、生かした町民が主役の復興まちづくり～ ◆基本方針 ①「安全」と「安心」を確保するまちづくり ②「暮らしやすさ」と「亘理らしさ」があふれるまちづくり ③「なりわい」と「こぎわい」のまちづくり | H23～H32【10年間】 復旧期 H23～25 再生期 H23～27 発展期 H26～32 | 12/14 議会で議決 12/16 計画策定 |
| 山元町 | 山元町震災復興有識者会議 | ◆基本理念 ①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり ②だれもが住みたくするようなまちづくり ③つながりを大切にするまちづくり | H23～H32【10年間】 復旧期 H23～25 再生期 H25～28 発展期 H28～30 | 8/28 最終の有識者会議に土地利用構想案を提示 12月議会で承認を得て 12/26 計画策定 |

第 11 章



住宅關係

<空白>

(1) 市町村別住家被害状況

(平成 2 4 年 3 月 2 8 日現在)

| 市町村 | 住家被害 | | | 市町村 | 住家被害 | | |
|------|--------|---------|---------|------|--------|---------|---------|
| | 全壊棟 | 半壊棟 | 一部損壊棟 | | 全壊棟 | 半壊棟 | 一部損壊棟 |
| 仙台市 | 29,469 | 104,150 | 115,949 | 川崎町 | 0 | 14 | 443 |
| 石巻市 | 22,357 | 11,021 | 20,364 | 丸森町 | 1 | 36 | 512 |
| 塩竈市 | 757 | 3,713 | 6,082 | 亶理町 | 2,298 | 1,055 | 2,251 |
| 気仙沼市 | 8,483 | 2,552 | 4,555 | 山元町 | 2,333 | 1,095 | 1,142 |
| 白石市 | 39 | 555 | 2,139 | 松島町 | 220 | 1,580 | 1,526 |
| 名取市 | 2,801 | 1,129 | 10,061 | 七ヶ浜町 | 673 | 635 | 2,537 |
| 角田市 | 13 | 158 | 996 | 利府町 | 57 | 906 | 3,501 |
| 多賀城市 | 1,730 | 3,605 | 5,804 | 大和町 | 41 | 262 | 2,709 |
| 岩沼市 | 688 | 1,477 | 2,734 | 大郷町 | 50 | 274 | 749 |
| 登米市 | 198 | 1,612 | 3,292 | 富谷町 | 16 | 523 | 5,185 |
| 栗原市 | 57 | 370 | 4,553 | 大衡村 | 0 | 17 | 764 |
| 東松島市 | 5,491 | 5,551 | 3,514 | 色麻町 | 0 | 15 | 214 |
| 大崎市 | 584 | 2,376 | 8,937 | 加美町 | 8 | 35 | 749 |
| 蔵王町 | 16 | 142 | 1,095 | 涌谷町 | 143 | 727 | 967 |
| 七ヶ宿町 | 0 | 0 | 9 | 美里町 | 129 | 623 | 3,132 |
| 大河原町 | 10 | 142 | 1,298 | 女川町 | 2,923 | 347 | 662 |
| 村田町 | 9 | 115 | 640 | 南三陸町 | 3,142 | 169 | 1,214 |
| 柴田町 | 13 | 188 | 1,623 | 計 | 84,749 | 147,169 | 221,902 |

(2) 県営住宅の被害状況

被災状況：全団地が被災、うち程度が大きいものが 21 団地 76 棟 1,700 戸

全壊：2 団地 2 棟 48 戸（屋上まで浸水、PS 工法の杭・梁破断）

壁等破損：7 団地 8 棟 519 戸（非耐力壁に大きなクラック）

床上浸水：11 団地 39 棟 590 戸（浸水 170 戸）

床下浸水：3 団地 5 棟 156 戸（浸水 27 戸）

擁壁破損：2 団地 23 棟 484 戸

概算被害額：102 件 5,867 百万円（災害査定額 2,199 百万円＋再建設 30 戸）

（※ 県営住宅の管理戸数等・・・102 団地 560 棟 9,270 戸）



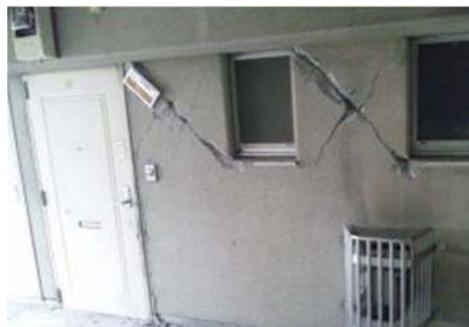
南三陸町・廻館前住宅 (H23.3.20)



石巻市・黄金浜住宅(H23.3.19)



石巻市・吉野住宅(H23.3.19)



仙台市宮城野区・梶の杜住宅 (H23.3.13)

(3) 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や外壁等落下の危険性をできる限り速やかに判定して情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次災害を防止することを目的として行うものである。通常1週間から2週間程度で実施し、県内では平成8年の宮城県北部地震、平成15年の宮城県北部連続地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震の時に行った。

判定は被災した市町村が実施し、県は市町村から支援要請を受け、県内の建築関係団体等の協力を得て、県に登録している宮城県被災建築物応急危険度判定士を派遣し、判定資材の提供や現地でのコーディネートなどを行う。また、必要に応じて他都道府県へも支援要請を行うこととしている。



被災状況（左：鉄筋コンクリート造建築物2階部分の圧壊 右：木造建築物の倒壊）

本震災においては、甚大な被害の中、約2箇月にわたり判定作業を実施した。

発災当初からはほぼ1箇月の間は、情報通信網や道路交通網等のライフラインが遮断され、燃料も不足するなど、遠地からの応援を受け入れる体制がとれず、非常に限られた条件の中で実施せざるを得ない状況であった。そのため、地元の判定士や市町村職員、県職員が中心となって判定を実施した。しかし、自らも被災した判定士や職員も多く、地域内での人員も非常に限られており、より一層厳しい条件での判定作業となった。

約1箇月が経過した頃、判定士や職員は他の業務や住宅相談等に忙殺される状況となった上、津波浸水区域では判定の実施困難により長期間を要することが見込まれ、また、

4月7日の最大余震の被害もあったため、さらに多くの人員が必要となった。この時期、燃料等が少しずつ入手できるようになってきたため、広域派遣を要請し、他都道府県（北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県）の各都道府県及び市町村職員、民間判定士の応援を得ながら判定活動を継続した。また、応急危険度判定を実施する体制がとれない市町村や津波浸水区域における市町村に対しては、県職員も追加で判定作業を実施するなどの支援を行った。

その結果として、3月11日から5月10日までの2箇月間にわたり、延べ1,472班、2,955人の判定士が50,721件を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安解消を図ることができた。

| 市町村実施状況 | | 判定結果 (3/11~5/10) | |
|----------------|--|---------------------|--------|
| 実施済み 12市18町 | 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、 角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、 東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、 柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、 加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町 | 危険 | 5,200 |
| | | 要注意 | 7,553 |
| | | 調査済 | 37,968 |
| | | 合計 | 50,721 |

※「調査済」は「危険」または「要注意」に該当しないものを示す

判定の結果

| | 危険 | 要注意 | 調査済 | 計 |
|---------------|-------|-------|--------|--------|
| 木造 | 4,859 | 6,993 | 36,537 | 48,389 |
| | 10.0% | 14.5% | 75.5% | 100.0% |
| 鉄筋 コンクリート造 | 135 | 239 | 614 | 988 |
| | 13.7% | 24.2% | 62.1% | 100.0% |
| 鉄骨造 | 206 | 321 | 817 | 1,344 |
| | 15.3% | 23.9% | 60.8% | 100.0% |
| 合計 | 5,200 | 7,553 | 37,968 | 50,721 |
| | 10.2% | 14.9% | 74.9% | 100.0% |

判定棟数の推移

| 判定の実施週 | 判定数 | 割合 |
|-------------|---------|---------|
| 3/11 ~ 3/12 | 703棟 | 1.4 % |
| 3/13 ~ 3/19 | 16,358棟 | 32.2 % |
| 3/20 ~ 3/26 | 17,897棟 | 35.3 % |
| 3/27 ~ 4/ 2 | 3,588棟 | 7.1 % |
| 4/ 3 ~ 4/ 9 | 764棟 | 1.5 % |
| 4/10 ~ 4/16 | 3,996棟 | 7.9 % |
| 4/17 ~ 4/23 | 6,859棟 | 13.5 % |
| 4/24 ~ 4/30 | 511棟 | 1.0 % |
| 5/ 1 ~ 5/ 7 | 23棟 | 0.05% |
| 5/ 8 ~ 5/10 | 22棟 | 0.05% |
| (延55日)計 | 50,721棟 | 100.0 % |

北海道・青森・秋田・山形・新潟・東京・埼玉・神奈川の都道県から、延べ346人が派遣された。



判定活動状況



説明会，結果集計作業状況

(4) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、大規模な地震等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的とするものである。県内では平成15年の北部連続地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震の際に判定活動を行った。

災害対策本部が設置された市町村で危険度判定活動を実施する際、県は、市町村から支援要請を受け、登録している被災宅地危険度判定士を派遣するとともに判定資材の提供などを行う。また必要に応じて他都道府県への広域支援要請を行った。



宅地の被害状況（地割れ）

| 市町村実施状況 | | 判定結果 (3/13～5/18) |
|-----------------|--|--|
| 完了 3市7町 | 仙台市、角田市、岩沼市、川崎町、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町、加美町 | 危険 886件 要注意 1,470件 調査済 1,640件 |
| 未実施 10市14町1村 | 石巻市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、白石市、名取市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、七ヶ浜町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町 | 合計 3,996件 |

判定の結果

| | 危険 | 要注意 | 調査済 | 合計 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 仙台市 | 794 | 1,310 | 1,573 | 3,677 |
| | 21.6% | 35.6% | 42.8% | 100.0% |
| 角田市・岩沼市・川崎町・亶理町・山元町・松島町・利府町・大和町・加美町 | 92 | 160 | 67 | 319 |
| | 28.8% | 50.2% | 21.0% | 100.0% |
| 合計 | 886 | 1,470 | 1,640 | 3,996 |
| (3/13～5/19に実施) | 22.2% | 36.8% | 41.0% | 100.0% |

本震災においては、被害を受けた県内の宅地について、約2箇月にわたり被災宅地危険度判定作業を実施した。県は、各市町村に設置された災害対策本部の要請を受け、県職員の派遣及び県外自治体職員等の受入支援を行った。

被害が広域にわたって発生したうえ、交通網及び通信手段が遮断され、燃料が極めて不足した状況のもと、4月7日の最大余震の被害が加わり判定作業は困難を極めた。県に登録されている被災宅地危険度判定士名簿を市町村に提供し、市町村が直接地元の被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定活動を行った市町村もみられた。仙台市は被害

が大きいことから、県が国土交通省に依頼して、2次にわたり広域派遣による判定作業を実施した。派遣判定士は県外自治体が59都道府県区市延べ819人、県内自治体が栗原市延べ12人、UR都市機構延べ12人、団法人全国宅地擁壁技術協会3人、仙台市宅地安全協議会延べ24人の応援を得ながら判定活動を行った。仙台市以外の自治体では、県職員等を川崎町、利府町、岩沼市へ派遣した。

その結果として、3月11日から5月18日までの2箇月間にわたり、3,996か所を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安軽減を図ることができた。



被災宅地危険度判定結果表示状況

被災宅地危険度判定活動状況

(5) 住宅相談

各市町村等に住宅相談窓口を設置し、震災により甚大な被害を受けた被災者等に対し、専門家が相談に応じるほか様々な情報提供を行い、生活再建を支援した。窓口の設置に当たり、仙台市、塩竈市、登米市、多賀城市、岩沼市、東松島市ほか9町村へは、建築士会、建築士事務所協会、

日本建築家協会等の協力を得て、建築士等の相談員を5月31日まで延べ434名派遣している。

また、県においても、住宅相談を6月30日まで実施した。

住宅相談(県設置)の受付状況

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 震災後の週間 | 3/22 | 3/27 | 4/3 | 4/10 | 4/17 | 4/24 | 5/1 | 5/8 | 5/15 | 5/22 | 5/29 | 6/5 | 6/12 | 6/19 | 6/26 | 合計 |
| | 3/26 | 4/2 | 4/9 | 4/16 | 4/23 | 4/30 | 5/7 | 5/14 | 5/21 | 5/28 | 6/4 | 6/11 | 6/18 | 6/25 | 6/30 | |
| 件数 | 712 | 271 | 305 | 177 | 130 | 98 | 54 | 120 | 47 | 32 | 28 | 28 | 20 | 8 | 6 | |

本庁及び地方合同庁舎5ヶ所(大河原、仙台、北部、北部栗原、東部登米)に設置

(6) 被災地の建築制限

県及び石巻市は、被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間、その妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、建築基準法第 84 条及び特例法に基づき一定期間建築制限する区域を指定した。

その後、山元町は建築基準法の災害危険区域を指定し、それ以外の 6 市町は被災市街地復興特別措置法に基づく復

興推進地域を指定(災害のあった日から最長 2 年)し、建築制限を継続実施している。

また、仙台市は、平成 23 年 12 月 16 日付で沿岸部の 1,213.8ha を新たに災害危険区域に指定し、建築制限を実施している。

被災地の無秩序な建築行為を抑制するための建築制限 (ha)

| | 建築基準法84条 | 東日本大震災建築制限特例法(※1) | | 復興推進地域(※2) |
|-------|--------------|-------------------|--------------|----------------|
| | H23.4.8～5.11 | 5.12～9.11 | 9.12～11.10 | 11.11～H25.3.10 |
| 気仙沼市 | 669.8 | 465.1 | 266.7 | 266.7 |
| 南三陸町 | 175.7 | 175.7 | 175.7 | 154.4 |
| 女川町 | 273.6 | 206.9 | 144.3 | 182.6 |
| 東松島町 | 162.7 | 162.7 | (~1031)162.7 | (11.1~) 162.7 |
| 名取市 | 102.7 | 102.7 | 102.7 | 102.7 |
| 山元町 | — | (7.1~) 198.1 | 198.1 | — |
| 石巻市 | 434.1 | (5.28~) 543.4 | 94.0 | (9.12~) 449.4 |
| 7 市 町 | 1,818.6 | 1,854.6 | 1,144.2 | 1,516.5 |

県(特定行政庁)指定：気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島町、名取市、山元町 石巻市(特定行政庁)指定：石巻市(※1)：「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」

(※2)：土地区画整理事業等を実施する必要のある区域を「被災市街地復興特別措置法」に基づき指定



(7) 応急仮設住宅の概要

平成23年3月11日の発災当初は、通信連絡網の寸断や混乱のため、なかなか市町村の情報が入らない状況であった。

このような状況の中、県は3月14日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対して応急仮設住宅1万戸の建設を要請した。

そして、県は3月17日から県内市町村を直接訪問し、被災の状況や応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査を行い、概ね3万戸程度が必要と見込み4月1日にプレハブ建築協会へ2万戸の追加要請を行った。

当初は、道路の寸断や燃料不足による資材の輸送、建設労働者の確保と移動等様々な要因による困難な状況が想定されたが、実際は、市街地が破壊的な被害を受けた地域、特に海と山が迫っているリアス式海岸の地域では、安全な建設用地を確保することが極めて困難な状態となり、用地確保が課題となったが、市町が用地の確保に努めることにより、9月末までに全戸完成の目途がついた。

また、市町からの要望に基づいて被災者の障害状態に合わせた高齢者用と障害者用の福祉型住宅(グループホーム)を追加した。

応急仮設住宅の建設戸数は、3月28日に第1次分として13市町1,207戸を着手、第16次までに合計15市町で合計22,043戸を着工し、9月28日までに21,854戸を完成した。

11月4日市町建設分を含めて、全22,042戸完成、11月23日気仙沼市からの新たな要請により、53戸追加着工

12月26日全22,095戸が完成

②建設に当たっての留意事項

1) 供給サイクル

応急仮設住宅の建設に当たっては、1週間サイクルで、最初の3日間で市町村からの建設候補地の提示を受け、次の3日間で現地確認を行い、併せて設計を進め発注を繰返し、着工から引渡までは、概ね1ヶ月以内で完了するよう対応した。

2) 建設候補地選定の視点

- i 津波被害のないこと
- ii 上下水道等のライフラインの引込みに時間を要しないこと
- iii 工事用搬入路が確保できること
- iv 造成工事等が不要で早期に着工できること
- v 建設戸数がまとまって確保できること

3) 住棟配置

住戸の日照条件が公平になるように、原則として玄関を北向き、窓を南方向とし、各棟同一方向並びとなる東西配置を採用した。

4) 住戸タイプ

●応急仮設住宅の対応状況

| | |
|-----------|---|
| H23年3月11日 | 午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の東北地方太平洋沖地震が発生 |
| 3月14日 | 社団法人プレハブ建築協会に対し仮設住宅1万戸の建設要請 |
| 3月17日～ | 被災市町村を訪問し、必要戸数、用地の調査を開始(住宅課) |
| 3月22日～ | 市町村への説明会開催(保健福祉部) |
| 3月28日 | 建設開始(避難者約12万人) |
| 4月1日 | 社団法人プレハブ建築協会に対し3万戸の建設要請(2万戸追加) |
| 4月19日 | 応急仮設住宅の供給事業者の提案を公募(～28日) 応急仮設住宅の供与事務の一部を市町村に委任 |
| 4月28日～ | 第1次分完成・入居開始(1,312戸) |
| 6月2日 | 5月末1万戸の完成目標に対し、11,172戸完成 |
| 7月20日 | 必要戸数(22千戸余)全ての整備(用地確保、着工)に目途 |
| 9月28日 | 県建設分21,519戸が全て完成(町発注を含めると21,854戸完成) |

1DK(7坪)、2DK(9坪)、3K(12坪)の3タイプとし、被災市・町の要請により戸数配分した。(要請がない場合は、経験則に基づき2:6:2とした。)

なお、住宅部会(ハウスメーカー系)は2DK 1タイプのみであったため、入居管理で柔軟に配慮、対応してもらった。

バリアフリー対応スロープ付き住戸を、原則として1割設置した。(被災市町が事前に入居者を特定できた場合はその必要数を設置。)

さらに、高齢者、障害者対応の福祉住宅(グループホーム)を追加した。

5) 宮城県仕様(当初から対応していたオプション)

- i 寒冷地・積雪仕様
 - ・断熱材(天井裏にグラスウール(10kg)100mm相当、壁・床に同50mm相当同等品)小屋裏換気扇、玄関風除袖壁、水道凍結防止ヒーター等
- ii 高齢者対応仕様
 - ・玄関手すり、スロープ等

6) 駐車場・原則として、1戸当たり1台分を確保。

7) 集会所、談話室、サポートセンター

団地周辺に公民館等の代替施設があること等により、市町が設置不要と判断した場合を除き、原則として、概ね50戸以上の団地に集会所(団地規模に応じ面積、棟数を配慮)、50戸未満は談話室(12坪程度)を設置した。また、福祉部局からサポートセンター機能を持たせた集会所の設置要請があり、浴槽等の仕様を追加した。

③寒さ対策

本県の応急仮設住宅については、当初から寒冷地仕様で建設しており、完成後の維持管理や追加の寒さ対策等の修繕・追加工事は、建設地の気候等の地域特性や入居者の特殊事情、地元業者の活用等に配慮し、よりきめ細かな対応が可能な市町を実施主体として進めることとしてきた。

その後、市町から、県による寒さ対策等の一括施工の要望があったことから、県が施工することで速やかな対応ができる工事項目について、一括施工する標準仕様を定めて、効率的に寒さ対策を推進することとした。

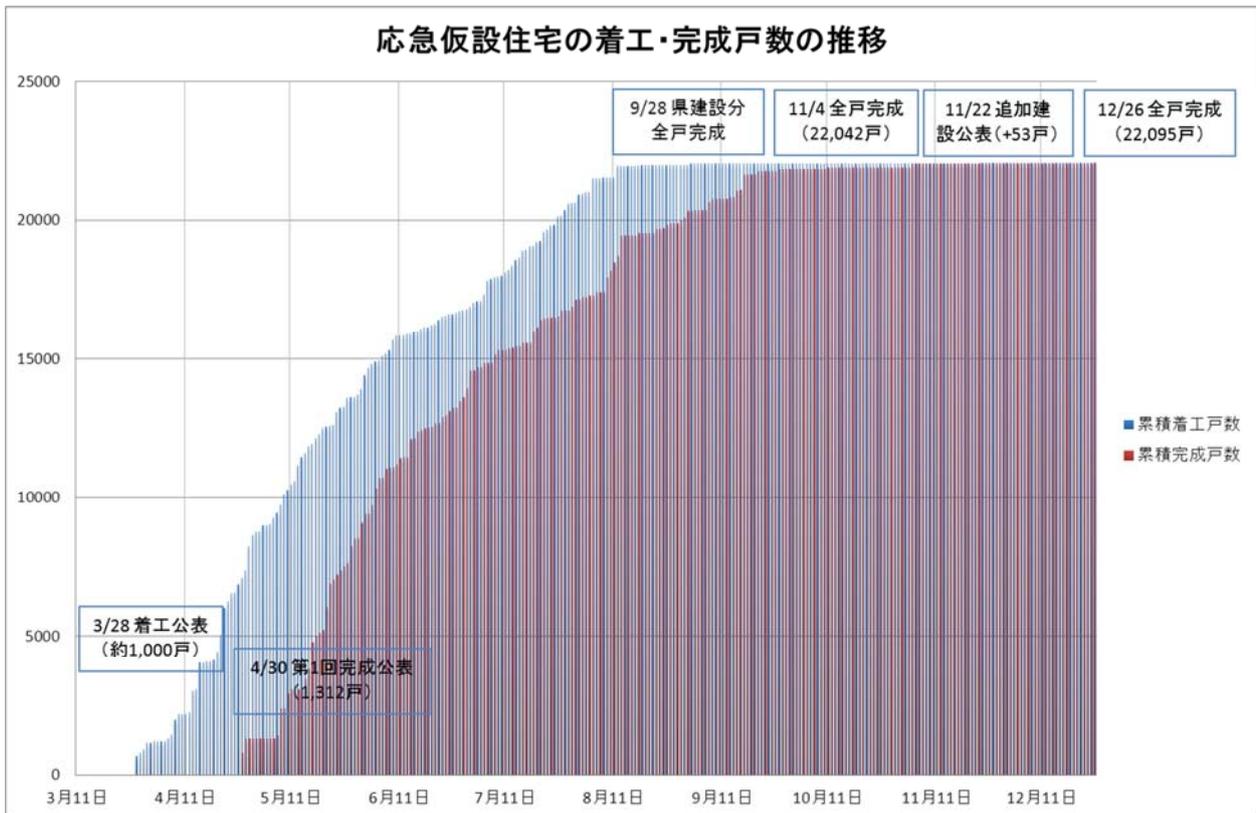
平成24年1月15日に風除室、スロープ廊下下屋、暖房便座設置が終了、3月10日に水道官凍結防止工事が完了し、寒さ対策工事が完了した。

建設当初の段階で寒冷地仕様により天井、床、壁の断熱材施工は全戸対応済みであり、このうち、壁の断熱材追加は既に8,157戸(37.9%)で実施済みであった。また、二重ガラス化は4,399戸(20.4%)、暖房便座化は2,388戸(11.1%)で実施済みであり、水道の凍結防止及び結露対策は全戸で対応済みであった。

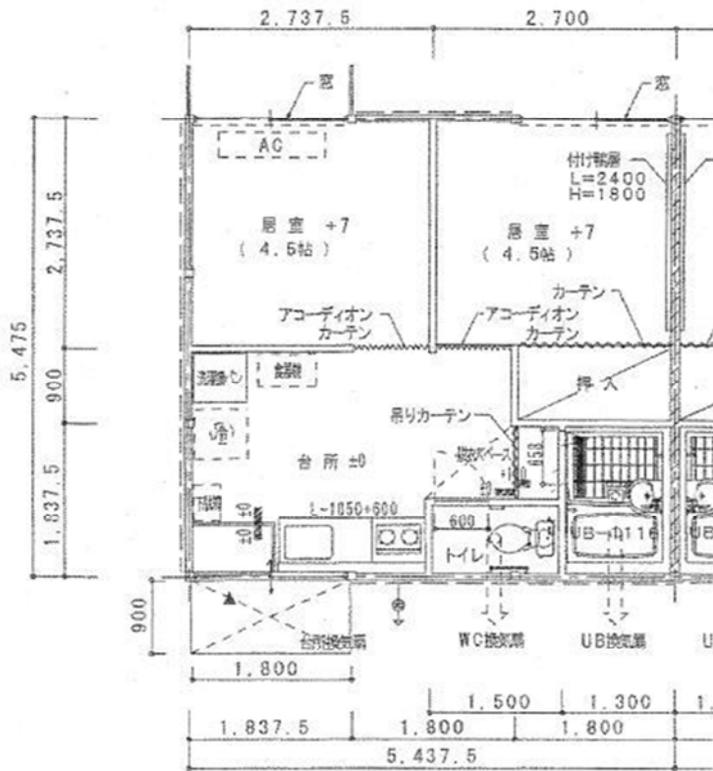
| | |
|-----------|--|
| 10月3日 | 寒さ対策等追加工事を社団法人プレハブ建築協会に対し要請 ①外壁の断熱材等の追加・補強 ②窓の二重サッシ化、複層ガラス化 ③玄関先への風除室の設置、又はスロープ廊下への下屋設置 ④トイレの暖房便座設置 ⑤各住戸への消火器設置 ⑥暖房機器の設置 ⑦棟間通路、駐車場の舗装及び排水側溝等の整備 |
| 10月24日～ | 寒さ対策等の追加工事着工 |
| 11月4日 | 市町建設分も含めて、全22,042戸完成 |
| 11月23日～ | 気仙沼市からの新たな要請により、53戸追加着工(計22,095戸) 全22,095戸が完成 |
| 12月26日 | 寒さ対策工事のうち、外壁断熱材の追加、窓の二重サッシ化・複層ガラス化、消火器設置、暖房機器設置が完了 |
| H24年1月15日 | 風除室、スロープ廊下下屋、暖房便座設置が終了し、寒さ対策工事が完了 |
| 3月10日 | 水道管凍結防止工事が完了 |
| 3月21日 | 仮設住宅の外回り道路舗装の完了 |

● 応急仮設住宅の整備状況 (平成 23 年 1 2 月 2 6 日 全 22,095 戸完成)

| | 団地数 | 総合計 (A)+(B) | 整備戸数 | | | | | | | | | | 集会所 | | | | | |
|------|------------|-----------------|--------|-----------------|-------|-----------------|------------|-----|----|----|-------|-----|------------|-----------|-----------|-----|------------|----------------|
| | | | 住戸タイプ別 | | | | グループホーム(戸) | | | | | | 談話室 | 100 | 150 | 200 | 計 | うち ケア 対応 |
| | | | 1DK | 2DK | 3K | 計(A) | 高齢 | | 障害 | | 合計(B) | | | | | | | |
| | | | | | | | 棟数 | 戸数 | 棟数 | 戸数 | 棟数 | 戸数 | | | | | | |
| 仙台市 | 19 | 1,523 | 139 | 1,239 | 127 | 1,505 | 2 | 18 | | | 2 | 18 | 8 | 8 | 3 | 1 | 20 | 1 |
| 石巻市 | 131 | 7,297 | 812 | 4,942 | 1,399 | 7,153 | 10 | 88 | 8 | 56 | 18 | 144 | 68 | 28 | 12 | 6 | 114 | 14 |
| 塩竈市 | 7 | 206 | 66 | 115 | 25 | 206 | | | | | | | 4 | 1 | | | 5 | |
| 気仙沼市 | 93 | 3,504 | 589 | 2,497 | 373 | 3,459 | 5 | 45 | | | 5 | 45 | 53 | 15 | 6 | | 74 | 5 |
| 名取市 | 8 | 910 | 57 | 775 | 57 | 889 | 2 | 16 | 1 | 5 | 3 | 21 | 1 | 1 | 5 | | 7 | 1 |
| 多賀城市 | 6 | 373 | 22 | 332 | 19 | 373 | | | | | | | 4 | 1 | 1 | | 6 | |
| 岩沼市 | 3 | 384 | 72 | 236 | 76 | 384 | | | | | | | | 1 | 1 | | 2 | |
| 東松島市 | 25 | 1,753 | 299 | 1,009 | 419 | 1,727 | 2 | 16 | 2 | 10 | 4 | 26 | 11 | 4 | 4 | | 19 | 2 |
| 亘理町 | 5 | 1,126 | 171 | 784 | 171 | 1,126 | | | | | | | | 4 | 3 | | 7 | |
| 山元町 | 11 (2) | 1,030 (284) | 374 | 470 (284) | 186 | 1,030 (284) | | | | | | | | 8 (2) | 1 | | 9 (2) | |
| 七ヶ浜町 | 7 | 421 | 96 | 232 | 93 | 421 | | | | | | | 1 | 3 | | | 4 | |
| 大郷町 | 1 | 15 | 2 | 12 | 1 | 15 | | | | | | | | | | | | |
| 美里町 | 2 | 64 | | 42 | 22 | 64 | | | | | | | | 1 | | | 1 | |
| 女川町 | 30 (1) | 1,294 (189) | 315 | 830 (189) | 140 | 1,285 (189) | 1 | 9 | | | 1 | 9 | 16 | 5 | 1 (1) | | 22 (1) | |
| 南三陸町 | 58 (2) | 2,195 (50) | 101 | 1,860 (50) | 207 | 2,168 (50) | 3 | 27 | | | 3 | 27 | 25 (1) | 4 | 1 | 1 | 31 (1) | 2 |
| 合計 | 406 (5) | 22,095 (523) | 3,115 | 15,375 (523) | 3,315 | 21,805 (523) | 25 | 219 | 11 | 71 | 36 | 290 | 191 (1) | 84 (2) | 38 (1) | 8 | 321 (4) | 25 |

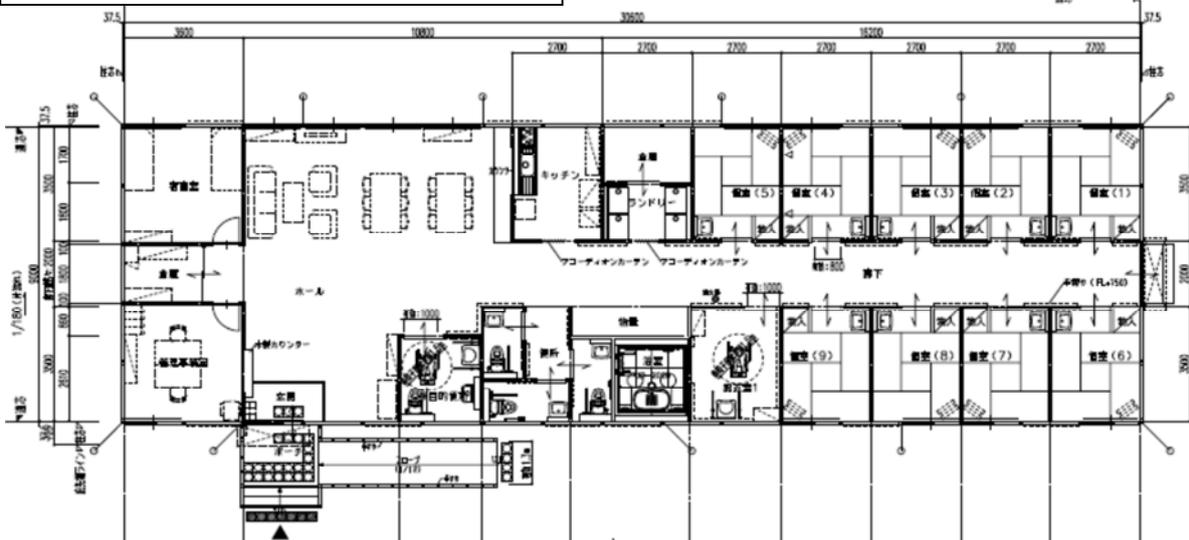


④ 応急仮設住宅標準間取り



- 高齢者向け GH は、9 部屋を標準
 - 障害者向け GH は、4 若しくは 7 部屋を標準
 - 高齢者向け GH：7 市町 13 カ所 219 室
 - 身障者向け GH：2 市 8 カ所 71 室
- 合計：36 棟 290 室

<参考>グループホーム標準平面(9室タイプ)



- 1DK (6坪)・2DK (9坪)・3K (12坪) の3タイプ
- 住戸仕様：居室、台所、便所、風呂
- 標準設備：照明器具、エアコン、カーテン、ガスコンロ
- そのほか、日本赤十字社が生活家電6点セット (①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット) を寄贈

⑤ 応急仮設住宅（写真）



南三陸町 平成の森



気仙沼市 水梨コミュニティセンター



登米市・横山住宅団地 外観



山元町・旧坂元中団地 台所



気仙沼市・気仙沼公園 居室



寒さ対策 風除室



寒さ対策 断熱材の追加



支援者の執務状況（全国の自治体・UR等）

(8) 住宅再建支援事業**(二重ローン対策)**

①趣旨

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額を補助するもの。

②事業の概要

(1) 補助対象要件 (以下の全てを満たす方)

イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災(平成23年3月11日)以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方
ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に500万円以上の既存の住宅ローンを有する方 ※ 新たな住宅ローンの契約は、東日本大震災の発災(平成23年3月11日)以降に契約された方が対象となる。

ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、500万円以上の新たな住宅ローンを有する方 ※ 住宅金融支援機構の「親孝行ローン」など、被災者の住宅再建のために、近親者が500万円以上の新たな住宅ローンを有する場合を含む。 ※ 既存の住宅ローンの借換分を含む場合は、新たな住宅ローンから借換分を除いた額が500万円以上となる場合を含む。 ※ 住宅ローンは、新築・増築・補修・新築(中古)住宅購入・居

住する住宅にかかる宅地購入(補修)など、自ら居住する住宅のために①住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)、②民間金融機関、③雇用・能力開発機構、④各種共済組合等、⑤事業者等(融資制度について明文規定のあるものに限る。)などから、借り入れたものが対象となる。

また、複数借り入れている場合は、その合計額となる。

(2) 事業期間

平成27年度末

(平成28年3月31日までに補助申請される方)

(3) 補助金額

既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(元利均等毎月償還による算定額(上限50万円))を補助する。

※平成24年度以降については、予算の成立をもって補助することになる。

(4) 補助申請の時期

補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則3ヶ月以内に申請。

なお、受付開始以前(平成24年1月23日以前)に新たな住宅ローンを契約されている方は、原則、平成24年3月31日までに申請。

(9) 宮城県住宅復興計画

1. 計画の目的と位置付け

(1) 目的と位置づけ

「宮城県震災復興計画」及び、土木・建築分野別計画の「社会資本再生・復興計画」を踏まえ、住宅分野における取り組み等をまとめたものです。

(2) 計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間

2. 基本的な考え方

(1) 基本理念 再生と持続 ～人・住まい・地域～

「人命を守る」ことを最優先に、被災者の生活や地域を再生、再構築し、市町村のまちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある住まいづくりを推進します。

(2) 基本目標

1) いのちを守る安全安心な住まい

- ・地震等の自然災害に対し、安全で安心して暮らせることができる生活環境の整備
- ・「人命を守る」ことを最優先に、建物の倒壊を防ぎ安全性が確保された住宅整備

2) 暮らしを支える住まいづくり

- ・生活のよりどころとなる住宅を早期かつ円滑に供給するため官民が連携して整備
- ・自立再建が困難な被災者に対し、公的住宅を中心とした住まいの供給

3) 地域社会と連携した住宅供給

- ・まちづくり計画との連動による魅力ある地域づくりを促進
- ・地域特性に配慮し、持続可能な地域の再生、住まいづくりを推進

3. 基本方針

- (1) **安全・安心な住まい**
 - ・住宅の耐震性や耐火性の向上を図り、安心して暮らせる生活環境と安全な住まいの普及
 - ・地震や津波被害から人命を守るため、「逃げる」ための環境整備と安全な住まいの整備を促進
- (2) **住民が中心となるまちづくり、住まいづくり**
 - ・これまで住み慣れた地域でのコミュニティ再生・再構築を図り、住民が中心となった復興
 - ・自分たちのまちを自分たちでつくるという意識を形成しながら地域の復興
- (3) **官民の連携と地域産業振興**
 - ・市町村、県、民間の連携により、多様な住宅供給を進め、早期の住宅再建
 - ・地域特性を考慮し地域産材の活用や地域工務店との連携により地域産業の活性化に寄与
- (4) **新たな住まい方と多様な住まい方**
 - ・持家住宅からの転換、支え合う仕組みによる住まい方の検討など、多様な住まい方の提案
 - ・新たなライフスタイルの実現に向け、医療・福祉分野との連携を図り、新たな住まい方を提案
- (5) **新しい技術の導入**
 - ・省エネルギーに配慮した仕様、再生可能エネルギーの活用など環境に優しく快適な住まいづくり
 - ・災害時の一時的エネルギーの確保や先導的モデル事業としての展開を図り、魅力ある地域の形成

4. 復興住宅に対する施策・取り組み

今後、整備が必要と見込まれる 72,000 戸の住宅整備を推進します。

- (1) 応急的な住宅への支援
 - 関係機関と連携しながら、各種助成制度の情報提供や入居者へのケア等の支援を継続的に行い、恒久的な住宅への移行を支援します。
- (2) 自力再建への支援
 - 国の取り組みや施策を活用し、個人の自力再建に向けて適切な支援を行います。
- (3) 公的住宅の供給促進
 - 自ら住宅を確保することが困難な方に対して、災害公営住宅を中心として、良質で低廉な家賃の公的賃貸住宅を早期に供給を図ります。

5. 災害公営住宅等の整備

- (1) 整備期間：平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間
- (2) 整備戸数：約 12,000 戸（県における建設支援：約 5,000 戸 内 1,000 戸程度を県営住宅）

■市町別整備戸数

| 市町名 | 整備戸数 | 市町名 | 整備戸数 | 市町名 | 整備戸数 |
|------|---------|------|-------|------|---------|
| 仙台市 | 2,000 | 岩沼市 | 100 | 山元町 | 500 |
| 石巻市 | 3,000 | 登米市 | (60) | 松島町 | (20) |
| 塩竈市 | (300) | 栗原市 | (20) | 七ヶ浜町 | 200 |
| 気仙沼市 | (2,000) | 東松島市 | 860 | 女川町 | (700) |
| 名取市 | (800) | 大崎市 | (100) | 南三陸町 | (1,000) |
| 多賀城市 | (100) | 亶理町 | (400) | | |

※整備戸数は今後の市町の調査等により変更する可能性があります。

※（ ）書きの整備戸数は、市町で未確定のため、市町へのヒアリングや応急仮設住宅等に入居している世帯数などを基に、県が試算したものです。

■年次計画（年次別完成戸数）

| 年次 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | 計 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 戸数 | - | 300 | 3,100 | 4,500 | 4,100 | 12,000 |

※現状で想定しているスケジュールであり、面整備等の進捗に合わせて変更が想定されます。

(3) 整備方針

- ◇市、町による災害公営住宅の整備及び管理を基本とします。
- ◇県は市町の建設支援を行い、一部は県営住宅として整備します。
- ◇民間事業者等と連携し、早期整備に取り組みます。
- ◇入居者への家賃の低廉化を図ります。

①少子高齢社会に対応した住まいづくり

高齢者生活支援施設等の合築や併設、高齢者対応住宅の整備、バリアフリー、ユニバーサルデザイン

②まちづくり計画との連動

まちづくり計画を踏まえた住宅整備、より安全な地域への集積・集約化、コミュニティに配慮した空間づくり

③地域コミュニティの維持を図るための取り組み

地域で支え合う新しい住まい方に対応、コモンスペースやコミュニティ施設の配置、住民主体の整備

④住民の意向や再建に向けた取り組みへの配慮

地域の持つライフスタイルや多様な居住形態に対応、持続性あるまちづくり・住まいづくり、家賃負担の軽減

⑤地域振興・地域産業に配慮した整備

地域産業の振興と連動、県産材を使用し地元の大工・工務店による木造住宅、用途変更や観光産業等への転用

⑥地域特性・地域環境に配慮した整備

地域の景観や地形を活用した自然環境と調和した魅力あるまちづくり、持続可能なパッシブ住宅の整備

⑦基本性能の確保と環境負荷の低減

高気密高断熱による省エネルギー化、住宅性能表示制度の適用、維持管理のしやすさや耐久性を高める工夫

⑧先導的モデルの取り組み

再生可能エネルギーの非常時における電源の確保、非常時の防災施設として避難ビル機能の導入のモデル展開

(4) 整備手法

- 1) 多様な供給方式による早期整備：直接建設・買い取り・借り上げを地域実情に合わせ活用
- 2) 県による市町村支援：5,000戸内、1,000戸程度は県営住宅を建設
- 3) 民間事業者等と連携した整備：提案募集型の整備手法の活用やモデル的事業の展開

| | | |
|------|----|---|
| 直接建設 | 概要 | 市町、県が災害公営住宅を直接建設し管理する手法（通常の整備手法） 委託：市町からの要請により、県やURが建設し市町へ引渡 |
| | 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得や造成などの整備に時間やマンパワーが必要である。 ・建設費が国庫補助と地方債で賄われるため、建設時に一般財源が不要 ・家賃収入が地方債償還額を上回る場合、管理後も財政負担が生じない。 ・福祉施設を併設できるなど、計画の自由度が高い。 |
| 買い取り | 概要 | 民間事業者等が建設した住宅を市町が買い取り公営住宅として管理する手法 |
| | 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・大量供給、民間活用、行政マンパワーの不足が解消される。 ・建物完成までは民間事業者等が必要な資金を自ら調達して事業を行うため、市町村は建物引渡時に買取資金を調達するだけで済む。 ・委託型に比べ、民間事業者等への支払いや国庫補助申請等に要する事務手間が少ない。 ・性能発注方式により、実施設計から工事の施工まで一括して行うことによりおのおの発注・業者選定を行う場合に比べ工期が短縮可能 |
| 借り上げ | 概要 | 民間事業者等が建設した住宅を市町が一定期間借り上げ、公営住宅として供給する手法 |
| | 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来の管理負担の軽減、民間利用 ・直接建設方式に比べ、土地の取得費、建設費等の多額の初期投資を必要とせず、効率的な公営住宅の供給が可能 ・公営住宅の供給が少ない既成市街地等における民間住宅の借上げにより、公営住宅ストックの地域偏在の改善が可能 ・期限を区切った借上げにより、建替・災害時の一時的・緊急的需要への対応を含む地域の公営住宅需要の変化に対応した供給量調整が可能 |

6. 復興住宅の整備促進方策

国、県そして市町村と民間事業者等の連携により、国における様々な施策や復興特区制度を活用し、実行に向けて継続的に国への働きかけと、必要に応じた各市町村への進行管理を行い、復興住宅の整備を推進します。

<空 白>

第12章



災害査定

<空白>

(1) 公共土木施設等
災害査定決定概要(全体)

(※H24.3.30 現在)

| 所管 | 工種 | 区分 | 査定決定内容 | | 備考 | |
|--------|-----|-------|---------|---------|-------|--|
| | | | 件数 | 金額(百万円) | | |
| 公共土木施設 | 道路 | 県事業 | 1,437 | 51,496 | | |
| | | 市町村 | 4,052 | 64,329 | | |
| | | 計 | 5,489 | 115,825 | | |
| | 橋梁 | 県事業 | 128 | 32,659 | | |
| | | 市町村 | 135 | 17,952 | | |
| | | 計 | 263 | 50,611 | | |
| | 河川 | 県事業 | 278 | 241,968 | | |
| | | 市町村 | 59 | 5,160 | | |
| | | 計 | 337 | 247,128 | | |
| | 海岸 | 県事業 | 74 | 79,727 | | |
| | | 市町村 | - | - | | |
| | | 計 | 74 | 79,727 | | |
| | 砂防等 | 県事業 | 9 | 778 | | |
| | | 市町村 | - | - | | |
| | | 計 | 9 | 778 | | |
| | 下水道 | 県事業 | 121 | 40,206 | | |
| | | 市町村 | 622 | 250,216 | | |
| | | 計 | 743 | 290,422 | | |
| | 計 | 県事業 | 2,047 | 446,833 | | |
| | | 市町村 | 4,868 | 337,658 | | |
| | | 計 | 6,915 | 784,490 | | |
| 港湾局 | 港湾 | 県事業 | 292 | 88,358 | | |
| | | 市町村 | - | - | | |
| | | 計 | 292 | 88,358 | | |
| 都市局 | 公園 | 県事業 | 13 | 2,387 | | |
| | | 市町村 | 136 | 3,252 | | |
| | | 計 | 149 | 5,640 | | |
| 計 | 県事業 | 2,352 | 537,577 | | | |
| | 市町村 | 5,004 | 340,910 | | | |
| | 計 | 7,356 | 878,487 | | | |
| その他 | 港湾局 | 港湾 | 県事業 | 10 | 777 | |
| | | | 市町村 | - | - | |
| | | | 計 | 10 | 777 | |
| | 都市局 | 都市施設 | 県事業 | 9 | 574 | |
| | | | 市町村 | 53 | 1,612 | |
| | | | 計 | 62 | 2,185 | |
| | 住宅局 | 公営住宅 | 県事業 | 47 | 2,200 | |
| | | | 市町村 | 38 | 898 | |
| | | | 計 | 85 | 3,098 | |
| 計 | 県事業 | 66 | 3,550 | | | |
| | 市町村 | 91 | 2,510 | | | |
| | 計 | 157 | 6,060 | | | |
| 合計 | 県事業 | 2,418 | 541,127 | | | |
| | 市町村 | 5,095 | 343,420 | | | |
| | 計 | 7,513 | 884,547 | | | |

※ 上記において、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づくものを「公共土木施設」、それ以外の法令に基づくものを「その他」と分類している。

※ 上記は東日本大震災に関する査定結果のみ示しており、台風15号等の災害に関する査定結果は含まれていない。

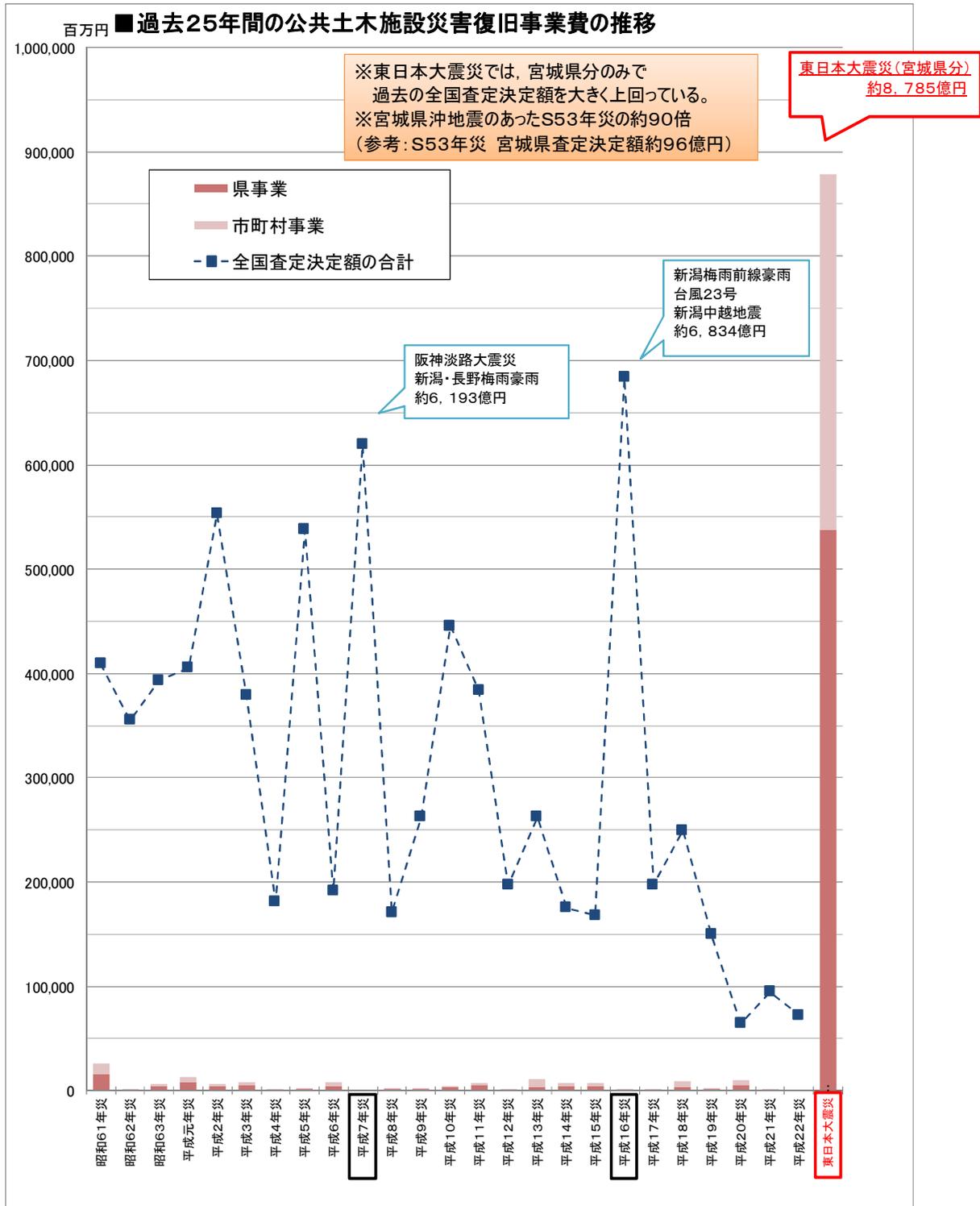
●過去25年間の公共土木施設災害復旧事業費の推移(補助・決定額)

金額単位:百万円

| | 宮城県内の公共土木施設災害復旧事業の査定決定状況(下水・公園等も含む) | | | | | | | 全国査定決定状況 (下水・公園等も含む) | |
|-----------------|-------------------------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-----------------|-------------------------|---------|
| | 合 計 | | 県事業 | | 市町村事業 | | 主な被災原因 | 件数 | 金 額 |
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | | | |
| 昭和53年災 | 821 | 9,599 | 550 | 7,881 | 271 | 1,718 | 宮城県沖地震 | 45,194 | 179,400 |
| 昭和61年災 | 4,226 | 25,832 | 1,553 | 16,133 | 2,673 | 9,699 | 8.5豪雨 | 71,110 | 409,200 |
| 昭和62年災 | 141 | 1,039 | 74 | 867 | 67 | 172 | | 57,012 | 355,100 |
| 昭和63年災 | 959 | 6,126 | 385 | 4,475 | 574 | 1,651 | 8月豪雨 | 64,967 | 393,225 |
| 平成元年災 | 1,366 | 12,728 | 622 | 7,970 | 744 | 4,758 | 8月台風17号 | 65,898 | 405,145 |
| 平成2年災 | 1,030 | 6,015 | 445 | 4,145 | 585 | 1,870 | 9月台風19号 | 80,111 | 552,785 |
| 平成3年災 | 1,096 | 8,528 | 431 | 5,703 | 665 | 2,825 | 9月台風18号 | 51,825 | 379,077 |
| 平成4年災 | 27 | 298 | 14 | 250 | 13 | 48 | | 25,956 | 180,753 |
| 平成5年災 | 329 | 2,577 | 131 | 1,804 | 198 | 773 | | 78,821 | 537,544 |
| 平成6年災 | 662 | 8,334 | 287 | 4,762 | 375 | 3,572 | 9月豪雨 | 19,881 | 191,099 |
| 平成7年災 | 16 | 150 | 11 | 143 | 5 | 7 | | 44,291 | 619,324 |
| 平成8年災 | 149 | 2,041 | 95 | 1,621 | 54 | 420 | | 19,466 | 170,734 |
| 平成9年災 | 371 | 2,391 | 194 | 1,724 | 177 | 667 | | 41,176 | 262,422 |
| 平成10年災 | 474 | 4,719 | 245 | 3,781 | 229 | 938 | 8月豪雨 | 45,399 | 445,396 |
| 平成11年災 | 795 | 7,228 | 361 | 5,282 | 434 | 1,946 | 8月豪雨 | 39,948 | 383,254 |
| 平成12年災 | 208 | 1,386 | 112 | 972 | 96 | 414 | 7月台風3号 | 17,072 | 197,065 |
| 平成13年災 | 1,136 | 11,140 | 308 | 3,718 | 828 | 7,422 | 1・2月異常低温 | 26,009 | 262,496 |
| 平成14年災 | 932 | 6,992 | 396 | 4,855 | 536 | 2,137 | 7月台風6号 | 16,073 | 175,178 |
| 平成15年災 | 403 | 7,684 | 152 | 4,197 | 251 | 3,487 | 7月北部連続地震 | 15,488 | 168,173 |
| 平成16年災 | 47 | 465 | 30 | 415 | 17 | 50 | | 51,556 | 683,405 |
| 平成17年災 | 88 | 900 | 39 | 671 | 49 | 229 | | 19,437 | 197,201 |
| 平成18年災 | 767 | 9,290 | 192 | 3,195 | 575 | 6,095 | 1・2月異常低温, 10月豪雨 | 27,174 | 249,272 |
| 平成19年災 | 303 | 2,663 | 74 | 1,255 | 229 | 1,408 | 7月台風4号, 9月台風9号 | 14,227 | 149,488 |
| 平成20年災 | 370 | 9,856 | 173 | 5,899 | 197 | 3,957 | 6月岩手宮城内陸地震 | 5,367 | 64,611 |
| 平成21年災 | 106 | 739 | 52 | 567 | 54 | 172 | 10月台風18号 | 10,476 | 94,662 |
| 平成22年災 | 24 | 117 | 9 | 67 | 15 | 50 | 5月豪雨, 9月豪雨 | 8,349 | 72,290 |
| 平成23年 東日本大震災 | 7,356 | 878,487 | 2,352 | 537,577 | 5,004 | 340,910 | 3月東日本大震災 | | |

※ 査定決定額は、国土交通省所管の道路、橋梁、河川、ダム、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、港湾、下水道、公園の合計額。

※ 全国の査定決定状況は、各年の「災害採択事例集」((社)全国防災協会発行)による。



(2) 水管理・国土保全局の災害査定

①道路、橋梁、河川、海岸、砂防関係

災害査定は通常、発災より2ヶ月以内に実施しており、今回の東日本大震災についても、平成23年3月11日の地震発生から2ヶ月以内となる平成23年5月10日から災害査定を開始した。また沿岸市町のうち、要請のあった石巻市、気仙沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町の災害査定において調査・設計・積算・査定の災害復旧業務について全面的に支援した。

全29次査定までの地震災の総計として、県が1,926件、市町村(仙台市除く)が4,015件、計5,941件の査定を行った。うち保留(仮決定)箇所が33件となった。

査定の簡素化や災害復旧の考え方については、被害がきわめて甚大であったことから、国土交通省と多く協議を重ねた結果、査定については協議設計扱いの採用、現地決定額の拡大、机上査定申請額の拡大、総合単価適用額の拡大など大幅な簡素化が承認された。また、復旧の考え方についても、原形復旧が基本のところを海岸保全施設については津波防護レベル(L1)までの復旧を認めてもらった。

津波被害区域において地形、地盤等の状況からさらに検討する必要がある箇所や、海岸保全施設等との調整により復旧方法を決定する必要がある箇所、復興計画を勘案した復旧工法を検討する必要がある箇所については協議設計の対象となり、今後の調査設計にかかる費用の一部についても査定計上している。この協議設計扱い箇所は234件査定決定された。

現地決定額(保留としない金額)は通常4億円未満のところを30億円未満まで引き上げられ、その効果として、4億円を超す決定及び仮決定金額の件数のうち、県で84件、市町村で23件、合計で107件が現地決定された。

机上査定の適用可能金額は通常300万円未満までのところを最終的には3億円未満まで引き上げられ、その効果として、300万円を超す申請のうち、県で1,525件、市町村で2,878件、合計で4,403件が机上査定の対象となった。

総合単価の使用可能額は通常1千万円未満のところを1億円未満に引き上げられ、その効果として1千万円を超す申請のうち、県で666件、市町村で1,091件、合計で1,757件について総合単価を使用した。

また、公共土木施設の災害復旧は原形復旧であるが、施設の被災状況や被災施設の背後の状況、被災前後の地形の変動等により判断したうえで、原形復旧が不可能、困難、又は不適當の場合には、必要な機能を確保する施設に復旧することとなっていることから、激甚な被害を受けている区間については一定計画に基づく災害復旧のほか、局所的な被災であっても津波の被害が認められる区間について、津波防護レベル高さでの災害復旧が可能と整理された。

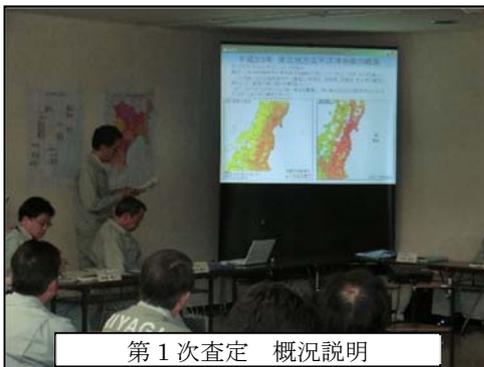
これら査定の簡素化や災害復旧の考え方の整理とあわせ、災害復旧事業に関わるすべての関係者の努力により、県事業の地震災の査定については28次査定までに終了し、年内に査定を完了することができ、市町村においても29次査定で終了した。



第1次査定 三浦副知事



第1次査定 高橋総括査定官



第1次査定 概況説明



現地査定の様子

決定件数及び金額総計表

| | 県 | | 市町村(仙台市除く) | | 総計 | |
|------|-------|-------------|------------|------------|-------|-------------|
| | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) |
| 通常 | 1,773 | 56,924,634 | 3,934 | 48,805,802 | 5,707 | 105,730,436 |
| 協議設計 | 153 | 349,702,223 | 81 | 32,798,022 | 234 | 382,500,245 |
| 合計 | 1,926 | 406,626,857 | 4,015 | 81,603,824 | 5,941 | 488,230,681 |

工種別査定状況表

| 区分 | 工種 | 件数 | 決定額(千円) |
|----------------|-----|-------|-------------|
| 県 | 河川 | 278 | 241,967,599 |
| | 海岸 | 74 | 79,726,616 |
| | 砂防等 | 9 | 777,815 |
| | 道路 | 1,437 | 51,495,908 |
| | 橋梁 | 128 | 32,658,919 |
| 県集計 | | 1,926 | 406,626,857 |
| 市町村 (仙台市除く) | 河川 | 56 | 5,095,961 |
| | 道路 | 3,856 | 59,307,653 |
| | 橋梁 | 103 | 17,200,210 |
| 市町村集計 | | 4,015 | 81,603,824 |
| 総計 | | 5,941 | 488,230,681 |

査定件数、申請及び決定額表(県及び市町村計)

| 回数 | 期間 | 班数 | 件数 | 申請額(千円) | 決定額(千円) |
|---------|---------------|----|-------|-------------|-------------|
| 1 | H23 5.10~5.12 | 6 | 110 | 1,337,677 | 1,262,905 |
| 2 | 5.16~5.20 | 5 | 155 | 1,708,647 | 1,611,233 |
| 3 | 5.23~5.27 | 6 | 238 | 2,517,119 | 2,429,356 |
| 4 | 5.30~6.3 | 6 | 234 | 2,457,915 | 2,412,305 |
| 5 | 6.6~6.10 | 6 | 210 | 2,963,747 | 2,895,074 |
| 6 | 6.13~6.17 | 6 | 194 | 2,564,550 | 2,488,488 |
| 7 | 6.20~6.24 | 6 | 212 | 3,312,541 | 3,258,495 |
| 8 | 6.27~6.30 | 6 | 157 | 2,561,127 | 2,513,680 |
| 9 | 7.4~7.8 | 6 | 228 | 2,634,598 | 2,551,495 |
| 10 | 7.11~7.15 | 6 | 198 | 3,142,828 | 3,093,483 |
| 11 | 7.25~7.29 | 6 | 210 | 2,904,091 | 2,860,517 |
| 12 | 8.1~8.5 | 5 | 172 | 2,632,321 | 2,601,646 |
| 13 | 8.8~8.12 | 5 | 185 | 2,898,744 | 2,863,239 |
| 14 | 8.22~8.26 | 5 | 174 | 3,180,671 | 3,161,403 |
| 15 | 8.29~9.2 | 5 | 143 | 2,541,253 | 2,501,491 |
| 16 | 9.5~9.9 | 5 | 149 | 2,121,255 | 2,027,510 |
| 17 | 9.12~9.16 | 5 | 214 | 3,632,432 | 3,508,375 |
| 18 | 9.26~9.30 | 5 | 283 | 3,907,028 | 3,886,117 |
| 19 | 10.3~10.7 | 5 | 253 | 4,854,499 | 4,777,868 |
| 20 | 10.11~10.14 | 5 | 178 | 2,751,588 | 2,636,121 |
| 21 | 10.17~10.21 | 5 | 196 | 3,720,753 | 3,530,561 |
| 22 | 10.24~10.28 | 5 | 183 | 2,811,164 | 2,757,920 |
| 23 | 11.7~11.11 | 8 | 277 | 16,951,703 | 15,898,517 |
| 24 | 11.14~11.18 | 8 | 205 | 11,267,615 | 11,033,413 |
| 25 | 11.28~12.2 | 8 | 229 | 29,631,594 | 28,557,427 |
| 26 | 12.5~12.9 | 8 | 210 | 20,200,692 | 20,087,774 |
| 27 | 12.12~12.16 | 10 | 306 | 104,614,717 | 102,294,197 |
| 28 | 12.19~12.23 | 12 | 429 | 251,279,243 | 248,299,349 |
| 29 | H24 1.23~1.27 | 1 | 9 | 445,053 | 430,722 |
| 県及び市町村計 | | | 5,941 | 497,547,165 | 488,230,681 |

(仙台市除く)

機関毎の査定状況表（県事業）

| 事務所名 | 件数 | 決定額（千円） |
|----------------|-------|-------------|
| 大河原土木事務所 | 207 | 4,256,465 |
| 仙台土木事務所 | 489 | 105,435,099 |
| 北部土木事務所 | 166 | 2,929,983 |
| 北部土木事務所栗原地域事務所 | 79 | 1,302,041 |
| 東部土木事務所 | 625 | 173,664,690 |
| 東部土木事務所登米地域事務所 | 163 | 3,311,728 |
| 気仙沼土木事務所 | 179 | 115,509,060 |
| 仙台地方ダム総合事務所 | 4 | 53,193 |
| 大崎地方ダム総合事務所 | 4 | 48,417 |
| 河川課 | 10 | 116,181 |
| | 1,926 | 406,626,857 |

市町村毎の査定状況表（市町村事業）

| 管内 | 市町村名 | 件数 | 決定額（千円） | 管内 | 市町村名 | 件数 | 決定額（千円） |
|----------|---------|-----------|------------|----------|---------|------------|------------|
| 大河原 | 白石市 | 138 | 1,789,147 | 北部 | 大崎市 | 176 | 1,634,340 |
| | 角田市 | 58 | 903,457 | | 加美町 | 8 | 46,379 |
| | 丸森町 | 84 | 1,493,181 | | 色麻町 | 1 | 7,036 |
| | 柴田町 | 66 | 592,076 | | 美里町 | 66 | 625,965 |
| | 川崎町 | 41 | 371,036 | | 涌谷町 | 68 | 351,156 |
| | 蔵王町 | 48 | 628,709 | | 北部管内 集計 | 319 | 2,664,876 |
| | 村田町 | 103 | 948,708 | 栗原 | 栗原市 | 207 | 1,467,549 |
| | 大河原町 | 65 | 490,120 | 栗原管内 集計 | 207 | 1,467,549 | |
| | 七ヶ宿町 | 3 | 113,942 | 東部 | 石巻市 | 634 | 16,646,949 |
| 大河原管内 集計 | 606 | 7,330,376 | 東松島市 | | 279 | 3,516,133 | |
| 仙台 | 名取市 | 125 | 3,893,028 | | 女川町 | 59 | 1,621,007 |
| | 岩沼市 | 124 | 3,505,586 | 東部管内 集計 | 972 | 21,784,089 | |
| | 塩竈市 | 181 | 2,125,568 | 登米 | 登米市 | 278 | 2,003,337 |
| | 多賀城市 | 86 | 1,060,955 | 登米管内 集計 | 278 | 2,003,337 | |
| | 亘理町 | 175 | 1,752,745 | 気仙沼 | 気仙沼市 | 171 | 19,036,935 |
| | 山元町 | 251 | 1,888,552 | | 南三陸町 | 66 | 7,102,919 |
| | 七ヶ浜町 | 85 | 601,624 | 気仙沼管内 集計 | 237 | 26,139,854 | |
| | 大郷町 | 111 | 1,650,671 | 総計 | 4,015 | 81,603,824 | |
| | 大和町 | 66 | 720,701 | | | | |
| | 松島町 | 105 | 2,076,131 | | | | |
| | 富谷町 | 8 | 240,944 | | | | |
| | 利府町 | 59 | 578,777 | | | | |
| | 大衡村 | 20 | 118,461 | | | | |
| | 仙台管内 集計 | 1,396 | 20,213,743 | | | | |

現地決定可能額（保留とならない金額）の
引き上げによる効果

| 管理者 | 決定・仮決定金額 | 保留・決定の別 | 件数 |
|-----|----------|---------|-----|
| 県 | 4億以上 | 保留 | 32 |
| | | 決定 | 84 |
| 市町村 | 4億以上 | 保留 | 1 |
| | | 決定 | 23 |
| 計 | | 保留 | 33 |
| | | 決定 | 107 |

総合単価の適用拡大効果

| 管理者 | 金額 | 査定方法 | 件数 |
|-----|--------|------|-------|
| 県 | 300万以上 | 机上 | 1,525 |
| | | 実査 | 305 |
| | 300万未満 | 机上 | 96 |
| | | | |
| 市町村 | 300万以上 | 机上 | 2,878 |
| | | 実査 | 77 |
| | 300万未満 | 机上 | 1,060 |
| | | | |
| 計 | 300万以上 | 机上 | 4,403 |
| | | 実査 | 382 |
| | 300万未満 | 机上 | 1,156 |

机上査定可能金額の引き上げによる効果

| 管理者 | 金額帯 | 積算方法 | 件数 |
|-----|-----------------|------|-------|
| 県 | 1000万以上 1億未満 | 総合単価 | 7 |
| | | 併用 | 659 |
| | | 積上 | 497 |
| | 小計 | | 1,163 |
| 市町村 | 1000万以上 1億未満 | 総合単価 | 5 |
| | | 併用 | 1,086 |
| | | 積上 | 199 |
| | 小計 | | 1,290 |
| 計 | 1000万以上 1億未満 | 総合単価 | 12 |
| | | 併用 | 1,745 |
| | | 積上 | 696 |
| | 合計 | | 2,453 |

査定の簡素化に関する国土交通省からの通知一覧

| 発出日時 | 発出文書名 | 簡素化の概要 |
|--------|---|--|
| 4月11日 | 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（通知） | 総合単価を使用することができる額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げ |
| | | 机上査定の適用について三百万円未満から五千万円未満に引き上げ |
| | | 設計書添付図面（平面図及び標準断面図）を簡素化し、標準断面図による積上げが可能（図-1参照） |
| 4月27日 | 総合単価使用工種の拡大 | 6種20規格が追加 |
| 4月27日 | 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（追加通知） | 一箇所の保留となる決定見込金額を、四億円以上から三十億円以上に引き上げ |
| | | 一箇所工事とみなす範囲を拡充（図-2参照） |
| 6月28日 | 東北地方太平洋沖地震に係る道路災害復旧（舗装及び路盤の復旧）の考え方【補足】机上査定の取扱い | 机上査定資料の作成を簡素化するために、写真等の撮影頻度を削減（明確化） |
| 9月20日 | 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について（追加通知） | 机上査定の適用について五千万円未満からさらに三億円未満に引き上げ |
| 11月16日 | 平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例について（通知） | 協議設計の対象となる理由の方針について、「復興計画との関係がある場合が追加 |
| 11月16日 | 平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例の運用について | 復興計画を勘案した復旧工法の考え方について明示（復興計画に合わせた復旧が可能） |

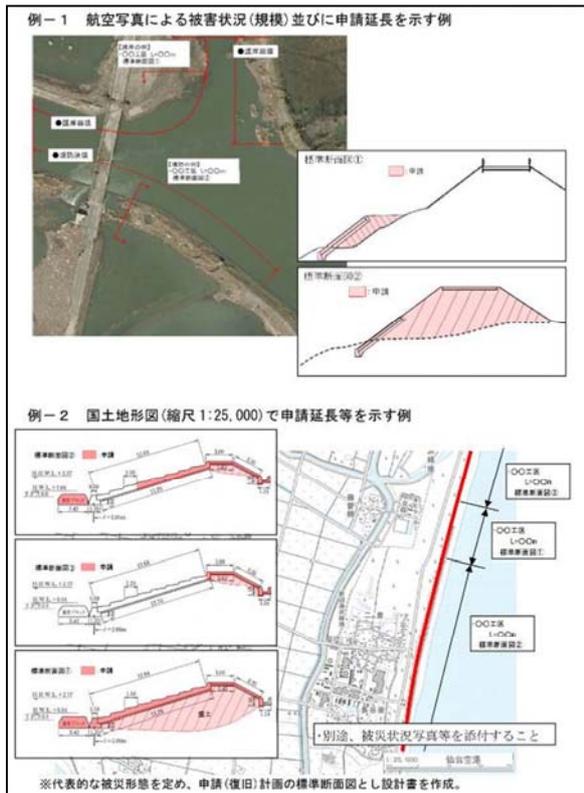


図-1

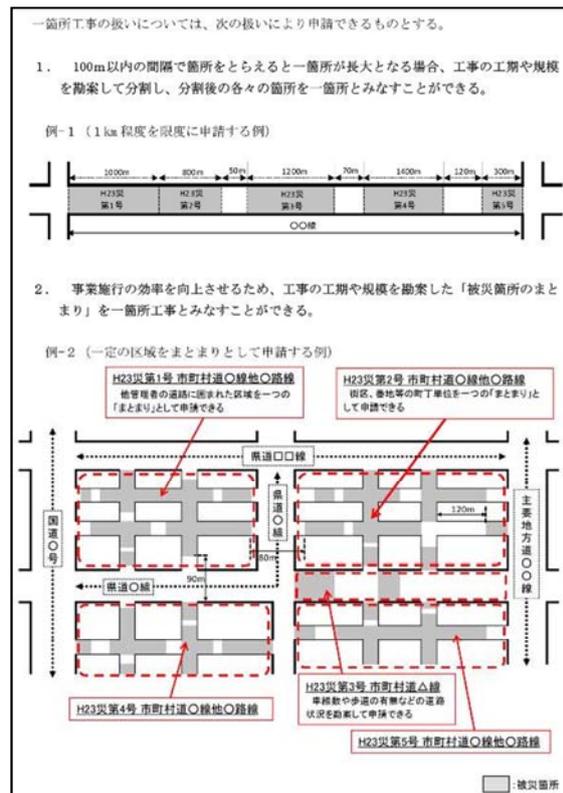


図-2

②下水道

【概要】

下水道の査定は平成23年6月13日から災害査定を開始した。

全13次査定までの地震災の総計として県が121件、市町村が491件、計612件の査定を行った。うち協議設計箇所が126件となった。

決定件数及び金額総計表

| | 県 | | 市町村 | | 総計 | |
|------|-----|------------|-----|-------------|-----|-------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 通常 | 121 | 40,205,781 | 365 | 32,248,815 | 486 | 72,454,596 |
| 協議設計 | 0 | 0 | 126 | 149,155,699 | 126 | 149,155,699 |
| 合計 | 121 | 40,205,781 | 491 | 181,404,514 | 612 | 221,610,295 |

(仙台市除く)



【査定の簡素化について】

被害が甚大であったことから調査期間の短縮を図るため、国土交通省から下水道施設被災状況調査の簡素化が示された。管渠については、目視による路面状況、マンホールの滞水状況及び測量による管渠の逆勾配またはたわみ等から、入れ替える必要が明確に判断できる場合は、TVカメラ調査を簡素化できることが可能と

なった。機械設備については電気部品又は電気設備が津波により水没した場合は調査を簡素化できることになった。

【申請単位について】

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱申請」及び「公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定

方針」により行っているところであるが、1箇所の考え方が処理区の吐口単位から処理分区、幹線管渠を基本として分割が可能となった。終末処理場・ポンプ場においては主要な施設または対象工種（土木、建築、機械、電気）ごとに内容を勘案し一箇所とすることができた。

【段階的復旧について】

被災した下水道施設について、適切な応急復旧を行い、再度災害を防止する本復旧を行うために「下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言」がとりまとめられその後応急復旧で段階的に処理レベルを向上させるにあたっての基本的考え方が2次提言「段階的応急復旧のあり方」としてとりまとめられた。仮処理施設工事は本復旧までに時間を要する場合においては、段階的に処理レベルを向上させるための工事を含むものである。

【改良復旧について】

下水道の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継ぎ手の設置を講じた。

地下水位が常時あるいは一時的に高くなることが予想される場合には埋め戻し部の液状化対策を行った。埋め戻し土の締め固め、碎石による埋め戻し、埋め戻し土の固化処理を行った。ポンプ室、電気室、監視制御室など重要な施設は扉の水密化、施設の配置、据え付け高さを決定し、現行基準等による現形復旧を行った。

【限度額について】

机上査定を適用を一箇所工事に国庫負担申請額を三百万円未満から五千万円未満、これが三億円未満に引き上げられた。さらに保留となる決定見込み金額が四億円から三十億円に引き上げられた。また協議設計の対象となるものに復興計画と関係がある場合が追加された。これにより平成23年12月22日に査定を完了することができた。

査定件数、申請及び決定額表（県及び市町村計）

| 次数 | 期間 | 班数 | 件数 | 申請額(千円) | 決定額(千円) |
|----|-----------------|----|-----|-------------|-------------|
| 2 | H23.6.13～6.17 | 3 | 60 | 3,441,463 | 2,773,297 |
| 3 | H23.7.4～7.8 | 4 | 52 | 3,555,773 | 3,428,313 |
| 4 | H23.7.11～7.15 | 3 | 48 | 3,672,059 | 3,631,608 |
| 5 | H23.8.1～8.5 | 3 | 31 | 2,553,162 | 2,532,305 |
| 6 | H23.8.22～8.26 | 4 | 42 | 11,226,497 | 11,137,541 |
| 7 | H23.9.5～9.9 | 4 | 37 | 5,357,812 | 5,353,142 |
| 8 | H23.9.26～9.30 | 4 | 37 | 10,963,292 | 10,962,586 |
| 9 | H23.10.11～10.14 | 4 | 44 | 5,514,262 | 5,289,568 |
| 10 | H23.10.24～10.28 | 4 | 38 | 11,301,875 | 11,211,692 |
| 11 | H23.11.7～11.11 | 3 | 27 | 5,254,240 | 5,215,805 |
| 12 | H23.12.5～12.9 | 3 | 28 | 4,764,320 | 4,743,478 |
| 13 | H23.12.19～12.22 | 6 | 168 | 155,365,650 | 155,330,960 |
| 計 | | 45 | 612 | 222,970,405 | 221,610,295 |

(仙台市除く)

机上査定可能金額の引き上げによる効果

| 申請者 | 決定・仮決定金額 | 保留・決定の別 | 件数 |
|-----|----------|---------|-----|
| 県 | 300万円以上 | 机上 | 30 |
| | | 実査 | 89 |
| 市町村 | 300万円以上 | 机上 | 237 |
| | | 実査 | 245 |
| | 300万円未満 | 机上 | 7 |
| | | 実査 | 2 |
| 計 | 300万円以上 | 机上 | 267 |
| | | 実査 | 334 |
| | 300万円未満 | 机上 | 9 |
| | | 実査 | 2 |
| 総計 | | | 612 |

(仙台市除く)

国土交通省からの発出文書

| 発出日時 | 発出番号及び文書名 | 発出者 | 発出文書の概要 |
|-------------|---|--|---|
| 平成23年4月5日 | 国都防第1号 東北地方太平洋沖地震に係る下水道施設被災状況調査の簡素化について | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 管渠については、目視による路面状況、マンホールの漏水状況及び測量による管渠の逆勾配又はたわみ等から、入れ替える必要が明確に判断出来る場合は、TVカメラによる調査を一部簡略化できることとする。 機械設備の電機部品または電気設備が津波により水没した場合は調査を簡素化出来る。 |
| 平成23年4月5日 | 事務連絡 東北地方太平洋沖地震に係る下水道管渠被災状況調査におけるTVカメラ調査を実施しないスパンの被災状況写真の撮り方について | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 工事を行う起終点を入れた全景を撮影する。 マンホール内部漏水状況写真については、漏水水位を測定し、黒板にも数値を記入する。 マンホールの突出状況写真については、スタッフ等で突出量を測定する。 管路の埋戻(掘削幅の部分)が沈下している写真等、道路の被災状況を可能な限り撮影する。 |
| 平成23年4月15日 | 事務連絡 下水道施設の復旧について | 国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 企画専門官 | 下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言 |
| 平成23年4月19日 | 事務連絡 東日本大震災に係る公共土木施設(下水道)災害復旧事業における管路復旧の考え方について | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 管路復旧判定基準及び復旧工法基準によることとする。 |
| 平成23年4月19日 | 国都防第11号 東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について(通知) | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 机上査定の実用限度額を現行300万円から5000万円未満に引き上げる。 設計書添付図面(平面図及び標準断面図)を簡素化し、標準断面による積み上げが可能 総合単価を使用することができる額を一千万円一億円未満に引き上げる。 |
| 平成23年5月10日 | 事務連絡 東日本大震災に係る災害復旧事業における下水道の排水施設の掘削土量基準について | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 下水道排水施設の閉塞に係る掘削する土量は災害による堆積量の七割を基準として決定すること。ただし(中略)宮城県(中略)においては堆積量の基準を九割とすること。 |
| 平成23年5月11日 | 事務連絡 東日本大震災に係る公共土木施設(下水道)災害復旧事業における箇所の考え方について | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 従前の査定箇所単位は吐口単位であったが災害査定事務の速やかな処理を可能とするため、ブロック割が可能となった。 |
| 平成23年5月11日 | 国都防第19号 東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について(通知) | 国土交通省 都市・地域整備局 都市地域安全課 都市・地域防災対策推進室 課長補佐 | 一面所の保留となる決定見込み金額を四億円以上から30億円以上に引き上げ |
| 平成23年5月19日 | 事務連絡 下水道施設の復旧にあたって留意すべき事項について | 国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 課長補佐 | 旧来の技術水準にとられず、適切な設備の採用について最近の技術動向や経済性等を踏まえ積極的な推進 |
| 平成23年6月13日 | 事務連絡 「段階的応急復旧のあり方」について | 国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 企画専門官 | 応急復旧で段階的に処理レベルを向上させるにあたっての基本的考え方への提言 |
| 平成23年6月17日 | 事務連絡 公共土木施設(下水道)災害復旧事業における応急工事費について | 国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 課長補佐 | 本復旧まで時間を要する場合において段階的に処理レベルを向上させる工事を含むもの。 |
| 平成23年11月4日 | 事務連絡 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について(追加通知) | 国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 課長補佐 | 机上査定の実用について五千万円未満からさらに三億円未満に引き上げ |
| 平成23年11月16日 | 国水防第551号 平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例について(通知) | 国土交通省 水管理・国土保全局長 | 協議設計の対象となる理由の方針について復興計画と関係がある場合が追加 |
| 平成23年11月16日 | 事務連絡 平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例の運用について | 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 課長補佐 | 復興計画を勘案した復旧工法の考え方について明示(復興計画に含ませた復旧が可能) |

(3) 都市局の災害査定

今回の災害については、甚大で広範囲に及ぶことから、災害査定に関して、大幅な簡素化が認められた。主な変更点は、平成23年4月19日付け国都防第11号では、机上査定の実用限度額を300万円から5,000万円に緩和し、設計書添付図面を簡素化、標準断面による積み上げ積算を可能とした。また、平成2

3年5月11日付け国都防第19号では、保留額を4億円以上から30億円以上に引き上げ、総合単価の使用工種等も拡大された。これらを受け、平成23年6月6日より都市災の第1次災害査定が開始された。ただし、都市公園に限っては、標準断面による積算での申請は認められなかった。

当初は地震のみの被災公園が多く、通常の査定資料の整理が可能であったため、問題無く進められたが、査定後半に及ぶと津波による被災公園が大部分となり、被災状況を説明する資料整理やとりまとめが難しかったものの、事前に国土交通省都市局都市安全課と協議を行い、津波により消失した施設については、公園台帳等を利用した被災前の施設状況の確認、堆積土砂により埋没した場合は、坪堀による堆積厚の決定、海水に浸かった電気設備については、津波高の痕跡を基にした被災の認定等、ケース毎に了解を得ながら査定を進めていった。

また、平成23年9月21日に発生した台風15号により、第3次査定で既に査定済みであった県総合運動公園の園路法面が一部崩壊し、増破となったため、

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第3条第1項に基づき、決定済み額を全て内転属し、増破分を含めて改めて第7次で査定を受けることとなった。

津波で被災を受けた県の3公園については、管理棟やトイレ、野球場等建築物も被災したため、県営繕課に技術協力を仰ぎ、全面的な協力のもと、査定に望んだ。

結果、関係者の協力を得ながら県・市町村合わせて90件の都市公園についてすべて平成23年内に査定を完了し、決定額は46億4千4百万円となった。

ただし、ガレキの仮置き場となっている公園で被災状況を確認出来ない部分については、国土交通省より、次年度以降の対応も可能とされている。



矢本海浜緑地被災状況



岩沼海浜緑地被災状況

| 査定回数 | 期間 | 班数 | 県 | | 市町村 (仙台市除く) | | 合計 | |
|------|---------------|----|----|-----------|-------------|-----------|----|-----------|
| | | | 件数 | 決定額 | 件数 | 決定額 | 件数 | 決定額 |
| 1次 | H23,6,6~6,10 | 1 | | | 21 | 282,031 | 21 | 282,031 |
| 2次 | H23,6,13~6,17 | 1 | | | 1 | 12,095 | 1 | 12,095 |
| 3次 | H23,7,11~7,15 | 1 | 3 | 156,879 | 3 | 68,174 | 6 | 225,053 |
| 4次 | H23,10,3~10,7 | 1 | | | 8 | 19,782 | 8 | 19,782 |
| 5次 | H23,10,31~ | 1 | | | 2 | 10,273 | 2 | 10,273 |
| 6次 | H23,11,7~ | 1 | | | 14 | 385,860 | 14 | 385,860 |
| 7次 | H23,12,5~12,9 | 1 | | | 5 | 73,500 | 5 | 73,500 |
| 8次 | H23,12,12~ | 2 | 10 | 2,229,766 | 12 | 1,287,275 | 22 | 3,517,041 |
| 9次 | H23,12,12~ | 1 | | | 10 | 75,885 | 10 | 75,885 |
| 合計 | | | 13 | 2,386,645 | 76 | 2,214,875 | 89 | 4,601,520 |

(4) 港湾局の災害査定

港湾の災害査定については、査定の早期終了を目指し6月17日査定官を招き査定受検に関する勉強会及び簡素化の要望を行い、7月から査定を開始することができた。しかし、設計や復旧工法の検討に不測の日数を要し申請件数が伸び悩んでいる状況にあるため、査定の効率化を本省に申し入れた結果、9月中旬から1ヶ月、各整備局の元査定官より、事前に現地で設計手法や復旧工法の指導を受けることになり、年度内に査定完了する見込みとなった。

結果として、平成23年7月7日の1次査定から、平成23年12月9日までの12次査定にて終了した。災害査定の決定額については、申請件数302件、

申請額904億円に対して、港湾施設225件373億円、海岸保全施設77件519億円、合計302件891億円(査定率98.59%)となっています。この内、環境関連を除く公共土木施設は港湾、海岸施設を合わせ292件884億円となった。

事務所毎の港湾・海岸施設あわせた被害額は仙台港湾事務所194件384億円、石巻港湾事務所97件397億円、気仙沼土木事務所11件110億円となった。

港毎の港湾施設の被害額は仙台塩釜港127件136億円、石巻港4件109億円、地方港湾56件128億円となった。

港湾施設については査定前に、航路・泊地の啓開作業や岸壁の嵩上げなどの応急工事を行っており、災害査定で認めていただいた。

災害査定の簡素化については方針が示され、保留額を4億円から20億円までに拡大していただいた。(災害関連港湾環境については12百万円から1億円に拡大) また、標準断面による査定の実施に加え、海岸保全施設については、河川海岸と同様に津波防御レベル(L1)での復旧を認めていただいた。

また、特別会計予算で整備した、上屋、荷役機械に

ついても国の第1次補正により補助事業として採択された。(対象外の野積み場、荷捌き地については県単独災害で対応)

そして、今回の災害査定は、石巻港湾事務所が被災し9月末まで使えず、東部下水道事務所に間借りしながらの受検となったことや仙台・石巻の各港湾事務所及び気仙沼土木事務所において、他自治体からの応援職員により査定業務を主体的に担っていただく等、多くの方々の協力を得ながら、年内中の査定完了に至った。



査定概要説明 (石巻港湾事務所)



現地査定状況 (石巻港)



現地査定 (仙台港区)



現地査定 (塩釜港区)

23年災害査定結果

| 事業名 | 査定日程 | | 申請 | | 決定 | |
|------|-------|-------------|-----|------------|-----|------------|
| | 査定 | 日程 | 件数 | 申請額(千円) | 件数 | 決定額(千円) |
| 負担法 | 1次査定 | 7/7~7/8 | 4 | 818,745 | 4 | 813,309 |
| | 2次査定 | 7/25~7/29 | 15 | 4,676,706 | 15 | 4,593,705 |
| | 3次査定 | 8/1~8/5 | 11 | 1,376,101 | 11 | 1,240,768 |
| | 4次査定 | 8/29~9/2 | 26 | 2,949,557 | 26 | 2,903,963 |
| | 5次査定 | 9/5~9/9 | 13 | 1,189,403 | 13 | 1,111,894 |
| | 6次査定 | 9/12~9/16 | 14 | 3,851,028 | 14 | 3,773,292 |
| | 7次査定 | 10/17~10/21 | 27 | 4,414,455 | 27 | 4,306,542 |
| | 8次査定 | 10/24~10/28 | 27 | 6,675,202 | 27 | 6,552,908 |
| | 9次査定 | 11/7~11/11 | 24 | 14,050,648 | 24 | 13,910,233 |
| | 10次査定 | 11/14~11/18 | 41 | 24,754,281 | 41 | 24,498,093 |
| | 11次査定 | 11/28~12/2 | 48 | 18,808,817 | 48 | 18,759,289 |
| | 12次査定 | 12/5~12/9 | 42 | 6,048,607 | 42 | 5,893,941 |
| | 合計 | | 292 | 89,613,550 | 292 | 88,357,937 |
| 環境関連 | 12次査定 | 12/5~12/9 | 10 | 793,007 | 10 | 777,031 |
| | 合計 | | 10 | 793,007 | 10 | 777,031 |
| 合計 | | | 302 | 90,406,557 | 302 | 89,134,968 |

港湾課所管 査定決定額

| 施設別 | 査定額(環境関連含む) | | 内 公共施設災対象 | |
|---------|-------------|------------|-----------|------------|
| | 件数 | 被害額(千円) | 件数 | 被害額(千円) |
| 港湾施設 | 225 | 37,254,876 | 215 | 36,477,845 |
| 海岸保全施設 | 77 | 51,880,092 | 77 | 51,880,092 |
| 港湾課所管 計 | 302 | 89,134,968 | 292 | 88,357,937 |

事務所別

| 施設別 | 査定額(環境関連含む) | | 内 公共施設災対象 | |
|-----------|-------------|------------|-----------|------------|
| | 件数 | 被害額(千円) | 件数 | 被害額(千円) |
| 仙台塩釜港湾事務所 | 194 | 38,366,031 | 184 | 37,589,000 |
| 石巻港湾事務所 | 97 | 39,721,445 | 97 | 39,721,445 |
| 気仙沼土木事務所 | 11 | 11,047,492 | 11 | 11,047,492 |
| 計 | 302 | 89,134,968 | 292 | 88,357,937 |

港別

| 港別 | 港湾施設(環境含む) | | 海岸保全施設 | | 合計 | |
|-------------|------------|------------|--------|------------|-----|------------|
| | 件数 | 被害額(千円) | 件数 | 被害額(千円) | 件数 | 被害額(千円) |
| 仙台塩釜港(仙台港区) | 47 | 5,581,506 | 3 | 1,658,856 | 50 | 7,240,362 |
| 仙台塩釜港(塩釜港区) | 80 | 8,007,354 | 37 | 18,107,375 | 117 | 26,114,729 |
| 国際拠点港湾 計 | 127 | 13,588,860 | 40 | 19,766,231 | 167 | 33,355,091 |
| 石巻港 | 42 | 10,872,749 | 6 | 5,333,832 | 48 | 16,206,581 |
| 重要港湾 計 | 42 | 10,872,749 | 6 | 5,333,832 | 48 | 16,206,581 |
| 松島港 | 17 | 1,024,503 | 10 | 3,986,437 | 27 | 5,010,940 |
| 女川港 | 10 | 2,371,514 | 6 | 4,923,596 | 16 | 7,295,110 |
| 表浜港 | 4 | 766,777 | 0 | 0 | 4 | 766,777 |
| 荻浜港 | 5 | 792,941 | 2 | 922,390 | 7 | 1,715,331 |
| 雄勝港 | 10 | 1,982,528 | 8 | 10,622,130 | 18 | 12,604,658 |
| 金華山港 | 4 | 1,132,988 | 0 | 0 | 4 | 1,132,988 |
| 気仙沼港 | 5 | 4,344,493 | 5 | 6,325,476 | 10 | 10,669,969 |
| 御崎港 | 1 | 377,523 | 0 | 0 | 1 | 377,523 |
| 地方港湾8港 計 | 56 | 12,793,267 | 31 | 26,780,029 | 87 | 39,573,296 |
| 港湾施設 計 | 225 | 37,254,876 | 77 | 51,880,092 | 302 | 89,134,968 |

(5) 住宅局の災害査定

国土交通省住宅局が所管する既設公営住宅の災害復旧に関する災害査定は、県が47団地、市町村（仙台市

除く）が32団地、計79団地において3次に分けて実施した。その結果は下表のとおり。

| 査定日 | 自治体名 | 申請 | | 査定 | | 団地数 |
|-----------------|---------|-------|-----------|-------|-----------|-----|
| | | 戸数 | 額 | 戸数 | 査定額 | |
| H23.10.24～10.28 | 美里町 | 36 | 11,951 | 33 | 10,063 | 7 |
| | 東松島市 | 124 | 119,465 | 124 | 119,465 | 5 |
| | 計 | 160 | 131,416 | 157 | 129,528 | 12 |
| H23.12.6 | 石巻市(改良) | 60 | 98,711 | 60 | 98,711 | 1 |
| H23.12.12～12.22 | 石巻市 | 63 | 54,657 | 62 | 48,718 | 7 |
| | 塩竈市 | 52 | 6,665 | 52 | 6,665 | 1 |
| | 気仙沼市 | 8 | 2,558 | 8 | 2,558 | 1 |
| | 多賀城市 | 59 | 9,537 | 59 | 9,376 | 1 |
| | 登米市 | 2 | 3,633 | 2 | 3,622 | 1 |
| | 栗原市 | 112 | 75,663 | 112 | 72,401 | 8 |
| | 計 | 296 | 152,713 | 295 | 143,340 | 19 |
| 合計 | | 516 | 382,840 | 512 | 371,579 | 32 |
| H23.12.12～12.22 | 宮城県 | 3,595 | 2,232,953 | 3,438 | 2,199,503 | 47 |

(6) 滅失住宅の災害査定

滅失住宅における自治体別の災害査定結果は下表のとおり。

| 自治体名 | 申請戸数 | 査定戸数 | 査定率 | 補助対象戸数 | 整備限度戸数 | 差 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 1 仙台市 | 7,671 | 7,671 | 100.0% | 3,836 | 3,836 | 0 |
| 2 石巻市 | 9,700 | 9,690 | 99.9% | 4,845 | 4,846 | 1 |
| 3 塩竈市 | 971 | 961 | 99.0% | 481 | 481 | 0 |
| 4 気仙沼市 | 8,047 | 8,047 | 100.0% | 4,000 | 4,024 | 24 |
| 5 名取市 | 2,188 | 2,188 | 100.0% | 1,094 | 1,094 | 0 |
| 6 多賀城市 | 1,063 | 1,063 | 100.0% | 531 | 532 | 1 |
| 7 岩沼市 | 560 | 560 | 100.0% | 280 | 280 | 0 |
| 8 登米市 | 167 | 167 | 100.0% | 75 | 84 | 9 |
| 9 栗原市 | 56 | 56 | 100.0% | 28 | 28 | 0 |
| 10 東松島市 | 2,019 | 2,019 | 100.0% | 1,010 | 1,010 | 0 |
| 11 大崎市 | 474 | 465 | 98.1% | 230 | 233 | 3 |
| 12 亶理町 | 1,494 | 1,494 | 100.0% | 747 | 748 | 1 |
| 13 山元町 | 1,660 | 1,601 | 96.4% | 801 | 801 | 0 |
| 14 松島町 | 103 | 103 | 100.0% | 52 | 52 | 0 |
| 15 七ヶ浜町 | 800 | 800 | 100.0% | 400 | 400 | 0 |
| 16 利府町 | 50 | 50 | 100.0% | 25 | 25 | 0 |
| 17 大郷町 | 15 | 15 | 100.0% | 5 | 5 | 0 |
| 18 涌谷町 | 170 | 170 | 100.0% | 85 | 85 | 0 |
| 19 美里町 | 187 | 187 | 100.0% | 94 | 94 | 0 |
| 20 女川町 | 2,000 | 2,000 | 100.0% | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 21 南三陸町 | 2,147 | 2,147 | 100.0% | 1,000 | 1,074 | 74 |
| 合計 | 41,542 | 41,454 | 99.8% | 20,619 | 20,732 | 113 |

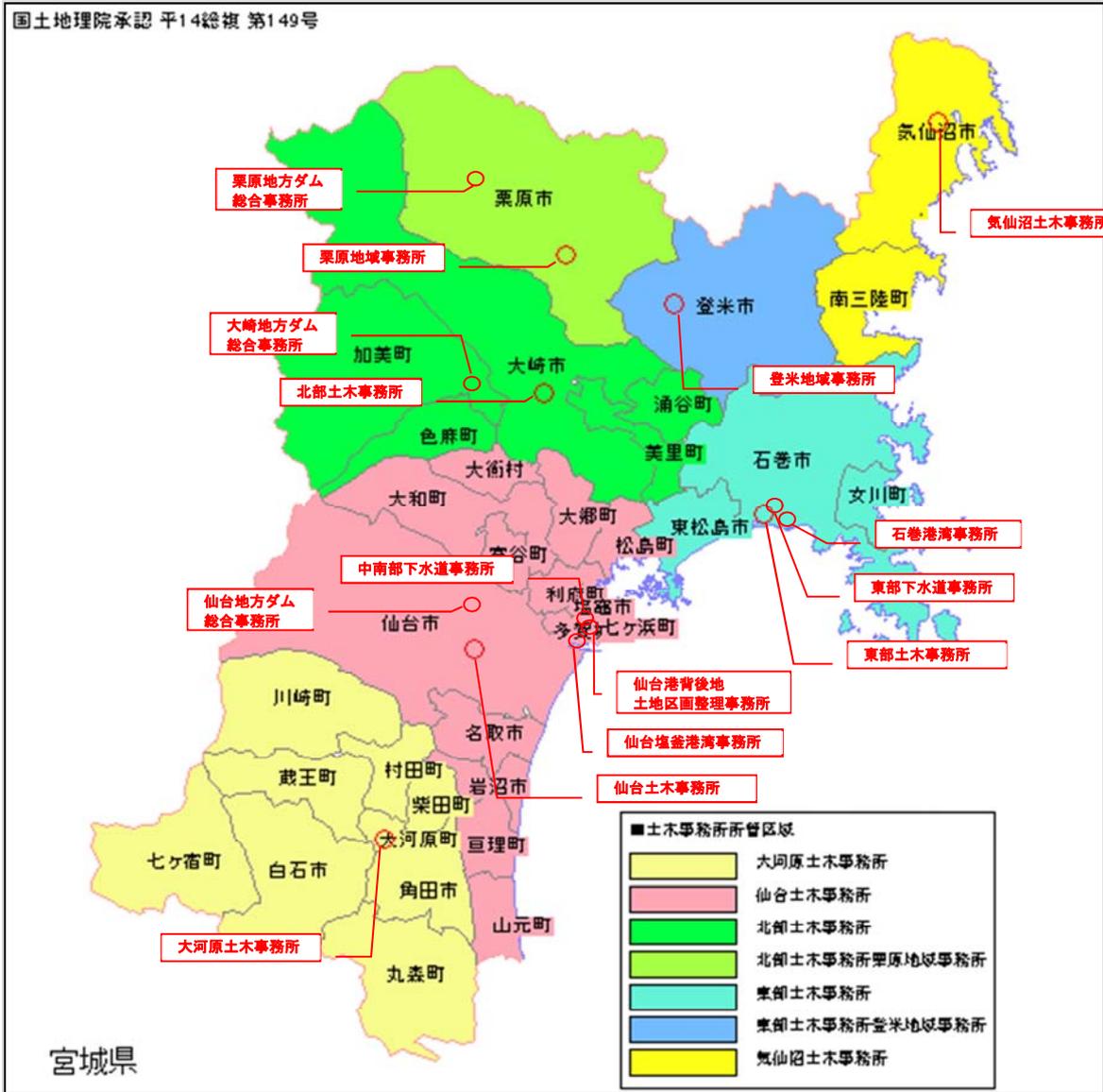
第13章



公共土木施設の復旧状況

<空白>

宮城県地方公所管内図



(1) 道路施設の復旧写真

大河原土木事務所管内

平成23年6月21日応急工事完了

被災状況



(主)白石上山線 蔵王町遠刈田温泉地内
ブロック積崩壊

復旧状況



平成23年11月30日 本復旧完成

被災状況



(国)457号 白石市福岡深谷地内
路面流出

復旧状況



平成23年5月31日 応急工事完了

被災状況



(一)大河原高倉線 角田市毛萱字宮ノ下地内
路面陥没

復旧状況



平成23年11月25日 復旧完了

仙台土木事務所管内復旧状況



北部土木管内復旧状況

被災状況



(主) 古川松山線志田橋 大崎市古川下中目～松山下伊場野地内 A1側すり付け部破損状況

復旧状況



平成23年11月14日 災害復旧完了

被災状況



(主) 古川松山線志田橋 大崎市古川下中目～松山下伊場野地内 A2橋台支承部破損状況

復旧状況



平成23年11月14日 災害復旧完了

被災状況



(主) 古川松山線志田橋 大崎市古川下中目～松山下伊場野地内 P6橋脚破損状況(コンクリート巻立補強)

復旧状況



平成23年11月14日 災害復旧完了

栗原地域事務所管内復旧状況



被災状況

(主) 古川佐沼線 栗原市高清水地内
道路被災状況 (路面クラック・段差)



復旧状況

平成23年11月11日 路面復旧完了



被災状況

(主) 弥栄金成線 栗原市金成地内
道路被災状況 (路面クラック・段差)



復旧状況

平成24年1月17日撮影 路面復旧

東部土木事務所管内復旧状況



被災状況

平成23年7月9日石巻かほく掲載 渋谷剛さん撮影

(国) 398号 石巻市 内海橋
津波による被災状況



復旧状況

通行確保



被災状況

(国) 398号 石巻市 新北上大橋
津波による流出



仮復旧状況

(国) 398号 石巻市 新北上大橋
10月17日 仮橋供用開始



被災状況

(一) 石巻工業港矢本線 東松島市
定川大橋 津波による流出



仮復旧状況

(一) 石巻工業港矢本線 東松島市
定川大橋 10月17日 仮橋供用開始

登米地域事務所管内復旧状況



被災状況

(主) 古川佐沼線 登米市南方町後高石地内
路面被災状況 (亀裂・段差)



復旧状況

平成24年1月17日撮影 路面復旧

被災状況



(主) 河南米山線 登米市豊里町川前地内
豊里大橋 橋脚破損

復旧状況



橋脚巻き立て完了

気仙沼土木事務所管内復旧状況

被災状況



(主) 気仙沼唐桑線 気仙沼市波板地内
地震による路面の沈下

復旧状況



路面かさ上げによる応急復旧

被災状況



(主) 気仙沼唐桑線 気仙沼市魚浜町地内
被災状況 (支障船舶及び地盤沈下)

復旧状況



平成23年10月12日 全面通行止め解除

(2) 河川施設の復旧写真

大河原土木事務所管内復旧状況



被災状況

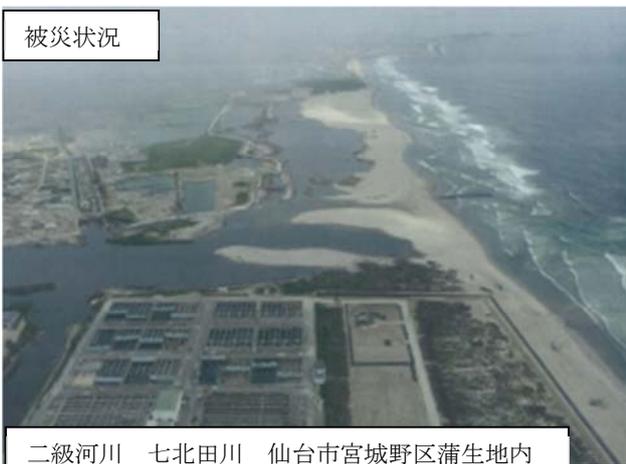
一級河川白石川 柴田町下名生地内
堤防被災状況（亀裂、沈下）



復旧状況

平成23年8月24日完了 堤防復旧（応急本工事）

仙台土木事務所管内復旧状況



被災状況

二級河川 七北田川 仙台市宮城野区蒲生地内
河口閉塞状況



復旧状況

平成23年2月6日 河口掘削作業状況



被災状況

一級河川中貞山運河 名取市関上地内
堤防被災状況（堤防破堤）



復旧状況

平成24年2月8日時点

被災状況



一級河川五間堀川 岩沼市二の倉地内
河道被災状況（河道閉塞）

復旧状況



北部土木事務所管内復旧状況

被災状況



一級河川 鳴瀬川 色麻町四竈地内

復旧状況



平成24年2月8日時点

栗原地域事務所管内復旧状況



被災状況

一級河川迫川 栗原市若柳大林地内
堤防被災状況 (陥没・沈下)



復旧状況

平成 23 年 8 月 1 2 日 本復旧工事完成により
市道供用



被災状況

一級河川透川 栗原市高清水地内
堤防・護岸被災状況



復旧状況

平成 24 年 2 月 14 日 堤防・護岸工事概成

東部土木事務所管内復旧状況



被災状況

一級河川 大沢川 ガレキによる閉塞状況



復旧状況

平成 23 年 4 月 19 日 ガレキ撤去完了

登米地域事務所管内復旧状況

被災状況



一級河川荒川 登米市迫町新田地内
堤防被災状況（堤防亀裂）

復旧状況



平成23年9月17日撮影 堤防復旧

気仙沼土木事務所管内復旧状況

被災状況



二級河川鹿折川 気仙沼市浜町2丁目地内
被災状況（堤防破堤）

復旧状況



応急復旧（大型土のう）

大崎地方ダム総合事務所管内復旧状況

被災状況



（一）長者川 大崎市古川川熊地内
護岸被災状況（法崩）

復旧状況



平成24年2月2日 災害復旧工完成

(3) 海岸保全施設の復旧写真

仙台土木事務所管内復旧状況



被災状況

菖蒲田海岸
七ヶ浜町菖蒲田浜地内 津波による被災



復旧状況

菖蒲田海岸
七ヶ浜町菖蒲田浜地内 応急復旧

東部土木事務所管内復旧状況



被災状況

白浜海岸
石巻市北上町十三浜地内 津波による被災



復旧状況

白浜海岸
石巻市北上町十三浜地内 応急復旧



被災状況

長浜海岸
石巻市渡波地区 津波による被災



復旧状況

長浜海岸
石巻市渡波地区 応急復旧

気仙沼土木事務所管内復旧状況



被災状況

中島海岸
気仙沼市波板地内 津波による被災



復旧状況

中島海岸
気仙沼市波板地内 応急復旧

石巻港湾事務所管内復旧状況



被災状況

石巻港海岸
石巻市西浜地区 津波による被災



復旧状況

石巻港海岸
石巻市西浜地区 応急復旧

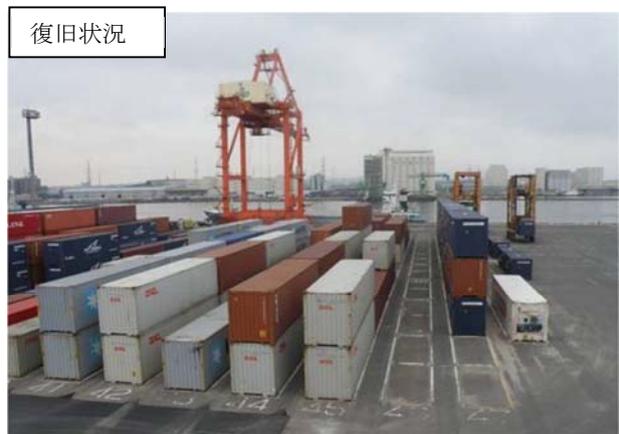
(4) 港湾施設の復旧写真

仙台塩釜港湾事務所管内復旧状況



被災状況

高砂コンテナターミナル 津波によるコンテナの散乱状況 (仙台市宮城野区港地内)



復旧状況

高砂コンテナターミナル コンテナ復旧状況



高砂コンテナターミナル 津波によるコンテナの散乱状況 (仙台市宮城野区港地内)



高砂コンテナターミナル コンテナ復旧状況



浦戸桂島地区 塩釜市浦戸石浜地内 石浜防波堤被災状況 (流失)



平成23年8月 応急仮工事状況



吉田・花浜地区 七ヶ浜町小浜地内 小浜防波堤被災状況 (流失)



平成23年7月 応急仮工事完了

石巻港湾事務所管内復旧状況



日和埠頭 石巻市潮見町地内
荷捌き地被災状況（陥没）



平成23年6月10日 仮舗装完成



中島埠頭 上屋 津波による被災



中島埠頭 上屋 復旧



日和埠頭 上屋 津波による被災



日和埠頭 上屋 復旧

(5) 下水道施設の復旧写真

中南部下水道事務所管内復旧状況

復旧状況



仙塩浄化センター シート覆工による臭気対策
(多賀城市大代地内)

復旧状況



仙塩浄化センター 沈殿池汚泥撤去状況
(多賀城市大代地内)

被災状況



仙塩浄化センター 多賀城市大代地内
水処理施設汚泥堆積状況

復旧状況



平成23年6月
仮設設備による簡易曝気開始

被災状況



県南浄化センター 岩沼市下野郷地内
水処理施設損傷状況

復旧状況



平成23年7月 仮復旧状況

東部下水道事務所管内復旧状況



復旧状況

石巻東部浄化センター
日和大橋より (H24.1.26)



復旧状況

石巻東部浄化センター
ガレキ撤去完了



仮設状況

石巻東部浄化センター
仮設主ポンプ稼働状況



仮設状況

石巻第6ポンプ場
仮設ポンプ稼働状況



被災状況

石巻東部浄化センター 放流管
管抜け出し被災状況



復旧状況

平成23年6月9日 放流管復旧

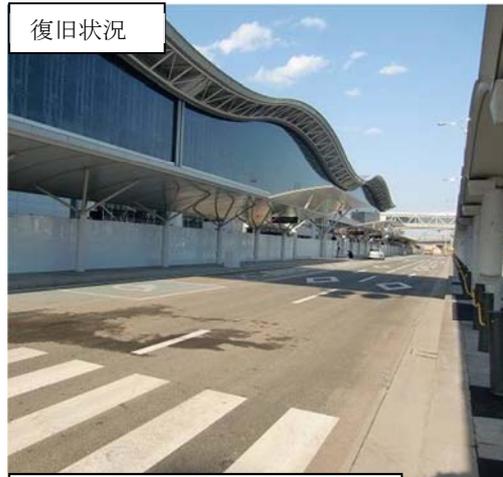
(6) 仙台空港関連施設の復旧写真

被災状況



仙台空港 津波による被災

復旧状況



仙台空港 ターミナルビル復旧

(7) 仙台港背後地の復旧写真

被災状況



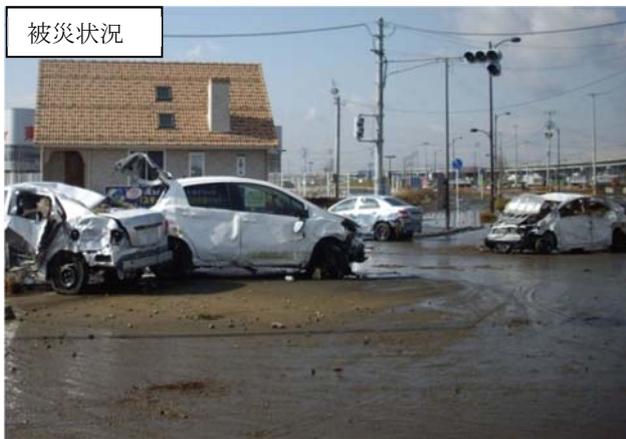
仙台港背後地 工業地区（港北工業幹線）
仙台市宮城野区港地内 津波による被災

復旧状況



仙台港背後地 工業地区（港北工業幹線）
仙台市宮城野区港地内 復旧

被災状況



海に見える大通り線 被災状況

復旧状況



平成23年6月 応急本工事完成

天皇陛下のおことば



<空 白>

東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことば

平成23年3月16日

この度の東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という例を見ない規模の巨大地震であり、被災地の悲惨な状況に深く心を痛めています。地震や津波による死者の数は日を追って増加し、犠牲者が何人になるのかも分かりません。一人でも多くの人の無事が確認されることを願っています。また、現在、原子力発電所の状況が予断を許さぬものであることを深く案じ、関係者の尽力により事態の更なる悪化が回避されることを切に願っています。

現在、国を挙げての救援活動が進められていますが、厳しい寒さの中で、多くの人々が、食糧、飲料水、燃料などの不足により、極めて苦しい避難生活を余儀なくされています。その速やかな救済のために全力を挙げることにより、被災者の状況が少しでも好転し、人々の復興への希望につながっていくことを心から願わずにはられません。そして、何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています。

自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国や地方自治体の人々、諸外国から救援のために来日した人々、国内の様々な救援組織に属する人々が、余震の続く危険な状況の中で、日夜救援活動を進めている努力に感謝し、その労を深くねぎらいたく思います。

今回、世界各国の元首から相次いでお見舞いの電報が届き、その多くに各国国民の気持ちが被災者と共にあるとの言葉が添えられていました。これを被災地の人々にお伝えします。

海外においては、この深い悲しみの中で、日本人が、取り乱すことなく助け合い、秩序ある対応を示していることに触れた論調も多いと聞いています。これからも皆が相携え、いたわり合って、この不幸な時期を乗り越えることを衷心より願っています。

被災者のこれからの苦難の日々を、私たち皆が、様々な形で少しでも多く分かち合っていくことが大切であろうと思います。被災した人々が決して希望を捨てることなく、身体（からだ）を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう、また、国民一人ひとりが、被災した各地域の上にこれからも長く心を寄せ、被災者と共にそれぞれの地域の復興の道の日々を見守り続けていくことを心より願っています。

東日本大震災 1 周年追悼式での天皇陛下のおことば

平成 24 年 3 月 11 日

東日本大震災から 1 周年、ここに一同と共に、震災により失われた多くの人々に深く哀悼の意を表します。

1 年前の今日、思いも掛けない巨大地震と津波に襲われ、ほぼ 2 万に及ぶ死者、行方不明者が生じました。その中には消防団員を始め、危険を顧みず、人々の救助や防災活動に従事して命を落とした多くの人々が含まれていることを忘れることができません。

さらにこの震災のため原子力発電所の事故が発生したことにより、危険な区域に住む人々は住み慣れた、そして生活の場としていた地域から離れざるを得なくなりました。再びそこに安全に住むためには放射能の問題を克服しなければならぬという困難な問題が起こっています。

この度の大震災に当たっては、国や地方公共団体の関係者や、多くのボランティアが被災地へ足を踏み入れ、被災者のために様々な支援活動を行ってきました。このような活動は厳しい避難生活の中で、避難者の心を和ませ、未来へ向かう気持ちを引き立ててきたことと思います。この機会に、被災者や被災地のために働いてきた人々、また、原発事故に対応するべく働いてきた人々の尽力を、深くねぎらいたく思います。

また、諸外国の救助隊を始め、多くの人々が被災者のため様々に心を尽くしてくれました。外国元首からのお見舞いの中にも、日本の被災者が厳しい状況の中で互いに絆(きずな)を大切にして復興に向かって歩んでいく姿に印象付けられたと記されているものがあります。世界各地の人々から大震災に当たって示された厚情に深く感謝しています。

被災地の今後の復興の道りには多くの困難があることと予想されます。国民皆が被災者に心を寄せ、被災地の状況が改善されていくようたゆみなく努力を続けていくよう期待しています。そしてこの大震災の記憶を忘れることなく、子孫に伝え、防災に対する心掛を育み、安全な国土を目指して進んでいくことが大切と思います。

今後、人々が安心して生活できる国土が築かれていくことを一同と共に願い、御霊(みたま)への追悼の言葉といたします。

宮城県知事からのメッセージ



<空 白>

(1) 東日本大震災の発生直後

(平成23年3月11日)



県民のみなさん、宮城県知事の村井嘉浩です。本日、午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード8.8、震度7の地震が発生いたしました。

この地震により、県下全域で被害が発生しております。また、津波も沿岸部におよんでおります。現在、宮城県と全市町村では、地震発生と同時に、災害対策本部を設置し、全力を挙げて対策に取り組んでおります。また、被災地支援のため、自衛隊の派遣を要請いたしました。県では、被災地の状況や生活に必要な情報をテレビ、ラジオやインターネットを通じ、みなさまにお知らせしてまいります。ご近所で、お年寄りや体の不自由な方がおられる場合には、地域で助け合い、救助や避難誘導にご協力を折にお願い申し上げます。まだ強い余震や津波も続いておりますので、十分に注意してください。

県民のみなさまの生活の安全確保と災害復旧に全力をあげてまいりますので、落ち着いて行動されますようお願い申し上げます。

(2) 東日本大震災の発生から一週間後

(平成23年3月18日)



私から県民の皆さまに向けてメッセージを発したいと思っております。

地震発生から一週間がたちました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災を受けられました皆さまに対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

県は、国や市町村、多くのボランティアの皆さまと力を合わせ、行方不明者の捜索、被害を受けられた皆さまへの生活支援、そしてライフラインの復旧等、全力で取り組んでおります。

現在、県内では、ガソリンや軽油、灯油が不足しております。国のみならず県でも独自に確保に努め、なんとか、めどが立って参りました。今日、明日というわけには参りませんが、少しずつ、県内のガソリンスタンドが営業を開始するものと思います。いずれ、県民の皆さまの元に、しっかりとお届けすることができるようになると思います。決して慌てることなく、落ち着いて行動していただきたいと思っております。

県内では、家を失い、家族をも失った方がたくさんおられます。県は、そうした人たちへの支援を最優先で取り組んで参ります。郷土の仲間の苦しみを自分の苦しみと受け止め、皆で協力し合う、そういうすばらしい県民性をぜひとも皆さん、力を合わせて発揮しようではありませんか。どうか皆さま、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(3) 東日本大震災の発生から**新年度を迎えて**

(平成23年4月1日)

それでは、新年度が始まるに当たり、職員の方々に私の思いを伝えさせていただきます。

3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。我が国の観測史上最大となった巨大地震と津波により、極めて多くの尊い生命が失われ、また、地震発生から3週間が経過した現在においても多数の方々が行方不明となっております。

ここに、お亡くなりになられた方々に対しまして衷心からお悔やみを申し上げるとともに、負傷された方々、建物等の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、県勢発展のために共に尽力してきた我々の仲間も、職務遂行中に震災の犠牲となりました。かけがえのない人材を失ったことに深い悲しみを覚えるとともに、ご遺族の方々の無念さを思うと胸が張り裂ける思いであります。

地震発生以来、職員の皆さんには、被災者への支援や応急復旧に昼夜を問わず全力で取り組んでいただき、誠にありがとうございます。また、自衛隊や警察、消防、さらには地元市・町により、これまで懸命な捜索活動や被災者支援が行われていることに深く敬意を表

します。

未曾有の大災害となった今回の地震では、未だに被害の全体像は明らかになっておりません。私は先週から今週にかけて、各地の被災現場を視察し、避難所で生活する方々を激励してまいりましたが、あらためて大震災が残したつめ跡の深さ、被災された方々の悲痛さを目の当たりにし、言葉を失いました。

と同時に、被災者の方々が一日も早く笑顔を取り戻し、安心して暮らしていけるよう、全力で取り組む決意を新たにしました。また、事業所や工場に甚大な被害を受けた経営者の方々から「必ず操業を再開します」との力強いお言葉をいただき、大変勇気づけられた思いであります。

宮城県はこれまで何度も地震による被害を受け、その度に復興を果たしてきました。今回の震災は、過去に経験したことのない規模の被害をもたらしましたが、県民が一丸となって取り組んでいけば、必ずや乗り越えられるものと確信しています。

我々が当面取り組まなければならない課題は、まず被災者の方々の生活支援です。引き続き生活物資等を確実に届けるとともに、人々の健康を守っていく必要があります。しかし、避難所では、限られた空間に多数の方が生活しているため、プライバシーが確保されず、衛生状態も悪化してきております。このため、仮設住宅の建設が急がれますが、残念ながら必要とされる数が確保されるまでには時間がかかることから、それまでの間、住民の方々の理解を得ながら、より環境のいい場所に移っていただくことが喫緊の課題となっております。

次に、災害廃棄物の処理です。被災地の新たなまちづくりや経済活動の回復を図るためには、膨大な量の瓦礫や車、船舶を撤去し、処分しなければなりません。さらに、これらと平行して、一日も早く復興に向けた基本方針やロードマップを作り、市町村や県民の方々に示す必要があります。人は、先の見通しが全く見えないとき、苦しさが増し、立ち上がる気力を失ってしまいます。逆に、ほんの少しでも希望の光が差し、明日が今よりもきっと良くなると感じることができる時、今の苦しさを耐えることができます。

被災地の新たなまちづくりやインフラの再整備、復興資金の確保、雇用、産業再生、コミュニティ再建、市・町の行政機能の回復など課題は山積していますが、これらについて、いつ頃までにどのように行っていくかを示していくことが求められています。また、復興に当たっては、震災で受けた被害を単に元の状態に戻すのではなく、これまで以上に人々が安心して暮らすことができ、また、活力に満ちた社会を形成していくという視点が大変重要です。震災復興の基本方針の策定については、部局横断型のワーキングチームが発足し、3月29日に第1回目の会合が開かれました。今後、膨大な作業が待ち受けていますが、職員一人一人が県民の皆さんの思いや市町村の意向をしっかりと受け止め、強い使命感と情熱を持ち、知恵を出し合い、チームとしてあらゆる困難を突破する行動力を発揮し

ていただきたいと思います。また、復興は県だけの力でできるものではありませんし、既存の制度の枠組みを超えた対応が求められるケースが数多く出てくるものと思われます。財政的な支援はもとより、新たな制度の創設や柔軟な制度運用を含め、国家レベルで取り組んでいただくよう、国に対してしっかりと要請してまいり所存であります。

今後の県政運営は、これまでお話ししてきたとおり、震災の復旧・復興が最優先となります。このため、予算の大幅な組み替えが必要であり、また、これまで策定した様々な計画も見直しが求められております。一方で、県政の停滞は許されません。県民生活にとって必要不可欠な事業は着実に進めていく必要があります。このような時こそ、一つ一つの事業の必要性や優先度を十分に精査していただきたいと思います。また、人事異動につきましては、定年退職された所属長の補充など最低限の範囲に止め、基本的には凍結いたしました。今回の災害復旧の目途が立った段階で、改めて今年度分の人事配置をお示しします。職員の皆さんは、これまでの激務により、肉体的にも精神的にも疲労が蓄積していることと思います。また、使命感が強い人ほど疲れているとは言わず、無理を重ねてしまい、体を壊してしまう恐れがあります。大変な状況ではありますが、仕事にメリハリをつけながら適宜休養をとり、自らの健康は自らをきちんと管理するとともに、特に上司の方はいくらでも職員の健康状態に留意していただきたいと思います。

ここで、本日新たに県庁職員の一人となられた皆さんに一言申し上げたいと思います。本来ならきちんとした入庁式を行い、皆さんを歓迎するところですが、こういう非常事態です。こうした形での挨拶となりました。どうかお許しください。宮城の将来は若い皆さんの肩にかかっております。どうか失敗を恐れずのびのびと仕事をして下さい。また、わからないことがあればどんな些細なことでも遠慮なく先輩職員に相談してください。全ての先輩職員が皆さんの入庁を楽しみにしておりました。若い力で宮城県に活力を与えていただけることを期待しております。

最後に、私の尊敬する松下幸之助さんは「かつてない困難は、かつてない発展の礎となる」とおっしゃっています。復興への道のりは長くて厳しいものとなりますが、我々は孤独ではありません。日本中、世界中が我々を応援し、支援の手を差しのべてくれています。本日から始まる平成23年度は、宮城県政史上、最も重要な年度であると言え、県という組織の真価が問われることとなります。50年後に、「あの災害」を「あの困難」を克服して宮城県は大きく発展したと評価されるよう、職員一丸となって全力で取り組んでまいりましょう！

今年度もよろしく願い申し上げます。

(4) 東日本大震災の発生から**1カ月を経過して**

(平成23年4月11日)



震災から1カ月が経過いたしましたので、所感を申し上げます。

多数の尊い命とかけがえのない多くのものを奪い去った東日本大震災から本日(4月11日)で1カ月が経過をいたしました。あらためて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆さまにお見舞いを申し上げます。

これまでの間、地元の市町をはじめ、国や自衛隊、警察、消防の方々には、懸命な救助、捜索活動や被災者支援を行っていただきました。また、政府の現地対策本部の皆さまには、県・市・町からのさまざまな要望に対する確かつスピーディーな対応をしていただき、深く感謝を申し上げます。

ライフラインや交通インフラの復旧が進み、2次避難、仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理が始まるなど、いよいよ応急復旧の段階から本格復旧、そして復興の段階へと踏みだそうとしていたところ、4月7日深夜に宮城県沖を震源とするマグニチュード7.1の地震に見舞われました。人的、物的被害は3月11日の地震ほど大きなものではございませんでしたが、被災者の皆さまや復旧に尽力してきた関係者の方々にとりましては、少しずつ明るい光が見えてきた矢先の出来事であり、精神的に大きなダメージを受けているのではないかと大変心配をしております。

しかし、ここが踏ん張りどころであります。くじけず、皆で手を携えて、この難局を乗り切り、復興への歩みを着実に進めてまいりたいと考えております。

現在、日本中、世界中から支援の手が差しのべられています。また、先日、政府に対して被災地復興に向けた特別立法や財政支援などを強く要望したところ、菅首相からは「しっかり対応したい」との力強いお言葉をいただいております。

こうした皆さまの支援に応えるためにも、一日も早くこの震災から立ち直ることが我々の使命であると考えております。県といたしましては、引き続き仮設住宅の建設など被災者の方々への支援にしっかり取り組みますとともに、震災復興の基本方針や計画を早期に策定した上で、単なる復旧ではなく、まちや産業を再

構築し、「元気なみやぎ」「安全・安心な宮城」をつくり上げていくための取り組みを、県民の皆さまとともに進めてまいりたいと考えております。

なお、4月1日から、(記者会見室の)バックボードに「復興へ 頑張ろう!みやぎ」と「みんなの手で!復興みやぎ」と2つのスローガンを掲示しておりますが、当面、むすび丸を使用した「復興へ 頑張ろう!みやぎ」の方をメインに、さまざまな場面で復興のスローガンとして使用していきたいと考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

最後に、被災地が元気になるためには、日本経済全体の元気が必要であります。全国の皆さまには、過度に自粛することなく、ぜひ、被災者の分まで経済活動やイベントの開催などを積極的に行っていただき、日本全体を盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

(5) 東日本大震災の発生から**半年を迎えて**

(平成23年9月12日)

3月11日に発生をいたしました千年に一度と言われる未曾有の大災害発生から昨日(11日)で半年が経過をいたしました。お亡くなりになりました9千名を超える皆さまのご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに対しまして哀悼の意を表します。また、いまだに2千名を超える方々が行方不明となっております。その方々の捜索につきましては、県警および海上保安庁の協力を得て引き続き進めてまいりたいと考えております。

昨日(11日)、私も気仙沼市と南三陸町で開催されました慰霊祭に参加をさせていただきましたが、あらためて被災当時の惨状が頭によみがえってまいりました。被災者の皆さまにとっては本当に長くつらい日々だったと思います。避難所に避難されている方々もまだ約2,700名ほどいらっしゃいますが、この方々が一日でも早く仮設住宅等に移っていただけるように努め、早期に生活再建を果たしていただけるよう、県といたしましても被災市・町と連携して支援してまいります。

さて、関係各所のご尽力により、おかげさまで道路、港湾、空港などのインフラ(社会基盤)はほぼ震災前の状況にまで復旧しつつあります。また、店舗や工場などの民間施設につきましても、甚大な被害が発生いたしました沿岸部を除き、かなり復旧しております。

これまでは仮設住宅の確保などの復旧対策に取り組んでまいりましたが、今後はがれき処理をはじめ、被災者の雇用の確保、地域医療の復興などの課題に対応していかなければなりません。

県といたしましては、先月末に取りまとめました「震災復興計画案」について、来る9月定例県議会に上程し、ご承認を賜りますとともに、一日も早く計画に掲げる取り組みを着実に推進いたしまして、ふるさと宮

城の再生とさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

そのためには、これまで何度も申し上げてまいりましたが、財源の担保が必要となります。県では、今後10年間の復興に要する経費として約13兆円が必要と試算しております。この復興に要する財源の確保につきましては、これまで何度も国に要望してまいりましたが、野田新内閣が発足したことを踏まえ、先週（9月）7日水曜日には野田総理に、また9日金曜日には平野復興大臣や藤村官房長官などに要望活動を行ってまいりました。野田総理は、「要望の内容を前向きに真摯（しんし）に受け止めて、できる限りのことはしたい」とお話しになっておられました。この言葉を信じて、国などの支援もいただきながら、県としてもこれまで以上に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さまの一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（6）平成23年仕事納め知事あいさつ

（平成23年12月28日）

仕事納めに当たり、職員の皆様に、一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日、千年に一度とも言われる大地震と大津波が、私たちのふるさと宮城を襲いました。

この「東日本大震災」では、県内で亡くなられた方が9,400人を超え、今なお行方がわからない方が約2千人を数えるなど、我が県を襲った未曾有の大災害となりました。

宮城県の人的被害、住家被害は全国の約6割を占め、浸水面積は58%が宮城県に集中し、道路や鉄道、行政機関など地域の社会基盤に甚大な被害をもたらしました。

被害額は、現段階でわかるだけで8兆4千億円に達しております。

改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

また、今回の大震災によって、私たちの仲間である県職員6名がお亡くなりになりました。本来なら、職員皆で県庁葬を行うべきでしたが、業務を一時（いつとき）たりとも止めてはならないとの思いで実施しませんでした。私は、お亡くなりになった職員のお宅を一軒一軒全て回って、お線香をつけ、皆さんの代表としてご冥福をお祈りしてまいりました。お亡くなりになった職員の志を受け継ぎ、必ず復興することをご霊前に誓ったことを皆さんにお伝えしておきます。

職員の皆様には、3月11日の発災直後から、自らも大変な状況にある中、休み返上で昼夜を分かたず、被災地支援、そして、復旧・復興に一生懸命取り組んでいただきました。

まさに激動の9ヶ月であったと思います。

これまでの皆様の身を挺しての御労苦に心から感謝いたします。

本当にお疲れ様でした。

思い返しますと、皆さんには発災直後の、何から手をつけたらいいのかわからない状況の中、人命救助、食料品等の物資の確保、断絶した通信網や交通網の早期復旧、ガソリンや灯油などの燃料の確保、がれき処理など、身を粉（こ）にして、様々な被災地の復旧、被災者支援に積極果敢に取り組んでいただきました。

私も被災直後は、暗闇の中にいるようでしたが、こうした職員の皆様の奮闘や全国、全世界からの御支援に接するにつれ、次第に勇気と希望がわいてきました。

そして、県民一丸となった総力を挙げた取組や、多くの方々の御支援・御協力によって、これまでの難局を乗り切ったものと考えております。

復興への取組は、まだ緒に就いたばかりですが、その歩みは着実に進んでおり、少しずつではありますが、希望の光が戻ってきた手応えを感じております。

皆様に御奮闘いただいた復旧の状況を振り返ってみますと、被災者支援については、406団地全ての仮設住宅が完成し、ほぼ全ての方が避難所から仮設住宅や民間賃貸借上住宅に移られました。

インフラ復旧については、港、鉄道、道路、空港、工場、商店街、農地、漁場など、県土全体が壊滅的な被害を受けたことから、震災直後は復旧にどれだけかかるのかと絶望感と大きな不安に見舞われました。

しかし、多くの関係者の皆様のご協力により、交通・物流の要である仙台塩釜港や仙台空港が順次復旧し、特に、仙台空港はアクセス鉄道も含め、10月には完全復活しました。

東北新幹線も全線復旧し、人の流れを加速させており、基幹的なインフラは、ほぼ復旧しています。

現在、被災した農地においては、除塩作業など、早期の営農再開に向けて取り組まれ、壊滅的だった水産業においては、魚市場、冷凍・水産加工場が徐々に再開し、仮設店舗や仮設工場が整備され、活気が戻りつつあります。

また、本県の産業振興の大きな柱であった自動車関連産業においても、ほぼ受注量が震災前の水準に戻ったと同っており、ほっと胸をなでおろしております。

そして、東京エレクトロン宮城の新工場が10月に竣工し、トヨタ自動車東北のエンジン工場は12月23日に着工いたしました。

また、途方にくれた膨大な瓦礫の処理も何とか3年以内の処理の目途がたちました。

このような動きは、復興への歩みを強く感じさせるとともに、地域経済の活性化や地元雇用の確保など、震災からの復興を後押ししてくれるものと大変期待しております。

今後は、ふるさと宮城の「再構築」への思いを込めた「宮城県震災復興計画」を着実に実行に移し、10年間の計画期間内で、しっかりとした成果を残さなければ

ばなりません。

この未曾有の大災害から本県が復旧・復興を成し遂げていくためには、従来の手法や考え方ではなく、新しい制度や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠であることから、この復興計画は、「提案型」の計画として、かなり思い切った内容としています。

今回の震災というピンチを、宮城県を新たに創り直すという大きなチャンスに変えていく、そういった思いが詰まった計画であります。

思い切った内容だけに、当然いろいろと反発も出てまいります。しかし、常に10年先、20年先を見据え、宮城県全体の利益を最優先にしながら信ずるところに従って計画を邁進してまいる所存です。

この計画が大きな実を結ぶためには、職員の皆様の努力が欠かせません。まさに、このような時に、県庁の存在意義が問われます。

みんなで力を合わせて県民のために頑張ってください！

私の座右の銘は「天命に従って人事を尽くす」です。通常は「人事を尽くして天命を待つ」ですが、私はどんな人にもそれぞれ神から与えられた天命があり、それを自覚し、懸命に努力することで幸福感を味わえると考えています。

このような時に、私が知事であったこと、皆様が宮城県職員であったこと、そして、宮城県の新たな創造に携わることは、神が我々に与えた天命であります。

今年ほど、日本全国、世界各国の多くの方々からの物心両面にわたるご支援をいただいた年はありません。その励ましに応えるためにも、この大震災を千年に一度のチャンスに変え、新しい「みやぎ」を共に創り上げてまいりましょう。

明日からは、6日間の休みになります。

これまで、目の前の対応に追われ、過去を振り返る暇もなかったと思いますが、ぜひこの機会に、これまでの震災対応や県の役割などを振り返っていただき、今後の復興の推進につなげていっていただきたいと思っております。

また、震災発災以降、十分に休みをとることができなかった方が多くおられると思っております。

ぜひ、この年末年始の休みの期間に、これまでの9ヶ月間の疲れを癒やし、リフレッシュしていただきたいと思っております。

被災地のイベントに参加するとか、特産品を購入するなど、被災地支援に時間とお金を使っていただくこともいいでしょう。

事故などにはくれぐれも気をつけていただき、楽しいお正月をお過ごしいただきたいと思っております。

それでは、1月4日に、また、リフレッシュした皆様と元気にお会いできることを楽しみにしております。

また、年末年始も仕事をしなければならない方もおられます。大変ご苦労様です。どうか宜しく願いたします。

では皆さん、良い年をお迎え下さい。

(7) 平成24年仕事始め知事あいさつ

(平成24年1月4日)

皆さん、おはようございます。

あれだけの大震災の次の年ですので、私は県民の代表として喪に服し、敢えて「おはようございます」と挨拶させていただきました。

それでは、今年のスタートに当たり、県政運営について、私の考えの一端をお話しさせていただきます。

まず、国の第3次補正予算及び関連法案が昨年末に可決されたことから、今年は、復興に向けたスピードを加速化させ、さらに宮城県の将来に向けた復興の種を本格的に蒔く年となります。

今年蒔いた復興の種が、「再生期」、「発展期」に実を結び、将来の新しい宮城県の創造につながっていくこととなります。

復興は長く険しい道のりになりますが、私たちは、「宮城県震災復興計画」に掲げた5つの復興の理念を胸に刻み、国や市町村、関係団体、そして県民の皆様と連携し、不退転の決意で着実に取り組んでいかなければなりません。

復興計画は、新しい宮城県を創り上げるための「設計図」です。

この計画が絵に描いた餅に終わらぬよう、全職員一丸となって、計画の実現に全力を尽くしていただきたいと思っております。

我々が復興に当たって解決すべき課題は、まだまだ山積していますが、特に、早急に取り組むべき課題として、大きく3つの点をあげておきます。

まずは、被災された方々への生活支援です。

昨年末に応急仮設住宅の整備は完了いたしました。これからは、被災された方が心身ともに安定した生活を送れるよう、きめ細かな取組が求められます。

地域における見守りや地域コミュニティの構築、生活・健康相談や心のケア、医療機能の回復など、多くの方々の生活が少しでも被災前の生活に近づくよう、市町村等と連携を密にして取り組んでいかなければなりません。

2つ目は、東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応です。

放射能を含んだ稲わら・汚泥等の一時保管場所の確保や処理、賠償問題、健康被害の基準の提示など、本来なら国が責任を持って自ら宮城県民の前に出て説明しなければならない問題ですが、いつまでたってもこの問題に正面から対峙しようとする国の姿勢が見受けられません。批判の矢面に立たず、県や市町村に対応を委ねるその姿勢に、憤りを通り越してあきれている職員も多々おられると思っております。しかし、国への批判ばかりしては埒があきません。県として、引き続き、放射能測定や放射能物質の除染や処分など、市町村等と情報の共有を図りながら、県内外への的確な情

報発信と正しい知識の啓発により、宮城の安全・安心の確保に努めていくつもりです。

そして、3つ目は、雇用の創出です。

被災者の生活の安定のためにも、雇用の創出は急務です。

被災した企業や壊滅的な被害を受けた農林水産業の早期復興、ものづくり産業のさらなる集積、クリーンエネルギーなどの次代を担う新産業の育成、震災経験を生かした観光振興など、雇用の確保のためにはいろいろな事業を積極的に推進していかねばなりません。

我々が震災直後から国に提案してまいりました規制緩和や税の優遇措置を盛り込んだ復興特区制度が創設されましたので、これを最大限に活用して民間投資を積極的に呼び込み、被災された方々の働く場をつくってまいりたい所存です。

これから、私たちが挑戦しなければならないことに前例はありません。

行政の復興の主体は、地域住民に最も近い市町村が担うこととされていますが、県としては市町村に密接に寄り添い、国や民間団体とも連携しながら、県全体の復興を着実に成し遂げていく必要があります。

是非、職員の皆さんは、それぞれの職場で「これはできない」ではなく、「何ができるのか」、「どうしたらできるのか」という視点で今後の業務に当たって下さい。

「私たちが壊滅的な被害からの復興モデルを作っていくのだ！」という信念をもって、積極的に日々の業務に取り組んでいくことを切にお願いしたいと思えます。

以前、仕事をしていく上で大切なこと、5つのキーワードについて、この場で皆さんにお話をしたことがありましたが、覚えておられるでしょうか。

5つのキーワードは、「前向きな行動力」、「明るさ」、「根性」、「知恵」、「風通し」です。

この未曾有の難局に直面した今こそ、前向きな行動力と明るさを失わず、根性と知恵を出し、風通しの良い組織の下に、復興に取り組んでまいりましょう！

私も、皆さんの先頭に立って明るく元気に頑張ることをお約束します。

今年も力を合わせて頑張りましょう！

(8) 東日本大震災から1年を迎えて

(平成24年3月11日)

本日、ここに、東日本大震災犠牲者石巻市追悼式が、執り行われるに当たりまして、230万人の県民を代表いたしまして、謹んで追悼の言葉を捧げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災により、石巻市においては、3,182名の方々の掛け替えのない尊い命が失われ、未だ553名の方々が行方不明となっ

ておりますことは、誠に哀惜痛恨の極みであり、心から哀悼の意を表します。

平成23年3月11日午後2時46分。この日とこの時間を私は、生涯忘れることはできません。マグニチュード9.0を観測した大地震が引き起こした20メートルを超える大津波が、ふるさとの街に襲いかかり、家族や友人、なりわい、そして日々の何気ない生活までも奪い去り、宮城県全体でも11,000名を超える死者、行方不明者を出しております。突然の大災害で命をなくされた方々の無念、また最愛の人を失った御遺族や、行方不明者となられている御家族の御心痛に思いを致すとき、込み上げる悲しみをこらえることができません。

震災直後に訪れた石巻市は、日本有数の水産基地でありましたかつての面影はなく、魚市場も水産加工場もカキやノリの養殖施設も、北上や河北、牡鹿や雄勝の浜までもが壊滅的な被害を受けていました。大量の木材や資材が、道路を塞ぎ、住宅地を覆っていましたが、目を凝らして見れば、それは単なるガレキではなく、家族の大切な思い出が詰まった家の柱であったり、愛着のある家財であったり、この石巻で生きてきた証となる大切な品々でありました。

人知を超える大災害を前にして、無念の思いで頭を垂れ、手を合わせることもできない悲しみを、今でも決して忘れることはできません。

大震災からこの一年間、日本のみならず世界中の皆様より、多大なる御支援と数えきれない励ましをいただきながら、復旧・復興に懸命に取り組み、着実にその歩を進めてまいりました。

甚大な被害を受けた魚市場には、カツオやサバが水揚げされるようになり、港には外国からの大型貨物船の来航を目にするようにもなりました。漆黒の闇の中から、一筋の光が、はっきりと見えてきた思いがいたします。

しかしながら、未曾有の大災害による爪痕は依然として大きく、今もなお、住む家や働く場所を失い、明日への希望を見出せない方々が、大勢いらっしゃいます。そうした方々が早期に生活再建を果たすことができるよう、取組を一段と加速していかなければなりません。

この式典に臨み、私は、犠牲になられた方々の無念の思いを心に刻み、ふるさと宮城を次の世代にしっかりと引き継いでいくために、県民の皆様と心ひとつにして、さらに復興に邁進することを固くお誓い申し上げます。

ここに、犠牲となられた方々の御霊の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げて、追悼の言葉といたします。

※このコメントは、3月11日に行われた「東日本大震災犠牲者石巻市追悼式」で知事があいさつした内容です。

(9) 感謝と復興へのメッセージ

(平成 24 年 3 月 12 日)



県庁での献花の様子



県庁講堂での黙とうの様子



大河原合同庁舎での追悼式の様子



大崎合同庁舎での追悼式の様子

宮城県知事の村井嘉浩です。

2011年3月11日午後2時46分に起こった東日本大震災から1年が経過をいたしました。

この間、世界の多くの国々、世界中の人々から、大変心温まる、物心両面にわたる御支援を賜りました。

この場をお借りいたしまして、心より感謝を申し上げます。

この1年がたって、被災地は、少しずつ復旧・復興に向けて歩みを始めました。

しかし、いまだ被災者の皆様は、大変厳しい生活を余儀なくされております。

どうか引き続き、御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

この東北、宮城は、文化の香りのする、大変歴史のある地域であります。

夏は涼しく、冬は雪が少ない、日本一暮らしやすい地域だと言われております。

どうか、お時間に余裕のある時、ぜひとも、東北、宮城にお越しいただきたいと思っております。

宮城県民一同、皆様のお越しを、心よりお待ちしております。

皆様のお力を借りながら、必ず、東北、宮城は復興してまいります。

そして、素晴らしい地域を作り上げることによって、皆様にしっかりと御恩返しをさせていただこうと思っております。

ともに新しい時代を創りましょう！宮城、日本でお待ちしております。

※URL : <http://www.pref.miyagi.jp/fukusui/>
動画は、日本語字幕版と英語字幕版の2種類を、YouTube を活用して配信します。

※動画の撮影・編集・翻訳等の全般にわたり、情報レンジャー@宮城など復興支援活動に取り組んでいる一般社団法人助けあいジャパン（代表理事：佐藤尚之）に御協力をいただきました。

<空 白>

宮城県土木部長からのメッセージ



<空 白>

(1) No. 1 (平成 23 年 4 月 1 日)

『温故創新』

～ 復旧・復興・

新しい県土づくりに向けて ～

(No. 1)



土木部長室にて

3月11日、14時46分に発生したマグニチュード9という観測史上最大の東北地方太平洋沖地震により、10mを優に超え、20m以上にも達する大津波が発生し、仙台湾沿岸や三陸南沿岸地域の13市町に甚大な被害を及ぼしました。

国土地理院の調査によれば、本県における浸水域は327km²に達し、沿岸市町の多くは浸水面積が3～5割に及んでいます。また、石巻市鮎川浜では地盤が1.16m、南三陸町志津川では0.71m沈下するなど、沿岸部を中心に地盤沈下が起きています。沿岸部の市町の市街地や集落は、家が瓦礫と化し、ほとんどが壊滅状態であります。養殖業や水産施設、防潮林、農業施設や農地、港湾区域内の企業施設なども甚大な被害を受けており、荒涼とした姿に言葉もありません。

私たちが営々と築き、沿岸域を守ってきた防潮堤や水門などの施設は無残にも破壊され、一部は残ってはいるものの、全て復旧せざるを得ない状況にもあります。

こうした状況の中、職員の皆様には、地震発生以来3週間になりますが、土木部業務継続計画（BCP）に基づき、昼夜を分かたず、一丸となって整然と対応していただいていることに対し心から感謝申し上げます。

4月1日現在で、土木部関連公共施設等の被害状況は、市町村所管分も含め、被災箇所1,967箇所、被害額は4,238億円余となっております。沿岸部の市町村における災害調査には、(社)宮城県建設センター等の協力を得ており、内陸部はかなり調査が進んでおりますが、今後は被害の集中した沿岸部の調査が進めばさらに被害額は増えることでしょう。県全体ではすでに2兆円を越える被害となっております。

県管理道路の規制箇所は235箇所にも及び、まだ規制中の箇所も数多くありますが、橋梁が落下するなど重大な箇所は12箇所、仮橋、仮道等で復旧するなど、道路の懸命な応急対策によりライフラインの確保を進めていただいております。また、仙台塩釜港からの物資・燃料の輸送ルートや牡鹿半島方面への救援ルートの確保、電力の復旧作業への支援など、自衛隊の並々ならぬ協力を得ながら、道路の啓開を行ってまいりました。今後、応急復旧を加速させ、早期の通行規制解除に努めていただきたいと思います。なお、国直轄管理の国道45号は5箇所落橋しましたが、2箇所復旧しております。また、県内全ての高速道路が通行可能となっております。

港湾は、仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の確保を図るため、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等関係機関の協力を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資や燃料等の緊急輸送に利用可能な岸壁の確保に向けいち早く対応してまいりました。気仙沼港や女川港も利用可能となり、その他の地方港湾も調査が進んでおります。併せて、仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向けて、復興会議を開催することとしております。

仙台空港や仙台空港アクセス鉄道も被害を受けました。仙台空港においては、発災後1週間以内におびたしい瓦礫を排除し、救援復旧対策に使用するヘリポートや自衛隊や米軍による緊急物資輸送のための1500m滑走路を供用しました。現在3000m滑走路の供用が可能となっております。今後、民間機の早期離発着を期待しております。

仙台空港ビルは、1階部分の機械電気設備が全滅状態ですが、建物にはほとんど被害はなくしっかりとしております。仙台空港アクセス鉄道も、駅舎や線路、電源設備などの心臓部が被災しており、復旧には時間がかかると思いますが、高架橋自体に被害はほとんどありませんので、できる限り早期復旧を目指し、仙台空港ビルを含め支援を強化していくこととしております。

本県の基幹的社会資本である道路、港湾、空港が元気を取り戻すことがまずは大事であると考え、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、ライフラインとして、阿武隈川下流、仙塩、北上川下流東部流域下水道の終末処理場が水没し機能を停止を余儀なくされました。水道も順次復活してきていることから、汚水の緊急処理対策が喫緊の課題となっておりますが、何とかこれを乗り切り、これから応急復旧に本格的に入っていきます。完全復旧には2年を要する見込みであり、場当たりのでない、いろいろな状況を勘案した応急対策が望まれますのでしっかりと対応していかなければなりません。もちろん、引き続き節水に対する住民や企業の協力が欠かせないことから、関係市町村を通じて周知徹底を図る必要があります。

さらに、沿岸部は沈下していることから、特に、仙台湾南部の低平地は、仙台空港周辺、岩沼市藤曾根、亶理町荒浜など、排水不良による浸水状況が続いてお

りますが、国土交通省の排水ポンプ車による懸命の排水作業により徐々に水が引き、自衛隊や県警本部による捜索活動の進展や仙台空港等の復旧にも大いに寄与しております。石巻市や東松島市などでも作業をしていただいております。定川河口部右岸決壊区間の仮締切がまもなく完了しますのでさらに効果が発揮されるものと期待しております。

今回の沿岸部における津波災害で、特筆すべきは、海岸堤防がほぼ全延長に亘って被災していることです。七北田川河口から福島県境までの仙台湾南部沿岸域の海岸では、10mを超える津波が引くときに堤防背面を抉るようにしていった結果、エネルギーの違いもありますが、亘理町、山元町域の海岸堤防は至る所で寸断されて原形をとどめておりません。仙台、名取、岩沼市域の海岸堤防は一部決壊箇所があるものの、前面は消波も含めそのまま、背面が死に体の状態です。

また、七北田川河口から、仙台塩釜港、石巻港を含む牡鹿半島までの仙台湾中部沿岸域の海岸も同様ですが、塩釜市、松島町域は比較的被害が少なく、特に、国際観光地松島が生き残ったことは本当に幸いでした。

三陸南沿岸域は、リアス式海岸となっており、湾奥に行くに従い幅が狭くなるとともに浅水効果によって津波の高さが急激に高くなり、昭和35年のチリ地震津波対策として整備した防潮堤や防潮水門をはるかに越え、河川沿いや道路沿いを陸地の奥へ奥へと、木造住宅のみならずコンクリートや鉄骨構造のビル等の建物を破壊し、瓦礫を運びながら津波が遡上し、また、引き波によって防潮堤や橋台などがバックドロップをかけられたように転倒しております。そうした押し引きの津波が繰り返し猛烈に作用し、女川町や南三陸町は壊滅的な被害を受けております。筆舌に尽くせない状況であります。

こうした状況下にありますので、災害復旧は原型復旧を原則として申請しますが、災害査定も相当簡素化して実施していただくよう国にお願ひし認めていただいております。まず、高潮や台風に備え早速応急工事に取りかからなければなりません、同時に瓦礫や自動車等の災害廃棄物の処理を実施していかねばなりません。その処理方針はすでに立てており、処理予算とともに通知いたします。緊急保管場所への移動、1次保管場所への運搬までが基本的に土木部の仕事ですが、処理エリアを農林水産部と分けて対応し、沿岸被災市町村から県へ処理要請があれば受け入れることとしており、環境生活部、農林水産部、土木部が連携して実施することとしております。これから3年かけた大仕事となります。心して取り組まなければなりません。

同時並行的に、沿岸部のまちづくり復興計画も立てていかねばなりません。全庁的な取り組みとして、すでに、震災復興基本方針策定ワーキングチームが設置され、4月中には震災復興に向けた基本方針を策定し、それに基づき復興計画案をまとめ、市町村との調整、パブリックコメント等を経て、最終的には9月議会に上程し承認を受けてオーソライズすることとして

おります。この復興計画には土木部がしっかりと意見を述べていかなければなりません。土木部の計画を詰める作業を急がなければなりません。よろしくお願ひいたします。なお、そうした復興計画と合わせ、災害復旧方法も変更が必要となりますので、臨機に対応していかなければなりません。

今まさに懸案は、応急仮設住宅の建設です。これまで、(社)プレハブ建築協会に第1弾として10,000戸の建設を要請しました。候補地の選定に当たっては、津波被害を受けた沿岸市町を優先し、造成工事等が不要で早期に着工できること、上下水道等のライフラインの引き込みに時間を要しないこと、建設戸数がまとまって確保できることを考慮しました。建設適地の確保や資材の調達などを考えると、必要な戸数を用意するまでには相当な時間がかかると考えております。すでに3月28日から第1次着工分として沿岸13の市町に総数で1,207戸の建設を進めております。さらに、4月1日に1195戸を追加しました。1ヶ月ほどで完成する予定ですが、今後、順次着工し、まずは10,000戸を早期に建設できるよう努力するとともに、追加の建設要請をしまいにあります。当面、十分な数を設置することが困難ですので、入居決定に当たっては、高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児を抱えるご家庭の優先入居、地域のコミュニティをできる限り維持した入居ができるよう関係市町にも配慮をお願いしているところです。

また、民間賃貸住宅や公営住宅を利用したり、一時的に県外や他の市町村などから提供のあった環境の良い2次避難施設に集団で避難していただくなど、保健福祉部と連携して様々な手立てを実施していくこととしておりますが、必要な応急仮設住宅は必ず準備していきたいと思っております。現時点では、約30,000戸は用意しなければと考えております。

このほかにも、100件を超える県有建築施設の被災調査、市町村の被災建築物や宅地の応急危険度判定と被災住宅相談などの支援、被災した地方事務所への対応、他都道府県への支援要請など、様々な対応をしていただいております。ありがとうございます。

さて、このような形で新年度を迎えるとは思ってもありませんでした。職員の皆様の疲労も極度に達していると推察いたします。また、職員の中にはご家族を失ったり、未だ行方不明の方もおられると伺っております。本当に残念で仕方ありません。これからは、職員みんなで支え合いながらこの難局を乗り越えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本県の全ての住宅・社会資本が崩れ落ちてしまったわけではありません。これまで先輩諸氏とともに築き上げてきたインフラは数多くが十分機能を果たして、災害発生後も活躍しております。大丈夫です。

これから、復旧、復興、発展と10年かけて、新しい宮城県に生まれ変わっていくこととなります。私は必ずやそうなると思っております。今後の道のは大変なものとなりますが、土木部においても、災害復旧をいち早く成し遂げ、復興に向けたまちづくりを推進

し、新生宮城の県土づくりに積極的に関わっていただければなりません。職員一丸となってこの課題に立ち向かっていこうではありませんか。

「温故知新」から「温故創新」（造語）へ変えて、今年度も職員の皆様にお便りさせていただきます。さあ、輝く宮城の未来に向けて、皆様とともに土木丸で荒波に船出いたしましょう。

（H23. 4. 1記）

（2）No. 2（平成23年4月14日）

『温故創新』

～ 東日本大震災から

1ヶ月を経過して ～

（No. 2）



亘理町の被災現場にて

東日本大震災から1ヶ月が経過しました。この大震災により、お亡くなりになられた方々に衷心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞い申し上げます。

職員の皆様、お元気ですか。この1ヶ月本当にお疲れ様でした。職員の皆様の献身的な、昼夜を分かたずのご努力に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今年も桜が開花しました。蔵王、船形連峰、栗駒山の白い頂さも春の日差しに輝き、私たちを元気づけてくれております。非日常から日常へ、まだまだではありますが、職員の皆様には、少しずつ心身の張りを緩めていただきたいと思います。一度床屋さんにもいって髪を切り髭を剃っていただき、冬から春へ服装も変えて、さっぱりとして新たな気持ちで取り組んでまいりましょう。幹部職員が率先してやってください。お願いいたします。

これまで土木部業務継続計画に基づき災害対応に取り組んでいただきました。お陰様で順調に進んでおります。これから本格的復旧に入っていく時期になります。応急仮工事、応急本工事、本復旧工事と進めていかなければなりません、しっかりと時間軸を

設定した計画を立てて取り組んでいきましょう。また、同時に通常業務体制へもシフトしていかなければなりませんのでご配慮願います。また、県民の方々、市町村や県議会議員の要望やお話に真摯に耳を傾けて対応していただきたいと思っております。入り口を閉ざさないでください。よろしくお願いたします。

さて、11日に開催された県議会の「大震災対策調査特別委員会」で、知事が「宮城県震災復興基本方針（素案）～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～」を発表いたしました。県民の皆様が希望を持って、総力を結集して復興に取り組んでいくため、県が今後どのような方向性を持って復興を図っていくのかという考え方をまとめたものです。この基本方針に基づき、議会、県民、市町村、有識者等の意見を踏まえ、8月中を目途に作業を進め、9月県議会で承認をいただき震災復興計画を策定することとしております。各部局においては必要に応じて個別の事業計画を策定し財源措置を講じて個別事業を展開することになります。

「県民一人一人が復興の主役」、「単なる「復旧」ではなく「再構築」、「現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり」、「壊滅的な被害から復興モデルの構築」を基本理念として、ふるさと宮城の再生と更なる発展に向け全力で取り組むこととしております。また、県内ほぼ全域に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間を計画期間としておおむね10年と定め、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期（3年）」、被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々に対する支援を広げ、本県のインフラ整備などを充実させる「再生期（4年）」、県勢の発展に向けて戦略的に取り組みを推進していく「発展期（3年）」の3期に区分しております。

土木部においては、緊急重点事項では、直接的には、「公共土木施設とライフラインの早期復旧」を、間接的には、「被災者の生活支援」として仮設住宅整備（3万戸）と住宅補修支援、「災害廃棄物の処理」などを担っております。

また、沿岸被災市町の復興の方向性については、中長期的な視点に立った沿岸被災地域のランドデザインを地域とともに再構築して、被災市町の復興計画の実現に向けた支援を行うこととしております。すでに、8日には、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、名取市、石巻市（特定行政庁）において、5月11日までの措置として、被災地の無秩序な開発を防ぐための建築制限を実施し、さらに制限期間を延長していただくよう法改正を国に要望しております。その間に、市町が被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の指定をすれば、最長で2ヶ年建築制限をできることとなります。その間に、土地区画整理事業計画や防災集団移転促進事業などの計画を策定して、復興まちづくりを実施していくこととなります。市町が主体となって新しいまちづくりを進めていくこととなりますが、今週から、被災市町の首長さんに土木部

の「復興まちづくり計画」策定支援について説明しており、被災市町の復興計画を実現するため、人的・技術的な支援、新制度の創設など総合的に支援していくこととしております。

県全体の復興の方向性については、各期間ごとに示しておりますが、避難者の生活支援の確保のため応急仮設住宅の提供や各種住宅支援を実施するほか、廃棄物の適正な処理や雇用の維持・確保なども含め、保健福祉部、環境生活部、経済商工観光部と連携しながら取り組むこととしております。

公共土木施設については、土木部の真骨頂ではありますが、復興を支える重要な基盤であることから、引き続き「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能なみやぎの県土づくり」を目指して、今回の大地震と津波による、内陸部、沿岸部それぞれの被害の特性を十分踏まえた上で、施設の復旧に取り組むこととしております。復旧に当たっては、単なる原型復旧にとどまらず、壊滅的なダメージを回避する粘り強い県土の構造となるよう将来に向け公共土木施設を再生してまいります。また、沿岸部のまちづくりと併せて、道路・港湾・空港などの重要な交通インフラの整備や復興のシンボルとして大島架橋などを着実に進めるとともに、河川・海岸などの県土保全施設や上下水道などのライフラインについても防災機能を強化して整備を推進してまいります。公共土木施設の整備は他の分野に先んじて進めていかなければなりません。職員の皆様には、「宮城県震災復興基本方針（素案）」を理解していただきたいと思っております。まさに、「新・土木行政推進計画」を8月を目途に策定していくこととなります。これからの土木部の指針を作る仕事であり、復旧、再生、発展、輝く宮城の未来に向け、「築土構木」、一丸となって取り組んでまいります。

また、当面の災害対応としては、災害調査を引き続き進めていただくとともに、公共土木施設上の災害廃棄物について、緊急保管場所や一時保管場所までの移動処理を進めていただきたいと思います。防災砂防課の指示に従い進めてください。

災害調査状況は、現在、調査率が80%程になっております。本当にありがとうございます。被災件数は約2,560件、被害額約4,570億円になっております。12日に国交省と打ち合わせを行い、査定業務の簡素化を図っていただいております。まだ残った課題もありますので、精力的に国と協議してまいります。宮城ルールを作っていきます。

いよいよ5月連休明けから予定どおり現地災害査定に入ります。6週連続の査定となっております。できることから仕上げていきたいと思っております。査定が終了すれば早速発注をお願いしますので、ご苦労をおかけしますがよろしくお願いいたします。なお、申し訳ございませんが、他都道府県からの本格的な長期支援は6月からとなりますのでご了承願います。

災害対応に影響なく中止している工事は極力解除し工事を進めてください。新年度の継続事業についてもできる限り予定どおり進めていただきたいと思います。

特に、維持管理部門や完成供用する事業については十分配慮願います。

沿岸部は地盤沈下しており、河川・海岸堤防の応急復旧を出水期に間に合うように進めてまいります。被害ポテンシャルが相当高まっている河川流域においては、ダム操作への配慮、河川のパトロールや水防体制の強化、土砂災害への備えなど、関係各課・事務所連携した取り組みを実施してください。水害や土砂災害による2次災害防止に取り組まなければなりませんので、よろしくお願いいたします。

13日には、仙台空港にJAL、ANAの民間機の発着が再開されたことは、復興に向けて大きな力を与えてくれました。29日は、復興へのキックオフと位置づけております。楽天、ベガルタの今期ホーム発の試合が開催されます。観光面でも、蔵王エコーラインの開通や栗駒山観光へスタートを切る時でもあります。宮城を元気にする取り組みをみんなで支援してまいりましょう。

これから息の長い仕事になりますが、スピード感を持って、一步一步着実に進んでまいりましょう。元氣、勇氣、根氣で。よろしくお願いいたします。

(H23. 4. 14記)

(3) No. 3 (平成23年5月20日)

『温故創新』

～ さあ復興へのキックオフ

災害査定が始まりました ～



第1次災害査定概要説明会にて

(No. 3)

職員の皆様、5月も半ばを過ぎ、緑深く、初夏を思わせる陽気となりました。いかがお過ごしですか。

去る4月29日、みやぎ復興へのキックオフデー、知事の力強い宣言のもと、日本製紙クリネックススタジアムで楽天が勝利、サッカーのベガルタ仙台も快勝しました。東日本大震災の復興に向け幸先良いスタートを切ることができました。

また、皆様には、連休中に心身ともにリフレッシュしていただけたと思います。被災地は今なお大変な状

況ですが、少しずつ落ち着きがでて復興へ向けた取り組みも始まっています。私たちも復旧・復興に向けて積極的に取り組み、被災市町をしっかりと支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から2ヶ月が過ぎましたが、5月10日には、土木部復興へのキックオフ、災害査定が始まりました。道路や河川などの国交省河川局所管の公共土木施設に関する災害査定が10週連続で実施となります。約束どおり2ヶ月以内の実施に漕ぎ着けたことに対し、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。都市災や下水道、港湾の災害査定も準備中ですが、今後事故なく、円滑に進みできるだけ早く終了することを期待しています。

今回の東日本大震災は未曾有の災害ですから、査定の簡素化など国にはいろいろとご配慮いただいておりますが、査定の中でいろいろな問題に直面すると思います。臨機に柔軟な対応が必要な場合もあるでしょう。また、新たな問題として持ち帰り次の査定に活かしていくこともあるでしょう。ともあれ、今回の大地震と大津波災害の特徴をしっかりと理解した対応が望まれますので、これまでに培った知識、経験をフルに活かして一丸となって取り組んでまいりましょう。査定が終了したところから発注の方もよろしくお願いいたします。

5月31日から6月20日までの日程で県議会が開催されますので、補正予算を組んで対応してまいります。今年度当初予算は940億円でしたが、5月現計で2,340億円となります。2年半分の予算を執行することになります。私が昭和53年に入庁して以来、土木部予算としては最大規模です。通常事業に加え、震災復旧・復興に向けて迅速かつ適正に執行してまいります。

また、宮城県復興計画の策定も始まっております。1次案を5月中旬に策定し議会等の意見を聞きながら2次、3次とブラッシュアップして、8月お盆前くらいまで策定し、9月議会の承認を得て施行することとなります。5月2日には宮城県復興会議が開催され、三菱総研理事長の小宮山宏氏を議長に12名の委員で構成されておりますが、いろいろ多彩な機知に富んだご意見をいただいております。こうした意見を盛り込みながら策定することになっております。

土木部では、土木行政推進計画に変わる形で、部門別計画として、(仮称)「宮城県社会資本再生・復興計画」を策定することとしております。すでに、復興計画、沿岸防災対策、復興まちづくり、復興すまいづくりの4つのチームを編成し、策定作業に取りかかっております。随時職員の皆様を示し意見を聞きながら、完成度を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

復旧3年、再生4年、発展3年、10年かけて被災前よりさらに輝くふるさと宮城を創っていく仕事に、職員一丸となって取り組んでまいりましょう。

(H23. 5. 20記)

(4) No. 4 (平成23年6月15日)

『温故創新』

～ 東日本大震災から3ヶ月 復旧・復興に向けまっしぐら ～

(No. 4)



岩手・宮城内陸地震による
三迫川の砂防復旧現場にて

職員の皆様、お疲れ様です。お元気ですか。

沖縄では梅雨が明けたとのこと、ここ東北、宮城はまだ梅雨入りしていません。今日は、朝から「おひさま」が顔を出し、樹木は青々と輝いています。清々しい朝を迎えております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

議会も終盤を迎え、5月補正予算と関係議案の審査が行われております。議会の議決を得れば、平成23年度の県予算の総額は、5月現計で1兆8,459億円余となり、土木部予算は2,341億円余となり、いずれもこれまで最大規模の予算となり、土木部予算は当初予算の2.5倍となります。まずは、本格的な復旧や復興を目指す担保ができますので、議会対応をしっかりとやっていきたいと思っております。議会は20日までです。

災害査定もお陰様で順調に進んでいると伺っております。今後、復旧・復興に向けて、4月21日に策定し公表している工程表に基づき、職員一丸となってまっしぐらに進んでまいりましょう。

さて、東日本大震災から3ヶ月が経ちました。6月11日の河北新報朝刊一面には、「東日本大震災3ヶ月、死者1万5,405人、不明なお8,000人、長引く避難、復興遠く」とあります。石巻市の住民を対象にしたアンケートでは、「震災で離職4割、収入ゼロ・減が6割超と、多くの被災者は生活再建に向け依然厳しい状況にある様子が浮き彫りになっている」ことが報じられております。一方、河北春秋には「がれきの中から立ち上がった足音が、かなり強さを増してきた。・・・各地に仮設住宅が建設され、三陸の海では、一部でカキやワカメの養殖が再開された」とも記されております。

今日、災害対策本部会議で土木部第80報を出しました。お陰様で被害調査がさらに進み、道路・橋梁、河川・海岸、県営住宅での被害が増え、被害額で約1,410億円増えて約6,265億円となっております。今後、市町村を含め沿岸部の被害調査を進めて、できるだけ早く調査完了に持って行きたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

被災者支援の面では、道路や下水道といったライフラインの応急復旧も順調に進んでおります。また、土木部所管の公共施設上の災害廃棄物処理も進んでおり、6月末までには緊急あるいは1次仮置き場に処理できるよう引き続きよろしくお願いたします。

仮設住宅の建設も被災市町要望戸数約22,800戸のうち、15日現在で、建設着工が約17,100戸と進捗率は75%に達しております。完成戸数は約12,100戸、今後、建設予定戸数は約5,700戸となっております。残りは石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町が大半を占めておりますが、今後戸数を精査するとともに、6月末までに建設用地を確保し、8月中旬までには全戸完成を目標に進めていくこととしております。これまで住宅課を中心に職員を増員するとともに、他の都道府県や独立行政法人都市再生機構の職員の皆様、延べ1,800名を超える方々からの多大なご支援をいただき進めてまいりました。これまでのご労苦に心から感謝申し上げます。

今後とも被災者の皆様一日も早い生活の安定に向け、ライフラインの確保・充実、災害廃棄物処理、仮設住宅の建設などにしっかりと取り組んでまいりましょう。よろしくお願いたします。

また、11日の河北新報朝刊二面には、「宮城沿岸12市町復興まちづくり2兆円超、県試算「財政破綻は必至」と、土木部の復興まちづくり支援チームが作成し、12日の政府の復興構想会議で知事が説明する資料からの記事が載っております。

11日午後7時30分から放送された「NHKスペシャル シリーズ東日本大震災 第1部「復興はなぜ進まないのか～被災地からの報告～」」をご覧くださいでしょうか。この中で、土木部復興まちづくりチームは知事の命をうけた「特命チーム」として登場しておりますが、このチームは、まさに今、被災市町が取り組んでいる復興計画の中核となるまちづくり計画策定を支援するため、計画案をつくり、直接被災市町に向いて丁寧に説明する等、積極的に行動していただいております。

復興まちづくりの基盤整備は、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業のほか、道路、河川・海岸、港湾・漁港、JR線、防災緑地・公園、公営住宅、役場、学校、病院等のまちづくりに関連する公共施設等整備事業ほか、民間住宅、産業関連施設などの民間施設の整備を含めれば、試算した2兆円をはるかに超え、10兆円は下らないと思います。特に、土地区画整理事業や集団移転事業では、補助率がそれぞれ1/2、3/4となっているものの、限度額が設定されていることから、被災市町の負担割合は約70%に

も及ぶような制度となっております。県を含め全ての被災市町でまちづくりだけで財政破綻は必至の状況です。

そこで、知事は政府の復興構想会議で、震災復興最大の課題として、「速やかな復興財源の総額提示と地元負担を極力伴わない財政措置」を提言いたしました。具体的には、①用途の自由度が高く複数年度の使用が可能な一括交付金の創設、②補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、補助要件の緩和、事業の優先採択、災害の緊急性に照らした特例措置等、国庫補助制度の拡充、③地方税（地方消費税）の充実、地方交付税や地方債の確保、地方債償還に係る手厚い地方交付税措置等、地方負担に係る地方財政措置の確保、④災害対策税（恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税・目的税）の創設による財源の確保、⑤災害復興基金の創設などきめ細かな支援のための財源の確保。こうした財源措置が講じられなければ、被災県・市町が描く抜本的な復興計画は「絵に描いた餅」になるとして強く要請しております。国においては、東日本大震災の被害特性等を踏まえ、今後、いち早くしかるべき法整備や制度改正を提示していただくことを切に望むものであります。

また、今朝のNHKニュースや朝日、毎日新聞などで報道されていますが、国土交通省は、東日本大震災の被害を受けて、堤防整備だけで津波を防ぐこれまでの方針を転換し、高台への避難路や避難ビルを整備して津波に備える「多重防御」によるまちづくりを進める方針で、土地利用・建築制限などの新法制定も検討しているとのこと。

知事はすでに、5月29日の政府の復興構想会議で、8つの項目による「(仮称)東日本復興特区」の創設を提案しています。その中で、復興まちづくり推進特区を1番目に上げております。二度と津波による人的被害を出さない安全・安心なまちの実現、住居・都市施設等の迅速な復興の実現を目的に、高台移転・職住分離の推進、公共土木施設の再整備の推進を内容としております。

また、「宮城県震災復興計画」の第1次案でも、10の復興のポイントのうち1番目に「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を掲げ、本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けたため、高台移転、職住分離、津波への多重防御など沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進するとしております。加えて、安全な避難場所と避難経路の確保、コミュニティの維持や少子高齢社会への対応等について新たなすまいづくりの実現、県や被災市町と住民が協働して、具体的な復興まちづくりを進めるプロセスを確立すること、さらには、「命の道」となる三陸縦貫自動車道や常磐自動車道などの高速道路の加速度的な整備や半島部などの集落をつなぐ国道や県道についても災害に強い道路となるよう整備を進めることとしております。

こうした知事の動きやリーダーシップが国を動かしていると思っております。今日の県災害対策本部会議においても、政府の現地対策本部長の東内閣副大臣から、これからも村井知事にはリーダーシップを発揮し、東日本大震災からの復興を引っ張っていただきたいとの激励があり、政府としても全力で取り組んでいくとの決意を述べられました。知事を先頭に、土木部、復興に向け邁進してまいります。

今回の震災で、ちょっと見落としていたことがあります。それは宅地の被害です。仙台市の丘陵部を中心に、白石、角田、塩竈、大崎、石巻、東松島、登米の各市、亘理、山元、川崎、松島、利府、大和、加美、女川の各町で宅地被害が多数発生しております。実態をしっかりと調査して対策を講じる必要があります。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連緊急傾斜地対策事業、災害関連地域がけ崩れ対策事業、公共土木施設災害復旧事業など既存制度を活用して行いますが、制度の適用拡大に向け、交付率の嵩上げや、採択要件の緩和など国に要望しているところであります。また、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度が拡充されており、災害復興宅地融資の新設により住宅と同様の融資ができるようになっております。阪神淡路大震災や新潟中越大地震の時と同様に復興基金を創設して対応できないか検討する必要もあります。いずれにせよ、今後の調査結果を踏まえ、被災市町や宅地の所有者の負担をできるだけ軽減するような措置を講じていくよう検討し対応したいと思います。平成15年の宮城県北部連続地震の際には、100箇所を超えるがけ崩れが発生し、復旧に県が代行して実施し、また市町村負担の軽減も図っております。今後、関係各課と関係事務所においても対応方よろしく願いたします。

最後になりますが、6月20日に遅れていた定期人事異動の内示を行います。どの職場に転勤なされても、皆様同じ思いで、復旧・復興に取り組んでまいります。

(H23. 6. 15記)

(5) N o 5 (平成23年7月1日)

『温故創新』

～ 土木部新体制で挑む、 ふるさと宮城の復興 ～

(N o. 5)

本日、7月1日、3ヶ月遅れの定期人事異動により、土木部新体制がスタートいたしました。

組織的には、都市計画課内に復興まちづくり推進室を新設し、被災市町のまちづくり支援を加速させます。

また、道路課に橋梁整備班を、気仙沼土木事務所に「大島架橋建設班」を新設し、橋梁の耐震化や長寿命化、復興のシンボルとして大島架橋を推進することとしました。さらに、仙台土木事務所に部制を導入するなど組織体制の強化・拡充を図っております。

土木部職員は、他都道府県からの長期支援の方々を含め、総勢で990名となります。はじめて、あるいは久しぶりで、土木部で仕事をされる方もいらっしゃいますので、早く職場になれて、力を発揮していただきたいと思っております。

また、今年度予算は、5月までの補正を含め、これまで最大規模の2,341億円余となっております。今後もさらに増えることと思っておりますが、これからも、他都道府県の方々をはじめ多方面のご支援をいただきながら、思いを新たに、ふるさと宮城の復興に向けて、土木部総力を挙げ取り組んでまいりますので、職員の皆様よろしく願いたします。

さて、6月25日に、政府の東日本大震災復興構想会議の五百旗部議長から菅首相に「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が手渡されました。その中に、「復興構想7原則」が示されており、原則1には、「失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、復興の起点である。……大震災の記録を永遠に残し、……科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」と、原則2には、「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」と、原則4には、「地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。」とあります。大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指し、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進することを表明しております。

そして、本論の第1章「新しい地域のかたち」の中で述べられているように、被災地の復興に当たっては、防波堤・防潮堤を中心とした最前線のみで大自然災害を完全に封鎖することができるの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、防波堤等に加え、交通インフラ等を活用した多重防御、土地の嵩上げや高台移転、避難地・避難路・避難ビルなどの整備のほか、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ハード・ソフト施策を総動員して、地域づくり、復興まちづくりを進めていかなければならないとしております。

まさに、新しい地域のかたち、復興まちづくりにおいては、土木部が中心にこれまで検討し、知事が復興構想会議で提案してきた内容が全て盛り込まれております。もちろん、このことは、「宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展～」

(第1次案)にも示されており、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」が復興のベースとなるものと考えております。

試算によれば、本県の被災市町の復興まちづくりには、2兆円を超える莫大な事業費を要し、被災市町の

負担も年間予算をはるかに超えるものとなります。十分な予算措置と財源の確保、速やかな制度設計と法整備がなければ、こうした提言も絵に描いた餅になってしまう。

待ったなしであります。過去の阪神淡路大震災や新潟中越地震災害とは異なり、巨大地震・大津波による未曾有の東日本大震災でありますから、我が県の復興計画にも示しているとおり、土木部としては、復興まちづくりや復興住宅の整備だけでなく、基幹的社会資本としての道路、港湾、空港など、内陸部と沿岸部を結ぶ交通基盤の充実強化、津波対策のみならず地盤沈下対策も含め、沿岸防災機能の強化と内陸部の総合的な治水対策の実施による粘り強い県土の再構築、流域下水道等の早期復旧と津波に強い施設としての抜本的な整備などが重要となっており、これらの施策のみならず、農林水産業やものづくり産業の復興、観光の再生、保健・医療・福祉の再構築、再生可能なエネルギーの活用など、宮城の復興に向けたさまざまな施策と連動し複合的に実施していかなければなりません。

こうしたことから、引き続き、被害が甚大な我が県から独自に、復興に向けて新しい制度を国に提案していくとともに、8月中にも編成される国の3次補正や来年度以降の予算の担保を目指して、これから年内が正念場となりますので、皆様の一層の奮起を期待しております。

そして、これらを具現化し、今後の土木行政の運営指針となる「宮城県社会資本再生・復興計画」を全員参加のもと、しっかりとつくってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

3月11日、14時46分に発生した東日本大震災から111日が過ぎました。これまで、職員の皆様には、災害調査、公共土木施設等の応急復旧、仮設住宅の建設、復興まちづくりへの支援、住宅・宅地危険度判定、県有建築施設の調査・復旧、災害廃棄物の処理、災害査定、被災地への支援等、昼夜を分かたず懸命に取り組んでいただきました。お陰様で、4月21日に公表した復旧・復興工程表のとおり順調に進んでおります。本当にありがとうございます。

こうした中、職員の皆様には、肉体的にも、精神的にも疲労が蓄積していると思います。今日からは9月末まで15%の節電対策をお願いしていることもあり、暑い夏になると思いますが、どうか、上手に休みを取っていただき、倒れたりすることのないよう、自己管理と職場の支え合いにより、この難局を乗り切っていただきたいと思います。

最後に、昨年、若手職員から「土木部セールスマン心得(五訓)」を提示していただきました。職員の皆様には、その心得(五訓)をもう一度心にとめていただきたいと思います。また、幹部職員の皆様には、「自ら活動して他を動かすは水なり」と「水五則」がありますが、一層のリーダーシップを発揮し行動していただきたいと思います。

土木部は「現場が第一」であります。現場に足繁く運び、刻々と変わる現場から学び新たな発見をして、

復旧・復興に活かしていくことが必要です。市町村や被災者の方々の声に真摯に耳を傾け、「悲惨のなかの希望」へと「つなぐ」、被災地の一日も早い復興に向けて、これからも、土木部一丸となって取り組んでいくことをお願いし、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



土木部セールスマン心得(五訓)

- 一、 先ず、人間としての良識を養い、信頼される人間になること。
- 二、 県の使命をよく理解し、自分の働きに、意義・誇りを感じて、業務に取り組むこと。
- 三、 行政サービスの提供者であることを忘れず、常々から相手とよく話し合い、謙虚に慎ましく親切丁寧に仕事を進めること。
- 四、 正確と迅速さが信用を創る。対応はできるだけ早く、回答はできるだけはつきりとする。
- 五、 自分が提供するサービスに自分から興味を持ち、自主的に進んで勉強し、職業知識を豊富に持つこと。

(H23. 7. 1 土木部長挨拶)

(6) No. 6 (平成 23 年 8 月 1 日)

『温故創新』

～ 被災地復旧・復興へ、暑い夏をみんな
で支え合いながら乗り切ろう ～

(No. 6)



仙台土木事務所にて

今日から8月、職員の皆様いかがお過ごしですか。疲労困憊の状況にある方もいらっしゃると思います。仕事を一人で抱えることなく、シェアしながら、できる限り時間をうまく使って、計画的に休みを取って身体をこわさないでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から144日目の今日、発災直後から様々な支援活動を展開していただいた自衛隊が宮城県から撤収することになりました。県庁ロビーで撤収式が行われましたが、知事からは、自衛隊や米軍の皆様への感謝の言葉と、美しいふるさと宮城の復興に向けての決意が述べられました。出席した誰もが感謝の気持ちでいっぱいでした。本当にありがとうございました。と同時に、私もしっかりと、被災地の復旧と宮城県の復興に全力で取り組む決意を新たにいたしました。

8月、東北は祭りで燃え上がります。先月の16、17日には、東北全体で復興へ向け頑張る意気込みを見せようと、仙台に東北6県の祭りが集合して、「東北六魂祭」が開催され、たくさんの人出で身動きができないほど盛況でありました。昨日からは石巻の川開き、6日からは仙台七夕、そしてお盆へと。いろいろな思いの中で迎えることとなりますが、鎮魂から再生、復興へと歩を着実に進めていきたいと思います。

先月29日に、政府の東日本大震災復興対策本部から、「東日本大震災からの復興の基本方針」が出されましたが、「高台移転」が明記されなかったのは遺憾であります。復興施策(1)災害に強い地域づくりの中の、「②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員」に隠れてしまいました。(iii)に「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討するとの表現があり

ますが、そこで対応するとのこと。お金がかかることで躊躇したのではないかとも思われます。

「宮城県震災復興計画」の復興のポイント「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」では、高台移転・職住分離・多重防御が3点セットとなっております。7月27日現在で、死者9,258名、行方不明者2,452名、住宅全壊・半壊合わせて132,666棟という、未曾有の大地震・大津波災害の実態をしっかりと科学的に分析し、いざ災害が起きて最低限、県民の生命を守るようなまちづくりをすることが私たちの使命であります。この3点セットは譲れない原則であります。今回の津波を再現し、レベル1(数十年か百数十年に1度の津波)による第1線の沿岸防御を踏まえ、安全な場所に住居を移っていただくことが何よりも重要であり、そのことを訴え続ける必要があります。

これから、被災市町の復興計画が正念場を迎えます。被災市町や地域によってバリエーションがありますが、被災者、被災地が希望を持ってこれから進んでいけるように、9月11日の建築制限期間も迫っていますので、沿岸防御、復興まちづくり、復興住宅も3点セットで、しっかりと時間軸を設定して取り組んでいくことが必要です。よろしくお願いいたします。

また、政府の復興の基本方針では、10年間の復興期間の事業規模を少なくとも23兆円程度と見込んでいます。平成27年度末までの5年間で「集中復興期間」として少なくとも19兆円を投資するとしております。国の1次補正と2次補正ですでに6兆円を出しておりますから、今後の3次補正は13兆円規模となるようです。

宮城県では、復旧・復興事業費総額見込は、今日現在で、12兆8千3百億円であり、そのうち、公共土木施設は2兆4千3百20億円となっております。政府の復興予算の根拠も明確ではなく、いずれ23兆円で収まるわけがありません。

以上の点をも踏まえ、4日には知事が、市長会と町村会と一緒に政府要望を実施することになっております。今月中には「宮城県復興計画」最終案が確定し、9月議会で議決を得ることになっております。先月22日に、仙台土木事務所会議室で土木部の「宮城県社会資本再生・復興計画」(1次案)(※下記)等について説明しましたが、職員の皆様からご意見をいただきながら、復興計画に合わせ作業を加速していきたいと思います。

次に、災害査定についてですが、先月29日現在で、被害件数6,432件中、2,358件の査定が終了しました。進捗率は37%です。今日から、水管理・国土保全局所管は12次査定で、下水道や公園、港湾も引き続き進められております。本当にご苦労様です。査定については、国交省から年内にできるだけ早く、県及び市町村全ての件数を終えるよう指示がありました。現在、他都道府県からも100名に及ぶ支援をいただいておりますが、年内に終えるためには体制を整え、9月以降集中的に実施していく必要があります。

不要不急の仕事を一時中断して、本庁はもちろん内陸部の地方公所の方々にもお手伝いをお願いすることを検討しております。

先月半ばで梅雨が明けてしまい、猛暑が続きましたが、このところ涼しい日が続いております。こうした中、先週の29、30日、新潟・福島では平成16年の豪雨災害を上回る、連続雨量1,000mmを越える豪雨により、五十嵐川（いからしがわ）をはじめ多数の河川で堤防が決壊し床上浸水するなど多数の被害が発生しております。災害はいつでも、どこでも、いろいろなかたちで私たちを襲ってまいります。

宮城県でも大震災により地盤沈下が著しく、県土は水害に対してもさらに弱い状況下にあります。こうしたことも肝に銘じておこななければなりません。職員の皆様には、本当にご苦労をおかけいたしますが、これから夏本番、暑い夏、みんなで支え合いながら、復旧・復興に向け、しっかりと取り組んでまいりましょう。それでは皆様お元気で。

(H23. 8. 1記)

(7) No. 7 (平成23年9月6日)

『温故創新』

～ 大震災から半年、災害査定、本格復旧を急ごう ～

(No. 7)



東部土木事務所にて

9月になりました。職員の皆様いかがお過ごしですか。夏休みを計画的にとっていただき、疲れを貯めないようにしてください。

今月に入り、牛歩の如く、のろのろとした台風12号は、紀伊半島、奈良、和歌山、三重の各県などに甚大な被害を及ぼしました。仙台の年間雨量1,400mmをはるかに越える、総雨量1,800mmもの記録的な豪雨に見舞われたところもあり、報道では、洪水や土石流により、10道県で100名に近い方が死亡・行方不明、1万人以上が孤立したということであ

ります。まさに、「災害列島日本、いつ、どこでも、災害は起こる」と実感しております。被災した各県地域の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

9月は台風シーズンです。本県においても、大津波で壊滅的な被害を受けた海岸や河川堤防の応急工事は完了していますが、地盤沈下も起きており、今まさに県土は災害から一番危険な状態にありますので、しっかりとできる限りの対応をしていかなければなりません。よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から半年が過ぎようとしております。被災地は少しずつ落ち着いてきた感がありますが、まだまだ復興への道のりは厳しいものがあります。

9月1日付けで、東京都などから新たに5名、交替で9名が応援に来ていただき、現在、17都道県、100名の皆様にご支援をいただいております。本当にありがとうございます。身体にはくれぐれも気をつけていただき、これからもよろしくお願いいたします。

年内に災害査定を必ず終了するため、土木部総力を上げて取り組み、平成25年までの3ヶ年で施設の復旧をあらかた終えるよう、査定が終了した箇所からどんどん発注し、県民の皆様に見える形で工事を進めていただくよう切にお願いいたします。

なお、遅くなって申し訳ございませんでしたが、沿岸部における海岸堤防高については、今週中に正式に公表されますので、急ピッチで設計を進めて沿岸部の災害査定や復興まちづくり等に活かしていただきたいと思っております。

また、1日に岩手、宮城、福島3県の土木部長会議を盛岡で開催し、各県の状況等を踏まえ意見交換しました。福島県は地震津波災害に加え、原発事故、さらには水害と、県土全体が災害で厳しい状況下にあります。復興計画も12月までに策定することですが、原発事故で避難区域などに指定されている市町は、現時点では復興計画策定などできそうにないとのことです。原発事故の早期収束を切に望んでおります。新地町、相馬市など北部沿岸は本県の沿岸防御やまちづくりとほぼ同じ考えで取り組みたいとのことでした。

岩手県は知事選挙中で、すでに復興計画を策定しております。沿岸防潮堤は本県よりかなり高く建設されていますが、さらに高くしたいとのことです。次の日に、宮古市田老から釜石まで岩手沿岸を視察しました。沿岸部の防潮堤は10m程で高く建設されており、港湾施設背後にも防潮堤が建設されています。田老地区のX字の海岸防潮堤に立ち、その高さに驚きましたが、漁港の防波堤が被災し、防潮堤も一部前面のみ被災しており、この防潮堤を巨大津波が楽々と越え、国道45号に沿った市街地には家などは残ってはいませんでした。ここは、明治29年、昭和8年の三陸津波でも壊滅的な被害を受けております。

このように各県の状況は異なっておりますが、災害査定、沿岸防御や復興まちづくりにこれからも連携を蜜にして行動していくことを確認しております。本県としても、被災地の思いをしっかりと受け止めて、復

旧・復興に全力を傾けることをここに改めて誓いたいと思います。

8月26日には、宮城県震災復興本部会議で「宮城県震災復興計画」が決定されました。9月議会に諮り議決を得ることとなっております。平行して策定を進めてきた土木部の「宮城県社会資本再生・復興計画」（2次案）がまとめ、9月12日から今月いっぱいパブリックコメントや市町村との意見交換を行い、10月はじめには策定し、議会に報告、公表することとしております。これまで職員の皆様からたくさんの貴重なご意見をいただきました。関心度の高さは、職員皆様の宮城の復興への思いと重なっております。ありがとうございました。

さらに、「東日本大震災の記録」の編集も進められております。災害の記録を言語化し語り継ぐことは非常に大切なことです。記憶を風化させることなく、初動対応や災害復旧状況などをとりまとめ、今後の災害対策に活かしていく努力が重要です。大震災から半年が過ぎた9月11日に、まずは〔暫定版〕として発刊いたします。執筆や編集に携わった職員の皆様に感謝いたします。1年後の3月11日に追補版、災害復旧事業等の完成を以て完成版を発刊することとなりますが、平成25年は土木部80周年でもあり、宮城県の復興への大きな力となることを期待しております。

なお、9月16日から30日まで、県庁ロビーで土木部主催の「3.11東日本大震災 復旧・復興パネル展」を開催します。今後機会あるごとに、復旧・復興の進み具合を多くの県民に知っていただくよう、各地域の合同庁舎、仙台空港ビル、商業施設など人が集まる場所を選んで実施していきたいと思っております。

最後に、8月30日に国から、被災地復興のリーディングプロジェクトとして、三陸縦貫自動車道をはじめ三陸沿岸道路等の早期整備を図る方針のもと、県内未事業化区間約18kmのルート及び出入口5箇所的位置が示されました。気仙沼大島架橋ともアクセスすることになります。

また、今朝の河北新報に、「積む 降ろす 力強く 荷役用クレーン仙台港で再稼働」とありました。やっとガントリークレーン2号機が復旧しました。早期に高砂-1.4m岸壁とガントリークレーン4基すべてが復旧するよう願っています。さらに、日本ではじめて、東洋ゴム工業株式会社仙台工場（岩沼市）から自動車タイヤを積載した「45フィートコンテナ」の公道輸送も始まり、9月15日には仙台港から第1船が出航、内航フィーダーで東京港に運ばれ北米に向け輸出されます。港湾も着々と復旧してきております。

仙台空港も9月25日に空港ビルの完全復旧と国際定期便ソウル線が再開されます。順次、グアム、台北、上海/北京、大連/北京の各線が再開される予定です。仙台空港も震災前の賑わいを取り戻していくことでしよう。合わせて、仙台空港アクセス鉄道も10月1日から全線再開します。このように、陸（道路）・海（港湾）・空（空港）の復旧・復興は、宮城の復興に大きな力となることでしよう。引き続き復旧・復興を進め、

各施設の利用拡大に努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

野田新総理が誕生し、政権も新布陣となりました。震災の復旧・復興に全力で取り組むとしております。試金石は3次補正であります。本県が要望してきた、沿岸防衛、復興まちづくりを進めるための新たな制度の創設や復興予算・財源等が示されるのか、正念場を迎えております。9日には新政権に対して知事の政府要望が行われますし、引き続き土木部としてもしっかりと対応してまいります。よろしくお願いいたします。

朝晩、秋の気配が感じられる季節となってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続きますし、美しいふるさと宮城の復興に向けて熱い戦いは続きます。職員の皆様どうかお身体に気をつけてください。ではまた。

(H23. 9. 6記)

(8) No. 8 (平成23年10月19日)

『温故創新』

～ 「宮城県社会資本再生・復興計画」の策定・公表／みやぎの社会資本を再生し、復興へ力強く踏みだそう ～

(No. 8)



宮城スタジアムの復旧現場にて

10月になりました。金木犀の甘酸っぱい香りに今年も秋の訪れを感じてから、すでに稲刈りも終わり、山々も紅葉が一段と鮮やかになってまいりました。秋の深まりを感じる今日この頃ですが、職員の皆様いかがお過ごしですか。皆様には東日本大震災の復旧・復興のみならず、台風15号への対応など、いろいろとご苦労をおかけしてありまして申し訳ございません。本当にお疲れ様でございます。この1ヶ月、たくさんの成果が出ておりますこと、心から感謝申し上げます。

また、17の都道府県から応援に100名の方に来ていただいております。宮城県の生活になれていただいでしょか。10月いっぱい交替される方もいら

っしやると思いますが、これまで本当にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

お陰様で、公共土木施設等の復旧については、工程表に基づき順調に進んでいること、うれしく思います。

緊急輸送道路等の通行規制の解除の進展、河川・海岸の応急復旧の完了のほか、港湾の使用可能岸壁も9割以上に回復、仙台港のガントリークレーンも1基復旧し、国際定期コンテナ航路が再開するとともに、日本ではじめて45フィートコンテナが北米に向けて東京港を経由し輸出されました。

また、9月25日には仙台空港の旅客ターミナルビルが全面復旧し、国際定期便のソウル便が再開、10月2日にはグアム便も再開しました。前後しますが、1日には仙台空港アクセス鉄道が全線再開しております。

一昨日には、大津波で橋の一部が落橋した国道398号の新北上大橋と県道石巻工業港矢本線の定川大橋が、震災後7ヶ月余りで復旧し開通するなど、陸・海・空の基幹的社会資本が急ピッチで復旧しております。

流域下水道も終末処理場のメインポンプを復旧し、沈殿・消毒による簡易処理を行い、処理水の水質も良くなってきております。一日も早く高度処理に移れるよう復旧工事の進捗を期待しております。

応急仮設住宅は、約22,000戸のうち、女川町が建設している分を除いて、全て完成しております。今後、寒さ対策などの環境改善も追加的に実施することとなり、面倒をおかけいたしますが、年内完了に向け引き続きよろしく願いいたします。

県有施設も100箇所以上被災しており、復旧工事を急いでいただいておりますが、気仙沼合庁仮設庁舎や石巻港湾事務所改修工事が完了し、執務環境が整備されました。

公共土木施設の被害状況は、現時点で、7,014箇所、約6,375億円となっており、先週までで、4,394件、約1,163億円が査定決定されております。9月9日に、宮城県沿岸における海岸堤防高さが設定され公表されましたが、今後は被害が大きい沿岸域の査定に取りかかり、年内に全ての査定を終了するよう、市町村支援も含め、組織一丸となって取り組んでまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

さて、今日で1ヶ月以上に及ぶ9月定例県議会が終了しました。9月補正予算に加え、「宮城県震災復興計画」の審議、平成22年度決算審査が行われ、いずれも可決されました。

土木部関係では、復興まちづくり（高台移転・職住分離・多重防御）、沿岸部の津波防御対策、地盤沈下対策、仮設住宅の寒さ対策などの被災者支援、復興住宅（災害公営住宅）の建設、宅地被害への支援、道路・港湾・空港の復旧・復興、仙台空港アクセス鉄道の財務構造改善に向けた「上下分離方式」の導入など、多岐にわたり質問がありました。長丁場でした。議会対応本当にご苦労さまでした。それぞれしっかりと答弁調整をしていただき、私も力強く答弁することができました。ありがとうございました。

また、9月補正予算では約131億円を追加計上し、土木部予算は2,473億円に上っております。主に、仙台空港アクセス鉄道施設の買い取りと災害復旧支援に約100億円を計上したほか、道路、港湾、県営住宅等の復旧、市町村の災害公営住宅の設計支援などに予算を追加しております。今後、本格復旧・復興に向け予算の適正な執行方よろしく願いいたします。

さらに、「宮城県震災復興計画」をうけた土木部の部門別計画である「宮城県社会資本再生・復興計画」も、市町村との意見交換やパブリックコメントを経て策定し、10月7日の建設企業委員会に報告しました。委員の方からお褒めの言葉をいただき、今議会を最後に勇退される委員からは、10年後楽しみにしているとの激励の言葉をいただきました。この計画は、未曾有の大震災、大津波の教訓を踏まえ、新しい視点での社会資本整備のあり方を示しており、今後の宮城県の復興の基盤を築いていくものであります。他都道県から支援をいただいている方を含め土木部職員1000名、一丸となって取り組んできた成果であります。24日の庁議に報告し公表してまいります。本当にご苦労様でした。職員の皆様には、この計画を熟読して胸にしっかりと刻んでいただきたいと思います。なお、引き続き、年内を目途に、復旧期3ヶ年の行動計画である「緊急アクションプラン」の策定を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

いよいよ待ちに待った国の第3次補正予算案が、東日本大震災復興特別区域法案（仮称）などの関連法案とともに、今月20日に招集される臨時国会に上程されます。復興まちづくりなどにおける制度改正や新制度の創設、財源措置などが示されることになっており、これまで行ってきた国への要望や協議結果が実を結ぶことを大いに期待しております。この特区法案に基づき、復興まちづくりの各種計画策定に向け、県が主体的に被災市町と連携して早急に計画の策定を余儀なくされると思いますので、心して取り組んでいかなければなりません。これからの正念場、土木部の真価を発揮する時でもあります。頑張りましょう。

東日本大震災から7ヶ月が過ぎましたが、震災から半年の節目として、「東日本大震災の記録（暫定版）」も発刊していただきました。短期間にすばらしい記録ができたと思います。この大震災の被害状況、土木部の初動対応、復旧・復興状況などを記録誌として保存し、記憶を風化させることなく、今後の災害対策等に活かしていくことが肝要です。来年の3月11日には追補版を、3年後には土木部80周年に合わせ完成版を発刊することとしております。この暫定版には、地震発生後1ヶ月の職員皆様のすさまじいばかりの対応が記録されており、読んでいて涙が流れてまいります。職員の皆様にも読んでいただき、これまでの出来事を振り返ってみたいと思います。今後、皆様に大震災への思いを綴っていただくとともに、復旧状況、復興に向けた取り組み、いろいろな対応への検証

を加えながら、内容の充実を図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日から今月末まで、職員健康調査（第2回）が実施されます。震災による職員自身や家族などの被災及び震災対応による業務変化や長期間労働などの過労による心筋梗塞などの病気やメンタルヘルス不全などの未然防止を図るために実施されますので、寒い冬を迎える前にしっかりと健康チェックを行ってください。よろしくお願いいたします。ではまた、お元気です。

(H23.10.19記)

(9) No.9 (平成23年11月11日)

『温故創新』

～災害査定はラストスパート、 復興へスタートダッシュ～

(No. 9)



立冬も過ぎ、今日はすばらしい青空、凜とした朝を迎えました。駅に向かう途中、白石川のきれいに刈り込まれた堤防の緑と一目千本桜の紅葉のコントラストが朝の光に美しく輝いていました。秋も深まってきました。土木部職員1,000名、皆様お元気ですか。さて、明日で、東日本大震災から8ヶ月、仮設住宅約22,000戸も全て完成し、今日現在で避難者も気仙沼市だけの47名となっております。仮設住宅建設に携わった関係機関の皆様と職員の皆様に心から感謝申し上げます。なお、仮設住宅については、引き続き寒さ対策などの改善を年内に終えることとなっておりますのでよろしくお願いいたします。また、14日には、主要地方道古川松山線の志田橋の復旧工事が完了し、重大な損傷を受けた23の橋梁箇所ですべて通行が確保されるなど、復旧も進んでまいりました。職員の皆様に、毎日本当にご苦労様です。ありがとうございます。

被災地ではがれきの撤去も進み、仮設商店街や魚市場も建つなど、復興に向けた取り組みも始まっております。

ます。沿岸部の被災市町の復興計画も気仙沼市、南三陸町、女川町、名取市、岩沼市ですでに策定されましたが、年内には全ての市町で復興計画が策定されることとなっております。今日で、気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、名取市、山元町で出していた、被災地の無秩序な開発を防ぐための建築制限も解除され、災害危険区域を指定する山元町を除き、新たに被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域を指定し、復興を見据えた新たな建築制限に移行しつつ、まちづくりを進めていくこととなります。

こうした中、現在開かれている臨時国会に、待ちに待った第3次補正予算として1兆5,687億円(このうち公共事業費等の追加が1兆4,734億円、東日本大震災復興交付金1兆5,612億円)と関連法案が上程されておりますが、今月中には予算が成立する予定であります。

復興まちづくり関連法案としては、東日本大震災復興特別区域法がありますが、これは、地域の創意工夫を活かした復興を推進するため、規制・手続き等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度を創設するものであります。

個別の規制・手続きの特例や税制上の特例をうけるための「復興推進計画」、復興整備事業(土地区画整理事業など13事業)を迅速に行うための特例許可、手続きのワンストップ化、新たな事業制度の活用等の適用を受けるための「復興整備計画」、著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業(防災集団移転など40事業)に関する「復興交付金事業計画」の3つの計画を、少なくとも年度内には県と市町村が地域協議会を設置するなどして共同(市町村単独でも可)で策定することとなります。この法案には、復興まちづくりに関して、新たな制度の創設や改正を要望してきた内容がほとんど全て盛り込まれております。これまで、国との協議や要望に精力的に取り組んできた職員の皆様に心から感謝申し上げます。今後、復興まちづくりの予算の受け皿をつくっていかねばならない重要なかつ大変な作業となりますので、まずは、時間軸を定めて市町村と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりましょう。

いよいよ災害査定はラストスパート、今週から沿岸部の海岸堤防等の査定が実施されております。下水道、港湾、都市災を含め、市町村分を合わせて総件数は約7,500件、今週には約5,100件と約7割の査定が終了いたします。残り約2,400件の査定と、県営住宅、滅失住宅の査定を年内にすべて完了し、できるところから本復旧に向けて工事を発注し、新年を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。組織一丸となって取り組んでまいりましょう。

10月に策定した「宮城県社会資本再生・復興計画」によれば、復旧期の25年度までに被災前のレベルまで復旧しなければなりません。土木部が先行して少なくとも5年以内には住宅・社会資本を再構築していかなければ、復興まちづくりも進んでゆきません。これまで、応急復旧や内陸部の本復旧を進めてきましたが、

これから沿岸部に集中してやっていかなければなりません。すでに進めている下水道の復旧はもとより、仙台塩釜港や石巻港など重要な港湾は24年度までに復旧する計画でありますし、比較的頻度の高い津波を防御するため新たに設定した高さでの海岸堤防の再構築も急ピッチで進めていかなければなりません。

土木部予算は、今年度の11月補正で3,000億円を超えますし、24年度は3,500億円にも達する予定です。正味2年そこらで、今までの10年分に当たる1兆円規模の予算を執行していかなければなりません。早急に、発注件数と発注規模・額を押さえて、マンパワーの確保、人事配置、発注業務の簡素化、入札・契約制度の改善、建設業・建設関連業への対応等、多くの課題を解決していかなければなりません。非常時における思い切った取り組みが必要ですので、知恵を絞って対処してまいりましょう。このほか、各種行政事務、用地対応等においても、「想定外」のことが起きることが考えられますので、今回の大震災の教訓でもありますように、「想定外」を想定しながら対処してまいりましょう。よろしくお願いたします。

次に、復興へスタートダッシュであります。まず、「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき、今後5年間の集中復興期間の投資計画を詰めていき、そのうち復旧期における緊急アクションプランを年内には策定し取り組んでいきたいと考えております。年明けには、いよいよ本格的に復興へスタートを切ってまいりましょう。

また、今回の大震災では、三陸縦貫自動車道などの高速道路が「命の道」として大いに活躍しました。こうしたことから、知事から国の復興構想会議で高速道路の加速度的整備を要望していただきましたが、国の第3次補正予算に復興道路として、三陸道の整備に1,000億円の予算が計上されました。岩手県も含め三陸沿岸道路には、復興のリーディングプロジェクトとして総額1兆円を投資し、10年で全線供用する予定となっております。宮城県においては3,000億円を投資し7年で完成供用することとなっております。仙塩道路の4車線化は25年度までに完成予定で早速着工することになっております。合わせて、県道路公社で整備を進めている仙台松島道路の4車線化も鳴瀬奥松島ICまで延伸していきたいと考えております。7年後には大島架橋も完成しますし、沿岸部と内陸部を結ぶ道路として、24日にI期区間約9kmが供用するみやぎ県北高速幹線道路も、7年後には東北道と三陸道を結ぶ全線が供用するよう検討を指示しております。

東北地方整備局では、今月の19日に、三陸道登米志津川道路の志津川トンネルの着工式を復興道路着工式と位置づけるとともに、25日には三陸道の整備を促進するため、国、県、関係市町、学識経験者等からなる「復興道路促進会議（スタートダッシュ会議）」を立ち上げることであります。本県では、用地取得等において全面的にバックアップしていくことであります。

道路のみならず、港湾、空港、鉄道も元を取り戻し、復興へスタートを切っております。仙台塩釜港の-14mの高砂第2ふ頭岸壁とガントリークレーン4号機が12月には使用可能となります。仙台塩釜港の復興シンボルとなる日本郵船の北米コンテナ定期航路が是非とも年内には再開することを期待しております。

仙台空港の10月国内線搭乗者数は211,719人で、前年同月比94.1%まで回復してまいりました。国際線では定期便がソウル、グアム便に続き台北便も就航しております。仙台空港アクセス鉄道も仙台空港駅まで全線再開し、上下分離方式による財務構造の改善で身軽になり、快適に運行しております。10月の利用客は201,263人（前年同月比95.9%、6,492人/日）となっており、順調に回復しております。空港利用者の増加やりんくうタウンの成熟と相まって、26年度までの改革期間には7,400人/日を目標に、更なる経営改善を期待しております。

災害査定ラストスパート、復興へスタートダッシュ。復興へ頑張ろう！みやぎ。美しいふるさと宮城の復興に向けて、がんばるっちゃ土木部。朝晩の寒さが増してまいりますので、くれぐれも風邪などひかぬようご自愛ください。ではまた。



仙台港高砂-14m 岸壁の復旧状況

(H23.11.10記)

(10)No10(平成23年12月28日)

『温故創新』

～ 今年一年お疲れ様でした、ただただ感謝！来年も「元気」「勇氣」「根気」で復興へ頑張ろう！～

(No. 10)



土木総務課にて

平成23年の仕事納めに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

もうすぐ一年が過ぎようとしております。今年は特別な年となりました。3月11日に発生した東日本大震災を境に、私たちの暮らしや仕事が一変してしまいました。日常と非日常が交錯する中で、職員の皆様には、大変なご苦勞をおかけいたしました。本当にお疲れ様でございました。特に、なれない土地でご苦勞されながらも、多大なご支援を賜りました、18の都道県職員の皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

大震災以来、他の都道府県の皆様や関係機関・団体等、多くの方々のご支援をいただきながら、被災地域の復旧・復興に向けて取り組んでまいりました。

職員の皆様には、これまでに、道路、港湾等の啓開やがれきの撤去処理、公共土木施設や県営住宅、県有建築物の復旧、応急仮設住宅の建設と寒さ対策、災害調査を踏まえ、施設復旧の構造検討や災害査定、復興まちづくりに向けた制度設計や被災市町への支援、住宅・宅地の危険度判定や被害への対応、「東日本大震災の記録」の編纂や復旧・復興パネル展などの広報活動、「宮城県社会資本再生・復興計画」や「宮城県復興住宅計画」の策定、三陸道など復興道路整備や仙台南部道路の移管への対応、仙台空港ビルやアクセス鉄道への支援、復興のシンボル大島架橋や仙台塩釜港・松島港・石巻港の統合・一体化への対応など、様々な仕事に知恵を絞って、献身的に取り組んでいただきました。このほかにも、通常の仕事として、迫川流域の緊急砂防や荒砥沢ダムなど岩手・宮城内陸地震災害からの復旧、みやぎ県北高速幹線道路の供用、丸森大橋の新設工事、ダム事業の検証、県営住宅家賃滞納縮減への対応などにも積極的に取り組んでいただき、成果を上げることができました。

この未曾有の大災害に対し果敢に挑戦し、美しいふるさと宮城の復興に向けて、道を切り開いてきた職員の皆様には心から感謝申し上げますとともに、土木部の組織力の強さを心の底から誇りに思っております。

さて、5月10日から始まった東日本大震災に関する災害査定は、年内に全て終了しました。

公共土木施設では、県・市町村分合わせて6,925件に及ぶ査定を進めてきた結果、約8,049億円の復旧工事費が確定いたしました。

これは、昭和53年宮城県沖地震災で復旧工事費が約100億円でありましたから、その80倍の工事費であり、今年度当初予算で計上された公共事業費全体の8倍にも達するものであります。また、阪神淡路大震災が発生した年の平成7年災や新潟豪雨や中越地震災の年の平成16年災の全国査定決定額をも越える多額の工事費となりました。

また、県営・市町村営住宅の査定も、79団地、3950戸、復旧工事費約26億円となっております。災害公営住宅建設の基礎となる滅失住宅の査定も3万戸を超える数に及んでおります。総力を結集しての対応、本当にご苦勞さまでした。

まずは、大震災からの本格復旧に向けて、これからが本番であります。今後、3年ないし5年で本県の住宅・社会資本を再構築していくために、年明け早々に復旧工事の詳細な工程を組んで、前方集中型で対応していかなければなりません。相当の困難を覚悟の上であります。更なる知恵を発揮して、目標を達成したいと考えております。

また、復興地域づくり、まちづくりを進めるためには、東日本大震災復興特別区域法に係る「復興推進計画」、「復興整備計画」、「復興交付金事業計画」の策定も急がなければなりません。被災市町をリードしながらしっかりと取り組んでまいりましょう。復興まちづくりと合わせ、被災者支援のための復興住宅の建設も急務であります。被災者、被災地域の思いを真摯に受け止め対応してまいりましょう。

東日本大震災は、私にとって生涯忘れることのできない出来事となりました。この大震災は、マグニチュード9.0という巨大地震、繰り返し沿岸域を襲った巨大津波による災害に、原発事故、風評被害が加わった複合災害であります。本県では、死者・行方不明者が1万人を越え、35万棟もの住家が被害を受けるなど、尊い命と財産が一瞬にして失われました。破壊の限りを尽くした巨大津波の映像を見るにつけ、心が痛み涙があふれてまいりましたが、この歴史的な事件が私たちの目の前で起きたのだということをしっかりと心に刻み、後世に伝えていかなければならないと考えております。

職員の皆様にも、「東日本大震災 職員の証言(想い)」への寄稿を是非お願いしたい。合わせて、来年の3月11日には、「東日本大震災の記録(追補版)」を発刊することにしておりまして、被災経験や各課室・各公所ごとの取り組みの詳細をとりまとめて、それらを基に、これからの新たな時代へと踏み出す原点として検証し、それを教訓として活かしながら、震災を乗り越え、宮城県、東北地域の更なる発展を目指して、土木部全力で取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

さあ、明日から、年末年始の休みとなります。6日間の短い期間ではありますが、今年一年の疲れを癒していただきたいと思います。来る新年、希望の年となるよう祈りながら、良い年をお迎えください。1月4日、元気なお顔でお会いしましょう。この一年本当にご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(平成23年12月28日 仕事納め挨拶)

(11) No. 11 (平成24年1月4日)

『温故創新』

～復興元年

美しいふるさと宮城の

復興、住宅・社会資本

再構築にスタート～

(No. 11)



土木総務課にて

新年明けましておめでとうございます。

短い年末年始の休みでしたが、職員の皆様には少しでも疲れを癒していただけたでしょうか。また、ご支援をいただいている他都道県の方々には、ふるさとで迎えたお正月いかがでしたでしょうか。今年の正月は、いつもの年とは違ったかも知れませんが、鎮魂への除夜の鐘を聴きながら、卯年から辰年へ、希望の新年を迎えることができたのではないかと考えております。

元旦には、岩沼で震度4の地震がありまして驚きましたが、元旦から非常配備された職員の方もいらっしゃいます。ご苦労様でした。今年は災害のない、良い年になるよう、心から願っております。

今年は、東日本大震災からの復興元年。今年も、多くの方々のご支援を賜りながら、被災者や被災地の思いを真摯に受け止め、幾多の困難が待ち受けていようと、皆様と力を合わせて、一步一步着実に復興への歩みを進めてまいりましょう。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災以降これまで、皆様の昼夜を分かたずの献身的なご努力により、昨年中に災害査定は終了し、各被災市町の復興計画も策定され、復興まちづくりや復興住宅建設への準備も進められております。

いよいよ、これから、美しいふるさと宮城の復興に向け、「宮城県震災復興計画」や「宮城県社会資本再生・復興計画」に基づき、住宅・社会資本の再構築、災害に強く、再生可能エネルギーなども活用した新たなまちづくり、仙台空港や仙台塩釜港の拠点性を最大限活かした地域づくりなど、新しい発想を取り入れて積極果敢に取り組んでいかなければなりません。復興の主体は、県民の皆様であり、企業の皆様ですが、国や市町村と連携をさらに強化し、それらをしっかりとサポートしてまいりましょう。

土木部といたしましては、まず、復旧期の3年には、1日も早く安全・安心な県民生活を取り戻すために、公共土木施設等を被災前のレベルまでに復旧するとともに、再生期4年においては、将来の発展に向けて、被災市町の新しいまちづくりと合わせ、河川、砂防、

ダム、海岸等の県土保全施設の整備や多重防御、道路、港湾、空港などの基幹的な社会資本の再生、災害公営住宅の建設などを進め、新しい県土づくりを軌道に乗せてまいりましょう。

さらに発展期には、もう「想定外」と言うことのないよう、ハード・ソフト両面から、自然災害に対応できる粘り強い県土を構築し、重要な交通インフラの充実や被災市町の新しいまちづくりの進展等により、10年で大震災を乗り越え、新しい時代へ向けて全国のモデルとなるような宮城の復興、東北の復興を成し遂げることに総力を挙げて取り組んでまいりましょう。

そのスタートとなる一年が始まりました。復興元年となる今年、そのベースを形づくる大事な年となります。1月には復興のシンボルとなる各種イベントが予定されております。

まず、仙台塩釜港の1.4m高砂2号岸壁とガントリークレーン3基が復旧し、22日に、待ちに待った北米西岸への外貿定期コンテナ航路が再開されます。これは本県のみならず、東北地域の物流機能の復興にとって大きな力となるものであります。2月10日には、首都圏セミナーを開催することとしており、本県の港が元気になった姿やこれからの復興に向けた戦略など、しっかりとPRしてまいりましょう。合わせて、懸案である「仙台塩釜港・松島港・石巻港の統合・一体化」は、復興のシンボルとして是非とも成し遂げなければなりません。ラストスパートよろしく願いいたします。

次に、27日には、気仙沼大島架橋事業の着工式が地元で開催されます。大震災による大津波により、気仙沼市街地をはじめ離島の大島は甚大な被害を受け、一時大島には1,800名の方が孤立状態にありました。改めて離島大島への架橋の重要性を認識したところであります。復興道路としての三陸縦貫自動車道の整備や気仙沼市のまちづくり計画と調整を図り、アプローチ道路の計画を見直して予定どおり復興のシンボルとして事業を進めることとしました。平成25年度には橋梁本体工事に着工できるようしっかりと準備を進めていただきたいと思います。

それから、29日には、七北田川から南、福島県境までの仙台湾南部沿岸域の海岸堤防の着工式が行われます。この沿岸域は約30kmに亘って、国が代行して工事を実施することになっております。各沿岸市町の工区同時に着工となりますが、特に、仙台空港などの重要な施設を優先的に防御することとしております。七北田川から北側については、県において施工することとなっておりますが、比較的頻度の高い(数十年から百数十年に一回発生するような)津波に対する第1線の防御ラインとなる海岸堤防や湾口防波堤、防潮堤の整備は、最重要課題であります。用地の取得も必要となりますが、沿岸部の産業活動の再開やまちづくりと調整を図りながら、是非ともできるだけ早く整備を進めて完成していただくよう、よろしくお願いいたします。

今回の大震災においては、災害査定 の簡素化や、新しい制度の創設、財源の確保などいろいろな面で、職員の皆様が知恵を出して国を動かし対応してまいりました。

河川の河口部を含め海岸、港湾や下水道などの復旧にあたっては、ただ単なる原型復旧ではなく、改良復旧や新たな施設整備までも認めていただいたことは、最大の成果であったと思っております。

また、被災市町の復興まちづくりの支援にあっても、まちづくりのたたき台を提示し、岩手、福島両県をリードしながら、精力的に制度設計や事業費の確保に向けて取り組んでいただいた成果が、「東日本大震災復興特別区域法」の制定につながったと思っております。

これから、「宮城県社会資本再生・復興計画」に示した2兆6千億円に上る事業を進めていくに当たっては、早急に今後3年ないし5年の「緊急アクションプログラム」を策定した上で、スピード感を持って着実に進めることが重要であります。多くの問題を解決していく上で、相当の困難が待ちかまえておりますが、まずは、職員一人一人の体力と知力・知恵を結集して、組織的に総動員で対応していかなければなりません。

しかしながら、やはり人員の確保が最大の課題となります。これまで以上に国や関係機関と連携を密にし、他の都道府県からの更なるご支援をいただかなければなりません。パートナーである建設関係団体の体制整備や全国的な支援も不可欠であります。

また、すでに国においては、約1.9兆円の復興予算が組まれておりますが、復興を成し遂げるための予算もまだまだ足りないと考えますし、引き続き復興予算、財源の確保に全国的な理解を得ていかなければなりません。

したがって、これまで以上に国に様々な提案をし、内外に情報発信しながら、日本再生のモデルとなるような復興の過程を示していく必要があると考えております。職員皆様の更なる奮起、行動を期待しております。

最後になりますが、土木部が誕生したのは、昭和8年の三陸沖地震津波による大災害が発生した年でありました。戦後の疲弊した県土は、昭和22年カスリン台風、23年アイオン台風、25年広瀬川低気圧による相次ぐ大水害に見舞われました。さらに、昭和35年にはチリ地震津波、53年には宮城県沖地震、61年には8.5豪雨、平成6年には9.22ゲリラ豪雨、15年には宮城県北部連続地震、20年には岩手・宮城内陸地震などにより、本県は何度となく大災害に見舞われました。これは、日本列島に住む私たちの宿命でもあります。その都度、私たちは先輩諸氏とともに災害に立ち向かい、災害から多くのことを学び教訓としながら、県土を復旧・復興し、県勢の発展に一丸となって努力してまいりました。

今回の東日本大震災は、80年を迎えようとしている土木部にとって、経験したことのない最大の災害であります。私は、土木部の伝統、人づくり、組織力

を持ってすれば、必ずや宮城の復興を成し遂げることができると思っております。長い10年という道のりではありますが、さらなる宮城、東北の発展に向けて、天命に従い、1年、また1年と、土木部の襷をたく強く繋いでゴール目指し駆け抜けていきたいと思っております。

まずは、今年、復興元年、昇る龍の如く、土木部一丸となって、「元氣」、「勇気」、「根気」で頑張りましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

(平成24年1月4日 仕事始め挨拶)

(12)No12(平成24年2月17日)

『温故創新』

～記録しなければ記憶として残らない
伝え続けよう東日本大震災を～

(No. 12)



皆様いかがお過ごしですか。毎日毎日、本当にご苦労様です。立春も過ぎ、少しずつ春に近づいているような今日この頃ですが、まだまだ寒い日が続きますので、インフルエンザなどにかからないよう十分注意してください。

さて、3・11東日本大震災からもうすぐ1年になるうとしております。昨年末で災害査定が終了し、県全体で7,334箇所、約8,720億円の査定決定額となりました。職員の皆様本当にご苦労さまでした。支援をいただいている18都道府県の皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

東日本大震災による公共土木施設の復旧額は、宮城県沖地震の発生した昭和53年災の県合計額(約9.6億円)の実に90倍の額であり、阪神・淡路大震災が発生した平成7年災(約6,190億円)や新潟中越地震の発生した平成16年災(約6,830億円)の全国合計額を凌ぐ膨大な額となっており、復旧工事費からしても未曾有の災害でありました。今後、公共土木施設はできるだけ3年間(平成25年度まで)で、遅くとも5年(平成27年度まで)で全て復旧してい

かなければなりませんので、しっかりと取り組んでいきましょう。「東日本大震災公共土木施設等復旧方針」をまとめましたので、良く読んで対応してください。よろしくお願いいたします。

また、昨年10月に策定した「宮城県社会資本再生・復興計画」の緊急アクションプラン（5ヶ年計画）については、職員の皆様から色々な意見をいただき、2月3日の土木部課（室）長・地方公所長会議で調整案を承認していただきました。現在、市町村との調整を進めております。宮城県震災復興計画の実施計画（復旧期3年分）と整合し、3月上旬までに策定し、今議会に報告し公表することとしております。全体投資額2兆6,000億円のうち、5ヶ年（平成27年度まで）で約1兆6,000億円を投資し、住宅・社会資本の復旧・再生を急ピッチで進めることとしております。

いよいよ、今日から来年度当初予算と関係議案を審議する2月議会が始まります。会期は3月16日までです。追加提案次第では会期延長もあります。

平成24年度の県全体の当初予算は、前年度に比べ約2倍の1兆6,823億円（震災対応分は9,048億円）に達し過去最高、このうち投資的経費は過去最高の4,637億円を占め前年度の4倍超を計上しております。総会計では1兆9,859億円（震災対応分は9,363億円）です。土木部の当初予算は、3,400億円で対前年度比3.6倍で過去最高、震災対応分は2,454億円で72%を占めております。なお、追加提案で、復興交付金を積んで約3,900億円ほどになる予定です。

知事は、来年度予算を「復興元年スタートダッシュ予算」と銘打って、宮城の復興に向けて積極果敢に取り組むとしております。土木部においても、住宅・社会資本の整備にスタートダッシュで取り組んでまいりましょう。準備方よろしくお願いいたします。

先日9日に、土木部と宮城県建設技術協会共催で、「東日本大震災 社会資本再生・復興シンポジウム ～東日本大震災から美しいふるさと宮城の復興に向けて～」を、県庁講堂で開催しました。一般の方も含め500名もの大勢の参加を得て、有意義な一日でありました。

技術研究発表では、県における沿岸防御や、南三陸町、女川町、山元町の復興まちづくり計画、建設業協会における震災対応について、5題のすばらしい発表がありました。沿岸防御では、今次津波による被災のメカニズムの解明と復旧における「粘り強い」構造の提示、高台移転や多重防御による津波防災まちづくりの検討など、非常にわかりやすく説明していただきました。復興まちづくりでは、それぞれの町の特性や町民への意向調査などを踏まえたまちづくり計画が示され、これから進めるに当たって課題を抱え大変な苦労されていることが伝わってきました。県としてしっかりと支援していかなければと痛感しました。また、大震災からの復興における首長というリーダーの存在やあり方の重要性が再認識されました。宮建協の震災時

の対応には感銘しました。本当にありがたく感謝申し上げます。土木部としても、関係団体との協定に基づく対応も含め、震災の検証をしっかりと進めてまいります。

基調講演では、国総研の西川所長さんに「想定外を克服するために」、東北大学の今村先生に「巨大地震の被害実態と今後の防災・減災対策に向けて」と題して、貴重なお話をいただきました。西川さんの講演では、「想定は人がするもの」という観点から分析し、次の4つの想定外を克服しようと言っておられます。①想像できなかった「想定外」・想像力の欠如、予測能力の力不足、②考慮しなかった「想定外」・思考停止、③あきらめの「想定外」・思考の放棄、④見過ごしの「想定外」・怠慢、先送り。私も、東日本大震災は、「想定外」だったとか、「未曾有」の大災害だとか言っていますが、その言葉の意味をしっかりと理解し、今後の防災対策に活かしていかなければと思っております。そこで、皆様には是非読んでいただきたい本があります。それは、失敗学の畑村洋太郎教授が震災後書かれた「未曾有と想定外 東日本大震災から学ぶ」（講談社現代新書）です。この本は、「津波と未曾有」、「原発と想定外」、「日本で生きるといふこと」の3章からなっています。「私たちは今回の災害を転換点にできるのか？」が問われております。

また、津波研究の第一人者である今村先生の講演では、専門家としての視点で、津波の実態をシュミレートした画像を映していただき、津波の遡上と被害の特徴、多重防御の重要性など科学的に詳細に説明していただきました。「人は記憶を忘却する」、「世代が変わると記憶は残らない」、「世代に繋げていくことが重要」、ここにアーカイブの役割があるとして、東北大学アーカイブプロジェクト「みちのく震録伝」を立ち上げたと言うことです。この「忘れる」点については、畑村教授の先に紹介した本に、「人は忘れる」という大原則がある」の中で詳しく書いてありますし、「天災は忘れた頃にやってくる」の名言で有名な寺田寅彦氏の随筆選集「地震雑感／津波と人間」（中公文庫）をお読みください。いずれにせよ、東日本大震災の経験を継承する取り組みを続けていかなければならないと考えております。そこで、本県では、「(仮称)3.11伝承・減災プロジェクト」を立ち上げ、津波痕跡を現地に表示したり、記念碑を築造するなど、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋がる様々な試みにも積極的に取り組むこととしております。

さらに、「震災からの教訓をこれからの津波防災対策に活かすために」と題したパネルディスカッションでは、ラジオパーソナリティーの板橋さんをコーディネーターに、安住前女川町長、阿部東松島市消防団長、古関河北新報社震災取材班キャップ、遠藤土木部次長の4氏から貴重な体験談を話していただき、今後の津波防災やまちづくりに役立つ提言をいただきました。ここでも、リーダーシップのあり方や震災の経験の伝承、行政の役割など、示唆に富んだお話がありました。特に、古関キャップの報道の使命として、「記録するこ

と、記録しなければ記憶することができない、伝えていくことができない」との言葉が心に深くしみわたりました。土木部では、「東日本大震災の記録」、「職員の証言」など、震災1年目の記録としてまとめることにしており、「伝承」する活動を継続してまいります。

なお、当日、板橋さんから、「サバメシ防災ハンドブック2011」をいただきました。「03.11の経験から知る今までの防災にプラスすべき必要なこと」が書かれております。御家族皆様でご活用ください。また、私なりに、「東日本大震災を踏まえた宮城の防災対策」をまとめましたのでお読みください。

最後になりますが、17日まで県庁ロビー1、2階を貸し切って、「東日本大震災 社会資本再生・復興パネル展」を開催しており、今後とも、節目節目で開催したり、県内各地で巡回パネル展を実施していただきたいと思っております。昨日、「東日本大震災」被災状況と復興に向けた取り組みについて」を更新していただきました。復旧・復興の状況などよりわかりやすくなりました。各所属でも「復興だより」を出したり、復旧工事着工式や現場見学会などを開催したり、色々な媒体を使って、復旧・復興の進み具合や有り様を、県内外、国内外に積極的に情報発信していただきたいと思っております。「見える復旧・復興」を目指しよろしくお願いたします。

さあ、希望の春はもうすぐそこに。「元気」、「勇氣」、「根気」で、美しいふるさと宮城の復興に向けて、土木部一丸となってスタートダッシュ！ これからもよろしくお願いたします。

(H24. 2. 16記)

(13) No 13 (平成24年3月14日)

『温故創新』

～ 東日本大震災から1年

新たな想いを胸に前へ、前へ ～

(No. 13)



南三陸町東日本大震災犠牲者追悼式

今日は、私の部屋に太陽の明るい光が差し込んでいます。「あの日」もそうだったように記憶しています。「あの時」までは。

職員の皆様お元気ですか。東日本大震災から1年が経ちました。長かった1年でした。あっという間の1年でもありました。皆様にはいろいろな想いが交錯し

ているかと思っております。職員の中には、御家族を失った方や御自身も被害にあった方もたくさんおられます。つらい1年であったと推察しており、もがき苦しみなながらも顔にも出さず、懸命に仕事に取り組んでいただきました。本当にありがとうございました。

また、18都道県の職員の方々には、慣れない土地で、いつになく寒かったこの年に、昼夜を分かたずご支援を賜りましたことに心から感謝申し上げます。これからは御健勝で御活躍を祈念いたしております。是非また宮城を訪れていただき、復興の姿を見ていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

3月11日、東日本大震災犠牲者の追悼式が、県内の被災市町で執り行われました。

政府主催の追悼式と連動した式となりました。私は、南三陸町の追悼式に出席し、村井知事から預かった追悼の辞を代読しました。

まず、震災が起きた午後2時46分に黙祷をし、犠牲者の霊を慰めました。天皇陛下から、「東日本大震災から1周年、ここに一同と共に、震災により失われた多くの人々に深く哀悼の意を表します。・・・大震災の記憶を忘れることなく子孫に伝え、防災に対する心掛けを育み、安全な国土を目指して進んでいくことが大切だと思います。今後、人々が安心して生活できる国土が築かれることを一同と共に願い、御霊への追悼の言葉といたします。」との「おことば」がございました。この「おことば」を私たちは深く心に刻みたいと思っております。

村井知事からは、230万人の県民を代表して、追悼の言葉が捧げられました。「平成23年3月11日午後2時46分。この日とこの時間を私は、生涯忘れることはできません。・・・未曾有の大災害による爪痕は依然として大きく、今なお、住む家や働く場所を失い、明日への希望を見いだせない方々が、大勢いらっしゃいます。そうした方々が早期に生活再建を果たすことができるよう、取り組みを一段と加速していかなければなりません。この式典に臨み、私は、犠牲になられた方々の無念の思いを心に刻み、ふるさと宮城を次の世代にしっかりと引き継いでいくために、県民の皆様と心をひとつにして、さらに復興に邁進することを固くお誓い申し上げます。」と、決意を述べられております。私は、知事の追悼の辞を、同じ思いで述べさせていただきます。

また、南三陸町の式典では、「南三陸町・未来を歌に」と、町内5つの小学校の子どもたち135名によって、それぞれ創作された5つの歌が献奏されました。子どもたち自身の目で見えてきたこの1年を、子どもたち自身の言葉・旋律にし、町の皆さんに届けようとして作ったものです。「みんなの鼓動 生きている」(志津川小)、「しあわせなみんなのまち」(名足小)、「未来の自分」(入谷小)、「ファイト！南三陸」(伊里前小)、「小さいけれど大きなしあわせ」(戸倉小)の5曲です。最後の曲では、「みんなでがんばったこと しあわせ明日を生きること しあわせ ありがとう ありがとう」と、135名の清らかな歌声が会場に響き渡り

ました。私は深く感動し、未来を生きる子どもたちのためにも、しっかりと被災市町、宮城の復興を果たしていかなければと、決意を新たにいたしました。

さて、「宮城県社会資本再生・復興計画」の実施計画、緊急アクションプランができました。職員の皆様の御努力に深く感謝申し上げます。

このアクションプランは、「宮城県震災復興計画」における復旧期、再生期前半の5ヶ年の計画となっており、投資額は全体額2兆6,000億円の約62%となる約1兆6,000億円であります。なお、緊急施設復旧（災害復旧事業）プロジェクトは5年で全て完了です。土木部が、今後、住宅・社会資本を再生し、宮城の復興を先導していくとの思いから、スピード感を持って取り組んでいかなければなりません。

また、「壊滅的な被害を回避する県土構造への転換」、「いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活環境の整備」、「かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備」の3つを基本目標に、土木・建築行政を推進することにより、我が国をリードする先進的な減災・防災機能を備えた県土づくりを目指すとともに、沿岸市町の新しいまちづくりの進展と併せて、福祉、環境、観光、経済などの多様な分野とも連携のもと、震災を乗り越え、更なる発展に繋げる県土づくりの実現に、土木部総力挙げて全力で取り組んでまいりましょう。

平成23年度2月補正後の予算額は3084億円余（H22最終予算額の約2.9倍）、平成24年度の当初予算額は3842億円余（H23当初予算額の約4.1倍）となっております。平成23年度の繰越額は約1485億円余ですので、平成24年度は5300億円を越える予算を執行していかなければなりません。職員みんなで力を合わせ、他都道県の方々の御支援もいただきながら、知恵を絞って、宮城の復興に向け、この難局を乗り切っていただきたいと切に思っております。今、予算特別委員会建設企業分科会で各課予算説明を行っております。16日の本会議で可決成立できるようにしっかりと対応してまいります。

また、2月8日に開催した土木部課室・地方公所長会議において、これからの復旧・復興を県民の皆様に見える形で取り組んでいただきたいとお願いしております。

先日、土木総務課の「「東日本大震災」被災状況と復興に向けた取り組みについて」のページを大幅にリニューアルしていただきましたので、古くなった情報を新しい情報にして、随時情報発信していただきたいと思っております。

2月下旬には県庁ロビーで復旧・復興のパネル展示を開催しました。また、3月22日に県庁講堂で「東

北地方太平洋沖地震による建築被害報告会「M9.0 巨大地震からの教訓」が開催されますが、それに併せて現在、建築物の被災状況のパネル展示も県庁ロビーで実施しております。昨日、Dリンクに大河原土木事務所のパネル展示が紹介されています。各所属、タイムリーにいろいろな形で取り組んでいただければ幸いです。

3月3日には、大曲海岸堤防着工式を行いました。沿岸部だけでなく内陸部においても、各種着工式や完成式、復旧工事現場の地域住民見学会やマスコミ公表など、開催していただきたいと思っております。

このほか、まもなく、「東日本大震災の記録」や「東日本大震災 職員の証言（想い）」がまとまります。今年も引き続き、「私たちは決してあの日を忘れない」ための取り組みや研修・シンポジウムの開催などを通じて、今回の大震災と向き合っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、3月末をもって退職される方は35名です。そのうち、定年退職される方は31名となっております。皆様には、これまで県政発展のため多大なる御尽力を賜りましたことに衷心から感謝を申し上げますとともに、これからの第2の人生を御健勝で有意義なものとなりますことを切に祈念いたしております。「新しいふるさとづくり」に共に邁進してきた同士の皆様には、これからも新生宮城の復興・発展に、更なるお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

東日本大震災後の4月1日から、「温故創新」（造語）と題して、職員の皆様に、私のその時々々の想いを伝えてまいりました。大地震によって失われた大地に夢の種を蒔き、美しいふるさと新生宮城を創っていききたいとの思いからであります。今日で最終章となりますが、これからは新たな想いを胸に、長い道のりとなりますが、皆様とともに一步一步、前へ、前へと進んでまいりたいと思っております。「元氣」、「勇氣」、「根氣」でがんばってまいりましょう。

（H24.3.14記）

東日本大震災を踏まえた宮城の防災対策

～災害に強いまちづくり『宮城モデル』の構築を目指して～

宮城県土木部長 橋本 潔

1 はじめに

平成23年3月11日(金)午後2時46分、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生しました。

折しもこの2日前の9日には、三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、被害はなかったものの、イントラネットの職員向け投稿に「年度替わりのこの時期は危機管理が特に重要です」と書き込み、再認識を促したばかりでした。

発災当時は、県庁の執務室にいましたが、携帯電話の緊急地震情報の発信音がけたたましく鳴ると同時に激しい揺れに見舞われ、とっさに会議テーブルの下に潜り込みました。暫くして若干揺れが収まったかに思えた瞬間、今度はさらに大きな地震動が襲ってきて、テーブルの脚をしっかりと握ってその揺れに耐えていましたが、書棚が倒れてきてものすごい音を立てて厚いガラスが割れた時には、この世の終わりかと感じました。揺れが収まるまで何と長かったことか、宮城県沖地震が起きてしまったと思いました。

すぐに宮城県災害対策本部が設置され、本部長の知事から、まず人命救助の最優先、情報収集、職員の安否確認の指示があり、早速、同時に設置した土木部災害対策本部で同様の指示を行いました。

ただ事ではない揺れだったと考えていたものの、名取川左岸筋を黒い水塊が大地を舐め尽くしながら遡上していくテレビの光景に、これは想定していた宮城県沖地震以上のものが来たと確信しました。ここから「土木部業務継続計画(BCP)」に基づく1ヶ月の初動・応急対応を経て、未曾有の大災害「東日本大震災」との壮絶な戦いが始まりました。

この巨大地震は、気象庁の発表によれば、震源域の長さが約450km、幅約200km、すべり量は最大20～30m程度で、破壊の継続時間は約3分とされています。宮城県栗原市で震度7を、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など、広い範囲で強い揺れを観測しました。更に、この地震により引き起こされた巨大津波は、太平洋沿岸の広範囲に到達し、リアス地形部では高さ20mを超え、平地では内陸5kmまで侵入し、市街地をことごとく破壊し甚大な被害をもたらしました。

宮城県内における人的被害は、死亡者数9,472名、行方不明者1,805名、重傷者434名、軽傷者3,579名(平成24年1月11日現在)に上り、発災直後のピーク時には1,183施設に320,885名の方が避難する事態となりました。住家被害についても、全壊84,062棟、

半壊136,712棟、一部損壊212,974棟(1月11日現在)の被害が発生しています。



女川町の上空から(写真提供:(社)東北建設協会)

公共土木施設の被害額については、昨年末に災害査定が終了し、査定決定が7,334箇所、8,727億円(1月30日現在)となっています。これは阪神・淡路大震災が発生し「震」の年と表された平成7年、新潟県中越地震、新潟・福井豪雨が発生し「災」の年となった平成16年、それぞれ1年間での全国の自治体の査定決定額合計を、宮城県分だけで上回った結果となっており、公共土木施設の被害額だけを見ても未曾有の大災害であることがわかります。(図-1)



図-1 過去25年間の公共土木施設災害復旧費の推移

私たちが営々と築き、沿岸域を守ってきた防潮堤や水門などの施設が無残にも破壊され、瓦礫が厚く覆ったすさまじい被害状況を現地で見ると、一日も早い復旧・復興の重要性を改めて認識し、発災後約1ヶ月の4月21日には公共土木施設の復旧・復興工程表を公表し、復興の道筋を県民の皆様にお示しし、迅速な復旧に取り組んでいるところです。

一方、今回の災害からは、今後の防災対策を考える上で、数多くの貴重な教訓を得ることができました。この経験を「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能な宮城の県土づくり」を実現していく過程と捉え、「震災を乗り越え、さらなる発展に繋げる土木・建築行政を推進」するため、現在、「宮城県震災復興計画」(図-2)及びその部門別計画となる「宮城県社会資本再生・復興計画」(図-3)に基づき、防災対策の再構築に取り組んでいるところです。

この度、東日本大震災社会資本再生・復興シンポジウム「～東日本大震災から美しいふるさと宮城の復興に向けて～」開催にあたり、東日本大震災を踏まえ、宮城県が今後進める防災対策についてご紹介させていただきます。

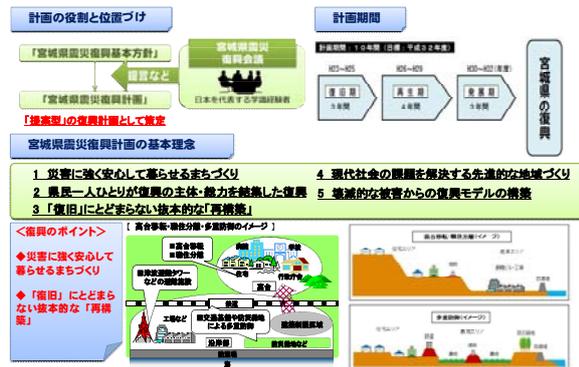


図-2 宮城県震災復興計画

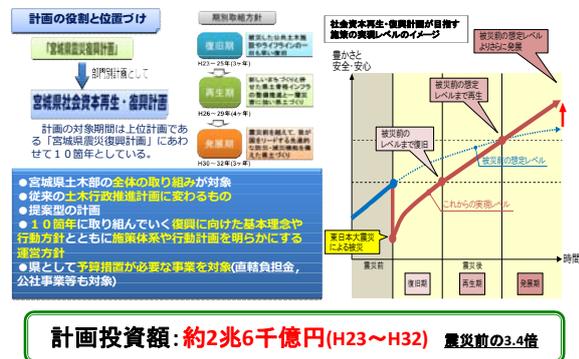


図-3 宮城県社会資本再生・復興計画

2 これまで進めてきた防災対策

過去に本県に大きな被害をもたらした宮城県沖地震は、地震調査研究推進本部の発表によると、平均約37年間隔で繰り返し発生していると考えられており、その発生確率は、10年以内に70%程度、30年以内には99%と、地震大国日本の中でも飛び抜けて大きな値を示しておりました。

このように地震の発生が現実視されている状況において、県では、県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を目指す「宮城の将来ビジョン」を平成19年3月に策定し、政策の3本柱の1つに「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」を掲げ、「宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」に取り組んでいたところでした。

この計画に基づき、住宅等の耐震化を進めるとともに、震災後の応急対策や、救助・救援活動を速やかに実施できるよう、緊急輸送道路の橋梁、物資輸送の岸壁、防災拠点施設等の耐震化を促進させ、更に、電気、ガス、上下水道などが早期に確保されるよう、ライフラインの耐震化の促進と各管理者との連携強化による早期復旧体制の整備を図っていました。

宮城県沖地震では津波の発生も想定されていたことから、沿岸居住者や海岸利用者を津波被害から守るため、水門の遠隔操作化や津波情報標識の施設整備も進めていました。また、昭和35年のチリ地震津波が襲った毎年5月を「みやぎ津波防災月間」と定め、県民の防災意識の向上を促すシンポジウムの開催や、市町村や地域住民と合同で海岸施設の点検を行う津波防災ウォッチングなどの取り組みを行っています。

このような中、平成20年6月には、宮城県北部に位置する栗原市の山間部を中心に、大規模な土砂崩壊、大規模地すべり、河道閉塞、土石流等の土砂災害をもたらした「岩手・宮城内陸地震」が発生しました。多くの尊い命が奪われると共に、多数の負傷者や避難者を数える事態となり、緑豊かな農林業地帯で、有数の観光地でもある栗駒山周辺の被害は極めて甚大なものとなりました。初動期に正確な災害情報を把握するために、関係機関との迅速な情報共有のための通信体制の構築や、中山間地域での非常時通信手段の確保の必要性など、多くの課題が確認でき、これを契機に「土木部業務継続計画(BCP)」を策定し、危機管理態勢の充実を図ってきたところでした。

さらに、平成20年9月には「震災対策推進条例」を制定し、自主防災組織の育成、防災訓練への参加促進、幼年期からの防災教育の充実、企業や地域において防災活動の中心となる防災指導員の育成等を積極的に進め、県民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、地域を災害から守る活動に積極的に取り組んでもらうことにより、震災に強い「県民総ぐるみ」の体制を構築してきました。

3 今後進める宮城の防災対策 ～災害に強いまちづくり『宮城モデル』の構築

宮城県では、昭和35年のチリ地震津波による被災を契機に、海岸保全施設や水門・陸間の整備などのハード対策に加え、様々な防災対策を進めてきましたが、今回の津波の規模は、これらの施設の防御能力をはるかに超えるものであり、仮にこれまでの整備水準を考えられる最大規模で進めてきたとしても、住民の避難行動等が不十分な防災態勢のままでは、甚大な被害を防げるものではなかったと考えています。

いわゆるハード対策の限界であり、今後の災害に強い地域づくりを進めるためには、過度な施設依存を脱却し、「逃げる」ことを基本にかなる事態においても「命は守る」ために、住民の津波防災に対する啓発活動や避難体制の充実などをこれまで以上に推し進め、

ソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を進めることが急務となっています。

今回沿岸沿いの市街地や集落は壊滅的な被害を受けており、復興まちづくりにおいては、高台への市街地の整備・集団移転や、土地利用制限による職住分離、建築制限等、津波被害のリスクの高い場所における居住等の生活領域を減少させ、リスクの低い場所へ誘導するなど、新たな発想に基づく「津波に強いまちづくり」を推進する必要があります。

また、耐震化対策を実施してきた橋梁や下水道管渠は、極めて大きな揺れを受けたのにもかかわらず、被害が限定的だったことから、これまで進めてきた耐震対策を今後も引き続き推進することとしています。

さらに、今回の震災において大津波の影響を受けることなく通行が可能で、救急救命活動や緊急物資輸送などに重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道や常磐自動車道については、沿岸部の防災道路としての位置づけをより明確にし、復興道路として加速的な整備により早期の全線供用を目指すとともに、県管理道路の整備も進め、港湾や空港とも連携し、県内外における防災道路ネットワークを強化することとしています。

これらを踏まえて、本県が目指す「災害に強いまちづくり『宮城モデル』」は、これまで進めてきた「津波防御施設」、「避難対策」の拡充に加えて「まちづくり」等を組み合わせた多重型の防災対策を推進し、それぞれの対策においてもフェイルセーフ機能が確保された総合的なまちづくりを構築していくこととしています。

(図-4)

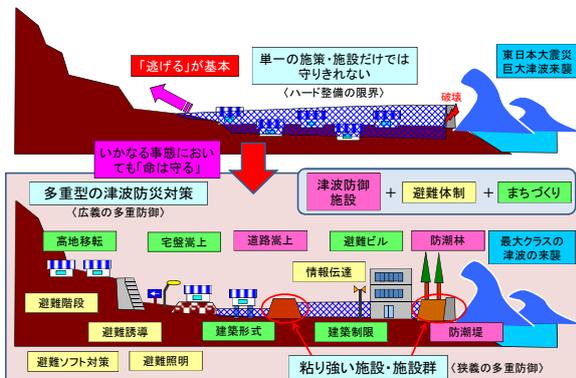


図-4 災害に強いまちづくり『宮城モデル』

① 津波防御施設

人命と資産の両方を守る海岸保全施設の復旧については、過去に発生した最大の津波高さ(今次津波)を基準として整備することが望ましいですが、地形・地盤条件や環境・社会活動への影響、施工期間・費用等の問題で現実的ではありません。昨年の6月13日には土木学会東日本大震災特別委員会の津波特定テーマ委員会（委員長：今村文彦 東北大学教授）から、1000年に1度程度の低頻度で発生する巨大津波を含めた今後の津波対策の検討方向が示されたこともあり、海岸保全施設は、数十年から百数十年に1度発生する発生頻度の高い津波高さを設定し(津波防護レベル(L1))整備することで検討を進めました。

しかし、今次津波のような低頻度で発生する最大クラス(津波減災レベル(L2))の津波に対しては、津波防護レベル(L1)を上回り、海岸保全施設を越えることとなるため、施設の復旧にあたっては、想定外の外力が作用しても、破壊・倒壊しにくい構造とし、一定の機能を保持するか、もしくは復旧の容易性を確保する構造とする必要があります。

このため、県では東北大学等の学識経験者等で構成する「宮城県公共土木施設構造検討会」を設置して、今回の津波による被災メカニズムや防災メカニズム等を整理し、堤防、道路等をはじめとする各種公共土木施設の設計上の留意点や構造細目の復旧方向を探り、「粘り強い」構造や施設群として計画し、二次被害を軽減できる構造またはシステムを構築しています。

海岸堤防は、背後に道路施設や盛土した防災緑地を併設するなどの構造上の工夫により、堤体の浸食、吸い出しなどの被災を受け難くし、大津波が施設を越えたとしても壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される「粘り強い」構造としています。中小河川の堤防についても、超過洪水対策と合わせ越流に強く、破堤しにくい構造とし、内陸に遡上した津波の戻り流れによって施設被害が拡大したことも踏まえ、運河や河口跡などを利用して戻り流れを制御できる方策を加え、施設被害の拡大を防ぐこととしています。(図-5)

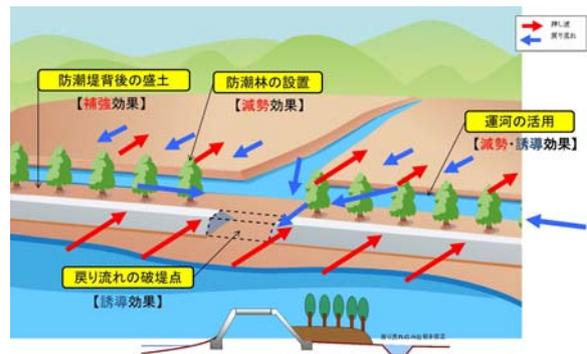


図-5 海岸保全施設の「粘り強い」構造のイメージ

② まちづくり

復興に向けた災害に強いまちづくりにおいては、避難時のリスクを少しでも軽減するため、高台移転や職住分離を進めています。すなわち住宅や、避難場所等の防災拠点となる役場、学校、病院、公民館等の公益施設を高台や内陸部に移転し、水産業や観光業などがなりわいである沿岸部においては高台から通勤することで、住民の安全を確保しようとするものです。浸水区域内での津波エネルギーの減勢を図ることが難しい、背後に山が迫り平地が少ないリアス式海岸の三陸地域などでは有効な方法となります。

また、今回の津波では、高盛土構造の仙台東部道路が津波防御機能や避難場所の機能を果たしたことから、幹線道路や鉄道などを盛土構造とし、津波への多重防御を構築することも計画しています。道路の嵩上げなどによる多重防御施設についても、「公共土木施設構造検討会」において、津波シミュレーションによる防御

効果を確認の上、仙台湾南部地域などで採用することにしました。

その他にも、防災緑地や防潮林、沿岸避難ビル群等の津波防御施設群や、津波減勢施設群による多重防御の構築を検討し、それら施設群から期待されるそれぞれの背後の安全度を評価し、土地利用を規制・誘導し、総合的なまちづくりを実現していくことにしています。(図-6)

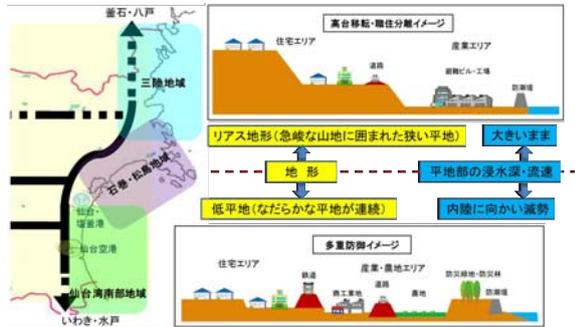


図-6 被災地域の津波特性を踏まえた沿岸防護のイメージ

③ 避難体制

住民の命を守るための避難計画や津波情報の確実な伝達システム等の対策、住民の防災意識の啓発は、これまで想定宮城県沖地震の津波浸水予測を基に行ってきましたが、今後は被害想定を最大クラスの津波減災レベル(L2)を想定して再構築する必要があります。

避難計画の策定では、地域の特性に応じて避難場所の選定を適切に行い、特に避難施設の設定では、最大クラスの津波に対しても浸水せず、極力津波来襲時に孤立しない適切な場所を選定する等の対策を講じることが重要となります。

平地部の避難高台や避難道路の築造、避難階段、避難標識の整備等を進め、津波警報等の防災情報が確実に住民に伝達される多重的な施設やシステムの構築、これに合わせた避難体制充実を図るためのソフト対策も検討していきます。

さらに、常時から住民に避難時の備えを促す、地域のハザードマップ(防災地図)等についても津波減災レベル(L2)を具体的に反映させることが重要です。

地震発生後に来襲する津波に対して、避難の要否を予測することは現時点の技術では困難といわれているので、地震発生後は必ず「避難する」ことを徹底しなければなりません。そのための防災意識の啓発活動、防災教育等は特に力を入れるべき取り組みです。

④ 被災経験の継承・伝承

宮城県には戦前、昭和三陸地震津波の教訓を生かした独自の条例がありました。津波発生約3ヶ月後の昭和8年6月30日に公布、施行された「海嘯罹災地建築取締規則」で、津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するものでした。津波で被災する恐れのある地域では、知事の許可なく住宅の建築を禁止し、工場などを建てる際には「非住家 ココンスデハ キケンデス」の表示を義務づけ、違反者に

は拘留や科料の罰則がありました。戦後、建築基準法が施行され、市町村が災害危険区域を指定し、建築を制限できるようになりましたが、沿岸部への住宅建築を避けようとする、過去の規制に基づく考えは継承されず、現在はこの取り締まり規制は存在していません。

人口増加や高度成長を背景に、少ない可住地を有効活用したいという土地所有者の望み、世代交替りや外部からの転入者による被災経験の断絶及び高台移転に伴う土地や移転費用の問題など、津波被害の教訓が継承されなかったことには様々な要因が考えられますが、海岸堤防等の整備の進展と沿岸平地での生活の利便性から、第一線の海岸堤防に依存した防災態勢に変化していったのではないかと考えられます。

過去の教訓と今回の津波被害の事象を踏まえて、沿岸部での居住を制限し、高台等への移転を進めることは、世代を超えて安全な居住を確保するために、もう一度巡ってきた決断の機会と捉えています。

一方、県では2年前に、気仙沼市唐桑町小鯖地区において、地域住民、東北大学、気仙沼市と連携して、「津波に強いまちづくり計画」を策定していました。当地区は、リアス式海岸の山が海に迫る狭い平地に集落が形成されており、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波でも大きな被害を受けていた地区です。宮城県沖地震による津波に備えて、地域の高台移転を目指すもので、将来の地域があるべき、まちづくりの青写真を示したものです。予算の確保等が困難だったため、住宅建替の時期を契機に個人個人が移転を進めることを申し合わせ、計画実現には至りませんでした。この計画を策定する過程の地域住民とのワークショップで、津波避難時の課題が浮き彫りになり、通信手段としてトランシーバーの整備を行っていました。これが今回の災害時には集落毎の一時避難場所間の連絡に威力を発揮し、スムーズな安否確認を行うことができ、多くの命を救う結果となりました。過去の被災経験から地域を挙げて進めていた避難マップ作成や避難訓練等の事前の備えの大切さを証明する事例となり、このような教訓を生かす地域との協働による取り組みも引き続き進めていく予定です。

太平洋沿岸においては、大津波により多くの尊い命が奪われましたが、その中であって岩手県釜石市内14の小中学校全校では、校内にいた児童生徒約3千人全員が無事避難することができました。「釜石の奇跡」といわれる、こうした避難を可能にしたのは、学校の防災教育を充実し、「避難三原則」を徹底したことにあると言えます。それは、①想定にとらわれない、②状況下において最善を尽くす、③率先避難者になる、ということです。今回の大津波で児童生徒のとった行動は、全てこの避難三原則に当てはまり、これまで繰り返してきた学校防災教育の成果と考えられています。

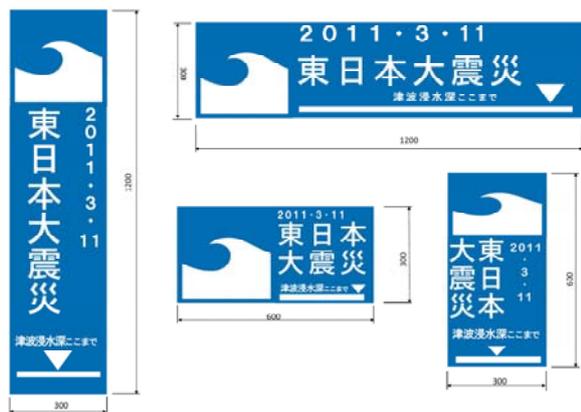
宮城県土木部においても、小学校を対象とした津波防災に関する「出前講座」などを進めてきており、平成18年3月には「津波防災教育学習の手引き」を作成し、県教育委員会とも連携しながら防災教育に取り組んできました。今回の被災により多くの方々の命が

失われた現実を目の当たりにして、改めて防災教育、地域ぐるみの防災意識の醸成の重要性、難しさが確認できましたので、「釜石の奇跡」を先進事例とし、学校に加え、集落や自治会とも連携し、防災に関する正しい知識を身につけ、地域の防災活動を実践できるような「命を守る」ための講座の見直しや取り組みを進めることにしています。

また、津波は発生頻度がまれで、世代交代を重ねるうちに防災意識が薄れることが指摘されていることから、この苦い経験を後世に伝承していくことが重要です。

そのため、津波痕跡を現地に表示したり、記念碑を築造するなど、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋がる様々な試みにも積極的に取り組んでいきます。（仮称）3.11 伝承・減災プロジェクト）

道路等の公共土木施設は、地域住民に身近な常目につく施設であることから、今回の津波の浸水区域や浸水高さを現地に標識等で表示することにしており、津波の記憶を風化させずに後世に伝える「しるべ」にもなり、さらに実物大のハザードマップとして、地域住民の防災啓発を図るだけでなく、地域事情に不案内な観光客等にも注意喚起を行い、いざという時には避難行動を起こすきっかけに結びつく、命を守る取り組みになります。（図－7）



図－7 （仮称）3.11 伝承・減災プロジェクト

4 おわりに

県ではこの未曾有の大災害からの復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を昨年10月に策定しました。計画期間を復旧期3年、再生期4年、発展期3年の3期に区分し、特に復旧期の段階から、再生期、発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に結びつけていくことにしています。

復興を進めていくにあたっては、「復旧」ととどまらない抜本的な県土の「再構築」を行い、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行っていく必要があります。このため、10項目の復興計画実現のためのポイントを掲げており、その1つ目が、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」となっていま

す。実現に向けて県民や国、市町村と一体となった取り組みを推進していきます。

最後に、今回の東日本大震災においては、国や自衛隊をはじめ、全国の自治体等の皆様に、震災直後より、救助・救援活動や被災者支援、応急対策など、災害対応に献身的に取り組んで頂きました。また、国内外の多くの関係機関や皆様から様々な御支援を頂きました。この場をお借りして、心からお礼と感謝を申し上げます。

被災地においては、国や市町と連携を図りながら災害復旧工事やまちづくり計画等を進めておりますが、ようやく復興への第一歩を踏み出したところであり、これからが復旧・復興に向けての正念場になると考えています。

お亡くなりになったり、未だに行方不明の多くの方々に報いるためには、同等の災害が起こっても人命が失われることのない、すべての県民が希望を持って安心して生活できる県土づくりを進めていくことが必要であり、その根底になるものが「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」であると考えております。

被災地や被災された方々の早期の復興に向けて、総力を挙げて取り組むと共に、今後とも震災対策を優先的・計画的に進め、県全体の地域防災力の向上を図ってまいりますので、引き続き各方面からのご支援を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

参考文献

- 1) 宮城県震災復興計画
<http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/sinsaihukkou/keikaku/index.htm>
- 2) 宮城県社会資本再生・復興計画
<http://www.pref.miyagi.jp/dobokusom/keikaku/>
- 3) 東日本大震災の記録(宮城県土木部版)
<http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/daisinsaikirokusi/indexjisinkirokusi.htm>
- 4) 公共土木施設被災状況(宮城県土木部)
http://www.pref.miyagi.jp/doboku/110311dbk_taiou/index.htm

<空 白>

— 出 典 —

- 気象庁「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震について(報道発表資料)」
- 国土地理院「平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災に関する情報提供 (ホームページ)」
- 社団法人東北建設協会 「津波による沿岸部被災前後写真集」

— 編 集 後 記 —

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本県に未曾有の大災害をもたらしました。発生直後から本県土木部では、応急工事等の対応等をしてまいりましたが、その記録を後世に伝承していかなければいけないと考え、この「東日本大震災 1 年の記録～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～」を発刊することにしました。

この記録誌は、平成 23 年 9 月に宮城県土木部で発刊した「東日本大震災の記録 (暫定版)」の追補版となっており、今後も引き続き、東日本大震災の対応を継続しながら記録し、節目ごとに編集しながら発刊する予定にしております。

なお、この記録誌は見づらいページもあると思いますが、手作りで全て編集しているので、ご容赦していただければ幸いです。

最後に本誌発行にあたりまして、御理解と御協力を頂きました関係機関の皆様には厚く御礼を申し上げます。

復旧・再生・発展

～美しいふるさと宮城の復興に向けて～

がんばるっちゃ土木部！



東日本大震災 1年の記録（宮城県土木部版）

平成24年3月30日発刊

編集：宮城県土木部事業管理課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL：022（211）3187

FAX：022（211）3292

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/>